2223 SNKBT

新日本古典文学大系
30

日本霊異記

出雲路修 校注

岩波書店刊行

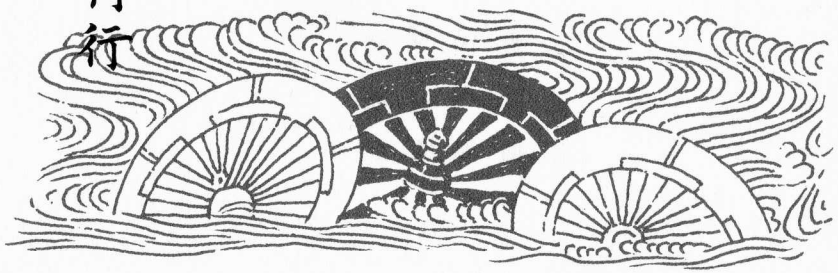

FACHBIBLIOTHEK FÜR JAPANOLOGIE UND KOREANOLOGIE AN DER UNIVERSITÄT WIEN

44867

編集委員
佐竹昭広
大曾根章介
久保田淳
中野三敏

題字　今井凌雪

目次

説話目次……3
凡例……7
上巻……三
中巻……五七
下巻……一一七

原文
上巻……二〇一
中巻……三三七
下巻……三六一
解説……三〇一
経典名索引……10
地名・寺社名索引……6
人名・神仏名索引……2

説話目次

上巻

序 三
雷を捉る縁 第一 五
狐を妻として子を生ましむる縁 第二 七
雷の憙を得て子を生ましめ強き力在る縁 第三 八
聖徳皇太子異しき表を示す縁 第四 一一
三宝を信敬ひて現報を得る縁 第五 一三
観音菩薩を憑念ひて現報を得る縁 第六 一七
亀の命を贖ひ生を放ちて現報を得亀に助けらるる縁 第七 一八
聾者方広経典を帰敬ひて報を得両の耳聞ゆる縁 第八 二〇
嬰児驚に攫られて他国に父に逢ふこと得る縁 第九 二一
子の物を偸用て牛と作りて役はれ異しき表を示す縁 第十 二三
幼き時より網を用魚を捕りて現に悪しき報を得る縁 第十一 二四
人と畜とに履まるる髑髏救収められて霊しき表を示して現に報ゆる縁 第十二 二五
女人風声なる行を好み仙草を食ひて現の身に天に飛ぶ縁 第十三 二六
僧心経を憶持ちて現報を得奇しき事を示す縁 第十四 二七
悪しき人乞食の僧を逼して現に悪しき報を得る縁 第十五 二八
慈ぶる心無く生けながら兎の皮を剝りて現に悪しき報を得る縁 第十六 二九
兵の災に遭ひ観音菩薩の像を信敬ひて現報を得る縁 第十七 三〇
法花経を憶持ちて現報を得奇しき表を示す縁 第十八 三一
法花経の品を読む人を皆りて現に口喎斜み悪しき報を得る縁 第十九 三三
僧湯を涌す分の薪を用ちて他に与へて牛と作りて役はれ奇しき表を示す縁 第二十 三三
慈ぶる心無く馬に重き駄を負して現に悪しき報を得る縁 第二十一 三四
勤めて仏の教を学びむことを求め法を弘め物を利けて命終る時に臨み異しき表を示す縁 第二十二 三五
凶しき人嫺房の母に孝養せずして現に悪しき死を得る縁 第二十三 三六
凶しき女生める母に孝養せずして現に悪しき死の報を得る縁 第二十四 三六
忠臣欲小く足を知りて諸の天に感められ現報を得奇しき事を示す縁 第二十五 三九
戒を持つ比丘浄き行を修ひて現の奇しき験力を得る縁 第二十六 四〇
邪見仮名の沙弥塔の木を斫焼きて悪しき報を得る縁 第二十七 四〇
孔雀王の呪法を修持ちて異しき験力を得て現に仙と作り天に飛ぶ縁 第二十八 四一
邪見にして乞食の沙弥の鉢を打破りて現に悪しき死の報を得る縁 第二十九 四三

理にあらずして他の物を奪ひ悪しき行を為ひて悪しき報を受け奇しき事を示す縁 第三十 四四
慇懃に観音を帰信ひ福の分を願ひて現に大なる福徳を得る縁 第三十一 四六
三宝を帰信ひ衆の僧を欽仰ぎ経を誦ましめて現報を得る縁 第三十二 四九
妻死にし夫の為に願を建て像を図絵きて験有りて火に焼けず異しき表を示す縁 第三十三 五〇
絹の衣を盗ましめ妙現菩薩に帰願ひて倏に其の絹の衣を得る縁 第三十四 五一
知識を引き四恩の為に仏の像を作絵きて験有りて奇しき表を示す縁 第三十五 五三

中 巻

序 五七
己が高徳を恃み賤しき形の沙弥を刑ちて現に悪しき死を得る縁 第一 五九
烏の邪淫を見て世を猒ひ善を修ふ縁 第二 六〇
悪逆なる子妻を愛び母を殺さむことを謀りて現報に悪しき死を被る縁 第三 六三
力女捔力を試る縁 第四 六四
漢神の祟に依り牛を殺して祭りまた生を放つ善を修ひて現に善と悪との報を得る縁 第五 六五
至誠心をもちて法華経を写し奉りて験有りて異しき事を示す縁 第六 六八

弥勒菩薩の銅の像盗人に捕られて霊しき表を示し盗人を顕す縁 第二十三 九六
閻羅王の使の鬼召さるる人の賂を得て免す縁 第二十四 九七
閻羅王の使の鬼召さるる人の饗を受けて恩を報ゆる縁 第二十五 一〇〇
いまだ仏の像を作畢らずして棄てたる木異霊しき表を示す縁 第二十六 一〇一
力女強き力を示す縁 第二十七 一〇三
極めて窮しき女釈迦丈六仏に福の分を願ひて奇しき表を示し現に大なる福を得る縁 第二十八 一〇四
行基大徳天眼を放ち女人の頭に猪の油を塗れるを視て呵嘖む縁 第二十九 一〇六
行基大徳子を携ける女人を過去の怨と視て淵に投てしめ異しき表を示す縁 第三十 一〇七
塔を建てむとして願を発す時に生める女子舎利を捧りて産るる縁 第三十一 一〇八
寺の息利の酒を貸用て償はずして死にて牛と作り役はれ債を償ふ縁 第三十二 一〇九
女人悪しき鬼に点され食噉はるる縁 第三十三 一一一
孤の嬢女観音の銅の像を憑敬ひて奇しき表を示し現報を得る縁 第三十四 一一三
法師を打ちて現に悪しき病を得て死ぬる縁 第三十五 一一五
観音の木の像神しき力を示す縁 第三十六 一一六
観音の木の像火の難に焼けず威く神き力を示す縁 第三十七 一一七
慳貪に因りて大蛇と成る縁 第三十八 一一七
薬師仏の木の像水に流されて沙に埋れ霊しき表を示す縁 第三十九 一一八
悪しき事を好む者現に利き鋭に誅られて悪しき死の報を得る縁 第四十 一一九
女人大蛇に婚はれ薬の力に頼りて命を全くすること得る縁 第四十一 一二〇
極めて窮しき女千手観音の像を憑敬ひ福の分を願ひて大なる富を得る縁 第四十二 一二三

下 巻

序 一二七
法花経を憶持てる者の舌曝れる髑髏の中に著きて朽ちざる縁 第一 一二九
生物の命を殺し怨を結びて狐と狗と作りて互相に怨を報ゆる縁 第二 一三一
沙門十一面観世音の像に憑願ひて現報を得る縁 第三 一三三
沙門方広大乗を誦持ちて海に沈み溺れざる縁 第四 一三四
妙見菩薩変化して異しき形を示し盗人を顕す縁 第五 一三六
禅師の食はむとする魚法花経と化作りて俗の誹を覆す縁 第六 一三七
観音の木の像の助を被りて王の難を脱るる縁 第七 一三八
弥勒菩薩願ふ所に応へて奇しき形を示す縁 第八 一四〇
閻羅王奇しき表を示し人を勧めて善を修はしむる縁 第九 一四一
法の如く写し奉る法華経火に焼けぬ縁 第十 一四三
二の目盲ひたる女人薬師仏の木の像を帰敬ひて現に眼を明くること得る縁 第十一 一四四
智しき者変化の聖人を誹妬みて現に閻羅の闕に至り地獄の苦を受くる縁 第七 六九
蠅と蝦との命を贖ひ生を放ちて現報を得る縁 第八 七四
己れ寺を作り其の寺の物を用て牛と作り役はるる縁 第九 七五
常に鳥の卵を煮て食ひて現に悪しき死の報を得る縁 第十 七六
僧を罵ると邪婬とをもちて悪しき病を得て死ぬる縁 第十一 七八
蠅と蝦との命を贖ひ生を放ちて現報に蠅に助けらるる縁 第十二 七九
愛欲を生し吉祥天女の像に恋ひて感応して奇しき表を示す縁 第十三 八一
窮しき女王吉祥天女の像を帰敬ひて現報を得る縁 第十四 八三
法華経を写し奉り供養するに因りて母の女牛と作りし因を顕す縁 第十五 八三
布施せざると生を放つとに依りて現に善と悪との報を得る縁 第十六 八五
観音の銅の像鷹の形に反化して奇しき表を示す縁 第十七 八八
法花経を読む僧を呰りて現に口喎斜み悪しき死の報を得る縁 第十八 八九
心経を憶持てる女現に閻羅王の闕に至り奇しき表を示す縁 第十九 九〇
悪しき夢に依り至誠心をもちて経を誦ましめて奇しき表を示し命を全くすること得る縁 第二十 九三
攝の神王の曜光を放ちて奇しき表を示し現報を得る縁 第二十一 九三
仏の銅の像盗人に捕られて霊しき表を示し盗人を顕す縁 第二十二 九四

二の目盲ひたる男敬ひて千手観音の日摩尼の手を称へて現に眼を明くること得る縁　第十二　一四五
法花経を写さむとして願を建てたる人日を断つ暗き穴に願の力を頼みて命を全くすること得る縁　第十三　一四六
千手呪を憶持つ者を拍ちて現に悪しき死の報を得る縁　第十四　一四八
沙弥の乞食を撃ちて現に悪しき死の報を得る縁　第十五　一五〇
女人濫しく嫁ぎて子をして乳に飢ゑしめて故に現報を得る縁　第十六　一五一
いまだ作り畢らざる捻塵の像呻ふ音を生して奇しき表を示す縁　第十七　一五三
法花経を写し奉る経師邪婬の為に現に悪しき死の報を得る縁　第十八　一五四
産生みたる肉団女子と作りて善を修ひ人を化ふる縁　第十九　一五五
法花経を写し奉る女人の過失を誹りて現に口喎斜む縁　第二十　一五七
沙門眼盲ひたるに因りて金剛般若経を読ましめて眼を明くること得る縁　第二十一　一五八
重き庁をもちて人の物を取りまた法花経を写して現に善と悪との報を得る縁　第二十二　一五九
寺の物を用また大般若を写さむとして願を建てて現に善と悪との報を得る縁　第二十三　一六一
修行ふ人を妨ぐるに依りて猴の身を得る縁　第二十四　一六三
大海に漂流れ敬ひて釈迦仏の名を称へて命を全くすること得る縁　第二十五　一六五
強ひて理にあらずして債を徴りて多く倍して取りて現に悪しき死の報を得る縁　第二十六　一六七
髑髏の目の穴に笋の擢すを脱ちて祈りて霊しき表を示す縁　第二十七　一六九
弥勒の丈六の仏の像其の頸を蟻に噛まれて奇異しき表を示す縁　第二十八　一七二
村童の戯れて木を剋める仏の像を愚なる夫斫き破りて現に悪しき死の報を得る縁　第二十九　一七三
沙門功を積み仏の像を作り命終る時に臨みて異しき表を示す縁　第三十　一七四
女人石を産生み之れを以ちて神として斎く縁　第三十一　一七五
網を用て漁る夫海の中の難に値ひて妙見菩薩を憑願ひて命を全くすること得る縁　第三十一　一七七
賤しき沙弥の乞食を刑罰ちて現に頓に悪しき死の報を得る縁　第三十三　一七八
怨しき病忽に身に嬰り之れに因りて戒を受け善を行ひて現に病愈ゆること得る縁　第三十四　一八〇
官の勢を仮りて理にあらずして政を為ひて悪しき報を得る縁　第三十五　一八一
塔の階を減し寺の幢を仆して悪しき報を得る縁　第三十六　一八三
因果を顧ず悪を作ひて罪の報を受くる縁　第三十七　一八五
災と善との表相まづ現れて後に其の災と善との答を被る縁　第三十八　一八六
智と行と並び具はる禅師重ねて人の身を得国皇の子に生るる縁　第三十九　一九四
跋　一九七

凡例

一　原文について

1　景戒の選述した段階の本文を推定復元し、おおむね現代通行の字種・字体をもってそれを表記した。

2　現代の学界に通行する本文校訂の方法におおむね従い、一本を底本として定め、他本を参照して作成したが、景戒の選述した段階の本文を推定復元するという方針にもとづいて、多く本文を改めた。

（イ）底本に存するものであっても、後代の成立と考えられるものは省略した。

a　書写奥書

b　いわゆる訓釈・語注・音注の類

c　傍記・訓点の類

（ロ）目録は、その存否が諸本で異なる。景戒の選述した段階で目録が存したか否か、判断が困難である。本書では、上中下三巻の体裁を統一するために、目録は省略した。

（ハ）各写本独自の性格は、可能なかぎり除去することにつとめた。

3　本文作成にもちいた底本は左記のとおりである。

上巻　興福寺本　興福寺蔵（興福寺国宝館）

中巻　来迎院本　来迎院蔵　〔冒頭より序の末尾まで〕
　　真福寺本　真福寺宝生院蔵(大須文庫)　〔右以外〕
下巻　前田家本　前田育徳会尊経閣文庫蔵　〔冒頭より序の末尾まで〕
　　真福寺本　真福寺宝生院蔵(大須文庫)　〔右以外〕

4　本文作成に参照した諸本は左記のとおりである。（　）内は、校記における略称。

興福寺本（興）
来迎院本（来）
前田家本（前）
真福寺本（真）
国会図書館本（国）
東大寺要録所引本（東）

5　興福寺本および真福寺本は、原本に拠った。
来迎院本は、日本古典文学影印叢刊1『日本霊異記　古事談抄』(財団法人日本古典文学会内　貴重本刊行会)所収の複製に拠った。
前田家本は、尊経閣叢刊19『日本国霊異記巻下』(育徳財団)の複製に拠った。
国会図書館本は、古典資料6『日本霊異記』(すみや書房)所収の複製に拠った。
東大寺要録所引本は、筒井英俊校訂本に拠った。

6　読者の便宜のために、表記に関しては次のような処置をとった。
（イ）　読点を付した。
（ロ）　適宜改行して段落を設けた。
（ハ）　割注と称される双行表記は、小字の単行表記で示した。
（ニ）　畳字符は「々」に統一した。
（ホ）　底本破損による判読不可能の箇所は□で示した。

7　校訂者の意により返点をほどこした。

二　校記について

1　底本の本文を改めた箇所について、もとの本文を示した。ただし、一の2の(イ)および(ロ)に関しては省略した。

2　1の箇所に、あわせて本文校訂の参考となった異文を示したものがある。底本の本文に対しての校異をあげたものではない。

3　校記は

　　校訂本文(本文校訂の参考となった異文)－底本原文

という形式で示した。

たとえば

　　姝(興釈「有留和之久」・国「姝」)－妹　　(上巻第二十縁)

とあるのは、底本(興福寺本)に「妹」とある箇所を、興福寺本の訓釈に「有留和之久」(ただし、掲出されている文字は「妹」。訓釈で掲出されている文字が校訂本文と適合しない場合にはこれを省略した)とあり、国会図書館本に「妹」とあることを参考にして、「妹」と改めたことを示している。

また、たとえば

之(来国)－ナシ　(中巻第十三縁)

とあるのは、底本(真福寺本)のこの箇所には「之」がないのだが、来迎院本と国会図書館本とに「之」があることを参考にして、「之」を補ったことを示している。このように校訂本文と参考にした異文とが同一である場合には、(　)内には他本の略称のみを示した。ただし、複雑なものに関してはこの限りではない。

また

不－片　(下巻第四縁)

のように(　)を用いないものは私意によって改めたものである。

4　狩谷棭斎による校訂本文、および近代の研究者による校訂本文との一致不一致については言及しなかった。

5　諸本は、興、来、前、真、国、東、の略称で示した。釈、は、いわゆる訓釈を示す。

6　訓釈など双行小書された部分は小字の一行とした。

7　見せ消ちは、該当部分に傍線を付した。

8　文字の存否、破損など底本の状態を次のように表記する。

ナシ　本文にその部分がない

◇　本文破損

フメイ　本文不明

三　訓読文について

1　景戒の同時代人の視点での訓読文を作成した。

2　読者の便宜のために、表記に関しては次のような処置をとった。

(イ)　、。「　」などを用いて表記した。

(ロ)　適宜改行して段落を設けた。

(ハ)　割注と称される双行表記は、小字の単行表記で示した。

(ニ)　畳字符は「々」に統一した。

(ホ)　「廿」「卅五」などは、「二十」「三十五」などに改めた。

(ヘ)　底本破損による判読不可能の箇所は□で示した。

3　ひらかなに濁音専用仮名が存しなかったことを重視するならば、濁点・半濁点を付す表記を当然視する風潮には問題がある。また、濁点・半濁点を付すことによって、さまざまに異なったレベルの問題が訓読文に持ち込まれるのだが、本書では読者の便宜を最優先させて、濁点・半濁点を付すという現代の学界に通行する訓読文の表記に、おおむね従った。

四　その他

1　諸本に収録されている訓釈は、多くの誤字・誤解を含んでいる。景戒の原本に存したものではなく、霊異記享

受史のそれぞれが一コマというべきものである。興福寺本の訓釈は他本のそれに比べて信頼性が高い。脚注には興福寺本の訓釈はすべて掲出した。本文に対する注としても、それは有効であろう。

2　脚注で引用した主な文献の略称

攷証	日本霊異記攷証
書紀	日本書紀
続紀	続日本紀
広記	太平広記
和名抄	倭名類聚抄
名義抄	類聚名義抄

3　巻末には、人名・神仏名索引、地名・寺社名索引および経典名索引を収めた。

興福寺および真福寺の御好意により、興福寺本の原本および真福寺本の原本を精査することができました。深く感謝いたします。

日本霊異記　上巻

上巻

不思議な書物である。奇妙な印象を受ける作品である。「仏教」説話集としてこの書を繙いた読者は、上巻の冒頭に位置する第一縁・第二縁・第三縁に、大きな困惑をおぼえるであろう。

上巻第一縁は、のちに安倍寺、山田寺、豊浦寺などが建立されることになる地での、天皇による雷神制覇を語る。第三縁は雷神の子である少年が鬼を制し諸王を懲らしめて元興寺の僧となった、と語る。元来は雷神の子の流謫のものがたりの一こまであろうか。

第二縁は第一縁、第三縁にみえる雷神のものがたりの一部分。まず中巻第四縁を読み、次に上巻第二縁へと遡及して読むことによって、それは理解されよう。

日本仏教史の前史として叙述される第一縁・第三縁（第二縁をも含む）では雷神と天皇と仏教とが微妙に絡み合う。

それに続く第四縁の聖徳皇太子の説話には「聖と隠身の聖」の関係が提示され、いよいよ日本仏教史の叙述が開始される。

第五縁以降の説話には日本仏教の黎明期のさまざまなできごとが展開され、「仏教」説話集をかたちづくっている。

序　上巻の序であるとともに全巻を統括する叙述をも含む。善悪因果の書を編むにいたった来由が記される。

一　文の発端に置く辞。二　「内」「内経」「内典」は仏教書。「外」「外書」「外典」は仏教書以外の書物。仏教徒の立場でいう語。三　本書では舌内入声音は「ち」で表記した。「にちほん」もその例。類似音を示すならば、ニッフォン。四　奈良県橿原市大軽町に所在。五　底本訓釈「宇〈阿女乃之太〉」「御〈乎左米太万比之〉」。六　応神天皇。底本訓釈「誉〈訓呆牟〉」。七　続日本紀・延暦九年（七九〇）七月十七日条に、百済と日本との交流について記され、応神天皇が百済より辰孫王（智宗王とも）を聘して皇太子の師としたことがみえ、「於レ是始伝二書籍一、大闡二儒風一、文教之興、誠在二於此一」とある。日本書紀・応神天皇十五年、十六年条も関係があるか。八　奈良県桜井市に所在。底本訓釈「磯〈訓師〉」「城〈訓紀〉」。九　下巻の序に「日本に仏の法の伝り適めてより以還、延暦六年に迄るまでに、二百三十六歳を逕るなり」とあるのより推せば欽明天皇十三年（五五二）。書紀の所伝に合致。底本訓釈「欽〈音禁反〉」。一〇　悪業と善業と。因果の理。一一　底本訓釈「覲〈覓〈見か〉也〉」。一二　以下に「或―或―」として代々の天皇の事蹟が述べられる。仁徳天皇、聖徳太子、聖武天皇、である。聖徳太子も「代々天皇」のひとりとして遇されている。一三　外典のみが伝来した時代を仁徳天皇によって代表させている。「高き山の…」は書紀・仁徳天皇四年二月六日条、「雨の漏る殿…」は三月二十一日条、にかかわる。底本訓釈「庶民〈上字諸也〉」。一四　内典外典ともに伝来した時代を三期にわけ、第一期〈延暦六年原撰本の日本国現報善悪霊異記・上巻に対応〉を聖徳太子によって代表させている。「兼」は、あらかじめ。この意で用いるのは日本における引伸義。「生く年二十五にして…」は法隆寺伽藍縁起并流記資財帳、上宮聖徳法王帝説、にみえ、他の事蹟は書紀・推古天皇元年（五九三）四月十日条にみえる。底本訓釈「委〈知也〉」。一五　内典外典ともに伝来した時代の第二期〈原撰本の中巻に対応〉を聖武天皇によって代表させている。ここに述べられた事蹟は、続紀・天平十五年（七四三）十月十五日条の大仏発願の詔、天平勝宝元年（七四九）四月条の詔、に言及されている。底本訓釈「敞〈開也〉」。一六　以上に「天皇」について述べられた。以下には「大僧」について述べられる。「名は遠き国に流る」までは行基の事蹟であろう。徳は菩薩に等しく道は声聞縁覚に超えている、として菩薩と同位であることが述べられる。内典外典ともに伝来した時代の第二期。底本訓釈「侔〈等也〉」。

一　底本訓釈「燭〈止毛之比乎〉」「康〈秉か〉〈取也〉」「昏〈闇也〉」「岐〈知末太乎〉」。二　法苑珠林・誠勗篇・雑誡部に「救レ溺運二慈舟一」。三　行基と婆羅門僧正との出会いに関する説話（三宝絵・法三）をいうか。四　内典外典ともに伝来した時代の第三期の「大僧」。五　空海の金光明最勝王経開題に「神功罕レ測」とみえる。底本訓釈「測〈太波加利〉」。六　「代々天皇」「大僧等」と次第して、以下には「世人」について述べられる。底本訓釈「諾〈音若也〉」「瞰〈見也〉」。七　すべて。八　いやしい。底本訓釈「鄙〈止比止奈留〉」。九　底本訓釈「礪〈音之反〉」。一〇　磁石。底本訓釈「磁〈音之反〉」。一一　底本訓釈「挙〈去〉」は音読。一二　底本訓釈「噓〈須不与利之〈毛か〉〉」。一三　「流頭」は水碓、水磨、の類の名か。底本訓釈「粒〈川比乎〉」「粉〈久大支〉」「唼〈波牟与利毛〉」。一四　たとえば

日本国現報善悪霊異記　上巻

諾楽の右京の薬師寺の沙門景戒録す

原夫内経外書の日本に伝りて興り始れる代におほよそ二時有り。みな百済国より将ち来る。軽嶋豊明宮に宇御めたまひし誉田天皇の代に、外書来る。磯城嶋金刺宮に宇御めたまひし欽明天皇の代に、内典来る。然れどもすなはち外を学ぶる者は仏の法を誹り、内を読む者は外典を軽す。愚癡なる類は迷執を懐き罪福を信はず。深く智れる儔は内外を覩て因果を信恐る。ただし代々の天皇、或るいは高き山の頂に登りて悲ぶる心を起したまひ、雨の漏る殿に住みて庶民を撫でたまふ。或るいは生れながら高き弁ありて、兼ねて末の事を委りたまひ、一に十の訴を聞きて一言漏したまはず。生く年二十五にして天皇の請を受けて大乗経を説きたまひ、造りたまふ所の経疏長に末の代に流る。或るいは弘き誓願を発して敬ひて仏の像を造りたまひ、天は願ふ所に随ひ地は宝の蔵を敞く。また大僧等、徳は十地に侔しく道は二乗に超えたり。

智の燭を秉りて昏き岐を照し、慈の舟を運びて溺るる類を済ふ。難行し苦行し、名は遠き国に流る。今の時の深く智れる人は、神き功また測ること罕し。是に諾楽の薬師寺の沙門景戒、熟世人を瞰れば、方鄙なる行を好む。利養を翹み財物を貪ること、礪石の鉄の山を挙げて鉄を嘘ふよりも過ぎたり。他の分を欲り己が物を惜むこと、流頭の粟粒を粉きて糠を啖むよりも甚し。或るいは寺の物を貪りて嬪に生れて債を償ふ。或るいは法と僧とを誹りて現の身に災を被る。或るいは道を殉めて行を積みて現に験を得。或るいは深く信ひて善を修ひて生きながら祐を霑る。善と悪との報は影の形に随ふが如し。苦と楽との響は谷の音に応ふるが如し。見聞く者は、甫めて驚き怪ぶるときに忘るること一卓の間なり。慚愧づる者は、倏に悸して惕ふとも怠ること起ち避る頃なり。善と悪との状を呈すにあらずは、何を以ちてか曲執を直して是非を定めむ。因果の報を示すにあらずは、何に由りてか悪しき心を改めて善き道を修はむ。昔漢地に冥報記を造り、大唐国に般若験記を作る。何すれぞただし他国の伝録に慎みて、自が土の奇しき事を信恐りざらむ。粤に目を起して矚れば、忍び寝むこと得ず。心を居きて思へば、黙然すること能はず。故に聊側に聞くことを注し、号けて日本国現報善悪霊異記と曰ふ。上中下の参巻と作て、季の葉に流ふ。然れども景戒、性を稟くること儒しくあらず。濁れる意澄すこと難し。坎井の識久しく大方に迷ふ。能き巧の雕る所に、浅き工力を加ふ。心悕を寒さむことを恐り、手を傷はむことを患ふ。此れまた崐山の一の礫なり。ただし口に説くこと詳ならざるを以ちて、忘遺ること多なり。善を貪ふことの至に昇へず、濫竽の業を示さむことを慙る。後に生るる賢き者、幸はくは嗤嘯ふことなかれ。祈はくは奇しき記を覧る者、邪を却りて正に入れ。諸の悪は作すことなかれ。諸の善は奉り行へ。

雷を捉る縁　第一

小子部栖軽は、泊瀬朝倉宮に二十三年天下治めたまひし雄略天皇大泊瀬稚武天皇と謂す の随身肺脯の侍者なり。天皇磐余宮に住みたまふ時に、天皇后と大安殿に寐て婚合ひたまふ時に、栖軽知らずして参入る。天皇恥ぢて輟みたまひぬ。時に当りて空に雷鳴る。すなはち天皇栖軽に勅して詔はく「汝、鳴る雷を請へ奉らむや」とのたまふ。答へて白さく「請へたてまつらむ」とまうす。天皇詔言はく「爾らば汝請へ奉れ」とのたまふ。栖軽勅を奉り、宮よ

上巻二十縁。悪因悪果。底本訓釈「賮〈牛也〉」「債〈毛乃ミ可比乎〉」「償〈□乃□〉」。「償ツクノフ」（名義抄）。一三 たとえば上巻十九縁。悪因悪果。一六 たとえば上巻十八縁。善因善果。底本訓釈「殉〈求也〉」。一七 たとえば上巻十七縁。善因善果。底本訓釈「祐〈福也〉」「霑〈蒙也〉」。一八 元来は、因を形、音、にたとえ、果を影、響、にたとえた表現。弘明集・五「是故心以ニ善悪一為ニ形声一、報以ニ罪福一為ニ影響一」。本書の表現では整然とした対句にならない。「善悪之報、如ニ影随一レ形」（大般涅槃経後分・上。攷証補訂）。底本訓釈「響〈比ミ支波〉」。一九 見聞する者は驚き怪しむ。驚き怪しむその時に忘れてしまう。一瞬の間である。「甫」は、―したその時に。―した当初に。底本訓釈「甫〈即也〉」。底本訓釈「卓〈失也〉」は意不明。「卓 タチマチ」（名義抄）。別訳雑阿含経・十五「挙ニ足一踔、能渡ニ大海一」より推せば「卓」は「踔」の省文で、「一卓之間」は一跳びするほどの短時間、の意か。二〇 慚愧する者はおそれうれえる。おそれうれえると同時に怠ってしまう。いそいで立ち去る短時間の間である。「倏」は、―すると同時に。底本訓釈「倏〈急也〉」「悸〈志古ミ呂津古支之〉」「惕〈病也〉」「頃〈間也〉」。二一 原文「匪レ呈ニ善悪之状一」。底本訓釈「呈〈顕也〉」「匪〈非也、不也〉」。二二 原文「叵レ示ニ因果之報一」。底本訓釈「叵〈非也、不也〉」。二三 唐の唐臨の撰。三巻。本文中に「現報」の語を含み「霊異」の語を含まない。底本訓釈「冥〈音明反〉」。二四 金剛般若経集験記（岩淵悦太郎説）。同書は、唐の孟献忠の撰。三巻。七一八年ごろの成立。本文中に「霊異」の語を含み「現報」の語を含まない。二五 底本訓釈「粤〈己ミ爾〉」「矚〈見也〉」「寝〈也无己止〉」。二六 底本訓釈「黙〈黙か〉然〈二合、毛太安流己止〉」。二七 底本訓釈「側〈保乃加爾〉」。二八 底本訓釈「季〈末也〉」「葉〈世也〉」「流〈都太不〉」。二九 底本訓釈「儒〈左可之久〉」。三〇 底本訓釈「澄〈須万之〉」。三一 井の底の蛙の知識。「坎井之蠪」（荀子・正論）。三二 大道。「以為ニ坎井之識、久迷ニ大方一」（高僧伝・二・曇無讖。寺川真知夫の指摘による）。三三 底本訓釈「雕〈恵礼流〉」。三四 底本訓釈「貽（怡か）〈至也〉」。底本は本文訓釈ともに誤写。三五 底本訓釈「傷〈曾去奈不爾〉」。三六 玉の産地であり一山ことごとく美玉である崐崙山にある一箇のいしころ。美醜を対比した謙辞。底本訓釈「昆〈崐か〉〈音古爾反〉」「礫〈太比伊之奈利〉」。三七 底本訓釈「詳〈明也〉」。三八 善業をつくりたいと希望する心があまりに昂じてその心を抑えきれなくなって、自分の能力以上にふるまってしまうのではないか、と恐れる。原文「不昇一」は「不勝一」に同じ。―することに堪えられない。「昇」は「勝」に通用（攷証。『敦煌文献語言詞典』）。底本訓釈「貪〈嗚加□去止□〉」「昇〈勝也〉」。「濫竽」は、韓非子・内儲説上にみえる故事にもとづく語。斉の宣王は竽（ふえ）の合奏を好んだが、三百人の演奏者の中には竽を吹けない南郭処士も混じって緑を食んでいた。無能な者が能力あるかのごとくにふるまうこと。底本訓釈「竽〈音牛（于か）反、不エ乃名曾ン〉」「慙〈恐也〉」。三九 「幸一」は、―することをねがう、―してほしい、の意。底本訓釈「幸〈牟我之久母ン〉」は、「幸一」を、うれしいことに―だ、の意にとったもの。底本訓釈「嗤〈和良不已止ン〉」。四〇 底本訓釈「祈〈禰加波久波ン〉」「覧〈見也、音覧貪反ン〉」。四一 「諸悪莫作、諸善奉行、自浄其意」、是諸仏教」（大般涅槃経・梵行品）。

り罷り出で、緋の縵を額に著、赤き幡桙を擎げて、馬に乗りて、阿倍山田の前の道と豊浦寺の前の路とより走り往き、軽諸越の衢に至り、叫嘸び請へて言さく「天に鳴る雷神、天皇請へ呼び奉る」とまうす。然うして此より馬を還して走りて言さく「雷神なりといふとも何故か天皇の請を聞かざらむや」とまうす。走り還る時に、豊浦寺と飯岡との間に鳴る雷落ちて在り。栖軽見てすなはち神司を呼び、轝籠に入れて持ちて大宮に向る。天皇に奏して言さく「雷神を請へ奉る」とまうす。時に雷光を放ち明り炫く。天皇見たまひて恐りて偉しく幣帛を進りたまひ、落ちたる処に返さしめたまふ。其の落ちたる処は、今に雷岡と呼ぶ古京の小治田宮の北に在り。然うして後の時に栖軽卒ぬ。天皇勅して留めたまひ、七日七夜彼の忠信を詠はしめたまふ。雷の落ちたる同じき処に彼の墓を作りて収め、碑文の柱を立てて言はく「雷を取りし栖軽の墓」とのたまふ。此の雷悪み怨みて鳴り落ち、碑文の柱を踊践む。彼の柱の折けたる間に雷撰りて捕らる。天皇聞きて雷を放ちたまへども死なず。雷慌れて七日七夜留りて在り。天皇の勅使碑文の柱を樹てて言はく「生きても死にても雷を捕りし栖軽の墓」とのたまふ。謂はゆる古京の時に名けて雷岡と為ふ語の本是れなり。

第一縁　「王と愛欲」のイメージを含む説話が冒頭に置かれるのは、より古い段階の物語的伝承が「王と神との結婚」のイメージを含む冒頭部を有していた伝統にのっとっているのであろう。源平盛衰記・十七に書承。

一 底本訓釈「緋〈安介〉」「縵〈可川良〉」。縵は紐状の頭部装飾。二 幢。三 底本訓釈「擎〈左ㇾ介天〉」。四 いわゆる山田道。「阿倍」「山田」ともに寺名と解すべきか。五 推古天皇元年(五九三)、「等由良寺」(元興寺伽藍縁起)。山田、阿倍、豊浦、のいずれの寺も雄略天皇のころにはまだ存在しなかったことはいうまでもない。六 地名。衢は異界との接点と考えられたのであろう。檜隈大陵に改葬された堅塩媛のための誄も「軽術

狐を妻として子を生ましむる縁　第二

昔欽明天皇是れ磯城嶋金刺宮に国食しし天皇天国押開広庭命なりの御世に、三乃国大乃郡の人、好き嬢を妻覓せむとして路に乗りて行く。時に曠き野の中に姝き女に遇ふ。其の女壮に媚び馴く。壮睇ちて言はく「何すれぞ行く雅き嬢」といふ。嬢答へていはく「能き壮を覓がむとして行く女なり」といふ。壮また語りて言はく「我が妻と成らむや」といふ。女答へて言はく「聴さむ」といふ。すなはち家に将て、交通ぎて相住む。比頃懐任みて一の男子を生む。時に其の家の犬も十二月の十五日に子を生む。彼の犬の子、家室に向ふごとに期剋ひ睚眥み嗥吠ゆ。家室脅え惶り、家長に告げて言はく「此の犬を打ち殺せ」といふ。患へ告ぐといへどもなほ殺さず。二月三月の頃に、年米を設けて舂く。時に其の家室、稲舂女等に間食を充てむとして碓屋に入る。すなはち彼の犬の子、家室を咋はむとして追ひ吠ゆ。すなはち驚き譟き恐ぢ、野干に成り、籬の上に登りて居る。家長見て言はく「汝と我れとの中に子を相生むが故に、吾れは汝を忘れじ。毎に来りて相寐よ」といふ。故に夫の語に随ひて来て寐き。故に名

第二縁　「異類よりの始祖の誕生」のイメージを含む説話が第二話に置かれるのは、より古い段階の物語的伝承が「王と神との結婚」に続いて「神の子としての始祖の誕生」を述べていた伝統にのっとっているのであろう。

(ふるの)」で奏されている(書紀・推古天皇二十年二月条)。底本訓釈「衢〈知万太〉」。七 雷を神として遇しつつ天皇より下位とする。書紀・推古天皇二十六年条では雷の地位は更に低下。八 所在不明。九 延喜式・神祇一に鳴雷神祭の祭料として「蕃籠〈コシコ〉一口」。底本訓釈「轝〈去之〉」。一〇 底本訓釈「炫〈可ㇾ也介利〉」。一一 十分に。底本訓釈「偉〈大ㇾ波之□〉」。一二 神へのささげもの。底本訓釈「幣帛〈上音弊反、下音百反、二合、弥天久良〉」。一三 書紀・雄略天皇七年条では蜾蠃が小子部雷という名を賜ったとされる。ここでは地名起源説話。一四 奈良県高市郡明日香村に所在。一五 栖軽の生前の忠信をたたえて歌詠せしめた。葬送には歌舞がおこなわれたのであろう。一六 「凡墓、皆立ㇾ碑、記ㇾ具官姓名之墓ㇾ」(喪葬令)。栖軽のばあい生前の業績が記されている。一七 この雷には足がある。底本訓釈「踊〈久恵〉」。新撰字鏡にも「靂」に「雷乃不女留木」とある。一八 太平広記・三九三・狄仁傑、三九四・葉遷韶に類話。笑いをめざした説話構成。底本訓釈「探〈波左万利天〉」。「とる」の表記を「捉」「取」「捕」と変化させている。一九 底本訓釈「慌〈保礼天〉」。二〇 底本訓釈「樹〈立也〉」。「たつ」の表記を「立」「樹」と変化させている。二一 「生きても死にても」というイメージは、中巻一縁、下巻一縁にも結びついている。二二 上文より推せば、小治田宮の時。二三 「本縁 コトノモト」(色葉字類抄)。起源説話。

けて支都禰と為ふなり。時に彼の妻、紅の襴染の裳を著て今の桃花裳なり窈窕び、裳を襴引きて逝ぬ。夫去ぬる容を視て、恋ひ歌ひて曰はく「こひはみなわがうへにおちぬたまかぎるはろかにみえていにしこゆゑに」といふ。故に其の相生ましむる子を、名けて岐都禰と号ふ。また其の子の姓、狐直を負ふなり。是の人強き力多有り。走ること疾くして鳥の飛ぶが如し。三乃国の狐直等の根本是れなり。

雷の憙を得て子を生ましめ強き力在る縁　第三

昔敏達天皇是れ磐余訳語田宮に国食しし淳名倉太玉敷命なりの御世に、尾張国阿育知郡片絶里に、一の農夫有り。田を作り水を引く時に少細に雨降る。故に木の本に隠れ、金杖を撰きて立つ。時に雷鳴る。すなはち恐り驚き、金杖を擎げて立つ。すなはち雷彼の人の前に堕つ。雷小子に成りて随ひ伏す。其の人金杖を持ちて撞かむとする時に、雷言はく「我れを害すことなかれ。我れ汝の恩を報いむ」といふ。其の人問ひて言はく「汝何に報いむ」といふ。雷答へて言はく「汝に寄りて子を胎ましめて報いむ。故に我が為に楠の船を作りて水を入れ、竹の葉を泛べて賜へ」といふ。すなはち雷の言の如く作り備へて与ふ。

二 底本訓釈「食国〈二合、久爾乎之乎〉」。
三 岐阜県揖斐郡大野町あたり。三六「よきをみな」の表記を「好嬢」「姝女」「雅嬢」と変化させている。底本訓釈「嬢〈乎見奈〉」。三七 妻とする女を求め尋ねる。先代旧事本紀・四「而覓レ妾覓レ妻」。「まぐ」は求め尋ねる意で、結婚する意の「まぐ」とは別語。三八 路を行く。「夫婦レ宅必資レ乗レ道」（十住心論・一）。三九 文頭に位置する「時」は、このときに、そのときに、の意。三〇 底本訓釈「嫗〈媚か〉〈古比〉」。三一 底本訓釈「訓〈奈川支〉」。三二 流し目に見る。底本訓釈「睇〈米加利宇都、又云米見須〉」。三三「よきをみな」に対する。三四 犬の子の誕生日を記し男子のを記さないのは笑いをめぐす。三五 底本訓釈「家室〈二合、伊□乃止□〉」。国会図書館本訓釈「家室〈二合、伊戸乃止之〉」。三六 せまる。底本訓釈「期剋〈二合、伊乃古不〉」。地蔵十輪経・七「期剋迫脅」。仏典語。三七 妙法蓮華経・譬喩品に「唾鰥嗽吠（「唾鰥」は噛み合う意）とあるの転用。底本訓釈「睚〈爾良牟〉骨（皆か）〈如上、又云波爾加美、又云伊支□美〉」「嗽吠〈二合、保由〉」。三八 底本訓釈「脅〈於比江〉」。三九 公出挙（すい）の利稲を春いて精米し、京に送った。納期は四月三十日（延喜式・民部下）。元来は田租。四〇 朝食夕食以外の食事。現代の昼食。四一 底本訓釈「偞〈誤か〉〈於地〉〈恐の訓の竄入か〉」。四二 狐。犬と狐とが争うイメージは下巻二縁に結びついている。四三 底本訓釈「寐〈禰支〉」。底本訓釈では過去の助動詞「き」の終止形はここだけにみえる。当時の用法では「き」の終止形は会話文中に用いられることが多く、地の文の中では少ない。説話の冒頭と末尾とに「き」を用いて中間には用いない、というのは仏典の訓読文体。

時に雷言はく「近く依ることなかれ」といひて遠く避けしむ。すなはち霰り霧ひて天に登る。然うして後に産るる児の頭に蛇を纏ふこと二遍、首と尾とを後に垂れて生る。長大り年十有余の頃に、朝庭に力人有りと聞きて、試むと念ひて、大宮の辺に来りて居る。爾の時に王有して力秀れたり。当時大宮の東北の角の別院に住みたまふ。彼の東北の角に方八尺の石有り。其の力王住処より出でたまひて其の石を取りて投げたまふ。すなはち住処に入りて門を閉ぢたまひ、他人を出で入らしめず。小子視て念はく「名と聞とある力人は是れなり」とおもふ。夜人に見られずして其の石を取りて投げ、一尺益る。力王見たまひて、手を拍ちて攢み、石を取りて投げたまふ。常より投げ益ること得ず。小子また二尺投げ益る。王見て、また投げむと希ひたまひて、なほ益ること得ず。小子の立ちて石を投げたる処に、小子の跡深三寸に践み入る。其の石また三尺投げ益る。王跡を見て念ひたまはく「是に居る小子の石を投げたるなりけり」とおもひたまひて、捉らむとして依りたまふ。すなはち小子逃ぐ。王小子を追ひたまふ。牆を通りて逃ぐ。王牆の上を踰えて追ひたまふ。小子また返り、俄に逃げ走る。力王終に捉ること得ずして念ひたまはく「我れより力益る小子なり」とおもひたまひて、更に追ひたまはず。然うして後に小子元興寺の童子と

一「来て寐き」だから「きつね」という。語源説話。本行から割注へと連続する形式は中国にも、また日本の上代にも類例がある（石塚晴通）。本書では、歌謡を記す箇所にこの形式がみられる。二 底本訓釈「襴〈須曾〉」。狐の化した女が「紅裳」を着ていた例は紀閨所収の斬守貞の説話（広記・四五〇）や沈既済の任氏伝などにみえる。三 もののしずかにふるまう。底本訓釈「窈窕〈上音要反、下音調反、二合、佐備〉」。四「いぬ」の表記を「逝」「去」と変化させている。五 去る者を偲ぶ歌のイメージは中巻二縁に結びついている。万葉集・十一・三四一、十二・三〇五に「朝影にわが身はなりぬたまかぎるほのかに見えていにし子ゆゑに」とみえる。本説話の「はろかに」は上文の「曠野」に対応する表現。六 ここでは人名起源説話となっている。七 未詳。同名の一族が実在しないならば、この説話の興趣は激減する。八 狐が強力のイメージと結びつくのは珍しい。

第三縁　雷より授かった子の説話。都良香の道場法師伝（本朝文粋・十二）は本書に拠るか。道場法師の孫については、中巻四縁、中巻二十七縁、にみえる。

九 よろこび。底本訓釈「憙〈牟我去（志か）備〉」。一〇 奈良県桜井市大字戒重あたりに所在。底本訓釈「訳語〈二合、乎佐〉」。一一 底本訓釈「食国〈二合、久爾乎数〉」。一二 名古屋市中区。新村出によれば「阿育知郡」という表記は阿育王の名より借用。底本訓釈「蔑〈和〉」。「蔑」をワとよむ根拠は不明。一三 底本訓釈「農夫〈二合、多都久留乎乃去〉」。一四 少量の雨の降る状態をあらわす。底本訓釈「少細〈二合、古佐女〉」。

——以下、五三頁へ続く

作る。時に其の寺の鍾堂の童子、夜別に死ぬ。彼の童子見て、衆の僧に白して言さく「我れ此の鬼を捉りて殺し、謹めて此の死の災を止めむ」とまうす。衆の僧聴許す。童子鍾堂の四の角に四の燈を置き、四人を儲けて言ひ教ふらく「我れ鬼を捉る時に、俱燈の覆蓋を開け」とをしふ。然うして鍾堂の戸の本に居る。大鬼半夜所に来る。童子を佇きて視て退く。鬼また後夜の時に来り入る。すなはち鬼の頭の髪を捉りて別に引く。鬼は外に引き、童子は内に引く。彼の儲けたる四人慌迷ひて蓋を開くこと得ず。童子四の角別に鬼を引きて依り、燈の蓋を開く。晨朝の時に至り、鬼已に頭の髪を引き剝がれて逃ぐ。明日彼の鬼の血を尋ねて求め往き、其の寺の悪しき奴を埋み立てし閾に至る。すなはち彼の悪しき奴の霊鬼なりと知る。彼の鬼の頭の髪は、今に元興寺に在りて財と為る。然うして後に其の童子優婆塞に作り、なほ元興寺に住む。其の寺に田を作り水を引く。諸の王等妨げて水を入れたまはず。田焼くる時に、優婆塞言はく「吾れ田に水を引かむ」といふ。衆の僧聴す。故に十余人して荷つべき鋤柄を作り、すなはち持つ。優婆塞彼の鋤柄を持ちて杖に撞きて往き、水門の口に立てて居る。諸の王等鋤柄を引き棄てたまひて、水門の口を塞ぎて寺の田に入れたまはず。優婆塞また百余人して引く石を取り、水門を塞ぎ、寺の田に入る。王等優婆塞の力を恐りて終に犯したまはず。故に寺の田渇れずして能く得たり。故に寺の衆の僧、聴して得度出家せしめ、名けて道場法師と号ふ。後の世の人伝へて「元興寺の道場法師強き力多有り」と謂ふは是れなり。当に知るべし、誠に先の世に強く能き縁を修めて感る所の力なり、と。是れ日本国の奇しき事なり。

聖徳皇太子異しき表を示す縁　第四

聖徳皇太子は、磐余池辺双槻宮に宇御めたまひし橘豊日天皇の子なり。小墾田宮に宇御めたまひし天皇の代に、立ちて皇太子に為りたまふ。太子三の名有す。一の号は厩戸豊聡耳と曰す。二の号は聖徳と曰す。三の号は上宮と曰す。厩の戸にして産れたまふ。故に厩戸と曰す。天年生れながら知りたまひて、十人一時に訟へ白す状を一言漏したまはず能く聞きて別きたまふ。故に豊聡耳と曰す。進止威儀、僧の似くして行ひたまひ、しかのみならず勝鬘法花の等き経の疏を製りたまひて法を弘め物を利け、考績功勲の階を定めたまふ。故に聖徳と曰す。天皇の宮より上殿に住みたまふ。故に上宮皇と曰す。

一 「鍾」は「鐘」と同じ意に用いることがある。本書はその例。二 底本訓釈「善〈衍字か〉蓋〈不太〉」。三 すわる。この主人公はよくすわる。下文にもみえ、中巻二十七縁の孫にも同じくせがある。四 深夜。半夜、後夜、晨朝、とストーリーが展開する。本文中の「半夜」「後夜」「晨朝」は、いずれも時刻を示す語であろう。「鍾堂」を舞台としてこのようなストーリー展開がみられるのは、報時のために鐘が撞かれたことにかかわる。一日を六時とし、日没、初夜、中夜、後夜、晨朝、日中、とすることがあるが、ここにいう「半夜」は「中夜」にあたるか。五 底本訓釈「佇〈乃曾支天〉」。鬼と燈とのむすびつきに関しては、鬼が堂内の智璞に「我来看レ燈耳」と言った例が続高僧伝・十九にみえる。六 童子が鬼の頭髪をひき剝がすイメージは、中巻三縁の母が子の髪をつかみとどめるイメージや下巻三縁の観音の手にかけた縄を引いて祈願するイメージに結びついている。底本訓釈「剝〈波介太〉」。七 疫病で死んだ奴か。八 地中に埋め、その上を多くの人が踏み行くことによって、悪気をおさえこむのであろう。九 「鬼」は、中国ではまず死者を意味した。日本においても鬼には死者のイメージが絶えずつきまとっている。死者が生者の世界を訪れてさまざまな災厄をもたらすのである。一〇 治安三年〈一〇二三〉十月十九日、藤原道長が本元興寺を訪れた際に「鐘堂鬼頭」を見ようとしたが、急なことなので宝倉より選び出せなかった、と扶桑略記・二十八にみえる。攷証には元興寺、今猶蔵此鬼髪」とある。一一 五戒を受けた男子の在俗信者。七衆のひとつ。寺院の雑務をおこなうばあいが多い。一二 底本訓釈「荷〈毛都〉」。一三 鋤の柄。底本訓釈「数支」「柄〈加良〉」。一四 原文「便」。底本訓釈は「使〈令也〉」と誤る。一五 本説話にみえる「石」はじつは木葉堰（このは）の一部を構成していた石であり、それが現在いわゆる弥勒石として残存している、とする和田萃は、さらに弥勒石所在地の付近の小字名「道場」よりそのあたりに元興寺にかかわる寺院建築の存在を推定し、「道場」の名はそれに拠った、とする。一六 「子路感二雷精一而生、尚レ剛好レ勇」（論衡）といった伝承と共通する考えがうかがえる。一七 日本の前生説話では、過去世においていかなる行為がなされたのか、といったことは記述されないのがふつう。「強修二能縁一」の具体相は示されていない。

第四縁　延暦六年原撰本の日本国現報善悪霊異記では、本説話が冒頭に位置していたと推定される。原撰本は、日本仏教史を聖徳太子を起点として叙述する、という方法の嚆矢である。日本往生極楽記、本朝法華験記、今昔物語集本朝仏法部、へと継承された方法である。あやしき表（しる）の説話。

一八 「聖徳」シヤウトク〈私記云、音読〉〈釈日本紀・十八〉。山口佳紀によれば、この時代にはまだ「ひつぎのみこ」という語は存しなかった。一九 奈良県桜井市に所在。底本訓釈「磐余〈二合、伊波禰〈礼か〉乃〉」「双槻〈奈見川支乃〉」。二〇 用明天皇。二一 推古天皇。二二 「厩戸豊聡耳皇子ハ、為二皇太子一、仍録二摂政一、以二万機一悉委焉」（日本書紀・推古天皇元年条）。二三 「生知者聖、学知者次」（続高僧伝・一・僧法）。二四 底本訓釈「聡〈止之〉」。二五 勝鬘経義疏、一巻。上宮聖徳法王帝説は、推古天皇六年（五九八）の勝鬘経講経を述べて「其儀如レ僧也」とする。二六 法華義疏、四巻。二七 底本訓釈は「制〈作

皇太子[一]鵤岡本宮に居住みたまふ時に、縁有りて宮を出で、遊観せむとして幸行す。片岡村[二]の路の側に乞匄人有り。病を得て臥す。太子見て輦より下りたまひ、倶に語りて問訊ひたまひ、著たまふ衣を脱きて病人を覆ひたまひ、而うして幸行したまふ。遊観既に訖り、輦を返して幸行したまへば、覆ひたまふ衣を脱きて木の枝に挂け、彼の乞匄無し。太子衣を取りて著たまふ。有る臣白して曰さく「賤しき人に触れて穢れたる衣、何すれぞ乏しくして更に著たまふ」とまうす。太子詔はく「佳きかな。汝は知らず」とのたまふ。後に乞匄人、他処にして死ぬ。太子聞きたまひて使を遣りて殯せしめたまふ。岡本村の法林寺の東北の角に有る守部山に、墓を作りて収め、名けて人木墓と曰ふ。後に使を遣りて看しめたまへば、墓の口開かずして、入りたる人無し。ただし歌のみを作りて書きて墓の戸に立つ。歌に言はく「いかるがのとみのをがはのたえばこそわがおほきみのみなわすられめ」といふ。使還りて状を白す。太子聞きたまひて嘿然して言はず。誠に知る、聖人[一〇]は聖を知り凡夫は知らず、凡夫の肉眼には賤しき人を見、聖人の通眼には隠れたる身を見る、と。斯れ奇異しき事なり。

また讀法師[一二]の弟子円勢師[一三]は、百済国の師なり。日本国[一四]の大倭国葛木の高宮寺に住む。時に一[一五]の法師有りて北の坊に住む。名けて願覚と号ふ。其の師常に明旦に出でて里に行き、夕に来りて坊に入りて居る。以ちて常の業とす。時に円勢師の弟子の優婆塞、見て師に白す。師答へて言はく「言ふことなかれ。黙然せよ」といふ。優婆塞竊に坊の壁を穿ちて窺へば、其の室の内に光を放ち照り炫く。優婆塞見て、また師に白す。師答へて言はく「然有るが故に我れ汝を言ふことなかれと諫めたり」といふ。然うして後に願覚忽然に命終る。時に円勢師、弟子の優婆塞に告げて言はく「葬り焼き収めよ」といふ。すなはち師の告を奉りて焼き収め訖りぬ。然うして後に其の優婆塞、近江[一九]に住む。時に江に有る人言はく「是に願覚師有り」といふ。すなはち優婆塞往きて見れば実に願覚師なり。優婆塞に逢ひて談りて言はく「比頃[二二]語らずして、恋ひ思ふこと間無し。起居安くありやいなや」といふ。当に知るべし、是れ聖の反化なることを。五辛を食むことは、仏の法の中に制む。而れども聖人用食むときは罪を得る所無し。

三宝を信敬ひて現報を得る縁　第五

大花上位大部屋栖野古連公[二七]は、紀伊国名草郡の宇治の大伴連等の先祖

一 奈良県生駒郡斑鳩町あたりに所在。書紀では、推古天皇十四年(606)にここで法華経が講ぜられている。底本訓釈「鵤(伊加留加)」。二 奈良県北葛城郡王寺町あたり。三 乞者。乞食。底本訓釈「乞匄(下音可太乃為、又云時反、二合、保可比ゝ止)は乞匄(下音古太反、又云討反、二合、保可比ゝ止)」か。四 底本訓釈「輦(見己之)」。五 奈良県生駒郡斑鳩町大字三井に所在。法輪寺ともいう。六 未詳。七 棺を「ひとき」ということによる命名であろう。「棺 古丸反、人木(新撰字鏡)。八 戸解。中巻五縁の蘇生のイメージに結びついている。九 巨勢三杖の作(上宮聖徳法王帝説)。本説話の一部分として解するならば、「みな」は上文に聖徳太子の「名」について述べられていることにかかわる。一〇 本書(とくに延暦六年原撰本)では、日本の仏教は聖と隠身の聖とによって伝えられてきた、とする考えが基調となっている。本説話では聖徳太子が聖とされ、乞匄人が隠身の聖とされている。「いかるがの…」の歌を詠んだ乞匄人を文殊菩薩の化身とみる説が、喜撰式、俊頼髄脳、奥義抄など、後代の書にみえる。とくに喜撰式には「隠人文殊」とある。文殊師利般涅槃経に「此文殊師利法王子、若有レ人念、若欲レ供養修二福業一者、即自化レ身、作二貧窮孤独苦悩衆生一、至二行者前一」とあるのにもとづいて、文殊師利菩薩が乞匄人や飢者に化して人々を導いた、という内容の説話が後代には作られたが、本説話もその系譜につらなるであろう。魏志・杜襲伝に「襲曰、夫惟賢知レ賢、惟聖知レ聖、凡人安能知レ非二凡人一耶」(攷証補訂)、嶸山遠公話に「凡夫肉眼、豈弁二聖賢一」とみえる。乞匄人と化して死を現じた聖のイメージは、下巻五縁の鹿と化して死を現じた妙見菩薩に結びついている。一一 底本訓釈「奇(米川良之久、又云アヤ之久)」。一二 静謐。北周の宣政元年(578)に四十五歳で歿。続高僧伝・二十三に伝がある。自ら命を絶った、自らの腸を引き出して松の枝にかけた、とある。前半の聖徳太子説話にみえる乞匄人が衣を木の枝にかけたことからの連想の糸がつながっている。一三 未詳。本説話以外に所在をみない。一四 奈良県御所市大字西佐味に所在。高宮廃寺跡がその地とされる。一五 未詳。本説話以外に所伝をみない。一六 底本訓釈「窺(穿加ゝ恵利天、又己宇可知天)」。一七 本書では、焼くな、という命令の例は多いが、焼け、というのはここだけにみえる。火に焼かれることによって尸解する説話、すなわち火解説話として本説話をとらえる中前正志説がある。一九 近江国志賀郡の教待和尚の数百歳の長命と魚食とが本朝神仙伝に伝えられている。願覚のばあいにも元来は魚食伝承が存したであろう。末尾に突如としてみえる「食五辛」の制戒の記事は、おそらくは願覚の魚食に対する弁明であろう。三国遺事・五に一居士に化した文殊菩薩が乾魚をもってあらわれて憬興をたしなめたことがみえ、本朝新修往生伝・三十九に文殊の化身たる老翁が鯖を七になって登場したことがみえる。文殊の化身たる行基に贈を口中に入れて吐いたところ魚となったという説話が存することをも合わせ考えるならば、文殊菩薩にかか

なり。天年澄める情ありて三宝を重尊ぶ。[一]本記を案ふるに曰はく「敏達天皇の代に、和泉国の海の中に楽器の音声有り。笛と箏と琴と笏拍と等の声の如く、或るは雷の振ひ動くが如し。昼は鳴り夜は耀きて東を指して流る。大部屋栖古連公天皇に聞奏せども嘿然したまひて信ひたまはず。更に皇后に奏せば聞きたまひて連公に詔して曰はく「汝、往きて看よ」とのたまふ。詔を奉りて往きて看る。実に聞ける如く霹靂に当りし楠有り。還りて上奏さく「高脚浜に泊つ。今屋栖伏して願はくは仏の像を造りたてまつらむ」とまうす。皇后詔はく「願ふ所に依るべし」とのたまふ。連公詔を奉りて大に喜び、嶋大臣に告げて詔命を伝ふ。大臣また喜び、池辺直氷田を請へ、仏菩薩の三軀の像を雕造らしむ。豊浦堂に居きて諸人仰ぎ敬ふ。然うして物部弓削守屋大連公皇后に奏して曰さく「おほよそ仏の像を国の内に置くべからず。なほ遠く棄て退けよ」とまうす。皇后聞きて屋栖古連公に詔して曰はく「疾に此の仏の像を隠せ」とのたまふ。連公詔を奉りて、氷田直をして稲の中に蔵さしむ。弓削大連公火を放ちて道場を焼き、仏の像を将ちて難破の堀江に流す。然うして屋栖古を徴めて言はく「今国家に災起るは、隣の国の客神の像を己が国の内に置くに依りてなり。斯の客神の像を出して速忽に棄て、豊国に流すべし」といふ客神の像とは仏なり。固く辞びて出さず。弓削大連心を狂し逆を起し、傾を謀り便を窺ふ。爰に天また嫌み地また憚み、用明天皇の世に当りて、弓削大連を挫き、すなはち仏の像を出して後の世に伝ふ。今の世に吉野の竊寺に安置きて光を放つ阿弥陀の像是れなり。皇后癸丑年の春正月に位に即きたまひ、小墾田宮に三十六年宇御めたまふ。元年の夏四月の庚午朔の己卯に、厩戸皇子を立てて皇太子にしたまふ。すなはち屋栖古連公を以ちて太子の肺脯の侍者にしたまふ。天皇の代十三年乙丑の夏五月の甲寅朔の戊午に、屋栖古連公に勅して曰はく「汝の功は長遠に忘れじ」とのたまひて、大信位を賜ふ。十七年己巳の春二月に、皇太子連公に詔して、幡磨国揖保郡の内二百七十三町五段余の水田の司に遣したまふ。二十九年辛巳の春二月に、皇太子斑鳩宮に命薨りたまふ。屋栖古連公其の為に出家せむと欲ふ。天皇聴したまはず。四八年甲申の夏四月に、一の大僧有りて斧を執りて父を殴ふ。連公見て直に奏して白さく「僧尼を検し校へて中正を量るべし。僧尼悪を犯せらば是非を断らしめよ」とまうす。天皇勅して曰はく「諾なり」とのたまふ。連公勅を奉りて検ふ。僧は八百三十七人、尼は五百七十九人なり。観勒僧を以ちて大僧正とし、大信

わる魚食伝承が存したことが推測される。本説話に願覚の魚食伝承が存したならば、そのイメージは、下巻六縁の法花経と変じた魚の説話に結びつく。二 原文「往而見当」。句読は中村宗彦説による。「当」は語助詞。動詞の後につき、意味はない(『敦煌文献語言詞典』)。三 底本訓釈「比頃(二合、已乃已呂)」。三 底本訓釈「藹(謁か)(津加飛乃(万か)津良数之天)」。三 願覚は聖が身を化した姿であった、とする。隠身の聖として把握。「反」は「變」の省文に由来するか。梵網経古迹記・下本に「反レ身為レ人」とみえる。四 梵網経には「若仏子、不レ得レ食二五辛一、大蒜、革葱、慈葱、蘭葱、興渠、是五種、一切食中不レ得レ食、若故食者、犯二軽垢罪一」とある。底本訓釈「芸〈美罪、又云機〉」は、五辛の中のどれかひとつの説明であろうが、不明である。

第五縁 善業についての現報説話。日本仏教の黎明期が活写される。今昔物語集・十一ノ二十三に書承。

五 仏、法、僧。あるいは、仏。六 大化五年(六四九)に制定された冠位十九階制による位。第七位。七 本説話以外に所伝はない。「大部」は「大伴」に同じ。「連公」の例は大伴氏に多い。八 和歌山市。

一 いかなる書物か不明。「本記」の引用とされる部分では、天皇名はすべて漢風諡号で示されている。八世紀後半では新しい形式である。書紀・欽明天皇十四年条には、「夏五月戊辰朔、河内国言、泉郡茅渟海中、有二梵音一、震響若二雷声一、光彩晃曜如二日色一、天皇心異之、遣二溝辺直〈此但曰レ直、不レ書二名字一、蓋是伝写誤失矣〉、入レ海求訪、是時、溝辺直入レ海、果見二樟木、浮レ海玲瓏一、遂取而献二天皇一、命二画工一、造二仏像二軀一、今吉野寺放レ光樟像也」とある。二「天皇不レ信二仏法一、而愛二文史一」(書紀・敏達天皇)という敏達天皇の性向を暗示する。三 額田部皇女。のちの推古天皇。四 激しい雷。落雷。底本訓釈「霹靂〈上音百反、下音歴反、字二合、可美止利(祁か)乃支〉」。五 底本訓釈「楠〈久須乃支〉」。六 大阪府高石市の海浜部。底本訓釈「脚〈安之〉」。七 屋栖古。「屋栖」と二字に表記するのは中国風なのであろう。上表文中での表記であろう。八 蘇我馬子。九 書紀・敏達天皇十三年条に事蹟が伝えられている。一〇 本説話では阿弥陀像とあり、聖徳太子伝暦・推古天皇三年条には観音像とある。阿弥陀、観音、勢至、の阿弥陀三尊であろう。広隆寺蔵宝冠弥勒像以外は飛鳥時代の木彫仏像はすべてクスノキ(小原二郎)。一一 桜井道場。一二 書紀・敏達天皇十四年三月条。一三 底本訓釈「堀〈呆利〉」。難波の堀江のイメージは中巻七縁に結びついている。一四 底本訓釈「微〈微か〈破多牟天利天介止〉〉」は、「微〈破多利天〉」と、下文にみえる「傾」に対する訓(たとえば「加多夫介牟止」)との混合であろう。一五 書紀・欽明天皇十三年条に「蕃神」、用明天皇二年条に「他神」(「国神」に対する)とみえる。一六 漂着した楠は西から東へと流れていた。西にあるもとの地に返せ、という主張。「豊国」は攷証には「蓋謂二韓国一也」とある。書紀・用明天皇二年条には「豊国法師」がみえる。一七 底本訓釈「嫌〈曾嚊見〉」。一八 底本訓釈「窺〈宇可ミ不〉」。一九 書紀には「天皇信二仏法一尊二神道一」とみえる。二〇 底本訓釈「挫〈止利比太支川〉」。二一 奈良県吉野郡大淀町大字比曾に所在。二二 推古天皇の即位は、書紀ではその前年の十二月八日。二三 五九三年四月十日。書紀には屋栖古のこと

大伴屋栖古連公と鞍部徳積とを以ちて僧都とす。三十三年乙酉の冬十二月の八日に、連公難破に居住みて急に卒ぬ。屍に異しき香有りて酚馥る。天皇勅して、七日留めしめ、彼の忠を詠はしめたまふ。三日を逕てすなはち蘇甦る。妻子に語りて曰はく「五色の雲有り。霓の如く北に度る。其より往きて、其の雲の道芳しきこと雞舌香の如し。道の頭を観れば、黄金の山有り。すなはち到れば面炫く。爰に薨りたまひし聖徳皇太子待ち立ちたまふ。共に山の頂に登る。其の金の山の頂に一の比丘居たまふ。太子敬ひ礼みたまひて曰はく『是れ東宮の童なり。今より已後八日を逕て、鈷き鋒に逢ふべし。願はくは仙薬を服ましめたまへ』とのたまふ。比丘環より一の玉を解きて授けたまひて呑み服ましめて、是の言を作してのたまはく『南无妙徳菩薩と三遍誦へ礼ましめよ』とのたまふ。彼より罷下る。皇太子言はく『速に家に還り、仏を作る処を除へ。我れ悔過すること畢らば、宮に還りて仏を作らむ』とのたまふ。然うして先の道より還る。すなはち見れば驚き蘇る」といふ。時の人名けて還活連公と曰ふ。孝徳天皇の世六年庚戌の秋九月に、大花上位を賜ふ。春秋九十有余のとしに卒ぬ」といふ。賛に曰はく「善きかな大部氏、仏を貴び法を儻ひ、情を澄し忠を効し、命と福と共に存ち、世を逕て夭になること無し。武は万機に振ひ、孝は子孫に継ぐ」といふ。諒に委る、三宝の験徳にして善神の加護なりといふことを。今惟に推ぬれば、「八日を逕て鈷き鋒に逢はむ」といふは、宗我入鹿の乱に当る。「八日」といふは、八年なり。「妙徳菩薩」といふは、文殊師利菩薩なり。「一の玉を服ましむ」といふは、難を免れしむる薬なり。「黄金の山」といふは、五台山なり。「東宮」といふは、日本国なり。「宮に還りて仏を作らむ」といふは、勝宝応真聖武太上天皇、日本国に生れて寺を作り仏を作りたまふなり。爾の時に並び住む行基大徳は、文殊師利菩薩の反化なり。是れ奇異しき事なり。

観音菩薩を憑念ひて現報を得る縁　第六

老師行善は、俗姓堅部氏なり。小治田宮に宇御めたまひし天皇の代に、遣されて高麗に学ぶ。其の国の破るるに遭ひて流離へて行く。急に其の河辺にして椅壊れ船無く、過渡るに由無し。断えたる橋の上に居て心に観音を念ふ。すなはち老翁舟に乗り迎へ逐りて、同じく載せて共に渡る。渡り竟りて後に舟より道に下るれば老公は見えず。其の舟は忽に失す。すなはち観音の応化なるが、本説話の本記の内部では、三十二年としても何の矛盾も存しない。三 なぐる。底本訓釈「殴〈太ㇾ加不〉」。㊂ 同意をあらわす。㊃ 底本訓釈「諾〈宇ㇾ奈利〉」。㊄ 書紀には「当」是時、有寺四十六所、僧八百十六人、尼五百六十九人、幷一千三百八十五人」とある。㊅ 百済の僧。推古天皇十年十月に来朝（書紀）。㊆ 書紀では「僧正」。㊇ 屋栖古が僧都に任ぜられたことは、本説話以外に所伝をみない。

一 書紀にみえる。底本訓釈「安草〈蜜か〉〈音安反〉」。二 書紀には、この時に阿曇連が「法頭」に任ぜられている。書紀では僧正、僧都には僧が、法頭には俗人が任ぜられている。三 六二五年。四 底本訓釈「酚馥〈上音分、下音服、□乎礼利〈二合、加乎礼利か〉〉」。五 生前の忠をたたえて歌詠せしめた。葬送には歌舞がおこなわれたのであろう。底本訓釈「詠〈之乃波之牟〉」。六 底本訓釈「蘇〈左女〉」甦〈伊支太利〉」。七 底本訓釈「霓〈爾之〉」。八 阿弥陀経通賛疏・上には、文殊菩薩は北方常喜世界の歓喜蔵摩尼宝積仏である、とみえる（松浦貞俊）。九 「鶏舌香 南州異物志云、鶏舌香是草花、可ㇾ含ㇾ口（和名抄）。一〇 到ると同時に、の意。一一 底本訓釈「爰〈已ㇾ爾〉」。一二 僧。七衆のひとつ。出家の成年男子。天竺風の容姿であることをうかがわせる。一三 東宮に仕える従者の童。底本訓釈「童〈和良波奈利〉」。一四 軍勢の比喩的表現。底本訓釈「鈷〈止支〉」「鋒〈左支〉」。↓中巻四十縁。一五 底本訓釈「呑〈乃見〉」。一六 「南无」は、帰依する。「无」は、広韻・上平・十一・模〈莫胡切〉に「无〈南无、出ㇾ釈典、又音無〉」とあり、「も」。「妙徳菩薩」は文殊菩薩。文殊菩薩にはみえない。本説話の書き方では「脯脯侍者」はひとつの役職のように読める。一四 六〇五年。底本に「二年乙丑」とあるが、二年は甲寅である。乙丑をもとにして国会図書館本に拠って「十三年」と改めた。しかし、十三年の五月は庚寅朔。五月が甲寅朔となるのは十四年。戊午の日は五月五日。推古天皇十四年五月五日には鞍作鳥が大仁位を賜わっている（書紀）。一五 書紀・推古天皇十四年条では「五月甲寅朔戊午、勅ㇾ鞍作鳥ㇾ曰」として詔が述べられ、その詔は「此皆汝之功也」と閉じられ、つづいて「即賜ㇾ大仁位」、因以給ㇾ近江国坂田郡水田二十町」と述べられている。本説話と叙述形式が一致する。一六 推古天皇十一年（六〇三）に制定された冠位十二階制による位。第七位。大仁位は第三位。一七 六〇九年。一八 兵庫県揖保郡、龍野市、姫路市、相生市あたり。本書では「幡磨」という表記が用いられる。「播磨」はハリマ、ハンマ、に対応する表記である、とする説（浜田敦）がある。一九 「町」は、土地の面積の単位。高麗尺の六尺平方を一歩とし、二五〇歩を一段とし、十段を一町とするのが古制。令制では高麗尺の五尺平方を一歩とし、三六〇歩を一段とし、十段を一町とする。和訓は、「歩」は「あし」、「段」は「きだ」、「町」は「ところ」「まち」。二〇 六二一年。天寿国繍帳銘、法隆寺金堂釈迦像銘などは、聖徳太子の薨去を推古天皇三十年（六二二）二月二十二日とする。推古天皇二十九年（六二一）とするのは聖徳太子伝暦。二一 底本訓釈「薨〈音興反、花（死か）也〉」。二二 六二四年。書紀はこの記事を推古天皇三十二年として記述。しかし、書紀の推古天皇三十二年、三十三年の叙述にみえる朝の干支は三十一年、三十二年のそれに一致する。書紀には何らかの錯誤が存す

むと疑ふ。すなはち誓願を発し、像を造りて恭敬はむとす。遂に大唐に至りて、すなはち其の像を造りて日夜帰り敬ふ。号けて河辺法師と曰ふ。法師の性忍辱人に過ぎ、唐皇に重せらる。日本国の使に従ひて、養老二年に本朝に帰向る。興福寺に住み、其の像を供養して卒ぬるに至るまで息まず。誠に知る、観音の威力の思議すること難きことを。讃に曰はく「老師遠く学びて、難に遭ひて帰らむとす。済渡るに由無く、聖を憶ひて椅に坐る。心に威力に憑りて、化翁来り資く。別れて後に遄に翳れ、儀を図して常に礼みて、其の役輟まず」といふ。

亀の命を贖ひ生を放ちて現報を得亀に助けらるる縁　第七

禅師弘済は、百済国の人なり。百済の乱の時に当りて、備後国三谷郡の大領の先祖、百済を救はむが為に軍旅に遣さるる時に、誓願を発して言さく「もし平に還来らば、諸の神祇の為に伽藍を造立て多諸くの寺を起らむ」とまうす。遂に災難を免れ、すなはち禅師を請へて相共に還来り三谷寺を造る。其の禅師の伽藍と諸の寺とを造立てたる所以なり。道俗観て、共に為に欽敬ふ。禅師尊き像を造らむが為に、京に上り財を売る。既に金と丹との等き物を買得て、難破の津に還到る。時に海の辺の人大なる亀四口を売る。禅師人に勧へて買ひて放たしむ。すなはち人の舟を借り、童子二人を将て共に乗りて海を度る。日晩れ夜深けて舟人欲を起し、備前の骨嶋の辺に行到りて、童子等を取りて海の中に擲入る。然うして後に禅師に告げて云はく「速に海に入るべし」といふ。師教化ふといへども賊なほ許さず。茲に願を発して海の中に入る。水腰に及ぶ時に石を以ちて脚に当つ。其の暁に見れば、亀負へり。其の備中の浦にして、海の辺に其の亀三頷きて去る。是れ放てる亀の恩を報ゆるかと疑ふ。時に賊等六人、其の寺に金と丹とを売る。檀越まづ量るに価を過ゆ。禅師後に出でて見れば、賊等忙然しくして退進を知らず。禅師憐愍びて刑罰を加へず。仏を造り塔を厳り、供養し已りぬ。後に海の辺に住みて往き来る人を化ふ。春秋八十有余のとしに卒ぬ。畜生すらなほ恩を忘れず、返りて恩を報ゆ。何にいはむや、人にして恩を忘れむや。

帰依いたします。一九 底本訓釈「罷〈万可利〉」。二〇 みずからの作った罪過を懺悔すること。本説話は日本の文殊悔過の起源説話というべきか。二一 見ると同時に、の意。蘇生のイメージは中巻七縁に結びついている。二二 六五〇年。二三 讃嘆の短文。四字句が主。二四 特にそれのみに心を寄せる。底本訓釈「儻〈加多知波比〉」。二五 底本訓釈「存〈持也〉」。二六 底本訓釈「天〈奈加奈波爾奈利奴留己止〉」。二七 底本訓釈「誤〈誠也、並知也〉」。二八 皇極天皇二年(六四三)に山背大兄王を襲ったことをいう。「八日」「八年」は「十八日」「十八年」の誤り、とするのは攷証。「乱」のイメージは下巻七縁の仲麿の乱に結びつく。二九 中国山西省に所在。文殊菩薩の居処。三〇 聖武天皇。この尊号は本書特有のもの。続日本紀・天平宝字二年(七五八)八月九日条には「勝宝感神聖武皇帝」。本書の尊号は光明子の尊号「天平心真仁正皇太后」との混同、とするのは攷証の説。三一 聖徳太子が聖武天皇に転生し、文殊菩薩が行基に化した、とする。上巻四縁と合わせ読むならば、聖武天皇を聖とし行基を隠身の聖としていることがわかる。

第六縁　善業についての現報説話。今昔物語集・十六ノ一、扶桑略記・養老二年(七一八)条に書承。

三三 底本訓釈「憑〈怙也、依也〉」。三四 高齢なるがゆえの称であろうが、年齢に関しては疑点が多い。三五 続日本紀・養老五年六月二十三日の詔に「沙門行善、負レ笈遊学、既経二七代一、備嘗二難行一、解二三五術一、方帰二本郷一、矜賞良深、如有下修二行天下諸寺一、恭敬供養上、一同二僧綱之例一」とみえる。三六 高句麗系の氏族であろう。攷証は堅部〈かたべ〉氏とする。三七 推古天皇は五九二年に即位、六二八年に薨去。下文に養老二年に帰国、とみえるが、推古天皇の末年より数えて養老元年は九十年にあたる。続日本紀に「負レ笈遊学、既経二七代一」とあるのより推せば、斉明天皇の代(六五五―六六一)に高麗に渡ったことになる。推古天皇の代とすれば九十年以上の遊学となりあまりに高齢にすぎるが、本説話の内部に矛盾を生じるわけではない。三八 高句麗。三九 六六八年。四〇 原文「急其河辺、椅壊無船」。「其」は通説にしたがって「そこ」と訓んだが、この「其」は「於」の意で用いられているような印象を与えている。別の訓みが考えられてもよい。四一 「老翁」のイメージは中巻八縁の「不知老人」に結びついている。観音を念じたところ船が現われて救われた、という説話には、繋観世音応験記の竺法純の説話がある。四二 老翁と舟がたちまちに消えたというイメージは下巻八縁の「既而其像、奄然不レ現」に結びついている。

一 耐え忍ぶこと。六波羅蜜のひとつ。二 七一八年。三 扶桑略記・養老二年条には「安置其像於興福寺、夙夜供敬、然間其像俄失、不知所在」とある。四 帰、椅、資、に押韻をこころみている。五 底本訓釈「資〈助也〉」。六 底本訓釈「遄〈忽也〉」。七 底本訓釈「翳〈可久礼奴〉」。八 底本訓釈「輟〈止也〉」。

第七縁　善業についての現報説話。今昔物語集・十九ノ三十に書承。

九 買い取る。底本訓釈「贖〈阿可比天〉」。一〇 未詳。本説話以外に所伝をみない。一一 六六〇年、百済滅亡。一二 広島県三次市、双三郡あたり。一三 郡の長官。「掌下撫二養所部一検中察郡事上」(職員令)。一四 六六一年、出兵。六六三年、白村

聾者方広経典を帰敬ひて報を得両の耳聞ゆる縁　第八

小墾田宮に宇御めたまひし天皇の代に、衣縫伴造義通といふ者有り。急に重き病を得て、両の耳並に聾ひ、悪しき瘡身に遍し。年を歴て愈えず。自づから謂はく「宿業の招ぶ所なり。ただし現報のみにあらず。長く生きて人に厭はるるよりは善を行ひて遄に死なむに如かず」とおもひて、すなはち地を掃き堂を飾り、義禅師を屈請へ、まづ其の身を潔めて香水に澡浴みて、方広経に依る。是に希有なる想を発し、禅師に白して言さく「今我が片耳に一の菩薩の名を聞く。故にただし願はくは大徳、忍労りてまた促せ」とまうす。禅師重ねて拝めば片耳既に開く。義通歓喜びて、また重ねて礼まむことを請ふ。禅師更に拝めば両の耳倶開く。遐く邇く聞く者、驚き怪びずといふことなし。是に知る、感応の道誣に虚しからず、と。

江の戦。一五仏をさして「神祇」といっている。戦難を免れる、あるいは下文にみえるように、浅い処を得て海を渡る、といった説話は、観音菩薩の信仰にかかわって示されることが多い。一六上巻五縁に災を起す隣国の客神とされていた仏が、本説話では災難を免れしむる神祇とされる。一七三次市の寺町廃寺跡がその跡地とされる。造寺のイメージは中巻九縁の「擅に於己所レ造寺」に結びついている。一八以上が、禅師弘済が伽藍と諸寺とを造立した事情である。一九鋳造された金銅仏の鍍金には金アマルガムが用いられる。金と丹とは金アマルガムの原料であろう。二〇底本訓釈「晩〈久礼〉」。二一所在不明。宇治拾遺物語・下・一八九に「かばね嶋といふ所は、海賊の集まる所なり」とみえる。二二毛宝の説話に類似する(契沖の指摘がある)。晋書・八十一に「初宝在二武昌一、軍人有二於市一買二得一白亀一長四五寸一、養レ之漸大、放二諸江中一、郷城之民、養二亀人一、被レ鎧持レ刀、自投二於水中一、如レ覚レ堕二石上一、視レ之、乃先所レ養白亀、長五六尺、送至二東岸一、遂得レ免焉」とあり、幽明録にもみえる。亀に足を支えられて海を渡るイメージは、下巻九縁の主人公が冥界の使に先導されて冥界の河を渡るイメージに結びついている。二三岡山県浅口郡金光町占見あたりか。原文「其備中浦」とある「其」は「於」の意か。二四幽明録「廻顧而去」。「その亀、三つ領(ゑ)て去りぬ」として、その亀は禅師を背から下ろして三匹の亀をひきつれて波間に去った、と解し、四匹の亀を助けたので四匹が禅師を救済に来た、とする小泉道の説がある。その説に従うならば、たんに「三領」とだけある本文にじっに多くの内容を読みとる必要が生じる。二五原文「其寺売金丹」。「其」は「於」の意か。二六施主。三谷郡の大領の

嬰児鷲に攫られて他国に父に逢ふこと得る縁　第九

飛鳥川原板葺宮に宇御めたまひし天皇の世の癸卯年の春三月の頃に、但馬国七美郡の山里の人の家に嬰児の女有り。中庭に匍匐ふ。鷲攫りて空に騰りて東を指して翥りぬ。父母懇び惻み哭き悲びて追ひ求むれども、到る所を知らず。故に為に福を修る。八箇年を逕て、難破長柄豊前宮に宇御めたまひし天皇の世の庚戌年の秋八月の下旬に、鷲に子を攫られたる父、縁事有りて丹波後国加佐郡の部内に至りて他の家に宿る。其の家の童女水を汲まむとして井に趣く。宿る人足を洗はむとして副ひ往きて見る。また村の童女井に集り水を汲みて、宿る家の童女の丼を奪ふ。惜みて奪はしめず。其の村の童女等皆心を同じくして陵ぎ蔑りて曰はく「汝、鷲の噉残なり。何故ぞ礼無き」といひて、罵り厭ひて打つ。拍たれて哭きて帰る。家主待ち問ひていはく「汝、何故ぞ哭く」といふ。宿る人見たる如く具に上の事を陳べて、すなはち彼の拍ち罵りて「鷲の噉残なり」と曰ひたる所以を問ふ。家主答へて言はく「其れの年の其れの月日の時に、余れ鳩を捕る樹に登りて居る。鷲、嬰児を先祖。一七底本訓釈「運〈米久流〉」は誤り。一八底本訓釈「恠然〈上音乎(牟か)反、訓、二合、急也〉」は、多くの誤写を含むであろう。一九「海辺」は、上巻六縁の「河辺法師」を意識するか。

第八縁　善業についての現報説話。三宝絵・法五、扶桑略記・推古天皇条に引用。今昔物語集・十四ノ三十六に書承。

一底本訓釈「聾〈見ゝ之比太留〉」。二大通方広懺悔滅罪荘厳成仏経をさす。三巻。同経に「是方広経典」とある。下文の「方広経」もこの経。三未詳。本説話以外に所伝をみない。底本訓釈「縫〈奴比乃〉」。四いかなる宿業か、という具体相は述べられない。五長生きをして人にきらわれることは、善行をおこなって早く死ぬことに及ばない。「長生為レ人所レ厭」と「行レ善遄死」とを比較し、「行レ善遄死」をえらぶ。原文「為人所厭」。「為―所―」の文型で被動が示されるばあい、「為」は平声で「―のところとなる」と訓むべきなのだが、大坪併治によれば訓点資料では「―のために―る・らる」と訓まれるのが普通。去声の「為」と考えられたか。本書では「―のために―る・らる」と訓まれた例はなく、上巻十二縁の「為人畜所履」の底本訓釈に「畜〈介毛乃爾〉」「履〈不万口(留か)〉」とあることより推して、「―に―る・らる」と訓んでおく。六大通方広懺悔滅罪荘厳成仏経・上に「若欲レ受二持読一誦是経一、当レ浄洗浴、著二浄衣服一、浄二掃坊舎一、以二懸繒幡蓋一、荘二厳室内一」とある。七未詳。中巻十二縁にも同じ語がみえる。八底本訓釈「澡浴〈二、加波安見天〉」。「先潔二其身一、香水澡浴」というイメージは、下巻十縁の「毎二大小便利一、洗浴浄レ身」に結びつく。九大通方広懺悔

擲りて西より来り、巣に落して雛に養ふ。嬰児慄りて啼く。彼の雛望みて、驚き恐りて啄まず。余れ啼く音を聞き、巣より取り下して育へる女子是れなり」といふ。擲る所の年月日時を校ふれば今の語に当る。明に我が児なりと知る。爾の父悲び哭きて、具に鷲の擲りし事を告知らす。主人実を知り、語に応ひて許す。噫乎彼の父、邂逅に児有る家に次り、遂に是れを得たるかな。誠に知る、天の哀の資くる所にして父子の深き縁なることを。是れ奇異しき事なり。

子の物を偸用て牛と作りて役はれ異しき表を示す縁　第十

大和国添上郡山村中里に、在昔椋家長公といふひと有り。十二月に当り、方広経に依りて先の罪を懺いむと欲ひて、使人に告げて云はく「一の禅師を請ふべし」といふ。其の使人問ひて曰はく「何れの寺の師をか請へむ」といふ。答へて曰はく「其の寺を択ばず、遇ふに随ひて請へよ」といふ。其の使願に随ひて路行く一の僧を請得て家に帰る。家主心を住めて供養す。其の夜に、礼経已に訖りて僧息はむとする時に、檀主設けて被を以ちて覆ふ。僧すなはち心に念はく「明日に物を得むよりは被を取りて出でむに如かず」とおもふ。時に声有りて言はく「其の被を盗ることなかれ」といふ。僧大に驚き疑ひ、顧て家の中を窺ひて人を覓む。ただし一の牛のみ有りて家の倉の下に立つ。僧牛の辺に進む。牛僧に語りて言はく「吾れは此の家長の父なり。吾れ先の世に、人に与へむが為に吾が子に告げずして稲十束を取りき。所以に今牛の身を受けて先の債を償ふ。汝は是れ出家なり。何すれぞ輒く被を盗る。其の事の虚実を知らむと欲はば、我が為に坐を設けよ。我れ上り居む。其の父と知るべし」といふ。是に僧すなはち大に愧ぢ、還りて宿る処に止る。明朝に事の行既に訖りて曰はく「他人を遠く却らしめよ」といふ。然うして後に親族を召集めて具に先の事を陳ぶ。檀越すなはち悲ぶる心を起して牛の辺に就き、藁を敷きて白して言さく「実に吾が父ならば、此の座に就きたまふべし」とまうす。牛膝を屈げて座の上に臥せれば、諸の親声を出し大に啼泣きて言はく「実に吾が父なり」といふ。すなはち起ちて礼拝みて、牛に白して言さく「先の時に用たまひし所は今咸免し奉る」とまうす。牛聞きて涙を流し大に息く。即日の申時に命終る。然うして後に覆へる被と財物とを其の師に施し、更

滅罪荘厳成仏経には多くの菩薩名が連ねられた部分がある。一〇 原文「忍労」。依頼する時に用いる語か。優塡王経に「教えてください」という文脈で「大人勤労教授」とみえる。勤労」と同意であろう。

第九縁　今昔物語集・二十六ノ一に書承。扶桑略記・皇極天皇条に引用。

一 底本訓釈「嬰児〈三止利古〉」。二 底本訓釈「擲〈取也〉」。三 奈良県高市郡明日香村に所在。飛鳥板蓋宮伝承地がある。四 底本訓釈「莫〈不支乃〉」。五 兵庫県美方郡美方町、村岡町あたり。六 底本訓釈「匍匐〈上音布反、下音福反、二合、波良波不〉」。七 底本訓釈「騰〈安可利天〉」。八 底本訓釈「翥〈波布以奴、又云加介利奴〉」。新撰字鏡「翥 止遮反、挙也、翔也、波布利伊奴」。九 心から悲しむ意か。一〇 底本訓釈「惻〈禰太美〉」は誤訓。「時王憂愁、酸切懇惻」（賢愚経・一・二）。一一 原文「故為修福」。本説話で仏教にかかわる叙述はここのみ。一二 大阪市中央区に所在。難波宮跡がある。天皇は孝徳天皇。一三 京都府舞鶴市、加佐郡大江町あたり。但馬国七美郡山里からは東の方角に当る。山背国愛宕郡雲下里計帳（神亀三年）には「丹波前国多貴郡」がみえる。「丹波後国」という表記もおこなわれたであろう。一四 底本訓釈「童女〈二合、女乃和良波〉」。一五 底本訓釈「汲〈久牟〉」。一六 底本訓釈「丼〈津留ヘヲ〉」。説文解字は、「井」を「丼」の字形で掲出している。〈丼〉は井戸枠をかたどり、〈丶〉はつるべをかたどったもの、と説明されている。「丼」をつるべの意に用いた例はみえないが、用いることは可能であろう。一七 底本訓釈「奪〈有波不〉」。一八 あなどる。底本訓釈「陵〈之乃支〉」。一九 底本訓釈「蔑〈安奈都利天〉」。二〇 底本訓釈「瞰〈食也〉」。二一 底本訓釈「罵〈乃利〉」。二二 おさえる。底本訓釈「壓〈厭か〉〈於曾飛〉」。二三 底本訓釈「拍〈宇太礼天〉」。二四 鳩は食用。底本訓釈「捕〈取也〉」。この字に注があるのは不審。

一 底本訓釈「巣〈須爾〉」。巣を、と訓まないための注。二 底本訓釈「雛〈比奈乃古爾〉」。三 底本訓釈「慄〈恐也〉」。四 底本訓釈「啼〈突也〉」。五 うかがい見る。六 底本訓釈「啄〈津支波可〈万か〉須〉」。七 女子をその父に返した。八 偶然に。底本訓釈「邂逅〈上音解反、下后反、二合、太万左加爾〉」。九 儒教的な文飾といえよう。親と子との関係を主題とする説話に「天」が述べられることが多い。

第十縁　あやしき表（しるし）の説話。今昔物語集・十四ノ三十七に書承。扶桑略記・斉明天皇条に引用。

一〇 奈良市山町あたり。底本訓釈「添〈曾布〉」。一一 未詳。本説話以外に所伝をみない。一二 大通方広懺悔滅罪荘厳成仏経。政事要略・二十八「官曹事類云、宝亀五年十二月、堀請僧十口、沙弥七口、設方広悔過於宮中、々々方広自レ此始也」、類聚国史・一七八・仏名「淳和天皇弘仁十四年十二月癸卯、請二大僧都長恵、少僧都勤操、大法師空海等一、於二清涼殿一、行二大通方広之法一、終夜而畢也」にみるように、後代でも十二月に方広悔過がおこなわれた。宝亀五年（七七）の例は仏名会の起源とされる。広弘明集・二十八には、陳文帝の大通方広懺文が収録されている。一三 前世。一四 礼拝と誦経と。一五 檀越に同じ。

に其の父の為に広く功徳を修る。因果の理あに信はざらむや。

幼き時より網を用魚を捕りて現に悪しき報を得る縁　第十一

一幡磨国飾磨郡の濃於寺に、京の元興寺の沙門慈応大徳、檀越の請に因りて夏安居の間法花経を講く。時に寺の辺に漁夫有り。幼きときより長るまで網を以ちて業とす。後の時に家の内の桑林の中に匍匐ひ、声を揚げて叫号びて曰はく「炎火身に迫る」といふ。親属救はむとすれば、其の人唱ひて言はく「我れに近くことなかれ。我れ頓に焼かれむ」といふ。時に其の親寺に詣でて、行者を請求む。行者呪する時に、良久にありてすなはち免る。其の著たる袴焼かれて、漁夫悚慄り、濃於寺に詣でて大衆の中にして罪を懺い心を改め、衣服等を施し、経を誦ましめ竟りぬ。此れより以後、また悪を行はず。顔氏家訓に云ふが如し「昔江陵の劉氏、鰉の羹を売ることを以ちて業とす。後に一の児を生み、頭は具是れ鰉にして頸より以下は方人の身と為る」といふは、其れ斯れを謂ふなり。

施主。椋家長公をさす。一六 夜具。底本訓釈「被〈不須万〉」。一七 明日物を得ることは今この被を盗んで出て行くことに及ばない。「明日得レ物」と「取レ被而出」とを比較し、「取レ被而出」をえらぶ。一八 このあたりを、今昔物語集・十四ノ三十七は「立留テ、音ノ有ツル方ヲ伺ヒ見ルニ、人不見ズ。只一ノ牛有リ。僧此ノ音ニ恐レテ返リ留ヌ。傍ラ思フニ、牛ノ可レ云キニ非ネバ、怪ビ思ヒ乍寝ヌ。其ノ夜ノ夢ニ、僧牛ノ辺ニ寄タルニ、牛ノ云ク、「我ハ此レ、此ノ家主ノ父也。…」ト云フ、ト見テ夢覚ヌ」としている。僧の夢の中で牛がことばを発した、としている。今昔物語集では人と動物との言語を介しての交渉は夢の世界でのみ許容されたとする森正人の指摘がある。本書では、夢の中、という設定無しに動物が人のことばを発している。動物の発話については扶桑略記も疑問を呈している。一九 養老令では六歳以上の男子には二段の口分田が給された。口分田には一段につき二束二把の田租が課せられた（田令）。本説話では、男子に給せられた口分田の稲をその男子のために用いずに、他のために流用したことを、問題としている。「束」は、稲をはかる単位。十把。稲一束から米五升がとれる（令義解・田令）。二〇 たとえば法苑珠林・債負篇・感応縁所収の説話十一話中三話が牛に転生して前世の債を償う内容。この型の説話は多い。二一 転生は証拠によって証明される。証拠は物品であることが多いが、行動であるばあいもある。二二 午後三時から五時のころ。橋本万平によれば、奈良時代には「時」が用いられ、平安時代に入ってから「刻」が用いられた。二三 より高い地位の存在（たとえば人）への転生を暗示する。

人と畜とに履まるる髑髏救収められて霊しき表を示して現に報ゆる縁　第十二

二〇高麗の学生道登は、二一元興寺の沙門なり。山背の恵満の家より出づ。而往大化二年丙午に宇治椅を営りて往き来りし時に、二二髑髏奈良山の渓に在りて、二三人と畜とに履まる。法師悲びて従者万侶をして木の上に置かしむ。同じき年の十二月の晦の夕に迄りて、人寺の門に来りて白さく「道登大徳の従者万侶といふ者に遇はむ」とまうす。万侶出でて遇ふ。其の人語りて曰はく「大徳の慈の顧を蒙りて、平安なる慶を得たり。然うして今夜にあらずは恩を報いむに由無し」といふ。すなはち万侶を将て其の家に至り、閉ぢたる屋よりして屋の裏に入る。多く飲食を設く。其の中に己が分の饌を以ちて万侶と共に食ふ。其の後夜にして男の声有りて万侶に告げて曰はく「吾れを殺せし兄来らむ。故に早く去れ」といふ。万侶怪びて問ふ。答へていはく「昔吾れ兄と共に交易に行き、吾れ銀四十斤ばかりを得たり。時に兄妬忌みて吾れを殺して銀を取りき。爾れより以還、多く年歳を経て、往き来る人と畜とみな我が頭を

第十一縁　悪業についての現報説話。三宝絵・法六に引用。

一 兵庫県飾磨郡、姫路市あたり。二 未詳。三 本書では、「故京元興寺之村（中巻二十九縁）といった例外もあるが原則として飛鳥の本元興寺は単に「元興寺」と表記され、平城京の元興寺は「左京元興寺」と表記される。本説話のばあいも平城京の元興寺であろう。平城京への移転は養老二年（七一八）。四 未詳。本説話以外に所伝をみない。五 四月十六日より七月十五日に至る期間、僧尼は外出せずに、心を静めて修行した。これを「夏安居」「安居」という。なぜ夏季におこなうか、ということについて、四分律行事鈔・上ノ四は夏のそなえている三つの欠点をあげて理由とする。その第二は「損二傷物命一」違二慈寔深一」。六 妙法蓮華経、八巻。あるいは七巻。安居縁起によれば、天平勝宝元年（七四九）、孝謙天皇は安居法会を創始し、京畿十余寺、七道六十余国に妙法蓮華経と金光明経とを講演せしめた（東大寺要録・八）。七 底本訓釈「漁夫〈二合、魚取男〉」。八 底本訓釈「迄〈至也〉」。九 物命を損傷しないために、と行う安居の期間中である。漁夫のおこないは、他の時期よりもきびしく非難されたのであろう。一〇「行者」とあるのは上文の慈応大徳をさすようにも読めるが、本書では「行者」と称されるのは優婆塞がほとんどである。本説話のばあいも慈応大徳ではなく別人の優婆塞をさすか。一一 底本訓釈「袴〈波加末〉」。一二 北斉の顔之推（三一五―五九〇）の撰。この文は帰心篇にみえる。弁正論・七所引の文に拠るか。一三 中国湖北省。一四 底本訓釈「劉〈音、利于反〉」。一五 ウナギ。底本訓釈「鰉〈奈加天〉」。「鰉 ムナキ」名義抄）。一六 底本訓釈「羹〈阿川毛乃〉」。一七 すべて。

踏む。大徳慈を垂れ、見苦を離れしむ。故に汝の恩を忘れず、今宵報ゆらくのみ」といふ。時に其の母と長子と、諸の霊を拝まむが為に其の屋の内に入り、万侶を見て驚き畏りて其の到来る所以を問ふ。万侶是に具に前の事を説く。母長子を罵りて曰はく「呼矣、我が愛子は汝に殺さる。他の賊にあらざるなり」といふ。すなはち万侶を礼みて、更に飲食を設く。万侶還来りて状を以ちて師に白す。夫れ死霊白骨すらなほし此くの如し。何にいはむや、生ける人にしてあに恩を忘れむや。

女人風声なる行を好み仙草を食ひて現の身に天に飛ぶ縁　第十三

大倭国宇太郡漆部里に、風流なる女有り。是れすなはち彼の部内の漆部造麿の妾なり。天年風声を行とす。自づから悟りて塩醤を心に存む。七の子を産生み、極めて窮しく食無し。子を養ふに便無し。衣無く藤を綴り、日々に沐浴みて身を潔め綴を著る。毎に野に臨むときは草を採ることを事とす。常に家に住るときは家を浄むることを心とす。菜を採り調へ盛り、子を唱ひ端坐して咲を含み馴へて言はく「敬を致して食へ」といふ。常に是の行を以ちて身心の業とす。彼の気調恰も天上の客の如し。是れ難破長柄豊前宮の時の甲寅年に、其の風流なる事に神仙感応し、春の野に菜を採り仙草を食ひて天に飛ぶ。誠に知る、仏の法を修はずして風流を好まば仙薬感応することを。精進女問経に云ふが如し「俗家に居住るとも心を端しくして庭を掃かば五の功徳を得」とのたまふは、其れ斯れを謂ふなり。

僧心経を憶持ちて現報を得奇しき事を示す縁　第十四

釈義覚は、本百済の人なり。其の国の破るる時に、後岡本宮に宇御めたまひし天皇の代に当りて、我が聖朝に入りて難破の百済寺に住む。法師の身の長七尺、広く仏の教を学びて心波若経を念誦む。時に同じき寺の僧慧義といふひと有り。独夜半に出で行く。因りて室の中を見れば光明照り耀く。僧すなはち怪び、竊に牖の紙を穿ちて法師を窺看れば、端坐して経を誦み、光口より出づ。僧驚悚り、明日に悔過して周く大衆に告ぐ。時に覚法師弟子に語りて言

第十二縁　あやしき表（いも）の説話。善業についての現報説話。今昔物語集・十九ノ三十一に書承。扶桑略記・大化二年条に引用。

一 底本訓釈「履〈不万□（留か）〉」。 二 底本訓釈「髑髏〈上音毒反、下音楼反、□（二合か）、比止加之良〉」。→下巻二十七縁。 三 高句麗の僧か。書紀・白雉元年条にも、道登が「高麗」の故事を引いて弁じている記事がある。本書では、中巻七縁の智光の弟子が「学生」とされている。 四 大化元年（六四五）、十師に任ぜられる。白雉元年（六五〇）、白雉が祥瑞であることを弁じている。宇治橋断碑に「世有二釈子一、名曰二道登一、出レ自二山尻一、恵満之家一、大化二年、丙午之歳、構二立此橋一、済二度人畜一」とみえる。 五 本元興寺。 六 四六年。 七 宇治川にかかる。橋の意に用いる「椅」は、「倚」に由来する文字（箋注倭名類聚抄）。 八 底本訓釈「営〈作也〉」。 九 奈良市と京都府との境の丘陵。大和から山城への経路。 一〇 底本訓釈「渓〈佐波爾〉」。 一一 宇治橋断碑に「済二度人畜一」とある。原文「為人畜所履」。底本訓釈「畜〈介毛乃爾〉」。これより推して、「為―所―」の被動は「―に―る・らる」と訓んでおく。 一二 「高燥処」ならざる所に葬られた屍が、生者に移葬を求め、「高燥処」に葬られて安楽を得た、という説話（異苑・七・商仲堪、捜神記・十六・文類、広記・三二二・袁無忌、太平御覧・七二八所引幽明録・尋陽参軍など）の系譜につらなる。→下巻二十七縁。 一三 十二月の晦の夜には死者の魂がこの世に帰って来る、とされた（和泉式部続集・四二、曾丹集・三六六、徒然草・十九）。底本訓釈「晦〈川支己毛利〉」。 一四 底本訓釈「頃〈己乃己呂〉」は誤写本文にもとづく。 一五 今夜でないならば恩がえしをする方法が無い。 一六 底本訓釈「裏〈内也〉」。

一七 後岡本宮に宇御めたまひし天皇　舒明天皇。 一八 難破　難波。 一九 慧義　伝未詳。 二〇 牖の紙を穿ちて　牖は窓。窓の紙に穴をあけて覗き見ること。 二一 端坐して経を誦み　端坐して念仏を唱えることは、日本霊異記・中巻十縁、三宝絵・下・十五、今昔物語集・十四ノ四十二に書承。 二二 光口より出づ　口から光を出すことは、日本霊異記・中巻十縁、三宝絵・下・十五、今昔物語集・十四ノ四十二に書承。 二三 釈義覚　伝未詳。 二四 僧心経を憶持ちて現報を得奇しき事を示す縁　第十四　底本訓釈「僧心経を憶持ちて現報を得奇しき事を示す縁　第」。 二五 釈義覚　伝未詳。 二六 其の国の破るる時に　六六〇年。 二七 後岡本宮に宇御めたまひし天皇の代に当りて　舒明天皇の代は六二九―六四一年。 二八 我が聖朝に入りて　六六三年。 二九 難破の百済寺に住む　難波の百済寺は、百済大寺か。 三〇 法師の身の長七尺　仏の身の長一丈六尺。 三一 広く仏の教を学びて心波若経を念誦む　般若心経は、玄奘訳の大般若経六百巻の精髄を二六〇字に凝縮したもの。 三二 僧慧義　伝未詳。 三三 独夜半に出で行く　夜半に出で行くことは、日本霊異記・中巻十縁、三宝絵・下・十五、今昔物語集・十四ノ四十二に書承。 三四 因りて室の中を見れば光明照り耀く　光明照り耀くことは、日本霊異記・中巻十縁、三宝絵・下・十五、今昔物語集・十四ノ四十二に書承。 三五 端坐して経を誦み、光口より出づ　端坐して経を誦むことは、日本霊異記・中巻十縁、三宝絵・下・十五、今昔物語集・十四ノ四十二に書承。 三六 僧驚悚り、明日に悔過して周く大衆に告ぐ　僧驚悚ることは、日本霊異記・中巻十縁、三宝絵・下・十五、今昔物語集・十四ノ四十二に書承。 三七 時に覚法師弟子に語りて言

一 諸霊を拝する時「後夜」は、上巻三縁で童子と鬼とが争った時である。 二 ようす。 三 中巻十二縁は「豆入心忘恩敵」とし、イメージの結びつきをみせている。

第十三縁　「仏教」を知らない人であっても、そのおこないが仏教にかなえばおのずと善果を得る。「みさを」なるおこないは仏教にかなうものである、と示される。今昔物語集・二十ノ四十二に書承。

四 国会図書館本訓釈「風声〈三左乎〉」、底本訓釈「風流〈二合、美佐乎〉」「気調〈三佐乎〉」。本説話では「みさを」の表記を「風声」「風流」「気調」と変化させている。「風声」「風流」「気調」は、態度、心の状態、を意味する語。評価すべき態度、すぐれた心の状態、をいう。「行」とされているのだから、かなり具体的な限定されたものをさしている。本説話では、「日々沐浴、潔レ身二浄レ家為レ心」といった、身辺を清浄に保つ生活態度をさす。菜食が述べられるのも、穢れを去った生活態度ととらえてのこと。下文の精進女問

はく「一夕に心経を誦むこと一百遍ばかりにし、然うして後に目を開きて其の室の裏を観れば、四壁穿通りて庭の中顕見る。吾れ是に希有なる想を生して、室より出でて廻りて院の内を瞻、還来りて室を見れば壁の戸みな閉づ。すなはち外にまた心経を誦めば開け通ること前の如し。すなはち是れ心波若経の不思議なり」といふ。賛に曰はく「大なるかな釈子、多く聞きて教を弘む。閉り居て経を誦めば、心廓に融ひ達る。現す所の玄寂、いづくにぞ動揺かむ。室の壁開け通り、光明顕に耀く」といふ。

悪しき人乞食の僧を逼して現に悪しき報を得る縁　第十五

昔故京の時に、一の愚人有り。因果を信はず。僧の食を乞ふを見て忿りて繋へむとす。時に僧田の水に走入る。追ひて執ふ。僧忍ぶること得ず、呪を以ちて縛る。愚人顚沛れて東西に狂れ走る。僧すなはち遠く去りて眄瞻ること得ず。其の人二の子有り。父の縛を解かむとして、すなはち僧房に詣りて禅師を勧請ふ。禅師問ひて其の状を知りて行き肯へにす。二の子懃重に拝み敬ひ、父の厄を救ふことを請ふ。其の師すなはち徐に行きて観音品初段を誦み竟りぬ。すなはち解脱かること得。然うして後にすなはち信ふ心を発し、邪を廻して正に入るなり。

慈ぶる心無く生けながら兎の皮を剝りて現に悪しき報を得る縁　第十六

大和国に一の壮夫有り。郷里と姓名と並に詳ならず。天骨仁なく、生の命を殺すことを喜ぶ。其の人兎を捕りて皮を剝りて野に放つ。然うして後に久しからざる頃に、毒瘡身に遍く、肌膚爛敗り、苦び痛むこと比無し。終に愈ゆること得ず、叫号びて死ぬ。嗚呼現報はなはだ近し。己れを恕りて仁ぶべし。慈悲無くあらざれ。

経の引文に「俗家に居住るとも」とあるが、このような生活態度は普通の俗家におけるそれとは対極に位置するものであったろう。在俗の仏教信者の斎日におけるおこないに合致するか。

五 奈良県宇陀郡曾爾村。六 懐風藻所収の藤原不比等の五言詩・遊二吉野一に「漆姫控レ鶴挙、柘媛接レ魚通」とみえる漆姫が本説話の主人公(攷証)。七 底本訓釈「塩醤(二合、末佐奈留已止乎)」。塩も醤も調味料。物事の適否を判断する心。行として外面にあらわれた風声(「みさを」を「すなほ」な行為、とするのは吉沢義則の説)を内面から支える心の状態。八 椅子類を用いないすわり方のひとつ。臀部を地につけて脚を組む。摩訶止観・二上に「結跏正坐、項脊端直」とある。「善提樹下、端坐六年」(無量義経)。唐大和上東征伝の「結跏趺坐」を続紀・天平宝字七年五月六日条は「端坐」とする。九 底本訓釈「怜(恰か)〈安加太毛〉」。一〇 中巻十三縁の吉祥天女にイメージがむすびついている。一一 白雉五年(六五四)。一二 単なる飛天の意ではなく、白日昇天(道教)、生天(仏教)など、死んで天に行く意を含むであろう。一三 潮音の説では、「精進女」は「清信女」すなわち優婆夷であり、この経は無垢優婆夷問経(攷証)。引用は取意。経名を「精進女」としているのは、単に同音字を借りただけでなく、このころすでに「精進」に菜食の意が存したか。

第十四縁　善業についての現報説話。三宝絵・法七、扶桑略記・斉明天皇条に引用。今昔物語集・十四ノ三十二に書承。

一四 般若波羅蜜多心経、一巻。般若心経、心経、心般若経、とも称した。「般若」は「波若」とも書かれた。一五 未詳。本説話以外に所伝をみない。

一六 六六〇年。一七 奈良県高市郡明日香村に所在。天皇は斉明天皇。一八 大阪市天王寺区に所在。堂ヶ芝廃寺跡がその跡地とされる。一九 未詳。本説話以外に所伝をみない。二〇 連子窓の内側に明障子が立てられる。その明障子の紙をいうのであろう。上巻四縁には「竊穿二坊壁一」とあった。二一 原文「僧以驚悚」。この「以」は主語をうけて述語につづいている。

一 般若心経に「菩提薩埵、依二般若波羅蜜多一故、心無二罣礙一、無二罣礙一故、無レ有二恐怖一、遠二離顚倒夢想一、究二竟涅槃一」とある。罣礙(けげ)無し、という経文と本説話の展開とに対応関係がある。

二 教、揺、耀、に押韻をこころみている。

三 底本訓釈「融〈加与比〉」達〈至也〉」。

第十五縁　悪業についての現報説話。今昔物語集・二十ノ二十五に書承。

四 大乗義章・十五に「以二何義一故、専行二乞食一、所為有レ二、一者為レ自、省二事修一道、二者為レ他、福二利世人一」とあるように、「乞食」は仏徒の行であった。ただし、乞食するには官の許可が必要とされた(僧尼令)。五 底本訓釈「逼(於比江加之天)」。六 平城京からみていう。七 いかなる呪によったか、具体的な記述はない。類似した説話展開をみせる下巻十四縁は「千手呪」とされている。八 底本訓釈「顚沛(上音典反、下音背反、二合云、太不流也)」。九 底本訓釈「眄〈加レ利見〉」。一〇 行こうとしない。「不肯」は、―することを承知しない。一一 妙法蓮華経・観世音菩薩普門品。一二 「即得二解脱一」(妙法蓮華経・観世音菩薩普門品)。

兵の災に遭ひ観音菩薩の像を信敬ひて現報を得る縁　第十七

伊予国越知郡の大領の先祖越智直、当に百済を救はむが為に軍に遣到さるる時に、唐の兵に擒はれ、其の唐の国に至る。我が国の八人同じく一の洲に住む。儻観音菩薩の像を得て信敬ひ尊重ぶ。八人心を同じくして、竊に松の木を截りて以ちて一の舟とし、其の像を請へ奉りて舟の上に安置き、おのおの誓願を立てて彼の観音を念ふ。爰に西風に随ひ、直に筑紫に来る。朝庭聞きたまひて召して事の状を聞きたまふ。天皇急に矜みたまひ、楽ふ所を申さしめたまふ。是に越智直言さく「郡を立てて仕へむ」とまうす。天皇許可したまふ。然うして後に郡を建て寺を造り、すなはち其の像を置く。時より今の世に迄るまで子孫相続ぎ帰り敬ふ。けだし是れ観音の力にして信ふ心の至なり。丁蘭の木の母すらなほし生ける相を現し、僧の感りて画ける女すらなほし哀ぶる形を応ふ。何にいはむや、是れ菩薩にして応へざらむや。

第十六縁　悪業についての現報説話。今昔物語集・二十ノ二十八に書承。

三 表面（動物の皮など）をけずりおとす。底本訓釈「剝（波）皮」上波川流、音「新訳華厳経音義私記」。四「郷里」への注意を喚起する表現。このような記述は、本書ではここだけにみえる。古事記・上の大穴牟遅神の説話を念頭に置いて本説話を読むならば、大和国添上郡和邇里という地名を読者は想起するであろう。五「肌 ハダヘ、カハヘ」「膚 カハベ」（名義抄）、底本訓釈「扉（膚か）〈可波ヘ〉」。六底本訓釈「愈〈伊由留己止、又云也須牟己止〉」。

第十七縁　善業についての現報説話。今昔物語集・十六ノ二に書承。

一 愛媛県越智郡、今治市あたり。二 名未詳。本説話以外に所伝をみない。三 六六一年、出兵。六六三年、白村江の戦。百済を救ふ戦とされた。唐軍に捕えられて虜となる者が多かった。「於二天豊財重日足姫天皇七年一、救二百済一之役、汝為二唐軍一見レ虜（書紀・持統天皇四年条）、「初救二百済一也、官軍不レ利、刀良等被二唐兵虜一、没作二官戸一」（続日本紀・慶雲四年条）。四 原文「至其唐国」。「其」は「於」の意か。五「儻 タマ〳〵、タマサカ」（名義抄）。底本訓釈「儻〈多牟良止之天〉」は誤釈。六 底本訓釈「截〈支利天〉」。七 天智天皇。八 今昔物語集・五ノ一に、五百人の商人とともに羅刹国に漂着した僧迦羅が観音を念じて白馬に助けられ、のちに羅刹国を亡ぼして僧迦羅国を建てた、という説話が伝えられている。観音・渡海・建国、というイメージの結びつきは、本説話の観音・渡海・建郡、というイメージの結びつきに共通するものがある。九 孝子伝にみえる。若くして母を亡

法花経を憶持ちて現報を得奇しき表を示す縁　第十八

昔大和国葛木上郡に、一の経を持つ人有り。丹治比の氏なり。其れ生れながら知りて、年八歳以前に法花経を誦持つ。意にただし一の字のみ存つこと得ず。二十有余歳に至りてなほ持つこと得難し。観音に因りて悔過す。時に夢に見らく「人有りて曰はく「汝昔先の身に伊予国別郡の早部猴の子と生在りし時に、汝法花経を誦み奉りて燈に一の文を焼きき。故に誦むこと得ず。今往きて見よ」といふ」とみる。夢より醒め驚きて、思ひ怪びて、其の親に白して曰さく「急に縁事有り。伊予に往かむと欲ふ」とまうす。二親聴許す。然うして諮ひ往き、猴の家に到りて門を叩き人を喚ぶ。すなはち女人出でて咲を含みて還り入り、家母に白して曰さく「門に客人在り。恰も死にし郎の似し」とまうす。聞きて出でて見ればなほし死にし子に疑たり。家長見てまた怪びて問ひていはく「仁者は何の人ぞ」といふ。答へて国郡の名を陳ぶ。客人もまた問ふ。答へて具に往の姓名を告知らす。明に是れ我が先の父母なることを知り、

（うし）った丁蘭は木を刻んで母とし生けるがごとく仕えたが、隣人が木母（ぼく）の一臂を斬ったところ血が流れ出た（京大本孝子伝）。

一〇 未詳。「如二丁蘭木母一、猶現二生相一、僧感画女、尚応二哀形一、何況是菩薩而不レ応耶」（十一面神呪心経義疏。中村史の指摘による）。

第十八縁　善業についての現報説話。あやしき表（しるし）の説話。

一 奈良県御所市。二 名未詳。三 底本訓釈「生知〈一合、有二未礼奈加良一〉」は「知」の訓を欠く。四 妙法蓮華経・提婆達多品に「有二娑竭羅龍王女一、年始八歳、智慧利根」とみえる。五「於二睡眠中一、夢見二普賢、為レ其説法一、如レ覚無レ異、安二慰其心一、而作二是言一、汝所二誦持一、忘二失是句一、忘二失是偈一」（観普賢菩薩行法経）、「其人若於二法華経一、有二所二忘二失一、一句一偈一、我当二教レ之一、与共読誦、還令二通利一」（妙法蓮華経・普賢菩薩勧発品）。本説話の成立にこれらの経説がかかわったとする松浦貞俊、中村史の説がある。夢中の「人」は普賢菩薩の化身か。六 愛媛県松山市。伊予を舞台として、下巻三十九縁は寂仙の神野親王への転生説話を展開。また、伊予において大穴持命は宿奈毗古那命を再生させている（釈日本紀所引伊予国風土記）。転生説話である本説話に伊予が述べられることには、大きな意味があろう。七 未詳。本説話以外に所伝をみない。底本訓釈「獲〈猴か〉佐留」。申年の生れか。十二支にみえる動物に関係ある人名は原則としてその生れ年の干支にちなんだもの（岸俊男）。八 前生で経典の文字を損じたために今生でその箇所を記憶することができない、という説話の類話に、冥報記・中・崔彦武（文字は焼損・前生は女・主人公自身が前生を知る）、弘

すなはち長跪きて拝む。猴愛びて喚び入れ、床に居ゑて瞻りて言はく「もし死にし昔の我が子の霊か」といふ。客人具に夢の状を述べて謂はく「翁姥は吾が先の父母なり」といふ。猴また因を語りて示して曰はく「我が先の子の号は某れ。其の子の住みし堂と読みし経と持たりし水瓶と等是れなり」といふ。先の子聞きて堂の内に入り、彼の法花経を取りて開き見る。当に誦まれぬ文燈に焼き失せたり。時に懺悔い、直し奉りて後に、熟然に持つこと得。是に祖子相見ひて一は怪び一は喜ぶ。父子の義孝養に失はず。賛に曰はく「善きかな日下部の氏、経を読み道を求めて、過現の二生に重ねて本の経を誦み、現に二の父を孝ひ、美き名後に伝ふ。是れ聖なり。凡にあらず」といふ。誠に知る、法花の威神と観音の験力とを。善悪因果経に云はく「過去の因を知らむと欲はば、其の現在の果を見よ。未来の報を知らむと欲はば、其の現在の業を見よ」とのたまふは、其れ斯れを謂ふなり。

法花経の品を読む人を咎りて現に口喎斜み悪しき報を得る縁　第十九

昔山背国に一の自度有り。姓名詳ならず。常に碁を作つことを宗とす。沙弥白衣と倶に碁を作つ時に、乞ふ者来りて法花経の品を読みて物を乞ふ。沙弥聞きて軽り咲ひ呰りて、故に已が口を俛らしめて音を訛りて効ず。白衣聞きて、碁の条に恐りて曰はく「畏恐し」といふ。白衣は碁を作つ遍ごとに勝つ。沙弥は遍ごとになほ負く。是に即坐沙弥口喎斜みて、薬をもちて治療えしむれども終に直らず。法花経に云はく「もし軽り咲ふ者有らば、当に世々に牙歯疎に缺け、脣醜く鼻平み、手脚繚戻りて、眼目角睨ならむ」とのたまふは、其れ斯れを謂ふなり。むしろ悪しき鬼託きて多く濫言すとも、経を持つ者を誹謗るべからず。能く口業を護るべし。

僧湯を涌す分の薪を用ちて他に与へて牛と作りて役はれ奇しき表を示す縁　第二十

釈恵勝は、延興寺の沙門なり。法師平生時、湯を涌す分の薪を一束詛りて他に与へて死にき。其の寺に一の牸有りて犢子を生む。長大りて後に、車を駕き薪を載せ、憩ふこと無く駈はる。車を控きて寺に入る。時に知らぬ僧寺の

一「長跪」は、謙譲の気持ちをあらわす姿勢。両膝と両足の爪先を地に着け、脛を地に着けず、臀部は浮かして踵より離す。底本訓釈「長跪〈二合、比左末川支天〉」。観音賢菩薩行法経に「合掌長跪」。二底本訓釈「翁〈於保知〉」「姥〈於保波〉」。三転生は証拠によって証明される。四一字も落すことなく。五過去世と現在世と。六この引用文は善悪因果経にみえない。諸経要集・貧賤部・述意縁に「夫貧富貴賤、並因二往業一、得失有無、皆由二昔行一、故経言、欲レ知二過去因一、当レ観二現在果一、欲レ知二未来果一、当レ観二現在因一」とある。法苑珠林・貧賤篇・述意部も同文。「善悪因果経」の書名の日本での初出は本説話。

第十九縁　悪業についての現報説話。三宝絵・法九に引用。三宝絵より本朝法華験記・下・九十六に書承。今昔物語集・十四ノ二十八に類話。

七妙法蓮華経の品名を列挙読誦するか。八底本訓釈「呰〈阿佐毛利〉」。九底本訓釈「喎斜〈上音過反、下耶反、二合、由加三天〉」。妙法蓮華経・随喜功徳品に口に関して「亦不レ喎斜」とみえ、仏本行集経・二十六に「或口喎斜」とあるなど、口に関してのゆがみの表現。一〇自度の沙弥。私度僧。「度」は出家する意とも。官の許可を得ずに出家すること。僧尼の公験（証明書）は養老四年（七二〇）よりおこなわれた、とされる（続紀）が、それ以後では公験の有無が官度と私度自度とを区別する基準であろう。本説話がいつの時代に設定されているのかは不明である。課役をのがれるために浮浪し乞食する僧は多かった。これらの私度僧たちを、本書は隠身の聖ととらえている。本書を益田勝実は私度僧の信仰のあかしの文学とする。一一底本訓釈「故〈已止左良二〉」。一二ねじ曲げさせて。底本訓釈「倭〈毛刀良奈之天波利天〉」は多くの誤写を含む。一三なまって。一四まねて読む。底本訓釈「効〈万爾（禰）ぶ比〉」。一五原文「碁条」は、碁石を一目置くごとに、の意であろうが、「条」のこのような用法は見出しがたい。一六底本訓釈「負〈保須〉」は誤釈。一七中巻十八縁、下巻二十縁の「口喎斜」にイメージが結びついている。一八妙法蓮華経・普賢菩薩勧発品。一九底本訓釈「繚戻〈□（上か）礼于反、下来反、二合、毛止利天〉」。二〇底本訓釈「角脉（角睨か）〈下七反（膝とあやまって音が付されている）、二合、須可爾〉」。二一原文「而与二持レ経者一、不レ可二誹謗一」。「与―」は、―を、の意。

第二十縁　あやしき表（しるし）の説話。今昔物語集・二十ノ二十に書承。

二二寺の浴室のための燃料。二三未詳。本説話以外に所伝をみない。二四未詳。二五底本訓釈「詛〈取也〉」。名義抄「詛　トル」。二六底本訓釈「牸（牝か）〈女牛〉」。二七底本訓釈「犢（犢か）〈牛子〉」。二八「ひく」の表記を「駕」「控」引と変化させていると考え、「駕」を「ひく」と訓む。

門に在りて曰はく「恵勝法師は、涅槃経を能く読むといへども車を引くこと能はず」といふ。牛聞きて涙を流し、長息きて忽に死ぬ。牛を将る人其の僧を嘖めて言はく「汝牛を呪ひて殺す」といひ、捉へて宮に申す。宮状を問はむとして僧を請へて見れば、面姿奇しく貴く身体殊しく妙にしてますます宴嘿なり。浄き屋に居ゑ、絵師を召請へて言はく「彼の法師の容の如く誤たず絵きて持ち来れ」といふ。絵師等詔を奉りて持ちて宮に進る。宮見ればみな観音菩薩の像なり。彼の師急然に覲えず。諒に委る、観音の示す所更に疑ふべからず、むしろ飢に迫められ沙土を食むとも謹常住の僧の物を用食まざれ、と。所以に大方等経に云はく「四重五逆は我れもまた能く救ふ。僧の物を盗むことは我が救はぬ所なり」とのたまふは、其れ斯れを謂ふなり。

慈ぶる心無く馬に重き駄を負して現に悪しき報を得る縁　第二十一

昔河内国に菰販の人有り。名けて石別と曰ふ。馬の力を過ぎて重き荷を負し、馬往かぬ時には瞋恚り捶ち駆ふ。荷を負ひて労れ、両の目に涙を出す。菰を売り竟ればすなはち其の馬を殺す。是くの如く殺すこと多遍して後に、石別自づから纔涌きたる釜を臨めば、両の目釜に抜入りて煮らる。現報はなはだ近し。因果を信ふべし。畜生を見るとも、我が過去の父母なり。六道四生は、我が生るる家なり。故に慈悲無かるべからず。

勤めて仏の教を学びむことを求め法を弘め物を利けて命終る時に臨み異しき表を示す縁　第二十二

故道照法師は、船氏、河内国の人なり。勅を奉りて仏の法を大唐に求め、玄奘三蔵に遇ひて弟子に為る。三蔵弟子に語りて曰はく「是の人還来らば多くの人を化へむ。汝等軽することなかれ。能く供給るべし」とのたまふ。業成りて後に此の土に到り、禅院寺を造りて止住る。時に戒の珠玷くること無く、知の鑑恒に耀る。遍く諸の方に遊びて法を弘め物を化へ、遂に禅院に住りて、諸の弟子の為に請ひし所の衆の経の要義を演暢ぶ。命終る時に臨み、洗浴みて衣を易へ、西に向ひて端坐す。光明室に遍し。時に目を開き、弟子知調を召していはく「汝光を見るやいなや」といふ。答へて言はく「已に見つ」といふ。

三〇 底本訓釈「憩〈伊已不已止〉」。
三一 底本訓釈「控〈引也〉」。

一 大般涅槃経、四十巻。本書では舌内入声音は「ち」で表記した。「ねちはん」もその例。類似音を示すならば、ネッファン。原文「能読」は、誦経することができる、という意。洛陽伽藍記・二「以レ誦二四十巻涅槃一亦升二天堂一」。誦経のイメージが下巻十九縁に結びついている。二より高い地位の存在(たとえば、人)への転生を暗示する。前生の罪が、今生での労役によって贖われたのである。三 底本訓釈「呪〈乃呂比天〉」。四 底本訓釈「姿〈加保〉」。五 底本訓釈「妹(姝か)〈有留和之久〉」。妙法蓮華経・授記品「端正姝妙」。六 底本訓釈「宴嘿〈上依爾反、下目反、二合、比曾加爾之天〉」。妙法蓮華経・序品「寂然宴黙」。七 底本訓釈「経〈音恵反〉」。八 妙法蓮華経・観世音菩薩普門品「心レ以二比丘、比丘尼、優婆塞、優婆夷身一、得度レ者、即現二比丘、比丘尼、優婆塞、優婆夷身一而為説レ法」。九 底本訓釈「迫〈世女〉」。一〇 四分律行事鈔・中ノ一は「僧物」を四種に分類して、常住常住、現前現前、十方現前、十方常住、現前現前とする。ここでは常住常住の僧物をいう。一一 大方等陀羅尼経・三の取意。本説話の引用文と同文のものが梵網経古迹記・下本に「方等経云」として引用。一二 四重罪を犯した者(教団を追放される(波羅夷))と五逆罪を犯した者(無間地獄に堕す)と。

第二十一縁　悪業についての現報説話。今昔物語集・二十ノ二十九に書承。

一三 未詳。本説話以外に所伝をみない。一四 公私の運米は五斗を一俵とし、三俵を一駄とした(延喜式・雑式)。一五 底本訓釈「捶〈打也〉」。

二一 底本訓釈「駆〈於飛川加不〉」。一七 涌いている釜をのぞきこむとすぐに、両目が抜けて釜に落ち入り、煮られた。「纔」は、一すると同時に、の意(原栄一。中村宗彦)。底本訓釈「纔〈比太ミ〉」。一八 煮炊きするための器。「釜」は足が無い。涌き立つ釜の中に両眼が堕ち入るイメージは、眉間尺の説話の、煮えたぎる鑊(えき)の中に三人の首が堕ち入る説話(たとえば、捜神記・十二)を想起させる。一九 梵網経・第二十軽戒に「若仏子、以二慈心一故、行二放生業一、一切男子是我父、一切女人是我母、我生生無レ不レ従レ之受レ生、故六道衆生、皆是我父母」とみえる。類似の表現は肉食をいましめた文中にあることが多い。二〇 六道(地獄、餓鬼、畜生、阿修羅、人、天)と四生(胎生、卵生、湿生、化生)と。衆生を分類したもの。

第二十二縁　あやしき表(しる)の説話。今昔物語集・十一ノ四に書承。

二一 「故」は故人に冠する接頭辞。本書でこれが冠せられているのは本説話の道照と上巻二十五縁の大神高市万侶。二二 道昭」とも(書紀)。文武天皇四年(七〇〇)歿。七十二歳。続紀・文武天皇四年三月十日条に伝がある。二三 孝徳天皇の白雉四年(六五三)入唐(続紀)。二四 白雉四年五月十二日条に、学問僧として道昭がみえる。二五 麟徳元年(六六四)歿。冥詳の大唐故三蔵玄奘法師行伏、慧立本と彦悰の大唐大慈恩寺三蔵法師伝が、その伝として著名。二六 続紀に「於レ後随二使帰朝一」とある。斉明天皇七年(六六一)帰朝か。二七 「於二元興寺東南隅一、別建二禅院一而住焉」(続紀)。「禅院寺者、遣唐留学僧道照、還二此之後一、壬戌年三月、創二建於本元興寺東南隅一、和銅四年八月移二建平城京一也」(三代実録・元慶元年十

法師誡めて曰はく「妄に宣べ伝ふることなかれ」といふ。すなはち後夜に、光房より出で、寺の庭の松の樹に施耀り、良久にありてすなはち光西を指して飛び行く。弟子等驚き怪びずといふことなし。大徳西に面ひ端坐して、卒なむとする時なり。定めて知る、かならず極楽浄土に生れむことを。賛に曰はく「船氏の明徳、遠く法蔵を求む。是れ聖なり。凡にあらず。終に没にて光を放つ」といふ。

凶しき人嫺房の母に孝養せずして現に悪しき死を得る縁　第二十三

大和国添上郡に一の凶有り。其の名詳ならず。字は贍保と曰ふ。是れ難破宮に宇御めたまひし天皇の代に、学生に預る人なり。徒に書伝を学びて其の母を養はず。母子の稲を貸りて物の償ふべきもの無し。贍保忽に怒り、逼めて徴る。時に母は地に居て、子は朝床に坐る。賓朋視て寧く居ること得ず。賓朋語りて曰はく「善き人何為れぞ孝に違ふ。或る人は父母の奉為に、寺を建て塔を立て仏を造り経を写し、衆の僧を屈請へて安居を行はしむ。汝は家財饒にして、貸の稲多く吉し。何すれぞ学履に違ひて親母に孝せざる」といふ。贍保伏はずして曰はく「無用なり」といふ。時に衆人其の母に代りて債を償ひ、咸倶起ちて疾に避る。母其の嫺房を出して悲び泣きて曰はく「吾が汝を育ふこと日夜憩ふこと無し。他の子の恩を報ゆるを観て、吾が児の斯くの如くせむことを恃めれども、反りて迫め辱められ、願ふ心に違謬ふ。汝また負へる稲を徴る。吾れまた乳の直を徴らむ。母子の道今日に絶ゆ。天知る。地知る。悲しきかな。痛きかな」といふ。贍保是に言はずして起ちて屋の裏に入り、出挙の券を拾り、其の庭の中にしてみな已に焼き滅す。然うして後に山に入り迷惑ひ、する所を知らず。髪を乱り身を傷りて東西に狂れ走り、また路を還行きて己が家に住らず。三日の後に忽然に火起り、内外の屋倉一時にみな焚き、遂に其の妻子等をして生活くこと能はざらしむ。贍保憑むこと無くして、餓ゑ寒いて死ぬ。現報遠からず。あに信はざらむや。所以に経に云はく「孝せざる衆生はかならず地獄に堕つ。父母に孝養せば浄土に往生す」とのたまふ。是れすなはち如来の説きたまふ所にして大乗の誠言なり。

二月十六日条）。壬戌年は六六二年。三 持戒にすぐれている。「持戒清潔、如二浄明珠一」（妙法蓮華経・譬喩品）、「戒珠虧缺」（梁簡文帝の智倩法師墓誌銘）。四 知恵のはたらきが十分に発揮されている。底本訓釈「鑑〈照也〉」は誤釈。五「和尚周遊、凡十有余載、有二勅請一還、還二住禅院一」（続紀）。六 道照が大唐より請来したさまざまな経。「此院多有二経論一、書迹楷好、並不二錯誤一、皆和上之所二将来一者也」（続紀）。七「臨二命終時一」（阿弥陀経）。八 極楽は西方にあるとされた。「従二是西方一、過二十万億仏土一、有二世界一、名曰二極楽一」（阿弥陀経）。九 未詳。本説話以外に所伝をみない。

一 不思議なことは後夜におきる。上巻三縁、十二縁など。二 阿弥陀仏の国土。「極楽浄土」という熟語はめずらしい。元暁の遊心安楽道にみえる一例が比較的古い例（藤田宏達）。三 蔵、光、に押韻をこころみている。四 類似の奇瑞をあらわした願覚が「聖反化」とされている（上巻四縁）。

第二十三縁　悪業についての現報説話。今昔物語集・二十ノ三十一に書承。

一 底本訓釈「嫺房〈上音閑反、二合、知夫佐〉」。二 奈良県大和郡山市、奈良市、添上郡、山辺郡、天理市あたり。三 原文「其名未レ詳」。俗人のばあいは「姓名未レ詳」とされることが多い。僧のばあいに「名未レ詳也」とされる例（下巻四縁）があるが、俗人のばあいは本説話のみ。四 未詳。本説話以外に所伝をみない。字の「贍保」は、「贍マホ〈モ〉ル」「保マホ〈モ〉ル」、ヤシナフ」（名義抄）。いまかりに「みやす」と訓んでおく。字と行動との乖離のおもしろさがある。五 孝徳天皇。六「学生」は、大学や国学で学ぶ者のことだが、孝徳天皇の時代には、大学も国学もまだ無い。贍保がいかなる立場の者かは不明。学生になることを「預」といった例は、たとえば延喜式・大学寮に「聴レ預二学生一」。七 書物。班昭の東征賦では論語を「書伝」とよぶ（文選・九）。学令には「凡経、周易、尚書、周礼、儀礼、礼記、毛詩、春秋左氏伝、各為二一経一、孝経、論語、学者兼習之」とみえる。これらの書物をさす。→下巻二縁。八 とりたてる。九 朝寝の床。「孝子不レ登レ高」（曾子・曾子本孝）。一〇 資友。資客。一一「凶人」をことさらに「善人」としている。一二 稲を貸して利稲を得ることがおこなわれた。私出挙（→）。一三 それどころか逆に。一四 親子の縁を絶つことを、天地の神祇にかけて宣言しているのであろう。「天知地知」は、こういうばあいに用いられる定型句か。一五 貸借の証文。一六 雑宝蔵経・一ノ三に「有二二邪行一、如二似拍鞠一、速堕二地獄一、云何為二一、一者不レ供二養父母一、二者於二父母所一作二諸不善一、有二二正行一、如二似拍鞠一、速生二天上一、云何為二二、一者供二養父母一、二者於二父母所一作二衆善行一二、一ノ四に「世間有レ人、不レ孝二父母一、逆二害師長一、叛二於夫主一、誹二謗三尊一、将来之世、堕二於地獄一」、観無量寿経に「欲レ生二彼国一者、当レ修二三福一、一者孝二養父母一、奉二事師長一、慈心不レ殺」、とみえる。

第二十四縁　悪業についての現報説話。今昔物語集・二十ノ三十二に書承。

一「所レ生母」(盂蘭盆経)。二本書では「姓」は「姓(ねば)」よりもむしろ「氏」をさしている。底本訓釈「詳、明也」)。三在俗の仏教信者が戒を一日一夜まもる日。まもる戒は八斎戒(→中巻十一縁)。祖先の忌日、六斎日(毎月の八、十四、十五、二十三、二十九、三十日)、十斎日(毎月の一、八、十四、十五、十八、二十三、二十四、二十八、二十九、三十日)、など。四一日一回、正午以前に食事すること。一日一食である。当時、俗家の生活では一日二食。「斎食」は、食事の内容にも制限があった。肉食は避けられた(「凡月六斎日、公私皆断二殺生一」(雑令))。また、五辛も避けられた。上文に「不レ炊レ飯」とあるのは、斎日には火の使用も忌まれたか。五底本訓釈「裏〈津ニ三〉」。六底本訓釈「寝〈禰太利〉」。七底本訓釈「寝〈禰太利〉」。八孝養せずに死ぬ、そのことは分を譲って母に供って死ぬことに及ばない。「不二孝養一而死」と「譲レ分供レ母而死」とを比較し、「譲レ分供レ母而死」をえらぶ。

第二十五縁　善業についての現報説話。今昔物語集・二十ノ四十一に書承。

九「少レ欲知レ足」(妙法蓮華経・普賢菩薩勧発品、無量寿経・上)。「使レ塞二己田口一、水施二百姓田一」が、この表現に該当する。一〇慶雲三年(七〇六)殁(続紀)。五十歳(懐風藻)。「以二壬申年功一、詔贈二従三位一、大花上利金之子也」(続紀・慶雲三年二月六日条)。一一持統天皇。一二未詳。同様の記事は日本書紀・持統天皇六年二月、三月、の条にみえる。万葉集・一・四左注所引の「日本紀」は、「朱鳥六年壬辰」として同様の記事を載

凶しき女生める母に孝養せずして現に悪しき死の報を得る縁　第二十四

故京に一の凶しき婦有り。姓名詳ならず。かつて孝する心無く、其の母を愛ばず。母斎日に当りて飯を炊かず、斎食せむと思念ひてすなはち女の辺に就きて飯を乞ふ。其の女曰はく「今日家長と我れと、また斎食せむとす。此れを除きて以外は、余の母に供るもの無し」といふ。時に其の母稚き子有り。携きて家に還る。俛して道の頭を視れば、遺てられたる裹飯有り。拾ひて餓を慰む。なほ寝室に労ひて夜半の後に、有る人来りて戸を扣きて曰はく「汝が女高く叫びて「吾が胸に釘有り。方将に死なむとす」といふ。故に往きて看るべし」といふ。母疲れ寝たるを以ちて、往きて活くること得ず。其の女終に死にてまた相見はず。孝養せずして死ぬる、此れよりは如かず、分を譲りて母に供りて死なむには。

忠臣　欲　小く足を知りて諸の天に感められ現報を得奇しき事を示す縁　第二十五

故中納言従三位大神高市万侶卿は、大后天皇の時の忠臣なり。有る記に云はく「朱鳥七年壬辰の二月に、諸の司に詔して「三月の三日に当りて伊勢に幸行さむとす。此の意を知りて設備くべし」とのたまふ。時に中納言、農務を妨げむことを恐り、表を上りて直諫めたてまつる。天皇従ひたまはず、なほ幸行さむとす。是に其の蟬の冠を脱きて朝庭に擎上り、また重ねて諫めたてまつり、「方に今農の節なり。行すべからず」とまうす」といふ。或るは旱の災に遭ふ時に、己が田の口を塞がしめて水を百姓の田に施す。田に施す水既に窮まる。諸の天感応し、龍神雨を降る。ただし卿の田にのみ澍り、余の地に落らず。尭の雲また靄り、舜の雨また霈く。諒に是れ忠信の至にして、仁義の大なることなり。賛に曰はく「修々きかな神氏、幼き年より学を好み、忠にして仁有り、潔くて濁無し。民に臨みて恵を流へ、水を施し田を塞ぎ、甘き雨時に降り、美き誉長に伝ふ」といふ。

せる。壬辰年は持統天皇六年(六九二)にあたる。一三持統天皇六年(六九二)。「朱鳥」は元年のみ。ただし、万葉集所引の「日本紀」には朱鳥(干支より推せば元年は持統天皇元年(六八七))は八年までみえる。黒沢幸三は、本説話を三輪氏の氏族伝承にもとづくものとし、その氏族伝承を記した三輪氏家記は高市万侶に関しては朱鳥の年号で書かれていた、と推測する。一四書紀は「宜レ知二此意一、備二諸衣物一」とする。一五冠。中国で「蟬冠」「蟬冕」などというのは、冠の飾りにもとづく呼称。書紀・大化三年条に「形似二於蟬一」とみえるのは官人の冠をいうのだが、冠全体の形態をいうのではなく、鈿(ひ)の形をいうか。書紀によれば、持統天皇六年の高市万侶の位は直大弐。直大弐は、天武十四年(六八五)に制定された冠位六十階制(諸王十二階、諸臣四十八階)の諸臣の第十一位。高市万侶の冠の具体的なことは不明。書紀には「脱二其冠位一、擎二上於朝一」とある。底本訓釈「蟬〈奈波世比〉」。一六新撰姓氏録・大和国神別には、大神朝臣の条に、大国主神と玉櫛姫との神婚説話を載せる。三輪山神話である。諸伝承より推せば、高市万侶は、蛇体の神と人との間に生まれた子を祖先とする。本説話にみえる龍神は、本来の伝承では高市万侶とは系譜上のつながりが存したであろう。守屋俊彦は、呪的雨司としての三輪氏の職掌を想定し、その伝承の残照を本説話にみている。一七たんなる雲雨でなく、忠にして仁ある賢臣を賛美する雲雨であることをあらわすために、尭舜の語が冠せられた。一八底本訓釈「靄〈久毛利〉」。底本、この訓釈と次の訓釈との間に「霧〈音受反、田反〉」とあるのは、多くの誤写を含むと考えられ、意をとりがたい。一九底本訓釈「霈〈曾ニ久〉」。二〇底本訓釈「諒〈□(万か)己止

戒を持つ比丘浄き行を修ひて現の奇しき験力を得る縁　第二十六

大皇后天皇の代に、百済禅師有り。名けて多羅と曰ふ。常に高市郡の部内の法器山寺に住み、浄き行を勤修ふ。病を看ること第一にして、応に死なむ人も験を蒙りて更蘇る。病者を呪するごとに奇異しきこと有り。錫杖を取りて坂を上る時に、錫杖を錫杖の於に立てて、互に二の物を用て仆れず繫の如くして樹つ。天皇尊重びて常に供養したまふ。諸人帰り仰ぎて恒に恭敬ふ。斯れすなはち修行の功は遠く芳き名を流へ、慈悲の徳は長に美き誉を存す。

邪見仮名の沙弥塔の木を斫焼きて悪しき報を得る縁　第二十七

石川沙弥は、自度にして名無し。其の俗姓もまた詳ならず。号けて石川沙弥と名ふ所以は、其の婦の河内国石川郡の人なるを以ちてなり。其れ容を沙彌〉)。二 学、濁、および田、伝、に押韻をこころみている。

第二十六縁　持戒の奇端を述べる。

一「持戒比丘」(四分律行事鈔・下ノ二)。本書で日本を舞台とした説話に比丘が登場するのは、本説話以外には下巻二十四縁のみ。下巻二十四縁では諸比丘は「六巻抄」(四分律行事鈔)を読んでいる。戒にかかわる。二「浄行」は、戒を守って生活すること。不淫戒を守ることに限定されない。三 持統天皇。四 未詳。本説話以外に所伝をみない。百済出身の寺工に太良未太がいる(書紀・崇峻天皇元年条)が、「太良」も本説話の「多羅」も同じ語であろう。地名か。五 奈良県高市郡高取町の観音院か(攷証)。六 阿娑縛抄・九十五・多羅菩薩の条に、「多羅」の語を、眼、瞳子、度、救、の意とする。本説話の記述には、その解に合致する部分がある。七 手に持った錫杖の上にもう一本の錫杖を立てる。一種の曲芸。八 底本訓釈「仆〈大不礼須〉」。九 底本訓釈「繫〈乃末〉」。一〇 底本訓釈「樹〈立也〉」。

第二十七縁　今昔物語集・二十ノ三十八に書承。

一 よこしまな考えをもつこと。仏を信ぜず、因果の理を信じない。二 名のみで実体の無いこと。瑜伽師地論・九十八に「仮名出家」の例がみえる。

弥に仮るといへども、心を賊盗に繫く。或るは詐りて塔を造ると称ひて人の財物を乞斂め、退りて其の婦と雑の物を置きて噉ふ。或るは摂津国嶋下郡の春米寺に住み、塔の柱を析焼く。法を汚し人を詐ること、斯の甚しきに過ぎたるはなし。終に嶋下郡の味木里に到り、忽に病気を得、声を挙げ叫びて言はく「熱きかな。熱きかな」といひ、地を踊離ること一二尺ばかりなり。衆人集り見て、或るいは問ひて曰はく「何故ぞ此くの如き」といふ。叫び答へて云はく「地獄の火来りて我が身を焼く。苦を受くること此くの如きなり。故に問ふべからず」といふ。即日に命終る。烏呼哀なるかな、罪の報空しからず。何ぞ慎まざらむ。涅槃経に云はく「もし見有る人善を修行はば、名天人に見れ、悪を修行はば、名地獄に見れむ。何を以ちての故に。定めて報を受くるが故なり」とのたまふは、其れ斯れを謂ふなり。

孔雀王の呪法を修持ちて異しき験力を得て現に仙と作り天に飛ぶ縁　第二十八

役優婆塞は、賀茂役公、今の高賀茂朝臣といふ者なり。大和国葛木上郡

一 底本訓釈「博〈広也〉」。二「得」は老子に由来する語。「一」は道の意。以下、道教的表現による文飾がつらねられる。三 底本訓釈「庶〈禰〉」。三 底本訓釈「研〈左支〉」。四 未詳。本説話以外に所伝をみない。五 大阪府南河内郡、羽曳野市、富田林市あたり。六 底本訓釈「斂〈音力今反〉」。七 大阪府茨木市に所在する穂積廃寺か。八 ここに述べられた悪行は、大薩遮尼乾子所説経・四に第一の根本重罪として「破二壊塔寺一、焚二焼経像一、或取二仏物法物僧物一、若教二人作一、見レ作助喜」とあるのに一致する。この文は、諸経要集・十悪部・邪見縁に引用されている。「邪見」の具体相とされている。九 未詳。一〇 底本訓釈「踰(踊か)〈止奈加留〉」は誤写を含むか。一一 大般涅槃経・師子吼菩薩品。一二 天道と人道と。

第二十八縁　三宝絵・法二、扶桑略記・文武天皇三年(六九九)五月二十四日条に引用。三宝絵より今昔物語集・十一ノ二に書承。

一三 孔雀王経の呪をもちいておこなう修法。いうところの孔雀王経は、後代さかんにおこなわれた不空訳や義浄訳ではなく、役優婆塞の時代では、僧伽婆羅訳、帛尸黎蜜多羅訳、鳩摩羅什訳、のどれか(攷証)。一四 続紀・文武天皇三年五月二十四日条には「役君小角」とみえる。一五 奈良県御所市大字茅原。

茅原村の人なり。自性生れながら知りて博く学びて一を得たり。三宝を仰信ひて之れを以ちて業とす。毎に庶はくは、五色の雲に挂りて沖虚の外に飛び、仙の宮の賓と携りて億載の庭に遊び、蕊蓋の苑に臥伏して養性の気を吸噏はむとねがふ。所以に晩年四十余歳を以ちて、また厳窟に居て葛を被松を餌ひ、清水の泉に沐みて欲界の垢を濯き、孔雀の呪法を修習ひて證に奇異しき験術を得。鬼神を駈使ひて自在を得、諸の鬼神を唱して、催して曰はく「大倭国の金峯と葛木峯とに、椅を度して通はむ」といふ。是に神等みな愁ふ。藤原宮に宇御めたまひし天皇の世に、葛木峯の一語主大神託き讒ぢて曰はく「役優婆塞天皇を傾けむことを謀る」といふ。天皇勅して、使を遣りて捉らせたまふ。なほ験力に因りて、輒く捕られず。故に其の母を捉る。優婆塞、母を免れしめむが故に出で来りて捕らる。すなはち伊図の嶋に流す。時に身は海の上に浮び、走くこと陸を履くが如し。体は万丈に踞り、飛ぶこと翥ぶ鳳の如し。昼は皇の命に随ひて嶋に居て行ひ、夜は駿河の富岻嶺に往きて修ふ。然うして庶はくは斧鉞の誅を宥され天朝の辺に近かむことをねがひて、故に殺る剣の刃に伏ひて、富岻の表を上る。「斯の嶼に放たれて憂へ吟ふ間、三年に至る。是に慈の旨を垂れたまへ」とまうす。大宝元年歳の辛丑に次る

可波久□〉」。四 底本訓釈「挂〈加ミ利天〉」。五 仙女。神仙界の女と人間界の男とが手に手をとる描写は、柘枝伝に拠った万葉集・三・三五「妹が手を取る」、続浦島子伝記や古事談所引浦島子伝に「提携到二蓬萊宮一」。底本訓釈「携〈大川左波利〉」。六 一億年。長生を得ることをいう。七 底本訓釈「蕊〈音奴伊反、花也〉」。神仙の居処とされる「蕊珠宮」「蕊宮」と関係があろう。八 不老長生。初学記・道釈部・僊・養性得仙。九 底本訓釈「吸〈須比〉」。「気」に関して「吸噏」という例に「吸二噏欲界一切修善善男子善女人等或童男童女福徳精気一」（不空羂索神変真言経・二十六）がある。一〇 底本訓釈「晩〈久礼仁之〉」。一一 底本訓釈「崖〈窟か〉伊波也〉」。一二 フジの繊維を原料としてつくった衣服。一三 列仙伝には、松実（僊佺）、松脂（仇生）、松葉（毛女）、などを食した仙人の説話がみえる。列仙伝「僊佺餌レ松」。底本訓釈「餌〈呑也〉」。一四 三界〈欲界、色界、無色界〉のひとつ。仏教の宇宙観に由来するが、道教でもいう。一五 底本訓釈「濯〈須ミ支〉」。一六 使役鬼神は、仏教よりもむしろ道教において説かれることが多い。一七 底本訓釈「催〈毛与保之天〉」。一八 金峯山。底本訓釈「峯〈大介〉」。一九 金剛山。二〇 文武天皇。奈良県橿原市に藤原宮跡がある。二一 雄略天皇が葛城山でこの神と出会ったことが、書紀・雄略天皇四年条、古事記・下、にみえる。釈日本紀・十二、十五、所引の土左国風土記では、土左高賀茂大社の神は一言主尊。高賀茂氏とは本来かかわりがあったのであろう。本説話では「鬼神」のひとり。続紀・文武天皇三年条では、讒言したのは韓国連広足。二三 底本訓釈「駿〈主因反〉」。二四 富士山。「岻」は「氏」の増画字。底本訓釈「岻

としの正月に、天朝の辺に近かしめられ、遂に仙に作りて天に飛ぶ。吾が聖朝の人道照法師、勅を奉り法を求めて大唐に往く。法師五百の虎の請を受け新羅に至る。其の山の中に有りて法花経を講く。時に虎衆の中に人有りて倭語を以ちて問を挙ぐ。法師「誰れぞ」と問へば「役優婆塞なり」と答ふ。法師我が国の聖人なりと思ひて、高座より下りて求むれども無し。彼の一語主大神は役行者に呪縛せられ、今の世に至るまでに解脱かれず。其れ奇しき表を示すこと多数にして、繁きが故に略はくのみ。寔に知る、仏の法の験術の広く大なることを。帰り依まばかならず證を得む。

邪見にして乞食の沙弥の鉢を打破りて現に悪しき死の報を得る縁　第二十九

白髪部猪丸は、備中国少田郡の人なり。天年邪見にして、三宝を信はず。時に一の僧有り。来りて食を乞ふ。猪麿乞ふ所を施さず、反りてまた逼し悩し、また其の鉢を破りて逐ひ去らしむ。然うして後に即きて他郷に往く。道中に風雨に遭ひ、暫間他の倉の下に寄り、覆りて圧ひ殺さる。誠に知る、現

〈氏也〉」。氏の音はシ、ジ。漢字の「岻」は、音はチ、ヂ。底本訓釈「嶺〈大介二〉」。義楚六帖・二十一「日本国」の条には、金峯山と富士山との二山をあげている。二五 底本訓釈「斧〈乎乃〉」「鉞〈万左加利〉」「誅〈罪也〉」。二六 底本訓釈「宥〈可久礼天〉」は、何らかの誤写を含んでいよう。二七 底本訓釈「刃歯〈刃ノ歯〉か」。二八 扶桑略記・大宝元年（七〇一）条所引の本伝には、役優婆塞を殺そうとした勅使が優婆塞の舐めた刀に富慈明神の表文があらわれたことに驚き、絺に写して天皇に言上した、とある。本説話も簡略ながらも同様の展開をみせる。このあたりの文脈理解は中村宗彦説による。二九 底本訓釈「嶋〈嶋也〉」。三〇 続紀・文武天皇三年五月二十四日条に「役君小角流二于伊豆嶋一」とみえる。文武天皇三年は六九九年。三一 七〇一年。三二 僧伽婆羅訳の孔雀王呪経・下に「有二五神通一、飛行自在一」となる法を説く。三三 →上巻・二十二縁。本説話では、大宝元年（七〇一）に役優婆塞が仙となってのちに道照が渡唐したように読めるが、続紀によれば、白雉四年（六五三）入唐、文武天皇四年（七〇〇）歿。三四 未詳。三五 僧伽婆羅訳の孔雀王呪経に付された結呪界法に「呪竟解レ界、此中諸被二繫縛一鬼神、我今解レ界、聴二汝随一意去一」とみえる。

第二十九縁　悪業についての現報説話。今昔物語集・二十ノ二十六に書承。

三六 未詳。本説話以外に所伝をみない。亥年の生れか。三七 岡山県小田郡、笠岡市あたり。三八 それどころか逆に。三九 原文「加」。「加マタ」（名義抄）。四〇 「即オモムク」（名義抄）。四一 伊勢物語・六に、雨に遭って倉に宿る叙述がみえる。四二 底本訓釈「寄〈宿也、隠也〉」。四三 底本訓釈「圧〈於曾比〉」。

報はなはだ近し、寧ぞ慎まざらむや、と。涅槃経に云ふが如し「一切の悪しき行は邪見をもちて因とす」とのたまふは、其れ斯れを謂ふなり。大丈夫論に云はく「悲の心をもちて一人に施さば、功徳の大なること地の如し。己が為に一切に施さば、報を得ること芥子の如し。一の厄ひ難む人を救ふことは、余の一切の施に勝る」とのたまふ。

理にあらずして他の物を奪ひ悪しき行を為ひて悪しき報を受け奇しき事を示す縁　第三十

膳臣広国は、前国宮子郡の少領なり。藤原宮に宇御めたまひし天皇の代の慶雲二年乙巳の秋九月の十五日庚申に、広国忽に死ぬ。三日を逕て戊日の申時に更甦りて語りて曰はく「使二人有り。一は頂髪に挙げ束ね、一は少子なり。伴に副ひ往く程は、二の駅度るばかりなり。路中に大河有り。椅を度し金を以ちて塗り厳る。其の椅より行きて彼の方に至る。はなはだ懿き国有り。使人を問ひて曰はく「是れ何れの国ぞ」といふ。答へていはく「度南国なり」といふ。其の京に至る時に、八の官人有り。兵を佩びて

一　どうして慎まないのか。
二　大般涅槃経・迦葉菩薩品。
三　大丈夫論・施勝品。諸経要集・業因部・雑業縁。

第三十縁　扶桑略記・慶雲二年(七〇五)九月条に引用。今昔物語集・二十ノ十六に書承。
四　未詳。本説話以外に所伝をみない。
五　福岡県京都郡、行橋市あたり。六　郡の次官。
七　文武天皇。八　七〇五年。
九　慶雲二年九月は、儀鳳暦、元嘉暦、いずれに拠っても戊寅朔。九月には庚申の日は含まれていない。十五日は壬辰。文武天皇の代で十五日が庚申となるのは、七〇〇年八月、七〇六年閏一月。
一〇　午後三時から五時のころ。
一一　頭頂に髷を結う。男子の髪型。
一二　厩牧令によれば、基本的には三十里ごとに一駅が置かれた。単に距離を示すのではなく、冥界にも駅が存したのであろう。広記・二八二・石長和に、冥界の宿舎(伝館)の例がみえる。
一三　冥界游行に渡河が叙述されることは多い。西陽雑俎・二・趙業に「一橋飾以金碧、過北、入二一城一」とみえる。
一四　底本訓釈「譖譖か〉於毛之呂支〉」、新撰字鏡「譖　市貴反、心楽也、於毛志呂之」。
一五　「度南」という名の国。「度」は、わたる。「度南」は、南に行く。道教では、死者の魂が火によってねりきたえられて仙となる処、永遠の生命を得る処、として「南宮」が説かれる(たとえば、霊宝度人経)。また、「南宮」にいたることは「度」を用いて表現される。「度南」は「度二南宮一」と関係があろう。
一六　原文「至其京時」。「其」は「於」の意か。

追ひ往く。前に金の宮有り。宮の門に入りて見れば王有り。黄金の坐に坐す。王広国に詔して曰はく「今汝を召すは、汝が妻の憂へ申す事に依りてなり」とのたまふ。すなはち一の女を召す。見れば昔死にし妻なり。鉄の釘を以ちて頂に打ち尻に通し、額に打ち項に通す。鉄の縄を以ちて四の枝を縛る。八人懸き挙げて将ち来る。王問ひて言はく「汝是の女を知るや」とのたまふ。広国白して言さく「実に我が妻なり」とまうす。また問ひたまはく「汝鞫はる罪を知るや」ととひたまふ。答へてまうさく「我れ知らず」とまうす。女を問ひたまふ。女答へてまうさく「我れ実に知る。吾れを儐ひて家より出し遣るが故に、悔み惻みして厭媚ふ」とまうす。王広国に詔して曰はく「汝実に罪無し。家に還るべし。然れども慎黄泉の事を以ちて妄に宣べ伝ふることなかれ。もし父を見むと欲はば、南の方へ往け」とのたまふ。往きて見れば実に我が父有り。はなはだ熱き銅の柱を抱きて立つ。鉄の釘三十七を其の身に打ち立て、鉄の杖を以ちて、夙に三百段昼に三百段夕に三百段、合せて九百段、日ごとに打ち迫む。広国見て悲びて語りて言はく「嗚呼云何に図らむ、是の苦を受くる」といふ。父子に語りて言はく「我れ是の苦を受く。吾が子汝知るやいなや。我れ妻子を養はむが為の故に、或るは生物を殺し、或るは八両の綿を貸して強ひ

一七　冥界の王の居処。死者がそこに生まれる処としての冥界の金宮(本説話の下文に「東方金宮」、中巻七縁、十六縁に「金宮」とみえる)とはことなる。
一八　本説話にみえる王には名がつけられていない。閻羅王と解すべきではない。
一九　底本訓釈「釘〈久支〉」。本説話ほどの長尺のものはみえないが、延喜式・木工寮には「一尺平釘〈頭径二寸〉」がみえる。冥界での刑罰として体に釘が打たれることは増一阿含経・二十四はじめ諸書にみえ、長阿含経・十九のように「鉄釘地獄」の名を出すものもある。
二〇　四肢。
二一　罪を問いただす。底本訓釈「鞫〈問也、謹也、怨也〉」。
二二　底本訓釈「儐〈也良比〉」。「儐」は「擯」と同じ意に用いることがある。本書はその例。
二三　底本訓釈「悔〈有良女之見〉」。
二四　底本訓釈「惻〈禰太見〉」は誤写であろう。
二五　底本訓釈「媚〈音目(眉か)反、禰毛乃留(於毛禰留か)〉」。日本感霊録・二「厭媚呪咀」。
二六　底本訓釈「忘(妄か)〈見太利爾〉」。「妄　ミダリ」(名義抄)。
二七　このあたり、説話の展開が唐突である。
二八　「度南国」という国名と関係があろう。
二九　冥界での刑罰として熱い銅柱を抱かせられることは増一阿含経・二十四はじめ諸書にみえる。底本訓釈「抱〈有□(太か)加之□〉」。「抱　イダク、ウタク」(名義抄)。
三〇　この数字が何を意味するのかは不明。
三一　冥界での刑罰として鉄杖で打たれることは正法念処経・地獄品はじめ諸書にみえる。
三二　「両」は重さの単位。一斤の十六分の一。和訓は「ころ」。

て十両に倍して徴り、或るは小斤の稲を貸して強ひて大斤をもちて取り、或るは人の物を強ひて奪ひ取り、或るは他の妻を姧犯し、父母に孝養せず、師長を恭敬はず、奴婢ならぬ者を奴婢として罵り慢る。是くの如き罪の故に、我が身少しといへども三十七の鉄の釘を立て、日ごとに九百段、鉄の鞭をもちて打ち迫めらる。痛きかな。苦しきかな。何れの日か吾が罪を免れむ。何れの時か安き身を得む。汝忽に我が為に仏を造り経を写して我が罪の苦を贖へ。慎々忘るることなかれ。我れ飢ゑて七月の七日に大蛇に成りて、汝が家に到り屋房に入らむとせし時に、杖を以ちて懸け棄てき。また五月の五日に赤狗に成りて、汝が家に到る時に、犬を喚びて相はせ、咋ひ追ひ打たしめしかば、飢ゑ熱ひて還りき。我れ正月の一日に狸に成りて、汝が家に入りし時に、供養の飯と宍と種の味き物とに飽く。是を以ちて三年の糧を継ぎき。我れ兄弟上下の次第無くして、理に失ひしが故に、犬に成り汚を噉ひ、我れ自づから汚を出す。我れかならず赤狗に成るべし。おほよそ米一升を布施する報は三十日の糧を得、衣服一具を布施する報は一年の分の衣服を得。経を読ましむる者は東方の金の宮に住み、後に願に随ひて天に生れ、仏菩薩を造る者は西方の無量寿浄土に生れ、生を放つ者は北方の無量浄土に生れ、一日斎食する者は十年の糧を得む」

一「斤」は重さの単位。→上巻十二縁。小斤の三斤が大斤の一斤にあたる。実際に貸したものの三倍を、貸したとして取り立てることになる。慶雲二年の頃に、稲は小斤、大斤、のどちらではかるのが普通であったかは、不明。
二 観音賢菩薩行法経「孝二養父母一、恭二敬師長一」。
三 底本訓釈「鞭〈須波恵〉」。
四 底本訓釈「慎〈由女〉」。
五 中国では七月七日は祖霊がこの世に帰還する日とされた、とする小南一郎説がある。
六 底本訓釈「狗〈伊奴爾〉」。七月七日ヘビ、五月五日イヌ、一月一日ネコ、という叙述が、どのような信仰や習俗を背景にもつのかは不明。六八七年七月七日「巳」、六八八年五月五日「戊」、六八九年一月一日「寅」、といった十二支の配列に関係があるか。
七 死者の魂のために供えられた飲食。
八 底本訓釈「糧〈加利天〉」。
九 一升は〇・七リットルあまりか。
一〇 善をおこなった者の生まれる処が、建造物のかたちで、同じひとつの冥界の中に刑罰を受ける処に近接して存在し、しかもそれが生天のための修行施設のごとく叙述される例として、弁正論・七所引幽明録・康阿得「福舎」、法苑珠林・破斎篇・感応縁所引冥祥記・孫稚「福堂」、がある。一一 無量寿仏の国土。極楽、安楽、安養、などの名がある。「無量寿」と訳される語の音写が「阿弥陀」。
一二 無量仏の国土。無量仏という名は仏名経類にみえる。東西北の三方のみが言及されているのは、ここが「度南国」であることと関係があろう。一三 原文「迄其大椅」。「其」は「於」の意か。

といふ。乃至、善と悪とを造りて受くる所の報等の事を見て、怖り還来る。其の大椅に迄り、門を守る人有り。前を遮りて言はく「内に入る者は更に還り出でざれ」といふ。広国暫く徘徊る。少子出で来る。時に門を守る人、其の少子を見て長跪きて礼む。少子広国を喚び、片方の脇の門に将至り、其の門を押して開き、将て出でて告げて曰はく「速に往け」といふ。広国少子を問ひて云はく「汝は誰が子ぞ」といふ。答ふらく「我れを知らむと欲はば、汝初めて稚き時に写し奉れる観世音経是れなり」とこたふ。還りて入る。すなはち見れば甦還る」といふ。食広国黄泉に至り、善と悪との報を見て、顕し録して流布ふるなり。罪を作り報を得る因縁は、大乗経に広く説きたまふが如し。誰れか信はざらむ。所以に経に云はく「現在の甘露は、未来の鉄丸なり」とのたまふは、其れ斯れを謂ふなり。広国其の父の奉為に仏を造り経を写し三宝を供養して、父の恩を報い、受くる所の罪を贖ふ。此れより以後、邪を廻して正に趣くなり。

一五 霊宝度人経の厳東の注によれば、南宮には吁員という諱の主宰者と生童と称される童とがいて死者の魂をねりきたえる、とされる。本説話に「主」と「少子」とが登場するのは、吁員と生童とが仏教的改変を経たのであろう。
一六 底本訓釈「脇〈和支〉」。
一七 原文「初稚時」。稚いその時に。「初―時」は、―したその時に。―した当初に。冥界遊行説話に「初死時」と叙述されるものは多い（たとえば弁正論・七所引幽明録・右長和）。古事記・上の「天地初発之時」もこの例であろう。
一八 妙法蓮華経・観世音菩薩普門品。同書に「心以二童男童女身一得度一者、即現二童男童女身一、而為説レ法」とある。一九 原文「即見」。見るやいなや。「即―」は、―すると同時に、の意。
二〇 上文にはこの冥界の名は「度南国」とされていた。下巻三十五縁では「琰魔国」へ行き「黄泉」より帰った、下巻三十七縁では「閻羅王闕」へ行き「黄泉」より帰った、とされている。本説話も「度南国」へ行き「黄泉」より帰った、という構図の説話といえる。
二一 冥界での見聞が文書にされている。冥界での見聞を記した文書が登場する説話は、本説話以外に下巻三十五縁、三十七縁、がある。いずれも九州に関係のある人物が蘇生している。中国にも冥界の見聞を記した文書の登場する説話がある。たとえば法苑珠林・地獄部・感応縁所引冥祥記・趙泰。
二二 未詳。大般涅槃経・聖行品の取意の文とする原口裕の説がある。現在世で甘露に貪着すれば未来世で熱せられた鉄丸を呑まされる刑を受ける苦を味わう。
二三 追善のおこないを「報恩」とすることは、上巻三十三縁、下巻二十五縁、にみえる。

慇懃に観音を帰信ひ福の分を願ひて現に大なる福徳を得る縁　第三十一

御手代東人は、諾楽宮に宇御めたまひし勝宝応真聖武太上天皇の代に、吉野山に入りて、法を修ひ福を求む。三年ばかりを逕て、観音の名号を称礼みて曰さく「南无銅銭万貫白米万石好女多徳施」とまうす。時に従三位粟田朝臣の女在り。いまだ通がず嫁はず。其の娘女、広瀬の家にして忽然に病を得、忿々痛み苦しみて差止ゆるに由無し。粟田卿使を八方に遣りて禅師優婆塞を問求めしめ、東人に遇ひて拝み請へて呪護せしむ。卿の女、呪の力を被りて病愈え、すなはち東人に愛ぶる心を発して終に交通ぐ。親属東人を繋ぎ、閉め居ゑて撩樔ふ。女愛ぶる心に忍ぶること得ず、なほ哭き恋ひて其の辺を離れず。眷属量り定めて、東人を放し、更に夫妻にし、家合りて財物をみな既に施与へ、五位を白し賜はる。後に数の年を逕、其の女死なむとす。時に其の妹に語りて曰はく「今吾れ死なむとす。一の冀意有り。もし聴許すやいなや」といふ。妹答へて曰はく「意楽に随はむ」といふ。妹語りて曰はく「妾れ東人の恩を被り、なほ長に忘れじ。妹の女を以ちて東人の妻とし、家の裏を守らしめむと欲ふ」といふ。妹遺言を受けて、己が女を以ちて東人に敬与へ、家の財を主らしむ。東人現世に大なる福徳を被る。是れすなはち修行の験力にして観音の威徳なり。更に応へざらむや。

三宝を帰信ひ衆の僧を欽仰ぎ経を誦ましめて現報を得る縁　第三十二

神亀四年歳の丁卯に次るとしの九月に、聖武天皇、群の臣と与に添上郡山村の山に猟したまふ。鹿有りて細見里の百姓の家の中に走入る。家の人覚らずして殺して噉ふ。後に天皇聞きたまひて、使を遣りて其の人等を捕へしめたまふ。時に男女十余人みな其の難に遭ひ、身単ひ心憑りて憑恃む所無し。ただし謂はく「三宝の神しき力にあらずよりは、孰れぞ肯く其の重き憂を拯はむ」とおもふ。大安寺の丈六の能く人の願に随ひたまふことを流聞き、すなはち人をして寺に詣で経を誦ましむ。また請はしめて曰はく「我れ等宮に参向でむときに、寺の南の門を開き、親拝むこと得しめよ」といふ。更に請はしめ

第三十一縁　今昔物語集・十六ノ十四に書承。
一 未詳。本説話以外に所伝をみない。
二 奈良県吉野郡。大峰山脈の北端あたり。東人は役優婆塞（上巻二十八縁）の徒の末流か。
三 何かの呪文の地口か。
四 「貫」は銭の単位。訓読は「はかり」。一貫は一千文。
五 「石」は量の単位。一石は十斗、一斗は十升。
六 養老二年（七一八）に制定された位階制（親王四階、諸王、諸臣三十階）の諸臣の第六位。
七 未詳。記録に残されている粟田朝臣姓の者には、本説話と年時、位の一致する者がいない。
八 大和国広瀬郡（奈良県北葛城郡河合町、広陵町あたり）か。
九 禅師が呪をもちいて治病する記述は、上巻二十六縁、下巻二縁、三十六縁にみえる。とくに下巻三十六縁は禅師と優婆塞とが登場。
一〇 女が自らの病気を治した行者と結ばれる説話に、今昔物語集・二十ノ七、大和物語・一〇五、がある。
一一 底本訓釈「擕樔〈二合、加已不〉」。
一二 従五位下は諸臣の第十四位。
一三 兄、または弟。女の立場から男きょうだいをいう。男の立場から男きょうだいをいうばあい、本書では「兄」「弟」とされる。
一四 姉、または妹。男の立場から女きょうだいをいう。
一五 底本訓釈「主〈加止良之女〉」。

第三十二縁　善業についての現報説話。今昔物語集・十二ノ十六に書承。
一六 七二七年。
一七 原文「九月中」。この「中」の用法は、秦代の竹簡をはじめ中国資料にもみえるが、朝鮮の吏読（り）文に多い（藤本幸夫）。
一八 奈良市山町あたり。
一九 未詳。穂積寺跡（奈良市東九条町）あたりか。底本訓釈「網（細カ）〈保曾女〉」。
二〇 底本訓釈「単〈不留比〉」。名義抄「単　フルフ」。「単」は「戦」の省文か。
二一 底本訓釈「憑〈恐也〉」。
二二 仏の不思議な力でなければ誰がこの重大な憂いを救うことができようか。
二三 底本訓釈「孰〈惟誰カ也〉」。
二四 原文「孰肯拯二其重憂一」。底本訓釈「肯〈阿ヘ天〉」は誤解。
二五 藤原京の大官大寺、七一一年に焼失。七一六年に平城京に移建。底本原文「大」。いま「大安寺」と訂したが、大安寺縁起によれば、大安寺と称したのは七四五年。本説話では「大寺」という本文の可能性もある。
二六 大安寺の金堂には、天智天皇の代に造られた乾漆の釈迦三尊が安置されていた。中尊の釈迦像は坐像で、右足を下にした結跏趺坐、迎接印を結ぶ（大江親通・七大寺巡礼私記）。「丈六」は一丈六尺。仏の身長。
二七 底本訓釈「流聞〈□、訓□也〉」。「流聞、大安寺丈六仏、衆生所レ願、急能施賜」（中巻二十八縁）。

一 底本訓釈「闕〈見可□（止カ）爾〉」。二 帯刀して宮中の警護にあたる授刀舎人を管轄する。万

ていはく「我れ等閑に詣でむ間に及り、鍾の声絶えざらしめむと欲ふ」といふ。衆の僧願に随ひ、鍾を鳴し経を転み、門を開きて奉め拝むこと得しむ。既に使に従ひて参向で、授刀寮に禁められる。すなはち皇子の誕生せるに依りて、時に朝庭大に賀び、大に赦したまひ、天下に刑罰を加へず、反りて官禄を衆人に賜ふ。歓喜ぶること比無し。誠に知る、丈六の威光と誦経の功徳とを。

妻死にし夫の為に願を建て像を図絵きて験有りて火に焼けず異しき表を示す縁　第三十三

河内国石川郡の八多寺に、阿弥陀の画の像有す。其の里人云はく「昔此の寺の辺に賢婦有り。姓名伝はらず。其の夫死なむとする日に、斯の仏の像を造り奉らむことを願ふ。而れども縁貧しく遂げずして、多く歳月を経。終の秋に迄るごとに穂を拾ひ、すなはち画師を請へて、親づから載へ供養し、情を霑らむと泣き悼ぶ。画師矜みて、共同に心を発し、絵き絹り已畢りぬ。因りて済会を設け、すなはち金堂に置き、恒に為に敬ひ礼む。後に盗人火を放ち、其の堂みな焼く。ただし斯の仏のみ独存り、かつて損はること無し。此れすなはち

葉集・六・九四八、九四九、の左注によれば、さして重くない罪のものを一時禁錮する事にも使われた（松浦貞俊）。三 続紀・神亀四年（聞九月丁卯（二十九日）、皇子誕生焉」。底本訓釈〈安世〈礼か〉末世利〉」。皇子は、母は藤原光明子、神亀四年（七二七）十一月二日に皇太子となるが、翌五年九月十三日に歿す。四 それどころか逆に。続紀・神亀四年十月条以下にみえる。

第三十三縁　あやしき表（しるし）の説話。今昔物語集・十二ノ十八に書承。

五 石川郡は、大阪府南河内郡、羽曳野市、富田林市あたり。八多寺は、石川郡波多郷（この郷名を載せる勘籍が存するが、郷域は不明）に存したか。六 季秋、の意か。阿弥陀仏、西方、秋、という連想にもとづくのであろう。七 落穂拾いと寡婦とのイメージの結びつきは、毛詩・小雅・大田にみえる。後漢書・范冉伝の「拾拾自資」の注に、麦の落穂を拾い集めて五斛を得た、とみえる。本説話のばあい、どれほどの量を得たのだろうか。画師を供養する程度の量か、それとも、下文の斎会（済会）もこの落穂でおこなったのだろうか。八 底本訓釈「悼（悼（衍か）〈非（悲か）也〉」。九 底本訓釈「矜〈女□禰（女久弥か）〉」。「矜 メグム（名義抄）。一〇 底本訓釈「絵絹〈上音恵反、下句（旬か）反〉」。一一「斎会」に同じか。斎会は、僧に斎食（→上巻二十四縁）を供する法会。一二 仏殿。一三 観無量寿経「地獄猛火、化為二清涼風一」。一四 恩、焚、論、に押韻がこころみられている。一五 原文「追レ遠報レ恩」。「追レ遠」は、死者を憶うこと。「報レ恩」は、追善のおこない。追善を「報レ恩」とする例は、上巻三十縁、下巻二十五縁、など。下巻三十七縁には「為二彼恩霊一、修レ善贈レ福既畢一」とみえる。

婦人の共に咸に祐けらるるをや」といふ。賛にいはく「善きかな貞しき婦、遠を追ひて恩を報い、秋に迄りて会を設け、誠に其の孰を知る。炎火列しといへども、尊き像焚けず。上天の祐くる所にして、加護何にか論はむ」と。

絹の衣を盗ましめ妙現菩薩に帰願ひて倏に其の絹の衣を得る縁　第三十四

紀伊国安諦郡の信部寺の前に、昔一の家有り。絹の衣十、盗人に取らる。妙見菩薩に憑りて祈り願へども、盗まれし絹は木市の人に売られ、七日満たず。倏に猛風来り、厥の絹鹿に纏ひ、衣褒りて南を指して往き、主の家の庭に堕つ。衣の主得て、すなはち云はく「天の賜ふなり」といふ。買ひし人転へ聞き、すなはち盗まれし衣なることを知り、当頭きて求めず、宴嘿にして動かず。斯れまた奇異しき事なり。

第三十四縁　今昔物語集・十七ノ四十八に書承。

一九 底本訓釈「絹〈可止利〉」。二〇 原文「令盗」。「令」が被動をあらわしているような印象を与えている。本書ではここだけにみえる例。二一 妙見菩薩。妙見菩薩像ではなく、北辰（北極星）をいうか。妙見菩薩、盗人、鹿、市、というイメージの結びつきは、下巻五縁にもみえる。二二 和歌山県有田郡、有田市あたり。二三 未詳。今昔は「私部寺」とする。この寺に妙見菩薩像が安置されている、とは書かれていない。二四 底本訓釈「祈〈伊乃利〉」。二五 未詳。下文よりすれば、寺の北に位置する。二六 七日間は願いがかなえられなかった。二七 底本訓釈「倏〈急也〉」。二八 底本訓釈「猛風〈川牟之加世〉」。二九 底本訓釈「厥〈□〉」。「厥 其也」（新撰字鏡）。三〇「かとり」が鹿（か）に取られる、というところに笑いがめざされている。三一 衣がゆったりとしていることを、風に舞い上がっていることによって示している。底本訓釈「褒〈挙也〉」。三二 衣の主の立場でいうならば、盗まれた絹を北辰に祈ったところ北方より鹿が絹を運んで来た、ということになる。三三 そろってがやがや言って。底本訓釈「当頭〈川ミ女支天〉」。名義抄に「詢 ツヽメク」とみえる「詢」は、「呴（鳥の鳴き声をあらわす）」の異体字であろう。「つつめく」は、おしゃべりする意であろう。もっと大きな声のばあいは、「どどめく」。「当頭」は、即時に、一斉にたちまちに、の意。即座に衆議一決するのであろう。三四 底本訓釈「宴嘿〈二合、竊也〉」。

知識を引き四恩の為に仏の像を作絵きて験有りて奇しき表を示す縁　第三十五

河内国若江郡遊宜村の中に、練行の沙弥尼有り。其の姓名詳ならず。平群山寺に住む。知識を率引て、四恩の奉為に像を敬画き、其の中に六道を図く。供養の後に其の寺に安置き、因縁の事を暫東西に示す。時に其の尊き像人に盗まれ、悲び泣きて求むれども終に得ず。更に知識を締び、生を放たむと念ひ、其の難破に行きて市肆を徘徊る。時に担ふ篋の樹の上に在るを見る。すなはち種々の生物の声を聞く。篋の中より出づ。是れ畜生の類かと疑ふ。かならず贖ひて放たむと、留りて物の主を待つ。良久にありて主来る。すなはち其の尼等曰はく「此の篋の中より生物の声有り。吾れ買はむと欲ふ。故に汝を待つ」といふ。篋の主対へて曰はく「生物にあらず」といふ。尼等乞ひてなほ止まず。時に市人評りて曰はく「其の篋を開くべし」といふ。篋の主困然りて、篋を捨てて奔走る。後に開き見れば其の像存す。尼等歓喜び、涙を流し泣き矜びて曰はく「吾れ先に斯の像を失ひ、日夜恋ひ奉る。今邂逅に遇ひたてまつる。嗟呼慶しきかな」といふ。市人聞きて、来り集り称歎む。尼等歓喜びて生を放ち福を修る。遂に本の寺に安き、道俗帰り敬ふ。斯れすなはち奇異しき事なり。

第三十五縁　あやしき表(しるし)の説話。今昔物語集・十二ノ十七に書承。

一 友人。三宝供養のための行動に党を結び力を合せる人々。

二 母、父、如来、説法法師、の恩(正法念処経・六十一)。

三 大阪府八尾市東弓削あたり。

四 行法を修練すること。

五 奈良県生駒郡平群町、斑鳩町あたりに所在したか。

六 地獄道、餓鬼道、畜生道、阿修羅道、人道、天道。

七 業因と生処との対応関係をいうのであろう。どのようなおこないをすれば六道のどこに生まれるのか、ということ。絵解きをしたのであろう。

八 底本訓釈「締(締か)〈結也、編也〉」。

九 原文「行其難破」。「其」は「於」の意か。難破と放生とのイメージの結びつきは、上巻七縁、中巻八縁、にみえる。

一〇 店。「市肆 上又作市、市音之、訓伊知、肆陳也、下音四、訓伊知久良、謂陳レ貨鬻レ物也」(新訳華厳経音義私記)。

一一 竹製の方形の箱。底本訓釈「篋〈安万波古〉」。

一二 底本訓釈「良久〈二、也ミ比支(左か)爾〉」。「良久 ヤヽヒサシ〈名義抄〉」。

一三 底本訓釈「評〈波加利天〉」。

一四 底本訓釈「烟然〈二合、恐也〉」は、誤写。

一五 中巻十七縁にも「我失二尊像一、日夜奉レ恋、今邂逅而逢」とみえる。中巻十七縁の舞台は本説話の舞台に近接する。中巻十七縁も本説話も、ともに尼の説話であるところに「日夜奉レ恋」の表現が大きな意味をもつ。底本訓釈「邂逅〈上音解□、下音詬□、□太万□□〉」。底本上巻九縁訓釈「邂逅〈上音解反、下后反、二合、太万左加爾〉」。

一六 底本訓釈「嗟呼〈二合、阿〉」。

九頁より続く

一六 鉄杖。農具であろう。「鉄杖 唐韻云鑼〈音与レ鑼同、加奈都恵〉大鉄杖也〈和名抄〉。雷を攻撃するには金属器が用いられた。「鋤〈捜神記・十二・楊道和、西陽雑俎・八・王幹〉、「鉸〈捜神後記・十・章苟〉、「竹炭刀〈太平広記・三九四・陳鸞鳳〉、「刀〈広記・三九四・陳鸞〉などの例がある。金属器を用いて雷を傷つける、あるいは捕える説話は、農耕や養蚕とむすびついたかたちのものが古い段階の説話の姿を残している、と考えられる。中世の鬼説話には、雷説話に淵源すると思われるものが存する。たとえば太平記・三十二はじめ諸書にみえる渡辺綱の説話。

一七 底本訓釈「撲〈都久〉」。

一八 雷を神として遇しない。本朝法華験記・下・八十一に、落下した雷を「時有二一童男一、従レ空下落、見二其形体一、頭髪蓬乱、形貌可レ怖、年十五六歳、被レ縛二五処一」と描写する。

一九 底本訓釈「霆(霹か)〈久毛流〉」。

二〇 水を支配する者であることをあらわす。

日本霊異記

中巻

二 底本訓釈「誠（試か）〈己ㇾ呂美〉」。
三 すわる。
三 尾治王（上宮聖徳法王帝説）か。尾張国に縁のある名をもつ敏達天皇の皇子である。書紀・敏達天皇五年条には「尾張皇子」。この尾治王の女子は聖徳太子の妻のひとり。
三 平城宮の東北角には東方へのはり出し部分が存した。それは東院と呼ばれ、その南辺の門は「小子門」といった。王と小子との力競べがおこなわれている場所は、平城京の官人たちにとっては東院の小子門付近を想起させたであろう。藤原宮にも東面の南辺の門として「小子部門」が存した。王と小子との力競べは、門名の起源説話の性格をも有したか。
三 「尺」は長さの単位。唐大尺では約二九・六㌢、高麗尺では三五㌢余。和訓は「さか」（字音に由来するか）。一辺が八尺の立方体ぐらいの体積。
三 底本訓釈「拍〈天乎知〉」。
三 指の関節をやわらかくする意であろう。両手でおこなう動作。底本訓釈「攅〈太乎嘲（弥か）天〉」はやわらかくする意。中巻二十一縁の国会図書館本訓釈「攅〈岐里、又母ニ〉」は、両手をすり合わせる意。
三 雷自身が足跡を残す伝承も存した。たとえば広記・三九五・李誠に「舎前有二足跡一、長三尺」とある。「寸」は長さの単位。和訓は「き」。寸は一尺の十分の一。
三 底本訓釈「践〈不美〉」。
三 本元興寺。法興寺、飛鳥寺の異称もある。上巻二縁の舞台に近接している。
三 従者の少年。続日本紀・養老元年五月詔や僧尼令によれば十六歳以下。底本訓釈「童〈和良波〉」。

中巻

日本仏教の全盛期はいつか。景戒は、聖武天皇の時代とする。日本仏教の全盛期である聖武天皇の時代には多くの「霊異」が顕現した。その「霊異」を描いた霊験説話集を根幹として、この中巻は成っている。

因果応報や霊験を超えた「あやし」の世界を描いた説話集として本書はとらえることができるのだが、やはり根幹となっているのは、「現報善悪」を描いた因果応報説話と、「霊異」を描いた霊験説話と、である。

基本的に本書は「仏教」説話集なのであり、この中巻もその範囲を出るものではない。

中巻第二十四縁、第二十五縁、第三十三縁などの「あやし」の世界を描いた説話のもつおもしろさは本書の重要な側面なのだが、薬師寺の沙門景戒の説く仏教に耳を傾けることを忘れてはならないであろう。

因果の理の普遍性を確認しつつ(現報善悪)、仏の常住を確認しつつ(霊異)、日本仏教史が叙述されているのである。この叙述それ自体のもつ思想性は十分に研究されてきたであろうか。

因果応報説話や霊験説話のもつ「道具」としての性格の解明が十分になされてきたであろうか。

序　善悪の報、あやしき表(しるし)、が多く顕現した聖武天皇の御代が賛美される。「或皇臣焼レ寺」以下「故号(称)二勝宝応真聖武太上天皇一焉」まで東大寺要録・二に引用。

一 内典がまだ伝来しない時代。この中巻序が延暦六年原撰本に含まれていたならば、「宣化天皇」という漢風諡号の初出例となる。二「外道」は仏教徒の立場でいう語。古代信仰を「邪」として把握したもの。「かみなき」は神を祭り神の託宣を伝える者。三 内典外典ともに伝来した時代の第一期、第二期について述べる。四 物部守屋。内典外典ともに伝来した時代の第一期。書紀・敏達天皇十四年(五八五)三月条、本書上巻五縁。五 大部屋栖野古か。内典外典ともに伝来した時代の第一期。上巻五縁。六 内典外典ともに伝来した時代の第二期(原撰本の中巻に対応)を聖武天皇によって代表させている。続紀、東大寺要録などに関連記事がみえる。以下に聖武天皇の御代が賛美される。七 道を得て天運にしたがう。帝王の徳。八 天地人のはたらき(三才)を理解し神祇を慰める。帝王の徳。「得レ一継レ明、通二三撫一運」(進五経正義表)。「得レ一通レ三」(文鏡秘府論・帝徳録)。九 未詳。「蓂」はイナゴ。「芝草」は霊芝。王が慈仁なるときに生ずる(文選李善注・六・魏都賦)。「芝草〈形似二珊瑚一、枝葉連結、或丹或紫、或黒或金色、或随二四時一変レ色、一云、一年三華、食レ之令二眉寿一〉」(延喜式・治部省・祥瑞)。一〇 未詳。芝草と金沙とは、大仏発願の詔(続紀・天平十五年(七四三)十月十五日条)にみえる一枝草、一把土、に対応。一一 帝王の徳に応じて天は祥瑞をあらわす、とされ、「瑞応」とよばれた。聖武天皇の徳が賛美されている。三「瑞応之華…」と「善悪之報…」とが対句になっている。善悪の報が顕現するのも帝王の徳による、とする論理。下文に「由二聖皇徳一」とみえる。一三 仏教者としての徳をも有するがゆえに尊号に「応真」(「阿羅漢」の意訳として用いられた)の語を含む、という論理か。

日本国現報善悪霊異記　中巻

諾楽の右京の薬師寺の沙門 景戒録す

窃に上代を観れば、宣化天皇より以往は外道に随ひ卜者を憑む。欽明天皇より後は三宝を敬ひ正しき教を信ふ。然うして或る皇臣は寺を焼き仏の像を流す。或る皇臣は寺を建て仏の法を弘む。之の中に勝宝応真聖武太上天皇、尤くして大なる仏を造りたまひ、長に法の種を紹ぎたまふ。鬚髪を剃り袈裟を著、戒を受け善を脩ひたまひて、正を以ちて民を治めたまふ。慈は動植に及び、徳は千古に秀づ。一を得て運に撫り、三を通りて霊を居めたまふ。此の福徳に由りて、空を飛ぶ蜚は芝草を咋ひて寺を葺く。地を走る蟻は金の沙を構へて塔を建つ。法の幢高く竪ちて幡足八方に颺く。慧の船軽く汎びて帆影九天に扇く。瑞応の華は競ひて国邑に開く。善と悪との報は現れて吉凶を示す。故に号けて勝宝応真聖武太上天皇と称したてまつる。ただし是の天皇の代に録す所の善と悪と表との多数なるは、聖皇の徳に由る。顕るる事最多く、

一 底本破損。二 底本破損。三 悪を嗜む者は。四 打擲される。↓上巻三十縁。五 善悪の果報はそれぞれの業因によって決定されており、求めて得られるものでもなく、嫌って避けられるものでもない、と説く。果報として得られる「物」を念頭において叙述か。六 以下は、世俗において価値ありとされるものを捨てた例であり、しかも捨てたという行為がよしと評価された例である。このような行為は因果の理を信じた行為と同一である、と説かれる。「流頭」は↓上巻序。ただし上巻序では貪欲の例とされるが、ここでは無価な糠を食うことに重点がおかれ、貪欲を離れた例とされている。同じ物が同一の書物の中で相反する譬喩に用いられることは考えにくいが、いまかりにこのように解しておく。七 朱明、父母死して財を弟とわかち、さらに乞われて財を弟に与えたが、妻の弟を罵るにおよび、妻を離縁した(孝子伝。矢作武の指摘がある)。八 許由、堯より天下を譲られ辞して山中に隠れ、さらに九州の長として堯に召されたが、聞くことを欲せずとして潁水にて耳を洗った。巣父、牛を牽きて来り、堯より召しがあったのは許由自身に名誉を求める心が存したからだ、と難じた(史記正義所引高士伝・史記伯夷列伝)。九 欲界、色界、無色界。一〇 さまざまなことを自分のかかわりのあることとして。一一 曇光(帛僧光)が虎に姿を変じた山神に恐れなかったこと(高僧伝・十一)をさす。虎を馴伏

漏るる事□、今聞く所に随ひてしばらく載さまくのみ。覈捜りて惟ひ忖れば、心の塗□……

者は鉄の杖身に加はり、善を好む者は金の珠体に装ふ。譬へば押さば向ひ依り、幸かば避け斥き、加へば損減ひ、除かば満益すが如し。流頭の糠を食み、朱明の宝を捨て、許由の耳を洗ひ、巣父の牛を引く、あに此の意に異ならむや。死にて三界を還ること車の輪の如し。生れて六道を廻ること薜の移くが似し。此に死に彼に生れ、具に万の苦を受く。悪しき因は轡を連ねて苦の処に趁る。善き業は縁を攀ぢて安き堺に引く。頤ひ慈ぶるに頼りて膝の前に贓を懐く。生て愛ぶるに由りて頂の上に羽を棲はしむ。孟嘗の七の善と、魯恭の三の異、とは、けだし斯の意なり。然れども景戒、性を稟くること聡くあらず。口に談ること利くあらず。神の遅鈍きこと鐍の刀に同じくして、字を連居けども華しくあらず。情の憃戇なること船に刻めるに同じくして、文を編造れども句を乱す。善を貪ふことの至に勝へず、拙くも浄き紙を黷し、口伝を謬注し、瞎て媿ぢ慮りて忝ぢ、顔酡り耳熱し。庶はくは、拾めたる文を覩る者、天に愧ぢ人に慙ぢて事を忍び事を忘れよ、心の師と作りて心を師とすることなかれ、と。此の功徳に藉りて、右の腋に福徳の翮を著けて沖虚の表に翔り、左の脇に智慧の炬を燭して仏性の頂に登り、普く群の生に施して、共に仏の道を成らむ。

己が高徳を恃み賤しき形の沙弥を刑ちて現に悪しき死を得る縁　第一

諾楽宮に宇大八嶋国御めたまひし勝宝応真聖武太上天皇、大なる誓願を発し、天平元年己巳の春二月の八日に、左京の元興寺にて、大なる法会を備け、三宝に供養したまふ。太政大臣正二位長屋親王に勅して、衆の僧に供ふる司に任てたまふ。時に一の沙弥有り。濫しく供養を饌る処に就きて、鉢を捧げ飯を受く。親王見たまひて、牙笏を以ちて沙弥の頭を罰ちたまふ。頭破れ血流る。沙弥頭を摩で、血を捫ひて悩み哭きて忽に観えず。去る所を知らず。時に法会の衆道俗偸に嗟きて言はく「凶し。善くあらず」といふ。二日を逕て、嫉妬む人有りて天皇に讒ぢて奏さく「長屋社稷を傾け国位を奪はむことを謀る」とまうす。爰に天心に瞋怒りて、軍兵を遣し陳ねたまふ。親王自づから念ひたまはく「罪無くして囚執はる。此れ決定めて死なむ。他に刑殺さるるさせた僧の説話は四僧伝にも少なくないが、諸経要集の対句より曇光の事蹟と推測。「所以曇光釈子、降二猛虎於膝前一、螺髻仙人、宿二巣禽於頂上一」（諸経要集・六度部・禅定篇・述意縁）。「願生慈愛」が二句に分割されている。二トラ。国会図書館本訓釈「〈止良〉」。元来は別の獣をさした。「爾雅ノ釈獣ニ貔ハ有レ力唐人以テ貔ヲ為レ虎ト避二太祖ノ諱ヲ也一（攷証）。唐の太祖は李虎。三尚闍利が樹下にて坐禅している間に、鳥が髻の中に卵を産んだ。尚闍利はそれを知ったが鳥の子が飛び去るまで立ち上がらなかった（大智度論・十七）。四孟嘗、字は伯周、後漢書・循吏列伝に伝がある。「孟嘗還珠」（蒙求）の故事が著聞する。「七善」は未詳。楊喬が孟嘗の行ないを七表をもって上書したこと（後漢書）と関係あるか。五魯恭、字は仲康、後漢書に伝がある。魯恭の善政によりて、虫不レ犯レ境、化及二鳥獣一、堅子有二仁心一、の三異があらわれた。蒙求に「魯恭馴雉」がある。嚢嚢鈔・九に、良吏をあげた中に孟嘗と魯恭とがみえる。六曇光、尚闍利、の仏教的行為と、孟嘗、魯恭、の非仏教的行為とが同一である、と説かれる。善因善果ということを念頭においての記述であろう。七「鐍」は鑞に同じ。錫の意で用いられることが多い。「なまり」は鉛と錫との総称。錫の刀、ではなく、鉛の刀、を意味するのであろう。国会図書館本訓釈「鐍ヘナマリノ〳〵」。八呂氏春秋・察今にみえる故事にもとづく。江を渡る時に舟より剣をおとした楚人、おとした場所を示す目じるしを舟に刻んだ。九「願作二心師一、不レ師二於心一」（大般涅槃経・師子吼菩薩品）。一〇原文「藉二此功徳一、……普施二群生一、共成二仏道一」は、回向文（えもう）の形式。

第一縁　長屋王の変を因果の理によって説明する。隠身の聖を迫害した悪業に対しての悪報とされる。御霊信仰的な記述も含まれている。今昔物語集・二十ノ二十七に書承。扶桑略記・神亀六年条に引用。

二七二九年。神亀六年八月五日、改元して天平元年（続紀）。この法会に関しては、本説話以外に所伝をみない。金堂の竣工にかかわるか、とするのは太田博太郎の説。三長屋王。「左大臣正二位長屋王」（続紀・天平元年二月十日条）。「長屋親王」とする例は長屋王家木簡にみえる。四「沙弥」は「衆僧」には含まれないのであろう。三「摩」は「しゃく」と称するのは「尺」の音を借用したことに由来する。唐代には一尺の笏が用いられたらしい。南海寄帰内法伝・一には「笏尺」という単位がみえ（倭訓栞に指摘がある）、著聞する維摩の方丈室も王玄策の計測では十笏とされる（たとえば法苑珠林・感通篇・聖迹部）。「骨」と同音のコチ、コツが忌まれた、とする説が通行する。「冊」はサク、シャクの音をあらわす。「笏四声字苑云、笏（音忽、俗云レ尺）、手板長一尺六寸、闊三寸、厚五分也」（和名抄）。牙笏は五位以上の者が把る（続紀・養老三年二月三日条）。三五小声でいう。名義抄に「嗟　サ、メク」とあるが、「嗟」をこの意で用いた例は他にみえない。三六「二月辛未、左京人従七位下漆部造君足、無位中臣宮処連東人等、告二密称、左大臣正二位長屋王、私学二左道一、欲レ傾二国家一（続紀・天平元年二月十日条）。三七他人に殺されることは、自殺することに及ばない。「為レ他刑殺」と「自死」とを比較し、「自死」をえらぶ。原文「為レ他刑殺」は「為――」の文型で被動を示す。

よりは、自づから死なむに如かず」とおもひたまひて、すなはち其の子孫に毒薬を服ましめて、絞り死し畢りたまひて後に、親王薬を服みて自づから害したまふ。天皇勅して彼の屍骸を城の外に捨てしめたまひて、焼き末き河に散し海に擲てたまふ。ただし親王の骨のみ土左国に流したまふ。時に其の国の百姓多く死ぬと云ふ。百姓患へて官に解して言さく「親王の気に依り、国の内の百姓みな死亡ぬべし」とまうす。天皇聞きたまひて、皇都に近けむが為に、紀伊国海部郡椒村の奥嶋に置かしめたまふ。嗚呼、憫なるかな、福貴熾なる時には高き名は華と斎とに振ふといへども、妖災窘むる日には帰る所無くただし一旦に滅ぶ。誠に知る、自が高徳を怙みて彼の沙弥を刑ち、護法嘲嘱み善神憎み嫌ふ、袈裟を著たる類は賤しき形なりとも恐りざるべからず、身を隠せる聖人其の中に交るが故なり、と。憍慢経に云はく「先生に位上かりし人すら、釈迦牟尼仏の頂に履を佩きて踠る人と罪等し」とのたまふ。何にいはむや、袈裟を著たる人を打ち侮るときは、其の罪はなはだ深し。

烏の邪淫を見て世を厭ひ善を修ふ縁　第二

禅師信厳は、和泉国泉郡の大領血沼県主倭麻呂なり。聖武天皇の御世の人なり。此の大領の家の門に大なる樹有り。烏巣を作りて児を産み、抱きて臥す。雄烏遐く邇く飛び行きて食を求り、児を抱く妻に養ふ。食を求りて行く頃に、他烏遁に来りて婚ふ。今の夫に釁婚ひ、心就きて共に高く空に翥り、北を指して飛びて児を棄てて睠ず。時に先の夫烏、食物を哺み持ち来りて妻烏無きことを見る。時に児を慈び、抱きて臥し、食物を求らずして数の日を経。大領見て、人をして樹に登りて其の巣を見しむれば、児を抱きて死にてあり。大領見て、大に悲愍ぶる心あり。烏の邪婬を視て世を厭ひ出家し、妻子を離れ官位を捨て、行基大徳に随ひて善を修ひ道を求め、名けて信厳と曰ふ。ただし要り語りて曰さく「大徳と倶に死に、かならず同じく西方に往生すべし」とまうす。大領の妻もまた血沼県主なり。大領捨てて後は、終に他心無く心慎みて貞しく潔し。爰に男子病を得、命終る時に臨みて母に白して言さく「母の乳を飲まば、我が命延ぶべし」とまうす。母子の言に随ひて乳を病子に飲ましむ。子乳を飲みて歎きて言さく「噫乎、母の甜き乳を捨てて我れ死なむかな」とまうして、すなはち命終る。然うして大領の妻死にし子に恋ひて同共じく出家し、善き法を修習ふ。信厳禅師は、幸無く縁少く、行基大徳より先に命終

一 正室の吉備内親王、その子の膳夫王、桑田王、葛木王、鉤取王(続紀・天平元年二月十二日条)。藤原不比等の女(のち)の子である安宿王、黄文王、山背王、教勝、は不死を賜う(続紀・天平宝字七年(七六三)十月十七日条)。二 本説話以外に所伝をみない。続紀・天平元年二月十三日条には、「遣レ使葬二長屋王吉備内親王屍於生馬山一」とみえる。三 本説話以外に所伝をみない。土佐は遠流の地(続紀・神亀元年三月条)。四 「解」は官への報告書。五 和歌山県有田市初島町浜の沖ノ島。長屋王の遺骨に関しては本説話以外に所伝をみない。六 「護法善神」は仏法を守護する神々。二句に分割されている。七 聖徳太子平氏伝雑勘文・下二所引の大唐伝戒師僧名記大和上鑑真伝に、長屋王が一千領の袈裟を唐の衆僧に贈って供養したという記事がみえる。そのような伝承を知る読者には、本説話に特に「袈裟」が言及されることに特別の感慨があろう。八 未詳。九 「うつ」の表記を「罰」「刑」「打」と変化させている。

第二縁　行基の弟子のひとりの厭世、出家、修善、往生(暗示にとどめられる)、が説かれる。

一〇 多くのばあい、夫が妻以外の女と、あるいは妻が夫以外の男と、交わること。夫婦間の交わりであっても時とばあいによって邪淫とされることがある。在家の仏教信者の守るべき五戒のひとつに不邪淫戒がある。一一 大阪府和泉市、泉大津市、泉北郡、岸和田市、貝塚市、のあたり。一二 天平十年四月五日付の和泉監正税帳に「郡司少領外従七位下珍県主倭麻呂」とみえる。一三 本説話では、烏のばあいは「児」、人のばあいは「子」、と書きわけられている。一四 かわるがわる。一五 上文にいう「他烏」。妻烏は新しい夫烏に釁婚って。一六 大鳥郡をさすか。泉郡の北に位置する大鳥郡は、その名が烏のイメージと結びつきやすい。また、大鳥郡は行基と関係が深い。一七 「孝」を称揚するさいに烏の反哺を例にあげることがおこなわれた(たとえば芸文類聚・二十・孝所引の梁武帝の孝思賦に「慈烏反哺以報レ親」)。母烏は口に含んだ餌を雛烏に与えて養い、雛烏は成長してからは母烏に口に含んだ餌を与えて恩がえしをする、ということである。このような烏のイメージが、本説話では破壊されている。一八 阿弥陀仏の国土。極楽。一九 未詳。本説話以外に所伝をみない。二〇 烏のばあいとは逆の構図になっている。男は妻子を捨て、捨てられた妻は子を(烏のばあいとは異なり)養っている。二一 「臨二命終時一」(阿弥陀経)。二二 仏教の立場からは否定される「愛欲」「愛着」の心があろう。二三 追善のために。二四 行基は天平二十一年(七四九)二月二日に歿した(続紀)。

一 烏というたいそう軽率な鳥が、ことばだけでは「いっしょに」と言って自分だけ先に行ってしまったことよ。「からすとふ　おほをそどりの」(万葉集・十四・三三一)。本来は「消なば共に」あるいは「共にあらむ」と誓い合っていながらも先立った人を偲ぶ歌か(小林真由美)。二 蘭膏(香油。燈火用)にひたした松か。三 あらかじめ。四 「石板」は打楽器のひとつ。犍稚の類(釈氏要覧・下)。雨の降る前に潤る石の例として、白孔六帖・雨は「古雨石」の項をたて開元遺事を引用。五 「第三婬戒、名二非梵行一、鄙陋之事、故言二非浄行一也」(菩薩戒義疏・下。小林真由美の指摘がある)。六 大領。七 出家する。八 水に浮かぶ

る。大徳哭き詠ひて歌を作りて曰はく「一からすといふおほをそどりのことをののみともにといひてさきだちいぬる」とのたまふ。夫れ火を炬さむとする時はまづ蘭しき松を備け、雨降らむとする時は兼ねて石板潤ふ。烏の鄙なる事を示て領道の心を発す。まづ善き方便をもちて苦を見し道を悟らしむといふは、其れ斯れを謂ふなり。欲界の雑の類は、鄙なる行是くの如し。猒ふ者は背き、愚なる者は貪る。賛に曰はく「可きかな、血沼県主氏、烏の邪婬を瞰て俗塵を猒ひ、浮花の仮なることを背きて常浄に趣く。身は修善を勤めて恵命を祈ひ、心は安養を剋りて解脱を期す。是れ世間の異秀に土を猒ふ者なり」といふ。

悪逆なる子妻を愛び母を殺さむことを謀りて現報に悪しき死を被る縁　第三

吉志火麻呂は、武蔵国多麻郡鴨里の人なり。火麻呂の母は、早部真曽なり。聖武天皇の御世に、火麻呂、大伴名姓分明ならずに筑紫の前守に点されて三年を経べくあり。母子に随ひて往きて相け飼養ふ。其の婦は国に留り家を守る。時に火麻呂己が妻を離れ去り、妻を愛ぶることに昇へずして、逆ふる謀を発して思はく「我が母を殺し、其の喪に遭ひて服し、役を免れて還り、妻と倶に居む」とおもふ。母の自性、善を行ふことを心とす。子母に語りて言はく「東の方の山の中に、七日法花経を説き奉る大なる会有り。率、母聞け」といふ。母欺かれ、経を聞かむと念ひて心を発し、湯を洗み身を浄め、倶に山の中に至る。子牛の目を以ちて母を眦みて言はく「汝、地に長跪け」といふ。母子の面を瞻りて答へて曰はく「何故ぞ然言ふ。もし汝鬼託くや」といふ。子横刀を抜き、母の頸を殺らむとす。母すなはち子の前に長跪きて言はく「木を殖うる志は、彼の菓を得並に其の影に隠れむが為なり。子を養ふ志は、子の力を得幷に子に養はれむが為なり。恃める樹の雨漏る如く、何すれぞ吾が子思に違ひ、今異ふ心在る」といふ。子遂に聴さず。時に母侘傺びて、身に著たる衣を脱きて三処に置き、子の前に長跪きて遺言して言はく「我れを詠はむ裏にせよ。一の衣を以ちては、我が兄男汝得よ。一の衣は、我が中男に贈り呪へ。一の衣は、我が弟男に贈り呪へ」といふ。逆ふる子歩み前みて母の頸を殺らむとする頃に、地裂けて陥る。母すなはち起ちて前み、陥る子の髪を抱き、天を仰ぎて哭きて願はくは「吾が子は、物託きて事をす。実の現心にあらず。願はくは罪を免し呪へ」とねがふ。なほ髪を取り子を留む。子終に陥る。慈母

花。水泡の美的表現か。九涅槃の徳である常、浄、を示して涅槃をあらわす。浮花のような仮の世を去って涅槃の世界に行く。一〇仏の智慧。一一阿弥陀仏の国土。「極楽」とは異訳の関係にある。

第三縁　今昔物語集・二十ノ三十三に書承。一二養老律では、八虐のひとつ。祖父母、父母、に対しては殴つこと、殺そうと謀ること。伯叔父、姑、兄姉、外祖父母、夫、夫の父母、に対しては殺すこと。一三未詳。本説話以外に所伝をみない。一四多麻郡は東京都。鴨里は所在未詳。一五未詳。本説話以外に所伝をみない。一六中巻九縁の大伴赤麻呂の一族か。一七防人。一八兵士とすることを「点」といった例は、軍防令にみえ、万葉集・二十・四三二に「佐伎母里爾佐須」とある。一九上番の期間は防人は三年、ただし往復の日数は含めない（軍防令）。二〇軍防令では、征行するときには婦女をともなうことは禁じられた。本説話のばあい征行にはあたらないが、母が子の防人にしたがい行くことは他に例をみない。子の火麻呂に対する母の愛着の強さがうかがえる。中巻二縁の、母に対する子の愛着の強さに、イメージが結びついている。二一令義解・軍防令によれば、妻妾をともない行くことは許されていた。しかし、万葉集・十四、二十、所収の防人の歌には故郷に残された妻を偲ぶものが多い。二二原文「不昇」は「不勝」に同じ。―することに堪えられない。二三令義解・軍防令によれば、上番の期間には父母の喪であっても任務をはなれることはできない。火頭（炊事係）は例外。喪に「遭」という表現は令にみえる。二四鳩摩羅什訳の妙法蓮華経には、七巻に調巻されたものと八巻に調巻されたものと

があった。後代の法華八講が八巻に調巻された妙法蓮華経に拠っておこなわれることより推測すれば、本説話は、七巻に調巻された妙法蓮華経に拠る講経の法会のことを述べているのであろう。二五国会図書館本訓釈「率ヘイサ」。万葉集・二・二九三「率行見（いざゆき）」。人を誘うときに発する語。「率」をこの意に用いるのは日本における引伸義。二六きわめて印象的な形容だが、他に例をみない。牛に関してその目が記述されること自体多くない。太平御覧・九〇〇所引幽明録・桓沖の「牛忽熟視」のように、憐憫をこう目つきか。母に対する微妙な気持ちの表現。二七「長跪」は、仏典語。二八原文「託し鬼」。下文に「託し物」。「もの」の表記を「鬼」「物」と変化させている。二九佩刀。三〇大般涅槃経・光明遍照高貴徳王菩薩品に「如ク人種ノ樹、為得ノ蔭涼、為得ノ花果及以材木ニ」とみえる（攷証補訂）。三一失意のさまをあらわす。火麻呂が翻意しないので落胆する。三二原文「著」身脱ノ衣」。三三わたしのことを偲ぶかたみの贈り物。三四原文「一衣者、贈ニ我中男ニ呪也」。「呪」は、本説話では、日本語の補助動詞「たまふ」を表記するために用いられている。本来は、上位の者が下位の者に与える意。三五下巻四縁の聟が舅を殺そうとするイメージに結びついている。三六父の釈迦牟尼仏に対して悪邪の心をいだいた善星比丘が生きながら地獄に堕ちた説話（大般涅槃経・迦葉菩薩品）、五逆をおこなった提婆達多（「五逆」とされるが、父母に対する悪逆は知られていない）が生きながら地獄に堕ちた説話（たとえば増一阿含経・四十七）、の系譜につらなる。三七雑宝蔵経・九・一〇九に、裂けた大地に陥る子の髪をとらえて助けようとした母の説話がみえる。本説話と下巻四縁とはともに沈

髪を持ちて家に帰り、子の為に法事を備け、其の髪を筥に入れ、仏の像の前に置き、謹みて諷誦を請ふ。母の慈深きが故に、悪逆の子に哀愍ぶる心を垂れ、其の為に善を修ふ。誠に知る、不孝の罪の報はなはだ近し、悪逆の罪彼の報無きにあらず、と。

力女捲力を試る縁　第四

聖武天皇の御世に、三野国片県郡小川市に一の力女有り。為人大なり。名けて三野狐と為ふ。是れ昔三野国の狐を母として生れし人の四継の孫なり。力強きこと百人の力に当る。小川市の内に住み、己が力を恃み、往還の商人を凌弊けて、其の物を取りて業とす。時に尾張国愛智郡片輪里に一の力女有り。為人少し是れ昔元興寺に有りし道場法師の孫なり。其れ三野狐の人の物を凌弊けて取ると聞きて、試むと念ひて、蛤五十斛を捕りて船に載せ、彼の市に泊つ。また儲備けて熊葛の練韆二十段を副納む。時に狐来り、彼の蛤をみな取りて売らしむ。然うして問ひて言はく「何より来る女ぞ」といふ。蛤の主答へず。また問へども答へず。重ねて四遍問ふ。すなはち答へて言はく「来る方を知らず」といふ。

みゆく人を引きあげる描写を含み、イメージの結びつきがみられる。三八 不孝を描く上巻二十三縁に、「天知地知」として、やはり「天」が述べられていた。

一 僧を請じて仏事をおこなったのであろう。
二 中巻三十三縁に、死者の頭を韓筥に納め仏前に置いた、と述べられている。遺体(あるいは遺骨)を筥に納めて仏前に安置することが追善の儀式の一部分としておこなわれたか。
三 追善のために、僧に誦経をねがって布施する。

第四縁　上巻二縁、三縁、を承ける記述を含んでいる。今昔物語集・二十三ノ十七に書承。
四 「捲力」は仏典にみえる語。たとえば大般涅槃経・如来性品。腕力を競う意に限定されない。技芸や術を競うあいにもいう。
五 岐阜市。
六 未詳。下文より推せば長良川の沿岸に所在。
七 未詳。
八 →上巻二縁。この割注によって本説話が上巻二縁に結びつけられる。それはまた上巻二縁が道場法師にかかわる説話に結びつけられることでもある。
九 玄孫。曾孫(孫の子)の子。
一〇 上巻二縁には「是人強力多有」とあった。先祖と同じ能力を有することになる。
一一 威圧して打ち負かす。「凌 シヘタク」(名義抄)。国会図書館本訓釈「弊(師倍太計)」。
一二 名古屋市中区。上巻三縁、中巻二十七縁、と同じ地。地名表記が異なる。依拠資料の用字の反映か。
一三 大きい者と小さい者とが争い、小さい者が勝利をおさめる、というのは口承の世界に多くみられる説話の型。
一四 →上巻三縁。この割注によって本説話が上巻三縁に結びつけられる。
一五 食用であろう。書紀・景行天皇五

狐礼無しと念ひ、打たむとして起ち依る。すなはち二手をもちて待ち捉り、葛韆を以ちて一遍打つ。韆に肉著く。また一の韆を取りて一遍打つ。韆に肉著く。十段の韆をもちて、打つに随ひてみな肉著く。狐白して言さく「服はむ。犯せり。惶し」とまうす。是に狐の力に益ることを知る。蛤の主の女言はく「今より已後、此の市に在むこと得ざれ。もし強ひて住まば終に打ち殺さむ」といふ。狐打ち戢められて、其の市に住まず。人の物を奪はず。彼の市人揔みな安穏を悦ぶ。夫れ力人の支、世を継ぎて絶えず。誠に知る、先の世に大なる力の因を殖ゑ今に此の力を得たり、と。

漢神の祟に依り牛を殺して祭りまた生を放つ善を修ひて現に善と悪との報を得る縁　第五

摂津国東生郡撫凹村に、一の富める家長公有り。姓名詳ならず。聖武太上天皇の世に、彼の家長漢神の祟に依りて禱りて祀る。七年を限りて年ごとに殺し祀るに一の牛を以ちてす。合せて七頭を殺し、七年に祭り畢る。忽に重き病を得たり。また七年の間を逕て医薬方をもちて療せどもなほ愈えず。

十三年条に白蛤を膾にしているのが蛤を食用にしたわが国での初出例。一六 「斛」は量の単位。一斛は十斗、一斗は十升。上巻三十一縁にみえる「石」と同一の量を示す単位である。本書で「斛」「石」の二とおりがみられるのが度量衡の大小の制にかかわるか、あるいは別の理由によるものかは、各一例という例の少なさから判然としない。一七 長良川を遡航したのであろう。
一八 和名抄に「馬鞭草 久木豆々良」とみえる植物は現代でも同じくクマツヅラと呼ばれている。武田祐吉は本説話の「熊葛」はそれとは別で「大きな蔓性植物」であるとし、諸注は武田説に追随するが、再考の必要がある。道場法師の孫女の体格を、武田説はじめ諸注は大きく考えすぎているきらいがある。室町物語の小男の草子の主人公のように、一尺程度の身長と考えるべきではないだろうか。その程度の体格の女の持つ鞭としてクマツヅラは不適当とはいえない。上巻三縁にみえる道場法師も伝説の巨人ダイダラボッチとイメージを重ね合せて理解する説はあやまりであろう。道場法師もおそらくは小さい体格の少年であろう。一九 しなやかな弾性のある鞭。二〇 播磨国風土記・宍禾郡に「御方(みかた)里」の地名起源説話に「黒葛三条(みかた)」を述べる。黒葛(名義抄では「ツヅラ」)を数える助数詞が「かた」であることがわかる。熊葛製の鞭も「かた」で数えてよいだろう。二一 両手。万葉集・三・三八二「手(た)」。二二 狐の体の肉が削ぎ落され、鞭にその肉が着く。二三 原文「服也、犯也、惶也」。中巻二十七縁にも降服する船人のことばとして「犯也、服也」とみえる。二四 打たれて鎮められる。「戢」は戦いをやめる意。二五 仏典語。たとえば妙法蓮華経にみえる。二六 系統。二七 「先世殖＝大力因」の具体相は示されていな

卜者を喚集めて祓へ祈禱れどもまたいよいよますます病む。茲に思はく「我が重き病を得たるは、殺生の業に由るが故なり」とおもひて、病に臥したる年より已来月ごとに闕けず、六節に斎戒を受けて生を放つ業を修ふ。他の含生の類を殺すを見るときは、論はずして贖ふ。また八方に遣りて、訪ひて生物を買はしめて放たしむ。七年の頃に迄りて、命終る時に臨みて妻子に語りて曰はく「我れ死なむ後に、十九日置きて焼くことなかれ」といふ。妻子置きて、なほ期れる日を待つ。ただ九日を歴て還蘇りていはく「七人の非人有り。牛頭人身なり。我が髪に縄を繋けて捉へて衛み往く。前の路を見れば、楼閣の宮有り。問ひていはく「是れ何の宮ぞ」といへば、非人悪しき眼をもちて睚眦みて逼めて言はく「急に往け」といふ。宮の門に入りて白さく「召せり」とまうす。吾れ自づから閻羅王なることを知る。王問ひて言はく「斯れは是れ汝を殺せし讎か」とのたまふ。答へて曰さく「当に是れなり」とまうす。すなはち膾机と少刀とを持ち出でて白さく「急に判許りて、我が賊に殺を加へよ。膾して噉はむ」とまうす。時に千万余人勃然に出で来り、縛れる縄を解きて曰さく「此の人の咎にあらず。祟れる鬼神を祀らむが為に殺害すなり」とまうす。爰に余れを中に居きて、七の非人と千万余人と日ごとに訴へ諍ふこと水と火との如し。閻羅王判断りて、是非を定めたまはず。非人なほ強ひて白して言さく「明に知る、是の人主と作りて我が四足を截り、廟を祀りて乞祈り、賊して膾して肴に食ひしことを。今切宍の如くにしてなほ屠り啗はむと欲ふ」とまうす。千万余人また王に白して曰さく「我れ等委曲く此の人の咎にあらざることを知り、鬼神の咎なることを識る」とまうす。王自づから思惟ひたまはく「理は多くの證に就かむ」とおもひたまひて、八日を経已り、其の夕に詔を告はく「明日に参向でよ」とのたまふ。詔を奉りて罷づ。九日に集会る。閻羅王すなはち告之言はく「大分理判は多数くの證に由る。故に多数に就かむ」とのたまふ。判許已に訖る。七の牛聞きて、舌を嘗め唾を飲み、膾に切ることを効にし、宍を噉ふことを効にし、慷慨みて刀を捧げて建びておのおの言はく「怨を報いざらむや。我れかつて忘れず。なほ後に報いむ」といふ。千万余人、我れを衛繞むこと左右前後にし、王の宮より出づ。畢に乗せて荷ひ、幡を擎げて導き、讃嘆めて送る。長跪き礼拝む。彼の衆人みな一じき色容を作す。爰に吾れ問ひて曰はく「仁者は誰人ぞ」といふ。答へていはく「我れ等是れ汝の買ひて放ちし生なり。彼の恩を忘れず。故に今報ゆらくのみ」といふ」。閻羅の闕より還甦りて、ますます誓願を発す。此れより已後、効りて神を祀らず、

い。上巻三縁、中巻四縁、二十七縁では前世の因縁が言及される。道場法師の一族は仏教説話の枠内で活躍している、といえる。三野狐の一族はそうではない。

第五縁　善業と悪業についての現報説話。今昔物語集・二十ノ十五に書承。

二 伊勢、尾張、近江、美濃、若狭、越前、紀伊等の国の百姓が牛を殺して漢神を祭ることが、延暦十年(七九一)九月に禁じられている(続紀、類聚三代格・十九)。本説話にみえる「漢神」と同一の神であろう。下文には「鬼神」とみえる。

三 災厄がおきたばあい、それがいかなる神の祟りによるものか、が、審神者(さにわ)、卜者(うらへ)、夢、などによって示される。いかなる神の祟りなのかを知った者は、その神にふさわしい方法をもちいて神の心をなぐさめて、災厄からのがれることを祈る。漢神のばあいは牛を殺して祭るのである。神に牛をささげたあとにその牛を人々が食べたことが、下文により推測される。

三 大阪市。撫凹村は所在未詳。

三 病気治療のために、まず医薬方、次に卜者による祈禱、最後に仏教的善行、がこころみられる。まず医薬方、という順序に注目すべきであろう。

一 攷証によれば六斎日。原文「毎月」とあるのだから六斎日なのであろうが、治病にかかわって説かれる「六節」が金光明最勝王経・除病品にみえる。一年は二か月ずつの六時に分割され、花時、熱際、雨際、秋時、寒時、氷雪、とされるが、この「六節」にふさわしい食生活をおくれば病いは生じない、とされる。本説話の「六節」との関係は未詳。六斎日は、毎月の八、十四、十五、二十三、二十九、三十日。二 生命あるもの。三「臨二命終時一」(金光明最勝王経・長者子流水品)。四 この数字が何を意味するのかは不明。五 弟子死復生経に、「七日間は殯斂するな(殯斂は埋葬の前段階。遺体を棺に納めて祭る)」と遺言し、死して蘇った説話がみえる。六 この数字が何を意味するのかは不明。七 八部衆、鬼神、などの類。八 地獄の獄卒。「牛頭人手、両脚牛蹄(五苦章句経)。殺生の罪とかかわって説話中に登場することが多い。たとえば、冥報記・下・周武帝。本説話では牛頭人身の非人は獄卒であるとともに、主人公に殺されて食われた牛でもある。牛を苦しめ牛を食ったがゆえに牛頭の獄卒に苛(さいな)まれるのだ、とする論理は、日本で撰述された地蔵菩薩発心因縁十王経にみえる。九 冥界の王。「閻羅」は「静息」「遮」「双」などの意の梵語の音写とされる(翻訳名義集・二)が、「羅」は「王」の意の梵語の音写の略とされることが多い。閻魔王、焔魔王、という呼称が、後代には多く用いられた。本説話の「吾自知之」という記述は、その背景に閻羅王説話の流布をうかがわせる。一〇 七人の非人は。一一 膾は、魚貝や牛羊の細く切った肉。さまざまな調味料で味つけし、生で食べる。膾机は、そこで膾をつくるための机。現代のまな板。和名抄・調度部・厨膳具の「俎」の項に開元式を引用して「食刀切机各一」とみえる「食刀」が本説話の「少刀」に、「切机」が「膾机」に、あたるのであろう。一二「ことわる」の表記を「判許」「判断」「理」「理判」「判許」と変化させている。一三 人数の多さをきわめて異様である。一四 いきどおりなげく。国会図書館本訓釈「慷慨〈ネタミテ〉」。一五 荒々しくふるまう。怒号する意に用いられることが多い。「建」は「健」の省文か。一六 冥界より帰還する行列は、現世における葬列を摸し

三宝を帰信ひ、己が家に幢を立てて寺と成し仏を安き法を修ひ生を放つ。此れより已後、号けて那天堂と曰ふ。終に病むこと無く、春秋九十余歳に死ぬ。

鼻奈耶経に説きたまふが如し「迦留陀夷昔天祀主と作りて一の羊を殺ししに由りて、今に羅漢と作るといへども後に怨の報を得て婆羅門の妻に殺さる」と。

最勝王経に説きたまふが如し「流水長者、十千の魚を放ち、魚天上に生れ、四十千の珠を以ちて、現に流水に報ゆ」とのたまふは、其れ斯れを謂ふなり。

至誠心をもちて法華経を写し奉りて験有りて異しき事を示す縁　第六

聖武天皇の御代に、山背国相楽郡に、願を発せる人有り。姓名詳ならず。四恩を報いむが為に法花経を写し奉り、大乗を納れむが為に使を四方に遣りて白檀紫檀を求めしめ、すなはち諾楽京に得、銭百貫を以ちて買ひ、工巧人を喚び、規りて函を造らしめて経を納れ奉る。経は長く函は短し。経を納るること得ず。檀越大に悔い、また訪ふに由無し。故に誓願を発し、経に依りて法を作け衆の僧を屈請へて、三七日を限りて悔過し哭きて曰さく「また木を得しめておこなわれる。一七歌詠したのであろう。一八「長跪」は仏典語。一九漢神を祭ってかえって苦難に遭ったので、神を侮蔑する心がおきたのである。「効」は、侮犯、侮辱、の意(『敦煌文献語言詞典』)。「神」の語が「三宝」と対立するものとして用いられている。

一 未詳。撫凹村の「撫」と関係があろう。
二 鼻奈耶・九の取意。衆経要集金蔵論・殺害縁、諸経要集・十悪部・殺生縁にも引用。
三 金光明最勝王経・長者子流水品の取意。

第六縁　三宝絵・法十に引用。三宝絵より本朝法華験記・下・一〇五に書承。今昔物語集・十二ノ二十六に書承。
四 「至誠心」(観無量寿経)。五 京都府相楽(さがらか)郡、綴喜(つづき)郡の一部。六―上巻三十五縁。
七 法華経の異名として用いられている。八 和名抄は、旃檀を色によって分け、赤いものを牛頭旃檀、黒いものを紫檀、白いものを白檀、としている。ビャクダンはビャクダン科、シタンはマメ科。九 銭一貫は一千文。たとえば、この当時の布一端(長四丈二尺、幅二尺四寸)の価格は二百文(石田茂作)。一〇 たとえば、伝聖武天皇宸筆賢愚経(大聖武(おおじし))は料紙が縦二七・八(センチメートル)、紫紙金字金光明最勝王経(国分寺経)は料紙が縦二六・四(センチメートル)。これが装潢されて軸が付けられるとさらに長くなる。一一 細字の一巻本の法華経が下巻一縁にみえるが、本説話の法華経は特に何も記されていないことより推せば、七巻本あるいは八巻本の妙法蓮華経であろう。下巻六縁は八巻本、中巻三縁は七巻本、と推測される。函の長さのみが問題とされるのは、おそらく一函に一巻を納めたことによる。下巻六縁の小櫃には八巻が一括して納められている。法華経を函に納めるイメージは、下巻六縁の法華経を小櫃に納めるイメージに結びついている。一三 施主。函を造らせた人。一四 相談したが解決の方法が無い。三宝絵・法十は「またこと木をもとむるに、とぶらひえず」とし、「訪」を新しく白檀紫檀を求める意に解している。一五 法華経に帰依し、法事をおこなう。一六 もう少しで納めることができるのだが、納めることができない。一七 原文「増加」。「増(マスマス)」「加(マスマス)」(古訓点にみえる)。一八 はげみつとめること。六波羅蜜のひとつ。一九 経が縮んだのか、函が延びたのか。

よ」とまうす。二七日を歴て、経を請ひて試に納る。函自づから少延び、垂しくて納ること得ず。檀越ますます精進し悔過す。三七日を歴て、納るるにすなはち納ること得。是に奇異び疑ひ思はく「もし経の短むか、もし函の延ぶるか」とおもひ、すなはち本の経を請ひて新しき経と均べ量るに、なほ侔しくして失はず。誠に知る、大乗不思議の力を示して、願主の至りて深き信心を試たることを。更に疑ふべからず。

智しき者変化の聖人を誹妬みて現に閻羅の閾に至り地獄の苦を受くる縁　第七

釈智光は、河内国の人、其の安宿郡の鋤田寺の沙門なり。俗姓は鋤田連、後に姓を上村主と改むるなり 母の氏は飛鳥部造なり。天年聡明し。智恵第一にして、盂蘭盆大般若心般若の等き経の疏を製り、諸の学生の為に仏の教を続伝ふ。時に沙弥行基といふひと有す。俗姓は越史なり。越後国頸城郡の人なり。母は和泉国大鳥郡の人、蜂田薬師の子なり。俗を捨て欲を離れ、法を弘め迷を化へたまふ。器宇聡敏く、自然づから生れながら知りたまふ。内に菩

一五 ほとほと。一六 しばしば。一七 誹謗。一八 「もし経の短むか」以下、三宝絵・法十は「もし函の延ぶるか、もし経の短むか」とし、本説話と逆。一九 変化。二〇 しゃくちくわ。二一 あすかべのこほり。二二 すきた。二三 すきたのむらじ。二四 かばね。二五 かみのすぐり。二六 うらんぼんだいはんにゃしむはんにゃ。二七 ぎょうじょう。二八 ぎょうぎ。二九 しゃみ。三〇 こしのふひと。三一 こしのみちのしりのくにくびきのこほり。三二 いつみのくにおほとりのこほり。三三 はちだのくすし。三四 うに。

第七縁　三宝絵・法三、扶桑略記・天平十七年(七四五)一月二十一日条に引用。日本往生極楽記・二に書承。日本往生極楽記により本朝法華験記・上・二、今昔物語集・十一ノ二に書承。
九 「変化」は仏菩薩が姿をかえて現れること。「如レ是種種変化現レ身」(妙法蓮華経・妙音菩薩品)。「行基大徳者、文殊師利菩薩反化也」(上巻五縁)。一〇 元興寺の僧。彼の著般若心経述義・序に「然自二志学一至二于天平勝宝四年一、合三十箇年」とあり、天平勝宝四年(七五二)に四十五歳であったことがわかる。行基より約四十歳年少。
一一 大阪府柏原市、羽曳野市あたり。一二 所在未詳。一三 次田連とも表記する。一四 本書で「姓」の語がさし示すものは「姓(かばね)」「氏(うじ)」「氏姓」の三種がある。「氏」の語は「氏と姓」をさし示すばあいがある。氏が鋤田・姓が連、氏が上・姓が村主、氏が飛鳥部・姓が造。一五 舎利弗(舎利子)に関していわれることが多い。「雖二舎利子一、智慧第一、一聞千解一」(般若心経述義)。一六 盂蘭盆経述義、一巻(東域伝燈目録)。散佚。

薩の儀を密し、外に声聞の形を現したまふ。聖武天皇威き徳を感りたまひ、故に重び信ひたまふ。時の人欽貴び、美めて菩薩と称す。天平十六年甲申の冬十一月に、大僧正に任けらる。是に智光法師嫉妬む心を発して、誹りて曰はく「吾れは是れ智しき人なり。行基は是れ沙弥なり。何故ぞ天皇、吾が智を歯へず、ただ沙弥を嘗めて用る」と恨む。時に鋤田寺に罷りて住む。儵に痢病を得て一月ばかりを経たり。命終る時に臨みて、弟子を誡めて曰はく「我れ死なば焼くことなかれ。九日十日置きて待て。学生我れを問はば、答へて「縁有りて東西にあり」と曰ふべし。而うして留めて供養し、慎他に知らすことなかれ」といふ。弟子教を受け、師の室の戸を閉ぢて他に知らしめずして、竊に涕泣き、昼夜護り闕てただ期れる日を待つ。学生問ひ求むれば、遺言の如く答へて留めて供養す。時に閻羅王の使二人、来りて光師を召す。西に向きて往き、前の路を見れば金の楼閣有り。問ひていはく「是れ何の宮ぞ」といふ。答へて曰はく「葦原国に名と聞とある智しき者、何故ぞ知らざる。まさに知るべし、行基菩薩の来り生れむ宮なり」といふ。其の門の左右に二の神人立つ。身に鉀鎧を著、額に緋の襪を著たり。使長跪きて白して曰さく「召せり」とまうす。問曰ひたまはく「是れ豊葦原水穂国に有りて謂はゆる智光法師か」ととひたまふ。智光答へて白さく「唯然り」とまうす。すなはち北の方を指して曰はく「此の道より将て往け」とのたまふ。使に副ひて歩み前む。火を覓むれば晃にあらずしてはなはだ熱き気身に当り面を炙る。極めて熱くして悩むといへども、心は近就かむと欲ふ。問ひていはく「何すれぞ是れ熱き」といふ。答ふらく「汝を煎らむが為の地獄の熱き気なり」とこたふ。往き前む。極りて熱き鉄の柱立てり。使曰はく「柱を抱け」といふ。光就きて柱を抱く。肉みな銷爛り、ただし骨瑣のみ存る。三日を歴て、使弊箒を以ちて其の柱を撫でて「活け。活け」と言へば、故の如く身生る。また北を指して将て往く。先より倍勝りて熱き銅の柱立てり。極りて熱き柱なり。而れども悪に引かれ、なほ就きて抱かむと欲ふ。使言はく「抱け」といふ。すなはち就きて抱く。身みな爛銷る。三日を逕て、先の如く柱を撫でて「活け。活け」と言へば、故の如く更生る。また北を指して往く。はなはだ熱き火気雲の如くにして覆ふ。空より飛ぶ鳥、熱き気に当りて落ち煎らる。問ひていはく「是れ何の処ぞ」といふ。答ふらく「師を煎熬らむが為の阿鼻地獄なり」とこたふ。すなはち至れば師を執りて投げ入れて焼き煎る。ただし鍾を打つ音を聞く時に、冷めすなはち愈ふ。三日を逕て、地獄の辺を叩きて「活け。活け」と言へば、

一 聖朝崇敬、法侶帰服（大僧正舎利瓶記、「豊桜彦天皇、甚敬重焉」（続紀）。二 「人仰二慈悲一、世称二菩薩一」（大僧正舎利瓶記）、「時人号曰二行基菩薩一」（続紀）。三 続紀では天平十七年一月二十一日。大僧正舎利瓶記も天平十七年。四 元興寺をしりぞいて。五 「痢」釈名云、痢ハ音利、久曾比理乃夜万比ノ、言二出漏之利一也」（和名抄）。下痢の症状をともなう病気。六 原文「臨二命終時一」は仏典語。七 九日あるいは十日。八 場面は転換し、智光の冥界遊行が記される。九 本説話には閻羅王は登場しない。「閻羅王使」二人と「神人」二人とが登場する。一〇 中巻二縁に「与二大徳一俱死、必当二同往一生西方一」とあり、行基は死後に西方に生まれる、とされていたことがうかがえる。その「西方」を中巻二縁は「安養」とするが、本説話の行基の生処は、たしかに冥界の中で西方に位置するが、「安養」（極楽）的相貌を呈しない。一一 善をおこなった者の生まれる処が、建造物のかたちで、同じひとつの冥界の中に刑罰を受ける処に近接して存在する例として、広記・二八二所引幽明記・師舒礼「福舎」、弁正論・七所引幽明録・趙泰「福舎」、法苑珠林・六度篇・精進部・感応縁所引冥祥記・僧規「福地」、冥報記・中・孫宝「楽堂」、経律異相・四十五ノ四、本書中巻十六縁、がある。↓上巻三十縁。一二 日本国の異称。「あしはらのくに」（日本紀竟宴和歌）。室町物語では世界諸国の中の一国として日本国をとらえるばあいに「葦原国（あしはら）」の語が用いられる。一三 変化の人。不思議の世界の者がこの世界に人間の姿となってあらわれたもの。一四 冥界に武人が登場する例として、法苑珠林・六度篇・精進部・感応縁所引冥祥記・僧規、同・懺悔篇・感応縁所引冥祥記・慧達、大目乾連冥間救母変文、太子瑞応本起経・上、など。多くのばあい、冥界での進むべき道を指示している。↓下巻二十二縁。一五 小子部栖軽（上巻一縁）と同じ姿。冥界とのかかわりのある者もアカ系色のものを身につける。↓中巻二十五縁。一六 日本国の異称。「豊葦原瑞穂国」（書紀・神武天皇即位前紀）、「豊葦原水穂国」（常陸国風土記・香島郡）。一七 「智光」（智慧の光）などという名で呼ばれている者か。揶揄あるいは非難の口吻。一八 「唯然」は仏典語。たとえば妙法蓮華経・方便品にみえる。一九 神人の立っている処が岐路であることをうかがわせる。↓下巻二十二縁。二〇 冥界での刑罰として熱い鉄柱を抱かせられることは、たとえば分別善悪所起経にみえる。銅柱ほどは多くみえない。二一 全身の骨格。阿毘達磨大毘婆沙論・四十に骨瑣を観ずることが述べられる。足骨、踝骨、と次第

本の如く復生る。更に将て還来り、金の宮の門に至る。先の如く白して言さく「将て還来れり」とまうす。宮の門に在りて二人告げて言はく「師を召す因縁は、葦原国に有りて行基菩薩を誹謗りき。其の罪を滅さむが為の故に請召すなり。彼の菩薩葦原国を化へ已りて、此の宮に生れたまはむとす。今来りたまはむとする時なり。故に待候ちたてまつるなり。慎黄泉つ竈の火の物を食ふことなかれ。今は忽に還れ」といふ。使と倶に東に向ひて還来る。すなはち見る頃に、ただし九日を逕たり、蘇りて弟子を喚ぶ。弟子音を聞き、集会り哭き喜ぶ。智光大に歎き、弟子に向ひて具に閻羅の状を述べ、大に懼り念ひて言はく「大徳に向ひて、誹り妬む心を挙さむ」といふ。時に行基菩薩難波に有して椅を渡し江を堀り船津を造らしめたまふ。光身やうやく息み、菩薩の所に往く。菩薩見たまひてすなはち神通を以ちて光の念ふ所を知りたまひ、咲を含み愛びて言はく「何すれぞ面奉ること罕なる」とのたまふ。智光発露し懺悔いて曰さく「智光、菩薩の所にして誹り妬む心を致して、是の言を作さく「光は古き大徳ある僧なり。しかのみならず智光は生れながらの智しき者なり。行基沙弥は識浅き人にして具戒を受けず。何故ぞ天皇ただ行基を誉めて智光を捨つ」といひき。口業の罪に由り、閻羅王我れを召して鉄と銅との柱を抱かし

して、歯骨、髑髏、に至る。三 書紀・神代下に「持帰者」（日本紀私記・乙本「波ミ支毛知」）がみえる。天稚彦の殯にかかわっている。葬列に持帰者が加わっているのが通例であったろう。本説話に簪がみえるのは、葬列に持帰者が加わっていることの意味を説明しようとするものであろう。三 活きよ。大智度論・十六に「宿業因縁冷風来吹、獄卒喚之、咄諸罪人還活、以ミ是故名ニ活地獄一、即時平復、復受ニ苦毒一」とある。後代の往生要集・上には等活地獄の獄卒のことばは「活活」とされている。往生要集のこのことばは音読されて享受される伝統が存した。狩谷棭斎、高瀬承厳、松浦貞俊などの訓読本文において本説話の「活活」が音読されているのは往生要集享受の伝統にしたがったもの。四五 →上巻三十縁。三五 無間地獄ともいう。地獄の中でもっともはげしい苦を受ける処。三六 原文「即至」。至ると同時に、の意。三七 続高僧伝・二十九に、禅定寺の僧智興の鳴らす鍾の声が地獄に響いて受苦の者が一時に解脱した、とみえる。本説話にみえる「打ㇾ鍾音」も、現世で打つ鍾の音であろう。葬送あるいは追善の時に鍾が打たれるのが通例であったならば、本説話はその意味を説明しようとするものであろう。三八 地獄が器物（たとえば鑊）のごときものであるかのごとき記述。

一 冥界の竈の火で調理した物。冥界の食物を口にするな、と制せられる例に、冥報記・下・柳智感、広記・九五所引紀聞・洪昉禅師、があり、冥界の食物を食べてしまった例に、記紀のイザナミ、がある。二 冥界では、最初は西に向って進んでいた。三 原文「即見之頃」。見ると同時

め、九日を経て誹謗りし罪を償ふ。余の罪を後生世に至さむことを恐り、是を以ちて慙愧ぢ発露すなり。当に願はくは罪を免れむことをねがふ」とまうす。行基大徳顔を和げて嘿然す。また白さく「大徳の生れむ処を見る。黄金を以ちて宮を造る」とまうす。行基聞きたまひて言はく「歓しきかな。貴きかな」とのたまふ。誠に知る、口は身を傷る災の門なり、舌は善を剪る鉞なりといふことを。所以に不思議光菩薩経に云はく「饒財菩薩賢天菩薩の過を説きしが故に、九十一劫常に婬女の腹の中に堕ちて生れ、生れ已りて棄てられ、狐狼に食はる」とのたまふは、其れ斯れを謂ふなり。此れより已来、智光法師行基菩薩を信ひ、明に聖人なることを知る。然うして菩薩感りし機縁尽き、天平二十一年己丑の春二月の二日丁酉の酉時に、法の儀を生馬山に捨て、慈の神は彼の金の宮に遷りたまふ。智光大徳、法を弘め教を伝へ、迷を化へ正に趣かす。白壁天皇の世に、智嚢を日本の地に蛻け、奇神は知らぬ堺に遷る。

に、の意。「蘇喚ニ弟子一」につづく。「唯逕ニ九日一」は挿入句的なもの。四 本説話に「閻羅王」は登場していない。ここでは「閻羅」の語は冥界の名として用いられている。「黄泉之状」（下巻三十七縁）、「涼状」（中巻十六縁）の例を参照。五 「行基大徳、令ニ堀ニ開於難波之江一、而造ニ船津一」（中巻三十縁）、「於ニ諸要害処一、造ㇾ橋築ㇾ陂」（続紀）。六 不思議な力。七 なぜなのでしょうか、お目にかかることがなかったのは。原文「面奉」は、下位の者が上位の者に対面して応接する意。「会ふ」の謙譲表現のように用いられる。「面ニ奉弥勒一」（元興寺伽藍縁起）。行基が智光より下位に置かれているのではなく、行基の謙譲の心情をあらわす。上巻四縁の「比頃不ㇾ謁」と同じ情景と考えて「奉」を、「つかへまつる」と訓む。「願与ニ含識一、速奉ニ慈顔一」（大慈恩寺三蔵法師伝・十）の「奉」の用法は「面奉」に似る。八 「発露懺悔」（観普賢菩薩行法経）。九 「近在京僧尼、以ニ浅識軽智一、巧ニ説罪福之因果一、不ㇾ練ニ戒律一、詐ニ誘都裏之衆庶一」（続紀・養老六年七月十日条）。一〇 「具戒」は比丘の受けるべき戒（四分律では二百五十戒）。沙弥は十戒を受けるのみ。一一 三業のひとつ。身業、意業、に対する。一二 「慚愧発露」（諸経要集・奨道部・勧導縁）。一三 「一切衆生、禍従ㇾ口出、夫口舌者、鑿ニ身之斧一、滅ㇾ身之禍一」（大方便仏報恩経・論議品）、「口虎破ㇾ身、舌剣断ㇾ命、使ニ口如ㇾ鼻、死後無ㇾ過一」（行基菩薩伝）。一四 不思議光菩薩所説経の取意。本説話の引用文と同文のものが梵網経古迹記・下本に引用。一五 「二月八日、火ニ葬於ニ大倭国平群郡生馬山之東陵一、是依ニ遺命一也」（大僧正舎利瓶記）。一六 光仁天皇は七七〇年に即位、七八一年に譲位。智光の歿年は未詳。

蜥と蝦との命を贖ひ生を放ちて現報を得る縁　第八

置染臣鯛女は、奈良京の富尼寺の上座の尼法邇の女なり。道の心純熟りて、初婬を犯さず。常に勤に菜を採り、一日闕けず奉供りて行基大徳に侍る。山に入り菜を採り、大蛇の大蝦を飲むを見る。大蛇に誂へて曰はく「是の蝦を我れに免せ」といふ。免さずしてなほ飲む。また誂へて曰はく「我れ汝が妻と作らむ。故に幸はくは吾れに免せ」といふ。大蛇聞き、高く頭頸を擡げて女の面を瞻り、蝦を吐きて放つ。女蛇に期りて曰はく「今日より七日を経て来れ」といふ。然うして期れる日に到りて、屋を閉ぢ穴を塞ぎて身を堅め内に居る。誠に期れる如く来りて尾を以ちて壁を拍つ。女恐り、明日に大徳に白す。大徳生馬山寺に住在みたまひて、告げて言はく「汝免さること得ず。ただし堅く戒を受けよ」とのたまふ。すなはち三帰五戒を受持たしめたまふ。然うして還来る道に、知らぬ老人大蟹を以ちて逢ふ。問ひていはく「詎の老ぞ。乞はくは蟹を吾れに免せ」といふ。老答へていはく「我れは摂津国兎原郡の人、尽問遐邇麻呂なり。年七十八にして子息無し。命を活くるに便無し。難波に往きて偶に此の蟹を得たり。ただし期れる人有り。故に汝に免さず」といふ。女衣を脱きて贖ふ。なほ免可さず。また裳を脱きて贖ふ。老すなはち免す。然うして蟹を持ちて更返り、大徳を勧請へて呪願せしめて放つ。大徳歎めて言はく「貴きかな。善きかな」とのたまふ。彼の八日の夜にまた其の蛇来る。屋の頂に登りて草を抜きて入る。女悚慄る。ただ床の前に跳ち爆く音有り。明日に見れば、一の大蟹有りて彼の大蛇を条然に段切る。すなはち知る、贖ひ放てる蜥の恩を報ゆることを。幷に戒を受けたる力なることを。虚実を知らむと欲ひて耆老を問へば、姓名遂に無し。定めて委る、耆は是れ聖の化なることを。斯れ奇異しき事なり。

己れ寺を作り其の寺の物を用て牛と作り役はるる縁　第九

大伴赤麻呂は、武蔵国多磨郡の大領なり。天平勝宝元年己丑の冬十二月の十九日に死ぬ。二〇年庚寅の夏五月の七日に黒斑なる犢生る。自づから碑文を負ふ。斑の文を探るに、謂はく「赤麻呂は、己れが造る所の寺を

第八縁　善業についての現報説話。三宝絵・法十三に引用。

一 未詳。本説話以外に所伝をみない。行基の登場する説話で、女人が重要な役割をはたしているものは、本説話以外に中巻二縁、十二縁、二十九縁、三十縁。二 隆福尼院。行基の四十九院のひとつとして、大和国添下郡登美郷(奈良市)に天平一三年(七四一)に建立。三 三綱(上座、寺主、都維那)のひとつ。寺を統括する職。四 未詳。本説話以外に所伝をみない。鯛女は、在俗の時に生れた娘であろう。五 行基の蔬食に供されるのであろう。六 男子の在家信者が畜生と交わることは邪淫とされた(優婆塞戒経・業品)。女子の在家信者のばあいも同様であろう。不邪淫戒を犯すかのごとき約束である。このような約束によって蝦を救い蝦は報恩して女を救う、というのが昔話の型。「戒」を犯すような約束をして蝦を救っても問題は何も解決しない、ということが本説話の展開によって示される。蝦が報恩しないことに注目すべきであろう。七 生馬院。生馬仙房とも。行基の四十九院のひとつとして慶雲四年(七〇七)までに建立。奈良県生駒市の竹林寺の地に所在したか。八 上文の不邪淫戒を犯すかのごとき約束をした罪が許されるための方法。改めて放生と報恩の説話が語りおこされなければならない。九 仏、法、僧に帰依し、在家信者の守るべき五戒(不殺生戒、不偸盗戒、不邪淫戒、不妄語戒、不飲酒戒)を受ける。誓約の儀式をおこなって受ける。一〇 兵庫県芦屋市、神戸市あたり。菟原郡宇治には行基の四十九院の船息院、同尼院が天平二年(七三〇)に建立されている。一一 底本「尽問遐麻召」。「尽問」は、「問」を音仮名と解して「つくも」と訓む。意は未詳。あるいは「つくも髪」(伊

勢物語・六十三にみえる)の略で老人をあらわすか。「遐麻呂(召を訂)」は、「遐邇」の熟語を念頭に置いて「遐」を補って「かにまろ」とする。老蟹を想起させる名、と解する。一二 蟹を与えることを約束した人がいる。一三 施主(本説話のばあいは鯛女)に仏の利益が到来するように祈願すること。僧勧請・呪願・放生、と述べられる例は、中巻十二縁、十六縁。「以僧令呪願」(天、水に放也)(宮寺縁事抄・十三所引放生会縁起)。一四 とびはねる。来迎院本訓「アッチ ハタラク(ハタメクか)」。一五 受戒の功徳であることが強調される。蟹報恩説話であるとともに、不殺生戒を守り放生したために利益を得た説話であることが、示される。一六 その姓名の人は存在しなかった。

第九縁　今昔物語集・二十ノ二十一に書承。

一七 未詳。本説話以外に所伝をみない。中巻三縁にみえる大伴の一族か。一八 東京都。一九 七四九年。二〇 七五〇年。主人公の死より牛への転生までの期間は、中国説話においては、当日(広記・四三四・河内崔守)、半年(広記・二三四・童安玗)、二年(法苑珠林・債負篇・感応縁・路伯達)、と多様である。二一 寺物や寺の銭を借用して返さずに死に、体に斑文を有する牛に転生した例は、広記・二三四所引異録・竹永通、同・一三四所引敝戒録・僧審言、同・四三四所引宣室志・河内崔守、など。寺に関係しない負債の例は、法苑珠林・債負篇・感応縁・路伯達、程華、広記・四三四所引原化記・戴文、同・一三四所引報応録・童安玗、同・一三四所引玉堂閒話・劉鑰匙、同・一三四所引稽神録・施汴、など。いずれも斑文には前生の名があらわれている。本説話のような長文の例はみえない。

擅にして、恣なる心に随ひて寺の物を借用て報い納めずして死亡ぬ。此の物を償はむが為の故に牛の身を受くるなり」といふ。茲に諸の眷属と同僚と、慚愧づる心を発して、慓るること極り無くして、謂はく「罪を作ること恐るべし。あに報無かるべけむや。此の事季の葉の楷模に録すべし」といふ。故に同じ年の六月の一日に諸人に伝ふ。冀はくは、慙愧無き者斯の録を覧て心を改め善を行ひ、むしろ飢の苦に迫められ銅の湯を飲むとも、寺の物を食まざれ。古人の諺に曰はく「現在の甘露は、未来の鉄丸なり」といふは、其れ斯れを謂ふなり。誠に知る、因果無きにあらず、怖り慎まざらむや、と。所以に大集経に云はく「僧の物を盗むときは、罪五逆に過ぐ」とのたまふ。

常に鳥の卵を煮て食ひて現に悪しき死の報を得る縁 第十

和泉国和泉郡下痛脚村に、一の中男有り。姓名詳ならず。天年邪見にして因果を信はず。常に鳥の卵を求め、煮て食ふことを業とす。天平勝宝六年甲午の春三月に、知らぬ兵士来りて中男に告げて言はく「国司召すなり」といふ。兵士の腰を見れば四尺の札を負ふ。すなはち副ひて共に往き、纔郡の内に山直里に至れば、麦畠に押入らる。畠一町余に麦二尺ばかり生ふ。眼には爝火を見、足を践むこと間無く、畠の内を走廻りて叫び哭きて曰はく「熱きかな。熱きかな」といふ。時に当村の人有り。山に入りて薪を拾ふ。走り転りて哭き叫ぶ人を見て山より下り来り、執りて引く。拒みて引かれず、なほ強ひて追ひ捉へ、すなはち籬の外より牽きて出す。地に蹲れて臥し、嘿然して曰はず。良久にありて蘇り起き、然うして病み叫びて言はく「痛、足」といふ。山人問ひて言はく「何故ぞ然うする」といふ。答へて曰はく「一の兵士有り。我れを召して将て来りて爝火に押入る。足を焼くこと煮るが如し。四方を見れば、みな火の山に衛まれ、出づる所の間無し。故に叫び走り廻る」といふ。山人聞きて袴を褰げ膊を見れば、膊の肉爛銷り、其の骨瑣在る。ただ一日を逕て死ぬ。誠に知る、地獄は現に在り因果を信ふべし、鳥の如くあるべからず、鳥は己が児を慈びて他児を食ふ、慈悲無き者は人なりといふとも鳥の如し、と。涅槃経に云はく「また人と獣との尊と卑との差別ありといふとも、命を宝び死を重ることは二倶に異なること無し」とのたまふ。善悪因果経に云はく「今の身に鶏の子を焼煮ば、死にて灰河地獄に堕ちむ」とのたまふは、其れ斯

一のっとるべき型。模範。通説では「かたき」は型木の意。「き」が木の意であるかいなか、再考の余地がある。二本説話には日時が詳細に記述されている。すでに文書となっていたものに詳細な日時が記載されていたのであろう。原文「故以二同年六月一日一、伝二乎諸人一矣」。上巻三十縁の「顕録流布也」と同様、文書にされてひろめられたのであろう。日本感霊録には「録二顕霊験之簿一」とみえる。寺には、仏や寺の効験、功徳の出来事を記録し告知する紙か札板がはられたり懸けられていたか(辻英子)。三本説話。上文にみえる六月一日の文書ではない。四上巻三十縁は「経」の文として同文を引用。本説話と上巻三十縁とに因果応報の実例を記した文書が登場する、それらの文書に記される定型句であったろう。→上巻三十縁。五諸経要集・思慎部・慎過縁所引の大集経・済龍品のごとき本文(大方等大集経・日蔵分・三帰済龍品の本文とは異なる)の取意。本説話の引用文と同文のものが、梵網経古迹記・下本に「大集」として引用。

第十縁 悪業についての現報説話。今昔物語集・二十ノ三十に書承。

六大阪府泉大津市。七戸令によれば十七歳以上二十歳以下の男。八七五四年。九木簡(東野治之)。四尺の長さは異様だが、後代の絵画や彫刻において冥官が長尺の木簡を持った姿に表現されていることが、東野治之によって指摘されている。冥界からの使者が文書を所持していた例に、金剛般若経集験記・延寿篇所引金剛般若経霊験記・慕容文策「文牒」、広記・一二四所引報応録・王簡易「符牒」、同・三八一所引広異記・裴齠「牒」、薛濤「帖」、がある。一〇郡内に到着して山直里に到着するとすぐに、麦畠に押し入れられた。「纔—」は、—すると同時に、の意。原文「纔至二郡内於二山直里一」。まず大地域について記述し、その一部分である小地域について細述する。後代の和文に「—に—に」として「に」を重ねた表現がみえるが、その淵源に位置する表現と考えて、ここでは「—に—に」と訓読する。一一岸和田市。一二原文「眼見二爝火一」は、効果的な説話展開という観点からいえば、この箇所には不要。一三卵を食した者が冥界で焼き苦しめられる例に、罪業応報教化地獄経、法苑珠林・十悪篇・殺生部・感応縁所引冥報拾遺録・斉士望、広記・一三三所引玉泉子・孫季貞、があり、冥界ではなくこの世で焼き苦しめられる例に、冥報記・下・冀州小児、がある。本来は冥界での刑罰として伝承されたものであろう。本説話には冥界とのむすびつきが明示されないが、下文には「地獄現在、応レ信二因果一」とみえる。

一四ああ、足。本説話は村名の起源説話の性格をも有したか。一五鳥卵が受けたのと同じ苦を、中男は受ける。ここでは「焼」と「煮」とが区別されている。「煮」は名義抄では、ニル、イル、ヤク、などの訓があり、調理用語というべきであろう。「焼」は調理用語とはいえない。一六卵を食した者が焼き苦しめられる、という刑罰は「地獄」で受ける罰である、冥界で受ける罰である、という前提での記述。上文の「天年邪見、不レ信二因果一」と合わせて考えるならば、本来ならば死後に地獄で受苦するはずが当人が因果を信じなかったために受苦の時期を早めて現在世で受苦した、という説話として本説話が解されていたと考えられる。冥界での受苦ではなくこの世での受苦として述べられている冥報記・下・冀州小児

れを謂ふなり。

僧を罵ると邪婬とをもちて悪しき病を得て死ぬる縁　第十一

聖武天皇の御世に、紀伊国伊刀郡桑原の狭屋寺の尼等願を発し、彼の寺に法事を備け、奈良の右京の薬師寺の僧題恵禅師を請へ 字は依網禅師と曰ふ。俗姓依網連なり。故に以ちて字とす、十一面観音に奉仕りて悔過す。時に彼の里に一の凶しき人有り。姓は文忌寸なり 字は上田三郎と云ふ。天骨邪見にして三宝を信はず。凶しき人の妻上毛野公大椅の女有り。一日一夜に八の斎戒を受け、悔過に参行きて衆の中に居る。夫外より家に帰りて妻無きを見、家の人に問ふ。答へて曰はく「悔過に参往けり」といふ。聞きて瞋怒り、すなはち往きて妻を喚ぶ。導師見て、義を宣べて教化ふれども信受けずして曰はく「無用語して、汝吾が妻に婚ふ。頭罰ち破らるべし。斯下しき法師なり」といふ。悪口し多く言ふこと具に述ぶること得ず。妻を喚びて家に帰り、すなはち其の妻を犯せば率爾に閑に蟻著きて噛み、痛み死ぬ。刑を加へざれども、悪しき心を発して濫しく罵りて恥ぢしめ邪婬を恐りざれば、故に現報を得るなり。口に百の舌生ひ万言を白すといへども、慎僧を誹ることなかれ。倏に災を蒙るが故なり。

蠏と蝦との命を贖ひ生を放ちて現報に蠏に助けらるる縁　第十二

山背国紀伊郡の部内に、一の女人有り。姓名 詳ならず。天年慈ぶる心ありて蹟く因果を信ひ、五戒と十善とを受持ちて生物を殺さず。聖武天皇の代に、彼の里の牧牛の村童山川の蠏を八取りて焼き食はむとす。是の女見て、牧牛に勧へて曰はく「幸願はくは、此の蠏を我れに免せ」といふ。童男辞否びて聴さずして曰はく「なほ焼き噉はむ」といふ。慇に誂へ乞ひて衣を脱きて買ふ。童男等すなはち免す。義禅師を勧請へて呪願せしめて放生つ。然うして後に山に入り、大蛇の大蝦を飲むを見る。大蛇に誂へて言はく「是の蝦を我れに免せ。多くの帛を賂奉らむ」といふ。蛇聴さずして呑む。女幣帛を募りて禱りて曰はく「汝を神として祀らむ。幸乞はくは我れに免せ」といふ。聴さずしてなほ飲む。また蛇に語りて言はく「此の蝦に替りて吾れ汝が妻と為らむ。

は、本説話とは前提が異なり、かえって本説話からは遠い。一八 未詳。一九 大般涅槃経・梵行品。梵網経古迹記・下本。

第十一縁　今昔物語集・十六ノ三十八に書承。一 妻が八斎戒を受持している期間中に、交わったことをいう。阿毘達磨倶舎論・分別業品、大智度論・十三、などの理解と一致。二 和歌山県伊都郡(いと)かつらぎ町佐野(さの)に所在。佐野廃寺跡がその地とされる。三 未詳。本説話以外に所伝をみない。四 本説話に描かれた時よりも少しのちの天平勝宝四年(至二)、実忠によって東大寺二月堂に十一面観音悔過がはじめられている(東大寺要録・四)。現代に二月堂の修二会(しゅにえ)として遺存。五 名未詳。字の「上田」は地名、橋本市あたり。本説話以外に所伝をみない。文忌寸材満(住吉大社神代記)の子孫の一族か。六 未詳。本説話以外に所伝をみない。七「若有ㇾ能於二半月半月、或第十四日、或第十五日一、受二持斎戒一、如レ法清浄、繫二心於我一、誦二此神呪一、便於二生死一、超二四万劫一」(十一面神呪心経)。斎戒を受持して呪を誦すならば四万劫の生死を超える、と述べられる。「一日一夜」と明記するのは十一面観自在菩薩心密言念誦儀軌経・上。この経は空海によって将来されたもの。聖武天皇の御世には、まだ将来されていない。「八斎戒」は在俗の仏教信者の一日一夜に守る戒。内容に関しては諸説があるが、阿毘達磨倶舎論・分別業品に「八所レ応レ離」としてあげられているのは、殺生、不与取、非梵行、虚誑語、飲諸酒、塗飾香鬘舞歌観聴、眠坐高広厳麗床座、食非時食、である。八 儀式の主たる役割をになう僧。ここでは題恵禅師。九「斯下」(二合、賤)(国会図書館本訓釈)。大般涅槃経・迦葉菩薩品にみえる「斯下之人」は、大正新脩大蔵経の校異によれば、宋本では「斯下之人」。撰集百縁経・五にも「斯下之人」。一〇「閑」は「閉」の俗字。女性性器を「開」とするのに対して男性性器をいう(箋注倭名類聚抄、南方熊楠など)。一一 面観世音神呪経の呪では、十一面観音への呼びかけは「南無阿利耶跋路吉氏摂婆羅耶菩提薩埵摩訶薩埵耶」とされ、後代の覚禅鈔・四十四でも十一面観音の梵号は「南謨阿利耶曳迦陀舎冒地」「南無阿利也曠迦娜舎冒佉」とされ、聖者の意の「阿利耶」「阿利也」が冠せられた語形が用いられる。アリヤ、と唱えたので蟻が救いに現われた、という説話か。

第十二縁　本朝法華験記・下・一二三、今昔物語集・十六ノ十六、などにみえる蟹満多寺(紙幡寺、蟹満寺)草創説話は、類話ではあるが直接の関係は無い。二 行基の登場する説話で、女人が重要な役割をはたしているものは、本説話以外に中巻二縁、八縁、二十九縁、三十縁。三 京都市。四→中巻八縁。五 将来に善果をもたらす十種の善業。十悪に対していう。項目には諸説があるが、法界次第初門・上ノ上によれば、不殺生、不偸盗、不邪婬(以上三種は身業)、不妄語、不両舌、不悪口、不綺語(以上四種は口業)、不貪欲、不瞋恚、不邪見(以上三種は意業)。法界次第初門・上ノ上は、それぞれを「止」と「行」とに分ける。たとえば、不殺生の止善は殺生の悪をやめること、行善は放生の善をおこなうこと。五戒と十善とには項目の上では重複がある。六 不殺生の止善。七 未詳。上巻八縁にも同じ語がみえる。八 不殺生の行善。九 羽二重(箋注倭名類聚抄)。帛、説文云、帛蒲角反、

故に乞はくは我れに免せ」といふ。蛇すなはち聴し、高く頭頸を捧げて女の面を瞻り、蝦を吐きて放つ。女蛇に期りて言はく「今日より七日を経て来れ」といふ。然うして父母に白して、具に蛇の状を陳ぶ。父母愁へて言はく「汝ただ一子なることを了ふべし。何の誑き託くが故に能はぬ語を作す」といふ。時に行基大徳紀伊郡の深長寺に有す。往きて事の状を白す。大徳聞きて曰はく「烏呼、量り難き語なり。ただし能く三宝を信はむのみ」とのたまふ。教を奉りて家に帰る。期れる日の夜に当りて、屋を閉ぢ身を堅め、種々願を発して三宝を信ふ。蛇屋を繞みて蜿転ひ腹行き、尾を以ちて壁を打ち、屋の頂に登りて草を咋ひて抜き開き、女の前に落つ。然りといへども蛇女の身に就かず。ただし爆く音のみ有り。跳ち麟齧るるが如し。明日に見れば、大蝮八集り、彼の蛇を条然に揃段切る。すなはち知る、贖ひ放てる蝮の恩を報ゆることを。悟無き虫すら、なほし恩を受けて返りて恩を報ゆ。あに人にして恩を忘れむや。此れより已後、山背国に山川の大蝮を貴びて、善せむとして生を放つなり。

俗云、波久乃岐奴ン、薄繪也」（和名抄）。三 広韻・入・二十・陌（莫白切）に「帛〈幣帛〉」とあるのに拠って「帛」と同訓に訓む。上巻一縁のごとく「みてぐら」と訓んでもいいが、上文にみえる「賂」奉多帛二の「帛」が神へのささげものを必ずしも意味しないことに配慮し、連続性を重視して訓む。二 財を代償にして何かを求める。名義抄では「募」「購」「贖」などに「ツノル」の訓。三 上文では帛を与えるという条件をことばで提示。ここでは実際に帛を与えてさらに「神として祀る」という新たな条件が示される。四 以下の行文、中巻八縁に類似。→中巻八縁。帛を与える、神として祀る、妻となる、と次第に好条件が提示されてゆく。妻が神よりも上位に位置づけられていることが注目される。

第十三縁　あやしき表（しるし）の説話。今昔物語

一 何がおまえに憑いてだましているからなのか、できもしないことを言うのは。二 深草寺。「深草 不賀乎佐」（高山寺本和名抄）。行基の四十九院のひとつとして天平三年（七三一）に建立された法禅院か。所在未詳。三 蛇との約束を守って蛇の妻となるならば不邪淫戒（五戒のひとつ）を犯すことになり（→中巻八縁）、約束を破るならば不妄語戒（五戒のひとつ）を犯すことになる。どちらの道を進んでも解決はない。改めて放生と報恩の説話が語りおこされなければならない。四 「虫」の語には広義、狭義、さまざまな用法があるが、ここでは人以外の動物の総称。五 このような風習の存在は未詳。九世紀後半に石清水八幡で放生会がおこなわれ、以後盛行するに至ったこととかかわりがあるか。

愛欲を生し吉祥天女の像に恋ひて感応して奇しき表を示す縁　第十三

和泉国泉郡の血渟上山寺に、吉祥天女の塑像有す。聖武天皇の御世に、信濃国の優婆塞来りて其の山寺に住む。天女の像に睇ちて愛欲を生し、心を繋けて恋ひ、六時ごとに願ふ。「願はくは天女の如き容好き女を我れに賜へ」とねがふ。優婆塞夢に見て、天女の像に婚ふ。明日に瞻れば、彼の像の裙の腰に不浄染み汚れたり。行者視て慚愧ぢて言さく「我れ似たる女を願ふ。何すれぞ忝く天女専自づから交りたまふ」とまうす。媿ぢて他人に語らざれども弟子偸に聞く。後に其の弟子師に礼無し。故に嘖め擯ひ去らる。里を擯出され、師を訕り事を程す。里人聞き、往きて虚実を問ひ、並に彼の像を瞻れば淫精染み穢れたり。優婆塞事を隠すこと得ずして、具に陳べ語る。諒に委る、深く信はば感きて応へずといふこと無し、と。是れ奇異しき事なり。涅槃経に云ふが如し「多婬の人は画ける女にすら欲を生す」とのたまふは、其れ斯れを謂ふなり。

集・十七ノ四十五に書承。六 男女親子間の心情を執着としてとらえ、それを悪と考える立場からいう語。仏典語。七 男の愛欲の対象となる例に、古本説話集・下・六十二がある。源氏物語・帚木に「吉祥天女を思ひかけむとすれば」とみえる。八 →中巻二縁。血渟上山寺は大阪府和泉市槙尾山町の施福寺の地に所在したか。この寺には聖観音の木像も安置されていた。→中巻三十七縁。九 塑像。彩色がほどこされていたであろう。「塑」は盌（水、酒、米、などをいれる瓦器）の類をあらわす文字。大安寺伽藍縁起并流記資財帳にみえる「摂四天王像」の「摂」を攷証は「塑」のあやまりとするが、塑像をあらわす文字が「塑」なのか「摂」なのかは再考の余地があろう。法隆寺五重塔初層内陣の塑像群を、法隆寺伽藍縁起并流記資財帳は「合塔本肆面具摂」としている。一〇 長野県。一一 日没、初夜、中夜、後夜、晨朝、日中。一二 「当」今ヲ彼人於二睡夢中一、得レ見二於我一、随二所レ求事一、以レ実告知上（金光明最勝王経・大吉祥天女増長財物品）。金光明経と本説話との関係は和辻哲郎の指摘がある。一三 精液。精液を「不浄」というのは仏典語。たとえば四分律・十三僧残法にみえる。一四 「行者」と称されるのは本書では優婆塞。→上巻二十八縁、中巻二十一縁、下巻十四縁、二十八縁。一五 どういう理由で。一六 淫事。下文の「事」も同じ。一七 国会図書館本訓釈「程ヘアラハス」。一八 精液。一九 「譬如下有二人見二画女像一、亦復生レ貪、以レ生レ貪故、得中種種罪上」（大般涅槃経・光明遍照高貴徳王菩薩品）。

窮しき女、王吉祥天女の像を帰敬ひて現報を得る　縁

第十四

聖武天皇の御世に、王宗二十三人同じき心を結び、次第をもちて食の為に宴楽を設備けたまふ。一の窮しき女王有す。宴の衆の列に入りたまふ。二十二の王次第を以ちて宴楽を設くること已に訖りたまふ。ただし此の女王のみ独いまだ食を設けたまはず。食を備くるに便無し。大に貧しき報を恥ぢたまひ、諸楽の左京の服部堂に至り、吉祥天女の像に対面ひて哭きて曰さく「我れ先の世に貧窮の因を殖ゑ、今窮しき報を受く。我が身は食の為に宴会に入り、徒に人の物を噉ふ。食を設くるに便無し。願はくは我れに財を賜へ」とまうす。時に其の女王の児、忿々しく走り来り、母に白して曰さく「快きかな。故京より食を備けて来る」とまうす。母王聞きたまひて走り到りて見たまへば、王を養へる乳母なり。乳母談りて曰さく「我れ客を得と聞く。故に食を具けて来る」とまうす。其の飲食蘭し。美き味の芬馥しきこと比無く等無し。具らぬ物無くして、設けたる器みな鋺なり。荷はしめたる人三十人なり。

第十四縁　善業についての現報説話。今昔物語集・十七ノ四十六に書承。

一 女子である諸王。二世以下四世以上（令集解・職員令・中務省）。「女王（ヒメオホキミ）」（釈日本紀・二十二）。

二 「宗」は「衆」の意。下文には「王衆」とみえる。

三 この数字が何を意味するのかは不明。

四 宴に出席する人々の一員となっていた。

五 この女王が宴を開く順番がまわってきたのである。

六 元興寺の小塔院の地に所在したか。

七 「貧窮」は仏典語。「貧窮之因」の具体相は示されていない。慳貪、などの行為であろう。「まづし」の表記を「窮」「貧」「貧窮」「窮」「貧」「貧窮」と変化させている。

八 運がいい。この児はこのことばを伝えるためだけに登場している。

九 松浦貞俊は、本説話に関して「天平十二年十二月から同十六年正月迄、奈良の都を離れて居た間のことで、「故京」とは即ち「平城京」を指すものか」とする。当否を判断することが困難である。

一〇 二世の女王には十三歳までは乳母が給せられた（後宮職員令、令集解・禄令）。これをいうか。

一一 飲食をいれる器。金属製。法隆寺伽藍縁起并流記資財帳には白銅製のものが多くみえる。供物をいれるのに用いたのであろう。乳母の持ち来った飲食がすべて「鋺」にいれられていた、という記述は、この飲食が仏前にささげられた供物であったことを暗示している。

一二 この数字が何を意味するのかは不明。

一三 この女王以前の二十二人の女王の宴で供された食物よりもすぐれている。

一四 富裕な女王でないならば、貧しくてこのようなことができるのはどうしてだろうか。

一五 この女王の宴において歌舞されたという記述はない。

一六 天上の音楽。文選・二・西京賦・李善注はじめ諸書にみえる。

一七 二十二人の女王のうちのある一人は。

一八 類似した説話展開の中巻三十四縁は、このあたりに「急々に還り去ぬ」とある。乳母は帰っていった、という記述は本説話に欠けている。「然後」の前後に多くの時間経過が考えられる例に、上巻三縁がある。

一九 衣と裳とは、吉祥天女の霊験の証拠となっている。

二〇 「大吉祥天女菩薩摩訶薩」（大吉祥天女十二名号経）とあるように、吉祥天女は菩薩とされることがあった。覚禅鈔には「菩薩」の呼称が散見するが、本説話の時代としては珍しい呼称。

二一 「若聚落空沢及僧住処、随二所レ求者一、皆令二円満一、金銀財宝牛羊穀麦飲食衣服、皆得二随レ心受一諸快楽一」（金光明最勝王経・大吉祥天女増長財物品）。大吉祥天女十二名号経には「能除二一切貧窮業障一、獲二得豊饒財宝富貴一」とある。後代の覚禅鈔・一〇九・吉祥天は「大吉祥天女、利生第一、感応速疾也」としている。

第十五縁　三宝絵・法十一に引用。三宝絵より本朝法華験記・下・一〇六に書承。今昔物語集・十二ノ二十五に書承。

二二 未詳。本説話以外に所伝をみない。

二三 三重県上野市喰代（ほろ）あたり。

二四 亡母の追善をおこなう、という東人の願いに関係のある僧。

王衆みな来りて饗を受けて喜びたまふ。其の食先より倍る。王衆讃称めてのたまはく「富める王なり。然うあらずは、何すれぞ貧しくして敢へて能くする。余り溢ち飽き盈ちて、我が先に設けたるより尤れたり。儛歌の奇異しきこと鈞天の楽の如し」とのたまふ。或るいは衣を脱きて与へ、或るいは裳を脱きて与へ、或るいは銭と絹と布と綿との等きを送りたまふ。悦の望に勝へずして、衣と裳とを捧持ちて乳母に著せたまふ。然うして後に堂に参り、尊き像を拝まむとしたまふ。乳母に著せたる衣と裳と、其の天女の像に被る。疑ひて往き、乳母に問ひたまへば、答へてまうさく「知らず」とまうす。定めて知る、菩薩感応して賜ふ所なり、と。因りて大に財に富み、貧窮しき愁を免る。是れ奇異しき事なり。

法華経を写し奉り供養するに因りて母の女牛と作りし因を顕す縁　第十五

高橋連東人は、伊賀国山田郡畝代里の人なり。大に富みて財饒なり。亡にたる母の奉為に法華経を写して盟ひて曰さく「我が願に縁有る師を請へ、

済度されむと欲ふ」とまうして、法会を厳り訖り、明日に供らむとして使に誡めて曰はく「第一に値はむを我が縁ある師とし、法を修ふ状有らば過さずかならず請へよ」といふ。其の使願に随ひて、門を出で試に往きて、同じき郡の御谷の里に至る。乞ふ者有るを見る。鉢嚢を肘に懸け、酒に酔ひて路に臥す。姓名詳ならず。伎戯人有りて、髪を剃り縄を懸け、以ちて袈裟とす。然うすといへどもなほかつて覚知らず。使見て起し礼み、勧請へて家に帰る。願主見て、信ふ心をもちて敬ひ礼む。一日一夜に家の内に隠し居ゑて、頓に法の服を作り、之れを以ちて施し奉る。爰に乞ふ者問ひていはく「所以は何に」といふ。答へて曰はく「請ひて法花経を講かしめむ」といふ。乞ふ者「我れ学ぶる所無し。ただし般若陀羅尼を誦持ち、食を乞ひて命を活く」といふ。願主なほ請ふ。乞ふ者思ひ議りて「竊に逃ぐるに如かず」とおもふ。兼ねて逃げむことを心知りて人を副へて守らしむ。彼の夜に請へたる師夢に見らく「赤き牸来至りて告げて言はく「我れは此の家長公の母なり。是の家の牛の中に赤き牝牛有り。其の児は吾れなり。我れ昔先の世に子の物を偸用き。所以に今牛の身を受けて其の債を償ふなり。明日我が為に大乗を説かむとする師なり。故に貴びて慇に告げ知らすなり。虚実を知らむと欲はば、法を説く堂の裏に我が為に座を敷け。我れ上り居む」といふ」とみる。請へたる師夢より驚き醒め、心の内に大に怪ぶ。明朝に講座に登りて言はく「我れ覚る所無し。願主の心に随ひ、故に此の座に登る。ただし夢の悟有り」といひて、具に夢の状を陳ぶ。檀主聞きて起ち、座を敷きて牝を喚ぶ。牝座に伏す。是に檀主大に哭きて言はく「実に我が母なり。我れかつて知らず。今我れ免し奉る」といふ。牛聞きて大に息く。法事訖りて後に其の牛すなはち死ぬ。法会の衆ことごとくみな号哭き、堂の庭に響く。往古より已後斯の奇しきに過ぎたるはなし。更に其の母の為に重ねて功徳を修る。諒に知る、願主の母の恩を顧ることの至りて深き信と、乞ふ者の神しき呪を誦むことの積みたる功の験なり、と。

布施せざると生を放つとに依りて現に善と悪との報を得る縁　第十六

聖武天皇の御代に、讃岐国香川郡坂田里に、一の富める人有り。夫妻同じき姓にして綾君なり。隣に耆と嫗と有り。おのおの居りて鰥と寡となり。かつて子息無く、極めて窮しく裸衣にして、命を活くること能はず。綾君の家を

一　亡母が迷いの世界を脱して浄域に渡される。
二　三重県阿山郡大山田村三谷あたり。
三　僧とも沙弥ともされていないことに注意すべきであろう。
四　鉢をいれるための袋。僧の鉢嚢は、鉢をいれて口をくくり、鉢が腋下になるように帯で肩からつるした。衣をいれることもあった。
五　たわむれの行動をする人。演劇、笑芸、奇術などを業とする人か。
六　本説話の乞者は僧でも沙弥でもなかった。酔って臥している間に、他人のたわむれによって僧形にされたのである。釈迦が阿難に命じて一酔婆羅門を僧形になさしめた、という大智度論・十三の説話にかようところがある。縄を袈裟とした、という記述は、後代の輪袈裟や種子袈裟のような形態の袈裟を連想させる。
七　袈裟。
八　理由は何か。原文「所以者何」。仏典語。たとえば妙法蓮華経・方便品にみえる。
九　般若心経の末尾の陀羅尼か。陀羅尼集経・三には、般若無尽蔵陀羅尼、大般若波羅蜜多陀羅尼、般若波羅蜜多聡明陀羅尼、般若大心陀羅尼（般若心経の陀羅尼と同文）、般若小心陀羅尼（同名のもの二種）、般若心陀羅尼、般若聞持不忘陀羅尼、を収録。
一〇　こっそり逃げるのが最高だ。
一一　願主の東人は乞者が逃げることをあらかじめ知って。
一二　→上巻十縁。
一三　原文「其児」。赤牝牛が母なのであり、赤牝牛の子が母なのではない。「児」は女を示し、本説話では赤牝牛をさす。接尾辞としての「児」にはさまざまの用法があるが、「其」に接続した例はなく、本説話の「児」は接尾辞ではない。

一六　法華経の異名として用いられている。
一七　同様の表現は上巻十縁にも存した。
一八　原文「上居」。下文には「登此座」とみえる。一段高い座が設定されている。中巻十九縁の優婆夷の「床」のようなものであろう。
一九　夢によって不思議な世界、神仏の世界が示されたもの。
二〇　檀越に同じ。施主。東人をさす。
二一　「めうじ」の表記を「女牛」「牸」「牝牛」「牝」と変化させている。
二二　より高い地位の存在（たとえば、人）への転生を暗示する。
二三　上文にみえる般若陀羅尼。

第十六縁　善業と悪業についての現報説話。今昔物語集・二十ノ十七に書承。
二三　香川県高松市。
二三　この夫婦は未詳。本説話以外に所伝をみない。
二四　耆と嫗とは同居しているのではない。綾君のたとえば右隣に耆が左隣に嫗が、というように両隣に住んでいるのである。戸令によれば「耆」は六十六歳以上。
二五　妻の無い男。鰥夫。令集解・戸令では六十一歳以上。
二六　夫の無い女。寡婦。令集解・戸令では五十歳以上。耆と嫗とが夫婦でないことが示されている。
二七　中村宗彦の説では、わずかに身を隠す薄物ひとつを着けた状態。

食を乞ふ所として、日々に闕けず朝時に逢ふ。主試むとして夜半ごとに竊に起きて爨きて家口に食はしむれども、なほ来り相ふ。家合りて怪ぶ。家室家長に告げて曰はく「此の二の耆と嫗と、駆せ使ふに便なし。我れ慈悲ぶるが故に家児の数に入れむ」といふ。長聞きて曰はく「飯を採りて養へ。今より已後おのおの自が分を缺きて、彼の耆と嫗とに施せ。功徳の中に、自身が宍を割き他に施して命を救ふことは、最上たる行なり。今我が作ふ所は彼の功徳に称はむ」といふ。家口語に応ひて、分の飯を析きて養ふ。彼の家口の中に一の使人有り。主の語に随はず、耆と姥とを猒ふ。やうやく諸の使人また猒ひて施さず。家室竊に分の飯を掊りて養ふ。常に憎む人、長公に讒ぢて曰はく「使人の分を缺きて耆と嫗とを育ふが故に、飯を噉ふこと尠少し。飢ゑ疲れば、営農能はずして産業を懈らしめむ」といふ。讒ぢて輟まず。なほ養を送る。讒ぢたる家口、罩釣人に副ひて海に入りて釣を経む。釣縄に蠣十貝喋著きて上る。釣主に誂へて曰はく「此の蠣を贖はむと欲ふ」といふ。釣主免さず。叮々に心を至して教化へて言はく「能き人は寺を作る。何甚すれぞ脱さざる」といふ。すなはち脱して言はく「十貝の直に充てば、米五斗ならむとす」といふ。乞ふが如くして贖ひ、法師を勧請へて、合せて呪願せしめて海に放つ。生を放

一夕食の時。
二 夫の綾君。呼称やその表記を「夫」「主」「家長」「長」「主」「長公」「家主」と変化させている。
三 韓信の寄食を嫌った亭長の妻が「晨炊」(早朝に炊飯)して寄食を食べた、と史記・淮陰侯伝にみえる。食事の時を通常よりずらすのである。
四 飯を炊く。この当時の飯は、米を甑(こしき)で蒸してつくった。
五 「いへのこ」の表記を「家口」「家児」と変化させていると考え、「家口」を「いへのこ」と訓む。
六 追いたてて使おうにもただてが無い。老齢であるから働かせることができない。
七 その人に分配された飯。
八 尸毘王(たとえば大智度論・四)、薩埵王子(たとえば金光明最勝王経・捨身品)、須闍提太子(たとえば大方便仏報恩経・孝養品)、などの説話を念頭においての記述であろう。
九 各自が。
一〇 しだいに。
一一 使人のひとり。
一二 罩や釣をあつかう人。漁をする人。罩は魚を捕る竹製の道具。釣はつりばり。
一三 炙ったり腊(ほじし)(乾肉)にして食用にされた。
一四 「喋 スフ」(名義抄)。
一五 あなたのような善き人であれば、寺を造ったりするものだ。上巻二十三縁の贍保に語りかけた資朋のことばに口吻が類似している。
一六 どうして蠣を自由にさせないのか。原文「何甚不レ脱」。後代の「甚」の用法より推測し、「何甚」を「なにすれぞ」と訓んでみたが、どうであろうか。
一七 令集解・田令によれば、米五斗は、十束の稲から得られる量。一段の田の収量は稲五十束。
一八 僧勧請・呪願・放生、と述べられる例は、中巻八縁、十二縁。
一九 蠣を放生した使人が、使人の仕事として他の使人たちとともに山に入って薪を拾った。
二〇 直接に伝えるのではなく、卜者に憑いて伝

てる人使人と倶に、山に入り薪を拾ふ。枯松に登り、脱れ落ちて死ぬ。卜者に託きて曰はく「我が身を焼くことなかれ。七日置け」といふ。卜者の語に随ひて、山より荷ひ出し、外に置きてただ期れる日を待つ。七日にしてすなはち蘇り、妻子に語りて言はく「法師五人、前に有りて行く。優婆塞五人、後に有りて行く。行く路広く平にして、直きこと墨縄の如し。其の路の左右に宝幡を立烈ぬ。前に金の宮有り。問ひていはく「何の宮ぞ」といふ。優婆塞睇ち諱に嗜きて曰はく「斯れ汝が家主の生れむ宮なり。耆と嫗とを養ひ、此の功徳に因りて為に是の宮を作るなり。汝我れを知るか」といふ。答へていはく「知らず」といふ。教へて曰はく「当に知るべし、十人の法師優婆塞は、汝が贖ひ放てりし蠣十貝なり」といふ。宮の門の左右に、額に一の角生ひたる人有り。大刀を捧げて、吾が頸を殺らむとす。法師優婆塞諫めて戮らしめず。門の左右に蘭しき餝饌を備け、諸人楽び食ふ。吾れ中に居る。七日飢渇ゑて、口より焔を出す。然うして言はく「汝飢ゑたる耆と嫗とに施さずして猒ひし罪の報なり」といふ。法師優婆塞吾れを将て還り、纔見ればすなはち蘇る」といふ。是の人涙の状を観て、施を好み生を放つ。命を贖ふ報は、返りて救翼けしめ、施さぬ報は、還りて飢渇ゑしむ。善と悪との報無きにあらず。

二一 罩や釣をあつかう人。漁をする人。罩は魚を捕る竹製の道具。釣はつりばり。
二二 炙ったり腊(ほじし)(乾肉)にして食用にされた。
二三 「喋 スフ」(名義抄)。
二四 あなたのような善き人であれば、寺を造ったりするものだ。上巻二十三縁の贍保に語りかけた資朋のことばに口吻が類似している。
二五 どうして蠣を自由にさせないのか。原文「何甚不レ脱」。後代の「甚」の用法より推測し、「何甚」を「なにすれぞ」と訓んでみたが、どうであろうか。
二六 令集解・田令によれば、米五斗は、十束の稲から得られる量。一段の田の収量は稲五十束。
二七 僧勧請・呪願・放生、と述べられる例は、中巻八縁、十二縁。
二八 蠣を放生した使人が、使人の仕事として他の使人たちとともに山に入って薪を拾った。
二九 直接に伝えるのではなく、卜者に憑いて伝えている。事故死なので「臨二命終時一」に遺言することができなかったのである。弟子死復生経に「不請之日、莫二殯斂七日一」とみえる。中国の冥界遊行説話には、七日で蘇生した例が少なくない。
三〇 弁正論・七所引幽明録・石長和、法苑珠林・破邪篇・感応縁所引冥祥記・程道恵、に、冥界で平坦な道を歩む主人公に対して、「仏弟子」なるがゆえにすぐれた道を行く、と羨望する人々が描かれている。本説話の「行路広平」も、冥界遊行者が「放二生之人一」なるがゆえであろうか。あるいは、珠林・六道篇・鬼神部・感応縁所引冥報記・李旦、金剛経鳩異・陳昭、法華伝記・八・姚待などより推せば、死者は平坦な道を歩いて冥府におもむき、そこで裁きを受けて受刑の場におもむく、とされることが多い。本説話はこの例であろうか。
三一 直線をひくための道具。「縄墨 内典云、端直不レ曲、喩如二縄墨一〈涅槃経文也、縄墨、須美奈波〉」(和名抄)。
三二 善をおこなった者の生まれる処が、建造物のかたちで、同じひとつの冥界の中に刑罰を受ける処に近接して存在する例。↓中巻七縁。
三三 国会図書館本訓釈「諱ヘヒソカニ」。
三四 小声でいう。↓中巻一縁。
三五 このあたり、説話の展開が唐突である。
三六 冥界でどのような役割をになっている者か不明。本説話には「王」は登場しない。
三七 国会図書館本訓釈「餝饌(ヨキクラヒモノ)」。
三八 阿毘達磨順正理論・弁縁起品に何も食べることのできない無財鬼のひとつとして炬口鬼を述べて「炬口鬼者、此鬼口中、常吐二猛焔一、熾然無レ絶、身如二被レ燎多羅樹形一、此受二極惣所レ招苦果一」とみえる。
三九 見るとすぐに。「纔—」は、

観音の銅の像鷺の形に反化して奇しき表を示す縁　第十七

大倭国平群郡鳩村の岡本尼寺に、観音の銅の像十二体有す　昔少墾田宮に宇御めたまひし天皇の世に上宮皇太子の住みたまふ所の宮なり。太子誓願を発して宮を以ちて尼寺と成したまふなり。聖武天皇の世に、彼の銅の像六体盗人に取らる。尋ね求むれども得ること無し。数の日月を経て、平群郡の駅の西の方に少き池有り、夏六月に、彼の池辺に牧牛の童男等有りて池の中を見れば、聊なる木の頭有り。頭の上に鷺居る。牧牛彼の居る鷺を見、礫と塊とを拾集め、之れを以ちて擲打てども、避らずしてなほ居る。擲拍ちて疲れ懈り、池に下りて鷺を取る。捕らむとしてすなはち水に入り、居る所の木を見れば、金の指有り。取りて牽き上げ見れば、観音の銅の像なり。観音の像に頼りて、名けて菩薩池といふ。牧牛の童男諸人に告知らす。諸人転へ聞きて寺の尼に告知らす。尼等聞き来り、見れば実に其の像なり。塗れる金褫け落つ。尼衆彼の像を衛繞みて悲び哭きて云さく「我れ尊き像を失ひ、日夜恋ひ奉る。今邂逅に逢ひたてまつる。我が

一　へんげ。
二　泉。冥界の意。国会図書館本訓釈「涙〈世弥〉」は、「よみ」という訓を示すもの。本説話に述べられた冥界「涙(よ)」は、死後審判の思想がとりいれられている。
三　自分の方にもどって来て。
四　命を贖った人を助けさせる。
五　自分の方にもどって来て。
六　施さなかった人を飢渇させる。

第十七縁　あやしき表(しるし)の説話。今昔物語集・十六ノ十三に書承。

一　→上巻四縁。
二　奈良県生駒郡斑鳩町あたり。
三　法起寺。斑鳩町大字岡本に所在。
四　法起寺に伝存する銅造の菩薩立像を本説話の十二体の観音銅像のうちの一体に擬する説が『日本歴史地名大系・奈良県の地名』にみえるが、したがいがたい。法起寺の菩薩立像は像高二〇・一㌢の小像であり、本説話の銅像がもう少し大きめの像として記述されているような印象を与えていること(鷺がとまっていたのは像ではなく像の指とされている)に齟齬する。また、法起寺の菩薩立像は像体を水面下に沈めたばあいに指が水上に突出するような形態ではないので本説話の銅像ではない。この菩薩立像のようなつくりでは、ことなった印相の像であっても、像体が水面下にあって一本の指が水上に突出するような形態の像を想定することが困難である。
五　たんに十二体なのではなく、十二体で一組になっているのであろう。六観音、七観音、三十三観音、などは知られているが、このような十二体で一組の観音は他に例をみない。
六　推古天皇。
七　聖徳太子。
八　聖徳太子伝私記・下所引法起寺塔露盤銘文に「上宮太子聖徳皇、壬午年二月二十二日、臨二崩之時一、於二山代兄王一、勅二御願旨一、此山本宮殿宇、即処専為作レ寺」とみえる。
九　所在未詳。
一〇　「いしなげうつ」の表記を「擲打」「擲拍」と変化させている。「擲イシナグ」(名義抄)。
一一　「とる」の表記を「取」「捕」「取」と変化させている。
一二　未詳。
一三　鍍金。
一四　はがれ落ちる。
一五　→上巻三十五縁。
一六　仏菩薩の尊称。類似の表現が中巻二十二縁にみえる。
一七　銅像を原料として銅銭を鋳ようとする。続紀・和銅四年(七一一)十月二十三日条に「凡私鋳レ銭者斬」とあるように、実行すれば斬刑。
一八　養老賊盗律によれば、仏像を盗み毀(こぼ)るならば徒(ず)三年の刑、菩薩像ならば罪一等を減ずる。盗んで供養するならば杖八十の刑。
一九　大般涅槃経後分・上。

第十八縁　悪業についての現報説話。今昔物語集・十四ノ二十八に類話。

一　過ぎ去った時を回顧していう。「去年」の例は下巻二十七縁の会話中にみえるが、本説話のような例は本書には無い。当事者あるいは見聞者の口吻か。
二　七二九―七四九年。
三　→中巻六縁。内容の類似する上巻十九縁も「山背国」のこととされていた。
三　京都府相楽(さがら)郡山城町大字上狛(かみこま)に所在。高麗寺跡がその地。
四　未詳。本説話以外に所伝をみない。
五　上巻十九縁、下巻二十縁、など類話はいずれも法華経にかかわる。
六　僧尼は博戯は禁じられたが、碁はゆるされた(僧尼令)。
七　→上巻十九縁。
八　あご。
九　全身。

諸の大師、何の罪過有せばか斯の賊の難を蒙りたまふ」とまうす。然うして畺を厳り像を安きて、寺に請へ奉る。道俗集りて言はく「銭を鋳らむとして盗み取れれども、用るに便無く、思ひ煩ひて棄てたるなり」といふ。定めて知る、彼の鷺と見ゆる者は現実の鷺にあらずして観音の変化なり、と。更に疑ふことなかれ。涅槃経に説きたまふが如し「仏の滅後といへども、法身常に存る」とときたまふは、其れ斯れを謂ふなり。

法花経を読む僧を呰りて現に口喎斜み悪しき死の報を得る縁　第十八

去天平年中に、山背国相楽郡の部内に、一の白衣有り。姓名詳ならず。同じき郡の高麗寺の僧栄常、常に法花経を誦持つ。彼の白衣僧と其の寺に居て、暫間碁を作つ。僧碁を作つ条に言はく「栄常師の碁手かな」といふ。遍ごとに言ふ。白衣僧を呰りて、故に己が口を戻らしめ、効び言ひて曰はく「栄常師の碁手かな」といふ。是くの如く重々止めずなほ効ぶ。爰に奄然に白衣口喎斜む。恐りて手を以ちて頤を押へ、寺を出でて去る。去る程遠からずして身挙り

て地に躃れ、頓に命終る。見聞く人云はく「刑を加へざれども、咎る心をもちて言を効びたれば、故に口喎斜み忽然に死ぬ。何にいはむや、怨讎の心を発し刑罰を加ふるはや」といふ。法花経に云はく「賢き僧と愚なる僧と、同じき位に居ること得ず。また長髪の比丘は、白衣の髪鬢を剃らざるよりは賢し。同じき位同じき器を用ること得ず。もし強ひて位せば、銅炭の上に居、鉄丸を呑み、地獄に堕ちむ」とのたまふは、其れ斯れを謂ふなり。

心経を憶持てる女現に閻羅王の闕に至り奇しき表を示す縁　第十九

利苅優婆夷は、河内国の人なり。姓は利苅村主なり。故に以ちて字とす。天年澄める情あり。三宝を信敬ひて常に心経を誦持ち、以ちて業行とす。心経を誦む音はなはだ微妙し。諸の道俗に愛楽びらるるなり。聖武天皇の御世に、是の優婆夷夜寝て病まずして卒爾に死に、閻羅王の所に到る。時に王見たまひて、床を起立て蓐を敷きて居ゑたてまつりたまひて、語りて曰はく「伝へ聆く、能く心経を誦みたまふことを。我れ声を聴かむと欲ひ、暫頃請へたてまつるのみ。願はくは誦みて聞かせたまへ」とのたまふ。すなはち誦む。王聞きて随喜したまひ、坐より起ち、長跪きて拝みたまひて曰はく「貴きかな、当に聞くが如く有す」とのたまふ。三日を逕て、告げてのたまはく「今遄に還りたまへ」とのたまふ。王の宮より出づ。門に三人有り。黄なる衣を著たり。優婆夷に値ひて歓喜びて曰はく「ただし瞥のみ覩え、比頃瞬えず。故に吾れ恋ひ思ふ。何すれぞ偶に今逢ふ。往け。速に還れ。我れ今日より三日を経て、諾楽京の東の市の中にかならず逢はむ」といふ。別れて還る。纔見れば更甦るなり。三日の朝に至りてなほ故に京の東の市に往かむと欲ひ、往きて市の中に居て終日に待つ。待つ人来らず。ただし賤しき人市の東の門より市の中に入り、経を売るに衒して売り、告げて言はく「誰れか経を買はむ」といふ。優婆夷の前を遮り歴きて過ぎ、市の西の門より出で往く。優婆夷彼の経を買はむと欲ひ、使を遣りて還らしむ。経を開きて見れば、彼の優婆夷の昔時写し奉れる梵網経二巻と心経一巻となり。供らずして失せ、多くの年を逕て求め諮へども得ず。心の内に歓喜び、経を盗める人なることを知り、なほ忍びて経を問ひていはく「直は幾何ならむぞ」といふ。答へていはく「巻別に直銭五百文ならむとす」といふ。乞ふに随ひて買ふ。是にすなはち知る、逢はむと期れる三人の者は、

一仏典語。たとえば妙法蓮華経・信解品にみえる。二上巻十九縁、下巻二十縁、に引用されている妙法蓮華経の文を参照。三怨讎の心をおこして刑罰を加えるばあいのことはいうまでもない。四この引用文は妙法蓮華経、正法華経、添品妙法蓮華経にみえない。五比丘は剃髪した。増一阿含経・二十六に沙門出家の五つの毀辱の法をあげて、第一に「頭髪長」としている。義楚六帖・僧宝に「僧有二五悪一」として増一阿含経を引くことからも理解されるように、「長髪」は悪比丘の相。

第十九縁　あやしき表(しるし)の説話。今昔物語集・十四ノ三十一に書承。

六未詳。本説話以外に所伝をみない。優婆夷は、三帰五戒を受けた女子の在俗信者。七衆のひとつ。七延喜式・神名帳では、古市郡(現羽曳野市)に利鳩神社がみえ、羽曳野市に戸刈池が現存。聖武天皇代には河内国渋川郡竹淵郷(現八尾市)に利苅寸主家麻呂がいた(船連石立の勘籍にみえる)。八慧皎の高僧伝・十三に「経師」の項が立てられ美声で読経で名を得た者三十四人(正伝として十一人、付説する者二十三人)があげられている。日本では、養老四年(七二〇)十二月二十五日の詔に、僧尼が自ら方法を案出し別音をおこなったために近来転経唱礼がみだれているので道栄、勝暁らに依拠せよ、とみえる(続紀、類聚三代格・三)。また、延暦二年(七八三)十一月六日の太政官符によれば、僧尼が悔過の座にて「哀音」を発して高叫することがあったことがわかる(類聚三代格・三)。たんに美声のみでなく旋律のくふうも、利苅優婆夷にはあったであろう。九原文「為二諸道俗一所レ愛楽一也」。被動。→上巻八縁。一〇「床」は坐具。「蓐」は敷物。動物の皮製、あるいは植物製のものもあった。蓐の上に優婆夷は現代の正座のようなすわり方ですわったのであろう。一一他人の善行を見聞して喜ぶこと。喜ぶ人の功徳にもなる、とされた。仏典語。妙法蓮華経に随喜功徳品がある。一二相手に対して尊敬の気持ちをあらわす動作。原文「従レ坐而起」。仏典に多くみえる表現。たとえば妙法蓮華経・勧持品に「従レ座而起」。一三→上巻十八縁。一四三人は下文によれば経巻の化身。黄衣は、きはだで染めた写経用の紙(黄紙、黄麻紙)を連想させる。一五上巻三十五縁、中巻十七縁、など類似表現を含む説話はいずれも女が主人公。舞台も近接しているといえる。一六官設の市。平城京の左京に東市、右京に西市、がひらかれていた。東市は左京八条三坊にあった。毎月十五日以前は東市、十六日以後は西市がひらかれた(延喜式・東西市司)。正午より日没前までが開設の時間(関市令)。一七見るとすぐに。「纔一」は、一すると同時に、の意。一八すわって。一九店を構えずに売り歩いて売る。仏典に多くみえる。たとえば妙法蓮華経・安楽行品。二〇梵網経盧舎那仏説菩薩心地戒品第十巻が上下二巻に調巻されたもの。鳩摩羅什の訳、として伝承されたが、中国で撰述されたもの。二一写経した経巻を供養しないうちに、その経巻がなくなった。二二貨幣価値に関しては中巻六縁参照。大正新脩大蔵経は一行十七字詰でありこれが当時の標準的な写経の字詰なのだが、それによって行数(首題、尾題、訳者名、などは除外)を示すなら

今のすなはち是の経三巻なりといふことを。会を設け講き読みて、ますます因果を信ひ、慇懃に誦み持つこと昼夜息まず。噫呼、奇しきかな。涅槃経に云ふが如し「もし見有る人善を修行はば、名天人に見れ、悪を修行はば、名地獄に見れむ」とのたまふは、其れ斯れを謂ふなり。

悪しき夢に依り至誠心をもちて経を誦ましめて奇しき表を示し命を全くすること得る縁　第二十

大和国添上郡山村里に、一の長いたる母有り。姓名詳ならず。彼の母に女有り。嫁ぎて二の子を生む。聟は官に県の主宰に遣さる。因りて妻子を率て任けらるる国に至り、歳余を経たり。ただし妻の母は土に留り家を守る。僦に女の為に夢に悪しき瑞相を見、すなはち驚き恐りて念はく「女の為に経を誦ましめむ」とおもふ。而れども家貧しきに依りて敢てすること得ず。心の念に勝へずして、自が著たる衣を脱き、洗ひ浄め、擎げて奉 として経を誦ましむ。然れども凶しき夢の相またなほ重ねて現る。母ますます心恐りて、また著たる裳を脱き、浄洒めて先の如くして経を誦ましむ。女は任けらるる県の国司の館に在り。生める子は館の庭の中に遊び、母は屋の裏に居る。二の子七の僧有りて屋の上に坐て経を読むを見る。二の子母に白して言さく「屋の上に七軀の法師在りて経を読む。遄に出でて見るべし」とまうす。彼の経を読む音蜂の集り鳴くが如し。母聞きて怪び、起ちて後屋より出づ。すなはち当に居たる処の壁仆る。また七の法師忽然に見えず。女大に恐り怪び、自づから心の内に念はく「天地吾れを助けて壁に圧はれず」とおもふ。後に家を守る母、使を遣りて到り問はしめ、凶しき夢の状を陳べ、経を読ましめたる事を伝ふ。女母の伝ふる状を聞き、大に怖りて心通ひ、ますます三宝を信ふ。すなはち知る、誦経の力と三宝の護念とを。

攝の神王の踴光を放ちて奇しき表を示し現報を得る縁　第二十一

諾楽京の東山に、一の寺有り。号けて金鷲と曰ふ。金鷲優婆塞斯の山寺に住む。故に以ちて字とす。今東大寺と成る。いまだ大寺を造らざる時に、聖武天皇の御世に、金鷲行者常に住みて道を修ふ。其の山寺に一の執金剛神の

ば、梵網経は一〇六〇行、般若心経は十七行、である。いずれも小部の経典である。高価格といえる。

一 大般涅槃経・師子吼菩薩品。上巻二十七縁にも引用。

第二十縁　あやしき表(しるし)の説話。三宝絵・法十二に引用。

二 「至誠心」(観無量寿経)。中巻六縁にもみえる。

三 奈良市山町あたり。

四 原文「長母」。中巻四十二縁にもこの語がみえる。他に例を見ない語であり、その意味は正確にはわからない。「丈母」の語と関係あるか。

五 国司。「県」が下文のように「任けらるる国」を意味する例に、土佐日記「県の四年五年はてて」がある。

六 どの国であるかは未詳。任国を特定できる記述は本説話には含まれていない。

七 国司の任期は、通常は四年とされた(続紀・慶雲三年(七〇六)二月十六日格)。

八 原文「見二悪瑞相一」。「瑞相」は善いしるしを意味するばあいも、悪いしるしを意味するばあいもあった。後代の方丈記にも「世ノ乱ル、瑞相」の例がみえる。表現を「夢見二悪瑞相一」「凶夢相」「凶夢状」と変化させている。

九 僧を請じて誦経してもらうということができない。布施する物が無かったのである。

一〇 衣を僧への布施として、僧に誦経してもらった。本説話の標題に「使レ誦レ経」とあることより推して、長母が自分で誦経したのではなく僧に誦経してもらった、と考える。下文に、多く「しむ」を補読した。布施する物を持たない貧人が自分の衣服を施した例に、賢愚経・五・貧人夫婦氈施得現報品、現報当受経、などがある。

一一 まず衣、次に裳、という例は中巻八縁。

一二 ここで政務を執ったのではない。国司の生活する建造物に守館、介館、などの「館」があった。

一三 「七」という数字は誦経した経の巻数にかかわるであろう。七巻本の妙法蓮華経が誦経されたか。

一四 母屋(もや)の後方にはり出して建てられている建造物か。

一五 建物からあわててとび出したとたん、すぐに建物が崩壊した例に、捜神記・二・夏侯藻、同・三・費孝先、敦煌本捜神記・劉安、などがある。

一六 上巻二十三縁に「天知地知」、中巻三縁に「仰レ天哭願」、とみえる。いずれも母と子の説話である。

第二十一縁　あやしき表(しるし)の説話。善業についての現報説話。今昔物語集・十七ノ四十九、扶桑略記・天平二十一年(七四九)条に書承。

一七 ―中巻十三縁。

一八 「北門両辺作二神王一、一名毘沙門、一名執金剛一」(不空羂索陀羅尼経)。「執金剛神王」という表現は、大品般若経・十七、大智度論・七十三、などにみえる。

一九 ふくらはぎ。

二〇 「金鐘寺」(東大寺要録・四)ともいう。

二一 未詳。日本書紀・天武天皇十四年(六八五)十月八日条にみえる「優婆塞益田直金鋪」を擬する説は、年代的に問題があろう。

二二 本書で「行者」と称されているのは優婆塞。

二三 現存。塑像。国宝。

攝像を居く。行者神王の蹲に縄を繋けて引きて願ひ、昼夜憩はず。時に蹲より光を放ち、皇殿に至る。天皇驚き怪びて、使を遣りて看しめたまふ。勅信光を尋ねて寺に至り、一の優婆塞有るを見る。彼の神の蹲に繋けたる縄を引きて、仏を礼みて悔過す。信視て遍に還り、状を以ちて奏す。行者を召して詔してのたまはく「何事をか求めむとする」とのたまふ。答へて曰さく「出家し仏の法を修学びむと欲ふ」とまうす。勅して得度を許し、金鷲を名としたまふ。彼の行を嘗め、四の事を供るに乏しきこと無し。時世の人其の行を美讃めて、金鷲菩薩と称す。彼の光を放つ執金剛神の像は、今に東大寺に羂索堂の北の戸に立つ。賛に曰はく「善きかな、金鷲行者、信燧を東春に攅り、熟火は西秋に炬る。蹲の光は感火を扶け、人皇は験瑞に慎む」と。誠に知る、願はば得ずといふこと無しといふは、其れ斯れを謂ふなり。

仏の銅の像盗人に捕られて霊しき表を示し盗人を顕す縁　第二十二

和泉国日根郡の部内に、一の盗人有り。道路の辺に住み、姓名詳ならず。

一 悔過の作法、とする中村史の説がある。
二 皇居。
三 中巻二十三縁には「勅信巡レ夜、行二於京中一」とある。聖武天皇の時代に京中の夜の巡行は中衛府、左右兵衛府、の担当(令集解・宮衛令)。「みつかひ」の表記を「使」「勅信」「信」と変化させている。「信」が「使」の意であることは攷証に詳述。
四 執金剛神像以外の仏像の存在を思わせる記述は存しない。ここにいう「仏」も執金剛神像をさすのであろう。ひとつの像を「攝神王」「執金剛神攝像」「神王」「神」「仏」「執金剛神像」と、呼称を変化させている。
五 飲食、湯薬、衣服、臥具(妙法蓮華経玄賛・二末)。
六 「羂索院」「法華堂」「三月堂」ともいう。天平五年(七三三)創建(東大寺要録・四)。原文「今東大寺於二羂索堂北戸一而立也」。「一に一に」の文型として訓む。→中巻十縁。
七 信の火を東に点火し、盛んなる炎が西に燃えあがる。東山の金鷲行者の信仰が、その西に位置する平城宮の聖武天皇に伝わる。
八 執金剛神像の蹲の光が火の燃え伝わるのを助け、天皇は仏のあらわした不思議なしるしに恭敬の気持ちをいだいた。
九 原文「願無レ不レ得」。大智度論・三十「無二願不一レ得」(原口裕)。

第二十二縁 あやしき表(しるし)の説話。今昔物語集・十二ノ十三に書承。

一〇 大阪府泉佐野市、泉南市、阪南市、泉南郡熊取町、田尻町、岬町、貝塚市、あたり。

天年心曲り、殺と盗とを業とし、因果を信はず。常に寺の銅を盗み、帯を作り銜して売る。聖武天皇の御世に、其の郡の尽恵寺の仏の銅の像盗人に取らる。時に路往く人有り。寺の北の路より馬に乗りて往き、声有るを聞く。叫び哭きて曰はく「痛きかな。痛きかな」といふ。路ゆく人聞きて思はく「諫めて打たしめずあらむ」とおもひて、馬を趁せて疾く前む。叫ぶ音に近くに随ひて、やうやく失せて叫ばず。馬を留めて聞けば、ただし鍛する音のみ有り。所以に馬を前めて過ぎ往けば、却くに随ひて先の如くまた呵び呻ふ。忍びて過ぐること得ず。故にまた還来る。叫ぶ音また止みて鍛する音有り。疑はくはもし人を殺すかと、かならず異ふ心有らむとうたがひて、良久にありて徘徊り、竊に従者を入らしめて屋の内を窺看しむれば、仏の銅の像を仰け奉りて手足を剔缺き錠を以ちて頸を繋く。すなはち捕へ打ちて問ひていはく「何れの寺の仏の像ぞ」といふ。答へていはく「尽恵寺の仏の像なり」といふ。使を遣りて問はしむれば、実に盗めるなり。使者語を挙げて具に状を述ぶ。僧並に檀越聞きて集り来り、破かれたる仏を衛みて号び愁へて曰さく「哀なるかな。悲しきかな。我が大師や。何の過失有せばか此の賊の難を蒙りたまふ。尊き像寺に有すときは像を以ちて師とす。今滅びたまふより後には、何を以ちてか師とせ

一一 革帯の付属具としての巡方、丸鞆、鉸具、鉈尾、などに銅が用いられた例がある(関根真隆)。
一二 →中巻十九縁。
一三 未詳。
一四 いかなる種類の仏像なのか明記されないが、下文より推測すれば釈迦牟尼仏の像か。
一五 注意して、人を打つのをやめさせよう。「痛哉痛哉」を、人が打たれて声をあげているのだ、と思ったのである。
一六 次第にその声がしなくなって、叫ばなくなった。
一七 金属を打ち鍛える音。
一八 平気で通り過ぎることができない。
一九 悪事を考えているにちがいない。
二〇 あお向けにして。
二一 国会図書館本訓釈「錠〈多加爾反〉」、新撰字鏡「錠鐙〈上定音、波佐弥、又太加爾〉」とみえるのは「多加禰」「太加禰」の誤りであろう。「たがね」は金属を剪断する時に用いる工具。のみの類。「錠」は鋤の類を示すばあいに用いられる文字であるが、たがねを意味するのは他に例をみない。
二二 類似の表現が中巻十七縁にみえる。「我之大師、已入二涅槃一」(大般涅槃経後分・下)。
二三 「如来在世、以レ仏為レ師、世尊滅後、以レ何為レ師」(大般涅槃経後分・上)。仏像の損壊を、釈迦牟尼仏の入滅のイメージでとらえている。

む」とまうす。衆の僧輩を厳りて損はれたる仏を安置き、哭きて寺に賓りたてまつる。彼の盗人刑罰せられずして捨てらる。路ゆく人繋ぎて官に送り、囹圄に閉囚ふ。定めて知る、聖其の悪を輟めむとして是の瑞を示す、至誠懼るべし、聖の霊無きにあらざることを。涅槃経十二巻の文に仏の説きたまふが如し「我が心に大乗を重ぶ。婆羅門の方等を誹謗るを聞きて其の命根を断つ。是の因縁を以ちて是れより以来地獄に堕ちず」と。また彼の経の三十三巻に云はく「一闡提の輩は、永く断滅つが故に、是の義を以ちての故に、蟻子を殺害すすらなほ殺の罪を得れども一闡提を殺すは殺す罪有ること無し」とのたまふは、其れ斯れを謂ふなり 此の人は仏と法と僧とを誹謗り、衆生の為に法を説かず、思義無きが故に、殺すとも罪無きなり。

弥勒菩薩の銅の像盗人に捕られて霊しき表を示し盗人を顕す縁　第二十三

聖武天皇の御世に、勅信夜を巡りて京の中を行る。其の半夜の時に、其の諾楽京の葛木尼寺の前の南の慕原にして哭き叫ぶ音有りて言はく「痛きかな。

一 葬列を摸しているのであろう。下文には「賓」とみえる。二 養老賊盗律では徒(ず)三年の刑。三 獄。「為二官所一収、閉二之囹圄一」(大般涅槃経・寿命品)。四 仏。五 大般涅槃経・聖行品。取意。六 大般涅槃経・迦葉菩薩品。七 成仏しない者。わずかの善根も無い者。八 善を。九「子」は接尾辞。一〇 一闡提。

第二十三縁　あやしき表(しるし)の説話。今昔物語集・十七ノ三十五に書承。一 本書では声をあげる仏像は弥勒菩薩にかかわるものが多い。中巻二十六縁、下巻十七縁、二十八縁など。二 中衛府、左右兵衛府、の役人か。→中巻二十一縁。三 →上巻三縁。四 原文「其諸楽京、葛木尼寺前南慕原。」「其」は「於」の意か。五 聖徳太子の創建(法隆寺伽藍縁起并流記資財帳)。妙安寺ともいう(太子伝古今目録抄所引七代記)。創建された地を奈良県香芝市尼寺(にじ)の尼寺廃寺跡とする説がある。平城遷都とともに平城京に移された。所在不明。奈良市南京終町の小字カツラキあたりを擬する説がある(『奈良県の地名』)。六 未詳。七 大勢が連れだってかけつける。八 仏身の抽象的なありかた。法身(ほっ)。どのような仏身説にもとづいてこの語が用いられているのかは不明。九「仏非二血肉身一」(金光明最勝王経・如来寿量品)。一〇「常住不変」(大般涅槃経・如来性品)。

第二十四縁　三宝絵・法十四に引用。三宝絵より今昔物語集・二十ノ十九に書承。三 未詳。本説話以外に所伝をみない。

痛きかな」といふ。勅信聞き、馳せ陳ねて見れば、盗人弥勒菩薩の銅の像を捕り、石を以ちて破く。打ち捉へて問へば、答へて白曰さく「葛木尼寺の銅の像なり」とまうす。此の像を寺に置き、然うして彼の盗人を官に送り、囹圄に閉囚ふ。夫れ理法身の仏は、血肉の身にあらず。何にぞ痛む所有らむ。ただ常住不変を示す所以なり。是れまた奇異しき事なり。

閻羅王の使の鬼召さるる人の賂を得て免す縁　第二十四

楢磐嶋は、諾楽の左京の六条五坊の人なり。大安寺の西里に居住む。聖武天皇の世に、其の大安寺の修多羅分の銭三十貫を借りて、越前の都魯鹿津に往きて交易ひ、之れを以ちて運び超えむとして船に載せ、家に来らむとする時に、忽然に病を得たり。船を留めて単独家に来らむと思ひて、馬を借り乗りて来る。近江の高嶋郡の磯鹿辛前に至りて暁れば、三人追ひ来る。後るる程一町ばかりなり。山代の宇治埼に至る時に、近く追ひ附き、共に副ひ往く。磐嶋問ひていはく「何に往く人ぞ」といふ。答へて言曰はく「閻羅王の闕の楢磐嶋を召しに

一

往く使なり」といふ。磐嶋聞きて問ひていはく「召さるる者は我れなり。何故ぞ召す」といふ。使の鬼答へて言はく「我れ等先に汝が家に往きて問へば、答へて曰はく「商に往きていまだ来らず」といふ。故に津に至りて求め当に相ひて捉へむとすれば、四王の使有りて誂へて言はく「免すべし。寺の交易の銭を受けて商ひ奉るが故に」といふ。故に暫く免すのみ。汝を召さむとして日を累ねて、我れ飢ゑ疲る。もし食物有りや」といふ。磐嶋云はく「ただし干飯のみ有り」といひて、与へて食はしむ。使の鬼云はく「汝我が気に病まむ。故に依り近かずあれ。而れどもただし恐るることなかれ」といふ。終に家に望り、食を備けて饗す。鬼云はく「我れは牛の宍の味を嗜む。故に牛の宍を饗せよ。牛を捕る鬼は我れなり」といふ。磐嶋云はく「我が家に斑なる牛二頭有り。之れを以ちて進らむが故に、ただし我れを免せ」といふ。鬼言はく「我れ今汝が物を多く得て食ふ。其の恩の幸の故に今汝を免さば、我れ重き罪に入りて鉄の杖を持ちて打たること百段なるべし。もし汝と同じき年の人有りや」といふ。磐嶋答へて言はく「我れかつて知らず」といふ。三の鬼の中に、一の鬼議りて言はく「汝何の年ぞ」といふ。磐嶋答へて云はく「我が年は戊寅なり」といふ。鬼云はく「吾れ聞く、率川社の許の相八卦読に汝と同じく戊寅の年の人有りと。汝に替ふべくは、彼の人を召将む。ただし汝が饗に牛一頭を受けむ。我が打たる罪を脱れしめむが為に、我が三の名を呼びて金剛般若経百巻を読み奉れ。一の名は高佐麻呂、二の名は中知麻呂、三の名は槌麻呂なり」といふ。夜半に出でて去る。明日に見れば、牛一死にたり。磐嶋大安寺の南塔院に参入りて、沙弥仁耀法師を請へていまだ戒を受けざる時なり、語りていはく「金剛般若経百巻を読み奉らむと欲ふ」といふ。仁耀請を受け、二箇日を経て、金剛般若経百巻を読み訖りぬ。三箇日を歴て、使の鬼来りて云はく「大乗の力に依りて百段の罪を脱れ、常より食飯一斗を復倍して賜ふ。喜しく貴し。今より以後、節ごとに我が為に福を修り供養せよ」といふ。すなはち忽然に失す。磐嶋年九十余歳に死ぬ。大唐の徳玄は、般若の力を被りて閻羅王の使に召さるる難を脱る。日本の磐嶋は、寺の商の銭を受けて閻羅王の使の鬼に追ひ召さるる難を脱る。花を売りし女人は忉利天に生れ、毒を供りし掬多は返りて善き心を生すといふは、其れ斯れを謂ふなり。

一　上文にみえる「都魯鹿津」であろう。
二　四天王。大安寺伽藍縁起并流記資財帳によれば、大安寺には天智天皇造立と伝える四天王像が存した。また、天平十四年(七四二)にも四天王像が造られている。
三　寺に利をもたらすから。
四　米を蒸した飯を乾燥させたもの。携帯食。湯や水でもどして食べる。
五　冥界の使者の鬼が人を病にする例に、広記・三二三・章授、がある。
六　「望、至也」(広雅・釈詁・一)。
七　後代の伝承ではあるが、牛を死に至らしめる鬼の例に、夷堅志・丙志・十一・牛疫鬼、がある。
八　酒食をもてなされて人を死から免れさせた冥界の使者が鞭打たれた例として、広記・三二二六・費慶伯、金剛般若経集験記・上・竇徳玄、がある。
九　鉄杖で打たれるのではないが、人間の世界での杖罪の最高刑は杖一百(名例律)。
一〇　天武天皇七年(六七八)の生まれ。
一一　延喜式・神名帳・大和国添上郡に「率川坐大神神御子神社三座」がみえる。奈良市本子守町に所在。
一二　占師。人の相や易筮の八卦によってうらなう。このようなことを業とする者が神社の近辺にいた、という記録は貴重である。
一三　冥界(代理の者を連行する例として、捜神記・十・徐隗(同名異姓)、広記・三二二・張闓(同名異姓)、同・三二九・楊瑒(同名異姓)、同・一〇七・董進朝(同年同姓)、などがある。
一四　金剛般若波羅蜜経、一巻。鳩摩羅什の訳のものをさすのであろう。「百巻を読」むとは、一巻を百度読むことであるが、大安寺には「金剛般若経一百巻」が備えられていた(大安寺伽藍縁起并流記資財帳)。金剛般若経は延命延寿のために読まれることがあった。本説話は延命延寿のために金剛般若経を読むという慣習の意味を説明しようとするものであろう。
一五　冥界の使者の名を、武田祐吉、山田孝雄は、順に、高、中、低、の意とする。中知麻呂は仲子の意であろうが、高佐麻呂、槌麻呂、の名の解にはしたがいがたい。
一六　冥報記・中・李山龍、金光明経懺悔滅罪伝、に、棒、袋、縄をつかさどる冥界の使者が登場し、法華伝記・九・王舎城腑陀羅子の冥界の使者にも同じ役割の者が含まれている。「槌麻呂」の「槌」は、棒と同じく武器であろう。後代の鬼が打出の小槌を持っていることを想起させる名である。
一七　日本高僧伝要文抄所引延暦僧録・戒明伝にも「大安寺南塔院中堂」がみえるが、大安寺伽藍縁起并流記資財帳にはみえない。
一八　姓は石寸氏。大和国葛木上郡の人。延暦十五年(七九六)に七十五歳で歿(元亨釈書・十二)。これによれば養老六年(七二二)の誕生。磐嶋より四十四歳年少。景戒はこの人を直接に知っていたはずである(松浦貞俊)。
一九　→中巻十六縁。
二〇　竇徳玄。徳玄に食をもてなされた冥界の使者、徳玄に延命の法として金剛般若経読誦を教え、死をまぬかれさせた(金剛般若経集験記・上)。
二一　大荘厳論経・五に「女人売二此花一、得レ生二忉利天一」とある(攷証)。
二二　大荘厳論経・十三(攷証)。「掬多」は尸利毱多。

閻羅王の使の鬼召さるる人の饗を受けて恩を報ゆる縁　第二十五

讃岐国山田郡に布敷臣衣女といふひと有り。聖武天皇の代に、衣女忽に病を得。時に偉しく百の味を備へて門の左右に祭り、疫神に賂ひて饗す。閻羅王の使の鬼来りて衣女を召す。其の鬼走り疲れ、祭れる食を見て廻りて就きて受く。鬼衣女に語りて言はく「我れ汝が饗を受く。故に汝の恩を報いむ。もし同じき姓同じき名の人有りや」といふ。衣女答へて言はく「同じき国鵜垂郡に同じき姓の衣女有り」といふ。鬼衣女を率て、鵜垂郡の衣女の家に往きて、対面ふ。すなはち緋の嚢より一尺の鑿を出して、額に打立て、すなはち召して将て去る。彼の山田郡の衣女は僅して家に帰す。時に閻羅王待ち校へて言はく「此れ召せる衣女にあらず。誤ち召すなり。然れば暫此に留め、捷に往きて山田郡の衣女を召せ」とのたまふ。鬼僅すこと得ず、荐山田郡の衣女を召して将て来る。閻羅王待ち見て言はく「当に是れ召せる衣女なり」とのたまふ。往ける彼の鵜垂郡の衣女は、家に帰る。三日の頃を経て鵜垂郡の衣女の身を焼失ふ。

第二十五縁　今昔物語集・二十ノ十八に書承。

一 香川県高松市。二 未詳。本説話以外に所伝をみない。「布師臣」(新撰姓氏録・和泉国皇別)と同じと考え、「ぬのしのおみ」と訓んでおく。三 未詳。広記・三二三・章授の冥界の使者の鬼が人を病にして死に至らしめる例より推測すれば、本説話の鬼と疫神とは同一か。疫神を祭る風習は考えられよう。四 国会図書館本訓釈「廻〈於母禰利弖ン〉」。「廻」フケル、オモネル〈メツ〉(名義抄)。五 香川県丸亀市、綾歌郡、仲多度郡、あたり。六 未詳。邨岡良弼の『日本地理志料』によれば鵜足郡川津郷に布師首宮麻呂が所住。七 本来死ぬはずであった者が代理の者が鬼に殺される場に立ち会う例に、捜神記・十六・施続、広記・三二一・張闓、がある。八 本書では、冥界とのかかわりを有する者はアカ系色のものを身につける。「額著二緋襪一」(中巻七縁)、「下著レ緋」(下巻九縁)など。九 冥界の使者の鬼が人の頭部に金属器を打ちこんで人を死に至らしめる例に、捜神記・十六・施続、広記・三二一・張闓、がある。一〇 国会図書館本〈僅ヘヒソカニ〉、同訓釈〈僅〈カクレテ〉〉。「僅 カクシテ」(名義抄)。一一 名義抄によれば「捷」の俗字。「捷〈スミヤカニ〉」(国会図書館本訓釈)。一二 死後三日を経ていたので鵜垂郡の衣女の身体は火葬にされてしまっていた。中世に至ってはじめて文献にあらわれる「からだ」という語を、本書の訓読では用いた。この語は古くより存在したと推測してもよいのではなかろうか。一三 身体を失った鵜垂郡の衣女は。一四 山田郡の衣女の身体は、鵜垂郡の衣女の身体となってよみがえった。本説話は山田郡の衣女を主人公として叙述されている。下文に「備レ饗賂レ鬼、此非二功虚一」とあるのより推せば、鬼に賂した山田郡の衣女はそのかいあって蘇生した、として本説話は把握されている。山田郡の衣女の身体が鵜垂郡の衣女の身体となったことが、山田郡の衣女の蘇生としてとらえられている。身体の蘇生すなわちその人の蘇生、という考えである。死に際して魂が肉体から分離して輪廻し生死する主体となる、という考えとは異なる。説話の展開は中国説話の世界に類例をみるが、その根柢の身体観は異なる。下巻三十八縁には景戒自身の火葬に関して、本説話とは異なった身体観にもとづいた説話がみえる。一五 死して蘇生した者が周辺の人々に、自分は別人の何某である、と告げる例に、広記・三七六の李簡、竹季貞、陸彦、同・一三三・孫季貞、などがある。いずれも、死骸が破壊されていたために他人の死骸を自分の身体として蘇生した、とされる。一六 上文には「賂二於疫神一而饗之也」とある。疫神がすなわち鬼なのであろう。「この説話では鬼に食事を与へたことが無駄になってゐる」(武田祐吉)という判断は誤り。山田郡の衣女は鬼に賂したかいあって鵜垂郡の衣女の身体となるというかたちで蘇生した。一七 この教訓は笑いをめざす。

また還りて閻羅王に愁へて白さく「体を失ひて依るところ無し」とまうす。時に王問ひて言はく「山田郡の衣女の体有りや」とのたまふ。答へて言さく「有り」とまうす。王言はく「其れを得て汝の身とせよ」とのたまふ。因りて鵜垂郡の衣女の身と為りて甦る。すなはち言はく「此れ我が家にあらず。我が家は鵜垂郡に有り」といふ。父母言はく「汝は我が子なり。何故ぞ然言ふ」といふ。衣女なほ聴かず、鵜垂郡の衣女の家に往きて言はく「当に此れ我が家なり」といふ。其の父母言はく「汝は我が子にあらず。我が子は焼き滅ぶ」といふ。此に衣女具に閻羅王の詔の状を陳ぶ。時に彼の二の郡の父母聞きて諾信ひ、二の家の財を以ちて許可し付属く。故に現在衣女四の父母を得、二の家の宝を得たり。饗を備へ鬼に賂ふ、此れ功虚しきことあらず。おほよそ物有らばなほ賂ひ饗すべし。是れまた奇異しき事なり。

いまだ仏の像を作畢らずして棄てたる木異霊しき表を示す縁　第二十六

禅師広達は、俗姓下毛野朝臣、上総国武射郡の人なり一は畔蒜郡の人と云ふ

なり。聖武天皇の代に、広達吉野の金峯に入り、樹の下を経行りて仏の道を求む。時に吉野郡桃花里に椅有り。椅は、本は梨を伐りて引き置きて、歳余を歴たり。同じき処に河有り。名けて秋河と曰ふ。彼の引き置ける梨を是の河に度して、人と畜と倶践みて度りて往き還る。広達縁有りて里に出でて彼の椅を度りて往く。椅の下に音有りて曰はく「嗚呼、痛く踰むことなかれ」といふ。禅師聞き、怪びて見れば人無し。良久にありて俳徊り、忍びて過ぐること得ず、椅に就きて起し看れば、いまだ仏を造り了らずして棄てたる木なり。禅師大に恐り、浄き処に引置きて、哀び哭き敬ひ礼み、誓願を発して言さく「因縁有るが故に遇ひたてまつる。我れかならず造り奉らむ」とまうす。縁有る処に請へ、人を勧へ物を集めて、阿弥陀仏弥勒仏観音菩薩の等き像を雕造ること既に訖る。今、吉野郡越部村の岡堂に居置くなり。木は是れ心無し。何にぞ声を出さむ。ただし聖の霊の示るるなり。更に疑ふべからざるなり。

力女強き力を示す縁　第二十七

尾張宿禰久玖利は、尾張国中嶋郡の大領なり。聖武天皇国食しし時の人なり。久玖利の妻に、同じき国愛知郡片蔑里の女人有り是れ昔元興寺に有りし道場法師の孫なり。夫に随ひて柔僄なること練れる糸綿の如し。麻の細しき麤を織りて夫の大領に著す。麤の姝しきこと比無し。時に其の国行主は稚桜部任なり。国上大領に著せたる衣の姝しきことを視て、取りて言はく「汝に著すべき衣にあらず」といひて返さず。妻問ひていはく「衣を何にするぞ」といふ。答へていはく「国上取る」といふ。また問ひていはく「彼の衣を心に惜しと思ふや」といふ。答へて言はく「はなはだ惜し」といふ。妻すなはち往きて国上の前に居て、乞ひて言はく「衣を賜へ」といふ。爾るに国上言はく「何なる女ぞ。引き捨てよ」といふ。引かしむれども動かず。女二の指を以ちて国上の居る床の端を取りて、居ゑながら国府の門の外に持出づ。国上の衣の襴を捕り粉きて条然にし、乞ひて言はく「衣を賜へ」といふ。国上惶り煩ひ、彼の衣を返し与ふ。取り持ちて家に帰り、洒ひ浄めて喋み収む。其の衣を干す呉竹を、捕り粉くこと練糸の如し。大領の父母見て大に惶り、其の子に告げて言はく「汝、此の妻に依りて、国司に怨まれ、事を行はれむことを大に惶る。国司を是く作れば事の咎ややもすれば有らむ。我れ等何に作む。寝み養ふことあたはず」といふ。故に本の家に送りてまた賭ず。然うして後に此の嬢彼の里

一　未詳。奈良県吉野郡下市町あたりか。
二　その椅が元来どのようであったかというと。「椅本伐梨」以下「而度往還」までは、上文の「有レ椅」の補足説明。
三　木彫仏像の材料は飛鳥時代にはクスノキであったが、奈良時代には木彫仏像が少なく、金銅仏、乾漆、塑造、などがおこなわれ、奈良時代末期から平安時代初期にはヒノキ、サクラ、センダン、クルミ、カエデ、ケヤキ、ハリギリ、カヤ、が用いられ、平安時代中期以後にはヒノキが用いられた（小原二郎）。ナシを用いた木彫仏像は、本説話以外に所伝をみないが、この時代の木彫仏像の材料の多様さがうかがえる。
四　吉野川の支流。五　人畜に踏まれない場所。
六　知識を結んで。↓上巻三十五縁。
七　この中に弥勒像が含まれていることに関しては↓中巻二十三縁、下巻十七縁、二十八縁。
八　奈良県吉野郡大淀町大字越部。
九　越部に存する寺跡がその地とされる。一〇　仏。

第二十七縁　上巻三縁を承ける記述を含み、中巻四縁にもかかわる。今昔物語集・二十三ノ十八に書承。

二　未詳。本説話以外に所伝をみない。三　愛知県中島郡、一宮市、尾西市、稲沢市あたり。
三　名古屋市中区。上巻三縁、中巻四縁と同じ地。地名表記が異なる。依拠資料の用字の反映か。四　↓上巻三縁。この割注によって本説話が上巻三縁に結びつけられる。中巻四縁の主人公に対しても同文の割注が付されていたが、本説話の主人公と中巻四縁の主人公とが同一人物であるか否かは、判然としない。
五　絹綿。真綿。「練」は、繭糸の表面のセリシンをとり除き柔くすること。

六　国会図書館本訓釈「蠹〈弓都九里〉」。手織りの布。「蠹」は「畳」の俗字であり、仏典にみえる「氈」は動物性の材料で、つくられたもの（攷証）。
七　国守。呼称およびその表記を「国行主」「国上」「国司」と変化させている。八　未詳。本説話以外に所伝をみない。九　すわる。道場法師にも同じくせがあった（↓上巻三縁）。
一〇　原文「居揩」。国会図書館本訓釈「居揩〈二合、ス恵ナカラ〉」。床の上に国上を置いたそのままの状態で。一一　尾張国の国府は中島郡に所在。稲沢市国府宮町、松下町。
一二　「呉竹」はハチク。物干し竿として用いられていたことを示す記述。四天王寺蔵扇面法華経・如来寿量品に、竹竿を衣の一方の袖口から他方の袖口へ貫通させて衣を干している様子が描かれている。このような状態で干されていた衣を、主人公はとりいれて畳んだのだが、衣を竿からはずすことなく衣を竿ごと畳んで収めた。
一三　原文「動」。ともすれば。どうかすると。
一四　寝ることや食うことができない。暮らしていけない。一五　愛知郡片蔑里の家。
一六　呼称およびその表記を「女人」「妻」「女」「嬢」と変化させている。

一　類聚三代格・十六にみえる「草津渡（かもつのわたり）」（愛知県海部（あま）郡甚目寺（じもく）町あたりのあった川で、木曾川の一支流（小泉道）。二　中巻四縁にも船が登場。いずれも水辺を舞台としている。
三　からかう。四　「うつ」の表記を「拍」「打」「拍」と変化させている。五　船の後尾。下文に「亦一町程、引上而居」とみえる。女は船を船首の方から陸上に引き上げているのである。「船半引居」は、船体の半分が陸上に引き上げられた状

に至り、草津川の河津にして衣を洗ふ時に、商人大なる船に荷を載せて過ぎむとす。船長嬢を見て言ひ煩し嘲る。女言はく「黙せよ」といふ。女言はく「人を犯さば頬を痛く拍たれむ」といふ。船長聞きて瞋り、船を留めて女を打つ。女痛く拍たれず、船の半を引き居ゑ、舳を下げて水に入る。津の辺の人を雇ひて船の物を持ち上げ、然うしてまた船に載す。嬢言はく「礼無きが故に船を引居う。何故ぞ諸人賤しき女を陵がしむる」といふ。船の荷を載せながら、また一町程引き上げて居う。茲に船人大に惶り、長跪きて白して言さく「犯せり。服はむ」とまうす。故に女聴許す。彼の船五百人して引けども動かず。故に知る、彼の力五百人の力に過ぐと。経に説きたまふが如し「餅を作りて三宝を供養するひとは金剛那羅延の力を得」とのたまふ。是を以ちて当に知るべし、先の世に大枚なる餅を作りて三宝と衆の僧とを供養し、此の強き力を得たり、と。

極めて窮しき女釈迦丈六仏に福の分を願ひて奇しき
表を示し現に大なる福を得る縁　第二十八

聖武天皇の世に、奈羅京の大安寺の西里に一の女人有り。極めて窮しく、命を活くるに由無くして飢う。流へ聞くならく、大安寺の丈六仏は衆生の願ふ所を急に能く施賜ふとて、花と香と油とを買ひて丈六仏の前に参往きて、奉白して言さく「我れ昔の世に福の因を修はずして現身に貧窮しき報を受取る。故に我れに宝を施ひて窮の愁を免れしめよ」とまうす。日を累ね月を経て、願ひ祈りて息まず。常の如く福を願ひて花と香と燈とを献り、家に罷りて寐て明日に起きて門の椅の所を見れば、銭四貫有り。短籍を著けて注して謂はく「大安寺の大修多羅供の銭」といふ。女人恐りて急に之れを以ちて寺に送る。時に宗の僧等銭を入れたる蔵を見れば、封の印誤たず、ただし銭四貫のみ無し。故に取りて蔵に納む。女また丈六の前に参向でて、花と香と燈とを献り、家に罷りて寝。明日に起きて庭の中を見れば、銭四貫有り。また短籍に注して謂はく「大安寺の常修多羅供の銭」といふ。女以ちて寺に送る。宗の僧等、銭の器を見れば、封誤たず、開き見ればただし銭四貫のみ無し。怪びて蔵め封す。女先の如く丈六の前に参往きて、福の分を願白して家に罷りて寝。明日に戸を開けて閾の前を見れば、銭四貫有り。短籍を著けて謂はく「大安寺の成実論宗分の銭」といふ。女以ちて寺に送る。宗の僧等、銭を入れたる器を見れ

一　第二十八縁　あやしき表（ひょ）の説話。今昔物語集・十二ノ十五に書承。
二　中巻二十四縁にも同じ地名がみえる。
七　上巻三十二縁には「流ニ聞大安寺丈六能随ニ人願一」とあった。本説話の「衆生所レ願、急能施賜」とは微妙に相違する。
八　撰集百縁経・六に、仏塔に香、花、燈明」を供養した例がみえる。
九　類似の表現は中巻十四縁にみえる。「由ニ我前身不ニ作ニ福故、今日貧窮一（雑宝蔵経・四）。
一〇　たとえば布施。「由ニ我先世不ニ布施一故、今為ニ貧窮一」（撰集百縁経・六）、「由レ不ニ布施一故、今受ニ貧賤苦一」（大荘厳論経・三）。
一一　原文「故我施レ宝」。「願我施レ福」（中巻三十四縁）、「願我施レ銭」（下巻三縁）などの例を参照して、「我れに」と訓む。
一二　「以ニ此香気供養功徳一、使下我来世永離ニ貧窮下賤之身一、早成ニ正覚一、広度ニ衆生一、如レ仏無異」（撰集百縁経・三）、「我今貧窮、用ニ是小燈一、供ニ養於仏一、以ニ此功徳一、令下我来世得ニ智慧照一、滅ニ除一切衆生垢闇一上（賢愚経・三）などのように、来世での得脱を願うのが仏典説話での通例。
一三　「南无銅銭万貫白米万石好女多徳施」（上巻三十一縁）、「願我施レ福、早脱急施」（中巻三十四縁）、「願我施レ銭（下巻三縁）、および本説話のように、現世での致富を願うのは、仏典説話の傾向とは異なる。
一四　溝によって区画された宅地には数戸の家が建てられ、その宅地から小路へは門が開かれ、溝には橋がかけられた。「門」の語は大邸宅を意味しない。「椅」は東堀川にかけられたものと考えるべきではない。
一五　吉備真備が薬師如来より授かった短籍は、長一尺計、広二寸計、であった（覚禅鈔・五所引私教類聚、東野治之の指摘がある）。
一六　「修多羅分銭」（中巻二十四縁）に同じ。↓中巻二十四縁。下巻三縁では、「大修多羅供銭」をさして「修多羅宗分銭」といっている。「大修多羅衆」は、東大寺、弘福寺にも存した（田村圓澄）。
一七　大安寺の大修多羅宗（修多羅宗）。
一八　「修多羅衆銭一千六百六十八貫六十一文」（大安寺伽藍縁起并流記資財帳）。
一九　中巻三十五縁より推せば、建造物ではなく調度あるいは容

ば、なほ封誤たず、開き見ればただし銭四貫のみ無し。爰に六宗の学頭の僧等集会り怪びて、女人を問ひて曰はく「汝何行をかする」といふ。答へて曰はく「する所無し。ただし貧窮に依りて、命を存つに便無く、帰 無く、怙無し。故に我れ是の寺の釈迦丈六仏に花と香と燈とを献りて福の分を願ふのみ」といふ。衆の僧聞きて商量りて言はく「是れ仏の賜へる銭なり。故に我れ蔵めず」といふ。返りて女人に賜ふ。女銭四貫を得て増上縁とし、大に富みて財饒にして身を保ち命を存つ。諒に知る、釈迦丈六の不思議の力と女人の至信とを。奇しき表の事なり。

行基大徳天眼を放ち女人の頭に猪の油を塗れるを視て呵嘖む縁 第二十九

故京の元興寺の村に、法会を厳備け、行基大徳を請へ奉りて七日法を説かしむ。是に道俗みな集りて法を聞く。聴く衆の中に、一の女人有り。髪に猪の油を塗り、中に居て法を聞く。大徳見て嘖みて言はく「我れはなはだ臭きかな。彼の頭に血を蒙れり。女を遠く引き棄てよ」とのたまふ。女大に恥ぢて出で罷

器である可能性もある。三 未詳。三国仏法伝通縁起・上には、大安寺真言院の傍にて涅槃宗を弘め、「常修多羅宗」と号した、とある(攷証)。「常修多羅衆」は、弘福寺にも存した(田村圓澄)。

三 大安寺の常修多羅宗。

三 「閾 爾雅注云、閾〈音域〉、門限也、兼名苑云、閾一名閫〈苦本反、之岐美、俗云度之岐美〉」(和名抄)。門の内外を区分する横木。「しきみ」が「しきゐ」の語源(箋注倭名類聚抄)。銭の置かれる場所が「門椅所」、「庭中」、「閫前」、「閾内」と、しだいに女人に近づいてきている。

三 訶梨跋摩の成実論・鳩摩羅什訳を所依として研究する学衆が「成実衆」「成実宗」と呼ばれた。元興寺、東大寺にも存した(田村圓澄)。大安寺伽藍縁起并流記資財帳には費用が計上されていない。「別三論衆銭三百十八貫五百六十四文」をこれに擬するのは松浦貞俊の説。最初に大修多羅供銭、次に常修多羅供銭、最後に成実論宗分銭、と展開するが、その意味するところは不明。

三 大安寺の成実論宗。

一 諸経論を研究する学衆が一宗として各寺に存した。大安寺にも、倶舎宗、三論宗、成実宗、法相宗、華厳宗、律宗、の六宗が存したのであろう。ただし、大安寺伽藍縁起并流記資財帳には、三論衆、律衆、摂論衆、別三論衆、修多羅衆がみえ、本書によって、修多羅宗、成実論宗の存在を知ることができる。二 宗(研究者集団)の長。たとえば東大寺では大学頭、小学頭、などという役があった。三 寺に納めずに逆に。四 ある結果をもたらすたすけとなる縁。銭四貫を原資として富を増大させた。このようなばあいに「増上縁」の語を用いるのは、仏典語の転用といえよう。

行基大徳子を携ける女人を過去の怨と視て淵に投てしめ異しき表を示す縁 第三十

行基大徳、難波の江を堀開かしめて船津を造り、法を説き人を化へたまふ。道俗貴賤集会りて法を聞く。爾の時に河内国若江郡川派里に、一の女人有り。子を携きて参り往き、法会にして法を聞く。其の子哭き譴めて法を聞かしめず。其の児年十余歳に至りて其の脚歩まず。哭き譴めて乳を飲み、物を噉ふこと間無し。大徳告げて曰はく「咄、彼の嬢人、其の汝が子を持ち出でて淵に捨てよ」とのたまふ。衆人聞きて、当頭きて曰はく「慈 有る聖人、何の因縁を以ちてか是の告有る」といふ。嬢子を慈ぶるに依りて、棄てずしてなほ抱き、持ちて法を説きたまふを聞く。明日にまた来る。子を携きて法を聞く。子なほ譟しく哭き、聴く衆 譟に障へられて法を聞くこと得ず。大徳嘖めて言はく「其の子を淵に投てよ」とのたまふ。爾の母怪ぶれども思ひ忍ぶること得る。凡夫の肉眼には是れ油の色なり。聖人の明眼には見に宍の血を視る。日本国にして是れ化身の聖なり。身を隠せる聖なり。

第二十九縁 三宝絵・法三に引用。今昔物語集・十七ノ三十六に書承。

五 天眼通。ものの現在のかたちを見る能力。表面化されていないものをも見とおす力。仏菩薩のもつ力のひとつ。行基を菩薩としてとらえている。「放」と表現されるのはめずらしい。

六 行基の登場する説話で、女人が重要な役割をはたしているものは、本説話以外に中巻二縁、八縁、十二縁、三十縁。七 兎膏。髪に塗る油脂のひとつ。延喜式・典薬寮にみえる猪膏もこれか。沢(あらら)を用いて髪に塗ったのであろう。

八 奈良県高市郡明日香村大字飛鳥あたり。元興寺は本元興寺。↓上巻十一縁。九 血を被っている。行基の眼に映じた女人の姿。猪油を髪に塗っていることをいう。一〇 ↓上巻四縁。

二 大方広仏華厳経・離世間品に、菩薩の有する十種眼のひとつとして明眼がみえる。一二 身を化してあらわれた仏菩薩。一三 ↓上巻四縁。

第三十縁 あやしき表(しるし)の説話。今昔物語集・十七ノ三十七に書承。

一四 行基の登場する説話で、女人が重要な役割をはたしているものは、本説話以外に中巻二縁、八縁、十二縁、二十九縁。

一五 過去世における怨敵。行基にはこのようなことを知る(原文「視」)能力があった、と考えられているのである。この力は宿命通(しゅくつう)とよばれ、仏菩薩のもつ力のひとつとされた。行基を菩薩としてとらえている。一六 ↓中巻七縁。

一七 東大阪市。この女人は船で川を下って難波の船津の地へ向ったか(和田萃)。一八 「こ」の表記を「子」「児」と変化させている。本説話では多くのばあい「子」であり、二箇所のみが「児」。

ず、深き淵に擲つ。児また水の上に浮出でて足を踏み手を攢み目を大く瞻瞠りて、慷慨みて曰はく「惻きかな。今三年徴り食はむをや」といふ。母怪びてまた会に入り法を聞く。大徳問ひて言はく「子を擲捨てたりや」とのたまふ。時に母答へて具に上の事を陳ぶ。大徳告げて言はく「汝、昔先の世に、彼の物を負ひて償ひ納めざりしが故に、今子の形と成りて債を徴りて食ふ。是れ昔の物主なり」とのたまふ。嗚呼、恥しきかな。他の債を償はずよりは、むしろ死なむや。後の世にかならず彼の報有らむのみ。所以に出曜経に云はく「他に一銭の塩の債を負ふが故に、牛に堕ち塩を負ひ駆はれて、主の力を償ふ」とのたまふは、其れ斯れを謂ふなり。

塔を建てむとして願を発す時に生める女子舎利を捲りて産るる縁　第三十一

丹生直弟上は、遠江国磐田郡の人なり。弟上塔を作てむとして願を発し、いまだ其の塔を造らずして淹しき年を歴、なほ願を果さむことを瞻、毎に懐を軫ましむ。聖武天皇の御世に、弟上は年七十歳妻は年六十二歳にして懐妊みて女を生む。左方の手を捲りて産生る。父母怪びて、捲れる手を開けば、いよいよますます固く捲りてなほ故に舒べず。父母愁へて曰はく「嫗時にあらずして産みたれば子の根具らず。斯れ大なる恥とす。因縁を以ちての故に汝我が子を生む」といふ。すなはち嫌棄はずして慈び哺育む。やうやく長大るに随ひて、面容端正し。年七歳に至りて手を開きて母に示して曰はく「是の物を見よ」といふ。因りて掌を瞻れば舎利二粒有り。歓喜び異奇びて諸人に告知らす。諸人衆喜び、国司に展転ふ。郡郷ことごとく喜び、知識を引率て七重の塔を建て、彼の舎利を安きて供養し了りぬ。今磐田郡の部内に建立つ磐田寺の塔是れなり。塔を立てて後に、其の子忽に死ぬ。闔に知る、願はば得ずといふこと無し、願はば果さずといふこと無し、といふは、其れ斯れを謂ふなり。

寺の息利の酒を貸用て償はずして死にて牛と作り役はれ債を償ふ縁　第三十二

聖武天皇の世に、紀伊国名草郡三上村の人、薬王寺の為に知識を率引、薬

一 発育の遅れがみられる。脚で歩くことができない子を淵に捨てるイメージは、書紀・神代の蛭児（ひるこ）のイメージに共通するものがある。
二 主人公の呼称および表記を「女人」「嬢人」「嬢」「爾母」「母」と変化させている。
三 「すつ」「なげすつ」の表記を「捨」「棄」「投」「擲」「擲捨」と変化させている。
四 →上巻三十四縁。 五 「うだく」の表記を「携」「抱」「携」と変化させている。
一 →上巻三縁。 二 →中巻五縁。
三 あと三年間とりたてて食おう、としていたのに。乳の価格（上巻二十三縁には「乳直」とあった）を想定しているような表現。
四 他人に負った債務を返済しないならば、どうして死んだりしようか。返済しないかぎりけっして死んだりしない。 五 負債を返済せずに死んだならば、未来世にかならずその報がある。
六 出曜経・無常品の説話にもとづく。諸経要集・択交部・債負縁所引の文の取意か。

第三十一縁　今昔物語集・十二ノ二に書承。
七 舎利が納められているのが塔（摩訶僧祇律・三十三）。「塔是収二世仏舎利一之宝蔵也」（下巻三十六縁）。 八 身骨。ふつうは仏の遺骨をいう。「仏非二血肉身一、云何有二舎利一、方便留二身骨一、為レ益二諸衆生一」（金光明最勝王経・序品）。 九 未詳。本説話以外に所伝をみない。 一〇 静岡県磐田市、磐田郡あたり。 一一 塔を建てる意の表現を「作」「造」「建」「建立」「立」と変化させている。 一二 時期はずれに。高齢での出産をいう。 一三 肉体の能力および器官。 一四 因縁があったので、あなたは私のこの子を生んだ。この子をあなたと私との子として育てなければならない因縁がある。

前生での因縁を想定しての叙述であるが、前生での因縁の具体相は述べられない。 一五 次から次へと伝えられていく様子をあらわす語。

第三十二縁　今昔物語集・二十ノ二十二に書承。
一六 →上巻三十五縁。 一七 天平十九年（七四七）十二月十四日に、伽藍の院内に限り百姓の造塔を許す、という勅（続紀）がみえる。この勅にいう「塔」が元正太上天皇の不予にかかわってのものであれば本説話との関係は稀薄だが、元正太上天皇の不予にかかわってのものでないならば、本説話に関係するところは大きい。聖武天皇は天平勝宝元年（七四九）七月二日に退位。したがって、「聖武天皇御世」に造塔が許された時期はかなり限定される。また、「七重」の塔は諸国の国分寺の塔と同じ形である。国分寺には七重の塔が建てられたことは、続紀・天平十三年三月二十四日条、十九年十一月七日条、類聚三代格・三、などにみえる。遠江国の国分寺は本説話にみえる磐田郡に所在したのだが、磐田郡に七重の塔が二基そびえたったのか、本説話が遠江国の国分寺の塔の縁起説話なのか、あきらかではない。 一八 未詳。
一九 より高い地位の存在への転生を暗示する。過去世から未来世へとつづく得脱の道程の一段階として、現在世がある。 二〇 原文「願無レ不レ得」。大智度論・三十「無二願不一レ得」（原口裕）。

の分を息貸へ[一]薬王寺は今は勢多寺と謂ふなり、其の薬料の物を[二]岡田村主姑女の家に寄せて、酒を作りて息利す。時に斑なる犢[六]有り。薬王寺に入りて常に塔の基に伏す。寺の人擯ひ出せば、またなほ還来りて伏して避らず。怪びて他に問ひて曰はく「誰家が犢ぞ」といふ。一人「我が犢なり」と言ふ者無し。寺家捉へて、縄を著け繋ぎ餧ふ。年を逕て長大り、寺の産業に駈せ使はれ、歳五年を経。時に寺の檀越岡田村主石人夢に見らく「其の犢牛石人を追ひ、角を以ちて掌き仆し、足を以ちて踰む。石人愕え叫ぶ。是に犢牛問ひて言はく「汝我れを知るや」といふ。答へていはく「覚らず」といふ。彼の牛放れ退き、膝を屈げて伏し、涙を流して白して言さく「我れは、桜村に有りし物部麿なり[一〇]字は塩春と号ふ。是の人存けりし時に、矢を猪に中てずして、我れ当に射たりと念ひ、塩を舂きて、往きて荷はむとして、猪無きことを見る。ただし矢のみ地に立てり。里人見て咲ひて、号けて塩舂と曰ふ。故に以ちて字とす。吾れ先に是の寺の薬の分の酒を二斗貸用、償はずして死にき。所以に今牛の身を受けて、酒の債を償ふ。故に役使はるらくのみ。役はるべき年八年を限る。役はれて五年、いまだ役はれずして三年なり。寺の人慈無く、我が背を打ちて追ひて駆せ使ふ。斯のはなはだ苦び痛むこと、檀越にあらずよりは愍ぶ人無し。故に愁の状を申すなり」とまうす。石人問ひて曰

一「息貸」は、利息を払って借りる。「貸」は、借りる。「いらふ」は、借りる。「いらす」と対になる語。二「勢多」は郷名。三「物」とあるのは、薬分料が稲であったことを示す。四未詳。本説話以外に所伝をみない。氏が岡田・姓が村主。岡田は、名草郡旦来郷に存した村名。五薬分料の稲を原料として酒をつくり、利息を生ませる。「うまはす」は、増殖させる意。六本説話では斑文には意味が無い。→中巻九縁。七塔の基壇。八未詳。本説話以外に所伝をみない。九本説話では、夢の中で動物が人のことばを発している。→上巻十縁。一〇未詳。一一未詳。本説話以外に所伝をみない。一二未詳。固形の塩を粉末にする意か。釈日本紀・十二所引摂津国風土記に、鹿に関して「春レ塩塗レ穴」とみえる。固形の塩としては、苦汁(にがり)を除去するために燻製にした「堅塩(かたしお)」が知られているが、それ以外にも煎熬による製塩において生産される固形の塩が存した。また、現代の食塩も空気中で固形化する。延喜式・主計上にみえる「破塩(われしお)」も固形の塩であろう。延喜式・斎宮にみえる「塩臼」は塩を舂くための器か。塩を準備したのは肉の腐敗を防ぐため。猪肉は、塩を加えればあいは、鯆(ほじ)、醢(ししびしお)、鮨(すし)などにして食べる。一三延喜式・造酒司には、原料米一石から酒一斗七升八合五勺、とある。一四この数字

寺に所在。一五→上巻三十五縁。一六薬のための費用として計上されているもの。延喜式・主税に諸国の「薬分料」がみえる(弘証)。僧尼令に酒、肉、五辛を疾病薬分とすることがみえる。それより推せば、薬分、薬分料、薬料などとあるのは、酒のための費用か。この費用が貸し出され、寺が利を得ていた。

はく「何を以ちての故に知る」といふ。牡答へて曰はく「桜の大娘を問ひて虚実を知れ」といふ。大娘は酒を作る家主、すなはち石人の妹なり」とみる。独大に怪びて妹の家に往き、具に上の事を陳ぶ。答へていはく「実に言の如く、酒二斗を貸用、いまだ償はずして死にき」といふ。茲に知寺の僧浄達並に檀越等、因縁を悟り、哀愍ぶる心を垂れて為に経を誦むことを脩ふ。八年を遂し已りて去る所を知らず、また見えず。当に知るべし、債を負ひて償はざれば彼の報無きにあらざることを。あに敢へて忘れむや。所以に成実論に云はく「もし人債を負ひて償はざれば、牛羊麞鹿驢馬の等きらの中に堕ちて、其の宿の債を償ふ」とのたまふは、其れ斯れを謂ふなり。

女人悪しき鬼に点され食噉はるる縁　第三十三

聖武天皇の世に、国挙りて歌詠ひて謂はく「なれをぞよめにほしとたれ　あむちのこむちのよろづのこ　南无南无や　仙さか文さかも酒持ち　のり法まうし　やまの知識あましにあましに」といふ。爾の時に大和国十市郡菴知村の東の方に、大に富める家有り。姓は鏡作造なり。一の女子有り。名けて万の子と曰ふ。いまだ嫁はず、い

一六→一七「何を以ちての故に知る」→一八「大娘は酒を作る家主、すなはち石人の妹なり」→一九「独大に」→二〇「実に言の如く」→二一「斗を貸用」→二二「いまだ償はずして死にき」→二三「去る所を知らず」→二四「成実論に云はく」→二五「歌詠ひて謂はく」→二六「なれをぞよめにほしとたれ」→二七「あむちのこむちのよろづのこ　南无南无や　仙さか文さかも酒持ち　のり法まうし　やまの知識あましにあましに」→二八「南无南无や」→二九「仙さか文さかも酒持ち」→三〇「やまとのくにとをちのこほりあむち村のひむがしのかたに、大に富める家有り。姓は鏡作造なり。一の女子有り。名けて万の子と曰ふ。」→三一「姓は鏡作造なり。」→三二「万の子と曰ふ。」

第三十三縁　今昔物語集・二十ノ三十七に書承。

三三以下の歌は、仏教語を多用しての戯笑歌。歌の歌詞それ自体に奇怪なものが含まれているわけではない。仏教というきらびやかなイメージを織りこんで、男たちが、「おれたちみんな、おまえが好きなんだぞ」と、女にからかい半分で歌いかけたもの。語音の連想から連想へと展開する歌。三六「おまえを嫁にほしい」と言うのは、誰か。三七「おれさまだぞ」「このおかただぞ」と言っているみんな。「あむち」は、我(あ)の敬称。「こむち」は、此(こ)の敬称。「よろづのこ」は、多くの人。三八おまえも、酒持って

の意味するところは不明。三五檀越であるあなたでないならば決して愍れむ人はいないだろう。あなたただけが愍れむ。三六なぜわかるのか。三七桜村の大娘。三八岡田村主石人の姉あるいは妹が岡田村主姑女であり、「桜大娘」と称されていたことが、示される。「妹」は、姉、または妹。男の立場から女きょうだいをいう。三九夢の中で「目レ非二檀越一、無二愍之人一、故申二愁状一」とあったように、この牛の前生は石人ひとりだけが知らされた。四〇僧を統括する役職か。四一同名の僧に関して次のような記事がみえるが、本説話の浄達と同一人かいなかは判然としない。慶雲四年(七〇七)五月、新羅より帰国(続紀)。和銅二年(七〇九)十月、藤原不比等に請ぜられて植槻寺にて維摩会を修す(扶桑略記)。四二死んでより高い地位の存在(たとえば、人)へ転生したことを暗示する。四三原文「豈敢忘矣」。どうして忘れたりしようか。決して忘れない。四四諸経要集・択交部・債負縁所引成実論。成実論・六業品に拠る。

まだ通がず。面容端正し。高き姓の人伉儷ふになほ辞びて年祀を経。爰に有る人伉儷ひて忩々物を送る。彩帛三車なり。見て魘の心をもちて兼ねてまた近き親ぶ。語に随ひて許可し、閨の裏に交通ぐ。其の夜閨の内に音有りて言はく「痛きかな」といふこと三遍なり。父母聞きて相談ひて曰はく「いまだ効はずして痛むなり」といひて、忍びてなほ寐。明日の暁に起き、家母戸を叩きて驚かし喚べども答へず。怪びて開き見れば、ただし頭と一の指とのみを遺し、自余はみな噉はる。父母見て、悚慄り惆懆て、娉妻に送れる彩帛を瞻れば、返りて畜の骨と成る。載せたる三の車は、また返りて呉朱臾木と成る。八方の人聞き、集り臨り見て、怪びずといふこと無し。韓筥に頭を入れ、初七日の朝に、三宝の前に置きて斎食をす。すなはち疑はくは、災の表まづ現れ、彼の歌は是れ表ならむ、と。或るいは神しき怪なりと言ひ、或るいは鬼の啖ふなりと言ふ。覆し思ふに、なほし是れ過去の怨なり。斯れまた奇異しき事なり。

孤の嬢女観音の銅の像を憑敬ひて奇しき表を示し現報を得る縁　第三十四

諾楽の右京の殖槻寺の辺の里に、一の孤の嬢有り。いまだ嫁はず、夫無し。姓名詳ならず。父母の有ける時には、多く饒にして財富み、数屋と倉とを作り、観世音菩薩の銅の像一体を鋳奉る。高二尺五寸なり。隔家を仏の殿と成して彼の像を安き、之れを以ちて供養す。聖武天皇の御世に、父母命終り、奴婢逃げ散れ、馬牛死亡に、財を失ひて家貧しくして独空しき宅を守りて昼夜哀び啼く。観音菩薩の願ふ所を能く与へたまふことを流聞き、其の銅の像の手に縄を繋けて牽き、花と香と燈とを供へ、用ちて福の分を願ひて曰さく「我れはすなはち一子にして、父母無し。孤にしてただし独のみ居る。財を亡ひ家貧しくして身を存つに便無し。願はくは、我れに福を施へ。早く貺へ。急に施へ」とまうす。昼夜哭きて願ふ。里に富める者有り。妻死にて鰥なり。是の嬢を見て媒を通して伉儷ふ。嬢答へて言はく「我れ今貧しき身にして、裸衣にして被無し。何為れぞ面を障ひて参向でて相語らむ」といふ。媒還りて状を告ぐ。壮聞きて言はく「彼の身貧窮しくして衣服無きことは、我れ明に知る所なり。ただし聴すやいなや」といふ。媒往きて告げ知らす。嬢なほし否辞ぶ。壮強ひて入りて嬲る。すなはち心に聴許し、壮と交る。明日終日に雨降りて止まず。雨に障へられて避らず。三日留る。夫の壮飢ゑて言はく「我れ飢う。

一 染色された絹布。
二 もとの状態にもどる意の「返」が用いられていることにより、彩帛、三車、が本来は畜骨、呉朱臾木、であったことが示される。三 畜骨が彩帛に変じていたことにより、彩帛が巻絹の形態であったことが推測されよう。四 ゴシュユ。ミカン科。「呉茱萸（本草云、呉茱萸ハ朱臾二音、加波ミ之加美）」（和名抄）。薬用植物。
五 遺体（あるいは遺骨）を筥に納めて仏前に安置することが追善の儀式の一部分としておこなわれたか。→中巻三縁。
六 死亡した当日を第一日として数えて第七日。死後四十九日に至るまで七日ごとに仏事をおこない斎食することは、異七斎、斎七日、などとよばれた。続紀・天平七年（七三五）十月五日条に、当時「七七日斎」がおこなわれていたことがみえる。七 →上巻二十四縁。八「嫁に欲し」「あむち」「よろづのこ」などの語が歌に含まれていることをいう。「乗り」「溢しに」も「彩帛三車」と関係づけて解されているのであろう。
九 神仏など不思議な世界からもたらされた知らせ。一〇 くり返し考える。一一 過去世の怨。前生での怨が今生ではらされた、とされる。前生で何があったのかは述べられない。

第三十四縁　あやしき表（しるし）の説話。善業についての現報説話。今昔物語集・十六ノ八に書承。

三 奈良県大和郡山市植槻町に所在した寺。
三 一尺は、唐大尺では約二九・六（センチ）、高麗尺では三五（センチ）余。一四 別棟として建てられた家をいうか。今昔・五ノ一に「隔々細ニ造タリ」とみえる「隔」と同じであろう。一五 分散する。
一六 →中巻二十一縁。一七 夫もいない。「ひとりのみもあらざりけらし」（伊勢物語・二）と対照的。ことさらに「独居」が言及されることより推測すれば、この女は観音に「夫」を求め願ったのであろう。後代の説話においても、女が神仏に祈願するばあいには、夫を得ようと祈願した、とはあきらかにされないことが多い。
一八 妻の無い男。一九 →中巻十六縁。
二〇 どうしてなのか、面を覆ってあなたと対面して語るなんて。不可能だ、と言うのである。面を覆う袖が無い（衣服が無い）、と言って、求婚を拒否。二一 本説話では衣服に関して言及さ

飯を賜へ」といふ。妻言はく「今進らむ」といふ。竈に燃火を起して、空しき頭を居ゑ、頬を押して蹲る。空しき屋に入りて徘徊りて大に嗟き、口を嗽き手を洒ひ、堂の内に参入りて像に繋けたる縄を引き、涕泣きて白して言さく「恥を受けしむることなかれ。我れに急に財を施へ」とまうす。罷り出でて、先の如く空しき竈戸に向ひて頬を押して蹲る。爰に日の申時に急に門を叩きて人を喚ぶ。出でて見れば、隣の富める家の乳母有り。大櫃に百の味の飲食を具納れ、美き味芬馥しく、具らぬ物無くして、器はみな鋺と牒子となり。すなはち与へて言はく「客人有りと聞く。故に隣の大なる家具けて物を進納る。ただし器は後に給へ」といふ。嬢大に歓喜び、幸の心に勝へず、著たる黒き衣を脱きて使に与へて言はく「物の献るべき無し。ただし垢つける衣のみ有り。幸はくは受け用よ」といふ。使の母取りて著、急々に還り去ぬ。食を以ちて夫に饗すれば、食を見て怪び、彼の食を見ずしてなほ妻の面を瞻る。明日夫去ぬ。絹十疋と米十俵とを以ちて、妻に送りて言はく「絹は颪に衣被に縫ひ、米は急に酒に作れ」といふ。嬢彼の富める家に往きて幸の心を述べて慶び貴ぶ。隣の家室曰はく「癡なる嬢子かな。もし鬼託くや。我れは知らず」といふ。彼の使なほ言はく「我れまた知らず」といふ。嘖められて家に帰れることが多い。説話展開のうえでの伏線となっている。三 たわむれる。

三 男は雨に妨げられて帰ることができない。

一 本説話では、男が「夫」と表現される時に女も「妻」と表現される。

二 底本原文に「圏」、国会図書館本訓釈に「圏〈奈倍乎〉」、とある。しかし、「圏」も「なべ」も、水を加えて熱して煮炊きするための器であり、蒸すための器ではない。蒸すための器は「甑(こしき)」である。「圏」は「甑」の異体字「醼」の誤写か。当時、飯は米を蒸してつくった。「甑へ音勝、古之岐〉、炊飯器也」(和名抄)。三 頬杖をついて頬を手で支えるのが「頬杖」、あごを手で支えるのが「つら杖」。四 原文「繋」像引縄」。

五 わたしを恥ずかしめにあわせないでほしい。

六 観音に一度祈願してからは、この主人公は泣かない。ひたすら待つ。観音の救済を確信した姿が描かれる。七 午後二時から五時のころ。

八 類似した説話展開をみせる中巻十四縁にも「乳母」が登場している。本説話のばあい、乳母であることの意味があきらかではない。観音が乳母に身を変じていたとされるのは、観音を女性と考えたか。観音を美女として崇拝する傾向は六朝末からみられるが、唐宋以後ますます盛んになった(小林太市郎)。

九 この飲食が仏前にささげられた供物であったことを暗示するか。主人公は貧窮に苦しんでいるのだから、供物は主人公のささげたものではない。父母のささげたものであろう。上文には「安二彼像一、以レ之供養」とあった。→中巻十四縁。

一〇 このような記述があるのはめずらしい。上文にみえるように、器は鋺と牒子とであった。貴重品であろう。本説話では叙述を欠くが、器

り、常の如く礼まむとして堂に入りて見れば、使に著せたる黒き衣、銅の像に被る。爾うしてすなはち観音の示す所なりと知る。因りて因果を信ひ、ますます慇懃に彼の像を恭敬ふ。此れより以来、本の大なる富を得、飢を脱れて愁無し。夫妻夭になること無く、命を全くし身を存つ。斯れ奇異しき事なり。

法師を打ちて現に悪しき病を得て死ぬる縁　第三十五

宇遅王は、天骨邪見にして三宝を信はず。聖武天皇の御世に、是の王縁有りて山背に徘徊る。八人従ひて奈良京に向ふ。時に下毛野寺の沙門諦鏡奈良京より山背に往き綴喜郡を歩く。師率に王に値ひて避け退く所無く、笠を傾け面を匿して路の側に立つ。彼の王見て、馬を留め刑たしむ。師弟子と水田に入りて逃げ避れ走る。なほ強ひて追ひ打つ。師の負ひ持てる蔵、みな撃たれて破れ損はる。時に法師呼びて曰はく「奚ぞ護法無からむ」といふ。王去ること遠からずして、其の路中に儵に重き病を受く。高き声をもちて叫び呻ひ、地を踊離ること二三尺ばかりなり。従者状を知りて法師を勧請ふ。師否びて受けず。三遍請ふれどもなほ終に受けず。問ひて曰はく「病むか」といふ。答へて

を返却するために隣家を訪れる、という説話展開が本来のかたちか。

二 「疋」は、布をはかる単位。絹一疋は、賦役令によれば長五丈一尺、幅二尺二寸。

三 一俵の容量は不明。公私の運米は五斗を一俵とし三俵を一駄とした(延喜式・雑式)。

三 鬼が憑いたのか。

四 乳母。上文に「使」「使母」とあった。

五 衣は、観音の霊験の証拠となっている。

六 上文には「父母有時、多饒富財」とあった。

七 若死にすることなく。

第三十五縁　宇遅王の病死を因果の理によって説明する。

一 宇治王。天平九年(七三七)九月、従五位下。天平九年十二月に内蔵頭、天平十年(七三八)閏七月に刑部大輔、十二月に中務大輔(続紀)。

二 未詳。邨岡良弼は、城上郡下野郷の竹林寺を擬している。竹林寺は奈良県桜井市大字笠に所在。一名笠寺。「笠」にかかわる本説話の存在は、笠寺を擬することの正しさを予想させるが、「奈良京下毛野寺」(中巻三十六縁)には合致しない。

三 未詳。本説話以外に所伝をみない。

四 京都府八幡市、城陽市、綴喜郡のあたり。

五 令集解・僧尼令には、道路で僧尼が俗人に出会ったばあいの規定がみえる。騎乗の僧尼が三位以上の者に出会ったならば僧尼は身を隠さなければならない。身を隠す場所が無いばあいには馬を止めて路側に立たなければならない。騎乗の僧尼が五位以上の者に出会ったならば僧尼は馬を止めて揖(ゆ)して通過しなければならない。僧尼が歩行のばあいには僧尼は身を隠さなければならない。僧尼が歩行のばあいの、身を隠す場所が無いばあいの規定は判然としない。

いはく「はなはだ痛しとす」といふ。法師また曰はく「斯下賤き王、千遍痛み病め。万遍痛み病め」といふ。時に王の眷属天皇に奏さく「諦鏡法師宇遅を咀ふ。捉へしめてまさに殺さむとす」とまうす。天皇状を知りてなほ忍びて可さず。王三日を経て墨の如くにして卒ぬ。眷属また奏さく「殺す報は、殺して報ゆ。宇遅既に死ぬ。諦鏡を受けて怨を報いむ」とまうす。天皇勅して詔はく「朕れまた法師にして諦鏡もまた僧なり。法師云何にしてか法師を殺さむ。宇遅の災を招くことは諦鏡の咎にあらず」とのたまふ。天皇も鬢髪を剃除り戒を受けて道を行ひたまふ。故に法師に儻比ひて諦鏡を殺さず。狂へる王宇遅邪見太甚しくして護法罰を加ふ。護法無きにあらず。何ぞ恐りざらむ。

観音の木の像神しき力を示す縁　第三十六

聖武太上天皇の世に、奈良京の下毛野寺の金堂の東の脇士の観音の頸故無くして断れ落つ。檀主見て、明日に継ぎ奉らむとして、一日一夜を経て、朝に其の頸を見れば、自然づから故の如く継ぐ。しかのみならず光を放つ。誠に知る、理智の法身は常住無きにあらず、信はぬ衆生に知らしめむが為に示す所なりと。

観音の木の像火の難に焼けず威く神き力を示す縁　第三十七

聖武天皇の世に、泉国泉郡の部内に、珍努上山寺に正観自在菩薩の木の像を居きて敬ひ供る。時に火を失し、其の仏の殿を焼く。彼の菩薩の木の像は、焼かるる殿より二丈ばかり出でて、伏して損はること無し。誠に知る、三宝の色にあらず心にあらざることを。目に見ずといふとも威力無きにあらず。此れ不思議の第一なり。

慳貪に因りて大蛇と成る縁　第三十八

聖武天皇の御世に、諾楽京の馬庭山寺に、一の僧常に住む。其の僧命終る時に臨みて、弟子に告げて言はく「我れ死なむ後、三年に至るまで室の戸を開くことなかれ」といふ。然うして死にて後、七々日を経、大なる毒蛇在りて其

一　↓中巻十一縁。二　墨のように黒く変じて。焼死のようなありさまであろう。後代の道成寺縁起に「鐘を取除て見れば、僧は骸骨計残て墨のごとし」とみえ、絵がある。三　扶桑略記・天平二十一年一月十四日条に「於二平城中島宮一、請二大僧正行基一、為二其戒師一、太上天皇受二菩薩戒一、名二勝満一」とみえる。四　特にそれのみに心を寄せる。ひいきする。五　原文「護法非レ無」。

第三十六縁　今昔物語集・十六ノ十一に書承。六　原文「聖武太上天皇世」。「聖武天皇世」に同じ。聖武天皇退位後の時期を意味しない。七　↓中巻三十五縁。八　本尊の仏の両側に侍立する菩薩。東の脇士が観音菩薩であることより推測すれば、西の脇士は勢至菩薩、中尊は阿弥陀如来で、南向きに安置されていた。金堂は南面して建てられていたであろう。九　頸部で切断された状態で頭部が離れ落ちた。切断面が頸部に存するので「頸」を中心に叙述される。「頸」は首すじの意であって、直接には頭部を意味しない。↓中巻三縁、十六縁、二十二縁、下巻二十八縁。一〇　檀越に同じ。施主。

一一　理法身と智法身。仏身の抽象的なありかた。一二　原文「常住非レ無」。

第三十七縁　今昔物語集・十六ノ十二に書承。一三　↓中巻十三縁。一四　聖観自在菩薩。聖観音。一五　隋代に蔣州の興皇寺の仏殿が火災に遭った時に、仏殿の丈六の銅像が自ら移動して落下する棟を避けたことが、広弘明集・十五にみえる。一六　原文「非レ色非レ心」。諸書にみえる表現。中観論疏・九末に「若謂二仏常一、則不レ能レ知レ見、以二常非レ色非レ心、非レ心故不レ能レ知、非レ色故眼不レ能レ見」とあるような意に解するならば、下文の「雖レ不レ見レ目」への接続が理解しやすい。

第三十八縁　今昔物語集・二十ノ二十四に書承。一七　物惜しみし、むさぼること。諸経要集・十悪部・瞋恚縁に引用され、三宝絵・序に言及されて有名な説話に、慳貪であったために死後に毒蛇となって自分の財を守った賢首長者の説話（撰集百縁経・六）がある。一八　奈良市川上町あたりに所在した寺。一九　原文「臨二命終時一」。仏典語。二〇　「三年」は、小林信彦は、儒教の「大祥」の習慣を踏まえたものとする。三回忌の仏事の初見は一一八六年の平重衡のものとされる（圭室諦成）が、藤原冬嗣の大祥斎が性霊集・六にみえる（小林信彦の指摘がある）ので、本説話のころにすでに三回忌の仏事（大祥）がおこなわれていた可能性がある。本説話にみえる「三年」は、それに拠るのであろうか。また、「三年」と「七々日」とをともに記すのは、十王信仰にもとづくか。二一　中陰（中有）の期間を四十九日とする伝承（たとえば瑜伽師地論・一）に拠る。続紀・天平七年

の室の戸に伏す。弟子因を知り、教化へて室の戸を開き、銭三十貫隠蔵せるを見る。其の銭を取りて、以ちて経を誦むことをし、善を修ひ福を贈る。誠に知る、銭を貪りて隠すに因り、大蛇の身を得て返りて其の銭を護ることを。須弥の頂を見るといふとも、欲の山の頂を見ること得ずといふは、其れ斯れを謂ふなり。

薬師仏の木の像水に流されて沙に埋れ霊しき表を示す縁　第三十九

駿河国と遠江国との堺に河有り。名けて大井河と曰ふ。其の河上に鵜田里有り。是れ遠江国榛原郡の部内なり。奈良宮に天下治めたまひし大炊天皇の御世の天平宝字二年戊戌の春三月に、彼の鵜田里の河辺の沙の中に音有りて曰はく「我れを取れ。我れを取れ」といふ。時に有る僧国を経て彼を行過ぐ。当時「我れを取れ」と曰ふ音なほ止まず、僧を呼び求む。邂逅に沙の底に有る音を聞くこと得て、埋れたる死人の蘇還るなりと思ひて、堀りて見れば、薬師仏の木の像有り。高六尺五寸、左右の耳缺けたり。敬ひ礼み哭きて言さく「我が大師や、何の過失有せばか是の水の難に遇ひたまふ。縁有りて偶に値ひたてまつる。願はくは我れ修理ひたてまつらむ」とまうして、知識を引率て仏師を勧請へ、仏の耳を造らしめ、鵜田里に堂を造りて尊き像を居き、之れを以ちて供養す。今号けて鵜田堂と曰ふ。是の仏の像験有り。光を放ち、願ふ所を能く与へたまふ。故に道俗帰り敬ふ。伝へ聞く、優塡の檀の像起ちて礼み敬ふことを致し、丁蘭の木の母動きて生ける形を示すといふは、其れ斯れを謂ふなり。

悪しき事を好む者現に利き鋭に誅られて悪しき死の報を得る縁　第四十

橘朝臣諾楽麻呂は、葛木王の子なり。強ひて非望を窺ひ、心に国を傾けむことを繋け、逆ふる党を招集めて其の便を当頭く。僧の形を画作り、之れを以ちて的を立て、僧の黒眼を射る術を効ぶ。諸の悪しき事を好むこと斯の甚しきに過ぎたるは無し。諾楽麻呂の奴諾楽山にして鷹鳥猟をして、其の山に狐の子多有るを見る。奴狐の子を捉りて木を用ちて串に刺し、其の穴の戸に立つ。

(七五五)十月五日条には「七七日斎」がみえる。ひとつの生の終りから次の生の始まりまでの中間のありかた、を中陰(中有)という。

三 すでに成長をとげた「大毒蛇」が出現している。小林信彦は、僧は生まれ変わったのではなく僧の「たま」が大蛇にとり憑いた、と推測している。今昔・十四ノ三に、女が死んでただちに「五尋許ノ毒蛇」となった説話がみえる。

一 蛇に説諭して。
二 より高い地位の存在への転生を暗示して蛇の死が記されたほうがわかりやすいが、本説話はそのような展開をみせない。
三 もとの室にもどって来て。
四 須弥山。世界の中心に位置する高山。

第三十九縁　あやしき表(しるし)の説話。今昔物語集・十二ノ十二に書承。
五 静岡県島田市大字野田。
六 淳仁天皇。
七 七五八年。淳仁天皇はこの年の八月に即位。春三月は孝謙天皇の世。
八 その時に。
九 偶然に。
一〇 類似の表現が中巻十七縁、二十二縁にみえる。一一 標題には「流水」とあった。
一二 →上巻三十五縁。
一三 「随レ所二楽求一、一切皆遂、求二長寿一得二長寿一、求二富饒一得二富饒一、求二官位一得二官位一、求二男女一得二男女一」(薬師琉璃光如来本願功徳経)。
一四 優塡王が工人に命じて栴檀を刻んで造らせた仏像は、母への説法を終えて忉利天より帰り来る釈迦を、起ちて迎えた(大唐西域記・五)。「檀」を「まゆみ」と訓むのは誤りであるとする説(小野蘭山)があるが、植物名としては他に訓は知られていない。一五 →上巻十七縁。

第四十縁　悪業についての現報説話。橘奈良麻呂の変を因果の理によって説明しようとする。僧形を描いて的とした悪業に対しての悪報とされる。
一六 「ときさき」は、鋭利な武器の先端。軍勢の比喩的表現。「利鋭」(本説話)、「鋸鋒」(上巻五縁)、「鋭」(書紀・欽明天皇二十三年古訓)、「鋒」(名義抄)などの表記がある。
一七 橘奈良麻呂。父は橘諸兄、母は藤原不比等の娘。七五七年に三十七歳で歿か。続紀・天平宝字元年条に、奈良麻呂の変に関しての詳細な記事がある。一八 葛城王。橘諸兄。
一九 小野東人の自白によれば、天平宝字元年六月に、安宿王、黄文王、大伴古麻呂、多治比鷹主、大伴兄人、を集めた(続紀・天平宝字元年七月四日条)。二〇 →上巻三十四縁。
二一 この「僧」に特定の人物(聖武天皇、行基、道鏡など)を擬する説は、本説話にいうところの「悪事」の性格を不鮮明にするように思われる。僧形の者を的としたこと自体を問題としている。
二二 原文「諾楽麻呂之奴」。諾楽麻呂に仕える奴、ではなく、諾楽麻呂本人をさす、とする中田祝夫の説があるが、したがいがたい。本説話は、僧形を的とする悪事をおこなった諾楽麻呂がついには殺されるにいたった、という説話であり、狐と奴とを叙述した箇所は「現報甚近、不レ無二慈心一、為二無二慈行一、致二無二慈怨一」を説くためのもの。二三 奈良山とも表記する。→上巻十二縁。
二四 天平勝宝八年(七五六)五月二日に聖武太上天皇が歿し、六月八日の詔によって、翌年五月三十日までの殺生が禁断された。その殺生禁断の期間中の事件か。

奴嬰児有り。母の狐怨を結び、身を返して奴の児の祖母と化作り、奴の子を抱きて、己が穴の戸に迄りて、己が子を串ししが如く奴の子を貫きて穴の戸に立つ。賤しき畜生なりといへども怨を報ゆるに術有り。現報はなはだ近し。慈ぶる心無くあらざれ。慈無き行をせば慈無き怨に致る。然うして後に久しからずして、諾楽麻呂天皇に嫌はれ、利き鋭に刎らる。すなはち以ちて知る、先の悪しき行は利き鋭に逢はしめ殺さるる表なり、と。斯れまた奇しき事なり。

女人大蛇に婚はれ薬の力に頼りて命を全くすること得る縁　第四十一

河内国更荒郡馬甘里に、富める家有り。家に女子有り。大炊天皇の世の天平宝字三年己亥の夏四月に、其の女子桑に登りて葉を揃く。時に大蛇有り。女の登る桑に纏りて登る。路往く人見て嬢に示す。嬢見て驚き落つ。蛇また副ひて堕ち、纏りて婚ひ、慌迷ひて臥す。父母見て、薬師を請召ぶ。嬢蛇と倶に、同じき床に載せられ、家に帰り庭に置かる。稷の藁三束を焼き三尺を束と成し三束とす、湯に合せて汁を取ること三斗、煮煎て二斗と成、猪の毛十把を剋み末きて汁に合す。然うして当の嬢の頭と足とに橛を打ちて懸け釣り、口を開きて汁を入る。汁一斗入るれば、すなはち蛇放れ往き、殺して棄つ。蛇の子白く凝りて蝦蟆の子の如し。猪の毛蛇の子の身に立ちて、閻より出づること五升ばかりなり。口に二斗入るれば、蛇の子みな出づ。迷惑へる嬢すなはち醒めて言語ふ。二親問へば、答へていはく「我が意夢の如し。今醒めて本の如し」といふ。薬を服むこと是くの如し。何ぞ謹みて用ざらむ。然うして三年を経、彼の嬢また蛇に婚はれて死ぬ。愛ぶる心深く入らば、死に別るる時に、夫と妻と父母と子とに恋ひて是の言を作していはく「我れ死なば、またの世にかならずまた相はむ」といふ。其の神識は業の因縁に従ひて、或るは蛇馬牛犬鳥の等きらに生る。先の悪しき契に由りて、蛇に愛び婚はれ、或るは怪しき畜生にせらる。愛欲一にあらず。経に説きたまふが如し「昔仏と阿難と墓の辺より過ぐ。夫妻二人共に飲食を備け、墓を祠り慕ひ哭く。夫は母を恋ひて啼き、妻は嬰を詠ひて泣く。仏妻の哭くを聞きて音を出して嘆きたまふ。阿難白して言さく「何の因縁を以ちてか如来嘆きたまふ」とまうす。仏阿難に告げたまはく「是の女、先の世に一の男子を産み、深く愛ぶる心を結び口に其の子の閇を喋ひき。母三年を経て、儵倏に病を得、命終る時に臨みて、子を撫でて閇を咥ひ

第四十一縁　今昔物語集・二十四ノ九に書承。

五 更荒郡は讃良郡とも表記する。大阪府四條畷市、寝屋川市、大東市、あたり。馬甘里は未詳。
六 七五九年。
七 「桑」は男女の情事に関連する（石田英一郎）。
八 猪は蛇を制する（南方熊楠）。

一 身をひるがえして。
二 狐が祖母に化したのは、老女を意味する「たうめ」の語を狐の意に用いる習慣が存したことに拠るか。狐と老女とを近接したものとしてとらえている。
三 諾楽麻呂の処刑に関する記述は続紀にはみえない。
四 業因となった行為を報果の「表」としてとらえるのはめずらしい。因果の思想とは少々ことなる。

九 松浦貞俊の説による。今昔をはじめ「開(ひら)の口に」と解する通説では、下文の「口入二二斗一」に合致しない。
一〇 女性性器。「閻」は、戸ぼそ（建造物の入り口の上下にあって扉の回転軸を受ける穴）を意味する「閾」の異体字か。
一一 上文によれば、この汁は三斗を煮つめて二斗にしたもの。ここに「口入二二斗一」とあり、口から二斗すべてを入れたことになる。最初に一斗、次に一斗、合計二斗、である。
一二 原文「何謹不レ用」。薬を用いることに慎重になってしまって薬を用いない、などということがどうしてあるのか。薬を用いるべきである。
一三 「愛心深入」以下「愛欲非レ一」まで、業因に関しての一般論が展開される。
一四 原文「恋二於夫妻及父母子一」。夫と妻とが互いに恋い、父母と子とが互いに恋い。
一五 原文「復世」。この次の生涯。来世。仏足石歌・一〇に「麻多乃与」がみえる。
一六 来世での再会を誓ったことをさす。
一七 原文「為レ蛇愛婚、或為二怪畜生一」。被動。「蛇に愛び婚はれ、或るは怪しき畜生に愛び婚はる」の意。
一八 未詳。
一九 夫は自分の母を慕って哭き、妻は自分の嬰(こ)を慕って哭いている。上文に、夫妻が互いに慕って哭いていることが述べられていた。ところが、夫と妻とのそれぞれの心情は、じつはこのようなものであった、と述べられる。「しのふ」の表記を「慕」「恋」「詠」と変化させ、「なく」の表記を「哭」「啼」「泣」と変化させている。
二〇 →中巻十一縁。
二一 原文「臨二命終時一」。仏典語。

て斯く言はく『我れ生々世々に、常に生れて相はむ』といひき。隣の家の女に生れ、終に子の妻と成り、自が夫の骨を祠りて、今慕ひ哭く。本末の事を知り、故に我れ哭くのみ」とのたまふ」とは、其れ斯れを謂ふなり。また経に説きたまふが如し「昔人の児有り。其の身はなはだ軽く、疾く走ること飛ぶ鳥の如し。父常に重し愛びて守り育ふこと眼の如し。父子の軽きを見て譬へて言はく「善きかな、我が児、疾く走ること狐の如し」といふ。其の子命終りて後に狐の身に生る。善き譬を願ふべし。悪しき譬を欲はざれ。かならず彼の報を得るが故なり」と。

極めて窮しき女千手観音の像を憑敬ひ福の分を願ひて大なる富を得る縁　第四十二

海使荒女は、諾楽の左京の九条二坊の人なり。九の子を産生みて、極めて窮しきこと比無く、生活くこと能はず。穂積寺に向でて千手の像に福の分を願ふ。一年満たず。大炊天皇の世の天平宝字七年癸卯の冬十月の十日に、慮はずより外に敢に其の妹来り、皮櫃を以ちて姉に寄せて往く。脚に馬の屎染む。曰はく「我れ今来らむとするが故に、是の物を置くなり」といふ。待てども来らず。故に往きて弟を問ふ。弟答へていはく「知らず」といふ。爰に心の内に思ひ怪び、櫃を開きて見れば、銭百貫有り。常の如く花と香と油とを買ひて、擎げて千手の前に往きて其の足を見れば馬の屎著けり。爾うしてすなはち疑ひ思はく「菩薩の銭を貶へるか」とおもふ。三年を過ぎて、千手院に収めたる修理分の銭百貫無しと聆く。因りて皮櫃は彼の寺の銭なりと知る。閾に委る、是の銭は観音の賜ふ所なり、と。賛に曰はく「善きかな、海使氏の長いたる母、朝に飢ゑたる子を視て血の涙を流泣き、夕に香と燈とを焼きて観音の徳を願ふ。応へて銭家に入りて貧窮の愁を滅し、感へて聖福を留めて大に富める泉を流ふ。児を養はむとして徳に飽き、衣発きて晰に委る、子を慈びて祐を来らしめ、香を買はむとして価を得たり」といふ。涅槃経に説きたまふが如し「母、子を慈び、因りて自づから梵天に生る」とのたまふは、其れ斯れを謂ふなり。斯れ奇異しき事なり。

一　自分の前生での夫。
二　過去世における業因と、現在世におけるその報果と。
三　未詳。
四　上文には「疾走如二飛鳥一」とあった。上巻二縁には狐の子に関して「走疾如二鳥飛一矣」とみえる。
五　発せられた「ことば」は「ことがら」として実現される、という考えにもとづいている。
六　因果応報の思想とは異なる。

第四十二縁　今昔物語集・十六ノ十に書承。
七　「若為レ富二饒種種珍宝資具一者、当二於如意珠手一」（千手千眼観世音菩薩広大円満無礙大悲心陀羅尼経）。
八　未詳。本説話以外に所伝をみない。
九　「大和国飢、賑二給之一」（続紀・天平宝字七年六月二十五日条）。九人の子をもっていることに加えて飢饉があった。
一〇　左京九条四坊二坪（奈良市東九条町）に所在した寺。九条二坊から遠くはない。
一一　下文に「如レ常買二花香油一、擎往二千手前一」、賛に「夕焼二香燈一、願二観音徳一」、とみえる。花、香、燈を供えて福分を願ったのである。
一二　原文「一年不レ満」。一年間は願いがかなえられなかった。
一三　七六三年。
一四　原文「不レ慮之外」。「不レ思之外」（下巻二十五縁）、「不レ見之外」（下巻二十七縁）などとみえる。
一五　ちょうどその時に。
一六　妹。女きょうだいの中での年少者。現代語での用法と一致し、上巻三十一縁の用法とは異なる。
一七　あずける。
一八　きょうだいの中での年少者。上文には「妹」とあった。
一九　馬の屎は観音の霊験の証拠となっている。
二〇　観音菩薩。
二一　「過二三年一聆」（原文）とあるが、このように時の経過を記述することの意味は不明。
二二　穂積寺の一部で、千手観音を安置した堂であろう。
二三　堂塔修理の費用の銭。
二四　菩薩。観音菩薩。
二五　九人の子を養おうとして、養うに十分な福分を得た。
二六　屎に汚れた観音の足が見えたので。
二七　「如レ是女人、慈念功徳、命終之後、生二於梵天一」（大般涅槃経・寿命品）。

日本霊異記

下巻

下巻

上巻冒頭の説話には困惑しつつも、読者はこの書を「現報善悪」と「霊異」とを描いた「仏教」説話集として読むことができた。この下巻の説話の多くも、因果応報説話と霊験説話である。

しかし、説話集を読み進んで末尾の下巻第三十八縁・第三十九縁に至るときには、読者はやはり大きな困惑をおぼえるであろう。

第三十八縁に展開される表相説話は、本書の他の箇所にみえる「あやしき表を示す」説話とはその背後にある思想が異なる。さまざまな前兆の説話は、仏教思想に拠るものではない。この表相説話を承けて、編纂者景戒自身の「夢」が示され、その「夢」の解釈が叙述される。説話はさらにもうひとつの「夢」へと展開し、第三十八縁は奇妙な終り方をみせている。

さらに末尾に位置する第三十九縁は、「聖」たる天皇を願望する景戒の心情が読み取れはするが、一書の締め括りの説話としてはいささか異様であろう。

この第三十八縁・第三十九縁がこの書の終章に置かれるところに、多くの現代の読者の違和感があろう。

不思議な書物である。奇妙な印象を受ける作品である。

日本国現報善悪霊異記　下巻

諾楽の右京の薬師寺の沙門景戒録す

夫れ善と悪との因果は内経に著れ、吉と凶との得失は諸の外典に載せり。今是の賢劫の釈迦一代の教の文を探れば、三の時有り。一は正法五百年、二は像法千年、三は末法万年なり。仏の涅槃したまひしより以来、延暦六年歳の丁卯に次るとしに迄るまでに、一千七百二十二年を逕たり。正と像との二を過ぎて、末法に入る。然うして日本に仏の法の伝り適めてより以還、延暦六年に迄るまでに、二百三十六歳を逕るなり。夫れ花は咲みて声無し、鶏は鳴きて涙無し。代を観れば、善を修ふ者は石峯の花の若し。悪を作す者は土山の毛の似し。因果を繕はずして罪を作る。名利と殺生とを嗜み、善根と悪種とを疑はば　以ちて目無き人の賢の尾を履みて失はず、鬼託ける人の毒蛇を抱きて朽ざるに比ふ悪しき報の遄く来らむこと、水の鏡の向はばすなはち現るるが如し。幸の力の颰く被らむこと、谷の響の喚ばばかならず応ふるが如し。現報之くの若し。烏に

序　「今」が仏教史の中にどのような位置を占めているかが記される。善を行って得脱すべきであると記される。

一　現在。過去の「荘厳劫」、未来の「星宿劫」に対する。仏教的宇宙論によれば、悠久の過去から無限の未来へ、世界はその生成と壊滅とをくりかえす。成(生成)劫(生成しつつある時期)、住劫(生成を終えた安定期)、壊(え)劫(壊滅しつつある時期)、空劫(壊滅を終えた空白期)、とつづき、さらに空劫のあとには次の成劫がつづく。成、住、壊、空、成、住、壊、空、…とくりかえされる。四種の時期の中で、仏が世に現れるのは住劫の時期。釈迦がこの世に現れた現在の住劫には、合計千人の仏が世に現れる。この住劫を「賢劫」という。

二　仏の入滅以後の時代を、法が次第に衰微してゆきやがて法滅の時をむかえるという観点から三区分する。仏の入滅を起点とした下降史観であるが、ここではむしろ紀年法としての色彩が濃い。費長房の歴代三宝紀は「仏入二涅槃一来〇〇年」として、慧思の南嶽思大禅師立誓願文は「是末法〇〇年」として、年時を表示。ここでは、「今」が仏教史の中でどのような位置を占めるか、が述べられる。

三　仏の法が伝えられる時代。

四　仏の法に類似した教えが伝えられる時代。正法五百年・像法千年・末法一万年、という説は、南嶽思大禅師立誓願文に初出。「釈迦牟尼仏一代、正法五百年、像法一千年、末法一万年、衆生滅尽、諸経悉滅」(道綽の安楽集・下)。

五　法が衰微の極に達する時代。正法五百年・像法千年・末法一万年、という説は、南嶽思大禅師立誓願文に初出。「釈迦牟尼仏一代、正法五百年、像法一千年、末法一万年、衆生滅尽、諸経悉滅」(道綽の安楽集・下)。

六　下文では、日本への仏教伝来(書紀によれば五五二年)から延暦六年(七八七)までを二百三十六年としている。同じ計算法によれば仏の入滅は紀元前九三五年に想定されている。仏の入滅の年は周書異記にもとづいた周の穆王五十二年(あるいは五十三年)壬申(紀元前九五九)が当時の通説。ただし、周の穆王の壬申年を、最澄は紀元前九四一年に想定(伝述一心戒文・上)。本書の仏の入滅の年紀元前九三五年と通説の紀元前九四九年との差が、上宮聖徳法王帝説にみえる仏教伝来の年の五三八年と書紀の五五二年との差に一致するのは偶然とは考えにくい。仏の入滅を起点にした紀年法で日本への仏教伝来の年が伝承されていたことに起因する誤解があろう。

七　八十歳入滅の通説によれば、仏の入滅が紀元前九三五年(丙戌)ならば生誕は紀元前一〇一四年(丁卯)。また、中国への仏教伝来は、後漢の明帝の永平十年(六七)丁卯。延暦六年「丁卯」は、仏の生誕、中国への仏教伝来、に呼応するか。今昔物語集では、仏の生誕は巻一ノ二、中国への仏教伝来は巻六ノ二、とあり、位置的に対応。へものごとの隠微にして顕れ難きをいう譬喩(松浦貞俊)。業因に対する報果の迅速に顕現することに対比されている。花鳥の擬人化は初唐のころに著しく流行(小島憲之)。

九　稀少である。

一〇　多い。

一一　原文に存する文意の不通を、割注の竄入に起因すると考え、本行と割注とに本文を分離し、割注の復元を試みた。文脈の理解は、中村宗彦の説に多くはしたがった。

一二　人はどうして慎まずにおれようか。みな慎む。

一「此生空過、後悔無し追」(大般涅槃経後分・上)。

二　ひとつの住劫は、それぞれ二十の時期から成っている。第一の時期には人の寿命は次第に減少する。第二の時期には人の寿命は次第に増大

ぞ人慎まざらむや。此の生空しく過ぐさば、後に悔ゆとも益無し。暫爾の身詎にぞ眉に存たむ。泛爾なる命孰れか常に恃まむ。既に末劫に入る。何ぞ仏めざらむ。噫矜言れ恻ぶ。那で劫の災を免れむ。四ただし衆の僧に一摶の食を資施さば、善を修ふ福に当来の飢饉の災の苦に逢はず。一日の不殺の戒を頼持たば、道を行ふ力に末劫の刀兵の怨の害に値はず。五昔一の比丘有り。山に住みて坐禅し、斎食の時ごとに飯を折ちて烏に施す。烏常に啄み効ひて、日ごとに来り候ふ。比丘斎食し訖りて後に、楊枝を嚼み口を嗽き手を洒ひ、礫を把りて翫ぶ。烏雛の外に居る。時に彼の比丘、居る烏を瞪ず、礫を投げて烏に中つ。烏の頭破れ飛びて、すなはち死にて猪に生れ、猪其の山に住む。彼の猪比丘の室の上に至りて、石を頽し食を求る。石径り下ち比丘に中りて死ぬ。猪賊さむと思はずして、石自づから来りて殺す。無記にして罪を作らば無記にして怨を報ゆ。何にいはむや、悪しき心を発して殺さば彼の怨の報無からむや。悪の因を殖ゑて怨の果を報ゆることは、是れ吾が迷ふ心なり。福の因を作りて菩提を鑑ることは、是れ我が寤れる懐なり。羊僧景戒、学ぶる所はいまだ天台智者の問術を得ず。悟る所はいまだ神人弁者の答術を得ず。是れなほ螺を以ちて海を酌み、管に因りて天を闚る者のごとし。伝燈の良き匠にあらずして、強ひて訂斯の事を瞎る。轍を浄き刹に剋み、心を覚れる路に奔らす。遠く前の非を愧ぢ、長に後の善を祈ひ、奇異しき事を注す。爾に言提流に、手を授けて勧めむと欲ひ、足を濡して導かむと欲ふ。庶はくは地を掃きて共に西の方の極楽に生れ、巣を傾けて同じく天上の宝堂に住まむとねがふ。

法花経を憶持てる者の舌曝れる髑髏の中に著きて朽ちざる縁　第一

諾楽宮に大八州国御めたまひし帝姫阿倍天皇の御代に、紀伊国牟婁郡熊野村に永興禅師とまうすひと有す。海辺の人を化へたまふ。時の人其の行を貴びたてまつる。故に美めて菩薩と称す。天皇の城より南に有すが故に、号けて南菩薩と曰す。爾の時に一の禅師有り。菩薩の所に来る。持つ所の物は、法花経一部字を細少く書き巻の数を減して一巻と成して持つと白銅の水瓶一口と縄床一足となり。僧常に法華大乗を誦持ち、之れを以ちて宗とす。一年余を歴て、別れ去らむと思ひて禅師を敬礼み、縄床を奉施りて語りて曰さく「今は罷退りて、山を展り伊勢国に踰えむと欲ふ」とまうす。禅師聞きたまひて、糒の干飯を二

一　此の生空しく過ぐさば　人の寿命は次第に減少し、寿命の増減がくりかえされて、第二十の時期に寿命は増大し、住劫は終末を迎え、次に壊劫に入る。人の寿命の増大する時期を増劫といい、減少する時期を減劫という。減劫の末期を「末劫」という。本書では舌内入声音は「ち」で表記した。「まちこふ」もその例。類似音を示すならば、マッコフ。

二　末劫に入る　減劫の末期の人の寿命が十歳のときに、刀兵災が七日間、疾疫災が七月七日間、饑饉災が七年七月七日間、おきる、とされた(阿毘達磨大毘婆沙論・二三四、倶舎論・十二、阿毘達磨順正理論・三十二)。壊劫におきる火・水・風の三災(大三災)に対して「小三災」とよばれる。阿毘達磨大毘婆沙論・一三四、倶舎論・十二、阿毘達磨順正理論・三十二、などに類似の文がみえる。

三　四分律行事鈔・中ノ一に「如二経中頭陀比丘一、不レ覚殺生、彼生命過堕二野猪中一、山上挙レ石、即因崩下、還殺二比丘一」とみえる(攷証)。

四　原文「即死」。死ぬと同時に、の意。

五　善でも悪でもないこと。下文によれば「悪心」の無いこと。

六　啞羊僧。戒を破ることはしないが、鈍根無慧なので、何が罪で何が罪でないかを正しく認識できない僧(大智度論・二)。

七　智顗。智者大師。隋の開皇十七年(五九七)に六十歳で歿。伝に灌頂の隋天台智者大師別伝がある。元暁の涅槃宗要に、四宗と五教とに関して「天台智者」が「神人」と問答したことを述べる。七大寺年表には天平五年(七三三)に「普昭、従レ唐天台教門持来」とみえる。

八　「是猶二以レ螺酌レ海、用レ管闚レ天者一耳」(涅槃宗要)。

一　諾楽宮に大八州国御めたまひし帝姫阿倍天皇の御代に　第四十六代孝謙天皇。七五八年に淳仁天皇に譲位し、七六四年に重祚して称徳天皇。「帝姫」は聖武天皇の皇女であるがゆえの称であろう。中国では十二世紀に公主を「帝姫」と称することがおこなわれたが、古例は不明。松浦貞俊によれば「みかどのひめみこ」。三宝絵・東大寺切の「帝き」「帝姫(テイキ)」により、「ていき」と音読しておく。

二　紀伊国牟婁郡熊野村　今の那智を含む熊野川河口一帯の海岸(『日本歴史地名大系・和歌山県の地名』)。

三　永興禅師　東大寺要録・五に、宝亀元年より四年(七七〇―七三)まで東大寺別当をつとめた律師永興がみえ、三国仏法伝通縁起・中に良弁の弟子として華厳宗を専らに修した、とされるが、本説話の永興とは別人か。続紀・宝亀三年三月六日条に「十禅師」のひとりとしてみえる永興が、天平宝字二年(七五八)八月九日興福寺三綱牒に「上座」としてみえる永興と同人で、本説話および下巻二縁にみえる永興であろう。

四　菩薩と曰す　「行基菩薩」(中巻七縁)、「金鷲菩薩」(中巻二十一縁)、などの例があった。

五　中巻二十一縁の賛にも、天皇との位置関係

二　親切に教えてやらなければならない人々。「言提」は「言提二其耳一」(毛詩・大雅・抑)にもとづく語。その人の耳に口をつけて懇ろに教えさとす意。「言」は、ここに、の意。真福寺本訓釈「言提〈美ゝ比支天クキ(乎か)師不留〉」「流〈トモカラ〉」。

三　原文「授レ手」。救援する。

四　原文「濡レ足」。溺れる人を救う(後漢書・崔駰伝)。

五　原文「掃レ地」「傾レ巣」は、ことごとく、の意。

六　兜率天宮。弥勒菩薩の居処。

第一縁　前半部が今昔物語集・十二ノ三十一に書承。

斗舂篩ひ、之れを以ちて師に施したまふ。優婆塞二人を共に副へ、使に遣りて見送らしめたまふ。是の禅師、一日の道を送られて、法花経と幷に鉢と干飯の粉と等を以ちて優婆塞に与へ、此より還らしむ。ただし麻縄二十尋と水瓶一口とを以ちて、別れ去りて匿る。二年を逕て、熊野村の人熊野河の上の山に至りて、樹を伐りて船を作る。聞けば音有りて法花経を誦む。日を累ね月を逕て、なほ読みて止まず。船を造る人経を読む音を聞き、心を発し貴びて、自が分の糧を擎げて推ね求むれども、形色を瞰ず。故に還りて居る。経を読む音、先の如く息まず。後に半年を歴て、船を引かむが為の人、山に入りて聞けば、経を読む音なほ止まず。怪びて禅師に白す。禅師怪び往きて聞きたまへば実有り。尋ね求めて見たまへば、一の屍骨有り。麻縄を以ちて二の足を繋ぎ巌に懸けて、身を投げて死にたり。骨の側に瓶有り。すなはち知る、別れ去れる禅師なりといふことを。永興見て、悲び哭きて還りたまふ。然うして三年を歴、山人告げ知らせたてまつる、経を読む音常の如くして止まずと。永興また往きたまひ、其の骨を収めむとして髑髏を見たまへば、三年に至りて其の舌腐ちず。宛然生有なり。諒に知る、大乗不思議の力と経を誦み功を積みたる験徳となりといふことを。賛に曰はく「貴きかな、禅師、血肉の身を受け、常に法華を誦み、大乗の験を得、身を投げ骨を曝りて、髑髏の中に著きたる舌爛ちず。是れ聖にして凡にあらず」と。また吉野の金峯に一の禅師有り。峯を往きて行道く。禅師の往く前に音有りて、法花経と金剛般若経とを読む。聞きて留り立ち、草の中を排開きて見れば、一の髑髏有り。久しきを歴て日に曝りて、其の舌爛ちずして生に著きて有り。禅師取りて浄き処に収め、髑髏に禱りて言はく「因縁を以ちての故に、汝我れに値ふ」といふ。すなはち草葺を以ちて其の上を覆ひ、共に住みて経を読み、六時に行道く。禅師の法花を読むに随ひて、髑髏も共に読む。故に彼の舌を見れば、舌振ひ動く。是れまた奇異しき事なり。

生物の命を殺し怨を結びて狐と狗と作りて互相に怨を報ゆる縁　第二

禅師永興は、諾楽の左京の興福寺の沙門なり。俗姓は葦屋君氏、一は市往氏と云ふ。摂津国手嶋郡の人なり。紀伊国牟婁郡熊野村に住みて修行ふ。時に彼の村に病者有り。是れを禅師の住める寺に将来り、禅師を勧請へて病を看

一　頭陀僧の常に随身すべき十八種物のひとつ。
二　麻(あさ)製の縄。「尋」は長さの単位。
三　船は山中で造られ、完成後に引き下された(播磨国風土記・讃容郡)。熊野は船の産地で、熊野舟(くまのふね)(万葉集・十二・三一七)、真熊野之船(まくまのふね)(万葉集・六・九四四)、真熊野之小船(まくまのをぶね)(万葉集・六・一〇三一)、熊野諸手船(くまのもろたふね)(書紀・神代下)、などがみえる。
四　誦経している人に布施しようとして。
五　山から引き下す時には船の前部から引っぱったが、引き下す速度や方向を調節するために、船の後部にも綱をつけて逆方向へ引いた(万葉集・十四・三四三一)。
六　鳥に身体を施すための捨身行か。
七　本説話には、時の経過が詳細に記述される。
八　法華経を読誦した者の舌が死後にも腐敗することがなかった、という説話は唐代以後さかんにおこなわれた。隋代の旌異記あたりが古例か。法華経との関連は無いが、大智度論・九には、阿弥陀経と般若経とを誦していた比丘の舌が火葬にも焼け残った、という説話がある。
九　そこなわれずにあること。
一〇　金峯山。
一一　金剛般若経を読誦した者の舌が死後にも腐敗することがなかった、という説話は、孟献忠の金剛般若経集験記にも段成式の金剛経鳩異にもみえず、太平広記に至ってもみえず、それほどさかんにおこなわれたものではない。ただし、大智度論・九には「誦二般若波羅蜜一故、舌不レ可レ焼」とみえる。
一二　「高燥処」ならざる所に葬られた死屍が「高燥処」に移葬されて安楽を得た、という説話の系譜につらなる。→上巻十二縁。「宜下遷二置浄所一設二斎供養一」(続高僧伝・二十八ノ一)。
一三　因縁があったので、あなたは私に出会った。前生での因縁を想定しての叙述であるが、前生での因縁の具体相は述べられない。
一四　草庵をかまえた。
一五　→中巻十三縁。
一六　「纔始発レ声、此之脣舌、一時鼓動、雖無二響声一、而相二似読誦一」(続高僧伝・二十八ノ一)。

第二縁　下巻一縁にひきつづき、永興にかかわる説話が提示される。

一七　→下巻一縁。
一八　氏が葦屋・姓が君。本説話での狐との深い結びつきより推測すれば、後代の芦屋道満はこの氏の出自か。
一九　大阪府箕面市、池田市、豊中市、吹田市あたり。
二〇　永興をその一人とする十禅師について、続紀は「或看病著レ声」とする(宝亀三年三月六日条)。

しむ。呪する時には愈え、すなはち退むれば病発る。是くの如く、怪生りて、多の日に輟まず。強ひて盟ひてなほ呪す。病者託ひて曰はく「我れは是れ狐なり。無用なり。伏はず。禅師強ふることなかれ」といふ。問ひていはく「何故ぞ」といふ。答へていはく「斯れ先に我れを殺しき。我れ彼の怨を報ゆるなり。是の人纔死なば犬に生れ我れを殺さむ」といふ。聞き怪びて教化ふれども、放さずして殺す。一年の後に、其の死にたる人の臥せりし室に、禅師の弟子病に臥す。爾の時に有る人、犬を繋ぎて禅師に来る。彼の犬嗥吠え、抓きて枷の鎖を脱をむとし、鎌を断りて奔らむとす。禅師怪びて犬の主に告げて言はく「放ちて由を知らむ」といふ。纔放てば、病める弟子の室に走入り、狐を咋ひて引き出す。禅師犬を禁むれども麟ひ殺すことを免れず。晰に委る、斃にたる人還りて彼の怨を報ゆることを。嗚呼、惟れば、怨の報朽ちず。何を以ちての故に。毗瑠璃王、過去の怨を報いて釈衆九千九百九十万人を殺す。怨を以ちて怨を報ゆ。怨なほし滅びず、車の輪の転るが如し。もし有る人能く忍辱を学ぶる時に、怨むる人を見ば、我が恩の師とせよ。彼の怨を報いず、之れを以ちて忍とせよ。是の故に、怨はすなはち忍の師なり。所以に書伝に云はく「もし罵を忍びずは、心危くして其の母をすら打殺さむ」といふは、其れ斯れを謂ふなり。

沙門十一面観世音の像に憑願ひて現報を得る縁　第三

沙門弁宗は、大安寺の僧なり。天年弁有り。白堂を宗とし、多く檀越を知り、高く衆の気を得たり。帝姫阿倍天皇の代に、弁宗其の寺の大修多羅供の銭三十貫を受用て、償ひ納むること得ず。維那の僧等銭を徴りて逼むれども、債を償ふに便無し。故に泊瀬の上山寺に登り、十一面観音菩薩に参向で、観音菩薩の手に縄を繋けて引きて白して言さく「我れ大安寺の修多羅宗分の銭を用て、償ふに便無し。願はくは我れに銭を施へ」とまうし、名を称へて願ひ求む。是に維那等、来り徴りてなほ逼む。答へて言はく「暫待て。我れ菩薩に銭を白して償はむ。敢へて久しく延べず」といふ。時に船親王善き縁有りて其の山寺に参至り、法事を備けて行ひたまふ。弁宗法師像に繋けたる縄を引き、なほ白して曰さく「銭を速に我れに賜へ。徴る銭速に償はむ」とまうす。親王聞きたまひて、弟子に問ひて言はく「何の因縁を以ちて今斯の禅師是くの

一 原文「即退」。呪することをやめると同時に、の意。二 いわゆる狐憑きである。三「纔一」は、一すると同時に、の意。四「纔一」は、一すると同時に、の意。五 この狐は永興の寺の室に住みついているような印象を読者に与えている。六 もどって来て。七 釈種(釈迦族。釈迦牟尼仏もこの一族の出身)の女を妻としようとした波斯匿王(はしのう)、釈種に謀られて婢を妻としたが、その婢より生まれた毗瑠璃(流離)は、釈種に罵詈され、王となってのちに釈種を攻め滅ぼした。増一阿含経・二十六はじめ諸書にみえる。八 過去世の怨。前生での怨が今生ではらされた、とされる。増一阿含経・二十六によれば、羅閲城の人々は拘瑳魚を食べたが、その拘瑳魚が今生の毗瑠璃王、羅閲城の人々が今生の釈種。九 釈種。釈迦族。一〇「以怨報怨、怨終不滅」(菩薩戒本疏・下本、梵網経古迹記・下末などに長寿王経の文としてみえる)。一一↓上巻六縁。一二 未詳。本説話に引用された書伝の文には「其母」の語がみえるが、上巻二十三縁にも書伝に関して「徒学二書伝一、不レ養二其母一」とあった。孝にかかわる記述を含んだ同一の書物であろう。一三 他人に罵詈されることに耐えられないなら、心に不安を生じ殺生の業をつくるであろう。自分の母さえもついには打ち殺すであろう。母からの叱責にさえも耐えられないであろう。

第三縁　善業についての現報説話。下巻では本説話のみ。今昔物語集・十六ノ二十七に書承。

一四 未詳。本説話以外に所伝をみない。長谷寺

蔵本・長谷寺験記・下所収の類話に主人公を「弁窓法師」とする。これによって「べんそう」とよんでおく。一五 弁舌にたけている。一六 未詳。弘仁九年(八一八)五月二十九日の官符(類聚三代格・三)に「挙レ衆白堂咸令二懺悔一」とみえる(攷証)。「堂前に白す、つまり、祈禱する人々の願を仏の堂に申して取次ぐ、の意か」とする遠藤嘉基、春日和男の説に諸注はしたがうが、「曰」が「もうす」の意か否か、「堂」が「堂舎」の意か否か、不明である。言語が明瞭である、声がとおる、といった「亮堂」の語に類似した意ではないだろうか。一七↓中巻二十四縁、二十八縁。一八 三綱のひとつ。寺内の僧を規制する職。一九 長谷寺。二〇 木造。高さ二丈六尺。神亀四年(七二七)完成(三宝絵・僧二十所引観音の縁起幷に雑記。天平五年(七三三)開眼(長谷寺縁起文)。のちに焼失し、現在の十一面観音像は後代のもの。本説話で、大安寺の仏菩薩(たとえば丈六仏。↓上巻三十二縁、中巻二十八縁)に祈願せずにただちに泊瀬におもむいていることが注目される。大安寺伽藍縁起幷流記資財帳(七四七年成る)には十一面観音像を載せない。この種の祈願はもっぱら十一面観音像に対しておこなわれ、しかも大安寺には当時十一面観音像が無かったのであろうか。二一 施無畏手である数珠を持つ右手に、縄を繋けたのであろう。「及作二施無畏手一者、修行求願、必得レ所レ願、故表二施無畏手一者、謂下福慧二宝、能施二一切一、破二貧窮因一、故為二施無畏手一也」(十一面神呪心経義疏)。「一切財物衣服飲食、自然充足、恒無二乏少一」(十一面観世音神呪経。中村史の指摘がある)。

如く白す」とのたまふ。弟子答へて、上の如く具に述ぶ。親王状を聞き、銭を出して寺に償ひたまふ。方に知るべし、観音の大なる悲と法師の深き信とを。

沙門方広大乗を誦持ちて海に沈み溺れざる縁　第四

諾楽京に一の大僧有り。名詳ならず。僧常に方広経典を誦み、俗に即きて銭を貸して妻子を蓄養ふ。一の女子嫁ぎて、別れて夫の家に住む。帝姫阿陪天皇の代の時に、聟は奥国の掾に任けられ、すなはち舅の僧に銭二十貫を貸りて装して任けらるる国に向く。歳余を歴て貸れる銭一倍となり、僅に本の銭を償ひていまだ利の銭を償はず。いよいよ年月を逕て、なほ徴り乞ふ。聟竊に嫌を懐きて、是の念を作さく「便を求めて舅を殺さむ」とおもふ。舅知らず、なほ平の心をもちて乞ふ。聟舅に語りて曰はく「共に将て奥にして償はむ」といふ。舅聞きて往き、船に乗りて奥に度る。聟と船人と心を同じくし悪を謀りて、僧の四の枝を縛りて海の中に擲陥る。詐りて妻に語りて曰はく「汝が父の僧汝が面を瞻むと欲ひて共に率て度り来り、忽に荒き浪に値ひ、駅船は海に沈み、大徳は溺れ流れ、救ひ取るに便無し。終に溟ひ沈みて亡ぬ。ただし我れ

三 大安寺の僧がここまで追って来て徴るのは、異様である。
三 「まうす」は、神仏に願って授かる意。後代の「申し子」という語における「まうす」と同じ。
三 舎人親王の子で淳仁天皇の兄。天平宝字三年(七五九)六月に三品を授かり親王となる(続紀)。天平宝字八年(七六四)十月に諸王とされて隠岐国に流罪(続紀)。攻証は「船親王」という呼称をもとにして、弁宗は孝謙天皇の時代に銭を借りて淳仁天皇の時代に返済をせまられた、とする。
三 原文「繋像引縄」。
三 弁宗の弟子。上文にみえる「檀越」。

第四縁　三宝絵・法十五、扶桑略記・元明天皇条に引用。三宝絵より今昔物語集・十四ノ三十八に書承。

一 大通方広懺悔滅罪荘厳成仏経をさす。三巻。同経・巻上に「大乗方広経典」とある。
二 俗人としての生活をすること。経済活動についていうか。「剃除鬚髪」著二之袈裟一、即俗収レ家、営二造産業一」(下巻十縁)、「著レ俗営農、蓄二養妻子一」(下巻三十縁)、「居二于俗家一、而蓄二妻子一」(下巻三十八縁)など類似例がある。
三 「今沙門耽好酒漿一、或畜二妻子一、取レ賤売レ貴、専行二詐給一」(弘明集・一所引理惑論)とあるように、中国でも僧の妻帯はめずらしいことではなかった。
四 隠岐国。諸注、陸奥国とするが、本説話では、海路をごく一般的な交通路として利用して到達した、と叙述されており、また「駅船」の語もみえ、陸奥国とは考えにくい。当時、東国からは陸奥国へ海路がひらかれていた。さらに紀伊国から陸奥国への移動も海路を利用したと想定する説(平川南、中村太一など)も存するが、本説話にみえるほどの一般的な交通路であったとは考えられない。三宝絵は陸奥国とするが、渡海を他国への途次とする。ただし、隠岐国と解したばあい、本説話に掾が登場するのは不審。隠岐国は下国で掾は置かれてはいなかった。隠岐国に掾が置かれたのは大同四年(八〇九)(類聚三代格・五)。
五 倍。現代語でいう「二倍」。利息が元金と同額になった。雑令に、公私の財物を出挙(すいこ)したばあいの利息の規定がみえる(令義解)。六十日ごとに利を取る。その利の上限は六十日につき八分の一。ただし四百八十日をすぎても利は「一倍」を超えてはならない。複利は禁止。
六 四肢。
七 官設の便船。
八 父に再会することは海底の真珠を手に入れることだ。逢うことのできない人を海底の真珠にたとえる例に、万葉集・七・三七、三八、三九、三〇、などがある。
九 叙述は海に投げ入れられた僧へと転ずる。
一〇 「若為二大水所一レ漂、称二其名号一、即得二浅処一」(妙法蓮華経・観世音菩薩普門品)、「持二此経一者、若入二大水一、水即乾竭」(観世音三昧経)といった記述が方広経に存在したことを思わせる説話展開であるが、方広経にはこのような記述は含まれていない。
一一 私は何某である、と名のった。
一二 方法。
一三 叙述は聟の掾へと転ずる。
一四 道命の「わたつ海に親押し入れてこの主の盆する見るぞあはれなりける」に関わる右衛門尉(じょう)であることが本説話と共通)の説話(たとえば枕草子にみえる)を、本説話の伝承の末端に位置づける関根正直の説がある。
一五 →上巻十九縁。ここでは乞食僧をいう。斎会に食を求めて集まる乞食僧。

忍び、終に後に彼の悪しき事を顕さず。是れ海に沈み水汚みて溺れず、毒魚に呑まれず、身と命と亡はざるなり。誠に知る、大乗の威験と諸の仏の加護とを。賛に曰はく「美きかな、彼の悪を挙げず、なほ能く忍ぶ。寔に斯れ法師の鴻なる慈にして、忍辱の高き行なり」と。所以に長阿含経に云はく「怨を以ちて怨を報ゆることは、草をもちて火を滅すが如し。慈を以ちて怨を報ゆることは、水をもちて火を滅すが如し」とのたまふは、其れ斯れを謂ふなり。

妙見菩薩変化して異しき形を示し盗人を顕す 縁 第五

河内国安宿郡の部内に、信天原山寺有り。妙見菩薩の為に燃燈を献る処なり。畿内に年ごとに燃燈を奉る。帝姫阿倍天皇の代に、知識例に依りて燃燈を菩薩に献り、並に室の主に銭と財物とを施す。其の布施せる銭の中五貫を、師の弟子竊盗みて隠す。後に銭を取らむが為に往き、見れば銭無し。ただし鹿箭を負ひて仆れ死ぬ。仍りて鹿を荷はむが為に、河内市の辺の井上寺の里に返り、人等を率て至る。見れば鹿にあらず。ただし銭五貫なり。因りて盗人を顕す。定めて知る、是れ実の鹿にあらず、菩薩の示す所なり、と。是れ奇異しき事なり。

禅師の食はむとする魚法花経と化作りて俗の誹を覆す 縁 第六

吉野山に一の山寺有り。名けて海部峯と号ふ。帝姫阿倍天皇の御世に一の大僧有り。彼の山寺に住みて精勤めて道を修ひ、身疲れ力弱く、起居すること得ず。魚を食はむと念欲ひて弟子に語りて言はく「我れ魚を噉はむと欲ふ。汝求めて我れを養へ」といふ。弟子師の語を受けて紀伊国の海辺に至り、鮮き鰡八隻を買ひて小櫃に納めて帰り上る。時に本より知れる檀越三人、道に遭ひて問ひて言はく「汝が持つ所の物は何物ぞ」といふ。童子答へて言はく「此れ法花経なり」といふ。持てる小櫃より魚の汁垂り、其の臭きこと魚の猶し。俗経にあらずと念ふ。すなはち大和国の内市の辺に至り、俗等と倶に息む。俗人逼めて言はく「汝が持てる物は経にあらず、此れ魚なり」といふ。童子答へて言はく「魚にあらず。当に経なり」といふ。俗強ひて開かしむ。逆ひ拒

れもやはり僧である。

九 銭を盗みかくした弟子の僧が。

一〇 妙見菩薩、盗人、鹿、市、というイメージの結びつきは、上巻三十四縁にもみえる。本説話の標題に「妙見菩薩変化」とあることより推せば、この鹿は妙見菩薩が姿を変えたもの。妙見菩薩と鹿との結びつきには不明な点が多い。

一一 未詳。餌香市(えがのいち)か。現在は大阪府藤井寺市内。

一二 未詳。大阪府柏原市に所在する高井田廃寺か。上文の信天原山寺と同一の寺をさすように読めるが、いささかあいまいである。井上寺は慧灌の創立(元亨釈書・一)。

第六縁　三宝絵・法十六に引用。三宝絵より本朝法華験記・上・十に書承(主人公を「沙門広恩」とする)。今昔物語集・十二ノ二十七に書承。

一三 未詳。

一四 上巻四縁では願覚が優婆塞に「起居安くありやいなや」とことばをかけている。その願覚には魚食伝承が推定される。

一五 古南海道を通り、紀ノ川の河口あたりに出る。このあたりは紀伊国海部郡。上文の「海部峯」との関係は不明。

一六 ボラの類。

一七 この数字が何を意味するのかは不明。説話展開上は檀越は一人であってもよい。

一八 登場人物の呼称や表記を、「大僧」「師」「禅師」、「弟子」「童子」、「檀越」「俗」「俗人」、と変化させている。童子は、↓上巻三縁。

一九 帰途は同じ道を逆行している。「内市」は大和国宇智郡に存した市。現在では奈良県五條市内。

一 この引用文は長阿含経にみえない。梵網経古迹記・下末に「世間之孝、以レ怨報レ怨、如二草滅一レ火、勝義之孝、以レ慈報レ怨、如二水滅一レ火」とある(攷証)。

第五縁　霊験譚。人々の帰敬、深信、などを説かず、菩薩の霊験のみを説くのは、かえって古態を示すものか。

二 ↓中巻七縁。

三 未詳。

四 この寺の妙見菩薩にとって燃燈を献ることがきわめて重要なこととされていたことがうかがえる。「我北辰菩薩、名曰二妙見一、衆星中最勝」(七仏八菩薩所説大陀羅尼神呪経・二)とあるように、星(北辰)をその本体とする菩薩であることにかかわる。

五 近隣の人々だけでなく畿内全域の人々が、一時的にではなく毎年恒例に。「畿内」は、本説話当時は平城京を中心とした地域。大和、山背、摂津、河内、和泉(七五七年に「和泉国」が成立)、の諸国。

六 ↓上巻三十五縁。

七 僧。

八 室主の僧が「師」、その弟子が「師之弟子」。こ

むこと得ず。櫃を開きて見れば、法花経八巻と化りてあり。俗等見て、恐り奇びて去る。彼の一の俗「なほ奇し。見遂げむ」と念ひて、竊に窺ひ往く。童子山寺に至り、師に向ひて具に俗等の事を陳ぶ。禅師聞きて、一は怪び一は喜び、天の守護ることを知る。然うして彼の魚を食ふ時に、窺ひ往きたる俗見て五体を地に投げ、禅師に白して言さく「実は魚の体なりといへども聖人の食物と就れば、法花経と化るなり。我れ愚癡邪見にして因果を知らずして、犯し逼め悩し乱す。願はくは罪を脱し賜へ。今より已後は我が大師として恭敬ひ供養せむ」とまうす。爾れより俗大檀越と成りて禅師を供養す。当に知るべし、法の為に身を助くれば、食物に於きては、毒を雑へたるものを食ふといへども甘露と成り、魚の宍を食ふといへども罪を犯すにあらずして、魚化りて経と成り、天感きて道を済ふ。此れまた奇異しき事なり。

観音の木の像の助を被りて王の難を脱るる縁　第七

正六位上丈部直山継は、武蔵国多磨郡小河郷の人なり。其の妻は白髪部の氏の女なり。山継征人と為りて、賊の地の毛人を打ちに遣され、賊の地を廻る頃に、彼の妻賊の難を脱れしめむが為に、観音の木の像を作りて、以ちて懃に敬ひ供る。夫災難を免れて賊の地より還来り、歓喜ぶる心を発し、妻と相供りて数の年を経たり。帝姫阿倍天皇の御世の天平宝字八年甲辰の十二月に、山継、賊の臣仲麿の乱に遭ひて、殺の罪の例に羅り、十三人の類に入る。十二人の頸を誅り訖る時に、山継心迷惑ふ。彼の作りて敬ひ供へ奉る観音の木の像、呵嘖みて言はく「咄、汝何すれぞ此の穢き地に居る」とのたまふ。足を挙げて、項より蹤み通して行騰としたまふ。すなはち其の頸を張り曳べられ、打ち殺されむとする時に、勅使馳せ来りて言はく「もし丈部直山継、此の類に在るや」とのたまふ。答へて曰さく「有り。今まさに誅ち殺されむとす」とまうす。使諫めてのたまはく「殺すことなかれ。ただし当に流罪すべし」とのたまふ。信濃国に流さる。然うして後に、久しからずして召し上げ、官せしめられて多磨郡の少領に任けらる。難に逢ひて張り曳べられ、其の痕なほ残る。山継殺さるることを脱れ命を全くするは、観音の助救くるなり。故に己が作りたる善き功徳に、信を発し心を至してすなはち大に歓喜べ。助けられて災を脱れむが故に。

一　鰡八隻が経八巻に化した。鰡一隻と経一巻とは同じくらいの大きさなのであろう。本田義憲はスイスの昔話との類似を指摘する。病む王女のためにリンゴをとりに行き、帰りに籠の中味を問われて蛙の骨と答え、王の前で開いたところ蛙の骨であった、と。

二　何を念頭において「天」の語が用いられているのかは不明。下文にも「天感済レ道」とみえる。本書では親と子とに関わる説話に「天」の語が用いられることが多い。

三　三宝絵および本朝法華験記の所伝では、禅師は魚を食べない。

四　恭敬の心をあらわす最上の礼拝。五体(両膝、両手、頭)を地に着ける。「五体投地」(観音賢菩薩行法経)。禅師を隠身の聖と把握しての礼拝である。

五　上巻四縁に「食二五辛一者、仏法中制、而聖人用食之者、無レ所レ得レ罪耳」とあった。魚食は聖のおこない。→上巻四縁。

六　「愚癡邪見」(経律異相)・「所引長阿含経」、「愚癡之人、不レ識二因果一、妄起二邪見一、誘下無二三宝四諦一、無レ禍無レ福、乃至無レ善無レ悪、亦無レ善悪業報一、亦無中今代後代衆生受生上」(諸経要集・十悪部・邪見縁)。

七　原文「願罪脱賜」。「賜」は、本説話では、日本語の補助動詞「たまふ」を表記するために用いられている。本来は、上位の者が下位の者に与える意。八「我之大師(大般涅槃経後分・下)。私の偉大なる師。仏菩薩をさすことが多い。→中巻十七縁、二十二縁。

第七縁　減刑を観音霊験によって説明しようとする。

九　「或遭二王難苦一、臨レ刑欲二寿終一、念二彼観音力一、刀尋段段壊」(妙法蓮華経・観世音菩薩普門品)。

一〇　未詳。本説話以外に所伝をみない。丈部直継足、継守、丈部継人、年継、など「継」を用いた名が丈部氏の人にはみえる。「正六位上」は下文の征行の功による進階で得たものか。進階においては正六位上が特別の意味を有していたらしいことについては、続紀・和銅元年一月十一日条、天平宝字元年四月四日条、天平神護元年一月七日条、天平神護二年十月二十一日条、などを参照。

一一　征行する人。

一二　藤原朝獦の東北支配に関わる。桃生柵(陸奥国)、小勝柵(出羽国)あたりへ派遣されたのであろう。蝦夷の住む地方を「賊地」と言った例に、日本後紀・延暦十八年(弘仁二)二月二十一日条がある。

一三　「或値二怨賊遶一、各執レ刀加レ害、念二彼観音力一、咸即起二慈心一」「諍訟経二官処一、怖二畏軍陣中一、念二彼観音力一、衆怨悉退散」(妙法蓮華経・観世音菩薩普門品)。

一四　天平宝字八年(七六四)十月重祚して称徳天皇。

一五　七六四年。乱は九月十一日に発覚、十八日に仲麻呂斬首(続紀)。

一六　仲麻呂(続紀)。恵美押勝。父は藤原武智麻呂。

一七　藤原仲麻呂。七六四年に五十九歳で殁。続紀・天平宝字八年条に仲麻呂の乱に関しての詳細な記事がある。→下巻三十八縁。

一八　仲麻呂の乱の処刑者は、続紀・天平宝字八年九月二十九日条に「同月十八日、既斬二仲麻呂并子孫、同悪相従氷上塩焼、恵美巨勢麻呂、仲石伴、石川氏人、大伴古薩、阿倍少路等一」とみえる。また、日本後紀・延暦十八年二月二十一日条には、三百七十五人が斬られるはずのところ法均尼の諫言により死刑を減じて流刑徒刑に処

弥勒菩薩願ふ所に応へて奇しき形を示す縁　第八

近江国坂田郡遠江里に、一の富める人有り。姓名詳ならず。瑜伽論を写さむとして願を発していまだ写さずして淹しく年を歴、家の財やうやく衰へて生活くに便無し。家を離れ妻子を捨て、道を修ひて祐を求む。なほ願を果さむことを瞻、常に懐に愁ふ。帝姫阿陪天皇の御世の天平神護二年丙午の秋九月に、一の山寺に至りて日を累ねて止住る。其の山寺の内に一の柴生立つ。其の柴の皮の上に忽然に弥勒菩薩の像化生る。時に彼の行者見て仰ぎ瞻、柴を巡りて哀び願ふ。諸人伝へ聞き、来りて彼の像を見る。或るいは俵の稲を献り、或るいは銭と衣とを献り、乃至一切の財物を供上る。瑜伽論百巻を繕写し奉りて因りて斎会を設く。既に其の像、奄然に現れず。誠に知る、弥勒は高く兜率天の上に有りて願に応へて示れ、願主は下苦縛の凡地に在りて深く信ひて祐を招くことを。何ぞ更に疑はむ。

一 滋賀県坂田郡。「遠江里」は未詳。
二 瑜伽師地論。百巻。玄奘訳。弥勒菩薩が仏滅後に都史多天（兜率天）より中印度の阿瑜他国に降り無著菩薩のために説いた（瑜伽師地論・一）とされる。
三 七六六年。
四 雑木。柴と弥勒菩薩との関係は不明。「其山寺内」とあるのは堂舎内を意味するか。
五 「忽然化生」（観弥勒菩薩上生兜率天経）、「忽然化生者、四生中最勝故」（観弥勒上生兜率天経賛・下）。
六 一俵の容量は不明。公私の運米は五斗を一俵とした（延喜式・雑式）。
七 転写し装潢すること（令集解・職員令）。
八 →上巻三十三縁。経巻を供養するために法会をおこなったのである。
九 弥勒菩薩の居処。
一〇 凡夫の居処、または凡夫の境界。「苦縛」は苦に繋縛されていること。「離二諸苦縛一、名得二解脱一」（妙法蓮華経・譬喩品）。「具縛凡夫」（菩薩瓔珞本業経・下）という表現との関係は不明。

第九縁　あやしき表（しるし）の説話。地蔵菩薩は、本書では本説話のみに登場する。

一 未詳。本説話以外に所伝をみない。
二 七六八年。
三 奈良県宇陀郡。「真木原山寺」は所在不明。このあたりの原文は「至二大和国菟田郡於二真木原山寺一」。「一に一に」と訓読しておく。
四 →中巻十一縁。
五 →中巻十三縁「六時」。
六 四肢。
七 呼称を「侍者童男」「従者」と変化させている。
八 和名抄・葬送具に、棺（ひとき。死屍を収めるもの）・槨（おほとこ。棺を収めるもの。死屍は二重に覆われることになる）・琀（死者の口に含ませる玉）・香輿（香のこし。香華を運ぶ）・火輿（火のこし。燈明を運ぶ）・繐衣（ふぢごろも。喪服）・歩障（白布の帷幕）・門僚（門前に燃す火）がみえる。書紀・神代下には、天稚彦の殯に関して鳥たちに持傾頭者・持帚者・舂女・尸者・哭者・造綿者・宍人者などの役割が与えられている。詳細は不明であるが、さまざまな物が使用されたのであろう。これらの準備のために時間がかかり、葬するのが遅れ、その間に広足は蘇生してしまったのである。
九 筆を連想させる容貌。
一〇 冥界とのかかわりを有する者はアカ系色のものを身につける。

閻羅王奇しき表を示し人を勧めて善を修はしむる縁　第九

藤原朝臣広足は、帝姫阿倍天皇の御代に倏に病身に嬰り、身の病を差さむが為に、神護景雲二年の二月の十七日に、大和国菟田郡に真木原の山寺に至りて住みて八の斎戒を持つ。筆を取りて書き習はむとして、机に就きて暮に迄りて動かず。侍者の童男睡眠れるなりと思ひて、驚かし動かして白して言さく「日没の時に臻る。故に仏を礼むべし」とまうす。然れどもなほ驚かず。強ひて押して振り動かせば、手に取れる筆を堕し、四の支曲屈りながら仰け仆れて気せず。死にたるなりと訂瞻て、従者悚怖る。慄り走りて家に帰り、親属に告知らす。親属聞きて喪殯の物を備く。三日を経て往きて見れば蘇甦りて居て待つ。属等問へば、答へて語はく「人有り。鬢生ふること頬に逆へ、下には緋を著上には鉀を著、兵を佩び梓を持ち、広足を喚びて言はく「闕急に汝を召す」といひて、戟を以ちて背を棠き、前に立ちて逼めて将く。先に一人を見、後に二の使を見る。之の中に我れを立てて追ひ忿ぎ走り往く。往く前の道中に

一 →上巻三十四縁。
二 →上巻三十四縁。
三 →上巻三十四縁。
四 →上巻三十四縁。
五 →上巻三十四縁。
六 →上巻三十四縁。
七 →上巻三十四縁。
八 →上巻三十四縁。
九 →上巻三十四縁。
一〇 →上巻三十四縁。
一一 →上巻三十四縁。
一二 →上巻三十四縁。
一三 →上巻三十四縁。
一四 →上巻三十四縁。
一五 →上巻三十四縁。
一六 →上巻三十四縁。
一七 →上巻三十四縁。
一八 →上巻三十四縁。
一九 →上巻三十四縁。

断えて深き河有り。水の色黒黛く、流れずして沖く寂なり。楛を以ちて中に置けども、彼方此方二の端に及ばず。前に立つ人言はく「汝此の河に没りて、能く我が蹤を践め」といふ。躅を踏みて度らしむ。前の道の頭に重楼閣有り。炫り耀きて晃を放つ。四方に簾を懸け、其の中に居る人面貌覩えず。一の使走り入りて白して言さく「召して将て来れり」とまうす。告げてのたまはく「召し入れよ」とのたまふ。詔を奉りて召し入らしむ。簾を聳きて問ひて告はく「汝の後に立てる人を知るやいなや」とのたまふ。瞻れば広足の妻懐任みて児を産むこと得ずして死にたるなり。すなはち答へて曰さく「是れ実に我が妻なり」とまうす。また告はく「此の女の患ふる事に依るが故に汝を召すなり。斯の女の受くべき苦は六年なり。之れが中に三年を受け、いまだ三年を受けず。今愁へて白さく『汝が児を孕みて之れに嬰りて死ぬ。故に今残の苦を汝と倶に受けむ』とまうす」とのたまふ。広足白言さく「我れ此の女の為に法華経を写し、講き読み供養して、受くる所の苦を救はむ」とまうす。妻白して言さく「実に白すが如く修はば、忽に免し、還すべし」とまうす。すなはち女の白すに随ひて告げて曰はく「速に還りて疾に修へ」とのたまふ。広足詔を受けたまはりて、罷りて閾の門に至る。すなはち我れを召せる人を知らむと念ひ、更に還りて白さく「御名を知らむと欲ふ」とまうす。爰に告げてのたまはく「我れを知らむと欲はば、我れは閻羅王なり。汝が国に地蔵菩薩と称ふは是れなり」とのたまひて、すなはち右の手を下して、我が頂を摩でたまひて告げてのたまはく「我れ印点せり。故に災に逢はず。速忽に還り往け」とのたまふ。彼の手の指の大なること十抱余の如し」といふ。広足朝臣之くの如く語り伝へ、彼の死にたる妻の為に法花経を写し奉りて、講き読み供養し、福聚を追贈りて、彼の苦を贖祓ふ。斯れ奇異しき事なり。

法の如く写し奉る法華経火に焼けぬ縁　第十

牟婁沙弥は榎本氏なり。自度にして名無し。紀伊国牟婁郡の人なるが故に、字を牟婁と号ふ。沙弥は安諦郡の荒田村に居住み、鬢髪を剃除り、袈裟を著、俗に即きて家を収めて産業を営造む。法の如く清浄りて法花経一部を写し奉らむと願を発し、専自書き写したてまつる。大小の便利ごとに洗浴み身を浄め、書写の筵に就きてより以還、六箇月を逕てすなはち繕写し畢り、供養の後に漆を塗れる皮筥に入れたてまつり、外の処に安かずして住める室の

一　前路を断ち切って。
二　墨汁を連想させる。経ならぬ無用のものを書写した墨汁が冥界の河となっているのであろう。
三　細枝。来迎院本訓「シモト」。
四　楛が両岸に届かない。楛を橋として渡河しようと試みたのであろう。五「あとをふむ」の表記を「践ニ我蹤一」「踏レ躅」と変化させている。
六　冥界の王の居処。「金宮」（上巻三十縁）、「楼閣宮」（中巻五縁）などと類似する。七　底本訓釈「簾ヘタマノスタレ」。「簾」は他に例をみない。「珠簾」「珠箔」などの省筆合字に由来するか。
八「たまのすだれ」の表記を「簾」と変化させている。九　上巻三十縁には「今召レ汝者、依レ汝妻憂申之事」とあった。
一〇　この数字が何を意味するのかは不明。
一一　法華経を女人救済のための経と把握している。後代の地蔵菩薩発心因縁十王経に特に「法花経」が言及され、賽の河原地蔵和讃に妙法蓮華経・方便品の「乃至童子戯、聚レ沙為ニ仏塔一」に拠ったと思われる叙述を含むことより推せば、地蔵信仰と法華経とは親しい関係にあった。
一二　「或作ニ閻羅王身一」（大方広十輪経・序品）。「閻羅王」の名は知られていないが「地蔵菩薩」の名は知られている、という口吻である。本説話にみえる冥界、母、子、地蔵菩薩、というイメージの結びつきは後代の地蔵説話にも継承される。
一三　捺印したのであろう。冥報記・下に、王璃の臂に捺印された「印」が冥界からの帰還に際して通行手形の役割をはたすことが述べられる。広記・三八「張璪」には、再び罪を犯さないようにと股に捺印され「印」をつけられた張璪の蘇生が述べられる。捺印されたのではなく、冥界で受けた傷が述べられる説話は、法苑珠林・漁猟篇・感応縁・方山開「爪跡」、金剛経鳩異・孫咸「瘡」、冥報記・上・慧如「瘡」、など。冥界で捺印された跡が「瘡」となった例は、冥報記・下・張法義。この印点のあとを人々に示しながら広足は自分の冥界での体験を語ったのであろう。
一四　原文「如ニ十抱余一」。このような「如」の用法はいささか異様。地蔵菩薩の大きさが巨大すぎて本説話の叙述と齟齬。いまかりに通説にしたがっておくが、おそらくは何らかの誤りを含んでいよう。前田家本には「如ニ十杷余一」とみえる。「杷」は農具。くまでの類。「十杷」が十本の歯を有する杷を意味するのであれば、巨大な手の形容には適切であろう。しかし「余」は解しがたい。

第十縁　今昔物語集・十二ノ二十九に書承。
一五　原文「如レ法」。法式にしたがって写経すること。下文に「如レ法清浄」とみえるように、身を清浄に保つための配慮が中心。詳細は不明。下文に「河東練行尼、所レ写如法経之功茲顕」とみえる河東の練行の尼の説話は諸書に収録されているがいずれも「如法経」と明記されない。いま冥報記・上によって尼の行ないを示すならば次のようである。写経者は浄室に入る・沐浴し衣を香で薫ずる・浄室の壁を穿って竹筒を通して呼吸をおこなう。法苑珠林・敬法篇・感応縁にみえる曇韻（説話中に「如法」の語がみえる）のばあいは、入浴して浄衣を着る・八戒を受けて浄室に入る・口に檀香を含む・香を焼（た）き幡を懸ける。一六　未詳。本説話以外に所伝をみない。続紀・天平神護元年（実元）十月二十一日条にみえる紀伊国名草郡の前少領の榎本連千嶋は同族か。
一七　和歌山県田辺市、西牟婁郡、東牟婁郡、三重県南牟婁郡、熊野市あたり。
一八　和歌山県有田郡、有田市あたり。

翼階に置きて、時々に読みたてまつる。神護景雲三年歳の己酉に次るとしの夏五月の二十三日丁酉の午時に火を発し、揜家みなことごとく焼け滅す。ただし彼の経を納めたる筥のみ、盛なる燼火の中に有りて、かつて焼き損ふ所無し。筥を開きて見たてまつれば、経の色儼然しくして、文字宛然なり。八方の人視聞きて、奇異びずといふこと無し。諒に知る、河東の練行の尼の写せる如法経の功茲に顕る、陳時に王与女の読める経の火の難を免れたる力再示る、と。賛に曰はく「貴きかな、榎本氏、深く信ひ功を積みて一乗経を写す。護法の神衛りて、火は霊しき験を呈す」といふ。是れ不信の人の心を改むる能き談にして、邪見の人の悪を輟むる穎たる師なり。

二の目盲ひたる女人薬師仏の木の像を帰敬ひて現に眼を明くること得る縁　第十一

諾楽京越田池の南蓼原里の中の蓼原堂に薬師如来の木の像在す。帝姫阿倍天皇の代に当りて、其の村に二の目盲ひたる女有り。此一の女子を生み、年七歳なり。寡にして夫無く極めて窮しきこと比無し。食を索むること得ず、将に飢ゑて死なむとして、自づから謂はく「宿業の招ぶ所なり。ただし現報のみにあらず。徒に空しく飢ゑて死なむよりは、善を行はむに如かず」とおもひて、子に手を控かしめて其の堂に迄り、薬師仏の像に向ひ眼を願ひて曰さく「我が命を惜むにあらず。我が子の命を惜む。一は是れ二人の命なり。願はくは我れに眼を賜へ」とまうす。檀越見矜みて戸を開き裏に入れ、像の面に向ひて称へ礼ましむ。二日を逕て副ひたる子見れば、其の像の臆より桃の脂の如き物忽然に出でて垂る。子母に告知らす。母聞きて食はむと欲ひ、故に子に告げて曰はく「搏りて吾が口に含めよ」といふ。然うして食へば、はなはだ甜し。すなはちまた目開く。定めて知る、心を至して願を発す、願はば得ずといふこと無し、と。是れ奇異しき事なり。

二の目盲ひたる男敬ひて千手観音の日摩尼の手を称へて現に眼を明くること得る縁　第十二

奈良京薬師寺の東の辺の里に、盲ひたる人有り。二の眼精盲ひたり。観音を帰敬ひ、日摩尼の手を称念へて眼の闇きを明けむとす。昼は薬師寺に正東の

一 未詳。
二 晨朝、日中、などという定まった時に。
三 七六九年。五月二十三日は庚寅にあたる。丁酉は五月三十日。五月二十三日が丁酉となるのは宝亀四年(七七三)。午時は、午前十一時から午後一時のころ。
四 整った姿であること。法苑珠林・敬法篇・感応縁所引冥祥記に、周閔の経が灰燼の下に「儼然如レ故」であった、とする。
五 そこなわれずにあること。法苑珠林・敬法篇・感応縁に、狐元軌の如法潔浄にして書写した経が火事に遭うも焼けずに「宛然如レ故」であった、とする。
六 河東の練行の尼の書写した法華経は、龍門の僧法端の目には文字をあらわさなかった(冥報記・上)。この説話は諸書に収録されているが、いずれも「如法」「如法経」という表現を含まない。法華経書写に関して「如法経」が説かれる例に、集神州三宝感通録・下・厳恭の条がある。
七 未詳。

第十一縁　今昔物語集・十二ノ十九に書承。
八 平城京の東南隅、左京九条あたりに所在したか。五徳池はその一部分の跡地か。
九 所在不明。
一〇 未詳。
一一 いかなる宿業か、という具体相は述べられない。
一二 いたずらにむなしく飢えて死ぬことは、善行をおこなうことに及ばない。「徒空飢死」と「行レ善」とを比較し、「行レ善」をえらぶ。
一三 食や銭でなく眼を願っている。薬師如来本願経の「第六大願、願我来世得二菩提一時、若有二衆生一、其身下劣、諸根不レ具、醜陋頑愚、聾盲跛躄、身攣背傴、白癩癲狂、若復有二余種種身病一、聞二我名一已、一切皆得二諸根具足身分成満一」、「第七大願、願我来世得二菩提一時、若有二衆生一、諸患逼切、無護無レ依、無レ有二住処一、遠離一切資生医薬一、又無二親属一、貧窮可レ愍、此人若得レ聞二我名号一、衆患悉除、無二諸痛悩一、乃至究竟無上菩提」という願にかかわる説話、とする松浦貞俊の指摘がある。
一四 私の一つの命は、私と娘との二人の命である。
一五 底本訓釈「搏〈取也〉」。

第十二縁　今昔物語集・十六ノ二十三に書承。
一六 千手観音の手のひとつ。日精摩尼(にっしょ)・太陽を象徴した宝珠)を持つ。「日精摩尼手」と称されることが多い。「若為下眼闇無二光明一者上、当二於日精摩尼手一(千手千眼観世音菩薩広大円満無礙大悲心陀羅尼経)、「日摩尼手」「若人欲二眼闇求一光明一者、可レ修二日摩尼法一」(千光眼観自在菩薩秘密法経)。「称」は陀羅尼を唱える意であろう。千手千眼観世音菩薩大悲心陀羅尼経、千光眼観自在菩薩秘密法経には、日精摩尼手(日摩尼手)に関して全く異なった陀羅尼を掲載している。
一七 秋篠川のほとり。
一八 外見上は眼球が正常で、視力が無いこと。
一九 薬師寺の千手観音は未詳。薬師寺縁起に「又二体観世音菩薩像、坐高」として孝徳天皇の皇后御願の一体と、後代の一体とを流記帳によって述べるが、孝徳天皇の皇后御願の一体がこれにあたるか。
二〇 薬師寺の堂塔は南面して建てられていた。東門は奴婢門(薬師寺縁起)。原文「昼坐二薬師寺於二正東之門一」。

門に坐て布巾を披敷きて、日摩尼の手の名を称礼む。往き来の人の見哀ぶ者は、銭と米と穀物とを施して巾の上に置く。或るは巷陌に坐て称へ礼むこと上の如くす。日中の時に鍾を打つ音を聞き、其の寺に参入りて、衆の僧に就きて飯を乞ひて命を活けて数の年を経たり。帝姫阿陪天皇の代に至りて、知らぬ二人来りて云はく「汝を矜むが故に、我れ二人、汝の盲ひたる目を治さむ」といふ。左右おのおの治す。治し了りて語りて言はく「我れ二日を逕てかならず是の処に来らむ。慎待ちて忘れざれ」といふ。其の後久しからずして倏に二の眼明く。平復ゆること故の如し。期りたる日に当りて待てども、終にまた来らず。賛に曰はく「善きかな、彼の二の目盲ひたる者、現生に眼を開きて遠く大方に通ひ、杖を捨てて空手に能く見能く行く」といふ。誠に知る、観音の徳の力と盲人の深き信となり、と。

法花経を写さむとして願を建てたる人日を断つ暗き穴に願の力を頼みて命を全くすること得る縁　第十三

美作国英多郡の部内に、官の鉄を取る山有り。帝姫阿陪天皇の御代に、其

一　手拭。和名抄・澡浴具に「手巾　太乃古比」。
二　陀羅尼であろう。
三　「日中」は六時のひとつ。僧は正午を過ぎたならば食事をしない（→上巻二十四縁「斎食」）。多くの僧の食べ残しを乞い集めたのである。
四　観音を信仰したので視力が回復した、とされずに、観音を信仰したので治療する人がやって来て治療した、とされていることに注意すべきであろう。どのような治療行為がなされたのかは未詳。千手千眼観世音菩薩広大円満無礙大悲心陀羅尼経には「青盲眼暗」の治療方法が述べられている。訶梨勒果（ミロバランの果実）、菴摩勒果（アンマロクの果実）、毘醯勒果（セイタカミロバランの果実）をそれぞれ一個、搗き砕いてすりつぶし、白蜜または男子を生んだ女の乳をまぜて目にさし、観音像の前で呪を一千八遍となえ、室にこもって七日間、目に風をあてない。
五　上文の「必来二是処一」が視力の回復を意味していたことが示される。

第十三縁　三宝絵・法十七、扶桑略記・元明天皇条に引用。三宝絵より本朝法華験記・下・一〇八に書承。本朝法華験記より今昔物語集・十四ノ九に書承。
六　岡山県英田郡。
七　美作国の調に「鉄」がみえる（延喜式・主計上）。英多郡に隣接する播磨国佐用郡にも鉄を産する（播磨国風土記）。

の国司、役夫十人を召発して、鉄の山に入らしむ。穴に入りて鉄を堀取る。時に山の穴の口、忽然に崩れ塞り動く。役夫驚き恐りて穴より競ひ出づ。九人僅に出でて一人後れて出づるひと有り。彼の穴の口塞り合ひて留る。国司上下、圧されて死にたりと思ふ。故に惆悵ふ。妻子哭き愁へて、観音の像を図絵き、経を写し、福の力を追贈りて、七々日を逕ること已に訖る。時に独穴の裏に居て念はく「吾れ先の日に法花大乗を写し奉らむと願ひて、いまだ写さずして断えたり。我が命を全くして給へ。我れかならず果し奉らむ。闇き穴に居て惆悵ふ。生長れる時より今日に至るまでに、此の哀に過ぎたること無し」とおもふ。彼の穴の戸の隙に指刺すばかり開きて、日の光被至る。一の沙弥有して隙より入り来りたまひ、鉢に饌食を盛りて、以ちて与へて語りてのたまはく「汝の妻子は、我れに飲食を供り、吾れを雇ひて救ふことを勧ふ。汝はまた哭き愁ふ。故に我れ来るなり」とのたまひて、隙より出で去りたまふ。去りたまひて後に久しからずして、居る頂に当りて穴開け通り、日の光照り被及るなり。穴の開け通ること広方二尺余、高五丈ばかりなり。時に三十余人、葛を取らむとして山に入り、穴の辺より往く。穴の底の人、人影を見て叫びて言はく「我が手を取れ」と云ふ。山人側に蚊虻の音の如きを聞く。すなはち聞

六　下文より推せば、坑道は垂直方向に掘られていたか。
七　穴をふさぐようにして次から次へと崩れてくる。
一〇　やっとのことで。
一一　穴をふさぐ状態になって、崩れる動きは止まった。
一二　穴の中にとじこめられた人の妻子。
一三　以下は、死者に対しての追善の行ないが述べられる。妻子は、男は穴の中で圧死した、と思っているのである。男の生存を祈願しての行ないではない。
一四　妙法蓮華経であろう。
一五　中陰（中有）の期間。→中巻三十八縁。
一六　下文によれば、この食は妻子が追善のために供えたもの、と推測される。追善のための供物は最終的には死者のもとに届くと考えられていたのであろう。冥報記・上に、類似点をもつ説話が存する。山にて銀を採掘する男が穴にとじこめられたが、男の父の亀飯を受けた僧の呪願によって一鉢飯を持った沙門が穴の中に来て男の飢えを防いだ、と。
一七　このような表現は珍しい。
一八　すわっていた上方に。
一九　原文「自二穴辺一往」。穴の辺を通って往く、の意であろう。

き怪びて、葛を取りて石に繋ぎ、底に下して試る。底の人取りて引く。明に人なりと知る。葛を結ひて縄とし、葛を編みて籠とし、四の葛縄を以ちて籠の四角に繋け、機を穴の門に立ててやうやく穴の底に下す。底の人籠に乗れば機を以ちて牽き上げ、持ちて親の家に送る。親属見て、哀び喜ぶること比無し。国司問ひていはく「汝何なる善をか作す」といふ。答へて上の如く曰ふ。国司聞きて大に悲び、知識を引率て相助けて法花経を造らしめ、供養することを已に畢る。是れすなはち法花経の神しき力と観音の顰蹙となり。更に疑ふことなかれ。

千手呪を憶持つ者を拍ちて現に悪しき死の報を得る縁　第十四

越前国加賀郡に、浮浪人の長有り。浮浪人を探りて雑の徭に駆使ひ、調と庸とを徴乞ふ。時に京戸小野朝臣庭麿といふひと有り。優婆塞と為り、常に千手の呪を誦持つことを業とす。彼の加賀郡の部内の山を展転りて修行ふ。神護景雲三年歳の己酉に次るとしの春三月の二十六日の午時に、其の長其の郡の部内の御馬河里に有りて、行者に遇ひて曰はく「汝は何れの国の人ぞ」といふ。答へていはく「我れは修行者なり。俗人にあらず」といふ。長瞋り嗔めて言はく「汝は浮浪人なり。何ぞ調を輸さざる」といひ、縛り打ちて駈せ徭へば、なほ拒み逆ひて、懇びて譬を引きて言さく「衣の虱も頭に上れば黒く成り、頭の虱も衣に下るれば白く成る」と。是くの如き譬有り。頂に陀羅尼を載せ経を負ふ意は、俗の難に遭はじとなり。何故ぞ大乗を持つ我れを打ち辱む。実に験徳有らば、今威き力を示せ」とまうして、縄を以ちて千手経を繋へ、地より引きて去る。行者を刑てる処と長の家との程は、一里ばかりなり。長已が家の門に至り、馬より下りむとすれば、堅くして下ること得ず。忽に乗れる馬と空に騰りて往き、行者を捶てる処に到り、空に懸りて一日一夜を逕て明日の午時に空より落ちて死ぬ。彼の身摧け損はるること竿の嚢に入れるが如し。諸人見て懼恐りずといふこと無し。千手経に説きたまふが如し「此の大神呪を呪すれば、乾枯樹すらなほ枝と柯と華と菓と生ふること得。もし此の呪を謗る者有らば、すなはち彼の九十九億恒河沙の諸の仏を謗ることとす」と。方広経に云はく「賢き人を誹謗らば、八万四千の国の塔寺を破壊る人の罪と等し」とのたまふは、其れ斯れを謂ふなり。

一 詳細は不明であるが、滑車をその一部分に組みこんだ設備であろう。中国では滑車は武梁祠画像石にみえるのをはじめきわめて古くから使用され、漢代には多用された(ニーダム)。日本での使用は不明。ニ しだいに。
三 →上巻三十五縁。四 力。

第十四縁　悪業についての現報説話。三宝絵・法八に引用。
五 伽梵達摩訳の千手千眼観世音菩薩広大円満無礙大悲心陀羅尼経にみえる呪。大悲心陀羅尼。
六 石川県河北郡、金沢市、松任市、石川郡あたり。越前国加賀郡は、弘仁十四年(八二三)三月一日に加賀国加賀郡、六月四日以降は加賀国加賀郡(後代には河北郡)、石川郡。
七 本貫の地(本籍地)を離れて他郷に流浪している者。「長」は、いかなる立場の者か不明。諸注は浮浪人を取り締まる立場の者のように解するが、問題があろう。長自身も浮浪人であろう。
八 続紀・和銅二年(七〇九)十月十四日条に、畿内と近江国との百姓が浮浪人と逃亡した仕丁等とを隠して私に駆使していることを述べ、それを禁じている。諸国に広くおこなわれたのであろう。
九 京の人。京を本貫の地とする人。法律用語。たとえば令集解・戸令にみえる。
一〇 未詳。本説話以外に所伝をみない。
一一 七六九年。「午」の日の「午」の時に「御馬河里」で優婆塞(この語にもウマに近い音が含まれている)を虐待した浮浪人の長が、翌日、「馬」に乗ったまま空中に止められ「午」の時に墜落死した、という説話展開であったと考えて、真福寺本の「三月二十七日」に拠らずに前田家本の「三月二十六日」に拠る。三月二十六日は甲午(『日本暦日原典』)。

一二 ぎょうじゃ。
一三 金沢市三馬(みま)あたり。
一四 庭麿をさす。本書では「行者」と称されるのは優婆塞。
一四 「天下百姓、多背本貫、流宕他郷、規避課役、其浮浪逗留、経三月以上者、即土断、輸調庸、随当国法」(続紀・霊亀元年五月一日条)、「京人流宕畿外、則貫当国、而従事」(続紀・霊亀元年八月二十五日条)。
一五 攻証は、嵯峨天皇の養生論(文選・五十三)「虱処頭而黒、文選・李善注「抱朴子曰、今頭虱著身、皆稍変而白、身虱処頭、皆漸化而黒」を指摘する。「玄素果無定質」(文選・李善注)の譬喩。姿は優婆塞であっても僧と同じ立場であることを主張する。
一六 自分を災難から守ってくれなかった陀羅尼や経に対しての不満を述べる。
一七 経巻を懲らしめ、責める。
一八 原文「従地」。地に。経巻を引っ括って地にひきずりまわすのである。
一九 「うつ」の表記を「拍」「打」「刑」「捶」と変化させている。
二〇 昔話の猫檀家には、トラという名の猫、棺の空中での上下、大悲心陀羅尼、の組み合わせをみせるものがある。「哆囉夜唧(ヤリ)」という陀羅尼の語音から猫の名トラが、「阿唎唧(ヤリ)」という陀羅尼の語音から「下(おり)り」が連想されたものであろうが、本説話の、馬が空中に浮かんで一日一夜おりてこない、という説話展開に似たところがある。
二一 午前十一時から午後一時のころ。二二 算木。
二三 千手千眼観世音菩薩広大円満無礙大悲心陀羅尼経。
二四 未詳。現存本の大通方広懺悔滅罪荘厳成仏経にはみえない。

沙弥の乞食を撃ちて現に悪しき死の報を得る縁　第十五

一犬養宿禰真老は、諸楽京活目陵の北の佐岐村に居住む。天骨邪見にして乞ふ者を厭悪む。帝姫阿陪天皇の代に当りて、一の沙弥有り。真老の門に就きて食を乞ふ。真老乞ふ物を施さずして、返りて袈裟を奪ひて諸り見て逼し悩して言はく「汝は曷の僧ぞ」といへば、乞ふ者答へて曰はく「我れは是れ自度なり」といふ。真老また拍ち逐ふ。沙弥大に恨みて去る。其の日の夕に、煮たる鯉寒凝る。明日の辰時に、朝床に起居て彼の鯉を口に含み、酒を取りて飲まむとすれば、口より黒き血を返り吐きて傾き臥し、幻の如くして気絶え、寐るが如くして命終る。諒に知る、邪見は身を切る利き剣なり、瞋心は是れ禍を招く疾き鬼なり、慳貪なるは餓鬼を受くる苦の因なり、多欲なるは慈施を障ふる猛き藪なることを。ただし来り乞ふ者を見ば、憐愍を生して和ぎたる顔と悦しき色とをもちて、法施財施すべし。所以に丈夫論に云はく「慳る心多き者は、是れ泥土なりといへども金玉より重す。悲ぶる心多き者は、金玉を施すといへども、草木より軽す。乞ふ人を見る時には、「無し」と言ふに忍びず。悲び泣きて涙を堕す」とのたまふ。

女人濫しく嫁ぎて子をして乳に飢ゑしめて故に現報を得る縁　第十六

一四横江臣成刀女は、越前国加賀郡の人なり。天骨婬泆しくして、濫しく嫁ぐことを宗とす。いまだ丁の齢を尽さずして死にて淹しく年を歴たり。紀伊国名草郡能応里の人寂林法師、国家を離れ他国を経て、法を修ひ道を求めて、加賀郡畝田村に至り、年を逕て止住る。奈良宮に宇大八嶋国御めたまひし白壁天皇の世の宝亀元年庚戌の冬十二月の二十三日の夜に、夢に見らく「大和国鵤鵤の聖徳王の宮の前の路より東を指して行く。其の路鏡の如し。広一町ばかり、直きこと墨縄の如し。辺に木草立てり。林草の中を佇看れば、大快しく肥えたる女有り。裸衣にして踞る。両の乳腹れて大にして竈戸の如く垂り、乳より膿流れ、長跪きて手を以ちて膝を押し、病む乳を臨て言はく「痛、乳」といふ。呻吟ひて病に苦ぶ。林問ひていはく「汝は何の女ぞ」といふ。答

第十五縁　悪業についての現報説話。
一 未詳。本説話以外に所伝をみない。
二 菅原伏見東陵。垂仁天皇陵。奈良市尼辻町小字西池に所在。
三 奈良市佐紀町あたり。
四 それどころか逆に。
五 底本訓釈「諸見（トヒナシリ）」。おまえは誰だ、という目つきで見る意か。『敦煌文献語言詞典』に、「諸問」を弁問、勘問、としている。
六 →上巻十九縁。
七 煮凝（にこご）りができた。
八 午前七時から九時のころ。
九 朝寝の床。
一〇 本説話を、梵網経の第八重戒の慳惜加毀戒を説く説話として把握し、梵網経の「悪心、慎（瞋）心」をもって布施を行じないことを諫めた記述と本説話の「瞋心」とを関係づけようとする中村史の説がある。
一一 一捷疾羅刹（大般涅槃経後分・下）のこと。足がはやい。儺祭詞にみえる「穢悪疫鬼（けがらはしきえやみのおに）」とは無関係であろう。
一二 布施を三種にわかち、法施、財施、無畏施、とする。
一三 大丈夫論・施慳品、財物施品。諸経要集・六度部・福田縁。

第十六縁　標題に「得二現報一縁」とあるが、「現報」の語が悪い報を意味している。また、女の死後の苦難を離脱する説話を「現報」と把握している。いずれも本書の他の説話の標題とは異なった論理に拠っている。
一四 未詳。本説話以外に所伝をみない。
一五 夫の意にまかせて妻を離婚できる七条件（七出）のひとつにも数えられる（戸令）。
一六 兵役、課役の負担義務のある年齢が「丁」。男は二十一歳以上（戸令）。七五七年以降は二十二歳以上とされた（類聚三代格・十七）。女のばあいには適用できない。未詳。
一七 和歌山市。下巻三十縁に「名草郡能応村二能応寺一」がみえる。
一八 未詳。本説話以外に所伝をみない。
一九 石川県金沢市畝田町あたり。
二〇 光仁天皇。
二一 七七〇年。この日がどのような意味をもっているのかは不明。六斎日ではある。
二二 奈良県生駒郡斑鳩町あたり。
二三 斑鳩宮。法隆寺東院がその跡地とされる。本説話の七七〇年のころにはすでに斑鳩宮は無く、東院が建てられていた。越前国での夢にこの地が登場するのは東院の夢殿にかかわるか。
二四 道幅が一町ある。一町は一〇六メートル余。→中巻二十四縁。平城京の朱雀大路は幅七〇メートルを超えるが、それよりもはるかに広い。異様なイメージである。
二五 →中巻十六縁。
二六 下巻二十二縁に冥界の三道を述べて「一道広平、一道草小生、一道以二藪而塞一とする。本説話にも広平なる一道が示され、さらに「辺木草立」とされるのは、木の生えた小道と草の生えた小道とが述べられている可能性がある。
二七 寂林。
二八 →中巻十六縁。
二九 釜（かま）、鍑（りゅうふ）、鍋（べ）などを竈（かまど）の火にかけて煮炊きするばあいには、釜、鍑、鍋の底部は竈の内側に落ちこんで垂れさがった状態になる。そのような状態を念頭に置いての形容であろう。他に例をみない、印象的な形容といえよう。
三〇 ああ、乳。

へていはく「我れは越前国加賀郡大野郷畝田村に有る横江臣成人の母なり。我れ齠丁なりし時に濫しく嫁ぎて邪婬し、幼稚き子を棄てて壮と倶に寐て多の日を逕て、子をして乳に飢ゑしめき。ただし子の中に成人はなはだ飢ゑき。先に幼き子をして乳に飢ゑしめし罪に由るが故に今乳脹る病の報を受く」といふ。問ひていはく「何にして此の罪を脱されむ」といふ。答へていはく「成人知らば我が罪免されむ」といふ」とみる。林夢より驚き醒めて、独心に怪び思ひて彼の里を巡り訊ふ。是に有る人答へて言はく「当に余れ是れなり」といふ。林夢の状を述ぶ。成人聞きて、言はく「我れ稚き時に母を離れて知らず。ただし我が姉有りて能く事の状を知る」といふ。姉を問ふ時に、答へていはく「実に語の如し。我れ等が母公は面姿殊しく妙にして、男に愛欲せられ濫しく嫁ぎて乳を惜みて子に乳を賜はざりき」といふ。爰に諸の子悲びて言はく「我れ思ひ怨みず。何すれぞ慈母君、是の苦の罪を受くる」といふ。仏を造り経を写して、母の罪を贖ふ。法事已に訖りて後に悟の夢に曰はく「今、我が罪免されたり」といふ。誠に知る、母の両の甘き乳、寔に恩深しといへども惜みて哺育まざれば、返りて殃罪と成ることを。あに飲ましめざらむや。

一　未詳。本説話以外に所伝をみない。

二　成人が知ったならば、私の罪は許されるであろう。女は成人に対して罪を犯している。成人が許すならば罪は消える。成人は私の罪を許すだろう。「我曾不レ知、今我奉レ免」（中巻十五縁）ということばを成人に期待しているのである。

三　越前国加賀郡大野郷畝田村。

四　私がその成人です。

五　原文「為レ男愛欲」。被動。

六　→中巻十五縁。寂林の夢に再び成百女があらわれたのである。

七　迷いの世界を脱して浄域に渡された。より高い地位の存在へ転生した。

八　それどころか逆に。

いまだ作り畢らざる捻塿の像呻ふ音を生して奇しき表を示す縁　第十七

沙弥信行は、紀伊国那賀郡弥気里の人なり。俗姓は大伴連の祖是れなり。俗を捨てて自度し、髻髪を剃除り、福田の衣を著て、福を求め因を行ふ。其の里に一の道場有り。号けて弥気山室堂と曰ふ。其の村人等私の堂を造る。故を以ちて字とす　法名は慈氏禅定堂と曰ふ。いまだ作り畢らざる捻塿の像二体有り。弥勒菩薩の脇士なり。臂手折れ落ちて鐘台に居く。檀越量りて曰はく「斯の像を山の浄き処に隠蔵せ」といふ。信行沙弥、常に其の堂に住み、鐘を打つを宗とす。像のいまだ畢らざることを見て、なほ以ちて患とす。落ちたる臂は糸を以ちて縛り副ぐ。像の頂を撫でて毎に願ひて言さく「当に聖人有りて、因縁を得しめよ」とまうす。淹しく数の年を逕、白壁天皇の代の宝亀二年辛亥の秋七月の中旬に夜半より呻ふ声有りて言はく「痛きかな。痛きかな」といふ。其の音細く小く、女人の音の如くして、長く引きて呻ふ。信行初は思はく、山を越えむとする人の頓に病を得て宿るとおもひ、すなはち起き

第十七縁　あやしき表（しるし）の説話。

九　塑像。彩色がほどこされていたであろう。「捻」は手でこねる意。塑像をあらわすばあいには「捻」とされることも多い。「捻弥勒像」（七大寺年表）、「塿像一軀」（西大寺資財流記帳）。「塿」は→中巻十三縁。

一〇　元興寺の僧。東域伝燈目録。生歿年未詳。

一一　和歌山市上三毛、下三毛あたり。

一二　原文「俗姓大伴連祖是也」。「祖字可レ疑、恐有レ誤」（攷証）。本書では「俗姓」の語によって示されるのは氏と姓。したがって「祖」は名とは考えにくい。先祖の意と解すべきであろうが、措辞に問題がある。

一三　署裳。

一四　未詳。

一五　「字」は通称。「法名」は、仏教的な名称の意か。

一六　「慈氏」は弥勒。「慈氏禅定堂」は弥勒菩薩の禅定の堂。「禅定」は、禅。心をしずめて覚りを得ること。

一七　鐘楼。

一八　堂名に「山室」とあり、下文に「越レ山之人」とあって、この堂が山越えの道すじにあたっていたことをうかがわせるが、どの山を越えるどのような道すじなのか、あきらかでない。ここに「山」とあるのも不明。「隠蔵乎山浄処」とあるのは、像を死屍のごとくみなしての表現。→下巻一縁、上巻十二縁。

一九　造像を完成させるためのもの。経済的、人的な援助。

二〇　七七一年。

て坊を巡りて覓むれども病人無し。怪びて嘿然す。彼の病みて呻ふ音、夜を累ねて息まず。忍ぶること得ずして、起きて窺ひ見れば、呻、鍾堂に有り。実に彼の像なりと知る。信行見て一は怪び一は悲ぶ。時に左京元興寺の沙門豊慶、常に其の堂に住む。彼の沙門を驚かし、室の戸を叩きて白さく「咄、大法師、起きて聞くべし」とまうし、具に呻ふ状を述ぶ。茲に豊慶と信行と、大に怪び大に悲び、知識を率引て、捻り造り奉り畢り、会を設けて供養す。今弥気堂に安置きて、弥勒の脇士に居ける菩薩是れなり[四]左は大妙声菩薩、右は法音輪菩薩なり。誠に知る、願はば得ずといふこと無し、願ひて果さずといふこと無しといふは、其れ斯れを謂ふなり。斯れまた奇しき表の事なり。

法花経を写し奉る経師邪婬の為に現に悪しき死の報を得る縁　第十八

丹治比経師は、河内国丹治比郡の人なり。姓は丹治比なり。故を以ちて字とす。其の郡の部内に、一の道場有り。号けて野中堂と曰ふ。願を発せる人有り。宝亀二年辛亥の夏六月に、其の堂に法花経を写し奉る。女衆参り集りて、浄き水を以ちて経の御墨の水に加ふ。時に未申の間に雲段れて雨降る。雨を避けて堂に入る。堂の裏狭少し。故に経師と女衆と同じき処に居る。爰に経師婬心熾に発り、嬢の背に踞りて裳を挙げて婚ふ。閇の閫に入るに随ひ、手を携へて俱に死ぬ。ただし女口の漚を噛み出して死ぬ。晰に知る、護法の刑罰することを。愛欲の火身と心とを燋すといへども、婬心に由りて穢しき行をせざれ。愚人の貪る所は、蛾の火に投くが如し。所以に律に云はく「弱なる背のひとは自づから面門に婬く」とのたまふ。また涅槃経に云はく「五欲の法を知らば、歓楽有ること無し。暫停ること得ず。犬の枯れたる骨を齧るが如くして飽厭く期無し」とのたまふは、其れ斯れを謂ふなり。

産生みたる肉団女子と作りて善を修ひ人を化ふる縁　第十九

肥後国八代郡豊服郷の人豊服広公の妻懐任む。宝亀二年辛亥の冬十一月の十五日の寅時に、一の肉団を産生む。其の姿卵の如し。夫妻祥にあ

一 未詳。本説話以外に所伝をみない。
二 大法師位は、天平宝字四年(七六〇)に制定された四位十三階の僧位の第一位。信行の、豊慶に対する敬意をあらわす表現。
三 →上巻三十五縁。
四 吽迦陀野儀軌・中に「又作二随心曼荼羅一、中央弥勒菩薩、左方法音輪菩薩、右大妙相菩薩、四方四大天王」、法華伝記・七ノ七に弥勒菩薩の兜率天内院での説法を述べて、「時有二菩薩一、即是侍者、一名二法音一(菟)とする古写本も存する)林一、二名二大妙相一」とみえる。「大妙声」「大妙相」、「法音輪」「法音林」「法菟林」、どの表記が本来のものか不明。本説話に「大妙声」「法音輪」とするのは、本説話が音声にかかわっての説話展開をみせていることに関係する。本書では、声をあげる仏像は弥勒像が多い。→中巻二十三縁、二十六縁、下巻二十八縁。

第十八縁　悪業についての現報説話。今昔物語集・十四ノ二十六に書承。
五 経を写す者。
六 未詳。本説話以外に所伝をみない。
七 大阪府松原市、南河内郡美原町、大阪狭山市、大阪市東住吉区、平野区、藤井寺市、羽曳野市、八尾市、堺市あたり。
八 野中郷に所在。羽曳野市の野中寺(やちゅう)との関係は不明。
九 七七一年。
一〇 「未」は午後一時から三時のころ。「申」は午後三時から五時のころ。「未申之間」は午後三時ごろか。
一一 →中巻四十一縁。
一二 →中巻十一縁。
一三 「便握二陽神之手一、遂為二夫婦一」(書紀・神代上)。「妹が手を取る」は歌垣の歌の慣用語(土橋寛)。→上巻二十八縁。

一四 →中巻三十五縁。一五 →中巻十三縁。
一六 梵網経古迹記・下本(攷証)。
一七 梵網経古迹記・下本に「律云、弱背自婬二面門一」(松浦貞俊)。「弱背」は、柔軟な背なかの男。「面門」は、口。自分の口を用いて自慰する。
一八 大般涅槃経・光明遍照高貴徳王菩薩品。ただし、「無二飽厭期一」を欠く(攷証)。

第十九縁　三宝絵・法四に引用。三宝絵より本朝法華験記・下・九十八に書承。
一九 肉のかたまり。底本訓釈「肉団(シヽムラ)良、下音断」。
二〇 熊本県下益城郡松橋町豊福。
二一 未詳。本説話以外に所伝をみない。「豊服」は和名抄では「豊福」と表記されている。いま「福」と「富」とが同意であること(釈名・釈言語「福、富也」)に注意するならば、豊富、豊福、猴聖、というイメージの結びつきは、秀吉の「豊臣」氏創始を連想させる。「とよとみ」は「豊富」という表記をまず連想させるものであろうから。
二二 七七一年。「寅時」は午前三時から五時のころ。詳細な日時が記述されるのは、この女子の誕生が文書にされ、そこに詳細な日時が記載されていたのであろう。下文の「見聞人、合レ国無レ不レ奇」も文書の流布にかかわる記述であろう。

一 原文「不レ俄」。八か月という期間を長いと判断しての叙述(「徐々に」の意か)なのか、短いと判断しての叙述(「短時間を経ずに」の意か)なのか、不明。不思議な誕生をしたかぐや姫の成長は「三月ばかり」(竹取物語)、「七日」(古今集為家抄)とされる。
二 頭部と頸部のあたりに肉が盛りあがっている。

らざるなりと謂為ひて、笥に入れて蔵し、山の石の中に置く。七日を逕て往きて見れば、肉団の殻開けて女子を生む。父母取りて更に乳を哺ませて養ふ。見聞く人、国合りて奇びずといふこと無し。八箇月を経て俄ならずして長大る。頭と頸と成り合ひ、人に異なりて頤無し。身の長三尺五寸、生れながら知りて口利く、自然づから聡明し。七歳以前に、法華と八十花厳とを転読み、熟然にして逗らず。終に出家せむことを楽ひ、頭髪を剃除り袈裟を著て、善を修ひて人を化ふ。人の信はずといふこと無し。其の音多く出でて、聞く人為に哀ぶ。其の体人に異なり、閪無く嫁ぐこと無し。ただし尿を出す竇のみ有り。愚なる俗皆りて、号けて猴聖と曰ふ。時に託磨郡の国分寺の僧とまた豊前国宇佐郡の矢羽田の大神寺の僧と二人、彼の尼を嫌みて言はく「汝は是れ外道なり」といひて、啀し呰りて嬲る。神人空より降り、枠を以ちて僧を棠かむとす。僧恐り叫びて終に死ぬ。大安寺の僧戒明大徳、彼の竺紫国府の大国師に任けられたる時に、宝亀七八箇年の比頃に、肥前国佐賀郡の大領正七位上佐賀君の児公、安居会を設け、戒明法師を請へ、八十花厳を講かしめたる時に、彼の尼闕けず衆の中に坐て聴く。講師見て呵嘖みて言はく「何の尼か濫しく交る」といふ。尼答へて言はく「仏は平等の大悲の故に、一切の衆生の為に正しき教を流布く。何故ぞ別に我れを制むる」といふ。因りて偈を挙げて問へば、講師偈を通ること得ず。諸の名高き智しき者、怪びて一向に問ひ試れば、尼終に屈かれず。すなはち聖の化なりと知りて、更に名を立て、舎利菩薩と号し、道俗帰り敬ひて化主とす。昔仏世に在りし時に、舎衛城の須達長者の女蘇曼の生める卵十枚、開けて十の男と成り、出家してみな羅漢果を得たり。迦毘羅衛城の長者の妻、懐任みて一の肉団を生み、七日の頭に到りて、肉団開敷けて、百の童子有り。一時に出家し、百人倶に阿羅漢果を得たり。我が聖朝に弾き圧さるる土に、是の善き類有り。斯れまた奇異しき事なり。

法花経を写し奉る女人の過失を誹りて現に口喎斜む縁　第二十

粟国名方郡埴村に、一の女人在り。忌部首なり字は多夜須子と曰ふ。白壁天皇の代に、是の女法花経を麻殖郡の苑山寺に写し奉る。時に麻殖郡の人忌部連板屋、彼の女人の過失を挙顕して誹謗るが故に、すなはち口喎斜み、面後

「なりあひ」という語を古本説話集・下・五十三は「なりみちにけり」と説明している。
三→上巻四縁。四妙法蓮華経・提婆達多品には八歳の龍女の成仏が説かれている。
五唐の実叉難陀の訳の大方広仏華厳経。八十巻。則天武后による序の存在や、法華寺の華厳会（三宝絵・僧十三）など、女にかかわる。
六→上巻十八縁。七明記されてはいないが、自度か。八→中巻四十二縁。九外尿道口。
一〇女子の容貌を猴に見立てていうか。
一一熊本市出水、神水本町。
一二大分県宇佐市南宇佐。
一三宇佐八幡宮の神宮寺。「矢羽田」は「八幡」。
一四仏教徒以外の者。仏教徒の立場でいう語。罵言。一五からかう。
一六讃岐国の人、俗姓は凡直氏、出家して大安寺に住み慶俊を師とする。華厳経を学び奥旨を究める（日本高僧伝要文抄・三所引延暦僧録）。『日本古代人名辞典』は同一人とするが、唯識論巻二同学鈔・五にみえる「薬師寺戒明和上」（七七九年に渡唐し七八一年に帰国か）は別人であろう。一七本説話の当時には筑紫国は筑前国と筑後国とに分かれていた。国府は福岡県太宰府市（筑前国）、久留米市合川町（筑後国）に所在。「彼竺紫国府」が何をさすのか不明。大宰府を意味するか。
一八「国師」は国分寺の主僧。七〇二年より国ごとに置かれた（続紀）。七七〇年より増員をみたため、七八三年には、大国と上国には、大国師一人、少国師一人を置くようになった（続紀）。本説話のころの「大国師」、とくに「国府」の大国師とは何か、不明である。
一九宝亀七年は七七六年。日本高僧伝要文抄所引延暦僧録によれば、戒明は、七七八年には在

唐、七七九年にはすでに帰国。七七七年に渡唐し七七九年に帰国か。本説話の「宝亀七八箇年比頃」は、上文の「七歳以前」にも合致し、戒明の伝記とも矛盾しない。
二〇佐賀県佐賀市、佐賀郡あたり。
二一未詳。本説話以外に所伝をみない。
二二→上巻十一縁「夏安居」。七四九年より七九四年まで毎年、国分寺では大国師と小国師とによって安居に妙法蓮華経と金光明経とが講ぜられた（東大寺要録・八所引安居縁起、貞観交替式）。華厳経と安居との関係は不明。
二三中巻一縁に、「沙弥」は「衆僧」に含まれない、と解せられる記述があった。本説話では、女子の容貌や体形に関しての言か、自度であることに関しての言か、不明。
二四「一切諸仏、皆悉具二足、平等大悲一、恒不レ捨レ離、一切衆生一」（大方広仏華厳経・仏不思議法品）。二五どのような偈をあげたのか、不明。
二六上文にみえた「猴聖」のサルと、この「舎利菩薩」のシャリとは、音が近い。
二七賢愚経・十三・五十八。二八撰集百縁経・七・六十八。二九九州をさす。

第二十縁　今昔物語集・十四ノ二十七に書承。
三〇法華経は女の救済にかかわる経典とされた。
三一→上巻十九縁。
三二徳島県名西郡石井町あたり。「粟国」は阿波国。三三未詳。本説話以外に所伝をみない。
三四徳島県麻植郡あたり。三五未詳。
三六未詳。本説話以外に所伝をみない。麻植郡には忌部郷がある（和名抄）。三七板屋が女のどのような過失を誹謗したのか叙述されていない。叙述がいささか抽象的である。書写における文字の誤脱を「過失」としたか。

に戻りて、終に直らず。一法花経に云はく「此の経を受持つ者を謗らば、諸の根闇く鈍く、矬にして陋く、攣躄盲聾背偃にならむ」とのたまふ。二また云はく「是の経を受持つ者を見て其の過悪を出さば、もしは実にもあれもしは実にあらざるにもあれ、此の人は現世に白癩の病を得む」とのたまふは、斯れを謂ふなり。当に慎むべし、信ふ心をもちて、彼の徳を讃むべし。其の缺を謗らざれ。大なる災を蒙るが故に。

沙門眼盲ひたるに因りて金剛般若経を読ましめて眼を明くること得る縁　第二十一

沙門長義は、諸楽の右京の薬師寺の僧なり。宝亀三年の間に、長義の眼目闇く盲ひたり。五月ばかりを逕て日夜恥ぢ悲び、衆の僧を屈請へ、三日三夜に金剛般若経を読誦ましむ。すなはち目開明きて本の如く平ゆ。般若の験の力其れ大に高きかな。深く信ひ願を発せ。願ひて応へずといふこと無きが故に。

一妙法蓮華経・譬喩品。取意。
二妙法蓮華経・普賢菩薩勧発品。

第二十一縁　今昔物語集・十四ノ三十三に書承。
三金剛般若波羅蜜経に、仏が須菩提に対して、如来には肉眼、天眼、慧眼、法眼、仏眼が有るか、と問い、須菩提はすべてに有りと答えたことがみえる。この経文と本説話の展開とに対応関係があろう。
四未詳。本説話以外に所伝をみない。景戒の知友といえようか。
五七七二年。
六金剛般若経集験記所収説話には「力」の語を含む表現を有するものが少なくない。「豈非二般若力一乎」（救護篇）、「信知般若之力不可思議」（神力篇）など。本書でも中巻二十四縁に「被二般若力一」とあった。

第二十二縁　善業と悪業についての現報説話。
七未詳。本説話以外に所伝をみない。万葉集・二十（四）にみえる国造小県郡他田舎人大島は同族であろう。
八長野県小県郡、上田市あたり。
九→下巻八縁。
一〇七七三年。
一一このような信仰の存在は不明。本書では、死骸が火葬されずに保存されたことの理由が記述される説話が多い。遺言（中巻五縁、七縁）、死後の託言（中巻十六縁、天皇の命令（上巻五縁）、裁判のため（下巻二十三縁）などであるが、中国説話の世界に広くみられる、体がまだ温か

重き庁をもちて人の物を取りまた法花経を写して現に善と悪との報を得る縁　第二十二

他田舎人蝦夷は、信農国小県郡跡目里の人なり。多く財宝富にして、銭と稲とを出挙す。蝦夷法花経を二遍写し奉る。遍ごとに会を設け、講読むこと既に了る。後にまた思ひ議りて、なほ心に足らず。更に敬ひて繕写し、ただいまだ供養せず。宝亀四年癸丑の夏四月の下旬に、蝦夷忽率に死ぬ。妻子量りて言はく「丙年の人なるが故に焼き失はず」といふ。地を点めて塹を作り、殯して置く。死にて七日を経て、甦りて告げて言はく「使四人有り。共に副ひ将て往く。初に広き野に往き、次に卒しき坂有り、坂の上に登りて大なる観有るを観る。是に峙ちて前の路を視れば、数の人多有りて箒を以ちて路を掃きて言はく「法花経を写し奉りし人、此の路より往く。故に我れ掃き浄めむ」といふ。すなはち至れば待ちて礼む。前に深き河有り。広一町ばかりなり。其の河に椅を度せり。数の人衆有りて、其の椅を修理ひて言はく「法花経を写し奉りし人、此の椅より度る。故に我れ修理はむ」といふ。到ればすなは

一重き庁　重い官職。
二善と悪との報　善業と悪業についての現報説話。
三他田舎人蝦夷　信濃国小県郡の人。
四信農国小県郡跡目里　長野県小県郡、上田市あたり。
五宝亀四年癸丑の夏四月の下旬　七七三年。
六丙年の人なるが故に焼き失はず　火葬されずに保存されたことの理由が記述される説話が多い。遺言（中巻五縁、七縁）、死後の託言（中巻十六縁、天皇の命令（上巻五縁）、裁判のため（下巻二十三縁）などであるが、中国説話の世界に広くみられる、体がまだ温かかったので葬らなかった（たとえば広記・三八二・程道恵「心下尚暖、家不二殯殮一」という理由のものはみえない。
七墳墓をつくって葬った。底本訓釈「塹、皮比也乎」。「殯」を、諸注は「もがり」と訓み、「葬」の前段階のように解するが、疑わしい。賊盗律、およびその疏では、「殯」はその次の段階に「葬」を予想してはいない。墳墓をつくりその中に収める、というかたちで葬ることを「殯」というのであろう。
八冥界で、はじめに野があり次に坂を登る例に、法苑珠林・破戒篇・感応縁所引冥祥記・智達「四望極」目、但覩二荒野一、途径艱危、示二道登蹶一がある。
九冥界で、坂を登る例に、法苑珠林・六度篇・懺悔部・感応縁所引冥祥記・慧達「行路転高」、同・六度篇・精進部・感応縁所引冥祥記・僧規「行至二一山一」がある。
一〇石長和の説話（たとえば法苑珠林・六道篇・地獄部・感応縁所引冥祥記）には、冥界の道を進む石長和の前を五十歩はなれて二人の「治道」（道路を修理する者）が進み長和ひとりが「平道」を行く、という記述がある。
一一法苑珠林所引冥祥記・石長和に「仏子独行二大道中一」、同・破邪篇所引冥祥記・程道恵に「仏弟子行レ路、修レ福人也」とみえる。いずれも平坦な道を進んでいる。
一二原文「即至」。至ると同時に、の意。
一三一町は一〇六八m余。河幅が一町。そこにかかる橋は当然ながらそれより長い。広い河にかかる長い橋。異様なイメージである。
一四冥府に至る途次に「橋」を渡る例に、酉陽雑俎・二・趙業、金剛般若経集験記・神力篇・僧清虚・万歳通天元年十月二十三日条、などがある。

ち待ちて礼む。椅の彼の方に到れば黄金の宮有り。其の宮に王有り。椅の本に三の衢有り。一の道は広く平なり。一の道は草小し生ゆ。一の道は藪を以ちて塞る。蝦夷を其の衢に立てて、一人宮に入りて曰さく「召せり」とまうす。王見て言はく「此れ法花経を写し奉りし人なり」とのたまひて、すなはち草小し生えたる道を示して言はく「此の道より将よ」とのたまふ。四人副ひて熱き鉄の柱の所に至り、彼の柱を抱かしめ、編みたる鉄を熱く焼きて、背に著けて押し、三日夜を歴。銅の柱を抱かしめ、編みたる銅をはなはだ熱くし、背に著けて押し、また三日を逕。極りて熱きこと爝の如し。鉄と銅と熱しといへども、熱きにあらず安にあらず。編みたる鉄重しといへども、重きにあらず軽きにあらず。悪しき業に引かれ、ただし抱き荷はむと欲ふ。合せて六日を歴てすなはち出づ。三の僧蝦夷に問ひて言はく「汝此の意を知るやいなや」といふ。答へていはく「知らず」といふ。僧また問ひて言はく「汝何の善をか作ふ」といふ。答へていはく「我れ法華経三部を写し奉る。ただし一部のみいまだ供養せず」といふ。札を三枚出す。二枚は金の札にして一枚は鉄の札なり。また斤を二枚出す。一枚は重くして稲一把を倍し、一枚は軽くして稲一把を減す。時に僧言はく「札を校ふれば、実に汝が白す如くなり。三部の法花大乗を敬写すなり。大乗を写すといへども、重き罪を作る。所以は何に。汝斤二を用て、出挙の時には軽き斤を用、債を徴る日には重き斤を用る。故に汝を召す。今は忽に還れ」といふ。還来ること前の如し。多の人籌を以ちて道を掃き、椅を作りて言はく「法花経を写し奉りし人閻羅王宮より還来るなり」といふ。彼の椅を度り畢り、纔見れば甦還る」といふ。然うして彼の写せる経を戴ひて、ますます信ふ心を発し、講読みて供養す。誠に知る、善を作ば福来り、悪を作ば災来る、善と悪との報終に朽ち失せず、並に二の報を受く、ただし専善を作へ、悪を作ふべからず、と。

寺の物を用また大般若を写さむとして願を建てて現に善と悪との報を得る縁　第二十三

大伴連忍勝は、信農国小県郡嬢里の人なり。大伴連等心を同じくして、其の里の中に堂を作り氏の寺とす。忍勝大般若経を写さむが為に、願を発し物を集め、鬢髪を剃除り袈裟を著、戒を受けて道を修ひ、常に彼の堂に住む。宝亀五年甲寅の春三月に、倏に人の讒を被りて堂の檀越に打ち損はれて死

一　冥界の王の居処。「金宮（上巻三十縁）、「楼閣宮（中巻五縁）、「重楼閣（下巻九縁）などと類似する。

二　本説話にみえる王には名がつけられていない。閻羅王と解すべきではない。下文にみえる「従二閻羅王宮一還来之」の「閻羅王宮」は、中巻七縁における「閻羅状」より推せば、閻羅という名の冥界の王宮、と解する余地があろう。

三　冥界の岐路が叙述される例に、法苑珠林・六度篇・精進部・感応縁所引冥祥記・僧規「三岐路」、同・六度篇・懺悔部・感応縁所引冥祥記・慧達「衢」、太子瑞応本起経・上「三道之衢」などがある。いずれも武人が登場し、進むべき道を指示している。

四　→中巻七縁。

五　網状にしてあるのであろう。雑蔵経に「熱鉄籠」とみえるものと同一か。

六　原文「合歴二六日一乃出」。上文の「死経二七日一」と合わせて考えるならば、最後の一日で蘇生、ということになる。

七　本説話においても下巻二十三縁においても、この三人の僧は「汝作二何善一」という問いを発している。仏教的な善行の有無によって死者を裁く者であろうが、この冥界の主宰者ともみえない。

八　僧が裁きの資料として札や斤をもち出してきたのであろう。生前の所業の記録にもとづいて死後審判がおこなわれる、として、辻英子は、オデュッセイア、ヨハネの黙示録、コーランの伝承との類似を指摘する。しかし、本説話および下巻二十三縁にみえる札は、そこに文字が記されたものではなく、より抽象的に所業の善悪を示すものとなっている。法華伝記・九・法誉には、閻羅王庁の裁きの場に「罪福札」が記される。

九　菩薩内戒経の四十七戒に「二十八者、菩薩不レ得下持二重称一侵上人、二十九者、菩薩不レ得下持二軽称一欺上人」とみえ、雑蔵経に「汝前世時、作二市令一、常以二軽称小斗一而与、重称大斗而取、常自欲レ得二大利於己一、侵二剋余人一」とみえるように、二種のはかりを使いわけることは仏教においても悪とされた。

一〇　原文「所以者何」。仏典語。たとえば妙法蓮華経・方便品にみえる。

一一　展開が唐突である。

一二　帰途は同じ経路を逆に進んでいる。

一三　「纔」は、―すると同時に、の意。

一四　大般若波羅蜜多経。六百巻。

一五　未詳。本説話以外に所伝をみない。

一六　長野県小県郡、上田市あたり。

一七　大伴連一族の尊崇し祈願する寺。

一八　七七四年。

一九　施主。堂の維持のために経済的に力をつくす人。氏寺であるから大伴連一族が檀越である。

第二十三縁　善業と悪業についての現報説話。今昔物語集・十四ノ三十に書承。

ぬ檀越はすなはち忍勝の同属なり。眷属議りて曰はく「殺人の罪を断らしめよ。故に輒く焼き失はず」といひて、地を点めて家を作り殯り収めて置く。死にて五日を歴てすなはち甦り、親属に語りて言はく「召す使五人、共に副ひて疾く往く。往く道の頭にはなはだ峻しき坂有り。坂の上に登りて躊躇ひて見れば、三の大なる道有り。一の道は平にして広し。一の道は草生えて荒る。一の道は藪を以ちて塞る。襴の中に王有り。使白して言さく「召せり」とまうす。王平なる道を示して言はく「是の道より将よ」とのたまふ。王の使衛み往く。道の末に大なる釜有り。釜の湯気焔の如く、涌沸くこと波の如く、吼鳴ゆること雷の如し。すなはち忍勝を取りて、丼と彼の釜に投る。釜冷えて破裂れて四の破と成る。爰に三の僧出で来り、忍勝を問ひて言はく「汝何の善をか作ふ」といふ。答へていはく「我れ善を作はず。ただし大般若経六百巻を写さむと欲ひき。故にまづ願を発していまだ書き写さず」といふ。時に、三の鉄の札を出して、校ふれば白すが如し。僧告げて言はく「汝実に願を発し出家し道を修ふ。是の善有りといへども住める堂の物を多用る。故に汝の身を摧くなり。今還りて願ふことを畢へ、後に堂の物を償へ」といふ。纔放たれて還来り、三の大なる襴を過ぎて坂より下りてすなはち見れば、甦返る」といふ。

一　殺意なく闘殴して人を殺したばあいは絞、刃を用いて人を殺したばあいと故意に人を殺したばあいには斬（闘訟律および疏）。忍勝を殺した檀越を断罪するための証拠保存が必要なのであろう。二→下巻二十二縁。三→下巻二十二縁。四→下巻二十二縁と本説話とは、同じひとつの冥界でおこった異なるふたつの事件を説話化したもの。五　本説話にみえる王には名がつけられていない。閻羅王と解すべきではない。六　中国説話の世界では、冥界の岐路が叙述されるばあいでも、その岐路がどのような状態なのか、岐路のひとつに平坦な道が含まれているのかいないのか、記されはしない。七「下二一坂岸一、岸下見レ有二鑊湯刀剣楚毒之具一」（応時悟二是地獄一」（法苑珠林・祭祠篇・感応縁所引冥祥記・張応）という例もあるが、道の終着地点に釜が沸きたっている、と述べられるのはめずらしい。八　底本訓釈「丼（丼か）ハト」。「丼」は、井の中に物を投げ入れたときの音をあらわす文字。九→下巻二十二縁。一〇→下巻二十二縁。一一「纔」は、一すると同時に、の意。一二　原文「即見」。見ると同時に、の意。一三　この引用文は大般若波羅蜜多経にみえない。一四　第一日に一文、第二日に二文、第三日に四文、第四日に八文、というぐあいに毎日二倍にしてゆくならば、第二十日には五二四二八八文となる。本説話の「一百七十四万三貫九百六十八文」とは大きく相違する。記数法に少々問題があるが「二百七十四万三貫九百六十八文」は一七四三九六八八文をあらわすか（一貫は一千文）。五二四二八八文を三貫をひとまとまりの単位のように考えて記すならば、一七四×三貫＋二二

斯れすなはち願を発したる力なり。物を用し災は、是れ我が招ける罪なり。地獄の咎にあらず。大般若経に云はく「おほよそ銭一文を二十日に至りて倍さば、一百七十四万三貫九百六十八文に倍して在らむ。故に竊に一文の銭すら盗み用ることなかれ」とのたまふは、其れ斯れを謂ふなり。

修行ふ人を妨ぐるに依りて猴の身を得る縁　第二十四

近江国野州郡の部内の御上嶺に、神の社有り。名けて陀我大神と曰ふ。封六戸を依せ奉る。社の辺に堂有り。白壁天皇の御世の宝亀年中に、其の堂に居住める大安寺の僧恵勝、暫頃修行ふ時に、夢に人語りて言はく「我が為に経を読め」といふ。驚き覚めて念ひ怪ぶ。明日に小き白き猴現れ来りて言はく「此の道場に住みて、我が為に法華経を読め」といふ。僧問ひて言はく「汝は誰れぞ」といふ。猴答へて言はく「我れは東天竺国の大王なりき。彼の国に修行僧有り。従者の数千なり。所以に農業怠る。数千といふは、千余の数を数千と云ふなり。因りて我れ制めて言はく「従者多くあることなかれ」といひき。其の時

八万文となる。本説話は、これをあらわす表現を誤写したか。

第二十四縁　神が罪の報いの身である、とされ、仏の優位が示される。扶桑略記・光仁天皇条に引用。

一五　滋賀県野洲郡。一六　三上山。一七　延喜式・神名帳に、近江国野洲郡に御上神社がみえる。現在の御上神社である。本説話によれば御上神社は「陀我大神」を祭っているが、延喜式・神名帳にみえる近江国犬上郡の多何神社（現在の多賀大社）との関係は不明。神祇正宗に内裏三十番神を述べて十八日の箇所に「三山（上か）大明神」をあげ、「今ノ多賀大明神、本地ハ伊奘諾尊也」としている。一八　神社を経済面から支えるための封戸。神戸、神封という。その戸より納める調、庸、田租が神社の建造や調度などにあてられた（神祇令）。新抄格勅符抄に、天平神護二年（七六六）に「田鹿神六戸」とみえる（松浦貞俊）。下文に典主の横領が述べられる。ここに「封六戸」が特記されるのはその伏線である。一九　七七〇―七八一年。二〇　未詳。本説話以外に所伝をみない。二一　本書では、動物が人のことばを発するばあいに、夢の中、と設定される説話（中巻十五縁、中巻三十二縁）と、設定されない説話（上巻十縁）とがある。いずれのばあいにも、その動物の発言内容の虚実が検討され、その動物の行動によって発言内容が実であると確認されている。本説話は、夢の中、という設定無しに動物が人のことばを発しているが、恵勝はその動物の発言内容の虚実を検討することなく信じている。満預は信じない。白猴の発言内容を信じるのと信じないのとの差は、夢をみたのと夢をみてい

に我れは従衆の多きことを禁めて、道を修ふことを妨げざりき。道を修ふことを禁めずといへども、従者を妨ぐるに因りて罪の報と成りて、なほ後の生に此の獼猴の身を受け、此の社の神と成る。故に斯の身を脱れむが為に、此の堂に居住みて我が為に法華経を読め」といふ。僧言はく「然れば供養し行はむ」といふ。時に獼猴答へて曰はく「本より供ふべき物無し」といふ。僧言はく「此の村に籾多有り。此れを、我が供養の料に充てて経を読ましめよ」といふ。獼猴答へて言はく「朝庭我れに貶ふ。而れども典れる主有りて、己が物と念ひて、我れに免さず。我れ恣に用ず」といふ 典れる主とは、すなはち彼の神の社の司なり。僧言はく「供養無くは、何為経を読み奉らむ」といふ。獼猴答へて言はく「然れば、浅井郡に諸の比丘有り。六巻抄を読まむとす。故に我れ其の知識に入らむ」といふ 浅井郡は、同じき国の内に有る郡なり。六巻抄は是れ律の名なり。此の僧念ひ怪びて、獼猴の語に随ひて、往きて檀曰の山階寺の満預大法師に告ぐ。猴の誂へたる語を陳ぶ。其の檀曰の師、受けずして言はく「此れ猴の語なり。我れは信はず。受けず。聴かず」といふ。すなはち抄を読まむとして、設をする頃に、堂童子優婆塞、忽々しく走り来りて言はく「小き白き猴堂の上に居る」といふ。纔見れば九間の大なる堂、仆るること微き塵の如く、みなことごとく折れ摧く。仏の像みな破れ、僧坊みな仆る。見れば誠に告げたるが如し。既にことごとく破れ損はる。檀曰と僧と更に七間の堂を作り、彼の陀我大神の名を顕せる猴の語を信ひて、同じく知識に入れて、願ふ所の六巻抄を読み、幷に大神の願ふ所を成す。然うして後に、願了るに至るに、かつて障の難無し。夫れ善き道を修ふことを妨げて、儻猴と成る報を得。故に僧を勧へ催すなり。なほ妨ぐるべからず。悪しき報を得るが故に。往昔過去に、羅睺羅国王作りし時に、一の独覚を制めて、食を乞はしめず、境に入ることを聴さず、七日頃飢ゑさしめき。此の罪の報に依りて、羅睺羅六年生れず、母の胎の中に在りといふは、其れ斯れを謂ふなり。

大海に漂流れ敬ひて釈迦仏の名を称へて命を全くすること得る縁　第二十五

長男紀臣馬養は、紀伊国安諦郡吉備郷の人なり。小男中臣連祖父麿は、同じき国海部郡浜中郷の人なり。紀万侶朝臣、同じき国日高郡の潮に居住み、網を結びて魚を捕る。馬養と祖父麿と二人傭賃ひて年の価を受け、万侶朝臣

ないのとの差であろう。夢によって不思議な世界、神仏の世界が示される。↓上巻十縁。
三 法華経を畜生救済のための経と把握しての言か。
三 この会話文の原文は「住二此道場一、而為レ我読二法華経一云」。会話文の末尾に「云」を置くことは中国説話の世界では珍しいことではない。夷堅志所収の説話に多くの例がみえる。
四 東インド。インド(天竺)を五地方(五天竺)に分けたひとつ。
五 原文「従者数千」が、従者の数が千、の意であって、従者が数千、の意ではないことを示す注。

一 罪業に対する報果として受けた身。
二 「西天ノ霊鷲山ノ鎮守ハ以猿為使者」(渓嵐拾葉集・六)とあるような、天竺とサルとのイメージの結びつきにもとづくか。
三 上文に「封六戸」とあった。
四 底本訓釈「典(ヘ)止礼留(ゴ)」。
五 どのようにして。
六 滋賀県東浅井郡、伊香郡あたり。
七 道宣の四分律刪繁補闕行事鈔。六巻に調巻されるばあいがあった。
八 「檀越」に同じ。施主。
九 興福寺。
一〇 未詳。本説話以外に所伝をみない。「大法師」は↓下巻十七縁。
一一 「纔」は、—すると同時に、の意。
一二 ここにみえる「九間」、下文にみえる「七間」は、母屋(もや)の桁行(けたゆき・棟(むね)の方向)の柱間(はしら)の数がそれぞれ九、七であることを示す。きわめて大規模な堂舎がたち並んでいたらしい。
一三 原文「信二彼陀我大神顕レ名猴之語一」。
一四 玄応の一切経音義二十一に「又言二覆障一、六年在レ胎、為二胎所一覆也、又七年在二母腹中一、一由二往業一、二由二現在一、往業者、昔曾作二国王一、制断二独覚一、不レ聴レ入レ境、独覚在レ山、七日不レ得レ乞レ食、因堕二地獄一、余報猶七年、在二母腹中一」とみえる(攷証所引の潮音の指摘)。摩訶僧祇律・十七はじめ諸書にみえるが、措辞の面からいえば一切経音義がもっとも類似する。羅睺羅は釈迦の子。独覚は山林修行者。

第二十五縁　今昔物語集・十二ノ十四に書承。
一五 成人の男子。戸令にみえる「丁」と同意か、とする攷証の説によるならば、二十一歳以上の男子(戸令)。七五七年以降は二十二歳以上とされた(類聚三代格・十七)。
一六 未詳。本説話以外に所伝をみない。
一七 和歌山県有田郡吉備町あたり。
一八 戸令によれば四歳以上十六歳以下(七五七年以降は十七歳以下)の男。
一九 未詳。本説話以外に所伝をみない。
二〇 和歌山県海草郡下津町あたり。
二一 未詳。本説話以外に所伝をみない。
二二 和歌山県日高郡、御坊市あたり。「潮」は日高川河口あたりであろうか。

に従ひて昼と夜とを論はず共に駆せ使はれて網を引きて魚を捕る。白壁天皇の世の宝亀六年乙卯の夏六月の十六日に、天下に強き風吹き、暴き雨降る。潮に大水漲へて雑の木流出づ。万侶朝臣、駆使に遣りて、流木を取らしむ。長男と小男と二人、木を取りて桴を編み、同じき桴に乗り、拒み逆ひて往く。水はなはだ荒く急し。縄絶え栰解けて潮を過ぎ海に入る。二人おのおの一の木を得て乗りて海に漂流る。二人知らずして、ただ「南無無量災難令解脱釈迦牟尼仏」と称誦へ、哭き叫びて息まず。其の小男は、五日を逕て其の日の夕の時に、淡路国図南郡の田野浦の塩焼く人の住む処に僅に依り泊つ。長男馬養は、後に六日の寅卯時に、同じき処に依り泊つ。当の土の人等、見て来由を問ひ、状を知りて愍びて養ひ、当の国司に申す。国司聞き見て、悲び賑みて糧を給ふ。小男歎きて曰はく「生を殺す人に従ひて、苦を受くること量無し。我れまた還り到らば、彼れまた駆せ使ひてなほ聿に生を殺す業を止めずあらむ」といひて、淡路国の国分寺に留り、其の寺の僧に従ふ。長男は二月を逕て、本の土に帰へ来る。妻子見て、面と目と溷青になりて驚き怪びて言はく「海に入りて溺れて死に、七々日を逕て、斎食を為し、恩を報ゆること既に畢る。思はずより外に、何すれぞ活きて還来る。もしは是れ夢か、もしは是れ魂か」といふ。馬養

一 七七五年。
二 この時の暴風雨に関しては、他に記録は伝えられていない。続紀によれば、六月は旱天のため祈雨。八月九日には暴風雨により伊勢、尾張、美濃に被害。十一月には暴風雨により日向、薩摩に被害。
三 流れに逆らって航行する。
四 出発点であった港まで激流におし返され、さらに海まで流された。
五 無量の災難から解脱させてくれる釈迦牟尼仏に、南無いたします。諸注は、「南無、無量の災難を解脱せしめよ、釈迦牟尼仏」と称えた、と解する。しかし、いずれのばあいでも、「無知なので」このように称えた、とする説話展開には無理があろう。漂流する二人が「波」、あるいは「咲く」「咲か」波が立つ、の意。万葉集・二十・四三五には、波よ立つな、の意で「波な咲きそね」とみえる）などと叫んだのが「南無」「釈迦」と称えたことになった、という説話展開が本来のものではないだろうか。
六 兵庫県津名郡、洲本市。「田野浦」は未詳。
七 六日後。
八 「寅」は午前三時から五時のころ。「卯」は午前五時から七時のころ。「寅卯時」は午前五時ごろか。詳細な日時が記述されるのは、この二人の漂流が文書にされ、そこに詳細な記事が記載されていたのであろう。
九 原文「悲賑給糧」。官による食糧の施与は、賑給、賑恤、などと称された。
一〇 殺生は、十悪のひとつ。
一一 兵庫県三原郡三原町八木笑原国分に所在。
一二 →下巻四縁。
一三 →中巻三十八縁。

妻子に向ひて、具に先の事を陳ぶ。是に妻子聞きて、相悲び相喜ぶ。馬養心を発し世を厭ひ、山に入り法を修ふ。見聞く者、奇異びずといふこと無し。海の中に難多しといへども、命を全くして身を存つ。寔に釈迦如来の威き徳にして、海の中に溺ふ人の深き信なり。現報なほ是くの如し。いはむや、後生の報をや。

強ひて理にあらずして債を徴りて多く倍して取りて
現に悪しき死の報を得る縁　第二十六

一〇 田中真人広虫女は、讃岐国美貴郡の大領外従六位上小屋県主宮手の妻なり。八の子を産生み、富みて貴く宝多し。馬と牛と奴と婢と稲と銭と田と畠と等有り。天年道の心無く、慳貪にして給与ふること無し。酒に多の水を加へ、沽りて多の直を取る。貸す日には小き升をもちて与へ、償す日には大なる升をもちて受く。出挙の時には小き庁を用、償し収むる時には大なる庁を以ちてす。息利を強ひて徴ること、太甚しく理にあらず。或るは十倍に徴り、或るは百倍に徴る。債ふ人は耳を渋くし、心を甘しとせず。多の人方愁へて家

一四 →上巻二十四縁。
一五 追善のおこない。→上巻三十三縁。
一六 原文「不思之外」。政事要略所引高橋氏文に「不思（保佐佐流）外（爾）」とみえる。伴信友は高橋氏文について「この不字無用なり」としている。→中巻四十二縁。
一七 上文によれば、六月十六日に流され、六日後に漂着。「逕三之二月」がいつを起点としての叙述か不明ではあるが、妻子と再会した時は、後代に「彼岸」と称された時期にあたるか。『日本暦日原典』によればこの年の秋分は八月十九日。「若是魂矣」とされるのは、この時期に死者の霊魂が帰還する、とされていたことを示すか。→下巻三十二縁。
一八 このことを記した文書にかかわるか。
一九 来世での報。「後生」と「現報」とを対比させる例に、下巻三十縁がある。

第二十六縁　悪業についての現報説話。
二〇 未詳。本説話以外に所伝をみない。
二一 香川県木田郡あたり。
二二 未詳。本説話以外に所伝をみない。

一七七六年。讃岐国では、七七二年六月に疫病、七七四年三月に飢饉、七七五年二月に飢饉、七七七年二月に飢饉（続紀）。

を棄てて逃亡げ、他国に跉跰ふるひと、此の甚しきに逾ぎたるは無し。広虫女、宝亀七年六月の一日に、疾病の床に臥して、数の日を歴。故に七月の二十日に至りて、其の夫並に八の男子を呼集めて、夢に見る状を語りて言はく「閻羅王の闕に召されて、三種の夢を示さる。「一は、三宝の物を多く用て報さざる罪。二は、酒を沽りて多の水を加へて多の直を取る罪。三は、斗升斤を両種用て、他に与ふる時に七目を用、乞ひ徴る時に十二目を用て収る。此の罪に依りて汝を召す。現報を得べし。今汝に示すなり」といひて、夢の状を伝語りて、即日に死亡ぬ。七日を逕て、焼かずして置く。禅師と優婆塞と三十二人を請集め、九日の頃に、願を発して福を修ふ。其の七日の夕に、更甦還りて、棺の蓋自づから開く。是に棺に望みて見れば、はなはだ臭きこと比無し。腰より上の方は、既に牛と成る。額に角生え、長四寸ばかりなり。二の手牛の足と作り、爪皴けて牛の足の甲に似たり。腰より下の方は、人の形と成る。飯を嫌ひて草を噉む。食ひ已りて齝齧む。裸衣にして著ず、糞土に臥す。東西の人忩々しく走り集りて、怪び視隙視て、息むことなし。大領と男女、愧恥ぢて戚慟み、五体を地に投げて、願を発すこと量無し。罪の報を贖はむが為に、三木寺に家の内の雑種の財物を進入れ、東大寺に牛七十頭と馬三十疋と治田二十町と稲

二 ちょうど四十九日にあたるのは何か意味があるのか。
三 広虫女はことばを発することができない姿に変ずるので、ことばを発することができなくなってから言うべきことを事前に示す場として、夢が述べられる。
四 たとえば四分律行事鈔・中ノ一、善悪因果経などにみえる。
五 「復売レ酒者、加二益水等一、而取二酒価一、如是売レ酒、有二偸盗過一」（正法念処経・八。攷証）、「今身如水著二酒中一、沽与レ人者、死作二水中虫一、又生二人間一、水腫断レ気而死」（善悪因果経）などとみえる。六→下巻二十二縁。
七 七日間は広虫女の死骸を焼かずに置いていたのだが、その七日の夕方に広虫女は蘇生した。下文の「其七日夕」の「其」を重視するならば、これ以外の解は考えにくい。
八 禅師と優婆塞とを三十二人あつめて九日間の修福の仏事をおこなっていた。説明の文が挿入されているのである。「九日之頃」とあるのは、夫と八人の子との合計九人の遺族が記述されていることとかかわるか。「三十二人」という数字が何を意味するのかは不明。
九 →上巻十縁、二十縁、中巻五縁、九縁、十五縁、三十二縁。一〇 →中巻十六縁。
一一 原文「五体投レ地」。懺悔するばあいにもおこなわれた。→下巻六縁。
一二 →下巻二十四縁。一三 未詳。
一四 なぜここに東大寺への寄進が述べられるのかは、あきらかでない。当時、讃岐国には東大寺の封戸が百五十戸存した。
一五 上文に「富貴宝多、有二馬牛奴婢稲銭田畠等一」とみえる。
一六 本説話は、この解にもとづくのであろう。

四千束とを進入れて、他人に負せたる物は、みな既に免す。国司、郡司見て解を官に送らむとする比頃、五日を経て死ぬ。国挙りて慴、郡見聞く人、喟然き懆然ふ。因果を睠ずして、理にあらず義無し。是を以ちて定めて知る、理にあらずは現に報い、義無くは悪しく報ゆるなり。現報すらなほし然り。いはむやまた後報をや。経に説きたまふが如し「債物を償はざれば、馬牛と作りて償ふ」と。負へる人は奴の如く、物主は君の如し。負へる人は鵐の如く、物主は鷹の如し。ただし物を負すといへども、徴ること分にあらずは、返りて馬牛と作りて、また償ふ人に役はれむ。故に過え徴ることなかれ。

髑髏の目の穴に笋の擢すを脱ちて祈りて霊しき表を示す縁　第二十七

白壁天皇の世の宝亀九年戊午の冬十一月の下旬に、備後国葦田郡大山里の人品知牧人、正月の物を買はむが為に、同じき国深津郡に深津市に向きて往く。中路に日晩れて、葦田郡に葦田竹原に次る。宿れる処に呻ふ音有りて言はく「痛、目」といふ。牧人聞きて竟夜寝ずして踞る。明日に見

東大寺への寄進の内容の記述が詳細なのは、その解の記述の反映であろう。
一七 寺への寄進によって広虫女の生前の罪は贖われたのである。この「死」は、より高い地位の存在への転生を暗示する。
一八 成実論・六業品の取意か。→中巻三十二縁。

第二十七縁　あやしき表（しるし）の説話。
一九 七七八年。
二〇 広島県芦品（あし）郡、福山市、府中市あたり。「大山里」は未詳。
二一 未詳。本説話以外に所伝をみない。
二二 土佐日記によれば、屠蘇（とそ）、白散（びゃん）（以上、薬酒）、芋茎（いもがら）、荒布（あらめ）、歯固（はがため）、押鮎（おしゆう）（以上、食物）、鰡（なよし）の頭・柊（ひいらぎ）の付いた注連縄（しめなわ）。延喜式・内膳司には、「正月三節」として、米、糯米（もちごめ）・糯稲（もちね）・脱穀してないもの）、糯糒（いいぼし）、粟子糒（しいねのほし）、小麦、荏子（えのみ）、胡麻子（ごまのみ）、大豆、小豆、清酒、濁酒、酢、油、醤（ひしお）・調味料の一種）、塩、東鰒（あわび）、隠岐鰒（おきのあわび）、煮堅魚（かつお）、螺（にし）・巻貝）、紫菜（むらさき）・海苔）、干薑（ほしかみ）・乾燥した生薑）、干棗子（ほしなつめ）、搗栗子（かち）、生栗子（くり）、干柿子（ほしがき）、椎子（しい）、菱子（ひし）、橘子（たちばな）、梓橘子（あずさたちばな）・微小菓か）がみえ、元日より三日までに供するものとして、蘿蔔（だいこん）、味醤漬瓜（みそづけ）、糟漬瓜（かすづけ）、鹿宍（ししにく）・鹿の肉）、猪宍（ししにく）・猪の肉）、煮塩鮎（にしあゆ）がみえる。
二三 福山市あたり。原文「向二同国深津郡於二深津市一而往一」。
二四 未詳。原文「次二葦田郡於一葦田竹原一」。
二五 ああ、目。「秋風のふくたびごとにあなめあなめ」（神宮文庫本小町集・六）。

れば一の髑髏有り。笋目の穴に生えて串かる。擢せる竹を解き免ち、自づから食ふ所の餉を以ちて饗して言はく「吾れに福を得しめよ」といふ。市に到りて物を買ふ。買ふごとに意の如し。彼の髑髏祈れるに因りて恩を報ゆるかと疑ふ。市より還来り、同じき国の竹原に次る。時に彼の髑髏反りて生ける形を現して、語りて言はく「吾れは葦田郡窟穴国郷の穴君の弟公なり。賊伯父秋丸に殺さるる是れなり。風吹きて動くごとに我が目はなはだ痛む。仁の弘き慈を蒙り、痛き苦既に除りて、今飽きて慶を得たり。其の恩を忘れず、幸の心に勝へず、仁者の恩を酬いむと欲ふ。我が父母の家は、窟穴国里に有り。今の月の晦の夕に、吾が家に臻れ。彼の霄にあらずは恩を報いむに由無し」といふ。牧人聞きて、ますます怪びて、他人に告げず。期れる晦の暮に彼の家に至る。霊牧人の手を操り、控きて屋の内に入り、具くる所の饌を譲りて饗して共に食ひて、残る所をみな裹み、幷に財物を授く。良久にありて彼の霊倏忽に現れず。父母諸の霊を拝まむが為に其の屋の裏に入り、牧人を見て驚きて、入り来る縁を問ふ。牧人是に先の如く具に述ぶ。因りて秋丸を捉り、殺せる所由を問ひていはく「汝の先の言の如くは、汝吾が子と倶に市に向ふ、時に汝他の物を負ひていまだ其の債を償はず、中路にして遇ひて徵り乞はれ、

一　植物に眼窩を貫かれた髑髏を手厚く葬る例に、広記・二七六所引述異記・周氏婢「草」、敦煌本捜神記・侯霍「禾」、広記・三一八所引広異記・張琮「竹根」、江家次第・十四や和歌童蒙抄・七にみえる小野小町説話「すすき」などがある。広記・三二九所引広異記・狄仁傑は樹根に貫かれた死屍の例。不遇なる死屍に酒食を供したり改葬したりして報恩される例に、広記・三二〇所引幽明録・桓恭、同・三五二所引劇談録・王鮪、同・三一四所引稽神録・郭厚、同・三五〇所引酉陽雑俎・郝惟諒、同・三四七所引伝奇・趙合などがある。

二　敦煌本捜神記・侯光侯周では、一死人を発見した郭歆はその死人を埋蔵して九十余日のあいだ食飯をもって祭った、とされる。広記・三二〇所引幽明録・任懐仁では、塚を発見した徐祚は三時の食を分かちて祭った、とされる。本説話でも下文では「施し食報し福」として、食を供したことを中心として把握されている。

三　「反」は「變」の省文に由来するか。

四　未詳。

五　未詳。本説話以外に所伝をみない。窟穴国郷、穴君の弟公、目の穴、というイメージの結びつきがみられる。

六　大晦日。→上巻十二縁。

七　その夜ではないならば恩がえしをする方法が無い。

八　穴君の弟公の霊。弟公の姿（上文にいう「生形」）をしていたのであろう。

九　死者の魂のために供えられた飲食。→上巻十二縁。

一〇　みやげとして持ち帰らせる。このようなことが述べられるのはきわめてめずらしい。

一一　上巻十二縁では当初から霊は姿をあらわしていない。本説話では「生形」をもって行動していた。

一二　弟公の父母は。

一三　「我与二汝子一、倶向二於市一、時我負二他物一、未レ償二其債一、遇二於中路一、而徵乞之、弟公捨而来之、若来不也」と、秋丸は父母に言ったのである。

一四　犯罪。

一五　宝亀八年（七七）。

一六　原文「我与二弟公一、率二往于市一」。「与―」は、―を、の意。

一七　深津市からは瀬戸内海を隔てて対岸にあたる。讃岐国と深津市の交通に関しては、不明な点が多い。

一八　底本原文「間父母之弟」。意をとりがたいので、「間父母兄弟」と訂した。父母兄弟の関係は葦の隙のようだ。「如二葦蘆之隙一」には、密接である、親密である、の意か、疎である、疎遠である、の意か、不明。攷証は将門記「夫婦者親而等レ瓦、親戚者疎而喩レ蓋」の例と実語教の例とをあげる。将門記の例の解には諸説がある。原文「不レ見之外」。→中巻四十二縁。

一九　擯の意に用いられている。

二〇　原文「尚故」。

二一　「我経中説、我眷属者、受レ恩能報」（大般涅槃経・師子吼菩薩品。小泉道の指摘がある）。

弟公を捨てて来る、もし来るやいなや、といふ。我れ汝に答へて言はく「いまだ来らず。視ず」といふ。今聞く所は、何すれぞ先の語に違ふ」といふ。賊盗秋丸、揔意惨然み、事を隠すこと得ず、すなはち答へて言はく「去年の十二月の下旬に、元日の物を買はむが為に、我れ弟公を市に率往く。持つ所の物は、馬と布と綿と塩となり。路中に日晩れて竹原に宿る。竊に弟公を殺し、彼の物を擄り、深津市に到りて馬を讃岐国の人に売り、自余の物等は、今出し用るなり」といふ。父母聞きていはく「嗟呼、我が愛子は汝に殺さる。他の賊にあらざるなり」といふ。父母兄弟を問つることは、葦蘆の隙の如し。故に内に其の過失を匿し、見えずより外に賓出す。すなはち牧人を礼み、また飲食を饗す。牧人還来りて、状を以ちて転へ語る。夫れ日に曝れる髑髏すらなほし是くの如し。食を施して福を報いられ、恩を与へて恩を報いらる。何にいはむや、現の人にしてあに恩を忘れむや。涅槃経に説きたまふが如し「恩を受けば恩を報ゆ」とのたまふは、其れ斯れを謂ふなり。

第二十八縁　あやしき表（しるし）の説話。

一　和歌山市梅原、栄谷、中あたり。

二　所在不明。三　原文「初夜」。下文に「毎レ夜」とあるように、いく夜にもわたる期間のできごとである。その最初の夜、の意。六時のひとつの「初夜」ではない。

弥勒の丈六の仏の像其の頸を蟻に噉まれて奇異しき表を示す縁　第二十八

一紀伊国名草郡貴志里に、一の道場有り。号けて貴志寺と曰ふ。其の村人等私の寺を造り、故を以ちて字とす。白壁天皇の代に、一の優婆塞有りて、其の寺に住む。時に寺の内に、音ありて呻ひて言はく「痛きかな。痛きかな」といふ。其の音老いたる大人の呻ふが如し。優婆塞、初の夜は路を行く人の病を得て参り宿るかと思疑ひ、起きて堂の内を巡りて、見索むれども人無し。其の時に塔の木有り。いまだ造らずして淹しく仆れ伏して朽つ。斯の塔の霊かと疑ふ。彼の病み呻ふ音、夜ごとに息まず。行者聞き忍ぶること得ず。故に起ちて窺ひ看れば、なほ病人無し。然うして寝たる後夜に、常の音に倍して、大地を響して大に痛み呻ふ。なほ塔の霊ならむと疑ふ。明日に早く起きて、堂の内を見れば、其の弥勒の丈六の仏の像の頸、断れ落ちて土に在り。大蟻千ばかり集りて、其の頸を噉摧く。行者見て、檀越に告知らす。檀越等悵びて、また造り副ぎ奉り、恭敬ひ供養す。夫れ聞くならく、仏は肉の身にあらず。何にぞ痛み病むこと有らむ、と。誠に知る、聖の心に示現るるなりといふことを。仏の滅後なりといへども、法身は常に存り、常に住りたまひて易らず。更に疑ふことなかれ。

村童の戯れて木を剋める仏の像を愚なる夫斫き破りて現に悪しき死の報を得る縁　第二十九

二紀伊国海部郡仁嗜の浜中村に、一の愚癡なる夫有り。姓名詳ならず。自性愚癡にして、因果を知らず。海部と安諦とを通ひて往き還る。山に山道有り。号けて玉坂と曰ふ。浜中より正南を指して蹤えて、秦里に到る。当の里の小子山に入りて薪を拾ふ。其の山道の側に、戯遊れて木を剋みて仏の像を為り、石を累ねて塔とし、戯に剋みたる仏を以ちて石の寺に居き、時々戯遊る。白壁天皇の世に、彼の愚なる夫戯に剋みたる仏を咲ひて、斧を以ちて殺り破りて棄つ。而うして去りて遠からずして、身挙りて地に蹲れ、口と鼻とより血を流し、両の目抜け、夢の如くに忽に死ぬ。諒に知る、護法無きにあらず。何ぞ恭敬はざらむ。法花経に説きたまふが如し「もしは童子の戯れて、草木と筆と

四類似の説話展開を見せる下巻十七縁は、本説話の舞台となった土地の近隣の地を舞台としている。五→中巻十三縁。六→上巻三縁、十二縁。後夜には不思議なことがおきる。七「其」は上文の「堂」をさす。上文には弥勒菩薩像を安置してあることはみえない。下巻十七縁は本説話の地に近接した地を舞台とするが、「慈氏禅定堂」がみえる。このあたりの土地では弥勒菩薩信仰が盛んであったか。→中巻二十三縁、二十六縁、下巻十七縁。八この大蟻を世界各地に存する伝説の獰猛な巨大アリと解する荒俣宏の説はあやまり。和名抄の訓の一部分に「アリ」を含む動物名は、大蟻(オホアリ)、赤蟻(イヒアリ)、飛蟻(ハアリ)の三種。本説話にいう「大蟻」は、この一種。九「仏非二血肉身一」(金光明最勝王経・如来寿量品)。一〇「雖二仏滅後一、法身常存」(「三宝常住、無レ有二変易一」(大般涅槃経後分・上)。

第二十九縁　悪業についての現報説話。

一底本訓釈「左斗和良波部」。二和歌山県海草郡下津町あたり。三「愚癡之人、不レ識二因果一」(諸経要集・十悪部・邪見縁)。四和歌山県有田市あたり。一五未詳。六有田市宮原町畑あたり。平城宮出土木簡に「紀伊国安諦郡幡陁郷」がみえる。一七→中巻十八縁。一八→中巻二十五縁。一九妙法蓮華経・方便品の取意。

一下文に「八十有余歳」とみえる。二未詳。本説話以外に所伝をみない。俗姓としてみえる「三間名干岐」を新撰姓氏録・未定雑姓・右京、河内国にみえる「三間名公」とは異なるとする説(攷証)、同一とする説(栗田寛)の両説がある。「干岐」は、攷証所引の本居宣長の説に「干岐ハ韓ノ諸国王及王族ノ通称也」とみえる。このころ「干岐」と「観規」とはまったくの別音。三和歌山市あたり。四一定の行業を達成した僧の称であるが、具体的なことは不明。五→下巻四縁。六和歌山市。→下巻十六縁。七山口廃寺跡がその地か。このあたりの地域の弥勒菩薩信仰の盛行をうかがわせる例に、下巻十七縁、二十八縁がある。八七二四―七四九年。九文殊菩薩と普賢菩薩。あるいは、薬王菩薩と薬上菩薩。一〇七七九年。二造像を完成させるためのもの。経済的、人的な援助。一二桓武天皇。一三七八二年。ただし、延暦元年は壬戌。癸亥は延暦二年。八月十九日に改元なので延暦元年の「春二月十一日」は不審、として、延暦二年の誤りか、とする松浦貞俊説がある。下巻三十一縁にも「延暦元年癸亥春二月下旬」とあって本説話と同様の問題を含んでいる。下巻三十二縁の「延暦二年甲子秋八月十九日」をも考慮するならば、本説話をたんに誤写としてかたづけることは困難である。一四未詳。本説話以外に所伝をみない。下文に「父」とみえるので、明規は観規の子。一五→中巻十九縁。一六→下巻二十四縁。一七未詳。本説話以外に所伝をみない。下文に「仏師多利麿」とみえる。一八原文「即従レ座起」。「即従レ座起」(無量寿経・上)。一九仏典語。二〇自分に与えられた命、の意か。二一願望。後代の和文語の「いかで」に同じ。

或るは指の爪甲を以ちて、仏の像を画作らば、みな仏の道を成らむ。また一の手を挙げ、小し頭を低れ、此れを以ちて仏の像を供養せば、上無き道を成らむ」とのたまふ。是を以ちて慎みて信へ。

沙門功を積み仏の像を作り命終る時に臨みて異しき表を示す縁　第三十

老僧観規は、俗姓三間名干岐なり。紀伊国名草郡の人なり。自性天年聡敏にして、雕巧を宗とす。有智の得業にして、並に衆の才を統べたり。俗に著きて営農をして妻子を蓄養ふ。先祖の造れる寺、名草郡能応村に有り。名けて弥勒寺と曰ふ。字を能応寺と曰ふ。観規、聖武天皇の代に、願を発して釈迦の丈六と並に脇士とを雕造る。白壁天皇の世の宝亀十年己未に、造り奉ること既に畢り、能応寺の金堂に居きて、会を設けて供養す。また願を発して十一面観音菩薩の木の像を雕造る。高十尺ばかりなり。半を造りていまだ畢へず。縁少くして年を歴、老耄いて力弱くして、自づから彫ること得ず。爰に老僧年八十有余歳の時に、長岡宮に宇大八嶋国御めたまひし山部天皇の代の延暦元年癸亥の春二月の十一日に、能応寺に臥して命終る。二日を逕て更甦還りて、弟子明規を召して言はく「我れ一の語を忘る。念ひ忍ぶること得ず。故に還来るなり」といひて、すなはち床を立て蓆を敷き食を備けしむ。是に檀曰武蔵村主多利丸を請へ、床に居ゑ食を饗して、対面ひて共に食ふ。食ふこと既に畢る。すなはち坐より起ちて、明規と並に諸の親属とを引率て、長跪きて多利丸を礼みて言はく「観規分少くして命尽く。観音の像を畢へずして忽率に罷る。今幸に嘉き時に逢ふ。盍して思ふ所を申さむ。伏して願はくは、尊の芳き慈を蒙りて聖の像を畢へむと欲ふ。寸心の願、僅に望む所に当はば、故に後生の大なる福は観規に被り、現報の功徳は尊主に蒙らむ。至誠に勝へず、また参り還来りて、礼無き状を奉りて、悚慄り謹みて白す」といふ。爰に多利麿と明規と等、悲び哭き涕泪して、答へて曰はく「既に語れる状を請く。我れかならず畢へ奉らむ」といふ。沙門聞きて、起ちて拝み歓喜ぶ。また二日を逕て、同じき月の十五日に至りて、明規を召して言はく「今日は仏の般涅槃したまひし日に当る。余れまた命終らむ」といふ。明規告げむとおもひて、父の慈ぶる儀を見、愛の至に勝へずして、詐りて言して白さく「いまだ彼の日に及ばず」とまうす。師暦を乞ひて見て言はく「今十五日に当る。何すれぞ我が

三 願う、の意。下位の者が上位の者に対して願う。三 第二人称の敬称。中本起経・下はじめ諸仏典にみえる(朱慶之)。三四 心。三五 冥界では観規が幸福になり、この世界ではあなたが幸福になる。過去世・現在世・未来世を一個人が経歴する、という視点からの発言ではない。死者の住む空間と生者の住む空間とを対比しての叙述。三六 この観規の発言全体は書簡文の形式をそなえている、といえよう。書簡の結びのことばとして大伴池主の書簡(万葉集・十八・四吉)に「奉レ状不備」、空海の書簡(性霊集・十)に「奉レ状不宣」とみえ、この類例は唐宋の書簡にもみえるのだが、本説話の「奉二無レ礼状一」も、書状を呈する意であろう。三七 二月十五日臨二涅槃時一(大般涅槃経・寿命品)。三八 慧琳の一切経音義・二十七に妙法蓮華経・序品の「般涅槃」に関して般博官反、今借音、博末反)とみえ、広韻・上平・二十六・桓(胡官切)に「般楽也、又博干切、釈典又音鉢」とみえる。入声音。「般涅槃」のばあいの「般」を入声音とする通説には疑問な点があるが、いまかりにしたがっておく。三九 観規に、今日がまさしくその日であることを告げようと思ったが。三〇 具注暦の形式のものであろう。暦を見て今日は何月何日と知ることは不可能であろう。ただし、具注暦が後代のように日記帳がわりに使用されていたならば可能。天平十八年(七四六)の具注暦の一部分が現存するが、その年の二月十一日から十五日までの記事には仏の般涅槃の日である、という記載も無い。

一「胡跪」「蹈跪」は、謙譲の気持ちをあらわす姿勢。右膝と右足の爪先を地に着け、脛を地に着

けず、左膝は立てる。臀部は浮かして踵より離されたであろう。「合レ掌蹈跪(大目乾連冥間救母変文)。二 釈迦の般涅槃の姿は「面向二西方一」(大般涅槃経後分・上)とされるが、寝た姿勢であって、本説話のような蹈跪ではない。本説話の「向レ西」は、極楽浄土への往生をめざすことをあらわすか。法苑珠林・呪術篇・弥陀部に呪を述べて「於二晨朝時一、用二楊枝一、浄レ口、散二華焼レ香、仏像前胡跪合レ掌、口誦二七遍一、若二七三七遍一、滅二四重五逆等罪一、現身不レ為二諸横所一悩、命終生二無量寿国一」とみえる。→上巻二十二縁。三 午後三時から五時のころ。日没の前。日没と極楽浄土とのイメージの結びつきは、善導の観経疏・定善義にみえる。釈迦の般涅槃の時刻は大般涅槃経後分・上によれば「中夜」。四 「内密二菩薩儀一、外現二声聞形一」(中巻七縁)、「内秘二菩薩行一、外現二是声聞一」(妙法蓮華経・五百弟子受記品)。五 →上巻二十二縁。本説話も上巻二十二縁も極楽浄土への往生説話と考えられる。ことさらに「戒」が言及される。結婚していたが戒を破っていない、という弁解的記述。

第三十一縁　仏教的なものがまったく含まれていない説話。六 神として祭る。七 岐阜市。八 未婚の女性としては高齢。九 在胎期間の長期にわたることを示すことによって、胎内の子が不思議な力を有することを示している。一〇 七八二年。ただし、延暦元年は壬戌。癸亥は延暦二年。→下巻三十縁。一一 いわゆる鎮懐石伝承(釈日本紀・十一所引筑紫風土記、十一所引筑前国風土記)に登場する石は二個。書紀・垂仁天皇二年条にみえる都怒

子虚言して「いまだ及ばず」といふ」といひて、湯を乞ひ身を洗ひ、袈裟を易著、蹈跪きて掌を合せ、香炉を擎持ちて、香を焼き西に向き、すなはち日の申時に命終る。既にして仏師多利麿、遺言を受け、彼の十一面観音の像を造り、因りて開眼供養すること已に訖る。今能応寺の塔の本に居くなり。賛に曰はく「嗟呼、慶しきかな、三間名干伎の氏の大徳、内に聖の心を密し、外に凡の形を現す。俗に著き色に触れたれども戒の珠を染めず。没に臨みて西に向ひ、神を走せて異を示す」といふ。誠に知る、是れ聖にして凡にあらざることを。

女人石を産生み之れを以ちて神として斎く縁　第三十一

美乃国方県郡水野郷楠見村に一の女人有り。姓は県氏なり。年二十有余歳に迄りて、嫁はず通がずして、身懐任む。三年を逕て、山部天皇の世の延暦元年癸亥の春二月の下旬に、二の石を産生む。方丈五寸にして、一は色青と白との斑、一は色専青し。年ごとに増長す。比べる郡有り。名けて淳見と曰ふ。是の郡の部内に、大神有り。名けて伊奈婆と曰ふ。卜者に託きて言はく「其の産める二の石は、是れ我が子なり」といふ。因りて其の女の家の内に、忌籬を立てて斎く。往古より今来、いまだかつて見聞かず。是れまた我が聖朝の奇異しき事なり。

網を用て漁る夫海の中の難に値ひて妙見菩薩を憑願ひて命を全くすること得る縁　第三十二

呉原忌寸名姝丸は、大和国高市郡波多里の人なり。幼きときより網を作り、魚を捕ることを業とす。延暦二年甲子の秋八月の十九日の夜に、紀伊国海部郡の内に到り、伊波多岐嶋と淡路国との間の海に、網を下して魚を捕る。魚を捕る人三の舟に乗りて九人有り。忽に大風吹きて彼の三の舟を破り、八人溺れ死ぬ。時に名姝丸、海に漂ひて心を至して妙見菩薩に帰り、願を発して言さく「我が命を済助けたまはば、我が身を量りて妙見の像を作りたてまつらむ」とまうす。海に漂ひて波を拒き、身疲れ心惑ふ。寐たる如くして覚むること無し。皎なる天に覚めて瞻れば、身は彼の部内の蚊田浦の浜の草の上に在り。ただし一のみ済はる。已が身を量りて像を作りて敬ふ。嗚呼、異しきかな、我阿羅斯等説話に登場する白石は、難波の比売語曾社と豊国の比売語曾社との二処に祭られたとされるので二個であろう。懐妊にかかわる石の例には、鎮懐石伝承の他に書紀・雄略天皇三年四月の梓幡皇女説話がある。二一辺が五寸の立方体ぐらいの体積。「丈」は、おおきさの意。三原撰本の成立した延暦六年は、まだこの石の増長がつづいていたであろう。四岐阜市。五続日本後紀・承和十二年（八四五）七月十六日条に、美濃国厚見郡の無位の伊奈波神に従五位下が授けられているのがみえる。岐阜市に伊奈波神社が所在。六―中巻序。七神の世界を人の世界から区別するための垣。

第三十二縁　造像の縁起説話。すでに文書化されていたか。

八上巻十一縁、下巻二十五縁では、網を用いて漁をすること自体が悪とされているが、本説話にはそのような考えはみえない。九「我北辰菩薩、名曰二妙見一」衆星中最勝」（七仏八菩薩所説大陀羅尼神呪経・二）とあるように北辰を本体とする菩薩であるので、航海を導き、海難を救う力を有した。円仁の入唐求法巡礼行記に、漂流の間に口に観音、妙見を称えた、という記事がある。一〇未詳。本説話以外に所伝をみない。一一奈良県高市郡高取町あたりか。一二七八三年。ただし、延暦二年は癸亥。甲子は延暦三年。→下巻三十縁。延暦二年の秋分は八月十八日（『日本暦日原典』）。本説話の時は、後代に「彼岸」と称された期間にあたる。本書で海難が描かれた説話で日時が明記された下巻二十五縁、三十二縁、がいずれも彼岸の期間にかわるのは偶然ではないであろう。一三紀淡海峡。「伊波多岐嶋」は未詳。和歌山市加太の友ヶ島か。一四日時、舟の数、人数などが詳細に記述されている。すでに文書となっていたものに拠ったのであろう。一五和歌山市加太。南海道の駅があり、ここから淡路国由良駅へは海路。

第三十三縁　悪業についての現報説話。延暦六年原撰本では、本説話が末尾に位置していたと推定される。末尾に付された経典の引用文の長さは、本説話の位置に関係するか。一未詳。本説話以外に所伝をみない。二和歌山県日高郡、御坊市あたり。三未詳。四七八五年。五戸令に「凡国守、毎レ年一巡二行属郡一」とみえる職務。「国司巡二行部内一」（弘仁式・主税）。六正税として納められた稲が貸し出され（出挙）、秋の収穫を待って利稲を加えて返済された。国司が部内を巡行する時（戸令に「勧二務農功一」とみえる）に、正税稲の貸し出しがおこなわれた、と本説話では記されているのであろう。七未詳。本説話以外に所伝をみない。八達摩多羅の訳の薬師如来本願経・一巻、玄奘の訳の薬師琉璃光如来本願功徳経・一巻、義浄の訳の薬師琉璃光七仏本願功徳経・二巻、などがある。九薬師琉璃光如来本願功徳経によれば、宮毘羅（くびら）大将、伐折羅（ばさら）大将、迷企羅（めきら）大将、安底羅（あんちら）大将、頗儞羅（あにら）大将、珊底羅（さんちら）大将、因達羅（だんちら）大将、波夷羅（はいら）大将、摩虎羅（まこら）大将、毘羯羅（びから）大将、真達羅（しんだら）大将、招杜羅（しょうとら）大将、正税稲の貸し出し係の人に稲を乞う。一一紀直吉足をさす。一二薬師琉璃光如来本願功徳経に、善悪を識（し）らず愚癡無智なる者は「見二乞者来一時一、大丈夫論・財物喜」とされる。「菩薩見二乞者来一時一、其心不レ喜」

風に遇ひて舟破れ、波に撃たれて人亡ぬ。ただし一のみ存り、身を恕りて像を作る。定めて知る、妙見の大なる助と瀏ふ者の信ふ力とを。

賤しき沙弥の乞食を刑罰ちて現に頓に悪しき死の報を得る縁　第三十三

一紀直吉足は、二紀伊国日高郡別里の三椅家長公なり。天骨悪しき性にして因果を信はず。四延暦四年乙丑の夏五月に、国司部内を巡行りて正税を給ふ。其の郡に至り、正税を下ひて百姓に班す。一の自度有り。字を伊勢沙弥と曰ふ。五薬師経の十二薬叉神の名を誦持ちて、里を歴て食を乞ふ。六正税を給ふ人に就きて稲を乞ひ、厥の凶しき人の門に臻りて乞ふ。彼の乞ふ者を見れども乞ふ物を施さず、其の荷へる稲を散し、また袈裟を剝ぎて拍ち逼す。沙弥逃げて其の別寺の僧坊に隠る。凶しき人逐ひて捕へ、また己が門に将て大石を挙持ちて沙弥の頭に当てて、迫りて曰はく「其の十二薬叉神の名を読みて我れを呪縛せよ」といふ。沙弥なほ辞び、凶しき人なほ強ふ。強ひて逼るに勝へず、一遍読みて逃ぐ。然うして後久しからずして地に躃れて死ぬ。更に疑ふべからず、護法の罰を加ふることを。自度の師たりといへども、なほし忍の心をもちて闕よ。

八身を隠せる聖人、凡の中に交るが故に。炯然く過無くは、慇に探りて毛を吹きて疵を求むべからず。失を求むれば、三賢十聖すら、失有りて誹るべし。九徳を求むれば、法を謗るひと善を断つひとすら徳有りて美むべし。一〇所以に十輪経に云はく「蒼蔔の花は萎むといへども、なほ諸の余の花に勝る。戒を破れる諸の比丘も、なほ諸の外道に勝る。出家の人の過を説くは、もし戒を破るひともしし戒を持つひとも、もし戒有るひともしし戒無きひとも、もし過有るひともしし過無きひとも、説く者は万億の仏の身より血を出すに過ぎたり」とのたまふ。今此の義解に云はく「血を出すとも仏の道を障ぐること能はず。僧の過を説く時には、多の人の信を壊り、彼の煩悩を生し、聖の道を障ぐるが故なり。是の故に菩薩は彼の徳を楽求めて、失を楽求めず」と。一三像法決疑経に云はく「未来の世の中に、俗官比丘をして税を輸さしむることなかれ。もし税を奪はば、罪を得ること量無し。一切の俗人は、三宝の牛馬に乗騎ること得ず。三宝の奴婢と六畜とを撾打つこと得ず。其の三宝の奴婢の礼拝むを受くること得ず。もし犯すひと有らば、みな殃咎を得む」とのたまふ。また経論に説きたまふが如し「慳る心多き者は、是れ泥土なりといへども金玉より重す。慳貪る人は、糞土を乞ふと聞きてなほし悋惜しの引用である可能性もある。

施品など、「見」と表現されるばあいが少なくない。二椵のかたちでなく頴稲で出挙されたのであろう。四「若諸比丘、仏法出家、剃除鬚髪、被三著袈裟一、一切天人阿修羅、皆応二供養一」（大方広十輪経・証相品）。袈裟は特別に尊崇された。一五未詳。一六どうせできるはずがないだろう、という気持ちで言っている。一七→中巻三十五縁。護法が沙弥を守護する例として、中巻一縁、下巻十縁がある。

一八中巻一縁に類似表現がみえる。

一九菩薩。「求レ失之者、麟角聖上、有二失可レ取一」（梵網経古迹記・下本。原口裕）。二〇一闡提（→中巻二十二縁）。「求レ徳之者、断二善者身一、有二徳可レ録一」（梵網経古迹記・下本。原口裕）。

二一以下に経典からの長文の引用がつらねられる。贍葡華雖レ萎、勝二於諸余華一、破戒諸比丘、猶勝二諸外道一」（大方広十輪経・証相品）。贍葡はキンコウボク。「説二出家人過一」以下は大方広十輪経にみえない。梵網経古迹記・下本に、「又十輪云」として「占蔔花雖レ萎」以下の全文がみえる（攷証）。二二梵網経古迹記・下本に、上文につづけて、「解云」として全文がみえる（攷証）。来迎院本の体裁にしたがって、「今此義解云」以下を割注とした。

二三取意の文。二四大丈夫論・施慳品の取意。

一出典未詳。二雑譬喩経に「財不レ足レ惜者、以レ財是五家之分、盗賊水火県官悪子、五家忽至、一旦便尽、故曰レ不レ足レ惜也」とみえる。杲宝の大日経疏演奥鈔・二十八に「五家所レ共者、譬喩経云、夫財者五家共有、不レ能二独用一」とあり、「所レ謂五家者、一懸官非二理来摂一レ銀、二盗賊横来劫奪、三忽然為二水漂流一、四火起不レ覚レ焚焼一、五悪子無レ理費用」とみえるが、本説話から

第三十四縁　優婆塞による治病を説く。

三未詳。本説話以外に所伝をみない。「あざめ」という訓みは春日政治の説。四和歌山市。

五七六一年。六「癰」は頸部の腫瘍。七「疽」は腫瘍。八いかなる宿業か、という具体相は述べられない。九罪業を消滅させて病気を治す方法の中では善行をおこなうことが最高である。「滅レ罪差レ病」と「行レ善」とを比較した表現ではない。一〇未詳。一一般若心経。「能除二一切苦一」（般若波羅蜜多心経）。一二未詳。本説話以外に所伝をみない。「行者」とあるばあい、本書では優婆塞をさすことが多い。

一三→下巻三十三縁。「第六大願、願我来世得二菩提一時、若諸有情、其身下劣諸根不レ具、醜陋頑愚、盲聾瘖瘂、攣躄背僂、白癩癲狂、種種病苦、聞二我名一已、一切皆得二端正黠慧一、諸根完具、無二諸疾苦一」（薬師琉璃光如来本願功徳経）。以下に巻数がつらねられるが、たとえば「三千巻」は一巻の経を三千度読む意。

一四→中巻二十四縁。金剛般若経を読誦して「癒」が治った例に、金剛般若経集験記・救護篇・王昌言がある。一五→上巻三十縁。

一六観世音三昧経。天平四年（七三二）八月の皇后宮職解に書名がみえるのが日本での初出。「受二持斯経一、七日七夜、読誦通利、衆罪消滅、如二向果報一」（観世音三昧経）。

一七伽梵達摩訳の千手千眼観世音菩薩広大円満無礙大悲心陀羅尼経にみえる陀羅尼。上文に存した観音三昧経に関する記述がここでは消え、かわりに千手陀羅尼に関する記述があらわれている。これがいったい何を意味しているのか、あきらかではない。智礼の観無量寿経疏妙宗

と懐ふ。財を惜みて布施さず、蔵し積みて人の知らむことを恐りば、身を捨てて手を空しくして、餓鬼の中に去りて、飢ゑ寒ゆる心を受けむ。夫れ銭財は、五の家共に有つ。何を五の家とす。一は県官なり。理にあらずして来向る。二は盗賊なり。なほし来りて劫め奪ふ。三は忽に水に漂ひ流さる。四は忽然に火起らば焚焼かるることを免れず。五は悪しき子なり。理無くして費し用る」と。故に菩薩は布施することを歓喜ぶるなり。

怨しき病忽に身に嬰り之れに因りて戒を受け善を行ひて現に病愈ゆること得る縁　第三十四

巨勢部皆女は、紀伊国名草郡埴生里の女なり。天平宝字五年辛丑に、怨しき病身に嬰り、頸に瘻肉生り、疽れたること大なる瓠の如し。痛く苦しきこと切るが如し。年を歴て愈えず。自づから謂はく「宿業の招ぶ所なり。ただし現報のみにあらず。罪を滅し病を差さむには、善を行はむに如かず」とおもひて、髪を剃り戒を受けて、袈裟を著て、其の里に大谷堂に住みて、心経を誦持ちて行道くことを宗とす。十五年を逕て、行者忠仙、来りて共に堂に住む。

忠仙、此の病の相を見て憫びて、病を看て呪護し、誓願を発して言さく「是の病を愈さむが為に、薬師経と金剛般若経とをおのおの三千巻と、観世音経一万巻と、観音三昧経一百巻とを読み奉らむ」とまうす。十四年を歴て、薬師経二千五百巻と、金剛般若経一千巻と、観世音経二百巻とを読み奉る。ただし千手陀羅尼を間無く誦むなり。いまだ巻の数に満たず。病を受けたる歳より以来、二十八年を逕て、延暦六年丁卯の冬十一月の二十七日の辰時に至りて、瘻腿の癰疽自然づから口開き、膿血流出で、平復願の如し。故に定めて知る、大乗の神呪の奇異しき力と病人の行者の功を積める徳となり、といふことを。「無縁の大悲を至りて感る者は、異しき形を播てむ。無相の妙智を深く信ふ者は、明なる色を呈さむ」といふは、其れ斯れを謂ふなり。

官の勢を仮りて理にあらずして政を為ひて悪しき報を得る縁　第三十五

白壁天皇の世に、筑紫肥前国松浦郡の人、火君の氏のひと、忽然に死にて琰魔国に至る。時に王校ふれば死ぬる期に合はず。故に更に敢へて返す。還

鈔・六所引の観音三昧経の文を千手陀羅尼経の文である、として両経を同一のものであるかのごとくみなす説(攷証所引の潮音の説)は、観世音三昧経の本文が全文あきらかにされた(京都国立博物館蔵本、七寺蔵本などによる)現在では誤り。「龍鬼流三行諸毒腫一、癰瘡膿血痛匝レ堪、至心称三誦大悲呪一、三唾毒腫随レ口消(千手千眼観世音菩薩広大円満無礙大悲心陀羅尼経)。

六　上文に「十五年」「二十四年」とあった。それを合わせて「二十八年」とするのは誤りとはいえないが、天平宝字五年(庚子)から延暦六年(丁卯)までを「逕ること二十八年」とするのは誤り。

七　七八七年。この年の九月四日、景戒は夢を見ている(→下巻三十八縁)。この夢が大きな機縁となって原撰本日本霊異記は編纂されたと推測される。本説話にみえる「延暦六年丁卯冬十一月二十七日」は、その原撰本の編纂に着手したばかりの頃である。

八　午前七時から九時のころ。

九　「臆」は肉腫。

一〇　「癰」も「疽」も腫瘍。

一一　上文のどの経の効能によっての治病なのか、あきらかでない。

一二　仏の慈悲。

一三　仏の智慧。

第三十五縁　標題に「悪報」とあるが「現」とはない。

一四　佐賀県東松浦郡、西松浦郡、唐津市、長崎県南松浦郡、北松浦郡あたり。

一五　播磨国風土記には「筑紫国火君等祖」の、釈日本紀・五所引筑後国風土記には「筑紫君、肥君等」の、かかわった蘇生説話がみえる。いずれも火君(肥君)自身は蘇生しない。援助者、傍観者の役割をはたしている。本説話における火君之氏の役割もそれに類似する。

一六　琰魔王の治める国。冥界の名。

一七　人は生きる期間が決定されている、という考えにもとづいた蘇生理由。中国説話の世界(たとえば幽明録)に多くみえる「算未レ尽」という蘇生理由に近い。

一　冥界に「大海」が述べられるのは他に例をみない。二　冥界の釜鑊の中で苦を受けている者が蘇生する者に伝言する例に、法苑珠林・漁猟篇・感応縁所引冥報記・劉摩児、華厳経伝記・五・康阿禄山などがある。→下巻二十三縁、中巻七縁。三　くい。四　冥界の釜の中で沸き返って浮沈をくりかえし、言いかけては沈む例に、諸経要集・地獄部・業因縁所引旧雑譬喩経がある。五　静岡県榛原郡。

六　未詳。本説話以外に所伝をみない。

七　春いて精米された米を京に送る輸送係の長。

八　上文にはこの冥界の名は「琰魔国」とされていた。上巻三十縁では「度南国」へ行き「黄泉」より帰った、下巻三十七縁では「閻羅王闕」へ行き「黄泉」より帰った、とされている。

九　冥界での見聞が文書にされている。→上巻三十縁。一〇　太政官の判官。左大弁と右大弁。

一一　八一四年に歿、七十四歳(公卿補任)。続日本紀を編纂。修史の任務と、本説話にみえるような古い文書の整理とは関係があろう。「従四位上」とあるが、真道は延暦十六年(七九七)二月十三日に、従四位下から正四位下に進んでおり、従四位上であることはなかった。下文にみえる延暦十五年三月には従四位下。また、「任二其官上一」とみえるが、真道が左大弁となったのは延暦十六年三月十一日。本説話のころは、左兵衛督であり造宮亮を兼ねていた(公卿補任)。

一二　桓武天皇。

一三　施暁のことであろう。施暁は近江国梵釈寺の僧。光信の弟子。少僧都に任ぜられたのは延暦十六年一月十四日。本説話のころは、律師。

る時に大海の中を見れば釜の如き地獄有り。其の中に黒き栓の如き物有りて、涌き返り沈み、浮き出でて火君に告げて言はく「待てや、物白さむや」といふ。すなはちまた涌き返り沈み、一復浮きて言はく「待て、物白さむ」といふ。是くの如くすること三遍なり。四之遍にして言はく「我れは是れ遠江国榛原郡の人、物部古丸なり。我れ世に存りし時に、白米の綱丁として、数の年を経、佰姓の物を理にあらずして打ち徴る。其の罪の報に由りて、今此の苦を受く。願はくは我が為に法花経を写し奉りて我が罪を脱れしめよ」といふ。火君見聞きて、黄泉より甦還来りて、具に解して大宰府に送る。府解状を得て、転へて朝庭に解す。朝庭信はず。故に大弁官、彼の黄泉の事の状を取りて、継ぎ累ねて二十年を経たり。従四位上菅野朝臣真道、其の官の上に任けられ、彼の状を見て山部天皇に奏す。天皇聞きたまひて、施皎僧頭を請へて、詔して言はく「世間の衆生、地獄に至りて苦を受くること、二十余年を経て免るるやいなや」とのたまふ。僧頭答へて曰さく「苦を受くる始なり。何を以ちてか爾れを知る。人間の百年を以ちて地獄の一日一夜とす。故にいまだ免れず」とまうす。天皇聞きたまひ、弾指したまひて、勅して遠江国に使を遣りて、古丸の行ひし事を訪ねしめたまふ。方に問ふことを得たり。解状の如くして、異ならずして実有り。天皇信ひ悲び、延暦十五年三月の朔七日に、始めて経師四人を召して、古麿が為に法花経一部を写し奉る。経の六万九千三百八十四の文字に充てて、知識を勧率る。皇太子と大臣と百官を挙りて、みなことごとく其の知識に加入る。天皇善珠大徳を勧請へて講師とし、施皎僧頭を請へて読師とし、平城宮の野寺にして、大なる法会を備け、為に件の経を講読ましめ、福を贈りて彼の霊の苦を救ふ。嗚呼、鄙なるかな、古丸狐の虎の皮を借る勢を用て、理にあらずして政を為ひ、悪しき報を受くることは、因果を瞻ざる賤しき心の太甚しきなり。因果無きにあらず。

塔の階を減し寺の幢を仆して悪しき報を得る縁　第三十六

正一位藤原朝臣永手は、諾楽宮に宇御めたまひし白壁天皇の御時の太政大臣なり。延暦元年の頃、大臣の子従四位上家依、父の為に悪しき夢を見て、父に白して言さく「知らぬ兵士三十余人、来りて父尊を召す。此の悪しき表相あり。故に謝除すべし」とまうす。白し驚かすといへども父応へず。然うしを重視すれば、やはり「延暦元年」は不適。景戒の依拠した資料がおそらくは「元年」とだけ記されたものであったのであろう。宝亀元年は七七〇年。二七 永手の第二子、母は鳥養女。「従四位上」であったのは七七〇年十月より七七五年一月まで。延暦元年(七八二)のころは従三位。

一 宝亀二年(七七一)二月二十二日(続紀)。
二 治病のために禅師と優婆塞とに呪護させる例に、上巻三十一縁がある。三 太政大臣の病気が衆僧の中の一人の懇情によって治癒する例に、古本説話集・下・五十二がある。四 後代の釈門孝伝に、類似した行法を妙珍がおこなったことがみえるが、きわめて珍しい例である。五 未詳。天平神護二年(七六六)十月二十日、六月に隅寺の毗沙門天像より出現した舎利を法花寺に迎えたのだが、官人二百人が幡(ばた)、蓋(がさ)を捧げ持って行列した(続紀)。しかし、この舎利出現は基真によってなされた詐偽であった(続紀・神護景雲二年十二月四日条)。このことが発覚したのちに永手がこのような行為に出たか、とする松浦貞俊の説がある。したがうべきであろう。「幢」は舎利を荘厳するためのものであったか。六 この計画変更は発掘調査によっても確認されたが、永手がその発案者であったかどうかは不明(太田博太郎)。日本高僧伝要文抄・三所引延暦僧録・思託伝に「景雲年勅二西大寺一造二八角塔様一」とあり、神護景雲元年(七六七)にはまだ八角として計画。続紀・宝亀元年二月二十三日条に「破二却西大寺東塔心礎一」とあり、飯盛山の石を東塔の礎石として据えたが巫覡の徒が石のたたりを言いふらしたので礎石を砕いて破却した、とみえる。四角形基壇のための版築土層での埋

一四 この世界と冥界とでは時のすすむ速度が異なる、とする伝承は優婆塞戒経・七、正法念処経・八など諸書にみえるが、本説話が何に拠ったかは未詳。一五 指をはじいて音をたてること。一六 七九六年。「三月朔七日」を重視するならば、真道が左大弁でありしかも施暁が少僧都であったのは延暦十六年。一七→下巻十八縁。一八 仲算の妙法蓮華経釈文・上に「大隋京師恵日道場沙門曇捷字釈云、六万九千三百八十四字、単字一千五百七十字」とし、「曇捷六万九千三百八十四言者、除二普門品重頌五百三十一字一定也一」としている。妙法蓮華経の字数に関しては、この仲算の書の他に、東山往来拾遺、宗淵の妙法蓮華経考異が詳しい。一九 知識(→上巻三十五縁)を六万九千三百八十四人つのった。二〇 秋篠寺の僧。七大寺年表によれば、天応二年(七八二)一月に僧正、延暦十六年(七九七)四月二十一日歿、七十五歳。日本後紀は延暦十六年一月に僧正。下巻三十九縁に説話があるが、延暦十七年の歿とされている。二一 法会に中心的役割をはたす僧が講師、補助的役割をはたす僧が読師、であろう。二二 所在未詳。この時の法会に関しては他に所伝をみない。二三 どのような故事を念頭においての記述であるか不明。

第三十六縁　藤原永手の冥界での受苦を示し、因果の理によって説明する。二四 父は藤原房前、母は牟漏女王。左大臣。七七〇年に正一位。七七一年に五十八歳で歿。二五 歿後に追贈された。二六 七八二年。すでに永手の歿後にあたる。永手の歿年、および家依の「従四位上」は、「延暦元年」とある本文には合致しない。「宝亀元年」とあるほうがよい(松浦貞俊)。白壁天皇(光仁天皇)の時代、とあるの

て後に父卒ぬ。時に子家依、久しき病を得るが故に、禅師と優婆塞とを請召きて呪護せしむれども、なほ愈差えず。病を看る衆の中に、一の禅師有り。誓願を発して言さく「おほよそ仏の法に憑りて修行ふ大意は、他を救ひ命を活けむことなり。今我が寿を病者に施し身に代らむ。仏の法実に有さば、病人の命を活けよ」とまうして、命を棄てて瞡ず、手の於に燼を置きて香を焼きて行道き、陀羅尼を読みて忽に走り転ぶ。時に病者託ひて言はく「我れは永手なり。我れ法花寺の幢を仆さしめ、後に西大寺の八角の塔を四角に成し、七層を五層に減すなり。此の罪に由りて、我れを閻羅王の闕に召して、火の柱を抱かしめ、挫釘を以ちて我が手の於に打立てて、問ひ打ち迫る。今閻羅王の宮の内に、火の煙満ち寛る。王問ひてのたまはく「何の煙ぞ」とのたまふ。答へて曰さく「永手の子家依、病を受けて痛み、呪する禅師、手の於に香を焼く。彼の煙なり」とまうす。すなはち閻羅王、我れを免して擯ひ返し貶ふ。然れども我が体滅びて寄宿る所無し。故に道中に漂ふ」といふ。是に食はぬ病者、飯を乞ひて食ふ。病差えて起居す。夫れ幢は是れ転輪王の報を招く善き因なり。塔は是れ三世の仏の舎利を収むる宝蔵なり。故に幢の仆るるに依りて罪を得、塔の高を減すに由りて罪を被るなり。恐りざるべからず。是れ近き現報なり。

銭のありかたは、その下に位置する八角形基壇のための版築土層での埋銭のありかたとは異なっているが、これは石のたたりを鎮めようとしたものであろうとして、石のたたりのことと八角から四角への計画変更とを関係づける説がある(山本忠尚)。

七 「塔二基(五重、各高十五丈)」(西大寺資財流記帳)。当初に七重塔建立の計画が存したかいなかは不明。東大寺の東塔は、東大寺要録・四に「七重宝塔一基〈高二十三丈八寸、塔内安二四方浄土一、在二回廊一、今作之〉」とみえるが、西大寺の塔もこの程度の規模のものをめざしたか。

八 曲がった釘。底本訓釈「挫〈弊師〉」。

九 →中巻三縁。

一〇 永手は火葬されてしまっている。→中巻二十五縁。

一一 広記・三七六・竹季貞、同・三七六・陸彦などに肉体を「宅舎」とする記述がみえるが、本説話の「寄宿」という表現はそのような考えを想起させる。

一二 世界を統治する帝王。転輪聖王ともいう。

第三十七縁　上巻三十縁、下巻三十五縁と同じく、九州にかかわる蘇生説話であり、冥界の見聞を記した文書が登場する。

一三 藤原仲麻呂の乱を鎮めるのに功があった。神護景雲二年(七六八)十月に従四位上(続紀)。

一四 伊太知は、宝亀二年(七七一)閏三月の「中衛中将従四位上佐伯宿禰伊多智為二兼下野守一」(続紀)という記事を下限としている。歿年はあきらかではないが、宝亀五年三月に大中臣宿奈麻呂が下野守に任ぜられ、宝亀七年十二月に小野石根が左中弁兼中衛中将鋳銭長官とされていることが、いちおうの目やすとなろう。光仁天皇の時代に歿したか。数代の天皇の時代に活躍したために本説話のような表現となったのであろう。上巻三十縁、下巻三十五縁と同じく、本説話も九州にかかわる。

一五 経巻の数。七、または八。妙法蓮華経は七巻に調巻されるばあいも八巻に調巻されるばあいもあった。弘賛法華伝・九にみえる雍州万年県平康坊の人の説話に、閻羅王がその人が生前に読んだ法華経両巻と罪案とを業秤にかけて裁くことがみえる。本説話ほど直接的に数量を問題とする説話は他に例をみない。

一六 →下巻三十五縁。

一七 こんなにも。数量の多いことをいう。「如許 已ㇾ良志已曾波」(新撰字鏡)。

一八 京中の人が。

一九 京中の人。

因果を顧ず悪を作ひて罪の報を受くる縁　第三十七

従四位上佐伯宿禰伊太知は、平城宮に宇御めたまひし天皇の世の人なり。時に京の中の人筑前に下り、病を得て忽に死にて閻羅王の闕に至る。目に見ず、聞けば、大地を響かして打たるる人の音有り。呵びて言はく「痛きかな。痛きかな」といふ。打たるる遍ごとに問ひ政す。王史を問政して言はく「もし此の人、世に在りし時に何の功徳ある善をか作ふ」とのたまふ。諸の史答へて言さく「ただし法花経一部を写し奉る」とまうす。王言はく「彼の罪を以ちて経の巻に充てよ」とのたまふ。巻に充つといへども罪数倍して、勝ること量無く数無し。また経の六万九千三百八十四の文字に充つれば、なほ罪数倍にして救ふ因無し。時に王手を拍ちて言はく「如許は世間の衆生の罪を作り苦を受くるを見たれども、いまだ此の人の如く太甚しく罪を作るを見ず」とのたまふ。竊に傍の人を問ひていはく「此の打たるる人は誰そ」といふ。答へて曰はく「佐伯宿禰伊太知なり」といふ。彼の死にたる人、能く聞きて持ち、

一 黄泉より帰って、見るとすぐに。「纔」は、一すると同時に、の意。

二 →上巻三十縁、下巻三十五縁。

三 冥界での見聞が文書にされている。→上巻三十縁、下巻三十五縁。

四 →中巻三十八縁。伊太知の中陰の期間が終わって間もない時期なのであろう。

五 追善を「報ㇾ恩」とする例に、上巻三十縁、三十三縁、下巻二十五縁がある。

六 悪業によって趣くところ。地獄、餓鬼、畜生など。

第三十八縁　四部分より成る。表相説話群(種継にかかわる一段まで)、景戒の延暦六年の夢とその夢とき、僧景戒夢に見る事(延暦七年の夢とその答)、景戒自身の表相説話、である。

七 「兼」は、あらかじめ。この意で用いるのは日本における引伸義。本書では「表(しるし)」の語は多くのばあい「あやしき表」のかたちで、仏の力の具体的なあらわれとしての超自然的な現象を意味している。本説話では「表相(しるし)」「表(しるし)」の語は前兆の意で用いられている。

八 聖武天皇

繼黄泉より還来り見れば、すなはち甦る。而うして後に、黄泉の状を以ちて大宰府に解す。府其の事を信はず。彼の人便に依りて、船に乗りて京に上る。京の中に還来りて、伊太知卿の閻羅王の闕に捉へられて苦を受くる状を陳ぶ。時に妻子等聞きて、懇び哀びて言はく「卒にて七々日を経、彼の恩の霊の為に善を修ひ福を贈ること既に畢る。何にか図らむ、悪趣に堕ちて劇しき苦を受くることを」といふ。更に法花経一部を写し奉りて、恭敬ひ供養し、追ひて彼の霊の苦を救ふ。此れまた奇異しき事なり。

災と善との表相まづ現れて後に其の災と善との答を被る縁　第三十八

夫れ善と悪との表相現れむとする時に、彼の善と厲との表相はまづ兼ねて物の形と作り、天下の国を周行きて歌咏ひて示す。時に天下の国の人彼の歌の音を聞きて咏を出して伝へ通ふなり。

諾楽宮に二十五年天下治めたまひし勝宝応真聖武太上天皇、大納言藤原朝臣仲麿を召して、御前に居ゑて詔してのたまはく「朕が子阿陪内親王とは、神亀元年（七二四）二月四日即位、天平感宝元年（七四九）七月二日譲位。九→下巻七縁。仲麿は、天平勝宝元年（七四九）七月孝謙天皇即位とともに大納言に任ぜられている。「勝宝応真聖武太上天皇」「大納言藤原朝臣仲麿」という呼称は孝謙天皇の時代のもの。一〇孝謙天皇。母は光明皇后。聖武天皇の発話中にみえる呼称なので、すでに天皇として即位していたかどうかの判断が困難である。下文に孝謙天皇の即位に関しての記述を欠くのは、すでに即位していたことを示すか。一一天武天皇の孫。新田部親王の子。一二原文「二人以之、令レ治二天下一欲、云二何是語一、宜受不也」。阿陪内親王を天皇とし道祖親王を皇太子とする。一三誓約。そのことが実現したならばこのような事態になるであろう、そのことが実現しなかったならばこのような事態になるであろう、ということを言葉として表現して誓う。一四底本訓釈「祈禱、有介比」。一五一是日、太上天皇崩二於寝殿一、遺詔、以二中務卿従四位上道祖王一為二皇太子一」（続紀・天平勝宝八年五月二日条）。天平勝宝八年は七五六年。一六皇太子。一七光明皇后。一八「一也、一波与、志我幾何贖命」という形式の句二句から成る。「一也、一波与」は、「天（あめ）なるや　弟織女（おとたな）の　頸（ぬ）がせる　玉の御統（みすま）の　あな玉はや」（書紀・神代下）にみえる「一やー（はや）」の形式と関係があろう。「一はや」も同意であろう。若くして逝きたる王、財宝のごとき貴き王、逝きたる王よ、ああ、欠けたる宝玉よ、破れたる綾綺よ。早逝した王を財宝にたとえる。一九その命はどれほどの価格で買えるのだろうか。どのような高価な代償を払っても、もう買えはしない。原文「志我幾何贖命」。増一阿含経・十八に、波斯匿王の母の死に関して、たとえ五百の妓女、五百の珍宝、五百の衣裳を閻羅王に与えても死を避けることはできない、とみえる。二〇衰弱してしまった鮒鮒たちよ。「鮒鮒」は比目魚のことであろう。芸文類聚・九十九・祥瑞部下・魚に「瑞応図曰、比目魚者、王者明徳則見」とみえ、晋の郭璞の比目魚賛を引用することからもわかるように、祥瑞である。天皇の徳の衰微を危惧する。二一原文「彼帝姫阿倍天皇並大后御世」。大后（光明皇太后）の存在を重視した表現。二二七五七年。二三橘奈良麻呂の変。続紀・天平宝字元年条に詳細な記事がある。三月二十九日に皇太子を廃せられ第（邸宅）に帰される。七月二日、兵によって右京の宅が囲まれる。四日、「麻度比（まど）」と改名され、拷問されて杖下に死す（続紀）。二四不明。二五長屋王の子。七月四日、「多夫礼（たふれ）」と改名され、拷問されて杖下に死す（続紀）。二六道祖王の兄。天平宝字元年（七五七）七月二十七日の勅によって遠流を免されている（続紀）。殺されてはいない。のち天平宝字八年（七六四）九月、仲麻呂に擁立されて「今帝」を称し、敗死（続紀）。二七七六四年。十月九日。二八本説話では孝謙上皇をさす。二九親王の位を賜い、淡路公に封ぜられた（続紀）。三〇底本破損。三一仲麻呂の死は九月十八日（続紀）。

道祖親王と、二人を以ちて天下を治めしめむと欲ふ。是の語を云何にせむ。宜しく受くやいなや」とのたまふ。仲丸答へて白さく「はなはだ勝れて能し。御語を受け白す」とまうす。時に天皇、祈の御酒を飲ましめ誓はしめて詔してのたまはく「もし朕が遺さむ勅を失たば、天地相憑みて大なる厲を被らむ。汝今誓ふべし」とのたまふ。時に仲丸誓ひて白さく「もし我れ後の世に勅詔に違はば、天神地祇憑み嘆りて太なる災を被り、身を破り命を滅さむ」とまうす。是くの如く誓はしめ酒を飲ましめて、祈禱已に訖る。然うして後に、天皇崩ひて後に彼の遺したまふ勅語の如く、道祖親王を以ちて儲君としたてまつる。其の天皇の大后同じき諾楽宮に坐す時に、天下の国を挙りて歌咏ひて言はく「年少くして失せたる王、宝のごとき失せたる王や、破れたる玉、排れたる綾はよ。しが命幾何に贖はむ。衰へたりや、魴鮄等はよ。しが命幾何に贖はむ」といふ。是くの如く歌咏ふ。然うして彼の帝姫阿倍天皇と並に大后の御世の天平勝宝九年八月の十八日、改めて天平宝字元年とし、即年に儲君道祖親王大宮の［二四］殿より出でて、獄に投居ゑられて殺死され、並に黄文王塩焼王また氏々の人等倶に殺死さる。また宝字八年十月に、大炊天皇、皇后に賊たれ、天皇の位を掇め、淡路国に退きたまふ。逼［三〇］、並に仲丸

一道祖王、黄文王、塩焼王、大炊王たちをさす。二「王」の語が歌に含まれていることをいう。三法師を、女の服装である裙を身に着けて［］からといって侮ってはならない。僧は衫を着て裙をつけて、その上に袈裟をかけた（関根真隆）。「法師等」は僧の自称であろう。僧が女を誘う歌。四底本破損。五鷹を編むための道具のひとつ。

等また氏々の人倶に殺死さる。彼の先に天下を挙りて歌詠へるは、此れ親皇□の滅びたまふ表相なり。

また同じき大后の坐す時に、天下の国を挙りて歌詠ひて言はく「法師等を、裙著□侮りそ。之の中に要帯に薦槌懸れるぞ。いよいよ発つ時々に猥しき卿や」といふ。また咏ひて言はく「我が黒みそひ、またに宿給へ。人と成るまで」といふ。是くの如く歌咏ふ。帝姫阿倍天皇の御世の天平神護元年歳の乙巳に次る年に、始めて弓削氏の僧道鏡法師、皇后と枕を同じくして交通ぐ。天下の政を相摂りて天下を治む。彼の咏歌へるは、是れ道鏡法師の皇后と枕を同じくして交通ぎ天下の政を摂る表と答となり。

また同じき大后の時に咏ひて言はく「正に相はむ木の本には、大徳食し肥れて立ち来る」といふ。是くの如く咏ひて言ふ。是れ当に知るべし、同じき時に道鏡法師を以ちて法皇とし、鴨氏の僧韻興法師を以ちて法臣とし、基真法師を以ちて法参議として、天下の政を摂る表と答となり、と。

また諾楽宮に二十五年天下治めたまひし勝宝応真太上天皇の代に、天下を挙りて歌咏ひて言はく「朝日刺す、豊浦寺の西に有るや、押してや、桜井に、押してや、押してや、桜井に、白玉しづくや、吉き玉しづくや。押してや、押してや、然しては、国そ栄えむ。我が家そ栄えむや。押してや」といふ。是くの如く咏ふ。後に帝姫阿陪天皇の代の神護景雲四年歳の庚戌に次る年の八月の四日に、白壁天皇位に即きたまふ。同じき年の冬十月の一日に、筑紫国亀を進り、改めて宝亀元年として天下を治めたまふ。是を以ちて当に知るべし、先に歌咏へるは、是れ白壁天皇の天下を治めたまふ表相と答となり、と。

また諾楽宮に国食しし帝姫阿倍天皇の代に、国を挙りて歌咏ひて云はく「大宮に直に向へる山部の坂、痛くな践みそ、土には有りとも」といふ。是くの如く咏ひて後に、白壁天皇の代の天応元年歳の辛酉に次るとしの四月の十五日に、山部天皇位に即き天下を治めたまふ。是を以ちて当に知るべし、先に咏歌へるは、是れ山部天皇の天下を治めたまふ先の表相と答となり、と。

山部天皇の代の延暦三年歳の甲子に次るとしの冬十一月の八日乙巳日の夜戌時より寅時に至るまで、天皇ことごとく動く。繽紛ひて飛び遷る。同じき月の十一日の戊申に、天皇幷に早良皇太子、諾楽宮より長岡宮に移坐す。天皇の飛び遷るは、是れ天皇の宮を移りたまふ表なり。

次の年乙丑年の秋九月の十五日の夜、竟夜月の面黒くして、光消え失せ、空闇し。同じき月の二十三日の亥時に、式部卿正三位藤原朝臣種継、長岡宮

「薦ヲ編ニハ薦槌ト云物ニ糸ヲ巻テ、アトサキヘ取チガヘテ編ナリ」（万葉代匠記・五）。男性性器をいう。六その時には。七自分に対して敬語を用いている。戯笑歌。八私の「黒見」のそばで、私の股に寝なさい。「黒見」は女性性器をいうか。「そひ」は、かたわら。九還俗するまで。女が僧を誘う歌。一〇七六五年。一一天平宝字五年（七六一）より寵幸された、と続紀・宝亀三年四月六日条にみえる。本説話に天平神護元年に「始」とするのは何に拠ったものか不明。天平神護元年八月の詔を最初としてそれ以後の詔には「朕師」の呼称が登場し、閏十月二日に道鏡は太政大臣禅師の位を授けられている。「王と愛欲」のイメージは上巻一縁に含まれていた。

一二「法師」の語が歌に含まれていることをいう。一三女に直接に逢おうと、約束の場所の木の下で待っていたら、女は来なくて、太った僧がやって来た。一四続紀・天平神護二年十月二十日の詔に、太政大臣禅師の道鏡に法王の位を、円興禅師に法臣の位を、基真禅師に法参議大律師として正四位上を、授けた、とみえる。底本の原文では基真に関する記事を欠くが、単なる誤脱とみて文を補い訂した。一五「大徳」の語が歌に含まれていることをいう。一六豊浦寺の西にある桜井に、桜井に真珠が沈んでいる。美しい珠が沈んでいる。そうなれば、国が栄える。我が家が栄える。「朝日刺」は豊浦寺にかかる枕詞であろうが、かかり方は不明。「とゆら」の「ゆら」に光り輝く意は無いのであろうか。「押天耶」は、はやしことば。続日本紀・光仁天皇即位前紀に、「童謡曰」として「葛城寺乃前在也、豊浦寺乃西在也、於志度、刀志度、桜井爾白壁之豆久也、好壁之豆久也、於志度、刀志度、然為波、国曾昌由流也、吾家良曾昌由流也、於志度、刀志度」、「蓋天皇登レ極之徴也」とみえ、催馬楽・葛城に「可川良支乃、天良乃末戸名留也、止与良乃天良乃、爾之奈留也、江乃波為爾、之良太万之川久也、末之良太末之川久也、於々之止々、於之止々、之加之天波、久爾曾左加江无也、和伊戸良曾、止美世无也、於々之止々、止之屯止、於々之屯止、止之屯止」とみえる。「豊浦寺」は上巻一縁にみえた。一七七七〇年。一八光仁天皇。白壁王。一九改元は十月一日だが、亀の献上は、八月五日に肥後国葦北郡の日奉部（ひまつかべ）広主売が白亀を、八月十七日に肥後国益城郡の山稲主が白亀を、献上（続紀・宝亀元年十月一日条）。二〇白壁天皇の「白」が歌に含まれていることをいう。二一皇居にまっすぐに向っている山部の坂は、頻繁に踏み歩いてはならない。雪が降りつもっているのではなく土だからといって。「大宮の内にも外（と）にもめづらしく降れる大雪な踏みそね惜（を）しし」（万葉集・十九・四二六五）、「大殿のこの廻（もとほり）の雪な踏みそね」（万葉集・十九・四二七〇）。「諸楽宮」とあり、「大宮」は平城宮。この歌のどこに興趣があるのか判然としない。日本後紀・大同元年四月条に、「初有二童謡一曰」として「於保美野邇、多太仁武賀倍流、野倍能佐賀、伊太久那布美蘇、都知仁波阿利登毛」「天皇登祚之徴也」とみえる。上巻一縁には「向二於大宮一」という表現が含まれていた。二二七八一年。二三桓武天皇。山部親王。二四山部天皇の「山部」が歌に含まれていることをいう。二五七八四年。二六続日本紀はこの日の条に記事は無い。下文を流星群の記事とする現代的理解の当否は不明。二七午後七時から九時のころ。二八午前三時から五時のころ。二九星の名。北辰を神格化した天皇大帝ではなく、心宿の天王（さそり座σ（アンタレス））か。季節的に

の嶋町にして、近衛の舎人雄鹿宿禰木積と波々岐将丸とに射られて死ぬ。彼の月の光失せたるは、是れ種継卿の死亡ぬる表相なり。

四 同じき天皇の御世の延暦六年丁卯の秋九月の朔四日甲寅日の酉時に、僧景戒慙愧づる心を発し、憂愁へ嗟きて言はく「嗚呼、恥しきかな、忝しきかな。世に生れて命を活け、身を存つに便無し。等流果に引かれて愛網を結ぶ。業煩悩に纏れて生死を継ぐ。八方に馳せて生ける身を炬す。俗家に居て妻子を蓄ふ。養ふ物無く飡ふ物無し。菜無く塩無く衣無く薪無し。毎に万の物無くして思ひ愁ふ。我が心安くあらず。昼はまた飢ゑ寒え、夜はまた飢ゑ寒ゆ。我れ先の世に布施の行を修はずありき。鄙なるかな、我が心。微しきかな、我が行」といふ。然うして寝。子時に夢に見らく「食を乞ふ者景戒の家に来り、経を誦み教化へて云はく「上品の善き功徳を修はば、一丈七尺の長き身を得、下品の善き功徳を修はば、一丈の長き身を得」といふ。爰に景戒聞きて、頭を廻して乞ふ人を瞻れば、紀伊国名草郡の部内の楠見栗村に有る沙弥鏡日なり。徐に就きて其の沙弥の前を見れば、長二丈ばかり広一丈ばかりの板の札有り。彼の札には、一丈七尺と一丈とを印すなり。景戒見て問ひていはく「斯れは是れ上品と下品との善き功徳を修ふ人の身を印すや」といへば、答へていはく「唯然り」といふ。爰に景戒、慚愧づる心を発し、弾指して言はく「上品と下品との善を修はば、身の長を得ること是くの如く有るなり。我れ先にただし下品の善き功徳すら修はずありき。故に我れ身を受くることただし五尺余のみ有り。鄙なるかな」といひ、弾指して悔ぢ愁ふ。側に有る人、聞きてみな言はく「嗚呼、当なるかな」といふ。すなはち景戒、炊かむとする白米、半升ばかりを擎げて、彼の乞ふ者に施す。彼の乞ふ者、呪願して受け、立に書巻を出し、景戒に授けて言はく「此の書を写し取れ。人を度すに勝れたる書なり」といふ。景戒見れば、言の如く能き書諸教要集なり。爰に景戒、何すれぞ紙無きと愁ふ。乞ふ者沙弥、また本垢を出し、景戒に授けて言はく「斯に写せ。我れ他処に往き、食を乞ひて還来らむ」といふ。然うして板の札幷に書を置きて去る。爰に景戒言はく「斯の沙弥は、常には食を乞ふ人にあらず。何故ぞ食を乞ふ」といふ。有る人答へて言はく「子数多有りて養ふ物無し。食を乞ひて養ふなり」といふ」とみる。夢の答いまだ詳ならず。ただし聖の示せるかと疑ふ。「沙弥」とは、観音の変化なり。何を以ちての故に。いまだ具戒を受けざるを、名けて「沙弥」とす。観音もまた爾り。正覚を成るといへども、有情を饒益せむとして故に因位に居るなり。「食を乞ふ」とは、普門示現の三十三身なり。「上は不適。諸注は、「天星」の本文とする。「悉動、繽紛而飛遷」という表現に複数個の星の移動を読みとってのことであろうが、下文にも「天皇」とあり、「星」の語につねに「天」の字が冠せられるのは不自然といえよう。三 「天皇移＝幸長岡宮一」(続紀)。三 上文の「表」「表相」とされた歌には、かならず、その結果としてひきおこされる事件の中心人物を示すことばが含まれていた。「天皇」という名の星が動いたことが天皇の移動(遷都)の表であった、とするのも、表が歌であるのと自然現象であるのとの相違はあるが、同じ考えに拠っている。三 七八五年。続日本紀はこの日の条に記事は無い。月食。

三 「中納言正三位兼式部卿藤原朝臣種継被＝賊射一薨(続紀)。続紀には時刻は書かれていない。「亥時」は午後九時から十一時のころ。

四 藤原清成の子。宇合の孫。七八五年に歿。四十九歳。長岡京への遷都のために尽力した。

五 長岡京跡は京都府向日市。天皇は平城京に行幸中であった(日本紀略)。

一 日本紀略・延暦四年九月二十四日条には「中衛牡鹿木積麿」。二 日本紀略には「近衛伯耆将麿」。直接に手を下した二人の名をあげて首謀者の大伴継人(続紀、紀略にみえる)の名を記さないのは景戒が大伴氏出身であるため、とする志田諄一の説がある。三 上文では、「表」「表相」の中にかならず、その結果としてひきおこされる事件の中心人物を示すことばが含まれていた。種継のばあい、「継(つぐ、つぎ)」を想起させるものとして「月(つく、つき)」がとらえられているのであろう。下巻三十八縁は、冒頭が「夫」で書きおろされて形式が他説話と大きく異なり、また内容的にも他説話とへだたっている。きわめて独立性の強いものである。冒頭から種継事件までは、おそらくは、すでに文書になっていたものに拠ったのであろう。四 景戒の夢記と自注。おそらくは、延暦六年原撰本説話集では末尾の説話(現存本では下巻三十三縁)の次に位置したであろう。五 七八七年。六 午後五時から七時のころ。七 恥ずかしい。八 報果。業因によってみちびかれた果。九 執着の網。一〇 業因となる煩悩。一一 迷いの世界を輪廻すること。一二 妻子の有無と私度か否かということとは無関係。↓上巻十九縁「自度」。福井康順は、後代の天皇の出家や武士の入道の例などをあげて、日本仏教では出家即無妻ではなかったとするが、本説話のころにも同様であろう。「少年出家(懐風藻)とされる弁正に二人の子朝慶、朝元がいるのは、おそらくは出家後の妻帯。弁正は私度とはされていず、また卑賤視されてもいない。一三 「若人得＝財、貪惜不＝施、当＝知即是未来世中貧窮種子一(優婆塞戒経・五)。一四 午後十一時から午前一時のころ。一五 「品」は等級の意。一六 仏の身長一丈六尺を超える。夢の中でのことなのだから、何か根拠となる説が存するわけでもないであろう。一七 和歌山市粟あたり。一八 未詳。本説話以外に所伝をみない。一九 異様なイメージである。当時の「板」は、オノやノミやクサビで木を裂き割り、チョウナやヤリガンナで削って作っていた(村松貞次郎)。本説話にみえる巨大な板の存在は、当時には考えにくい。二〇 「五尺者、仏法伝＝漢庭一時人長也一(東山往来)。二一 唐の道世の諸経要集と同一の書か否か不明。道世の書は二十巻。下巻一縁には、一巻に調巻された細字の法華経が、遊行する僧の持ち物としてみえる。法華経が可能であるならば、道世の諸経要集も細字で書写し一巻に調

品の一丈七尺」とは、浄土万徳の因果なり。「一丈」は、果の数とす。円満するが故に。「七尺」は、因の数とす。満たざるが故に。「下品の一丈」とは、人天有漏の苦果なり。「慙愧づる心を発し弾指して恥ぢ愁ふ」とは、本有種子、福智を加行するなり。遠く前の罪を滅し、長に後の善を得るなり。「慙愧づ」は、鬢髪を剃除り袈裟を披著るなり。「弾指す」は、罪を滅し福を得るなり。「我れ身を受くることただし五尺余のみ有り」とは、「五尺」は、五趣の因果なり。「余」は、不定姓の、心を廻して大に向くなり。何を以ちての故に。尺にあらず丈にあらず、数定らぬが故なり。また五道の因と為るなり。「白米を擎げて乞ふ者に献る」とは、大白牛車を得むが為に、昔願を発して仏を造り、大乗を写改めて、勤に善き因を修ふなり。「乞ふ者呪願して受く」とは、観音願ふ所に応ふるなり。「書を授く」とは、新薫種子、人空の智を加行するなり。「本垢を授く」とは、過去の時に本有の善き種子、煩悩に覆はれて久しく形を現さざれども、善き法を修ふに由りて後に得べきが故なり。「我れ他処に往き食を乞ひて還来らむ」とは、「他処に往き食を乞ふ」は、観音の無縁の大悲、法界に馳せて、有情を救ふなり。「還来らむ」は、景戒願ふ所を畢らば、福徳と智恵とを得しめむとなり。「常には食を乞ふ人にあらず」とは、景戒願を発

巻することは可能であろう。また、かならずしも全文を収録したものではなく抄出本であってもよい。遊行する乞食沙弥の持ち物としてそのようなものを想定すべきか。しかし、道世の諸経要集・報恩部・背恩縁に「諸経要集」という名の書が引用されているのは、他にも同名の書が存したことを示しており、本説話の「諸教要集」が「諸経要集」の誤りであったとしても、それを道世の書と限定することができない。三 使用ずみの紙。ほご。ほぐ。「反故 斉春秋云、沈麟士字雲禎、少清貧無レ紙、以二翻故一書写数千巻」（和名抄）。本説話での用字はホングという音を示すためのもの。三 以下に景戒自身による夢ときが展開される。「夢」の解釈というよりもむしろ「夢」を文章化した作品に対しての注釈、夢記に対する自注、といった趣がある。景戒による夢ときは、夢を「聖示」（仏菩薩の啓示）ととらえてのもの。夢を未来のできごとを示す「しるし」、前兆、ととらえる中巻二十縁、下巻三十六縁とは大きく異なる。三 夢に登場した「沙弥」は、観音が姿をかえたものである、なぜ他の姿ではなく「沙弥」の姿に変じてあらわれたのか、それは「沙弥」こそが観音にもっとも近いありかたであるからなのだ、と景戒は説く。景戒の関心は「沙弥」というありかたにあり、「沙弥鏡日」という人物には無い。三 夢に登場した沙弥が「乞食」をするのは、観音が衆生済度をおこなうことを表現したものだ、と景戒は説く。三 観音が衆生済度のためにあらわした三十三種の姿。「示二応化身一者、如二法華経普門示現之類一也」（浄土論註）。三 景戒の解釈によれば、夢で沙弥が示した二種類の身長は、観音が景戒に示した二種類の生きかたである。ひとつは、成仏の一階梯たる浄土に生まれること、もうひとつは、人間界や天上界という迷いの世界に生まれること。因数「七尺」と果数「一丈」とを含む上品の身長は、浄土に生まれるための業因と報果とを示し、果数「一丈」の下品の身長は、迷いの世界に生まれているという報果を示す、と景戒は説く。

さぬ時は、感ふる所無きなり。「何故ぞ食を乞ふ」とは、今願ふ所に応へて、やうやく始めて福来るなり。「子多数有り」とは、化ふる所の衆生なり。「養ふ物無し」とは、無種性の衆生は、仏に成らしむるに因無きなり。「食を乞ひて養ふ」とは、人天の種子を得るなり。

また僧景戒夢に見る事。延暦七年戊辰の春三月の十七日乙丑の夜に、夢に見らく「景戒の身死にたる時に、薪を積みて死にたる身を焼く。爰に景戒の魂神、身を焼く辺に立ちて見れば、意の如くに焼けず。すなはち自づから楛を取り、焼かるる己が身を築葺き串き挽して、返し焼く。先に焼ける他人を教へて言はく「我が如く能く焼け」といふ。景戒焼かるる己が身を見れば、脚と膝との節骨と臂と頭と、みな焼かれて断れ落つ。爰に景戒の神識、声を出して叫ぶ。側に有る人の耳に、口を当てて叫び、教へて遺言を語る。彼の語言の音、空しくして聞かれざれば、彼の人答へず。爰に景戒、惟ひ忖るらく「死にたる人の神は音無し。故に我が叫ぶ語の音、聞えざるなり」とおもふ。夢の答いまだ来らず。ただし惟へば、もしは長き命を得むか、もしは高き官位を得むかとおもふ。今より已後、夢に見る答を待ちて、知るのみ。然うして延暦十四年乙亥の冬十二月の三十日に、景戒伝燈住位を得たり。

同じき天皇の平城宮に天下治めたまひし延暦十六年丁丑の夏四五
両月の頃、景戒の室に夜々ごとに狐鳴き、幷に景戒の私に造れる堂の壁を狐堀りて内に入る。仏の坐の上に屎矢りて穢す。或るは昼屋戸に向ひて鳴く。然うして二百二十余箇日を経て、十二月の十七日に景戒の男死ぬ。
また十八年己卯の十一十二箇月の頃、景戒の家に狐鳴く。また時々枕蠓鳴くなり。次に来る十九年庚辰の正月の十二日に、景戒の馬死ぬ。また同じき月の二十五日に、馬死ぬ。
是を以ちて当に知るべし、災の相まづ兼ねて表れ、後に其の実の災来り被るなり、と。然うして景戒、いまだ軒轅黄帝の陰陽の術を推ねず、いまだ天台智者の甚深の解を得ず。故に災を免るる由を知らずして、其の災を受く。災を除く術を推ねずして、滅ぶる愁を蒙る。勤めざるべからず、恐りざるべからず。

智と行と並び具はる禅師重ねて人の身を得国皇の子に生るる縁　第三十九

釈善珠禅師は、俗姓は跡連なり。母の姓を負ひて跡氏と為る。幼き時に母

九「新薫種子」は上文の「本有種子」に対する語。後天的な種子。景戒がそれまで知らなかった書物を手渡された、というイメージが「新薫種子」のイメージを喚起している。「人空」は「法空」に対する語で、人は空である、五陰は無我である、と知ること。「加行人空智」は、行じて人は空であると知る智に到達する。景戒は新たな行業によって菩提を得る道を、歩みつつある。一〇仏菩薩の慈悲。一一景戒のところに。一二五性のひとつ。成仏の可能性を欠く。一三人間界や天上界に生まれる因。一四後代の説話集(たとえば宇治拾遺物語)にみえるように、「一事」は説話の標題と考えるべきであろう。一五七八八年。一六きわめて異様な、強烈なイメージを含む夢である。一七死に際して魂が肉体から分離する、という考えにもとづく。身体ではなく魂が主体としてとらえられている。一八「如焼三死屍一、以杖廻転、屍既尽已、杖亦応焼(倶舎論記・二十八)という例もみえるが、実体験にもとづいた叙述であろう。一九敦煌文書中の夢解書には「身死」の夢を「長命」と解く例がみえる、という中前正志の指摘がある。二〇七九五年。
二一僧位のひとつ。「伝燈大法師位〈准三位〉、伝燈法師位、伝燈満位、伝燈住位〈准五位〉、伝燈入位〈准七位〉」(二十巻本和名抄)。

一以下には景戒自身にかかわる表相説話が展開される。本書では桓武天皇(山部天皇)に関しての宮号表示に不審な点が多い。そこに並記された年時を基準として桓武天皇の宮号表示をみるならば、正しいものは一例も無い。平城宮とあるべきを長岡宮とする例(下巻三十縁)、長岡宮とあるべきを平安宮とする例(下巻三十九縁)、平安宮とあるべきを平城宮とする例(下巻三十

に随ひて大和国山辺郡磯城嶋村に居住む。得度し精勤めて修ひ学びて、智と行と双ながら有り。皇臣に敬はれ、道俗に貴ばる。法を弘め人を導き、以ちて行業とす。是を以ちて天皇、其の行の徳を貴び、拝ひて僧正に任く。而うして彼の禅師の頤の右の方に大なる黶有り。平城宮に天下治めたまひし山部天皇の御世の延暦十七年の比頃に、禅師善珠命終る時に臨みて、世俗の法に依りて飯占を問へる時に、神霊下者に託きて言はく「我れかならず日本国王の夫人丹治比嬢女の胎に宿りて、王子に生れむ。吾が面に黶著きて生れむ。以ちて虚実を知るのみ」といふ。命終りて後に、延暦十八年の比頃に、丹治比夫人一の王子を誕生みたまふ。其の頤の右の方に黶著けること先の如し。善珠禅師の面の黶失せずして著きて生れたまふ。故に名けて大徳親王と号す。然うして三年ばかりを経て世に存りて薨りたまふ。飯占を問へる時に、大徳親王の霊、卜者に託きて言はく「我れは是れ善珠法師なり。暫間国王の子に生る。吾が為に香を焼き供養せよ」とのたまふ。是の故に当に知るべし、善珠大徳、重ねて人の身を得て人王の子に生れたまふ、と。内教に言はく「人家々」とは、其れ斯れを謂ふなり。是れまた奇異しき事なり。
また伊与国神野郡の部内に山有り、名けて石鎚山と号ふ。是れすなはち彼の

八縁、三十九縁などがみえる。本書の宮号表示によれば、長岡京から平安京へ、平安京から平城京へと遷都したかのような印象を受ける。また、年の干支に誤りのみえる下巻三十縁、三十一縁、三十二縁も、桓武天皇の代の説話である。このような誤りが何に起因するものか不明。二七九七年。三未詳。四未詳。セミの一種か。五八〇〇年。六黄帝。「軒轅」は黄帝の名(史記・五帝本紀)。七↓下巻序。

第三十九縁　転生説話。いささか異様な印象を与えてはいるが、景戒の意図としては当代の天皇を仏教史の中に位置づける。「聖」たる天皇であることを願望しつつ擱筆。
八↓下巻三十五縁。九「阿刀連」「迹連」とも表記する。扶桑略記・延暦十六年四月二十一日条には「俗姓安都宿禰、京兆人也」とみえる。一〇奈良県桜井市あたり。一一七大寺年表によれば、天応二年(天三)一月に僧正。日本後紀によれば延暦十六年(天七)一月に僧正。いずれの説に拠っても天皇は桓武天皇。一二ほぐろ。こぶ、いぼ、あざ、の類をも含む。一三桓武天皇。↓下巻三十八縁。一四七九八年。七大寺年表では、延暦十六年四月二十一日歿とされる。延暦十六年歿のほうが延暦十七年の大徳親王誕生に合致するのだが、本説話では大徳親王誕生を一年くり下げて延暦十八年としており、延暦十七年善珠歿のほうがかえって叙述に矛盾を生じない。本書の桓武天皇の代の説話に年時の不審な記述を含むことが多いのだが、ここもその例。一五原文「臨二命終時一」。仏典語。一六未詳。名称からは、飯を用いた占いであると推測されるのだが、下文にはそれを思わせるようなものがみえない。本説話にみえる二例の飯占は、いず

山に有る石槌神の名なり。其の山高く峻しくして、凡夫登り到ること得ず。ただし浄き行の人のみ登り到りて居住む。昔諸楽宮に二十五年天下治めたまひし勝宝応真聖武太上天皇の御世に、また同じき宮に九年天下治めたまひし帝姫阿陪天皇の御世に、彼の山に浄き行の禅師有りて修行ふ。其の名を寂仙菩薩と為す。其の時の世人道俗、彼の浄き行を貴ぶるが故に、美めて菩薩と称す。帝姫天皇の御世の九年にして、宝字二年歳の戊戌に次る年に、寂仙禅師、命終る日に臨みて、録の文を留めたまひ、弟子に授けて告げて言はく「我が命終りてより以後に、二十八年の間を歴て、国王の子に生れ、名けて神野と為さむ。是を以ちて当に我れ寂仙と知るべし」とのたまふ。然うして二十八年を歴て、平安宮に天下治めたまひし山部天皇の御世の延暦五年歳の丙寅に次る年に、すなはち山部天皇の皇子に生れたまひ、其の名を神野親王と為す。今平安宮に天下統治めたまふ賀美能天皇是れなり。是を以ちて定めて知る、此れ聖の君なりといふことを。また何を以ちてか聖の君と知る。世俗云はく「国皇の法に、人を殺したる罪人は、かならず法に随ひて殺す。而れども是の天皇は、弘仁の年号を出して世に伝へ、殺すべき人を流罪と成して彼の命を活けて、人を治めたまふなり。是を以ちて聖の君なりといふことを知る」といふ。或る人

れも臨終の時におこなわれている。「飯」は臨終の時に死者に供する食なのであろうか。「依二世俗法一」とあり、当時ひろくおこなわれていたのであろうが、他に例をみない。一七 いささかあいまいな叙述であるが、すでに善珠は死んでしまっている、と考えるべきであろう。死者の霊が卜者に憑依したのである。一八 →中巻序。一九 後宮には、妃二名、夫人三名、嬪四名、とされた。夫人は三位以上(後宮職員令)。二〇 多治比真宗。多治比長野の女。桓武天皇の後宮に入り、六親王を生む。弘仁十四年(八二三)六月十一日に歿、五十五歳(日本紀略)。延暦十六年(七九七)夫人(一代要記)。二一 七九九年。日本紀略によれば大徳親王は延暦十七年の誕生と推定される。二二 本説話にも下巻三十五縁にも「善珠大徳」という呼称がみえる。「大徳」の転生だから「大徳親王」と呼ばれた、と本説話は解している。二三 桓武天皇の第十一子。延暦二十二年(八〇三)十月二十五日歿、六歳(日本紀略)。下文に「経二三年許一」とみえるのは何に拠ったものか不明。二四 転生して人間に生まれることの困難さは諸書にひろく説かれている。たとえば「人身難レ得、如二優曇花一」(大般涅槃経・光明遍照高貴徳王菩薩品)、「人身実難レ得」(提謂経)など。五戒をたもつことによって人間への転生がかなう。証真の法華玄義私記・十所引提謂経には「持二五戒一為レ人」とみえる。人間に生まれた、ということでその人の前世でのおこないのすぐれていることが示される。菩薩瓔珞本業経・下には、十善をおこなうならば王となる、と説かれる。人間に生まれた、ということで過去世でのおこないのすぐれていることが示される。二五 倶舎論・分別賢聖品に「二、人家家、謂於二人趣一、生二三家一、而証二円寂一」とみえる

誹謗りていはく「聖の君にあらず。何を以ちての故に。此の天皇の時に、天下に旱の厲有り。また天の災と地の妖と飢饉の難と繁く多有り。また鷹と犬とを養ひて鳥と猪と鹿とを取る。是れ慈悲ぶる心にあらず」といふ。是の儀然あらず。食す国の内の物は、みな国皇の物なり。針指すばかりの末だに、私の物かつて無し。国皇の随自在の儀なり。百姓といへども、あに誹らむや。また聖の君堯舜の世にすら、なほし旱の厲在り。故に誹るべからず。

我れ聞く所に従ひて、口伝を選ひ、善と悪とを儻として、霊奇を録す。願はくは此の福を以ちて、群の迷に施し、共に西の方の安楽国に生れむ。

日本国現報善悪霊異記　下巻

諸楽の右京の薬師寺の伝燈住位の僧景戒録す。
ただし三巻に注す。

一 未詳。石土毘古神(古事記・上)とのかかわりも不明。二 →上巻二十六縁。三 孝謙天皇は、天平勝宝元年(七四九)七月二日即位、天平宝字二年(七五八)八月一日譲位。四 未詳。文徳天皇実録・嘉祥三年五月五日条に、伊予国神野郡の灼然(ずねん)の弟子上仙(じょう)が天皇に転生した説話がみえる。上仙よりもその師灼然のほうが本説話の寂仙に近い名をもっている。五 在位九年にあたる。このあたりの計算は満年数に拠っている。六 七五八年。七 以下が録文の記載内容。八 長岡宮とあるべきか。→下巻三十八縁。九 七八六年。聖武天皇の在位を「二十五年」とし、孝謙天皇の在位を「九年」とし、天平宝字二年(七五八)から延暦五年(七八六)までを「二十八年」とするのは満年数による計算。一〇 嵯峨天皇。桓武天皇の第二子。延暦五年(七八六)に長岡宮で誕生(日本紀略)。一一 原文「今平安宮統治天下賀美能天皇是也」とある。「十四介乃」は訓釈の竄入と考えて本文から除いた。「疏」は「統」の誤写。「介乃」は「統」の訓釈「ス(ヘ)」の誤写であろう。「十四」は不明。一二 八一〇年九月十九日改元(日本後紀)。「仁」を「弘」める意の年号であることに、本説話では関心がもたれている。「弘仁」は、森鷗外の元号考にも典拠があげられていない。一三 攷証は、日本後紀・弘仁元年九月十七日条の阿倍清継らの例をあげる。「原」死(攷証)。人間界で生まれかわって、あるいは二生し、あるいは三生してついには仏果に到達する。一六 愛媛県新居浜市、西条市あたり。大同四年(八〇九)には神野郡は新居郡と改称されている(類聚国史。攷証)。一七 「いしづち」の訓みは小泉道説に拠る。

処二遠流一」とみえる。一四「出　アキラカナリ」（名義抄）。一五 攷証は、日本紀略、日本後紀、類聚国史に拠って旱魃の記録を摘記する。大同四年、弘仁三年、八年、十年、十一年、十三年、の記録である。一六 攷証は、日本紀略、類聚国史に拠って大同四年から弘仁十年までの大風、暴風雨、霖雨、洪水、地震などの記録を摘記する。一七 攷証は、日本紀略、類聚国史に拠って大同五年から弘仁十四年までの飢饉の記録を摘記する。一八 攷証は、類聚国史に拠って遊猟回数をあげている。弘仁元年は一回、二年は七回、三年は六回、四年は九回、五年は十二回、六年は五回、七年は三回、八年は八回、九年は四回、十年は五回、十一年は二回、十三年は八回、十四年は二回。一九 未詳。堯の治世に水害があったことは諸書にみえ、「堯水九年、湯旱七載」（礼記）などと表現された。攷証の指摘によれば聖徳太子伝暦・上に「古之聖人勝二於大災一故、有二唐旱殷水之事一」とみえるのが（唐堯の旱・殷湯の水、の意であるので）通行の伝承とは逆になっており、本説話の堯舜の世の旱厲に一致する。聖徳太子平氏伝雑勘文・上ノ二も堯水の例は多くあげるが堯旱の例をあげない。

跋　三巻を統括する跋。延暦六年原撰本においても、すでに跋としての役割をはたしていたであろう。

二〇 善悪にかかわる説話を分類整理する。「憖」はおそらくは「悪」の増画字。「儻」は「黨」に通じ、同類のものを集める意。興福寺本訓釈〈多牟良止之天〉（上巻十七縁）。二一 霊異にかかわる説話を記録する。二二 回向文の形式。

二三 阿弥陀仏の浄土。

日本霊異記　原文

日本国現報善悪霊異記上巻

諾楽右京薬師寺沙門景戒録

原夫内経外書、伝二於日本一、而興始代、[1]凡有二二時一、皆自二百済国一将来之、[2]軽嶋豊明宮御レ宇誉田天皇代、外書来之、[3]磯城嶋金刺宮御レ宇欽明天皇代、内典来也、[4][5]然乃学レ外之者、誹二於仏法一、読レ内之者、軽二於外典一、愚癡之類、懐二於迷執一、匪レ信[6]於罪福一、深智之儔、[7]観二於内外一、信二恐於因果一、唯代々天皇、或登二高山頂一、起二悲心一、[8][9]住二雨漏殿一、撫二于庶民一、或生而高弁、兼委二末事一、[10][11]一聞二十訴一、一言不レ漏、生年廿五、[12]受二天皇請一、説二大乗経一、所レ造経疏、長流二末代一、[13]或発二弘誓願一、敬造二仏像一、天随レ所[14]レ願、地敞二宝蔵一、亦大僧等、徳侔二十地一、道超二二乗一、[15]秉二智燭一以照二昏岐一、運二慈舟一而[16]済二溺類一、難行苦行、名流二遠国一、今時深智人、神功亦罕[17]レ測、於レ是諾楽薬師寺沙門[18]景戒、熟瞰[19]二世人一也、方好二鄙行一、翹二利養[20][21]一、貪二財物一、過下礎石於挙二鉄山一、[22]以噓レ鉄、欲二他分一、惜二己物一、甚下流頭於粉二粟粒一、[23]以啖レ糠、或貪二寺物一、生レ犢償レ債、或誹二法僧一、現身被レ災、或殉レ道積レ行、而現得レ験、或深信[24]修レ善、以生霑レ祐、善悪之報、如二影随レ形、苦楽之響、如二谷応レ音、見聞[25]之者、甫驚怪、忘一卓之間、[26]慚愧之者、倏[27]悸惕、[28]怠起避之頃、[29]匪レ呈[30]二善悪之状一、何以直[31]二於曲執一、而定二是非一、叵レ示二因果之報一、何由改二於悪心一、而修[32]二善道一乎、昔漢地造二冥報記一、大唐国作二般若験記一、何唯慎二乎他国[33]伝録一、

1 代(国)―伐　2 将(国)―浮　3 嶋豊明(国)―◇　4 城(興釈「城訓紀」・国「城」)―ナシ　5 来也然乃学外(国)―◇　6 信於罪福深智(国)―◇　7 儔(国)―伝　8 於―ナシ　9 心(国)―ナシ　10 漏殿撫于(国)―◇　11 末(国)―未　12 受天(国)―◇　13 末(国)―未　14 所願地(国)―◇　15 乗(国)―我　16 而済溺類(国)―◇　17 亦罕(国)―二字　18 楽(国「礫」)―ナシ　19 門景戒熟(国)―◇　20 瞰(興釈「瞰見也」・国「瞰」)―瞰　21 養(国)―巻　22 山以噓(国)―欲他◇　23 生犢(興釈「犢牛也」・国「生犢」)―◇　24 信(国)―◇　25 聞(国)―◇　26 問(国)―内　27 倏(興釈「倏急也」)―儵　28 惕―惕　29 頃(興釈「頃間也」)―頂　30 呈善(興釈「呈顕也」・国「呈善」)―◇　31 直(国)―真　32 修(国)―◇　33 国(国)―◇

弗ニ信ニ恐乎自土奇事一、粤起レ目[34]矚之、不レ得ニ忍寝一、居レ心思之、不レ能[35]默[36]然一、故聊注ニ側聞一、
号曰ニ日本国現報善悪霊異記一、作[37]ニ上中下参巻一、以流[38]ニ季葉一、然景戒、稟レ性[39]不[40]レ儒、濁意難レ澄、
坎[41]井之識、久迷ニ大方一、能[42]巧[43]所レ雕、浅工加[44]レ力、恐レ寒ニ心悕一、患ニ於傷[45]レ手、此亦崐[46]山之一礫、
但以ニ口説不レ詳、忘遺多矣、不レ昇ニ貪レ善之至一、慄レ示ニ濫竽之業一、後生賢者、幸勿ニ嗤嗤一焉、
祈覧ニ奇記一者、却レ邪入レ正、諸悪莫レ作、諸善奉行、

捉レ雷縁第一[1]

小子部栖軽者、泊瀬朝倉宮廿三年治ニ天下一雄略天皇[2]謂ニ大泊瀬稚武天皇一之随身、肺脯侍者矣、
天皇住ニ磐余宮一之時、天皇与レ后、寐ニ大安殿一、婚合之時、栖軽[3]不[4]レ知而参入也、天皇恥輟、
当ニ於時一而空雷鳴、即天皇勅ニ栖軽一而詔、汝鳴雷奉ニ請之一耶[5]、答白将レ請、天皇詔言、爾汝[6]
奉レ請、栖軽奉レ勅、従レ宮罷出、緋縵著レ額、擎ニ赤幡梓一、乗レ馬、従ニ阿倍山田前之道与ニ豊浦
寺前之路一走往、至ニ于軽諸[7]越之衢一、叫嘁[8]請言、天鳴雷神[9]、天皇奉ニ請呼一云々、然而自レ此還
レ馬走言、雖ニ雷神一、而何故不レ聞ニ天皇之請一耶、走還時、豊浦寺与ニ飯岡一間[10]、鳴雷落[11]在[12]、栖
軽見之、即呼ニ神司一、入ニ轟籠一而持、向ニ於大宮一、奏ニ天皇一言、雷神奉[13]請、時雷放[14]レ光明炫[15]、
天皇見之、恐偉進ニ幣帛一、令レ返ニ落[16]処一、其落処者、今呼ニ雷岡[17]一、在ニ古京小治田宮之北一者、然後時
栖軽卒也、天皇勅留、七日七夜、詠ニ彼忠信一、雷落同処、作ニ彼墓一収[18]、立ニ碑文柱一言、取レ雷
栖軽之墓也、此雷悪怨而鳴落[19]、踊ニ践於碑文柱一、彼柱之折間、雷揲所レ捕、天皇聞之、放レ雷

1 雷(国)―電
2 小子(国)―少師
3 大(国「太」)―天
4 不知而参入也天皇恥輟当於時(国)―ナシ
5 而(国「与」)―ナシ
6 空雷鳴即天皇勅栖軽(国)―ナシ　7 耶(国)―恥
8 軽(国)―栖軽
9 嘁―囁
10 雷(国)―電　11 雷(国)―電
12 豊浦(国)―浦豊
13 間(国)―ナシ
14 雷(国)―電　15 落(国)―露
16 即(国)―ナシ
17 雷(国)―電　18 雷(国)―電
19 炫(興釈「炫可ニ也介利一・国「炫」)―怯　20 落(国)―露
21 其落処(国)―ナシ
22 雷(国)―電　23 小(国)―少
24 雷落(国)―電露
25 収(国)―永
26 雷(国)―電　27 雷(国)―電
28 落(国)―露
29 雷(国)―電　30 雷(国)―電
31 樹(国)―樹々
32 雷(国)―電
33 京(国)―ナシ
34 雷(国)―電
35 崗(国「岡」)―山岡
34 目―自　35 能(国)―◇
36 默―点　37 作(国)―化
38 以(国)―◇　39 稟(国)―稟
40 不(国)―而　41 坎(国)―頃　42 大―太
43 巧(国)―功
44 所(国)―フメイ
45 工(国)―◇　47 亦(国)―二
46 怡―胎
48 業(国)―我

不レ死、雷慌七日七夜留在、天皇勅使、樹[31]ニ碑文柱一言、生之死之捕レ雷栖軽之墓也、所レ謂古
京時名為ニ雷岡[34]一[35]語本是也、

狐為レ妻令レ生レ子縁第二

昔欽明天皇是磯城嶋金刺宮レ国[1]天皇天国押開広庭命[2]也御世、三乃国大乃郡人、応レ為ニ妻ニ覓好嬢一、
乗レ路而行、時曠野中、遇ニ於妹[3]女一、其女媚[4]レ壮馴之、壮睇之言、何行雅嬢、々答、将レ覓ニ能
壮一而行女也、壮亦語言、成ニ我妻一耶、女答言聴、即将ニ於家一、交通相住、比頃懐任、生ニ一
男子一、時其家犬、十二月十五日生レ子、彼犬之子、毎レ向ニ家室一而期剋、睚[7]眥嘆吠、家室脅惶、
告ニ家長一言[8]、此犬打殺、雖ニ然患告一、而猶不レ殺、於ニ二月三月之頃一、設ニ年米一舂、時其家室、
於ニ稲舂女等一、将レ充ニ間食一、入ニ於碓屋[9]一、即彼犬子[10]、将レ咋ニ家室[11]一而追吠、即驚諜恐、成ニ野
干一、登ニ籬上一而居、家長見言、汝与レ我之中、子相生故、吾不レ忘[12]レ汝[13]、毎来相寐、故随ニ夫
語一、而来寐、故名為ニ支都禰一也、時彼妻著ニ紅襴染裳一[14]今之桃花裳也、而窈窕、裳襴引逝也、夫
視ニ去容一、恋歌曰、古比波未那和[15]我宇弊邇於知奴多万可支流波呂可邇美江天伊爾師古由恵邇、故其令ニ相生一
子、名号ニ岐都禰一[16]、亦其子姓、負ニ狐直一[17]也、是人強力多有[18]、走疾如ニ鳥飛一矣、三乃国狐直等
根本是也、

1 天皇(国)―ナシ
2 命(国)―ナシ
3 妹(国)―妹
4 媚(興釈「古比」)―嫗
5 答言聴(国)―聴答言
6 月(国)―◇
7 眥―肯
8 言(国)―ナシ
9 屋(国)―ナシ
10 子(国)―ナシ
11 室(国)―ナシ
12 雞(国)―籠
13 汝(国)―ナシ
14 今之桃花裳也(国)―今桃花云裳也
15 和(国)―加
16 禰(国)―弥
17 狐(国)―ナシ
18 多(国)―尊

得[1]雷之憙[2]令レ生レ子強力在縁第三

昔敏達天皇是磐余訳語田宮食レ国[3]停名倉太玉敷命也御世、尾張国阿育知郡片蔭[4]里、有二一農夫一、作レ田引[5]レ水之時、少細降レ雨、故隠二木本一、操二金杖一而立、時雷鳴、即恐驚、擎二金杖一而立、即雷[6]堕二於彼人前一、雷成二小子一而随[7]伏、其人持二金杖一将レ撞[8]時、雷[9]言莫レ害レ我、々報二汝之恩一、其人問言、汝何報、雷答之言、寄二於汝一令レ胎レ子而報、故為レ我作二楠船一入レ水、泛二竹葉一而賜、即如二雷言一、作備而与、時雷[10]言莫二近依一、令二遠避一、即[11]霰霧登レ天、然後所レ産児之頭、纏レ蛇二遍、首尾垂[12]レ後而生、長大年十有余頃、聞二之朝庭有一力人一、念二試之一、来二於大宮辺一居、爾[13]時有レ王力秀、当時住二大宮東北角之於一別院一、彼東北角、有二方八尺石一、其力王自二住処一出、取二其石一而投、即入二住処一、閉レ門、他人不レ令二出入一、小子視念、名聞力人者是也、夜不レ見レ人、取二其石一而投、益二一尺一、力王見之、手拍攢、取レ石而投、従レ常不レ得二投益一、小子亦二尺投益、王見之希[14]亦投一、猶不レ得レ益、小子立投レ石処、小子之跡、深三寸践入、其石亦三尺投益、王見レ跡念、是居小子之投レ石也、将レ捉[15]而依、即小子逃、王追二小子一、通レ牆而逃、王踰二牆上一而追、小子亦返、俄而逃走、力王終不レ得レ捉、念自レ我益レ力小子、更不レ追、然後小子、作二於元興寺之童子一、時其寺鍾堂童子、夜別死、彼童子見、白二衆僧一言、我捉二此鬼一殺、謹止二此死災一、衆僧聴許、童子鍾堂之四角置二四燈一、儲四人言教、我捉レ鬼時、倶開二燈覆蓋一、然於二鍾堂戸本一居、大鬼半夜所来、佇二童子一、而視之退、鬼亦後夜時来入、即捉二鬼頭髪一而別引、鬼者外引、童子内引、彼儲四人慌迷、蓋不レ得レ開、童子四角別引レ鬼而依、開二燈蓋一、至二于晨朝時一、鬼已頭髪所二引剝一而逃、明日尋二彼鬼血一而求往、至二於其寺悪奴埋立衢一、即知二彼悪奴之霊鬼一也、彼鬼之頭髪者、今在二元興寺一為レ財也、然後其童子、作二優婆塞一、猶住二元興寺一、其寺作レ田引レ水、諸王等妨不レ入レ水、田焼之時、優婆塞言、吾引二田水一、衆僧聴之、故十余人可レ荷作二鋤柄一、便持之也、優婆塞持二彼鋤柄一、撞レ杖而往、立二水門口一而居、諸王等、鋤柄引棄、塞二水門口一、而不レ入二寺田一、優婆塞亦取二百余人引石一、塞二於水門一、入二於寺田一、王等恐二乎優婆塞之力一、而終不レ犯、故寺田不レ渇、而能得之、故寺衆僧、聴令二得度出家一、名号二道場法師一、後世人伝謂二元興寺道場法師強力多有一是也、当レ知、誠先世強修二能縁一所レ感之力也、是日本国奇事矣、

聖徳皇太子示二異表一縁第四

聖徳皇太子者、磐余池辺双槻宮御レ宇橘豊日天皇之子也、小墾田宮御レ宇天皇代、立之為二皇太子一、々々有二三名一、一号曰二厩戸豊聡耳一、二号曰二聖徳一、三号曰二上宮一也、向二厩戸一産、故曰二厩戸一、天年生知、十人一時訟白之状、一言不レ漏、能聞之別、故曰二豊聡耳一、進止威儀、似レ僧而行、加以製二勝鬘法花等経疏一、弘レ法利レ物、定二考績功勲之階一、故曰二聖徳一、従二天皇宮一住二上殿一、故曰二上宮皇一也、皇太子居二住于鵤岡本宮一時、有レ縁出レ宮、遊観幸行、片岡村之路側、有二乞匄人一、得レ病而臥、太子見之、従レ輦下、倶語之問訊、脱二所レ著衣一、覆二於病人一、而幸行也、遊観既訖、返レ輦幸行、脱二覆之衣一、挂二于木枝一、無二彼乞匄一、太子取レ衣著之、

1 雷(国)—電
2 停(興釈)—停
3 玉(国)—王
4 蔭(興釈「絶和」)—フメイ
5 引(国)—ナシ
6 雷(国)—電　7 雷(国)—電
8 雷(国)—ナシ
9 随伏(国)—ナシ
10 撞—幢
11 雷—電　12 雷(国)—電
13 雷(国)—電　14 雷(国)—電
15 即(国)—即即
16 霰—愛　17 首(国)—道
18 垂—乗
19 試(興釈「こゝろミよ」)—誠
20 爾時(国)—爾有臨時
21 有王—王
22 処(国)—家　23 小(国)—少
24 希亦(国)—二
25 小(国)—少
26 也(国)—ナシ
27 捉—投　28 小—少
29 王追小子(国「王追少子」)—王追少子逃王追少子
30 王(国)—少子亦返王
31 小子亦返(国)—ナシ
32 俄而(国「通而或本我而」)—自通亦通而　33 逃(国)—外
34 終(国)—修　35 捉—投
36 小子(国)—ナシ
37 小(国)—少
38 童子(国)—ナシ
39 我捉此鬼殺謹(国「我投此鬼殺饉」)—我
40 角置四(国「角」)—置四
41 儲四人言教我捉鬼時倶開燈(国「猪四大言教我投鬼時倶開燈」)—ナシ
42 蓋(興釈「蓋不太」)—益
43 大(国)—ナシ
44 夜所来(国)—ナシ
45 捉—投
46 彼鬼之(国「彼鬼」)—ナシ
47 財(国)—ナシ
48 余(国)—ナシ　49 口—水口
50 而(国)—ナシ
51 王(国)—ナシ
52 婆(国)—波
53 人—ナシ
54 終(国)—彼修
55 渇—得　56 也(国)—ナシ
57 知(国)—是如

有臣白曰、触二於賤人一而穢衣、何乏更著之、太子詔、佳[17]矣、汝不二知之一也、後乞匄[18]人、他処而死[19]、太子聞之、遣レ使以殯、崗本村法林寺[20]、東北角有守部山、作レ墓而収、名曰二人木墓一[21]也、後遣レ使看[22]、墓口不レ開、無二尸之入人一、唯作レ歌書、以立二墓戸一、歌言、伊可流可乃刀[23]三乃乎可波乃太江波已曾和可於保支見乃三奈和数良礼女[24]、使還白レ状、太子聞之、嘿然不レ言、誠知、聖人知レ聖、凡夫不レ知[25]、凡夫之肉眼見二賤人一、聖人之通眼見二隠身一、斯奇異之事、

又讃法師之弟子[26]円勢師者、百済国之師也、住二於日本国大倭国葛木高宮寺一、時有二一法師一[27]、而住二北坊一[28]、名号二願覚一也、其師常明旦出行レ里、夕以来入二於坊一居、以為二常業一、時円勢師[29]之弟子[30]優婆塞、見之白レ師、々答之言、莫レ言黙然、優婆塞竊穿二坊壁一、而窺之者、其室内、放レ光照炫、優婆塞見之、復白レ師、々答之言、然有故我諫二汝莫一レ言、然後願覚、忽然命終[31]、時円勢師、告二弟子優婆塞一言、葬焼収、即奉二師告一、而焼収訖、然後其優婆塞[32]、住二於近江一、時江有人言、於レ是有二願覚師一、即優婆塞往而見当、実願覚師也、逢二於優婆塞一、而談之言、比頃不レ謁[33]、恋思無レ間、起居安[34]也不也、当レ知、是聖反化也、食二五辛一者、仏法中制、而聖人用食之者、無レ所レ得レ罪耳、

信二敬三宝一得二現報一縁第五

大花上位[1]大部屋栖野古連公者、紀伊国名草郡、宇治大伴連等先祖也、天年澄情、重二尊三宝一、案二本記一曰、敏達天皇之代、和泉国海中、有二楽器之音声一、如二笛箏琴篪等声一、或如二雷振動一、昼鳴夜耀、指レ東而流[2]、大部屋栖古連公[3]、聞二奏天皇一、嘿然不レ信、更奏二皇后一、聞之詔二連公一曰、汝往看[4]之、奉レ詔往看[5]、実如レ聞有下当二霹靂一之楠上矣、還上奏之、泊二乎高脚浜一、今屋栖伏願、応レ造二仏像一焉、皇后詔、宜依レ所レ願也、連公奉レ詔、大喜、告二嶋大臣一、以伝二詔命一、大臣亦喜、請二池辺直氷田[7]一、雕二造仏菩薩二軀像一、居二于豊浦堂一、以諸人仰敬、然物部弓削守屋大連公、奏二皇后一曰、凡仏像不レ可レ置二国内一、猶遠棄退[10]、皇后聞之、詔[11]屋栖古連公一曰、疾隠二此仏像一、連公奉[13]レ詔、使二氷田直蔵[14]乎稲中一矣、弓削大連公、放レ火焼二道場一、将二仏像一流二難破堀江一[16]、然徴[17]二於屋栖古一言、今国家起レ災者、依二隣国客神像置一於己国内一、可下出二斯客神像一、速忽棄流中乎豊国上也[19]、客神像者仏也、固辞不レ出焉、弓削大連、狂レ心起レ逆、謀レ傾窺レ便[20]、爰天且嫌之[21]、地復慍之、当二於用明天皇世一[22]、而挫二弓削大連一、則出二仏像一、以伝二後世一、今世安二置吉野竊寺一[23]、而放レ光阿弥陀之像是也、皇后癸丑年春正月即レ位[24]、小墾田宮卅六年御レ宇矣、元年夏四月庚午朔己卯、立二厩戸皇子一為二皇太子一、即以二屋栖古連公一為二太子之肺脯侍者一、天皇代十三年乙丑夏五月甲寅朔戊午[26]、勅二屋栖古連公一曰、汝之功者、長遠不レ忘、賜二大信位一、十七年己巳春二月、皇太子詔二連公一、而遣二幡磨国揖保郡内二百七十三町五段余水田之司一也、廿九年辛巳春二月、皇太子命二薨于斑鳩宮一、屋栖古連公、為レ其欲二之出家一、天皇不レ聴、四八年甲申夏四月、有二一大僧一、執レ斧殴レ父、連公見之、直奏之曰、僧尼検校、応レ量二中正一、僧尼犯レ悪、使レ断二是非一、天皇勅之曰諾也、連公奉レ勅而検之、僧八百卅七人、尼五百七十九人也、以二観勒僧一、為二大僧正一、以二大信大伴屋栖古連公一[35]与二鞍部徳積一、為二僧

1 上位(国「上」)—位
2 而(国)—与
3 公(国)—ナシ
4 看—者
5 奉(国)—奏
6 看(国)—者
7 田(国)—用
8 造仏(国)—仏造
9 浦(国)—補
10 遠棄退(国「遍棄退」)—遠退
11 詔(国)—◇
12 屋(国)—居
13 奉(国)—奏
14 田(国)—用
15 乎(国)—宁
16 堀(興釈「堀呆利」・国「堀」)—堀
17 然徴(国「然徴」)—徴
18 斯(国)—期
19 棄(国)—遂
20 乎(国)—守
21 客神像者仏也(国「客神者仏也」)—客神弗神像也
22 便—使
23 爰天且(国「爰天旦」)—受亦
24 世(国)—母
25 挫(興釈「挫」・国「挫」)—拄
26 今世(国)—命
27 野(国)—ナシ
28 午(国)—牛
29 十三(国)—二
30 戊—代
31 揖(国)—攅
32 四(国)—ナシ
33 量中正—中疊上
34 僧—ナシ
35 大伴(国)—ナシ
36 鞍—安草

都一、卅三年乙酉冬十二月八日、連公居二住難破一、而急卒之、屍有二異香一、而酚馥矣、天皇勅之、七日使レ留、詠[38]於彼忠一、逕二七之三日一、乃蘇甦矣、語二妻子一[39]曰、有二五色雲一、如レ霓[40]度レ北、自レ其[41]而往、其雲道芳、如二雞舌香一、観二之道頭一、有二黄金山一、即到炫レ面、爰薨聖徳皇太子待立、共登二山頂一、其金山頂、居二一比丘一、太子敬礼而曰、是東宮童矣、自レ今已後、逕二七之八日一、応レ逢二銛鋒一[45]、願服[46]仙薬一、比丘于レ環[47]解二一玉一授之、令[48]呑服一、而作二是言一、南无妙徳菩薩、令二三遍誦礼一、自レ彼罷下、皇太子言、速還レ家、除二作レ仏処一、我悔過畢、還レ宮作[49]仏、然従[50]先道一還、即見驚蘇也、時人名曰二還活連公一也[51]、孝徳天皇世六年庚戌秋九月[52]、賜二大花上位一也、春秋九十有余而卒矣、賛曰、善哉大部氏、貴レ仏[53]儻[54]レ法、澄レ情効レ忠、命福共存、逕レ世無レ夭、武振二万機一、孝継二子孫一、諒委、三宝験徳、善神加護也、今惟推之、逕二七之八日一、逢二銛鋒一者、当二宗我入鹿之乱一也、八日者、八年也、妙徳菩薩者、文殊師利菩薩也、令レ服[55]二一玉一者、令レ免レ難之薬也、黄金山者、五台山也、東宮者、日本国也、還レ宮作レ仏者、勝宝応真聖武太上天皇、生二于日本国一、作レ寺作レ仏也、爾時[56]並住行基大徳者、文殊師利菩薩反化也、是奇異事矣、

憑[1]二念観音菩薩一得二現報一縁第六

老師行善者、俗姓堅[2]部氏、小治田宮御レ宇天皇之代、遣学二高麗一、遭二其国破一、流離而行、急其河[3]辺、椅壊無レ船、過渡無レ由、居二断橋上[4]一、心念二観音一、即時老翁、乗レ舟迎迷、同載共渡、々竟之後、従レ舟下レ道、老公不レ見、其舟忽失、乃疑二観音之応化[5]一也、便発二誓願一、造レ像恭敬、遂至[6]二大唐一、即造二其像一、日夜帰敬、号曰二河辺法師一、々々[7]之性、忍辱過レ人、唐皇所レ重、従二日本国使一、以二養老二年一、帰二向本朝一、住二興福寺一、供二養其像一、至[8]レ卒不レ息、誠知、観音威力、難二思議一矣、讃曰、老師遠学、遭レ難将レ帰、無レ由二済渡一、憶[9]聖坐[10]レ椅、心憑二威力一[11]、化翁来資、別後遄翳、図レ儀常礼、其役不レ輟、

贖二亀命一放レ生得二現報一亀所レ助縁第七

禅師弘済者、百済国人也、当二百済乱時一、備後国三谷郡大領之先祖[1]、為レ救二百済一、遣[2]軍旅一時、発二誓願一言、若平還来[3]、為二諸神祇一、造二立伽藍一、起[4]多諸寺一、遂免二災難一、即請二禅師一、相共還来、造二三谷寺一、其禅師所二以造一立伽藍及諸寺一、道俗観之、共為欽敬、禅師為レ造二尊像一、上レ京売レ財、既買二得金丹等物一、還二到難破之津一、時海辺人、売二大亀四口一、禅師勧レ人、買而放之、即借二人舟一、将二童子二人一、共乗度レ海、日晩夜深、舟人起レ欲、行二到備前骨嶋之辺一、取二童子等一、擲二入海中一[7]、然後告二禅師一云、応二速入[8]レ海、師雖二教化一、賊猶不レ許、於レ茲発レ願、而入二海中一、水及レ腰時、以レ石当レ脚、其暁見之、亀負之矣、其備中浦[10]、海辺其亀、三頷[11]而去、疑二是放亀報レ恩乎一、于レ時賊[12]等六人、其寺売二金丹一、檀越先量過レ価、禅師後出見之、賊[13]等忙[14]然、不レ知二退進一、禅師憐愍、不レ加二刑罰一、造レ仏厳レ塔、供養已了、後住二海辺一、化二往[15]来人一、春秋八十有余而卒、畜生猶不レ忘レ恩、返報レ恩、何況哉[16]人而忘レ恩乎、

37香(東)—◇
38詠(興釈)「詠之乃波之牟」・国「詠」)—永
39子(国)—◇
40霓(興釈「霓爾之」・東「霓」)—電如
41其(国)—ナシ
42雑舌—雑名
43爰薨(国)—受薨
44待(東)—侍
45鋒(興釈「鋒左支」)—ナシ
46服(国)—◇
47于環(国「環」)—環牟
48令呑服(興釈「呑乃見」・国「令呑服」)—含天眼
49作仏(国「於仏」)—作
50従(国)—投
51也(国)—ナシ
52孝(国)—考
53秋(国)—ナシ
54仏儻(国「仏信償」・東「仏償」)—仙儻
55服(国)—眼
56太(国)—大
57時(国)—恃

1憑—馮憑
2堅—堅
3河(国)—何
4上(国)—◇

5之(国)—ナシ
6至(国)—其
7々々(国)—ナシ
8至(国)—ナシ
9聖坐椅—聖椅
10心—上
11力—ナシ
12後(国)—◇

1国(国)—ナシ
2遣軍(国)—遣運
3来(国)—卒
4起多諸寺(国「多起諸寺」)—ナシ
5及—多
6丹—舟
7入(国)—人
8入(国)—入入
9賊(国)—賤
10浦(国)—海浦
11頷—領
12賊(国)—賤
13賊(国)—賤
14忙然(興釈「怅然上音乎(牟か)反、訓、二合、急也」)—怅然
15往(国)—ナシ
16哉—義

聾者帰二敬方広経典一得レ報聞二両耳一縁第八

小墾田宮御レ宇天皇之代、有二衣縫伴造義通者一、急得二重病一、両耳並聾、悪瘡遍レ身、歴レ年不レ愈、自謂宿業所レ招、非二但現報一、長生為レ人所レ厭、不レ如二行レ善遄死一、乃掃レ地飾レ堂、屈二請義禅師一、先潔二其身一、香水澡浴、依二方広経一、於レ是発二希有想一、白二禅師一言、今我片耳、聞二一菩薩名一、故唯願大徳、忍労復促、禅師重拝、片耳既開、義通歓喜、亦請二重礼一、禅師更拝、両耳倶開、遐邇聞者、莫レ不二驚怪一、是知、感応之道、誣不レ虚矣、

嬰児驚所レ擒以他国得レ逢レ父縁第九

飛鳥川原板葺宮御レ宇天皇之世癸卯年春三月頃、但馬国七美郡、山里人家、有二嬰児女一、中庭匍匐、鷲擒騰レ空、指レ東而翥、父母懇惻、哭悲追求、不レ知レ所レ到、故為修レ福、逕二八箇年一、以二難破長柄豊前宮御レ宇天皇之世庚戌年秋八月下旬一、鷲擒レ子之父、有二縁事一、至二於丹波後国加佐郡部内一、宿二于他家一、其家童女、汲レ水趣レ井、宿人洗レ足、副往見之、亦村童女、集レ井汲レ水、而奪二宿家童女之并一、惜不レ令レ奪、其村童女、等皆同レ心、陵蔑之曰、汝鷲嗷残、何故無レ礼、罵厭而打、所レ拍哭帰、家主待問、汝何故哭、宿人如レ見具陳二上事一、即問二所レ以彼拍罵曰一鷲嗷残也一、家主答言、其年其月日之時、余登二于捕レ鳩之樹一而居、鷲擒二嬰児一、従レ西而来、落レ巣養レ雛、嬰児慄啼、彼雛望之、驚恐不レ啄、余聞二啼音一、自レ巣取下、育女子是

1小(国)—少
2之(国)—ナシ
3者(国)—義者
4業—乗
5歓(国)—歎
6礼禅師(国)—ナシ
7倶開(国「但聞」)—開
8邇(国)—近

1擒(興釈「取也」・国「擒」)—摘
2以(国)—ナシ
3擒(国)—摘
4空(国)—ナシ
5翥(興釈「翥波布以奴、又云加介利奴」・国「者羽」)—翥
6懇(国)—墾
7擒子之(国「擒十之」)—摘子
8丹(国)—舟
9佐(国)—作
10水(国)—ナシ
11洗(国)—洪
12亦村(国)—二村
13宿(国)—ナシ
14并—井
15拍(興釈「拍宇太礼天」・国「拍」)—指
16上(国)—ナシ
17樹(国)—ナシ
18擒(国)—摘
19而(国)—方而
20落(国)—蕗

也、所レ擒[21]之年月日時、校之当二今[22]語一、明知二我児一、爾父悲哭、具告二知於鷲擒[23]之事一、主人知レ実、応レ語而許[24]、噫乎彼父、邂逅次二於有レ児之家一、遂得レ是乎、誠知、天哀所レ資、父子深縁也、是奇異之事矣、

偸二用子物一作レ牛役之示二異表一縁第十

大和国添上郡山村中里、[1]在昔有二椋家長公一、当二十二月一、依二方広経一、欲レ懺二先罪一、告二使人一云、応レ請二一禅師一、其使人問曰、請[2]何寺[3]師一、答曰、不レ択二其寺一、随レ遇而請、其使随レ願、請二得路行一僧一帰レ家、々主住レ心供養、其夜礼経已訖、僧将レ息時、檀主設以レ被[4]覆之、僧即心念、明日得レ物、不レ如二取[5]被而出一、時有レ声而言、莫レ盗二其被一、僧大驚疑、顧窺二家中一、覓レ人、唯有二一牛一、立二家倉下一、僧進二牛辺一、牛語[6]僧言、吾者此家長之父也、而吾先世、為レ欲レ与レ人、不レ告二吾子一[7]、取二稲十束一、所以今受二牛身一、而償二先債一、汝是出家、何輒盗レ被乎、欲レ知[8]二其事虚実一、為レ我設レ坐[9]、我当二上居一、応レ知二其父一、於レ是僧即大愧、還止二宿処一、明朝[10]事行、既訖之曰、令二他人遠却一、然後召二集親族一、具陳二先事一、檀越即起二悲心一、而就二牛辺一、敷レ藁白言、実吾父者、可[11]レ就二此座一、牛屈レ膝而臥二座上一者[12]、諸親出レ声、大啼泣言、実吾父矣、便起礼拝、而白[13]レ牛言、先時所レ用、今咸奉レ免、牛聞之、流レ涙大息、即日申時命終、然後以二覆被及財物一、而施二其師一、更為二其父一、広修二功徳一、因果之理、豈不レ信哉、

21擒(国)—摘
22今—令
23擒(国)—摘
24而許(国「而一行」)—許
25父—又

1在昔有(国「昔有在」)—有昔云
2請(国)—ナシ
3寺—等
4被(国)—破
5取(国)—衣取
6牛語僧言(国「牛語僧害」)—語言
7吾(国)—ナシ
8知(国)—ナシ
9坐(国「座」)—人坐
10明(国)—ナシ
11可(国)—ナシ
12者(国)—ナシ
13白(国)—曰

自レ幼時一用レ網捕レ魚而現得二悪報一縁第十一

幡磨国飾磨郡濃於寺、京元興寺沙門慈心大徳、因二檀越[1]請一、夏安居間[2]、講二法花経一、時寺辺有二漁夫一、自レ幼迄レ長、以レ網為レ業、後時匍[3]二匐家内桑林之中一、揚レ声叫号曰、炎火迫レ身、親属欲レ救、其人唱言、莫レ近レ我、々頓[4]欲レ焼、于レ時其親詣レ寺、請二求行者一、行者呪時、良久乃免、其著袴[5]焼、漁夫悚慄、詣二濃於寺一、於二大衆中一[6]、懺レ罪改レ心[7]、施二衣服等一、令レ誦レ経竟、従レ此以後、不二復行レ悪、如二顔氏家訓云一、昔江陵劉[8]氏、以レ売二鱓羹一為レ業[9]、後生二一児一、頭具是鱓、自レ頸以下、方為二人身一者、其斯謂之矣、

人畜所レ履髑髏救収示二霊表一而現報縁第十二

高麗学生道登者、元興寺沙門也、出レ自二山背恵満之家一、而往大化二年丙午[1]、営二宇治橋一、往来之時、髑髏在二于奈良山渓一、為二人畜一所レ履、法師悲之、令二従者[2]万侶[3]置一之於木上一、迄二于同年十二月晦夕一、人来二寺門一白、欲レ遇二道登大徳之従者万侶者一、万侶出而遇之[4]、其人語之曰、蒙二大徳之慈顧一[5]、得二平安之慶一、然非二今夜一、無レ由レ報レ恩、輒将二万侶一[6]、至二于其家一、従二閉屋一而入二於屋裏一、多設二飲食一、其中以二己分之饌一[7]、与二万侶一共食[8]、其於二後夜一、有二男声一、告二万侶一曰、殺レ吾之兄欲レ来、故早去、万侶怪而問之、答、昔吾与レ兄共行二交易一、吾得二銀卅斤許一、時兄妬忌、殺レ吾取レ銀、自レ爾以還、多経二年歳一、往来人畜、皆踏二我頭一、大徳垂レ慈、令二見離レ苦、故不レ忘二汝恩一、今宵報耳、時其母与二長子一、為レ拝二諸霊一、入二其屋内一、見二万侶一

1 檀(国)―ナシ
2 請(国)―◇
3 間(国「夏門」)―◇
4 匍(国)―匐
5 々頓(国)―◇顧
6 袴(興釈「袴波加末」・国「袴」)―褌
7 衆(国)―ナシ
8 改心(国)―愍
9 劉(興釈「音利于反」)―劉
10 業―◇
11 謂―ナシ

1 現報(国)―◇
2 元…山背(国「元興寺沙門也自出山背」)―◇
3 化(国「仁」)―◇
4 往来之時髑髏在于(国)―◇
5 万侶(国「万俗」)―過俗
6 置…万侶(国「量之於木上迄于同年十二月晦夕人来寺門白欲遇道登大徳之従者万侶」)―ナシ
7 侶出(国)―呂◇
8 遇(国)―過
9 顧(国)―頂
10 侶至(国)―呂平
11 己(国)―下
12 侶(国)―呂
13 食(国)―会
14 侶(国)―呂
15 兄(国)―足
16 共(国)―ナシ
17 妬(国)―始

女人好二風声之行一食二仙草一以現身飛レ天縁第十三

大倭国宇太郡漆部里、有二風流女一、是即彼部内漆部造麿之妾也、天年風声為レ行、自悟塩醤存レ心、七子産生、極窮無レ食、養二子無便一、無二衣綴レ藤[3]、日々沐浴、潔レ身著レ綴、毎臨二於野一、採レ草為レ事、常住二於家一、浄レ家[4]為レ心[5]、採レ菜調盛、唱レ子端坐、含レ咲馴言、致[6]レ敬而食、常以二是行一、為二身心業一、彼気調恰如[7]二天上客一、是難破長柄豊前宮時甲寅年、其風流事、神仙感応、春野採[9]レ菜、食二於仙草一、而飛二於天一、誠知、不レ修二仏法一、而好二風流一、仙薬感応、如二精進女問経云一、居二住俗家一[12]、端レ心掃レ庭、得二五功徳一者、其斯謂之矣、

僧憶二持心経一得二現報一示二奇事一縁第十四

釈義覚者、本百済人也、其国破時、当二我聖朝[1]一、住二難破百済寺一矣、法師身長七尺、広学二仏教一、念二誦心波[2]若経一、時有二同寺僧慧義一、独以二夜半一出行、因[3]見二室中一、光明照[4]耀、僧乃怪之、竊穿二牖紙一、窺二看法師一、端坐誦レ経、光従レ口出、僧以驚悚、明日悔過、周告二大衆一、時覚法師、語二弟子一言、一夕誦二心経一、一百遍許、然後開レ目、観二其

18 経年歳(国「経年来」)―年歳
19 畏(国)―裏
20 是(国)―◇
21 具(国)―ナシ
22 汝(国)―供
23 便(国)―使
24 以状白(国)―然自
25 恩(国)―思

1 以(国)―◇
2 養子無便(国「無便」)―養子便
3 藤(国)―勝
4 家(国)―ナシ
5 心(国)―◇
6 致敬(国「致」)―到敬
7 恰(興釈「安太加太毛」)―恰
8 感(国)―滅
9 採(国)―捋
10 而(国)―ナシ
11 感(国)―滅
12 俗(国)―浴

1 聖朝(国)―◇
2 波若(国)―般
3 因(国)―同
4 照(国)―ナシ
5 然(国)―状

室裏ニ、四壁穿通、庭中顕見、[6]吾於レ是生ニ希有之想ニ、従レ室而出、廻瞻[7]ニ院内ニ、還来見レ室、壁戸[8]皆閉、即外復誦ニ心経ニ、開通如レ前、即是心波若経不思議也、賛曰、大哉釈子、多聞弘教、閉居誦レ経、心廓融達、所レ現[10]玄寂、焉為動揺、室壁開通、光明顕耀、

悪人逼ニ乞食僧ニ而現得ニ悪報ニ縁第十五

昔故京時、有ニ一愚人[1]ニ、不レ信ニ因果ニ、見ニ僧乞レ食、忿而欲レ繋、時僧走ニ入田水ニ、追而執之、僧不レ得レ忍、以レ呪縛之、[2]愚人顚沛、東西狂走、僧即遠去、不レ得ニ眄瞻ニ、其人有ニ二子ニ、欲レ解ニ父縛ニ、便詣ニ僧房ニ、勧[4]ニ請禅師ニ、々々問知ニ其状ニ、而不レ肯レ行、二子懃重拝敬、請レ救ニ父厄ニ、其師乃徐行、誦ニ観音品初段ニ竟、即得ニ解脱ニ、[6]然後乃発ニ信心ニ、廻レ邪入レ正也、

無ニ慈心ニ剝ニ生兎皮ニ而現得ニ悪報ニ縁第十六

大和国有ニ一壮夫[1]ニ、郷里姓名、[2]並未レ詳也、天骨不レ仁、喜レ殺ニ生命ニ、其人捕レ兎、剝レ皮放ニ之於野ニ、[4]然後不レ久之頃、毒瘡遍レ身、肌膚爛敗、[5][6]苦痛[7]無レ比、終不レ得レ愈、叫号而死、嗚呼現報甚近、恕[8]己可レ仁、不レ無ニ慈悲ニ矣、

遭ニ兵災ニ信ニ敬観音菩薩像ニ得ニ現報ニ縁第十七

伊予国越知郡大領之先祖越智直、当為レ救ニ百済ニ、遣ニ到軍[1]ニ之時、唐兵所レ擒[2]、至ニ其唐国ニ、

1 壮―状
2 並(国)―ナシ
3 骨(国)―胥
4 然(国)―状
5 肌―肥
6 膚(興釈)可波(ヘ)・国「膚」)―扉
7 痛(国)―病
8 恕(国「恕」・国釈「恕ハカリテ」)―怒

1 愚(国)―男
2 愚人(国)―フメイ
3 便(国)―使
4 勧(国)―観
5 々々(国)―々
6 然(国)―状

6 吾(国)―◇
7 瞻―瞻
8 戸(国)―尸
9 復(国)―後
10 廓(国)―序
11 現…顕耀(国「現玄寂焉為動揺室壁開通光明顕耀」)―観音

我国[3]八人、同住ニ一洲[4]ニ、儻得ニ観音菩薩像ニ、信敬尊重、八人同レ心、竊截ニ松木ニ、以為ニ一舟ニ、奉レ請ニ其像ニ、安ニ置舟上ニ、各立ニ誓願ニ、念ニ彼観音ニ、爰随ニ西風ニ、直来ニ筑紫ニ、朝庭聞之、召聞ニ事状ニ、天皇急矜、令レ申[6]レ所レ楽、於レ是越智直言、立レ郡欲レ仕、天皇許可、然後建レ郡造レ寺、即置ニ其像ニ、自レ時迄ニ乎今世ニ、子孫相続帰敬、蓋是観音之力、信心之至也、[7][8]丁蘭木母、猶現ニ生相ニ、僧感画女、尚応ニ哀[10]形ニ、何況是菩薩而不レ応乎、

憶ニ持法花経ニ得ニ現報ニ示ニ奇表ニ縁第十八

昔大和国葛木上郡、有ニ一持レ経人ニ、丹[3]治比之氏也、其生知、年八歳以前、誦ニ持法花経ニ、意唯一字不レ得レ存、至ニ于廿有余歳ニ、猶難レ得レ持、因ニ観音ニ以悔過、于レ時夢見、有レ人曰、汝昔先身、生ニ在伊予国別郡早部猴[4]之子ニ時、汝奉レ誦ニ法花経ニ、而燈焼ニ一文ニ、[5]故不レ得レ誦、今往見之、従レ夢醒驚、而思怪之、白ニ[6]其親ニ曰、急有ニ[7]縁事ニ、欲レ往ニ伊予ニ、二親聴許、然諮往当、到ニ之猴家[8]ニ、叩レ門喚レ人、乃女人出、含レ咲還[9]入、白ニ家母[10]ニ曰、門在ニ客人ニ、恰[11]似ニ死郎[12]ニ、聞之出見、猶疑ニ死子ニ、家長見之、亦怪問之、仁者何人、答陳ニ国郡之名ニ、客人亦問之、答具告ニ知往[13]姓名ニ也、明知ニ是我先父母ニ、即長跪拝、猴[14]愛之喚入、居レ床而瞻言、若死昔我子之霊矣、客人具述ニ夢状ニ謂、翁姥吾先父母、猴[16]亦語レ因、而示之曰、我先子号某、其子住堂、読経及以持水瓶[17]等是也、先子聞之、入ニ堂内ニ、取ニ彼法花経ニ、開見之、当不レ所レ誦之文、燈焼失也、于レ時懺悔、[18]奉レ直之後、熟然得レ持、於レ是祖子相見、一怪一喜、父子之義、不レ失ニ孝

3 国(国)―ナシ
4 一(国)―ナシ
5 聞事状(国「問事」)―◇状
6 申(国)―中
7 之(国)―ナシ
8 也(国)―之
9 僧感画女(国「僧感尽女」)―ナシ
10 哀形何(国)―ナシ

1 得(国)―ナシ
2 表縁(国「異表縁」)―表
3 丹(国)―舟
4 猴(興釈「佐留」・国「猴」)―獲
5 故(国)―ナシ
6 白(国)―自
7 有(国)―ナシ
8 猴(興釈「佐留」・国「猴」)―獲
9 入(国)―人
10 母曰(国「女曰」)―母
11 恰―恰
12 郎―即
13 往(国)―彼
14 猴(興釈「佐留」・国「猴」)―獲
15 吾(国)―五
16 猴(興釈「佐留」・国「猴」)―獲
17 等(国)―ナシ
18 悔(国)―ナシ

養一、賛曰、善哉日下部之氏、読レ経求レ道、過現二生、重誦二本経一、現孝二二父一[19]、美名伝レ後、是聖非レ凡、誠知、法花威神、観音験力、善悪因果経云、欲レ知二過去因一、見二其現在果一、欲レ知二未来報一、見二其現在業一者、其斯謂之矣、

皆下読二法花経品一之人上而現口喎斜得二悪報一縁第十九

昔山背国、有二一[1]自度一、姓名未レ詳也、常作レ碁為レ宗、沙弥与二白衣一倶作レ碁時、乞者来読二法花経品一而乞レ物、沙弥聞之、軽咲呰、故俾二己口一、訛レ音効読、白衣聞之、碁条恐曰、畏恐矣、白衣者、作レ碁毎レ遍而勝、沙弥者、毎レ遍猶負、於レ是即坐、沙弥口喎斜、令二薬治療一、而[3]終不レ直、法花経云、若有二軽咲之者一、当世々[4]牙歯疎缺、醜レ脣[5]平レ鼻、手脚繚戻、眼目角睞[6]者、其斯謂[7]之矣、寧託二悪鬼一、雖二多濫言一、而与二持レ経者一、不レ可二誹謗一、能護二口業一矣、

僧用二涌レ湯之分薪一而与[2]レ他作レ牛役之示二奇表一縁第廿

釈恵勝者、延興寺之沙門也、法師平生時、涌レ湯分薪、詣二一束[3]一与レ他而死、其寺有二一牸[4]一、而生二犢子[5]一、長大之後、駕[6]レ車載レ薪、無レ憩[7]所レ駆、控レ車入レ寺、時[8]不レ知僧、在二寺門一曰、恵勝法師者、涅槃経雖二能読一、而不レ能レ引レ車、牛聞流レ涙、長息忽而死、将レ牛之人、[9]嘖[10]其僧二言、汝呪レ牛殺、捉[11]之申レ宮、々将レ問[12]レ状、請レ僧見之、面姿奇貴、身体姝妙、而添宴嘿、居二於浄屋一、召二請絵師一言、如二彼法師之容一、不レ誤絵之、持来、絵師等奉レ詔、持進二之於

1 自度(国「自度沙弥」)—目鹿
2 薬(国)—楽
3 而(国)—ナシ
4 々(国)—ナシ
5 脣(国)—辱
6 睞—睚
7 謂之(国「之謂」)—之
8 濫(国)—監

1 分(国)—ナシ
2 与(国)—ナシ
3 一(国)—ナシ
4 牸(国)—挟
5 犢(国)—擯
6 駕(国「賀」)—駕
7 憩(興釈憩伊己不己止)—魅
8 時不(国)—◇
9 人(国)—令
10 嘖(国)—晴
11 捉—投

宮一、々見之、皆観音菩薩像也、彼師急然不レ覩[15]焉、諒委、観音所レ示、更不レ応レ疑、寧所レ迫レ飢、雖レ食二沙土一、謹不二用食常住僧物一、所以大方等経云、四重五逆、我亦能救、盗二僧物一者、我所レ不レ救者、其斯謂之矣、

無二慈心一而馬負二重駄一以現得二悪報一縁第廿一

昔河内国、有二[1]尼[2]販之人一、名曰[3]石別一也、過二馬之力一、而負二重荷一、馬不レ往[4]時、瞋恚捶駆、負レ荷労[5]之、両目出レ涙、売レ尼[6]竟者、即殺二其馬一、如レ是殺之、為二多遍一後、石別自纔臨二涌釜[7]一、両目抜[8]入於釜一所レ煮、現報甚近、応レ信二因果一、雖レ見二畜生一、而我過去父母、六道四生、我所レ生家、故不レ可レ無二慈悲一也、

勤[1]求レ学二仏教一弘[2]レ法利レ物臨二命終時一示二異表一縁第廿二

故道照法師者、船氏、河内国人也、奉レ勅求二仏法於大唐一、遇二玄奘[3]三蔵一、而為二弟子一、三蔵語二弟子一曰、是人還来、将レ化二多人一、汝等莫レ軽、可二能供給一、業成之後、到二此土[5]一、造二禅院寺一、而止住焉、時戒珠無レ玷[7]、知鑑恒耀、遍遊二諸方一、弘レ法化レ物、遂住二禅院一、為二諸弟子一、演二暢所レ請衆経要義一、臨二命終時一、洗浴易レ衣、向レ西端坐、光明遍レ室、于レ時開レ目、召二弟子知調一、汝見レ光不、答言已見[9]、法師誡[10]曰、勿二妄宣伝一、即後夜、光自[11]レ房出、施[12]耀寺庭松樹一、良久乃光指レ西飛行、弟子等[13]、莫レ不二驚怪一、大徳西面端坐、応レ卒[15]時焉、定知、必

12 問(国)—門
13 姝(興釈「有留和之久」・国「姝」)—妹
14 絵師(国)—ナシ
15 覩(国)—観

1 苾—茯
2 販—敗
3 曰石(国)—ナシ
4 往(国)—得往
5 荷(国)—重荷
6 苾—茯
7 釜(国)—金
8 抜入(国)—ナシ

1 勤(国)—勧
2 弘(国)—ナシ
3 奘(国「弈」)—裝
4 来(国)—更
5 土(国)—直
6 戒(国)—歩
7 玷(国)—沾
8 経—維
9 見(国)—ナシ
10 誡(国)—誠
11 自(国)—目
12 施(国)—陀
13 等(国)—示
14 面(国)—フメイ
15 卒時(国「時」)—卒

生二極楽浄土一、賛曰、船氏明徳、遠求二法蔵一、是聖非レ凡、終没放レ光、

凶人不二孝二養嬭房母一以現得二悪死一縁第廿三

大和国添上郡、有二一凶一也、其名未レ詳、字曰二瞻保一、是難破宮御レ宇天皇之代、預二学生一之人也、徒学二書伝一、不レ養二其母一、々貸二子稲一、無二物可レ償、瞻保忽怒、逼而徴之、時母居レ地、子坐二朝床一、賓朋視之、不レ得二寧居一、賓朋語之曰、善人何為違レ孝、或人奉二為父母一、建レ寺立レ塔、造レ仏写レ経、屈二請衆僧一、令レ行二安居一、汝家饒レ財、貸稲多吉、何違二学履一、不レ孝二親母一、瞻保不レ伏、曰無用也、于レ時衆人、代二其母一而償レ債、咸倶起而疾避、母出二其嬭房一、而悲泣之曰、吾之育レ汝、日夜無レ憩、観二他子之報一恩、恃二吾児之如レ斯、而反見二迫辱一、願心違謬矣、汝也徴二負稲一、吾亦徴二乳直一、母子之道、絶二於今日一、天知地知、悲哉痛哉、瞻保於レ是、不レ言而起、入二於屋裏一、拾二出挙券一、於二其庭中一、皆已焼滅、然後入レ山迷惑、不レ知レ所レ為、乱レ髪身傷、東西狂走、復還二行路一、不レ住二己家一、三日之後、忽然火起、内外屋倉、一時皆焚、遂使下其妻子等不上能二生活一、瞻保無レ憑、餓寒而死、現報不レ遠、豈不レ信乎、所以経云、不レ孝衆生、必堕二地獄一、孝二養父母一、往二生浄土一、是則如来之所レ説、大乗之誠言矣、

凶女不二孝二養所レ生母一以現得二悪死報一縁第廿四

1 孝(国)—敬
2 悪(国)—要
3 名(国)—ナシ
4 預(国)—類
5 徒(国)—往
6 書(国)—昼
7 而徴(国「而徴」)—徴
8 坐(国)—生
9 朋—明
10 朋—明
11 寺(国)—ナシ
12 安(国)—ナシ
13 履—覆
14 不伏(国)—佐不
15 債(国)—償
16 恃—持
17 迫(国)—近
18 徴—徴
19 徴—徴
20 哉(国)—ナシ
21 券—炎
22 傷(国)—復
23 寒—塞
24 則(国「明則」)—ナシ
16 船(国)—ナシ
17 終(国)—ナシ

故京有二一凶婦一、姓名未レ詳也、曾無二孝心一、不レ愛二其母一、々当二斎日一、不レ炊レ飯、思二念斎食一、便就二女辺一而乞レ飯、其女曰、今日家長与レ我、亦将二斎食一、除レ此以外、無二余供レ母、時其母有二稚子一、携之還レ家、俛視二道頭一、有二遺裹飯一、拾之慰レ餓、猶労二寝室一、夜半之後、有人来扣レ戸曰、汝女高叫、吾胸有レ釘、方将垂レ死、故可二往看一、母以二疲寝一、不レ得二往活一、其女終死、不二復相見一也、不二孝養一而死、従レ此者、不レ如、譲レ分供レ母而死耶、

忠臣小レ欲知レ足諸天見レ感得二現報一示二奇事一縁第廿五

故中納言従三位大神高市万侶卿者、大后天皇時忠臣也、有記云、朱鳥七年壬辰二月、詔二諸司一、当二三月三日一、将二幸二行伊勢一、宜下知二此意一而設備上焉、時中納言、恐レ妨二農務一、上レ表直諫、天皇不レ従、猶将二幸行一、於レ是脱二其蟬冠一、撃二上朝庭一、亦重諫之、方今農節、不レ可レ行也、或遭二旱災一時、使レ塞二己田口一、水施二百姓田一、々施水既窮、諸天感応、龍神降レ雨、唯澍二卿田一、不レ落二余地一、堯雲更靄、舜雨還霈、諒是忠信之至、仁義之大、賛曰、修々神氏、幼年好レ学、忠而有レ仁、潔以無レ濁、臨レ民流レ恵、施レ水塞レ田、甘雨時降、美誉長伝、

持レ戒比丘修二浄行一而得二現奇験力一縁第廿六

大皇后天皇之代、有二百済禅師一、名曰二多羅一、常住二高市郡部内法器山寺一、勤二修浄行一、看レ病第一、応レ死之人、蒙レ験更蘇、毎レ呪二病者一、而有二奇異一、取二錫杖一上レ坂時、立二錫杖於二

1 不(国)—ナシ
2 曰今日(国「曰今」)—今日
3 母(国)—ナシ
4 拾(国)—捨
5 扣(国)—和
6 女(国)—ナシ
7 故可往(国)—往可
1 感(国)—滅
2 現(国)—ナシ
3 三月三日(国「三日」)—三月三
4 直—立
5 擎上(国「驚擎上」)—擎
6 旱—早
7 感(国)—滅
8 降(国)—除
9 澍—樹
10 落(国)—蕗
11 余(国)—飫
12 舜(国)—霍
13 仁—仰
14 義(国)—儀
15 降—除
1 縁(国)—ナシ
2 名曰(国)—曰名
3 市(国)—市
4 浄行(国)—ナシ
5 之(国)—ナシ
6 而有(国)—ナシ
7 錫杖—楊枝
8 坂—枝
9 立(国)—六

錫杖一、而互用二一物一之、不レ仆如レ鑿而樹之、天皇尊重、而常供養、諸人帰仰、而恒恭敬、斯乃修行之功、遠流二芳名一、慈悲之徳、長存二美誉一也、

邪見仮名沙弥斫二焼塔木一得二悪報一縁第廿七

石川沙弥者、自度無レ名、其俗姓亦未レ詳、所二以号一名二石川沙弥一者、以二其婦河内国石川郡人一也、其雖レ仮二容於沙弥一、而繋二心於賊盗一、或詐称レ造レ塔、乞二斂人之財物一、退与二其婦一、置二雑物一而嘱之、或住二摂津国嶋下郡春米寺一、析二焼塔柱一、汚レ法詐レ人、莫レ過二斯甚一、終到二嶋下郡味木里一、忽得二病気一、挙レ声叫言、熱々乎々、踊二離于地一、一二尺許、衆人集見、或問之曰、何故如レ此、叫答云、地獄之火、来焼二我身一、受レ苦如レ此也、不レ可レ故問一、即日命終、烏呼哀哉、罪報不レ空、何不レ慎歟、涅槃経云、若見有人、修二行善一者、名見二天人一、修二行悪一者、名見二地獄一、何以故、定受レ報故者、其斯謂之矣、

修二持孔雀王呪法一得二異験力一以現作レ仙飛レ天縁第廿八

役優婆塞者、賀茂役公、今高賀茂朝臣者也、大和国葛木上郡茅原村人也、自性生知、博学得レ一、仰二信三宝一、以レ之為レ業、毎庶挂二五色之雲一、飛二沖虚之外一、携二仙宮之賓一、遊二億載之庭一、臥二伏乎蕊蓋之苑一、吸二嘯於養性之気一、所以晩年以二卅余歳一、更居二巌窟一、被レ葛餌レ松、沐二清水之泉一、濯二欲界之垢一、修二習孔雀之呪法一、證得二奇異之験術一、駆二使鬼神一、得二之自在一、

1 焼(国「燈」)—ナシ　2 亦(国)—二　3 名(国)—ナシ　4 容(国)—客　5 於(国)—◇　6 詐(国)—誰　7 郡(国)—ナシ　8 詐—誰　9 気挙(国「気」)—挙　10 踊(国)—踴　11 人(国)—ナシ　12 之(国)—ナシ　13 烏(国)—ナシ　14 慎(国)—塡　15 定(国)—空

1 茂(国)—武　2 茂(国)—武　3 自性(国)—ナシ　4 沖—仲　5 晩(興釈「晩久礼仁之」)—晩　6 窟(興釈「伊波也」・国「窟」)—崛　7 沐(国)—沫　8 孔(国)—死　10 之(国)—々　11 慈(国)—ナシ

唱二諸鬼神一、而催之曰、大倭国金峯与二葛木峯一、度レ椅而通、於レ是神等皆愁、藤原宮御レ宇天皇之世、葛木峯一語主大神、託讒之曰、役優婆塞、謀レ将レ傾二天皇一、々々勅之、遣レ使捉之、猶因二験力一、輒不レ所レ捕、故捉二其母一、優婆塞、令レ免レ母故、出来見レ捕、即流二之於伊図之嶋一、于レ時身浮二海上一、走如レ履レ陸、体踞二万丈一、飛如二翥鳳一、昼随二皇命一、居レ嶋而行、夜往二駿河富岷嶺一而修、然庶宥二斧鉞之誅一、近二天朝之辺一、故伏二殺剣之刃一、上二富岷之表一、見レ放二斯嶼一而憂吟之間、至二于三年一矣、於レ是垂二慈之旨一、以下大宝元年歳次二辛丑一正月上、令レ近二天朝之辺一、遂作レ仙飛レ天也、吾聖朝之人、道照法師、奉レ勅求レ法、往二於大唐一、法師受二五百虎請一、至二於新羅一、有二其山中一、講二法花経一、于レ時虎衆之中、有レ人以二倭語一挙レ問也、法師問レ誰、答二役優婆塞一、法師思二之我国聖人一、自二高座一下、求之無之、彼一語主大神者、役行者所二呪縛一、至二于今世一不二解脱一、其示二奇表一多数、而繁故略耳、寔知、仏法験術広大者、帰依之者、必證得之矣、

邪見打二破乞食沙弥鉢一以現得二悪死報一縁第廿九

白髪部猪丸者、備中国少田郡人也、天年邪見、不レ信二三宝一、時有二一僧一、来而乞レ食、猪麿不レ施レ所レ乞、反加逼悩、亦破二其鉢一、而逐去之、然後即之、往二之他郷一、道中遭二風雨一、暫間寄二他倉下一、覆而圧殺之、誠知、現報甚近、寧不レ慎歟也、如二涅槃経云一、一切悪行、邪見為レ因者、其斯謂之矣、大丈夫論云、悲心施二一人一、功徳大如レ地、為レ己施二一切一、得レ報如二芥

9 原(国)—◇　10 世(国)—母　11 天(国)—◇　12 之(国)—ナシ　13 捉—投　14 之嶋(国)—嶋之　15 于(国)—午　16 浮(国)—浮　17 昼—書　18 命(国)—ナシ　19 宥(国)—賓　20 鉞(国)—鉞　21 天(国)—ナシ　22 表(国)—ナシ　23 憂吟(国)—喩　24 垂—乗　25 旨—奇　26 大(国)—太　27 人(国)—大　28 大(国)—太　29 講(国)—ナシ　30 答(国)—ナシ　31 世(国)—也　32 寔—◇　33 證(国)—登　34 之(国)—ナシ

1 麿(国)—◇　2 逐—遂　3 之—々　4 之—々　5 間(国)—◇　6 寄他(興釈「寄宿也、隠也」・国「寄他」)—寄何　7 圧殺(国)—厭　8 慎—塡　9 大丈夫(国「丈夫」)—大丈

子[10]、救二厄難人一、勝二余一切施一云々、

非レ理奪二他物一為二悪行一受[1]悪報一示二奇事一縁第卅

膳臣広国者、豊前国宮子郡少領也、藤原宮御レ宇天皇之代、慶雲二年乙巳秋九月十五日庚申、広国忽死、逕二之三日一、戊日申時、更甦之、而語之曰、使有二二人一、一頂髪挙束[5]、一少子也、伴副往程、二駅度許、路中有二大河一、度レ椅之、以レ金塗厳[6]、自二其椅一行至二彼方一、有二甚[7]諺国一、問[8]使人一曰、是何国矣、答度南国也、至二其京一時、有二八官人一、佩レ兵追往、前有二金宮[9]一、入二宮門一、見有レ王、坐二乎黄金之坐一、王詔二広国一曰、今召レ汝者、依二汝妻憂申之事一、即召二一女一、見之昔死妻、以二鉄釘一打レ頂通レ尻、打レ額通レ項、以二鉄縄一縛二四枝一、八人懸挙而将来、王問之言、汝知レ是女一耶、広国白言、実我之妻也、復問、汝知二鞫罪一耶、答我不レ知、問レ女、々答我実知之、儐[15]レ吾而自レ家出遣故、悕惻厭媚[16]、王詔二広国一曰、汝実無レ罪、可レ還二於家一、然慎以二黄泉之事一、勿二妄宣伝一、若欲レ見レ父、往二於南方一、往而見之、実有二我父一、抱二甚[19]熱之銅柱一而立[21]、鉄釘卅七、於二其身一打立、以二鉄杖一[22]夙三百段昼三百段夕三百段、合九百[24]段、毎レ日打迫、広国見之、悲而語之言、嗚呼云何図之、受二是苦一也、父語[27]子言、我受二是苦一、吾子汝知不也、我為レ養二妻子一故、或殺二生物一、或貸二八両綿一強倍二十両一而徴、或貸[29]小斤稲一而強大斤取[30]、或人物強奪取、或他妻奸犯、不二孝二養父母一、不二恭二敬師長一、不二奴婢一者奴婢罵慢[31]、如レ是罪故、我身雖レ少、而卅七鉄釘立、毎レ日九百段、鉄鞭打迫之、痛哉苦哉、何日免二吾罪一、何時得二安身一也、汝忽為レ我造レ仏写レ経、贖二我罪苦一、慎々莫レ忘矣、我飢七月七日成二大蛇一、到二汝家一将レ入二屋房[35]一之時、以レ杖懸棄、又五月五日成二赤狗一、到二汝家一之時、喚[36]犬而相之、令[37]咋追打一者、飢熱還之[38]、我正月一日成レ狸、入二於汝家一之時、飽二供養飯[39]宍種味物[40]一、是以継二三年之糧一、我無二兄弟上下次第一、而失レ理故[41]、成レ犬噉レ汚[42]、我自出レ汚、我必可レ成二赤狗一、凡布二施米一升一之報一、得二卅日之糧一、布二施衣服一具一之報一、得二一年分衣服一、令レ読レ経者、住二東方金宮一、後随レ願生レ天[43]、造二仏菩薩一者、生二西方無量寿浄土一、放レ生之者、生二北方無量浄土一、一日斎食者、得二十年之糧一、乃至見下造二善悪一所レ受之報等事上[45]、而怖還来、迄二其大椅一、有二守レ門人一、遮レ前之言、入レ内之者、更不二還出一、広国暫徘徊、少子出来、時守[47]レ門人、見二其少子一、而長跪礼、少子喚二広国一、将二至片方脇門一、押[48]其門一而開[49]之、将出告曰速往、広国問[50]少子一云、汝誰之子、答、欲レ知レ我者、汝初稚時、奉レ写観世音経是也、還之人[51]焉、即見甦還、食広国至二黄泉一、見[52]善悪之報一、顕録流布也、作レ罪得レ報之因縁者、大乗経如二広説一、誰不レ信耶、所以経云、現在甘露、未来鉄丸[54]也者、其斯謂之矣、広国奉二為其父一、造レ仏写レ経、供二養三宝一、報二父之恩一、贖[55]所レ受罪一、自レ此以後、廻レ邪趣レ正、

慇懃帰二信観音一願[1]福分一以現得二大福徳一縁第卅一

御手代東人者、諾楽宮御レ宇勝宝応真聖武太上天皇之代、入二吉野山一、修レ法求レ福、逕二三年許一、称二礼観音名号一曰、南无銅銭万貫白米万石好女多[2]徳施、時在[3]従三位粟田朝臣[4]之女、

1 悪(国)―ナシ
2 宮(国)―官々
3 宮(国)―官
4 二(国)―◇
5 束(国)―来
6 金(国)―◇
7 甚諺(国)―其諾
8 問(国)―向
9 至(国)―◇
10 宮(国)―ナシ
11 汝(国)―ナシ
12 打(国)―ナシ
13 我(国)―ナシ
14 々―之
15 儐(興釈「儐也良比」)―浜
16 媚―嫺
17 実(国)―ナシ
18 妄(興釈「見太利爾」)―忘
19 甚(国)―其
20 之(国)―々
21 立(国)―五
22 杖(国)―打
23 昼―書
24 九(国)―ナシ
25 語之(国)―ナシ
26 云何(国)―可
27 語子(国)―ナシ
28 而徴(国「而厳」)―徴
29 小―生
30 大(国)―太
31 奴婢(国)―ナシ
32 日九(国「日」)―九
33 我(国)―ナシ
34 七月(国)―ナシ
35 房之(国「戸之」)―房
36 喚(国)―啀
37 令咋(国)―唯
38 之(国)―ナシ
39 飯宍(国「飯害」)―宍
40 味(国)―ナシ
41 故(国)―ナシ
42 汚我自出汚(国「自出汁我汁」)―白出汗
43 天(国)―夫
44 之(国)―ナシ
45 事(国)―ナシ
46 而…更不還(国「而怖還来迄其天機有守門人遮前之言入内之者更不還」)―ナシ
47 守門人(国)―乎門入
48 押―舟
49 開(国)―ナシ
50 問(国)―同
51 入(国)―ナシ
52 見(国)―ナシ
53 乗(国)―我
54 也(国)―ナシ
55 贖―読
10 子(国)―◇

未レ通不レ嫁、其娘女、於二広瀬之家一、忽然得レ病、忿々痛苦、無レ由二差止一、粟田卿[6]、遣二使八方一、令二問二求禅師優婆塞一、而遇二東人一、而拝請令二呪護一、卿之女[8]、被二呪力一病愈、乃於二東人一発二愛心一、終交通也、親属繋二之東人一、閉居撩襮[10]、女愛心不レ得レ忍、猶哭恋之、不レ離二其辺一、眷属量定、放[12]乎東人一、更為二夫妻一、合レ家財物、皆既施与、五位白賜[13]、後逕二数年一、其女将レ死、于レ時語二其妹一曰、今吾垂レ死、有二一冀意一[15]、若聴許不也、妹答曰、随二意楽一、妹語之曰、妾被二東人之恩一、猶長不レ忘、欲下以二妹之女一為二東人之妻一令上守[16]二家裏一、妹受[17]二遺言一、以二己之女一、敬二与東人一、令レ主二家財一也、東人現世被二大福徳一、是乃修行験力、観音威徳、更不レ応哉、

帰二信三宝一、欽二仰衆僧一、令レ誦レ経得二現報一縁第卅二

神亀四年歳次二丁卯一九月中、聖武天皇、与二群臣一猟二於添上郡山村之山一、有レ鹿走二入細[1]見里百姓之家中一、家人不レ覚、殺而噉之、後天皇聞之、遣レ使捕二其人等一、時男女十余人、皆遭二其難一、身単心憑、無レ所二憑恃一、但謂自レ非二三宝神力一、孰肯拯二其重憂一、流二聞大安寺丈六能随二人願一、仍便使レ人詣レ寺誦レ経、又請曰、我等参二向宮一[4]、開二寺南門一[5]、令レ得二親拝一、更請、我等及二於詣一闕之間一、欲レ令二鍾声不レ絶[6]、衆僧随レ願、鳴レ鍾転レ経、開レ門[7]令レ得二奉拝一、既而従レ使参向、於二授刀寮[9]禁之一、即依二皇子誕生一、于レ時朝庭大賀大赦[10]、天下不レ加二刑罰一[11]、反賜二官禄於衆人一、歓喜無レ比、誠知、丈六之威光、誦経之功徳也、

1細(興釈「保曾女」)―納　2十(今昔物語集「十一」)―◇　3大安寺(今昔物語集「大安寺」)―大　4宮―官　5開―聞　6絶―従　7開―ナシ　8令―合　9刀―力　10赦―赦　11罰―四財　12歓―勧

5止(国)―ナシ　6卿(国)―御　7而(国)―ナシ　8女(国)―ナシ　9愛(国)―受　10撩襮―擾禰　11不(国)―◇　12放(国)―教　13白―曰　14女―◇　15冀(国)―冀　16守(国)―乎　17妹―妹　18女(国)―ナシ

妻為二死夫一建レ願図二絵像[1]一、有レ験不レ焼レ火示二異表一縁第卅三

河内国石川郡八多寺[2]、有二阿弥陀画像[3]一、其里人云、昔於二此寺辺一、有二賢婦一、姓名[4]不レ伝焉、其夫将レ死之日、願レ奉レ造二斯仏像一、而縁貧未レ遂、多経二歳月一、毎レ迄二終秋一拾レ穂[5]、便請二画師一、親載供養、霑レ情泣悼、画師矜之、共同発レ心、絵絹已畢[8]、因設二済会一、即置[9]二金堂一、恒為敬礼、後盗人放レ火[10]、其堂皆焼、唯斯仏[11]独存、曾無レ損、此乃婦人[12]共咸所レ祐乎哉、賛、善哉貞婦、追レ遠報レ恩、迄レ秋設レ会、誠知二其孰一、炎火雖レ列、尊像不レ焚、上天所レ祐、加護[13]何論、

令レ盗二絹衣一帰二願妙現菩薩一[1]、倏得二其絹衣一縁第卅四

紀伊国安諦郡信部[2]寺之前、昔有二一家一、絹衣十、盗人所レ取、憑二妙見菩薩一、而祈願之、盗絹売二之木市人[4]一也、七日不レ満、倏猛風来、厥絹纏レ鹿、衣褒指レ南而往、堕二主家庭一、衣主得之、乃云天賜焉、買人転聞、乃知二盗衣一、当頭[9]匪レ求、宴嘿弗レ動也、斯亦奇異事矣、

引二知識一為二四恩一作二絵仏像[2]一有レ験示二奇表一縁第卅五[3]

河内国若江郡遊宜[5]村中、有二練行沙弥尼一、其姓名未レ詳、住二於平群山寺一、率[7]引知識一、奉二為四恩一、敬二画像[8]一、其中図二六道一、供養之後、安二置其寺一、因縁事[9]、暫示二東西一、時其尊像[10]、為レ人所レ盗、悲泣求之、終不レ得矣、更締[12]知識一、念レ欲レ放レ生、行二其難破一、徘二徊市肆[13]一、時見二担篋之在二樹上一、即聞二種々生物之声一、従[14]篋中一而出、疑二是畜生類一、必贖而放之、留待[15]二物

1像―縁　2多―尊　3像―線

1倏(興釈「倏急也」)―修　2信―信　3而―◇　4市―市　5倏(興釈「倏急也」)―縫　6堕―随　7主―ナシ　8云―去　9頭―◇

1引―◇　2像―線　3卅―ナシ　4河内国(今昔物語集「河内ノ国」)―◇　5遊宜村(今昔物語集「遊宜ノ村」)―遊村　6練―縛　7率―◇　8像―線　9縁―◇　10像―線　11泣―位　12締(興釈「締結也、編也」)―停　13市肆―布婦　14従―◇　15待―侍

主、良久主来、乃其尼等曰[16]、従[17]此篋中、有二生物声一、吾欲レ買之一、故待レ汝耳、篋主対曰、非二生物一也、尼等乞之、而猶不レ止[19]、于レ時市人評曰、可レ開二其篋一、々主困然[21]、捨[22]レ篋奔走、後開見之、其像存焉、尼等歓喜[23]、流レ涙泣矜曰、吾先失二斯像一、日夜奉レ恋、今邂逅遇、嗟呼慶哉、市人聞之、来集称歎[25]、尼等歓喜[26]、放レ生修レ福、遂安二本寺一、道俗帰敬[27]、斯乃奇異之事也、

日本国現報善悪霊異記上巻[28]

16 曰―◇
17 従―◇
18 等―◇
19 止―ナシ
20 市―市
21 困―因
22 捨―拾
23 歓―勤
24 市―市
25 歎―難
26 喜―ナシ
27 俗―◇
28 日本―◇

日本国現報善悪霊異記中巻[1]

諾楽右京薬師寺沙門景戒録[2]

竊観[3]上代一、自二宣化天皇一以往[4]、随二外道一、憑二卜者一、自二欽明天皇一之後[5]、敬二三宝一、信二正教一、然或皇臣焼レ寺流二仏像一、或皇臣建レ寺弘二仏法一、之中、勝宝応真聖武太上天皇[6]、尤造二大仏一、長紹二法種一、剃二鬚髪一、著二袈裟一、受レ戒脩レ善、以レ正治レ民、慈及二動植一、徳秀[8]二千古一、得レ一撫レ運、通[9]レ三居レ霊、由二此福徳一、飛レ空之蝿[10]、咋二芝草一葬レ寺、走レ地之蟻、構二金沙一建レ塔、法幢高竪、而幡足飄二八方一、慧船軽汎、而帆影扇二九天一、瑞応之華、競而開二国邑一、善悪之報、現而示二吉凶一、故号称二勝宝応真聖武太上天皇[12]一焉、唯以二是天皇代一、所レ録善悪表多数者、由二聖皇徳一、顕事最多、漏事□[13]、今随レ所レ聞、且載耳、覈捜惟忖、心塗易□[15]

□之者、鉄杖加レ身、好レ善之者、金珠装レ体[16]、譬如二押之向依一、牽之避斥[17]、加也損減、除也満益、流頭食レ糠、朱明捨レ宝、許由洗レ耳[19]、巣父引レ牛、豈異二此意一歟、死還二三界一、如二車輪一、生廻二六道一、似二済移一、此死彼生、具受二万苦一、悪因連レ響趁二苦処一、善業攀レ縁引二安堺一、頼二頤慈一而膝前懐レ賢[23]、由二生愛一以頂上[25]棲レ羽、孟嘗之七善[26]、魯恭之三異[27]、蓋斯意之矣、然景戒、稟レ性不レ聡、談レ口不レ利、神遅鈍、同二於鐫刀一、連二居字一不レ華[28]、情憃戇[29]、同二於刻レ船、編二造文一乱レ句、不レ勝二貪レ善之至一、拙

1 日本国現報善悪霊異記中巻（国）―◇
2 諾楽右京薬師寺沙門景戒録―◇
3 観上―◇
4 宣―寅
5 之―也
6 太（東）―大
7 鬚（東）―ナシ
8 徳（東）―ナシ
9 通三居霊（東「上三霊」）―居上三君
10 蝿―蝥
11 帆（東）―〔底本補入符〕
12 太（東）―大
13 〔底本破損〕
14 覈―覆
15 〔底本破損〕
16 体―鉢
17 斥―序
18 朱―米
19 洗―繞
20 父―文
21 死―ナシ
22 膝（国）―勝
23 懐（国）―壊（）―徳
24 賢―贖
25 上（国）―上々
26 孟嘗（国）―血寂
27 魯恭（国）―曾参
28 不（国）―ナシ
29 情憃戇（真「◇憃」）―幡養競

黷二浄紙一、謬二注口伝一、賠[30]嫗慮忝[31]、顔醜[32]耳熱、庶観二拾文一者、愧レ天慙レ人、忍レ事忘[33]レ事[34]、作[35]二心之師一、莫[36]二心為レ師[37]、藉二此功徳一、右腋[38]著二福徳之翮[39]一、而翔二於沖虚之表一、左脇燭二智慧之炬[40][41]一、而登二於仏性之頂一、普施二群生一、共成二仏道一也、

恃二己高徳一刑二賤形沙弥一以現得二悪死一縁第一

諾楽宮御二宇大八嶋国一勝宝応真聖武太上天皇、発二大誓願一、以二天平元年己巳春二月八日一、於二左京元興寺一、備二大法会一、供二養三宝一、勅二太政大臣正二位長屋親王一、而任下於供二衆僧一之司上、時有二一沙弥一、濫就下饌[1]二供養一之処上、捧レ鉢[2]受レ飯、親王見之、以二牙笏一以罰二沙弥之頭一、々破流レ血、沙弥摩レ頭、捫レ血悲哭、而忽不レ観、所レ去不レ知、時法会衆、道俗傴嗽[3]之言、凶之、不[4]レ善矣、逕二十二日一、有二嫉妬人一、讒二天皇一奏、長屋謀下傾二社稷一将上奪二国位一、爰[5]天心瞋怒、遣二軍兵一陳之、親王自念、無レ罪而被二囚執一、此決定死、為レ他刑殺、不レ如二自死一、即其子孫、令レ服二毒薬一、而絞死畢後、親王服レ薬而自害、天皇勅捨二彼屍骸於城之外一、而焼末[6]散レ河[7]擲レ海、唯親王骨、流二于土左国一、時其国百姓多死云、百姓患之、而解レ官言、依二親王気一、国内百姓、可二皆死亡一、天皇聞之、為レ近二皇都一、置二于紀伊国海部郡椒村奥嶋一、嗚呼惆哉、福貴熾之時、高名雖レ振二華裔一、而妖災[9]窘之日、無レ所レ帰[10]、唯一旦滅也、誡知、怙二自高徳一、刑二彼沙弥一、護法嘖喊、善神憑嫌、著二袈裟之類一、雖二賤形一、不レ応レ不レ恐、隠レ身聖人、交二其中一故、憍慢経云、先生位上人、釈[11]迦牟尼仏頂、佩レ履踟人、等レ罪云々、何況著二袈裟一之人、打侮之者、其罪甚深矣、

30 賠(国「賠」・真「賠」)—勝
31 慮忝—忝慮
32 醜(真)—◇
33 事—ナシ
34 事(真国)—帝
35 作(真)—◇
36 莫(真国)—莫著
37 師(真国)—ナシ
38 腋著(真)—脇
39 翮…智(真)—◇
40 慧(真国「恵」)—◇
41 之炬…成仏道也(真)—◇

1 饌—餐
2 鉢(来国)—ナシ
3 嗽(来「彦」)—唬
4 不(来国)—ナシ
5 爰(来)—受
6 末—未
7 河(来国)—所
8 村—抄
9 災(来国)—交
10 帰(来国)—婦
11 釈—尺

見二烏邪淫一獣レ世修レ善縁第二

禅師信厳者、和泉国泉郡大領、血沼県主倭麻呂也、聖武天皇御世人也、此大領家之門、有二大樹一、烏作レ巣産レ児、抱之而臥、雄烏遐邇飛行求レ食、養二抱レ児之妻一、求レ食行之頃、他烏遁来而婚、釁二婚今夫一、就レ心共高翥レ空、指二於北一而飛、棄レ児不レ瞻、于レ時先夫烏、食物哺持来、見二之無一妻烏一、于レ時慈レ児、抱之而臥、不レ求二食物一、而経二数日一、大領見之、使二人登レ樹見二其巣一、抱レ児而死、大領見之、大悲愍[2]心、視二烏邪婬一、獣レ世出家、離二妻子一捨二官位一、随二行基大徳一、修レ善求レ道、名曰二信厳一、但要語曰、与二大徳一倶死、必当二同往一生西方一、大領之妻、亦血沼県主也[3]、大領捨之後[4]者、終無二他心一、々慎貞潔、爰男子得レ病、臨二命終時一、而白レ母言、飲二母乳一者、応レ延二我命一、母随二子言一、乳令レ飲二病子一、子飲レ乳[5]而歎之言、噫乎、捨二母甜乳一、而我死哉、即命終焉、然大領之妻、恋二於死子一、同共出家、修二習善法一、信厳禅師、無レ幸少レ縁、自二行基大徳一、先命終也、大徳哭詠作レ歌曰、加良須止伊布於保乎蘇止利能去止乎能[6]未止母爾止伊比天佐岐陀智伊奴留、夫将二火[7]炬一時、先備二蘭松一、将二雨降一時、兼潤二石板[8]一、示二烏鄙事一、領発二道心一、先善方便、見レ苦悟レ道者、其斯謂之矣、欲界雑類、鄙行如レ是、獣者背之、愚者貪之、賛曰、可哉血沼県主氏、瞰二烏邪婬一、獣二俗塵一、背二浮花仮一、趣二常浄一、身勤二修善一、祈二恵命一、心剋二安養一、期二解脱一、是世間異秀獣レ土者也、

2 愍(国)—改
3 也(来国)—ナシ
4 後(来)—ナシ
5 乳(来国)—ナシ
6 未—米
7 火(国)—大
8 板(国)—坂
9 沼—治

悪逆子愛レ妻将レ殺レ母謀現報被二悪死一縁第三

吉志火麻呂者、武蔵国多麻郡鴨里人也、火麻呂之母者、[1]早部真[2]留也、聖武天皇御世、火麻呂、大伴名姓不二分明一筑紫前守所レ点、応レ経三年一、母随レ子往、而相[3]飼養、其婦者、留レ国守レ家、時火麻呂、離二己妻一去、不レ昇二妻愛一、而発二逆謀一、思殺二我母一、遭二其喪一服、免レ役而還、与レ妻倶居、母之自性、行レ善為レ心、子語レ母言、東方山中、七日奉レ説二法花経一有二大会一、率母聞之、母所レ欺、念レ将レ聞レ経発レ心、洗レ湯浄レ身、倶至二山中一、[4]子以二牛目一眦レ母而言、汝地長跪、母瞻二子面一、[5]而答之曰、何故然言、若汝託レ鬼耶、子抜二横刀一、将レ殺二[6]母頸一、母即子前長跪而言、殖レ木之志、為下得二彼菓一並隠中其影上、養レ子之志、為下得二子力一幷被中子養上、如二恃樹漏レ雨、何吾子違レ思、今在二異心一耶、子遂不レ聴、時母侘傺、著レ身脱レ衣、置二於三処一、子前長跪、遺言而言、為二我詠裏一、以二一衣一者、我兄男汝得之也、一衣者、贈二我中男一既也、一衣者、贈二我弟男一既也、逆子歩前、将レ殺二[7]母頸一之頃、裂レ地而陥、母即起前、抱二陥子髪一、仰レ天哭願、吾子者、託レ物為レ事、非二実現心一、願免レ罪既、猶取レ髪留レ子、々終陥也、慈母持レ髪帰レ家、為レ子備二法事一、其髪入レ筥、[8]置二仏像前一、謹請二諷誦一矣、母慈深[9]故、於二悪逆子一、垂二哀愍心一、為レ其修レ善、誠知、不孝罪報甚近、悪逆之罪、非レ[10]無二彼報一矣、

1 早―早
2 留―留
3 飼―節
4 子(来国)―ナシ
5 而(来国)―ナシ
6 母頸母(来)―母々
7 頸之頃(来)―頃之
8 筥―苔
9 深(来国)―深深
10 無(来国)―無無

力女捔力試縁第四

聖武天皇御世、三野国片県郡小川市、[1]有二[2]一力女一、為人大也、名為二三野狐一是昔三野国狐為レ母生人之四継孫也、力強当二百人力一、住二[3]小川市内一、恃二己力一、凌二弊於往還商人一、而取二其物一為レ業、時尾張国愛智郡片輪里、有二[4]一力女一、為人少也是昔有二元興寺一道場法師之孫也、其聞下三野狐凌二弊於人物一而取上、念二試之一、蛤捕二[6]五十斛[7]一載レ船、泊二彼市一也、亦儲備副二納熊葛練韃廿段一、時狐来、彼蛤皆取令レ売、然問之言、自何来女、蛤主不レ答、亦問不レ答、重四遍問、乃答之言、来方不レ知、狐念無レ礼、打起依、即二手待捉、葛韃以一遍打二[8]之一、韃著レ肉、亦取二一韃一、一遍打二[9]之一、韃著レ肉、十段韃、随レ打皆著レ肉、狐白之言、服也、犯也、惶也、於レ是知レ[10]益二於狐之力一也、蛤主女言、自レ今已後、在二此市一不レ得、若強住者、終打殺也、狐所二打戝一、不レ住二其市一、不レ奪二人物一、彼市人摠皆悦二安穏一、夫力人支、[11]継レ世不レ絶、誠知、先世殖二大力因一、今得二此力一矣、

1 小(来国)―少
2 一力(来国)―万
3 小(来国)―少
4 郡(来)―群
5 一力(来)―万
6 捕(来国)―桶
7 斛(来国)―解
8 之(来国)―々
9 之(来国)―々
10 益(来国)―蓋
11 支―爻

依二漢神祟一殺レ牛而祭又修二放レ生善一以現得二善悪報一縁第五

摂津国東生郡撫凹村、有二一富家長公一、姓名未レ詳也、聖武太上天皇之世、彼家長、依二漢神祟一、而禱之祀、限二于七年一、毎レ年殺祀之以二一牛一、合殺二七頭一、七年祭畢、忽得二重病一、又逕二七年間一、医薬方療、猶不レ愈、喚二集卜者一、而祓祈禱、亦弥増病、於レ茲思之、我得二重病一、由二殺生業一故、自二臥レ病年一已来、毎レ月不レ闕、六節受二斎戒一、修二放レ生業一、見二他殺二[1]含生之類一、不レ論而贖、又遣二八方一、訪二[2]買生物一而放、迄二七年頃一、[3]臨二命終時一、語二妻子一曰、我

1 含(国)―貪
2 訪(来国)―ナシ
3 頃(来)―ナシ

死之後、十九日置之莫レ焼、妻子置之、猶待二期日一、唯歴二九日一、還蘇而語、有二七人非人一、牛頭人身、我髪繋レ縄、捉之衛往、見二之前路一、有二楼閣宮一、問是何宮、非人悪眼睚眦、而逼之言、急往、入二于宮門一、而白召之、吾自知二之閻羅王一也、王問言、斯是殺レ汝之讎、答曰当是、則膾机与二少刀一持出白[5]、急判許、加レ殺二我賊一、膾而噉之、時千万余人、勃然出来、解二縛縄一曰、非二此人咎一、所レ崇鬼神、為レ祀殺害、爰余居レ中、而七非人、与二千万余人一、毎レ日訴諍、如二水火一、閻羅王判断之、不レ定二是非一、々人猶強白言、明知、是人作レ主、截二我四足一、祀レ廟乞祈[6]、賊膾食レ肴、今如二切宍一[8]、猶欲二屠啗一、千万余人[9]、亦白レ王曰、我等委曲、知レ非二此人咎一、識二鬼神咎一、王自思惟、理就二多證一、経二八日一已、其夕告レ詔、参二向明日一、奉レ詔而罷、九日集会、閻羅王、即告之言、大分理判、由二多数證一、故就二多数一、判許已訖、七生閉之、嘗レ舌飲レ唾、切レ膾為レ効、噉レ宍為レ効、慷慨捧レ刀[11]、而建各言、不レ報レ怨哉、我曾不レ忘[12]、猶後報之、千万余人、衛二繞於我一、左右前後、自二王宮一出、乗レ輩[14]而荷、擎レ幡而導、讃嘆以送、長跪礼拝、彼衆人皆、作二一色容一、爰吾問曰、仁者誰人、答[15]、我等是汝買放生、不レ忘二彼恩一、故今報耳、自二閻羅闕一還甦、増発二誓願一、従レ此已後、効不レ祀レ神、帰二信三宝一、己家立レ幢、成レ寺安レ仏、修レ法放レ生、従レ此已後、号曰二那天堂一矣、終無レ病、春秋九十余歳而死也、如二鼻奈耶経説一[16]、迦留陀夷、昔作二天祀主一、由レ殺二一羊一、今雖レ作二羅漢一、而後得二怨報一、於二婆羅門之妻一所レ殺云々、如二最勝王経説一、流水長者、放二十千魚一、々生二天上一、以二冊千珠一、現報二流水一者[18]、其斯謂之矣、

4 問(国)—門
5 白(国)—自
6 祈(来国)—利
7 膾(来国)—贈
8 宍(来傍書「ナマス」)—倪
9 人(来国)—ナシ
10 宍—完
11 刀—力
12 曾(来国)—当
13 猶(来国)—独
14 輩(来国)—挙
15 答(来)—若
16 奈耶(来)—李那
17 冊(来国)—卅
18 者(来)—長者

至誠心奉レ写二法華経一有レ験示二異事一縁第六

聖武天皇御代、山背国相楽郡、有二発レ願人一、姓名未レ詳[1]也、為レ報二四恩一、奉レ写二法花経一、為レ納二大乗一、遣二使四方一、求二白檀紫檀一[2]、乃得二諸楽京一、以二銭百貫一而買、喚二工巧人一、規令レ造レ函、以奉レ納レ経、々長函短、納レ経不レ得、檀越大悔、又訪無レ由、故発二誓願一、依レ経作レ法、屈二請衆僧一、限二三七日一、悔過哭曰、亦令レ得レ木[3]、歴二二七日一、請レ経試納、函自少延、垂不レ得レ納、檀越増加、精進悔過、歴二三七日一、納乃得レ納、於是奇異疑思、若経短矣、若延レ函矣、即請二本経一、与二新経一以均量之、猶俾不レ失、誠知、示二於大乗不思議力一、試二于願主至深信心一、更不レ可レ疑也、

智者誹二妬変化聖人一而現至二閻羅闕一受二地獄苦一縁第七

釈智光者、河内国人、其安宿郡鋤田寺之沙門也、俗姓鋤田連[1]、後改二姓上村主一也母氏飛鳥部造也、天年聡明、智恵第一、製二盂蘭盆大般若心般若等経疏一、為二諸学生一、続[3]伝仏教一、時有二沙弥行基一、俗姓越史也、越後国頸城郡人也、母和泉国大鳥郡人、蜂田薬師子[4]也、捨レ俗離レ欲、弘レ法化レ迷、器宇聡敏、自然生知、内密二菩薩儀一、外現二声聞形一、聖武天皇、感二於威徳一、故重信之、時人欽貴、美称二菩薩一、以二天平十六年甲申冬十一月一、任二大僧正一、於レ是智光法師、発二嫉妬心一[5]、而誹之[6]曰、吾是智人、行基是沙弥、何故天皇、不レ歯二吾智一、唯誉二沙弥一、

1 詳(来)—祥
2 檀(来)—壇
3 木(来)—未
4 延函(来「函延」)—函若延函
5 妬(来)—妬之
6 誹(来)—非

而用焉恨、時罷二鋤田寺一而住、儻得二痢病一、経二一月許一、臨二命終時一、誡二弟子一曰、我死莫レ焼、九日十日置而待、学生問レ我、答之応レ曰二有レ縁東西一、而留供養、慎勿レ知レ他、弟子受レ教、閉二師室戸一、不レ令レ知レ他、而竊涕泣、昼夜護闕、唯待二期日一、学生問求、如二遺言一答、留供養也、時閻羅王使二人、来召二於光師一、向レ西而往、見二之前路一、有二金楼閣一、問是何宮、答曰、於二葦原国一名聞智者、何故不レ知、当レ知行基菩薩将二来生一之宮、其門左右、立二二神人一、身著二鉀鎧一、額著二緋纏一、使長跪白之曰召也、問曰、是有二於豊葦原水穂国一、所レ謂智光法師矣、智光答白唯然、即指二北方一曰、従二此道一将往、副レ使歩前、覓レ火非レ晃、甚熱之気、当レ身炙レ面、雖二極熱悩一、而心欲二近就一、問何是熱、答、為レ煎レ汝地獄熱気、往前、極熱鉄柱立之、使曰抱レ柱、光就抱レ柱、肉皆銷爛、唯骨瑣存、歴二七之三日一、使以二弊箒一、撫二於其柱一、而言二活々一、如レ故身生、又指レ北将往、倍二勝於先一、熱銅柱立、極熱之柱、而所レ引レ悪、猶就欲レ抱、使言抱之、即就抱之、身皆爛銷、逕二七之三日一、如レ先撫レ柱、而言二活々一、如レ故更生、又指レ北而往、甚熱火気、如レ雲而覆、従レ空飛鳥、当二於熱気一、而落煎之、問是何処、答、為二師煎熬一、阿鼻地獄、即至執レ師、投二入焼煎一、唯聞二打レ鍾音一時、冷乃憩、逕二七之三日一、叩二地獄辺一、而言二活々一、如レ本復生、更将還来、至二金宮門一、如レ先白言、将還来之、在二于宮門一、二人告言、召レ師因縁、有二葦原国一、誹二謗行基菩薩一、為レ滅二其罪一、故請召耳、彼菩薩化二葦原国一已、将レ生二此宮一、今垂来時、故待候也、慎黄泉竈火物莫レ食、今者忽還、与レ使俱向レ東還来、即見之頃、唯逕二九日一、蘇喚二弟子一、弟子聞レ音、集会哭喜、智光大歎、向二弟子一具述二閻羅状一、

7 十(来)—一
8 副(来)—制
9 覓火—不見大
10 晃—日光
11 使(来)—ナシ
12 而覆(来)—霞而
13 阿(来)—何
14 投(来)—焼
15 宮(来)—字
16 泉(来)—ナシ
17 唯—准

大懼念言、向二於大徳一、挙二誹妬心一、時行基菩薩、有二難波一令二渡レ椅堀レ江造二船津一、光身漸息、往二菩薩所一、菩薩見之、即以二神通一、知二光所レ念、含レ咲愛言、何罕二面奉一、智光発露懺悔曰、智光於二菩薩所一、致二誹妬心一、而作是言一、光者古大徳僧、加以智光生智者、行基沙弥者、浅レ識之人、不レ受二具戒一、何故天皇、唯誉二行基一、捨二智光一也、由二口業罪一、閻羅王召レ我、令レ抱二於鉄銅柱一、経二之九日一、償二誹謗罪一、恐レ至二余罪於後生世一、是以慙愧発露、当願免レ罪、行基大徳、和レ顔嘿然、亦更白、見二大徳生処一、以二黄金一造レ宮、行基聞之言、歓矣貴哉、誠知、口傷レ身之災門、舌剪レ善之銛鉞、所以不思議光菩薩経云、饒財菩薩説二賢天菩薩過一故、九十一劫、常堕二婬女腹中一生、々已棄之、為二狐狼一所レ食、其斯謂之矣、従レ此已来、智光法師、信二行基菩薩一、明知二聖人一、然菩薩感機縁尽、以二天平廿一年己丑春二月二日丁酉々時一、法儀捨二生馬山一、慈神遷二彼金宮一也、智光大徳、弘レ法伝レ教、化レ迷趣レ正、以二白壁天皇世一、智嚢蛻二日本地一、奇神遷二不レ知堺一矣、

18 咲(来)—嘆
19 罕—窄
20 智(来)—ナシ
21 大徳(来)—徳大
22 生智者(来「智者」)—生
23 令(来)—今
24 経(来)—径
25 劫—却
26 棄—業
27 縁尽(来)—尽縁
28 己—乙
29 々—ナシ
30 世(来)—卅

贖二蠣蝦命一放レ生得二現報一縁第八

置染臣鯛女者、奈良京富尼寺上座尼法邇之女也、道心純熟、初婬不レ犯、常勤採レ菜、一日不レ闕、奉供侍二於行基大徳一、入レ山採レ菜、見二之大蛇一、飲二乎大蝦一、誂二大蛇一曰、是蝦免レ我、不レ免猶飲、亦誂之曰、我作二汝妻一、故幸免レ吾、大蛇聞之、高捧二頭頸一、而瞻二女面一、吐レ蝦而放、女期レ蛇曰、自二今日一経二七日一而来、然到二期日一、閉レ屋塞レ穴、堅レ身居レ内、誠如レ期来、

1 頸(来「頁」)—ナシ
2 堅(来)—竪

以レ尾拍レ壁、女恐明日白二於大徳一、大徳住二在生馬山寺一、而告之言、汝不レ得レ免、唯堅[3]受レ戒、乃令[4]受二持三帰五戒一、然還来道、不レ知老人、以二大蟹一而逢、問之詑[5]老、乞蟹免レ吾、老答、我摂津国兎原郡人、尽問遐[6]邇麻呂[7]、年七十八、而無二子息一、活レ命無レ便[8]、往二於難波一、偶得二此蟹一、但有二期人一、故汝不レ免、女脱レ衣贖、猶不二免可一、復脱[9]レ裳贖[10]、老乃免之、然蟹持更返、勧二請大徳一、呪願而放、大徳歎言、貴哉善哉、彼八日之夜、又其蛇来、登二於屋頂一、抜草而入、女悚慄焉、唯床前有二跳爆[11]之音一、明日見之、有二一大蟹一、而彼大蛇、条然段切、乃知、贖放蠏報レ恩矣、幷受レ戒之力也、欲レ知二虚実一、問二于耆老[12]一、姓名遂無、定委、耆是聖化也、斯奇異之事也、

己作レ寺用二其寺物一作レ牛役縁第九

大伴赤麻呂者、武蔵国多磨郡大領也、以二天平勝宝元年己丑冬十二月十九日一死、以二二年庚寅夏五月七日一、生二黒斑犢一、自負二碑文一矣、探二之斑文一、謂、赤麻呂者、擅二於己所レ造寺一、而随二恣心一、借二用寺物一、未二報納之一、而死[1]亡焉、為レ償二此物一故、受二牛身一者也、於レ茲諸眷属及同僚、発二慚愧心一、而慓無レ極、謂、作レ罪可レ恐、豈応レ無レ報矣、此事可レ録[2]二季葉[3]楷模一、故以二同年六月一日一、伝二乎諸人一矣、冀無二慙愧一者、覧二乎斯録一、改レ心行レ善、寧[4]飢苦所レ迫、雖レ飲[5]銅湯一、而不レ食二寺物一、古人諺[6]曰、現在甘露、未来鉄丸者、其斯謂之矣[7]、誠知、非レ無二因果一、不二怖慎一歟、所以大集経云、盗二僧物一者、罪過二五逆一云々、

3 堅(来)—竪
4 令(来)—全
5 詑(来)—誰
6 遐—ナシ
7 呂—召
8 便(来)—使
9 復(来)—後
10 脱(来)—珎
11 爆(来)—爆
12 老—宛

1 而(来国)—ナシ
2 録(来)—報
3 葉(来)—業
4 寧(来国)—寛
5 飲(来)—欽
6 諺(来国)—説
7 矣(来国)—歟

常鳥卵煮食以現得二悪死報一縁第十

和泉国和泉郡下痛脚村、有二一中男一、姓名未レ詳也、[1]天年邪見、不レ信二因果一、常求二鳥卵一、煮食為レ業、天平勝宝六年甲午春三月、不レ知兵士、来告二中男一言、国司召也、見二兵士腰一、負二四尺札[2]一、即副共往、纔至二郡内於一山直里一、押二入麦畠一、々一町余、麦生二二尺許一、眼見二爛火一、践レ足無レ間、走廻畠内一、而叫哭曰、熱哉々々、時有二当村人一、入レ山拾レ薪、見二於走転哭叫之人一、自レ山下来、執之而引、拒不レ所レ引、猶強追捉、乃従二籬之外一、牽[3]之而出、躃レ地而臥、嘿然不レ曰、良久蘇起、然病叫言、痛足矣云々、山人問言、何故然也、答曰、有二一兵士一、召レ我将来、押二入爛火一、焼レ足如レ煮、見二四方一者、皆衛二火山一、無レ間レ所レ出、故叫走廻、山人聞之、褰[4]袴見レ膊、々肉爛銷、其骨瑣在、唯逕[5]之一日二而死也、誠知、地獄現在、応レ信二因果一、不レ可レ如レ烏、烏慈二己児一、而食二他児一、無二慈悲一者、雖レ人如レ烏矣、涅槃経云、雖二復[6]人獣[7]尊卑差別一、宝レ命重レ死、二倶無レ異云々、善悪因果経云、今身焼二煮鶏子一、死堕二灰河地獄一者、其斯[8]謂之矣、

罵レ僧与二邪婬一得二悪病一而死縁第十一

聖武天皇御世、紀伊国伊刀[1]郡桑原之狭屋寺、尼等発レ願、於二彼寺一備二法事一、請二奈良右京薬師寺僧題恵禅師一字曰二依網禅師一、俗姓依網連[2]、故以為レ字、奉二仕十一面観音一悔過、時彼里有二一

1 天(来国)—其
2 札(来)—於
3 牽(来国)—事
4 褰(来国)—塞
5 唯(国)—准

6 復—得
7 獣(来国)—数
8 其斯謂(国「其斯謂」・来「斯謂」)—其謂

1 刀(来)—力
2 網(来)—堀

凶人、姓文忌寸也字云二上田三郎一矣、天骨邪見、不レ信二三宝一、凶人之妻、有二上毛野公大椅之女一、一日一夜、受二八斎戒一、参二行悔過一、居二於衆中一、夫従レ外帰レ家、而見レ無レ妻、問二家人一、答曰、参二往悔過一、聞之瞋怒、即往喚レ妻、導師見之、宣レ義教化、不二信受一曰、為二無用語一、汝婚二吾妻一、頭可レ所二罰破一、斯下法師矣、悪口多言、具不レ得レ述、喚レ妻帰レ家、即犯二其妻一、率爾閉著レ蟻噉痛死、雖レ不レ加レ刑、而発二悪心一、濫罵令レ恥、不レ恐二邪婬一、故得二現報一也、口生二百舌一、雖二万言白一、慎莫レ誹レ僧、倏蒙レ災故也、

贖二蝿蝦命一放レ生現報蝿所レ助縁第十二

山背国紀伊郡部内、有二一女人一、姓名未レ詳也、天年慈心、贖信二因果一、受二持五戒十善一、不レ殺二生物一、聖武天皇代、彼里牧牛村童、山川蝿取レ八、而将二焼食一、是女見之、勧二牧牛一曰、幸願此蝿免レ我、童男辞否不レ聴、曰猶焼噉、慇誂乞、脱レ衣而買、童男等乃免之、勧二請義禅師一、令二呪願一以放生、然後入レ山、見二之大蛇一、飲二於大蝦一、誂二大蛇一言、是蝦免レ我、賂二奉多帛一、蛇不レ聴呑、女募二幣帛一、而禱之曰、汝為レ神祀、幸乞免レ我、不レ聴猶飲、又語レ蛇言、替二此蝦一以吾為二汝妻一、故乞免レ我、蛇乃聴之、高捧二頭頸一、以瞻二女面一、吐レ蝦而放、女期レ蛇言、自二今日一経二七日一而来、然白二父母一、具陳二蛇状一、父母愁言、汝了二唯一子一、何誰託故、作二不レ能語一、時行基大徳、有二紀伊郡深長寺一、往白二事状一、大徳聞曰、烏呼難レ量之語、唯能信二三宝一耳、奉レ教帰レ家、当二期日之夜一、閉レ屋堅レ身、種々発レ願、以信二三宝一、蛇繞レ屋、蜿

3 文(来)—又
4 忌—忘
5 椅(来)—掃
6 妻(来国)—ナシ
7 噉(国)—爵
8 倏(国釈)(倏タチマチニ)—ナシ
9 災(来)—交

1 贖—擅
2 曰(来)—白
3 否(来)—ナシ
4 誂—唌
5 蝦(来)—蝦是蝦
6 帛(来)—弊帛
7 幣—弊
8 禱—擣
9 汝—ナシ
10 聞(来)—同

転腹行、以レ尾打レ壁、登二於屋頂一、咋レ草抜開、落二於女前一、雖レ然蛇不レ就二女身一、唯有二爆音一、如二跳鱗聲一、明日見之、大蝿八集、彼蛇条然、揃段切之、乃知、贖放蝿報レ恩矣、無悟之虫、猶受レ恩返報レ恩、豈人応レ忘レ恩歟、自レ此已後、山背国、貴二乎山川大蝿一、為レ善放レ生也、

生二愛欲一恋二吉祥天女像一感応示二奇表一縁第十三

和泉国泉郡、血渟上山寺、有二吉祥天女塑像一、聖武天皇御世、信濃国優婆塞、来住二於其山寺一、睇二之天女像一、而生二愛欲一、繋レ心恋之、毎二六時一願、々如二天女一容好女賜レ我、優婆塞夢見、婚二天女像一、明日瞻之、彼像裙腰、不浄染汚、行者視之、而慚愧言、我願二似女一、何忝天女専自交之、媿不レ語二他人一、弟子偸聞之、後其弟子、於レ師無レ礼、故嘖擯去、所二擯出里一、訕レ師程レ事、里人聞之、往問二虚実一、並瞻二彼像一、淫精染穢、優婆塞不レ得レ隠レ事、而具陳語、諒委、深信之者、無二感不一レ応也、是奇異之事矣、如二涅槃経云一、多婬之人、画女生レ欲者、其斯謂之矣、

窮女王帰二敬吉祥天女像一得二現報一縁第十四

聖武天皇御世、王宗廿三人、結二同心一、次第為レ食、設二備宴楽一、有二一窮女王一、入二宴衆列一、廿二王、以二次第一設二宴楽一已訖、但此女王、独未レ設レ食、備レ食無レ便、大恥二貧報一、至二

11 登(来)—発
12 背(来)—背背

1 上(国)—ナシ
2 塾(国釈)—摂

3 語諒(国)—諒語
4 之(来国)—ナシ

1 王(国)—ナシ

于諾楽左京服部堂一、対二面吉祥天女像一、而哭之曰、我先世殖二貧窮之因一、今受二窮報一、我身[2]為レ食、入二於宴会一、徒嗽二人物一、設レ食無レ便、願我賜レ財、于レ時其女王之児、忿々走来、白レ母曰、快従二故京一、備レ食而来、母王聞之、走到見之、養レ王乳母、[3]々々談之曰、我聞レ得レ客、故具レ食来、其飲食蘭、美味芬馥、無レ比無レ等、無二不レ具之物一、設器皆鋺、[5]使レ荷之人、卅人也、王衆皆来、受レ饗以喜、其食倍レ先、王衆讃称、富王、不レ然何貧敢能、余溢飽盈、[6]尤二我先設一、儛歌奇異、如二鈞[7]天楽一、或脱レ衣以与、或脱レ裳以与、或送二銭絹布綿等一、不レ勝二悦望一、捧二持[8]衣裳一、著二之乳母一、然後参レ堂、将レ拝二尊像一、著二之乳母一衣裳、被二之其天女像一、疑之而往、問二之乳母一、答之不レ知、定知、菩薩感応所レ賜、因大富レ財、免二貧窮愁一、是奇異之事矣、

奉レ写二法華経一因[1]供養、顕下母作二女牛一之因上縁第十五

高橋連東人者、伊賀国山田郡畝代里人也、大富饒レ財、奉二為亡[3]母一、写二法華経一、以盟之曰、請二於我願有レ縁之師一、欲レ所二済度一、厳二法会一訖、将レ供二明日一、而誡[4]使曰、値二第一一、以為二我縁師一、有二修レ法状一、不レ過必請、其使随レ願、出門試往、至二於同郡御谷之里一、見有二乞者一、鉢嚢懸レ肘、酔レ酒臥レ路[5]、姓名未レ詳、有二伎戯人一、剃レ髪懸レ縄、以為二袈裟一、雖レ為レ然猶曾不二覚知一、使見起礼、勧請帰レ家、願主見之、信心敬礼、一日一夜、家内隠居、頓作二法服一、以レ之奉レ施、爰乞者問之、所以者何、答曰、請令レ講二法花経一、乞者、我無レ所レ学、[6]唯誦二持般若陀羅尼一、乞レ食活レ命、願主猶請、乞者思議、不レ如二竊逃一、兼心二知逃一、副レ人令レ守、彼夜請師、夢見、赤牸来至告言、我此家長公母也、是家牛中、有二赤牝牛一、其児吾也、我昔先世、偸二用子物一、所以今受二牛身一、以償二其債一、明日為レ我、将レ説二大乗一之師、故貴而慇告知、欲レ知二虚実一、説レ法堂裏、為レ我敷レ座、我当二上居一、請師自夢驚醒、心内大怪、明朝登二講座一言、我無レ所レ覚、随二願主心一、故登二此座一、唯有二夢悟一、具陳二夢状一、檀主聞起、敷レ座喚レ牝、々伏レ座、於レ是檀主、大哭言、実我母、我曾不レ知、今我奉レ免、牛聞大息、法事訖後、其牛即死、法会之衆、悉皆号哭、響二于堂庭一、往古已後、莫レ過二斯奇一、更為二其母一、重修二功徳一、諒知、願主顧二母恩一[7]、至深之信、乞者誦二神呪一、積功之験也、

依下不二布施一与レ放レ生而現得二善悪報一縁第十六

聖武天皇御代、讃岐国香川郡坂田里、有二一富人一、夫妻同姓、綾君也、隣有二耆嫗一、各居鰥寡、曾無二子息一、極窮裸衣、不レ能レ活レ命、綾君之家、為レ所レ乞レ食、日々不レ闕、[1]餔時而逢、主将レ試之一、而毎二夜半一、竊起饗令レ食二於家口一、猶来相之、合家怪之、家室告二家長一曰、此二耆嫗一、駆使非レ便[2]、我慈悲故、入二家児数一、長聞之曰、採レ飯而養、自レ今已後、各缺二自分一、施二彼耆嫗一、功徳之中、割二自身宍一[3]、施二他救[4]一命、最上之行、今我所レ作、称二彼功徳一、家口応レ語、析[5]二分飯一而養、彼家口中、有二一使人一、不レ随二主語一、獣於二耆姥一、漸諸使人、又獣不レ施、家室竊攙二分飯一而養、常憑之人、讒二長公一曰、缺二使人分一、育二耆嫗一故、嗽レ飯尠少、飢疲之者、不レ能二営農一、令レ懈二産業一[7]、讒之不レ輟、猶送二於養一[8]、讒之家口、副二罩釣人一[9]、入レ海

2身(国)—互
3々々—々
4之(来国)—足
5鋺(来)—錺
6尤—佐
7鈞—釣
8持—得

1因(国)—同
2賀—勢
3亡—ナシ
4誡—試
5路—洛
6唯—准

1餔—鋪
2使(国)—仗
3宍—完
4救(国)—赦
5析(国釈)—折
6諸(国)—ナシ
7産業(国釈)—産
8讒(国)—説
9讒(国)—説
10罩—置
7恩—息

経レ釣、々縄噆二著蠣十貝一而上、誂二釣主一曰、此蠣欲レ贖、釣主不レ免、叮々至レ心、教化之言、能人作レ寺、何甚不レ脱、乃脱之言、充二十貝直一、欲二米五斗一、如レ乞而贖、勧二請法師一、令二合呪願一、放二之於海一、放レ生之人、与二使人一俱、入レ山拾レ薪、登二于枯松一、脱之落死、託二卜者一曰、我身莫レ焼、七日置之、随二卜者語一、自レ山荷出、置二之於外一、唯待二期日一、七日乃蘇、語二妻子一言、法師五人、有レ前而行、優婆塞五人、有レ後而行、々路広平、直如二墨縄一、其路左右、立二烈宝幡一、前有二金宮一、問之何宮、優婆塞睇諱嗜曰、斯汝家主将レ生之宮、養二於耆嫗一、因二此功徳一、為作二是宮一、汝知レ我耶、答不レ知也、教曰、当レ知十人法師優婆塞者、汝贖放之蠣十貝也、宮門左右、有下額生二一角一之人上、捧二大刀一、為レ殺二於吾頸一、法師優婆塞、諫之不レ令レ戮、門左右、備二蘭餚饌一、諸人楽食、吾居二于中一、七日飢渇、自レ口出レ焔、然言、汝不レ施二飢耆嫗一、而猒罪報也、法師優婆塞、将レ吾而還、纔見乃蘇、是人観二之涙状一、好レ施放レ生、贖レ命之報者、返令二救翼一、不レ施之報者、還令二飢渇一矣、非レ無二善悪之報一也、

観音銅像反レ化レ鷺形一示二奇表一縁第十七

大倭国平群郡鳩村岡本尼寺、観音銅像有二十二体一（昔少墾田宮御レ宇天皇世、上宮皇太子所レ住宮也、太子発二誓願一以レ宮成二尼寺一者也、聖武天皇世、彼銅像六体、盗人所レ取、尋求無レ得、経二数日月一、平群郡駅、西方有二少池一、夏六月、彼池辺有二牧牛童男等一、見二之池中一、有二聊木頭一、々上居レ鷺、牧牛見二彼居鷺一、拾二集礫塊一、以レ之擲打、不レ避猶居、擲拍疲懈、下レ池取レ鷺、垂二将捕之一、即入二於水一、見二所レ居木一、有二金之指一、取牽上見、観音銅像、頼二観音像一、名菩薩池、牧牛童男、告二知諸人一、々々転聞、告二知寺尼一、々等聞来、見実其像也、塗金褫落、尼衆衛二繞彼像一、而悲哭云、我失二尊像一、日夜奉レ恋、今邂逅而逢、我諸大師、何有二罪過一、蒙二斯賊難一、然厳レ輩安レ像、以奉レ請レ寺、道俗集言、鋳レ銭盗取、用無レ便、思煩而棄、定知、彼見レ鷺者、非二現実鷺一、観音変化、更莫レ疑也、如二涅槃経説一、雖二仏滅後一、法身常存者、其斯謂之矣、

1反化(国)―及
2尼(国)―居
3世(国)―卅
4住(国)―准
5太(国)―大
6群郡駅(国「群駅郡」)―群駅
7池(国)―ナシ
8尼(国)―居
9衛(国)―術
10而逢(国)―而逢而逢
11嚆(国釈「嚆スヒ」)―集
12蠣―蠔
13蠣―蠔
14叮々(国)―呵々
15貝直(国「具直」)―具京
16合(国)―ナシ
17墨(国)―黒
18睇(国)―睥
19諱(国)―諍
20嗜―唕
21蠣―蠔
22貝(国)―具
23刀(国)―力
24塞―寒
25塞―寒
26令―ナシ
27翼(国)―輩
28還(国)―返

皆下読二法花経一僧上而現口喝斜得二悪死報一縁第十八

去天平年中、山背国相楽郡部内、有二一白衣一、姓名未レ詳也、同郡高麗寺僧栄常、々誦二持法花経一、彼白衣与レ僧居二其寺一、暫間作レ碁、僧作レ碁条言、栄常師之碁手乎、毎レ遍之言、白衣皆レ僧、故戻二己口一、効言而曰、栄常師碁手乎、如レ是重々、不レ止猶効、爰奄然白衣口喝斜、恐以レ手押レ頤、出レ寺而去、々程不レ遠、挙レ身躃レ地、頓命終矣、見聞人云、雖レ不レ加レ刑、皆心効レ言、故口喝斜、忽然而死、何況発二怨讎心一、加二刑罰一矣、法花経云、賢僧与二愚僧一、不レ得レ居二同位一、又長髪比丘者、白衣不レ剃二髪鬢一与賢也、同位同器、而不レ得レ用、若強位者、銅炭上居、鉄丸呑、堕二地獄一者、其斯謂之矣、

憶二持心経一女現至二閻羅王闕一示二奇表一縁第十九

利苅優婆夷者、河内国人也、姓利苅村主、故以為レ字、天年澄情、信二敬三宝一、常誦二持心

1至(国)―主
2苅―苑
3苅―菊
4字(国)―宗

経一、以為二業行一、誦二心経一之音、甚微妙、為二諸道俗一所二愛楽一也、聖武天皇御世、是優婆夷、夜寝、不レ病卒爾而死、到二閻羅王所一、時王見之、而起二立床一、敷レ蓐居之、語曰、伝聆、能誦二心経一、我欲レ聴レ声、暫頃請耳、願誦聞之、即誦、王聞随喜、従レ坐而起、長跪拝曰、貴哉、当如レ聞有、逕二七日一、告令遣還、自二王宮一出、門有二三人一、著二黄衣一、値二優婆夷一、而歓喜曰、唯瞥所レ観、比頃不レ瞬、故吾恋思、何偶今逢、往矣速還、我従二今日一、経二于三日一、諸楽京東市中必逢、別還、纔見更甦之也、至二三日朝一、猶故欲レ往二京之東市一、往居二市中一、而終日待、々人不レ来、但賤人、従二市東之門一、而入二市中一、売レ経衒売、以告之言、誰経買乎、優婆夷前、遮歴而過、従二市西門一、而出往也、優婆夷、欲レ買二彼経一、遣レ使而還、開レ経見之、彼優婆夷、昔時奉レ写梵網経二巻心経一巻也、未レ供而失、逕二七多年一、求諮不レ得、心内歓喜、知二盗レ経人一、猶忍問レ経、直欲二幾何一、答、別レ巻直欲二銭五百文一、随レ乞而買、於レ是乃知、逢期三人者、今即是経三巻也、設レ会講読、増信二因果一、慇懃誦持、昼夜不レ息、噫呼奇哉、如二涅槃経云一、若見有人、修二行善一者、名見二天人一、修二行悪一者、名見二地獄一者、其斯謂之矣、

依二悪夢一至誠心使レ誦レ経示二奇表一得レ全レ命縁第廿

大和国添上郡山村里、有二一長母一、姓名未レ詳也、彼母有レ女、嫁生二二子一、聟官遣二県主宰一、因率二妻子一、至二所レ任国一、経二歳余一也、但妻之母、留レ土守レ家、儵為レ女夢見二悪瑞相一、即驚恐念、為レ女誦レ経、而依レ貧レ家、不レ得二敢之一、不レ勝二心念一、脱二自著衣一、洗浄擎以為レ奉

5 請(国)—ナシ
6 逢(国)—達
7 経(国)—ナシ
8 巻(国)—養
9 人—ナシ

誦レ経、然凶夢相、復猶重現、母増心恐、復脱二著裳一、浄洒以為レ如レ先誦レ経、女在二任県国司館一、所レ生子遊二館庭中一、母居[1]二屋裏[2]一、二子見下有二七僧一、坐二乎屋[3]上一、而読上レ経也、二子白レ母言、屋上在二七軀法師一、而読レ経矣、遥出応レ見、彼読レ経音、如二蜂集鳴一、母聞之怪、起後屋出、即当居処之壁仆也、亦七法師、忽然不レ見、女大恐怪、自内レ心念、天地助レ吾、不レ圧二於壁一、後守レ家母、遣レ使到問、陳二凶夢状一、伝二読レ経事一、女聞二母伝状一、大怖通レ心、増信二三宝一、乃知、誦経之力、三宝護念也、

[1]攝神王蹲放レ光示二奇表一得二現報一縁第廿一

諾楽京東山、有二一寺一、号曰二金鷲一、々々優婆塞[2]、住二斯山寺一、故以為レ字、今成二東大寺一、未レ造二大寺一時、聖武天皇御世、金鷲行者[3]、常住修レ道、其山寺居二一執金剛神攝像一矣、行者、神王蹲繋[4]縄引之願、昼夜不レ憩、時従レ蹲放レ光[5]、至二于皇殿一、天皇驚怪、遣レ使看之、勅信尋レ光至レ寺、見レ有二一優婆塞一、引下於繋[6]二彼神蹲一之縄上、礼レ仏悔過、信視遥還、以レ状奏之、召二行者一詔、欲レ求二何事一、答曰、欲二出家修一学仏法一、勅許二得度一、金鷲為レ名、誉二彼行一、供二四事一無レ乏、時世之人、美二讃其行一、称二金鷲菩薩一矣、彼放レ光之執金剛神像、今東大寺於二羂索堂北戸一而立也、賛曰、善哉金鷲行者、信燧攅二東春一、熟火炬二西秋一、蹲光扶[7]二感火一、人皇慎二験瑞一、誠知、願無レ不レ得者、其斯謂[8]之矣、

1 居屋—屋
2 裏—裏裏
3 屋—居屋

1 攝—摂
2 塞—寒
3 行(国)—以行
4 繋(国)—整
5 光(国)—先
6 繋(国)—繫
7 扶(国)—快
8 之(国)—ナシ

仏銅像盗人所レ捕示二霊表一顕二盗人一縁第廿二

和泉国日根郡部内、有二一盗人一、住二道路辺一、姓名未レ詳也、天年心曲、殺盗為レ業、不レ信二因果一、常盗二寺銅一、作レ帯銙売、聖武天皇御世、其郡尽恵寺仏銅像[1]、盗人所レ取、時有二路往人一、従二寺北路一、乗レ馬而往、聞二之有レ声、而叫哭曰、痛哉痛哉、路人聞思、諫不レ令レ打、趁レ馬疾前、随レ近二叫音一、漸失不レ叫、留レ馬聞之、唯有二鍛音一、所以前レ馬過往、随レ却如レ先、復同呻也、不レ得二忍過一、故更還来、叫音復止、而有二鍛音一、疑若殺レ人、必有二異心一、良久徘徊、竊入二従者一、窺二看屋内一、奉レ仰二仏銅像一、剔二缺手足一、以レ錠歸[4]レ頸、即捕打問、何寺仏像、答、尽恵寺之仏像也、遣レ使問之、実所レ盗矣、使者挙レ語、而具述レ状、僧並檀越、聞之集来、衛二於破仏一、而号愁曰、哀哉悲哉、我大師耶[5]、何有二過失一、蒙二此賊難一、尊像有レ寺、以レ像為レ師、今自レ滅後、以レ何為レ師矣、衆僧厳[6]レ肇、安二置損仏一、哭殯二於寺一、彼盗人、不二刑罰一而捨、路人繋之、以送二于官一、閉二囚囹圄一、定知、聖鞫[7]二其悪一、而示二是瑞一、至誠応レ懼、非レ無二聖霊一、涅槃経十二巻文、如二仏説一、我心重二大乗一、聞二婆羅門誹二謗方等一、断二其命根一、以二是因縁一、従レ是[8]以来、不レ堕二地獄一、又彼経卅三巻云、一闡提輩、永断滅故、以二是義一故、殺二害蟻子一、猶得二殺罪一、殺二一闡提一、無有二殺罪一者、其斯謂之矣 此人者、誹二謗仏法僧一、為二衆生一不レ説レ法、無二思義一故、殺無レ罪者也、

弥勒菩薩銅像盗人所レ捕示二霊表一顕二盗人一縁第廿三

聖武天皇御世、勅信巡レ夜、行二於京中一、其半夜時、其諾楽京、葛木尼[1]寺前南慕原、有二哭叫音一言、痛哉々々、勅信聞之、馳陳見之、盗人捕二弥勒菩薩銅像一、以レ石破之、打捉問之、答之白曰、葛木尼寺銅像也、此像置レ寺、然彼盗人、送二之於官一、閉[2]二囚囹圄一焉、夫理法身仏、非二血肉身一、何有レ所レ痛、唯所レ以示二常住不変一也、是亦奇異之事也、

閻羅王使鬼得二所レ召人之賂一以免縁第廿四

楢磐嶋[1]者、諾楽左京六条五坊人也、居二住于大安寺之西里一、聖武天皇世、借二其大安寺修多羅分銭卅貫一、以往二於越前之都魯鹿津一而交易、以レ之運超載レ船、将レ来レ家之時[2]、忽然得レ病、思二留レ船単[3]独来レ家、借レ馬乗来、至二于近江高嶋郡磯鹿辛前一、而睡之者、三人追来、後程一町許、至二于山代宇治埼一之時、近追附、共副往、磐嶋問之、何往人耶、答言曰、閻羅王勘召二於楢磐嶋[4]一之往使也、磐嶋聞問、見レ召者我也、何故召耶、使鬼答言、我等先往二汝家一、而問之、答曰商往未レ来、故至二於津一、而求当相欲二捉[5]之一者、有二四王使一、誂[6]言可レ免、受二寺交易銭一、而奉レ商故、々暫免耳、召レ汝累レ日、而我飢疲、若有二食物一耶、磐嶋云、唯有二干飯一、与之令レ食、使鬼云、汝病二我気一、故不二依近一、而但莫レ恐、終望二於家一、備レ食饗之、鬼云、我嗜[7]二牛宍[8]味一、故牛宍[9]饗、捕レ牛鬼者我也、磐嶋云、我家有二斑牛二頭一、以レ之進故、唯免レ我也、鬼言、我今汝物多得食、其恩幸故、今免レ汝者、我入二重罪一、持二鉄杖一応二所レ打百段一、若有二与レ汝同年之人一耶、磐嶋答言、我都不レ知、三鬼之中、一鬼議言、汝何年耶、磐嶋答云、我

1 郡(国)—部
2 銅像(国)—鎌
3 路(国)—ナシ
4 歸—錦
5 耶(国・哉)—聊
6 輩(国)—挙
7 其(国)—甚
8 以(国)—ナシ

1 尼(国)—居
2 閉囚(国)—聞因

1 嶋—鳴
2 時—将
3 単—軍
4 楢—猶
5 捉—投
6 誂—誹
7 嗜—者
8 宍—完
9 宍—完

年戊[10]寅也、鬼云、吾聞率川社許相八卦読、与レ汝同有二戊寅年人一、宜二汝替一者、召二将彼人一、
唯汝饗受二牛一頭一也、為レ令レ脱二我所レ打之罪一、呼二我三名一、奉レ読二金剛般若経百巻一、一名高
佐麻呂、二名中知麻呂、三名槌麻呂、夜半出去、[11]明日見之、牛一死也、磐嶋参二入大安寺南
塔院一、請二沙弥仁耀法師一、未レ受レ戒之時也、語欲レ奉レ読二金剛般若経百巻一、仁耀受レ請、経二一箇
日一、読二金剛般若経百巻一[12]訖、歴二三箇日一、使鬼来云、依二大乗力一、脱二百段罪一、自レ常食復二倍
飯一斗一而賜、喜貴、自レ今以後、毎レ節為レ我、修レ福供養、即忽然失、磐嶋年九十余歳而死、
大唐徳玄、被二般若力一、脱二閻羅[13]王使所レ召之難一、日本磐嶋、受二寺商銭一、脱二閻羅王使鬼追召
之難一也、売レ花[14]女人、生二忉利天一、供レ毒掬多、返生二善心一者、其斯謂之矣、

閻羅王使鬼受二所レ召人之饗一而報レ恩縁第廿五

讃岐国山田郡、有二布敷臣衣女一、聖武天皇代、衣女忽得レ病、時偉備二百味一、祭二門左右一、
賂二於疫神一、而饗之也、閻羅王使鬼、来召二衣女一、其鬼走疲、見二祭食一[1]麺、就而受之、鬼語二
衣女一言、我受二汝饗一、故報二汝恩一、[2]若有二同姓同名人一耶、衣女答言、同国鵜垂郡、有二同姓衣
女一、鬼率二衣女一、往二於鵜垂郡衣女之家一、而対面、即従二緋嚢一、出二一尺鑿一、而打二立額一、即召
将[3]去、彼山田郡衣女、憋帰レ家也、時閻羅王、待[4]校之言、此非二召衣女一、誤召之也、然暫此留、
捷往召二山田郡衣女一、鬼不レ得レ憋、荐召二山田郡衣女一、而将来也、閻羅王、待見而言、当是召
衣女也、往彼鵜垂郡衣女者、帰レ家、経二三日頃一、焼二失鵜垂郡衣女之身一矣、更還愁二於閻羅
王一白、失レ体無レ依、時王問言、有二山田郡衣女之体一耶、答言有之、王言、得レ其為二汝之
身一、因為二鵜垂郡衣女之身一而甦、即言、此非二我家一、々々有二鵜垂郡一、父母言、汝者我子也、
何故然言耶、衣女猶不レ聴、往二於鵜垂郡衣女之家一言、当此我家也、其父母言、汝非二我子一、
我子焼滅、於レ此衣女、具陳二閻羅王詔状一、時彼二郡父母、聞之諾信、以二二家財一、許可付属、
故現在衣女、得二四父母一、得二二家宝一矣、備レ饗賂レ鬼、此非二功虚一、凡[6]有レ物者、猶可二賂饗一、
是亦奇異[7]之事矣、

未二作一畢仏像一而棄木示二異霊表一縁第廿六

禅師広達者、俗姓下毛野朝臣、上総国武射郡人一云二畔蒜郡人一也、聖武天皇代、広達入二於
吉野金峯一、経二行樹下一、而求二仏道一、時吉野郡桃花里、有レ椅、々本伐レ梨、引置之、而歴二歳
余一、同処有レ河、名曰二秋河一、彼引置梨、度二于是河一、人畜倶践、而度往還、広達有レ縁出レ里、
度二彼椅一往、椅下有レ音曰、嗚呼莫二痛踰一邪、禅師聞之、怪見無レ人、良久徘徊、不レ得二忍
過一、就レ椅起看、未二造レ仏了一、而棄木也、禅師大恐、引二置浄処一、哀哭敬礼、発二誓願一言、
有二因縁一故遇、我必奉レ造、請二有レ縁処一、勧レ人集レ物、雕二造阿弥陀仏弥勒仏観音菩薩等像一、
既訖、今居二置吉野郡越部村之岡堂一也、木是無レ心、何而出レ声、唯聖霊示、更不レ応レ疑也、

10 戊—代
11 去—玄
12 訖—説
13 羅—罪
14 花—瓜

1 麺(国釈「麺於母礪利弖」)—麺
2 恩(国)—息
3 将(国)—時
4 校(国)—授
5 具(国)—貝
6 凡(国)—糺
7 之(国)—ナシ

力女示二強力一縁第廿七

尾張宿禰久玖利者、尾張国中嶋郡大領也[1]、聖武天皇食レ国之時人也、久玖利之妻、有二同国愛知郡片蕤里之女人一、是昔有二元興寺一道場法師之孫也、随レ夫柔倹[2]、如二練糸絹一、織二麻細麤一、而著二夫大領一、麤妹無レ比、時其国行主、稚桜部任也[4]、国上視下於著二大領一之衣妹上、而取言、非二可レ著レ汝之衣一、不レ返也、妻問何レ衣、答国上取、復問彼衣心惜思邪、答言甚惜、妻即往居二国上之前一、乞言衣賜、爾国上言、何女引捨、使レ引不レ動、女二指以取二国上居床之端一、居摠持二出於国府門外一、国上衣襴、捕粉条然、乞言衣賜、国上惶煩、彼衣返与、取持帰レ家、洒浄牒[5]収、其衣于呉竹、捕粉如二練糸一、大領之父母、見之大惶、告二其子一言、汝依二此妻一、国司見レ怨[6]、行レ事大惶[7]、国司作レ是、事咎動有[8]、我等何作、不レ能二寝養[10]一、故送二本家一、而亦不[11]レ睦、然後此嬢、至二於彼里一、草津川之河津而衣洗時、商人大船、載レ荷垂レ過[13]、船長見レ嬢[14]、言煩嘲咽、女言黙、女言、犯レ人者頬痛所レ拍、船長聞瞋、留レ船打レ女、々不二痛拍一、船半引居、舳下入レ水、雇二津辺人一、船物持上[15]、然更載レ船、嬢言、無レ礼故引二居船一、何故諸人、令レ陵二賤女一、船荷載摠、亦一町程、引上而居、於レ茲船人大惶、長跪白言、犯也、服也、故女聴許、彼船五百人引不レ動[17]、故知、彼力過二五百人力一、如二経説一、作レ餅供二養三宝一者、得二金剛那羅延力一云々、是以当レ知、先世作二大枚餅一、供二養三宝衆僧一、得二此強力一矣、

極窮女於二釈迦丈六仏一願二福分一示二奇表一以現得二大福一縁第廿八

1 釈—尺

1 也(国)—ナシ
2 倹(国釈「音難反、ヤハ良カニ」)—漉
3 練(国)—煉
4 稚(国)—雖
5 牒—牘
6 怨(国)—忽
7 惶(国)—惶告
8 咎(国)—各
9 我(国)—武
10 養—益
11 亦(国)—ナシ
12 睦(国)—勝
13 於(国)—ナシ
14 頬(国)—煩
15 持(国)—持々
16 嬢(国)—嫌
17 跪(国)—呪
18 世(国)—ナシ

聖武天皇世、奈羅京、大安寺之西里、有二一女人一、極窮命活無レ由而飢、流聞、大安寺丈六仏、衆生所レ願、急能施賜、買二花香油一、而以参二往於二丈六仏前一、奉白之言、我昔世、不レ修二福因一、現身受二取貧窮之報一、故我施レ宝、令レ免二窮愁一、累レ日経レ月、願祈不レ息、如レ常願レ福、献二花香燈一、罷レ家而寐、明日起見二于門椅所一、有二銭四貫一、著二之短籍[2]一、而注謂之、大安寺大修多羅供銭、女人恐急、以レ之送レ寺、時宗僧等、見二入レ銭蔵一、封印不レ誤、唯無二銭四貫一、故取納レ蔵矣、女又参二向于丈六前一、献二花香燈一、罷レ家而寝、明日起見二乎庭中一、有二銭四貫一、又短籍[3]注謂、大安寺常修多羅供銭、女以送レ寺、宗之僧等、見二銭器一、封不レ誤也、開見之、唯無二銭四貫一、怪之蔵封、女如レ先[4]参二往丈六前一、願二白福分一、罷レ家而寝、明日開レ戸、見二之閫[5]前一、有二銭四貫一、著二短籍[6]一謂、大安寺成実論宗分銭、女以送レ寺、宗僧等見二入レ銭之器一、猶封不レ誤、開見之、唯無二銭四貫一、爰六宗之学頭僧等、集会怪之、問二女人一曰、汝為二何行一、答曰、無レ所レ為、唯依二貧窮一、存レ命無レ便、無レ帰無レ怙、故我是寺釈迦丈六仏[7]、献二花香燈一、願二福分一耳、衆僧聞之、而商[9]量言、是仏賜銭、故我不レ蔵、返賜二女人一、女得二銭四貫一、為二増上縁一、大富饒レ財、保レ身存レ命、諒知、釈迦丈六[10]、不思議力、女人至信、奇表之事矣、

行基大徳放二天眼一視二女人頭塗二猪油一而呵嘖縁第廿九

故京元興寺之村、厳二備法会一、奉レ請二行基大徳一、七日説レ法、于レ是道俗、皆集聞レ法、聴衆之中、有二一女人一、髪塗二猪油[1]一、居レ中聞レ法、大徳見之嘖言、我甚臭哉、彼頭蒙レ血、女遠引

2 籍—藉
3 籍—藉
4 先(国)—先女
5 閫(国釈「止自支弥」)—閾
6 籍(国)—藉
7 釈—尺
8 丈(国)—大
9 商(国)—ナシ
10 釈—尺

1 油—法

棄、女大恥出罷、凡夫肉眼、是油色、聖人明眼、見視二宍血一、於二日本国一、是化身聖也、隠レ身之聖矣、

行基大徳携レ子女人視二過去怨一令レ投レ淵示二異表一縁第卅

行基大徳、令二堀二開於難波之江一、而造二船津一、説レ法化レ人、道俗貴賤、集会聞レ法、爾時河内国若江郡川派里、有二一女人一、携レ子参往、法会聞レ法、其子哭譴、不レ令レ聞レ法、其児年至二于十余歳一、其脚不レ歩、哭譴飲レ乳、噉レ物無レ間、大徳告曰、咄彼嬢人、其汝之子、持出捨レ淵、衆人聞之、当頭之曰、有レ慈聖人、以二何因縁一、而有二是告一、嬢依二子慈一、不レ棄猶抱、持聞レ説レ法、明日復来、携レ子聞レ法、子猶聾哭、聴衆障レ聾、不レ得レ聞レ法、大徳嘖言、其子投レ淵、爾母怪之、不レ得二思忍一、擲二於深淵一、児更浮二出於水之上一、踏レ足攅レ手、目大瞻暉、而慷慨曰、惻哉、今二三年徴食耶、母怪之、更入レ会聞レ法、大徳問言、子擲捨耶、時母答具陳二上事一、大徳告言、汝昔先世、負二彼之物一、不二償納一故、今成二子形一、徴レ債而食、是昔物主、嗚呼恥矣、不レ償二他債一、寧応レ死耶、後世必有二彼報一而已、所以出曜経云、負二他一銭塩債一故、堕レ牛負レ塩所レ駈、以償二主力一者、其斯謂之矣、

将レ建レ塔発レ願時生女子捲二舎利一所レ産縁第卅一

丹生直弟上者、遠江国磐田郡之人也、弟上作レ塔発レ願、未レ造二其塔一、而歴二淹年一、猶賙二願果一、毎軫二于懐一、聖武天皇御世、弟上年七十歳、妻年六十二歳、懐妊生レ女、捲二左方手一、以所二産生一、父母怪之、開二于捲手一、弥増固捲、猶故不レ舒、父母愁曰、嫗非レ時産、子根不レ具、斯為二大恥一、以二因縁一故、汝生二我子一、迺不二嫌棄一、而慈哺育、漸随二長大一、面容端正、年至二七歳一、開レ手示レ母曰、見二是物一、因瞻レ掌有二舎利二粒一、歓喜異奇、告二知諸人一、諸人衆喜、展二転国司一、郡郷悉喜、引二率知識一、建二七重塔一、安二彼舎利一、以供養了、今磐田郡部内建立磐田寺之塔是也、立レ塔之後、其子忽死、闔知、願無レ不レ得、願無レ不レ果者、其斯謂之矣、

貸二用寺息利酒一不レ償死作レ牛役之償レ債縁第卅二

聖武天皇世、紀伊国名草郡三上村人、為二薬王寺一、率二引知識一、息二貢薬分一（薬王寺、今謂二勢多寺一也、）其薬料物、寄二乎岡田村主姑女之家一、作レ酒息利、時有二斑犢一、入二薬王寺一、常伏二塔基一、寺人攅出、又猶還来、而伏不レ避、怪之問レ他曰、誰家犢、一人而無レ言、我犢者上、寺家捉之、著レ縄繋餧、逕レ年長大、於二寺産業一、所二駈使一、歳経二之五年一、時寺之檀越、岡田村主石人、夢見、其犢牛追二於石人一、以レ角掌レ仆、以レ足蹈之、石人愕叫、於レ是犢牛問言、汝知レ我也、答不レ覚也、彼牛放退、屈レ膝而伏、流レ涙白言、我者有二桜村一物部麿也（字号二塩春一也、是人存時、不レ中二矢猪一、念二我当射一、春レ塩往荷、見二之無一レ猪、但矢立於地一、里人見咲、号曰二塩春一、故以為レ字也、）吾先是寺薬分之酒、貸二用二斗一、未レ償以死、所以今受二牛身一、而償二酒債一、故役使耳、応レ役之年、限二於八年一、所レ役五年、未レ役三年、寺人無レ慈、打二於我背一、而追駈使、斯甚苦痛、

1異(国)—累
2宍—完

1直—置
2上—一
3上(国)—一

4懐(国)—壊
5捲(国)—捞
6産(国)—産愁
7捲(国)—捞
8捲(国)—捞

9願—先願

1三上(国「上」)—三
2貢—晋

3攅—攅

4捉—投
5逕(国)—送
6掌—掌

自レ非二檀越一、無二慇之人一、故申二愁状一、石人問曰、何以故知矣、牡答之曰、問二桜大娘一、而知二虚実一、大娘者、作レ酒家主、即石人之妹也、独大怪之、往二乎妹家一、具陳二上事一、答実如レ言、貸二用酒二斗一、未レ償而死、於レ茲知寺僧浄達、並檀越等、悟二於因縁一、垂二哀愍心一、為脩レ誦レ経、遂二八年一已、不レ知レ所レ去、亦更不レ見、当レ知、負レ債不レ償、非レ無二彼報一、豈敢忘矣、所以成実論云、若人負レ債不レ償、堕二牛羊麞鹿驢馬等中一、償二其宿債一者、其斯謂之矣、

女人悪鬼見レ点攸二食噉一縁第卅三

聖武天皇世、挙レ国歌詠之謂 奈礼乎曾与咩[1]爾保師登多礼阿牟知能古牟智能余呂豆能古南无々々邪仙佐加文佐加母持レ酒之利法万宇師夜万能知識阿万志爾々々々々[4]、爾時大和国十市郡菴知村東方、有二大富家一、姓鏡作造、有二一女子一、名曰二万之子一、未レ嫁未レ通、面容端正、高姓之人、伉儷[5]猶辞、而経二年祀一、爰有人伉儷、忿々送レ物、彩帛三車、見之颺心、兼復近親、随レ語許可[8]、闔裏交通、其夜闔[10]内、有レ音而言、痛哉三遍、父母聞之、相談之曰、未レ効而痛、忍猶寐矣、明日暁起、家母叩レ戸[11]、驚喚不レ答、怪開見唯遺二頭一指一、自余皆噉、父母見之、悚[12]慄惆懆、瞻下乎送二娉[13]妻二之彩帛一、返成二畜骨一、載之三車、亦返成二呉[14]朱臾木[15]一也、八方人聞、集臨見之、無レ不レ怪也、韓笥[17]入レ頭、初七日朝、置二三宝前一、以為二斎食一、乃疑災[18]表先現、彼[19]歌是表也、或言二神怪一、或言二鬼啖[20]一、覆思之、猶是過去怨、斯亦奇異[21]之事也、

1 咩(国)—羊
2 呂(国)—召
3 之—々
4 々—ナシ
5 伉—伉々
6 忿々(国)—亦々
7 復(国)—ナシ
8 可(国)—所
9 闔(国釈「禰夜」)—国
10 闔(国釈「禰夜」)—国
11 戸(国)—广
12 悚(国)—悚
13 娉—嬪
14 呉(国)—吴
15 朱—米
16 木(国)—不
17 笥—苔
18 災(国)—交
19 彼(国)—波
20 啖(国釈「啖食也」)—芙
21 之事也(国)—事

孤嬢女憑二敬観音銅像一示二奇表一得二現報一縁第卅四

諾楽右京殖槻寺之辺里、有二一孤嬢一、未レ嫁無レ夫、姓名未レ詳也、父母有時、多饒富[1]レ財、数作二屋倉一、奉レ鋳二観世音菩薩銅像一体一、高二尺五寸一、隔家成二仏殿一、安二彼像一、以レ之供養、聖武天皇御世、父母命終、奴婢逃散、馬牛死亡、失レ財貧レ家、独守二空宅一、昼夜哀啼、流[2]聞観音菩薩者所レ願能与一、其銅像手、繋レ縄牽之、供二花香燈一、用願二福分一曰、我乃一子、而無二父母一、孤唯独居、亡レ財貧レ家、存レ身無レ便、願我施レ福、早賜急施、昼夜哭願、里有二富者一、妻死而鰥、見二之是嬢一、通レ媒[3]伉儷[4]、嬢答之言、我今貧身、裸衣無レ被、何為障レ面、参向相語、媒還告レ状[5]、壮聞之言、彼身貧窮、而無二衣服一、我明所レ知[6]、唯聴不也、媒[7]往告知、嬢猶否辞、壮[8]強入甥、迺心聴許、与レ壮而交、明日終日、降レ雨不レ止、障レ雨不レ避、三日留之、夫[9]壮飢言、我飢賜レ飯、妻言今進、起二竈燃火一、居二于空廻一、押レ頬而蹲、入二于空屋一、徘徊大嗟、嗽レ口洒レ手、参二入堂内一、繋レ像引レ縄、涕泣白言、莫レ令レ受レ恥、我急施レ財、罷出如レ先、向二空竈戸一、押レ頬而蹲、爰日申時、急叩レ門喚レ人、出見、有二隣富家乳母一、大櫃[10]具二納百味飲食一、美味芬馥、無二不レ具[11]物一、器皆鋺[12]牒子、即与之言、聞レ有二客人一、故隣大家、具進二納物一、唯器後給、嬢[13]大歓喜、不レ勝二幸心一、脱二著黒衣一、与レ使而言、無二物可レ献、但有二垢衣一、幸受用之、使母取著、急々還去、以レ食饗レ夫、見レ食而怪、不レ見二彼食一、猶瞻二妻面一、明日夫去、以二絹十疋米十俵[14]一、送レ妻而言、絹颺縫二衣被一、米急作レ酒、嬢往二彼富家一、而述二幸心一、以慶貴之、隣家室曰、癡嬢子哉、若託レ鬼邪、我不レ知也、彼使猶言、我亦不レ知矣、所レ嘖帰レ家、

1 富(国)—留
2 流(国)—流涙
3 媒(国)—媒
4 伉—作作
5 状壮(国「状壮々し」)—伏壮々
6 所(国)—可
7 媒(国)—媒
8 壮(国)—ナシ
9 夫(国)—矣
10 具(国)—貝
11 具(国)—貝
12 鋺—鋎
13 嬢(国)—嬢
14 十(国)—ナシ

如レ常将レ礼、入レ堂而見、著レ使黒衣、被二銅像一、爾迺知二之観音所レ示、因信二因果一、[15]増加慇懃、恭二敬彼像一、従レ此以来、得二本大富一、脱レ飢無レ愁、[16]夫妻無レ夭、全レ命存レ身也、斯奇異[17]之事矣、

打二法師一以現得二悪病一而死[1]縁第卅五

宇遅王者、天骨邪見、不レ信二三宝一、聖武天皇御世、是王有レ縁、徘二徊山背一、八人従之、向二於奈良京一、時下毛野寺沙門諦鏡、自二奈良京一、往二於山背一、歩二綴喜郡一、師率値レ王、無レ所二避退一、傾レ笠匿レ面、立二乎路側一、彼王見之、留レ馬令レ刑、師与二弟子一、入二乎水田一、而逃避走、猶強追打、師負持蔵、皆撃破損、時法師呼曰、奚[2]無二護法一歟、王去不レ遠、於二其路中一、儻受二重病一、高声叫呻、踊二離[3]于地一、二三尺許、従者知レ状、勧二請法師一、々否不レ受、三遍請之、猶終不レ受、問曰病、答甚為レ痛、法師復曰、斯下賤王、千遍痛病、万遍痛病、時王眷属、奏二於天皇一、諦鏡法師、咀二于宇遅一、令[4]レ捉将レ殺、天皇知レ状、猶忍不レ可、王経二三日一、如レ墨而卒、眷属復奏、殺報之者、殺而報之、宇遅既死、受二於諦鏡一、以報レ怨也、天皇勅詔、朕亦法師、諦鏡亦僧、法師云何殺二於法師一、宇遅招レ災、非二諦鏡咎一、天皇勅二除鬢髪一、受レ戒行レ道、故儻[5]二比法師一、不レ殺二諦鏡一、狂王宇遅、邪見太甚、護法加レ罰、護法非レ無、何不二恐之一也、

15 因果(国)—ナシ
16 愁(国)—然
17 之(国)—ナシ

1 死(国)—充

2 奚—矣

3 離—誰

4 令捉—今提

5 儻—償

観音木像示二神力一縁第卅六

聖武太上天皇世、奈良京下毛野寺、金堂東脇士観音之頸[1]、無レ故断落也、檀主見之、明日将レ奉レ継、経二一日一夜一、而朝見二其頸一、自然如レ故継、加以放レ光、誠知、理智法身、常住非レ無、為レ令レ知二於不一レ信衆生一、所レ示也、

観音木像不レ焼二火難一示二威神力一縁第卅七

聖武天皇世、泉国泉郡部内、珍努上山寺、居二于正観自在菩薩木像一、而敬供之、時失レ火、焼二其仏殿一、彼菩薩木像、自二所レ焼殿一、出二二丈許一、而伏無レ損、誠知、三宝之非レ色非レ心、雖レ不レ見レ目、而非レ無二威力一、此不思議第一也、

因二慳貪一成二大蛇一縁第卅八

聖武天皇御世、諾[1]楽京馬庭山寺、一僧常住、其僧臨二命終時一、告二弟子一言、我死之後、至二于三年一、室戸莫レ開、然死之後[2]、経二七々日一、在二大毒蛇一、伏二其室戸一、弟子知レ因、教[3]化而開二室戸一、見二之銭卅貫隠蔵一也、取二其銭一、以為レ誦レ経、修レ善贈レ福矣、誠知、貪レ銭因レ隠、得二大蛇身一、返護二其銭[4]一也、雖レ見二須弥頂一、不レ得レ見二欲山頂一者、其斯謂之矣、

1 頸—頂

1 諾(国)—誤
2 之(国)—ナシ
3 教(国)—飛
4 銭(国)—護

薬師仏木像流レ水埋レ沙示二霊表一縁第卅九

駿河国与二遠江国一之堺、有レ河、名曰二大井河一、其河上、有二鵜田里一、是遠江国榛原郡部内也、奈良宮治二天下一大炊天皇御世、天平宝字二年戊戌春三月、彼鵜田里、河辺沙之中、有レ音而曰、取レ我矣取レ我矣、于レ時有僧、経レ国而行二過彼一、当時取レ我之曰音、猶不レ止、僧呼求之、遡迹得レ聞二沙底有音一、思二埋死人[1]之蘇還也一、堀見有二薬師仏木像一、高六尺五寸、左右耳缺、敬礼哭言、我大師哉、何有二過失一、遇二是水難一、有レ縁偶値、願我修理、引二率知識一、勧二請仏師一、令レ造二仏耳一、鵜田里造レ堂、居二尊像一、以レ之供養、今[2]号曰二鵜田堂一矣、是仏像有レ験、放レ光、所レ願能与、故道俗帰敬、伝聞、優塡檀像、起致二礼敬一、丁蘭木母、動示二生形一者、其斯謂之矣、

1死(国)—充
2今(国)—令

好二於悪事一者以現所レ誅二利鋭一得二悪死報一縁第卅

橘朝臣諾楽麻呂者、葛木王之子也、強窺二非望一、心繋レ傾[1]レ国、招二集逆党一、当二頭其便一、画二作僧形一、以レ之立レ的、効下射二僧黒眼一之術上、好二諸悪事一、無レ過二斯甚一、諾楽麻呂之奴、於二諸楽山一、為二鷹鳥猟一、而見二之其山多一有狐子一、奴捉[2]狐子一、用レ木刺レ串、立二其穴戸一、奴有二嬰児一、母狐結レ怨、返レ身化二作奴児之祖母一、抱二奴子一、迄二于己穴戸一、如レ串二己子一、貫二奴子一立二穴戸一、雖二賤畜生一、報レ怨有レ術、現報甚近、不レ無二慈心一、為二無レ慈行一、致二無レ慈怨一、然後不レ久、諾楽麻呂、天皇見レ嫌、利鋭攸レ刎[3]、則以知之、先悪行者、令レ逢二利鋭一、所レ殺之表也、

1傾—傾
2捉—投
3刎則—則

女人大蛇所レ婚頼二薬力一得レ全レ命縁第卅一

河内国更荒郡馬甘里、有二富家一、々有二女子一、大炊天皇世、天平宝字三年己亥夏四月、其女子、登レ桑揃レ葉、時有二大蛇一、纏二於登レ女之桑一而登、往レ路之人、見示二於嬢一、々見驚落、蛇亦副堕、纏之以婚、慌迷而臥、父母見之、請二召薬師一、嬢与レ蛇倶、載二於同床一、帰二家置レ庭、焼二稷藁三束一三尺成レ束為二三束一、[2]合レ湯取レ汁三斗、煮煎之成二一斗一、猪毛十把、剋[3]末合レ汁、然当嬢頭足、打レ橛懸釣、開レ口入レ汁、々入二一斗一、乃蛇放往、殺而棄、蛇子白凝、如二蝦蟆子一、猪毛立二蛇子身一、従レ閤出五升許、口入二一斗一、蛇子皆出、迷[4]惑之嬢、乃醒言語、二親問之、答、我意如レ夢、今醒如レ本、薬服如レ是、何謹不レ用、然経二三年一、彼嬢復蛇所レ婚而死、愛心深入、死別之時、恋二於夫妻及父母子一、而作二是言一、我死復世必復相也、其神識[5]者、従二業因縁一、或生二蛇馬牛犬鳥等一、先由二悪契[7]一、為レ蛇愛婚、或為二怪畜生一、愛欲非レ一、如二経説一、昔仏与二阿難一、自二墓辺一而過、夫妻二人、共備二飲食一、祠レ墓慕哭、夫恋レ母啼、妻詠レ嬰[8]泣、仏聞二妻哭一、出レ音而嘆、阿難白言、以二何因縁一、如来嘆[9]之、仏告二阿難一、是女先世産二一男子一、深結二愛心一、口嗛二其子[10]閇一、母経二三年一、儵倏[11]得レ病、臨二命終時一、撫レ子唆レ閇、而斯之言、我生々世[12]々、常生相之、生二隣家女一、終成二子妻一、祠二自夫骨一、而今慕哭、知二本末事一、故我哭耳者、其斯謂之矣、又如二経説一、昔有二人児一、其身甚軽、疾走如二飛鳥一、父常重愛、守育如レ眼、斯亦奇事也、

1家—充
2束—来
3末—未
4惑—或
5識—議
6業—葉
7契—熱
8嬰—嚶
9嘆—咲
10其—等
11倏—条
12々—ナシ

父見二子軽一、譬之而言、善哉我児、疾走如レ狐、其子命終、後生二狐身一、応レ願二善譬一、不レ欲二悪譬一、必得二彼報一故也、

極窮女憑二敬[1]千手観音像一願二福分一以得二大富一縁第卅二

海使装女者、諾楽左京九条二坊之人也、産二生九子一、極窮無レ比、不レ能二生活一、向二穂積[3]寺一、於二千手像一、而願二福分一、一年不レ満、大炊天皇之世、天平宝字七年癸卯冬十月十日、不レ慮之外、敢其妹来、以二皮櫃一寄レ姉而往之、脚染二馬屎一、曰、我今来故、是物置也、待之不レ来、故往問レ弟、々答不レ知、爰内レ心思怪、開レ櫃而見、有二銭百貫一、如レ常買二花香油一、擎往二千手前一、而見二其足一、著二之馬屎一、爾乃疑思、菩薩貶レ銭歟、過二三年一聆下収二千手院一修理分之銭無中百貫上、因皮櫃知二彼寺之銭一、闕委、是銭[4]観音所レ賜、賛曰、善哉海使氏長母、朝視二飢子一、流二泣血涙一、夕焼二香燈[5]一、願二観音徳一、応銭入レ家、滅二貧窮愁一、感聖留レ福、流二大富泉一、養レ児飽[6]レ徳、発レ衣晰委、慈レ子来レ祐、買レ香得レ価、如二涅槃経説一、母慈レ子因自生二梵天一者、其斯謂之矣、斯奇異之事矣、

1 敬千―擎
2 第―ナシ
3 積―ナシ
4 銭―箴
5 燈―焼
6 飽徳発衣―飽発衣苑

日本国現報善悪霊異記中巻

日本国現報善悪霊異記下巻[1]

諾楽右京薬師寺沙門景戒録

夫善悪因果者、著二於内経一、吉凶得失、載二諸外典一、今探二是賢劫[2]釈迦一代教文一、有二三時一、一正法五百年、二像法千年、三末法万年、自二仏涅槃一以来、迄二于延暦六年歳次二[3]丁卯一、而逕二一千七百廿二年一、過二正像二一、而入二末法一、然日本従二仏法伝[4]適一以還、迄二于延暦六年一、而逕二二百卅六歳一也、夫花咲無レ声、鶏鳴無レ涙、観レ代、修レ善之者、若二石峯花一、作レ悪之者、似二土山毛一、匪レ繕[5]因果一作レ罪、嗜[6]名利殺生一、疑二善根悪種一（以比無レ目之人履二賢尾一亘失之一兮託レ鬼之人抱二毒蛇一莫朴之一兮）、悪報遄来、如二水鏡向之即現一、幸力颰被、如二谷響喚之必応一、現報若レ之、烏[7]人不レ慎乎、此生空過、後悔無レ益、暫爾[8]身、詎[9]眉[10]存之、泛爾[11]命、孰常恃之、既入二末劫一、何弗レ仂矣、噫矜言惻、那免二劫災一、唯資二施衆僧一搏食一、於二修レ善之福一、而不レ逢二当来飢饉之災苦一、頼二持一日不殺戒一、於二行レ道之力一、而[13]不レ値二末劫刀兵之怨害一、昔有二一比丘一、住レ山坐禅、毎二斎食時一、折レ飯施レ烏、々常啄[14]効、毎レ日来候、比丘斎食訖後、嚼二楊[15]枝一、嗽[16]レ口洒レ手、把レ礫而翫[17]、烏居二籬[18]外一、時[19]彼比丘、不レ瞪二居烏一、投レ礫中レ烏、々頭破飛[20]、即死生レ猪、々住二其山一、彼猪至二於比丘室上一、頽レ石求レ食、石径下中二比丘一而死、猪不レ思レ賊、石自来殺、無記作レ罪、無記報レ怨、何況乎、発二悪心一殺、無二彼怨報一歟[21]、殖二悪之因一、報二怨之

1 下巻（来「下◇」）―巻下
2 釈（来）―尺
3 丁卯（来「丁卯」）―丁卯
4 伝（来「伝始」）―僧
5 繕―礒
6 嗜…必応（来）―以比無目之人履亘失之兮嗜名利殺生疑詫鬼之人抱毒蛇莫朽之兮悪種亘◇之兮善根悪報遄来如水鏡向之即現幸◇颰兮悪◇如谷響喚之◇」・真「◇之即現夸刀颰被如谷響喚之必応」）―以比無目之人履亘失之兮虎見尾嗜名利殺生疑善根悪報遄来如鏡託鬼之人抱毒蛇莫朽之向之即現夸力颰兮悪種亘被如谷響喚之必応
7 烏（真釈「烏詎也」）―嗚
8 暫爾（真「暫爾」・真釈「暫爾シ万良久乃」）―暫示
9 詎（真）―誰　10 眉（真「眉」・真釈「眉長也」）―肩
11 泛爾（真「泛爾」・真釈「泛爾加利佐万奈留」）―泛示　12 孰（来真「孰」・真釈「孰誰也」）―熟　13 而（来真）―ナシ
14 啄（真）―喙
15 楊枝（来真）―柀
16 嗽（真）―嚼
17 翫（真）―ナシ
18 籬（真）―雖
19 時（来真）―ナシ
20 飛即死（真「飛即死々」）―死即死　21 歟（真）―与

果ニ、是吾迷心、作ニ於福因一、而鑑ニ菩提一、是我寤懐、羊[22]僧景戒、所レ学者、未レ得ニ天台智者之問術一、所レ悟者、未レ得ニ神人弁者之答術一、是猶ニ以レ螺酌レ海因[23]レ管闚レ天者一矣、匪ニ伝燈之良匠一、而強訂瞎ニ斯事一、剋ニ轍浄刹一、奔ニ心覚路一、遠愧[25]ニ前非一、長祈ニ後善一、注ニ奇異事一、爾言提流、授レ手欲レ勧、濡レ足欲レ導、庶掃レ地共生ニ西方極楽一、傾レ巣同住ニ天上宝堂一者矣、

憶ニ持法花経一者舌著ニ之曝髑髏中一不レ朽縁第一

諾楽宮御ニ大八州国一之帝姫阿倍天皇御代、紀伊国牟婁郡熊野村、有ニ永興禅師一、化ニ海辺之人一、時人貴ニ其行一、故美称ニ菩薩一、従ニ天皇城一有レ南故、号曰ニ南菩薩一、爾時有ニ一禅師一、来ニ之於菩薩所一、々レ持之物、法花経一部字細少書減ニ巻数一成ニ一巻一持之、白銅水瓶一口、縄床一足也、僧常誦ニ持法華大乗一、以レ之為レ宗、歴ニ一年余一、而思ニ別去一、敬ニ礼禅師一、奉ニ施縄床一、而語之曰、今者罷退、欲ニ展レ山踰ニ於伊勢国一、禅師聞之、糯干飯舂ニ篩二斗一、以レ之施レ師、優婆塞二人副レ共、遣レ使見送、是禅師、一日道所レ送、而以ニ法花経幷鉢干飯粉等一、与ニ優婆塞一、自レ此令レ還、唯以ニ麻縄廿尋水瓶一口一、而別去レ匿、逕ニ之二年一、熊野村人、至ニ于熊野河上之山一、伐レ樹作レ船、聞之有レ音、誦ニ法花経一、累レ日逕レ月、猶読不レ止、造レ船之人、聞ニ読レ経音一、発レ心貴之、擎ニ自分糧一、以推求之、不レ瞰ニ形色一、故還而居、読レ経之音、如レ先不レ息、後歴ニ半年一、為レ引レ船人、入レ山聞之、読レ経音猶不レ止、怪白ニ禅師一、々々怪往、而聞有レ実、尋求見之、有ニ一屍骨一、以ニ麻縄一繋ニ二足一懸レ巌、投レ身而死、骨側有レ瓶、乃知別去之禅師也、永興見之、悲哭而還、然歴ニ三年一、山人告知、読レ経之音、如レ常不レ止、永興復往、将レ収ニ其骨一、見ニ髑髏一者、至ニ于三年一、其舌不レ腐、宛然生有、諒知、大乗不思議力、誦レ経積レ功験徳也、賛曰、貴哉禅師、受ニ血肉身一、常誦ニ法華一、得ニ大乗験一、投レ身曝レ骨、而髑髏中、著舌不レ爛、是聖不レ凡矣、又吉野金峯、有ニ一禅師一、往レ峯行道、禅師往前有レ音、読ニ於法花経金剛般若経一、聞之留立、排ニ開草中一、而見之者、有ニ一髑髏一、歴レ久日曝、其舌不レ爛、而生著有、禅師取収ニ浄処一、禱ニ髑髏一言、以ニ因縁一故、汝値ニ於我一、便以ニ草葺一、覆ニ於其上一、共住読レ経、六時行道、禅師随レ読ニ法花一、髑髏共読、故見ニ彼舌一、々振動矣、是亦奇異之事也、

22 羊(真)―◇
23 因(真)―ナシ
24 良(真)―◇
25 愧…濡足欲(真)―近足
1 之(前国)―ナシ
2 大(来前国)―宇太
3 人(来前国)―ナシ
4 展(来前国)―居
5 篩―飾
6 去匿逕之(来「知逕之」・前国「去逕之」)―去逕送
7 河(前国)―阿
8 白(来前)―曰
9 投(来前国)―捉
10 瓶(来前国)―水瓶

殺ニ生物命一結レ怨作ニ狐狗一互相報レ怨縁第二[1]

禅師永興者、諾楽左京興福寺沙門矣、俗姓葦屋君氏、一云ニ市往氏一、摂津国手嶋郡人也、住ニ于紀伊国牟婁郡熊野村一而修行、時彼村有ニ病者一、是将ニ来於禅師住寺一、勧ニ請禅師一、而令レ看レ病、呪之時愈、即退発レ病、如レ是生レ怪[2]、多日不レ輟、強盟猶呪、病者託曰、我是狐矣、無用不レ伏、禅師莫レ強、問之何故、答[3]斯先殺レ我、々報ニ彼怨一、是人纔死、生レ犬[4]殺レ我、聞怪教化、不レ放而殺、一年之後、其[5]死人臥室、禅師之弟子臥レ病、爾時有人、繋レ犬於ニ禅師一而来、彼犬嘷吠、抓脱ニ枷鎖一、断レ鏁欲レ奔、禅師怪之、告ニ犬主一言、応ニ放知レ由、纔放走ニ入病弟子室一、咋レ狐引出、禅師禁レ犬、不レ免レ麟殺一、晰委、斃人還報ニ彼怨一、嗚呼惟也、怨報不レ朽、何以故、毗瑠璃王、報ニ過去怨一、而殺ニ釈衆九千九百九十万人一、以レ怨報レ怨[7]、々猶不レ滅、如ニ

11 知(来前国)―云
12 収(来前国)―取
13 宛(来前)―菟
14 乗(来前国)―垂
15 投(来国)―捉
16 聖(来国)―明聖也
17 往(前国)―聞往
18 著有(前国)―者著有
19 禱(来前)―語
1 怨(前国)―ナシ
2 怪―経
3 斯(前国)―期
4 犬(前国)―大
5 死(前国)―怨
6 抓脱枷鎖断(前「抓脱支奈于天枷断」・真釈「可支天」)―狐脱枷蹟
7 怨々(来前国)―々々

車輪転、若有人能学[8]忍辱一時、見二怨人一者、為二我恩師一、不レ報二彼怨一、以レ之為レ忍、是故怨者、即忍之師、所以書伝云、若不二罵[9]忍一、心危[10]打二殺其母一者、其斯謂之矣、

沙門憑二願十一面観世音像一得二現報一縁第三

沙門弁宗者、大安寺之僧也、天年有レ弁、白堂為レ宗、多知二檀越一、高得二衆気一、帝姫阿倍天皇代、弁宗受二用于其寺大修多羅供銭卅貫一、不レ得二償納一、維那僧等、徴[1]レ銭而逼、償レ債無レ便、故登二於泊瀬上山寺一、参二向十一面観音菩薩一、々々々々之手、縄繋引之、而白[2]之言、我用二大安寺修多羅宗分銭一、而償無レ便、願我施レ銭、称レ名以願求[3]、於レ是維那等、来徴[4]之猶逼、答言暫待、我於二菩薩一、白レ銭将レ償、敢久不レ延、于レ時船親王、有二善縁一、参二至其山寺一、備二法事一而行、弁宗法師、繋レ像引レ縄、猶白之曰、銭速賜レ我、徴銭速償、親王聞之、問二弟子一言、以二何因縁一、今斯禅師、如レ是白耶、弟子答之、如レ上具述、親王聞レ状、出レ銭償レ寺、方レ知、観音大悲、法師深信矣、

沙門誦二持方広大乗一沈[1]レ海不レ溺縁第四

諾楽京有二一大僧一、名未レ詳也、僧常誦二於方広経典一、即レ俗貸レ銭、蓄二養妻子一、一女子嫁、別住二夫家一、帝姫阿陪天皇代之時、聟任二於奥国掾一、則於[2]舅僧一、貸二銭廿貫一、為[3]レ装向二於所レ任之国一、歴二歳余一、貸銭[4]一倍、僅償二本銭一、未レ償二利銭一、弥逕二年月一、猶徴[5]乞之、聟羸懐レ嫌、而作二是念一、求レ便殺レ舅、々不レ知、猶平心而乞、聟語レ舅曰、将レ共償[6]奥、舅聞之往、乗レ船度レ奥、聟与二船人一、同レ心謀レ悪、縛二僧四枝一、擲[7]二陥海中一、詐語[8]レ妻曰、汝之父僧、欲レ瞵二汝面一、率レ共度来、忽値二荒浪一、駅船沈[9]レ海、大徳溺流、救取無レ便、終漑沈[10]亡、但我僅活耳、其女聞之、大哀哭言、無レ幸亡レ父、不[11]レ図失レ宝、我別知之、能二見父儀一、寧二視底玉一、亦得二父骨一、哀哉痛哉、僧沈レ海、至レ心読二誦方広経一、海水凹開、踞レ底不レ溺、逕二一日二夜一、後他船人、向二於奥国一、而度[12]見之、縄端泛有、於レ海而漑、留レ船取[13]レ縄、牽[14]之僧上、形色如レ常、於レ是船人大怪、問之汝誰、答[15]云我某、我遭[16]賊盗一、繋縛陥レ海、又問、師何有二要術一故、沈[17]レ水不レ死、答、我常誦二持方広大乗一、其威神力、何更疑之、唯聟姓名、向レ他不レ顕、聟我泊二奥、船人随レ冀、送二之於奥一、彼聟奥国而為二陥舅一、聊備二斎食一、供二於三宝一、舅僧展転乞レ食、偶値二法事一、有二於自度之例一、匿レ面而居、受二其供養一、聟掾自捧二於布施一、献二於衆僧一、於レ是捨[20]二海中一僧、申[21]手受レ施、行掾見之、目瞬青、面赫然、驚恐而隠、法師含[23]レ咲、不レ瞋而忍、終後不レ顕二乎彼悪事一、是沈レ海、水汚不レ溺、毒魚不レ吞、身命不レ亡[24]、誠知、大乗威験、諸仏加護、賛曰、美哉、不レ挙二彼悪一、猶能忍之、寔斯法師鴻慈、忍辱高行、所以長阿含経云、以レ怨報レ怨、如二草滅レ火、以レ慈報レ怨、如二水滅レ火者、其斯謂[25]之矣、

妙見菩薩変化示二異形一顕二盗人一縁第五

河内国安宿郡部内、有二信天原山寺一、為二妙見菩薩一献二燃燈一処、畿内毎レ年、奉二於燃燈一、

8 学忍辱（来国）―発忍辱
9 罵―買
10 危（国）―凡

1 徴（前国）―徴
2 之（来国）―ナシ
3 求於（来「求於」・前国「於」）―求
4 徴（前国）―徴

1 沈（前国）―沉

2 於（来前）―ナシ
3 装（来前）―装束
4 貸（来）―識
5 徴―徴

6 償（来前）―ナシ
7 擲（前）―擲
8 詐（前）―往
9 沈（来前）―沈
10 沈（来前）―沉
11 不―片

12 見（来前）―恩
13 船（来前）―船人
14 僧（来前）―忽僧
15 云（前）―之
16 賊（前）―賤
17 沈（来前）―沈
18 冀―異

19 自（来前）―白
20 捨（来前）―於
21 申（来前）―由
22 赫（来前）―赦
23 含（来前）―合
24 亡（来前）―已

25 之（来）―歟

帝姫阿倍天皇代、知識依[1]レ例、献二於燃燈菩薩一、並室主施二於銭財物一、其布施銭之中五貫、師之弟子、竊盗而隠、後為レ取レ銭往、見之無レ銭、但鹿負レ箭[2]、而仆[3]死之、仍為レ荷レ鹿、返二于河内市辺井上寺之里一、率二人等一而至、見之非レ鹿、唯銭五貫、因顕二盗人一、定知、是非二実鹿一、菩薩所レ示矣、是奇異之事矣、

禅師将レ食魚化二作法花経一覆二俗誹一縁第六

吉野山有二一山寺一、名号二海部峯一也、帝姫阿倍天皇御世、有二一大僧一、住二彼山寺一、精勤修レ道、疲レ身弱レ力、不レ得二起居一、念二欲食一レ魚、語二弟子一言、我欲レ噉レ魚、汝求養レ我、弟子受二師語一、至二於紀伊国海辺一、買二鮮[1]鰡八隻一、納二小櫃一而帰上、時本知[2]檀越三人、遭レ道、而問之言、汝所レ持[3]物、何物之也、童子答言、此法花経也、従二持小櫃一、垂二魚之汁一、其臭猶[4]レ魚、俗念レ非レ経、即至二於大和国内市辺一、俗等倶息、俗人逼言、汝之持物、非レ経此魚也、童子答言、非レ魚当経也、俗強令レ開、不レ得二逆拒一、開レ櫃見之[5]、化二法花経八巻一也、俗等見之、恐奇而去、彼一俗念二猶奇見遂一、而竊窺往、童子至二於山寺一、向レ師具陳二於俗等事一、禅師聞之、一怪一喜、知二天守護一、然食二彼魚一時、窺往俗見、五体投レ地、白二禅師一言、雖二実魚体一、而就二聖人之食物一者、化二法花経一也、我愚癡邪見、不レ知二因果一、而犯逼悩乱、願罪脱賜、自レ今已後、為二我大師一、恭敬供養、自レ爾俗成二大檀越一、供二養禅師一、当レ知、為レ法助レ身、於二食物一者、雖レ食レ雑レ毒、而成二甘露一、雖レ食二魚宍[6]一、而非レ犯レ罪、魚化成レ経、天感済[7]レ道、此復奇異事也、

1 依(来前国)—縁依
2 箭(前「矢」)—仏前
3 仆死(来国「死仆」)—作死
1 鮮(来前)—ナシ
2 知(来前)—如
3 所(来前)—ナシ
4 猶(来)—狐
5 之化(来「之」)—化
6 宍—害
7 済(来)—斉

被二観音木像之助一脱二王難一縁第七

正六位上丈部直山継者、武蔵国多磨郡小河郷人也、其妻白髪部之氏女也、山継為二征人一、賊地毛人打所レ遣、廻二賊地一之頃、彼妻為レ令レ脱二賊難一、作二観音木像一、以[2]懃敬供、夫免二災難一、自二賊地一還来、発二歓喜心一、与レ妻相供、経二之数年一、帝姫阿倍天皇御世、天平宝字八年甲辰十二月、山継遭二賊臣[3]仲麿之乱一、而羅二於殺罪之例一、入[4]二十三人類一、誅二十二人頸一訖時、山継心迷惑[5]、彼奉二作敬供一観音木像、呵嘖而言、咄汝何居二此穢地一哉、挙レ足従レ項踰通、而為二行騰一、即見二其頸張曳一、将二打殺一時、勅使馳来言、若丈部直山継[6]、在二此類一耶、答曰有之、今将二誅殺一、使諫[7]莫レ殺、唯当二流罪一、於二信濃国一所レ流、然後不レ久召上、令レ官而多磨郡少領所レ任也、逢レ難所二張曳一、其痕[8]猶残也、山継脱レ殺全レ命之者、観音助救也、故於二己作善功徳一、発レ信至レ心、即大歓喜、被レ助脱レ災故、

弥勒菩薩応二於所レ願示二奇形一縁第八

近江国坂田郡遠江里、有二一富人一、姓名未レ詳也、将レ写二瑜伽論一、発レ願未レ写、而淹歴レ年、家財漸衰、生活無レ便、離レ家捨二妻子一、修レ道求レ祐、猶賒二願果一、常愁二于懐一、帝姫阿陪天皇御世、天平神護二年丙午秋九月、至二一山寺一、累レ日止住、其山寺内、生二立一柴一、其柴皮[1]上、

1 丈部直(来「丈部直」・前「丈直」・国「丈部」)—大真
2 以：相供(来「以勤敬供夫免難自賊地還来発歓喜心与妻相供」・前「以勤敬供夫無災難自賊地還来発歓喜心与妻相◇」・国「以勤欲供夫天災難自賊地還来発歓喜心与妻相供」)—慇懃
3 臣(来前国)—中臣
4 入(来前国)—八
5 惑(前)—或
6 丈部(来「丈部」・前「丈」)—大
7 諫(来前国)—誅
8 痕—眼
1 皮(来)—枝皮

忽然化二生弥勒菩薩像一、時彼行者、見之仰瞻、巡レ柴哀願、諸人伝聞、来見二彼像一、或献二俵稲一、或献二銭衣一、乃至供二上一切財物一、奉二繕写瑜伽論百巻一、因設二斎会一、既而其像、奄然不レ現、誠知、弥勒高有二兜率天上一、応レ願所レ示、願主下在二苦縛凡地一、深信招レ祐、何更疑之也、

閻羅王示二奇表一勧レ人令レ修レ善縁第九

藤原朝臣広足者、帝姫阿倍天皇御代、倏病嬰レ身、為レ差二身病一、神護景雲二年二月十七日、至二大和国葛田郡於二真木原山寺一而住、持二八斎戒一、取レ筆書習、就レ机迄二于暮一而不レ動、侍者童男、思二之睡眠一、驚動白言、臻二日没時一、故応レ礼レ仏、然猶不レ驚、強押振動、堕二手取筆一、四支曲屈、仰仆不レ気、訂瞻二之死一、従者悚怖、慄走帰レ家、告二知親属一、々々聞之、備二喪殯物一、経二七之三日一、而往見之、蘇甦居待、属等問之、答語、有レ人鬢生逆レ頬、下著レ緋、上著レ紺、佩レ兵持レ梓、喚二広足一言、閾急召レ汝、以レ戴党レ背、立レ前逼将、先見二一人一、後見二二使一、之中立レ我、追忿走往、々前道中、断有二深河一、水色黒黛、不レ流沖寂、以レ楛置レ中、彼方此方、二端不レ及、前立人言、汝没二此河一、能践二我蹤一、踏レ躅令レ度、前道之頭、有二重楼閣一、炫耀放レ晃、四方懸レ簾、其中居人、不レ観二面貌一、一使走入、而白之言、召将来也、告之召入、奉レ詔召入、聳レ簾問告知二於汝後立人一不也、瞻広足妻、懐任不レ得レ産レ児而死也、乃答之曰、是実我妻、復告、依二此女患事一故召レ汝耳、斯女可レ受苦六年、之中三年受、未レ受二三年一、今愁之白、孕二於汝児一、而嬰レ之死、故今残苦、与レ汝倶受、広足白言、我為二此女一、写二法華経一、講読供養、救二所レ受苦一、妻白之言、実如レ白修、忽免応レ還、便随二女白一、而告之曰、速還疾修、広足受レ詔、罷至二閾門一、即念レ欲レ知二召レ我之人一、更還白之、欲レ知二御名一、爰告、欲レ知レ我、々閻羅王、汝国称二地蔵菩薩一是也、即下二右手一、摩二我頂一告、我印点レ之、故不レ逢レ災、速忽還往、彼手指大、如二十抱余一、広足朝臣、如レ之語伝、為二彼死妻一、奉レ写二法花経一、講読供養、追二贈福聚一、贖二祓彼苦一、斯奇異事矣、

1 倏(真釈「倏 忽(忽か)」・来前国「倏」)—修
2 思(前国)—異
3 堕(国)—随
4 仰仆(前国)—樹作
5 瞻—晻
6 之(来国)—也
7 而(来前国)—ナシ
8 甦(来)—甦起
9 頬(来前国)—類
10 戴—戦
11 後(来前国)—復
12 沖(来前国)—仲
13 此方(前国)—ナシ
14 簾(来前国「簾」)—簾
15 告(来前国)—先
16 後(前)—復
17 之(前国)—也
18 白(前国)—由
19 之(前国)—ナシ
20 修(前国)—儻
21 更(来前国)—我更
22 之(来前国)—也
23 之故(前「々々故」)—故之
24 如(来前国)—抱如
25 之(来前国)—也

如レ法奉レ写法華経火不レ焼縁第十

牟婁沙弥者、榎本氏也、自度無レ名、紀伊国牟婁郡人故、字号二牟婁一、沙弥者、居二住安諦郡之荒田村一、剃二除鬢髪一、著二之袈裟一、即レ俗収レ家、営二造産業一、発下願中如レ法清浄奉レ写二法花経一部一、専自書写、毎二大小便利一、洗浴浄レ身、自レ就二書写筵一、以還、巡二之六箇月一、乃繕写畢、供養之後、入二於塗レ漆皮筥一、不レ安二外処一、置二於住室之翼階一、時々読之、神護景雲三年歳次二己酉一夏五月廿三日丁酉之午時発レ火、摠家皆悉焼滅、唯彼納レ経之筥、有二於盛燼火之中一、都無レ所二焼損一、開レ筥見之、経色儼然、文字宛然、八方人視聞之、無レ不二奇異一、諒知、河東練行尼、所レ写如法経之功茲顕、陳時王与女、読経免二火難一之力再示、賛曰、貴哉榎本氏、深信積レ功、写二一乗経一、護法神衛、火呈二霊験一、是不信人改レ心之能談、邪見人輟レ悪之穎師矣、

1 之(来国)—也
2 之(来国)—ナシ
3 俗(来前国)—俓
4 筵—莚
5 之(来)—ナシ
6 漆(真釈「漆 宇留シ」・来前国「漆」)—染
7 筥—莒
8 之(来国)—ナシ
9 筥—莒
10 筥—莒
11 宛—苑
12 河(来国)—阿
13 王与女(真釈「王与女三人名」・来国「王与女」)—王与
14 改心(来)—愍

二目盲女人帰二敬薬師仏木像一以現得レ明レ眼縁第十一

諾楽京越田池南蓼原里中、蓼原堂在二薬師如来木像一、当二帝姫阿倍天皇之代一、其村有二二目盲女一、此生二一女子一、年七歳也、寡[2]而無レ夫、極窮無レ比、不レ得レ索[3]レ食、将レ飢而死一、自謂、宿業所レ招、非二唯現報一、徒空飢死、不レ如レ行レ善[4]、使二子控レ手、迄二于其堂一、向二薬師仏像一、願レ眼而曰、非レ惜二我命一、惜[5]我子命一、一是[6]二人之命也、願我賜レ眼、檀越見矜、開レ戸入レ裏、向二像之面一、以令二称礼一、逕二七日一、副子見之、従二其像臆一、如二桃脂[7][8]一物、忽然出垂、子告二知母一、々聞欲レ食、故告レ子曰、搏含二吾口一、然食[9]之[10]、甚甜、便亦目開、定知、至レ心発レ願、々者無レ不二得之一也、是奇異之事矣、

二目盲男敬称二千手観音[1]日摩尼手一以現得レ明レ眼縁第十二

奈良京薬師寺東辺里、有二盲[3]之人一、二眼精盲、帰二敬観音一、称二念日摩尼手一、明二眼闇一、昼坐二薬師寺於二正東之門一、披二敷布巾一、称二礼日摩尼手[4]之名一、往来之人、見哀之者、銭米穀物、施置二巾上一、或坐二巷陌一、称礼如レ上、日中之時、聞二打レ鍾之音一、参二入其寺一、而就二衆僧一、乞レ飯命活、而経二数年一、至二帝姫阿陪天皇之代一、不レ知二人来云、汝矜故、我二人治二汝盲目一、左右各治、々了[5]語言、我逕二二日一、必来二是処一、慎待不レ忘、其後不レ久、倏二眼明、平復如レ故、当二期日一待、終復不レ来、賛曰、善哉彼二目盲者、現生開レ眼、遠通二大方一、捨レ杖空手、

1 縁(前国)—ナシ

2 寡—寡
3 索(真釈「索乞也」・来「索」)—素
4 善(来前)—念善
5 惜(前国)—一惜
6 是—旦已
7 桃(来前国)—棑
8 脂(前)—暗
9 然(来前国)—ナシ
10 之(来前国)—也

1 日(前)—ナシ
2 奈(前国)—太
3 之(前国)—ナシ
4 之(前国)—也
5 々(国)—ナシ
6 大—太

能見能行、誠知、観音徳力、盲人深信也、

将レ写二法花経一建レ願人[1]断レ日暗穴頼二願力一得レ全レ命縁第十三

美作国英多郡部内、有二官取レ鉄之山一、帝姫阿陪天皇御代、其国司召二発役夫十人一、令レ入二鉄山一、入レ穴堀二取鉄一、時山穴口、忽然崩塞動、役夫驚恐、従レ穴競出、九人僅出、一人有二後出一、彼穴口塞合留、国司上下、思二之所レ圧而死一、故惆悵之、妻子哭愁、図二絵観音像一、写レ経追二贈福力一、而逕二七々日[2]已訖一、于レ時独居二穴裏一、念吾先日、願レ奉レ写二法花大乗一、而未レ写断、我命全給、我必奉レ果、居二于闇穴一、而惆悵之、自二生長時一、至二于今日一、無レ過二此哀一、彼穴戸隙、指刺許開、日光被至、有[3]一沙弥一、自レ隙入来、鉢盛二饌食一、以与之語、汝之妻子、供二我飲食一、雇レ吾勧レ救、汝復哭愁、故我来之、自レ隙出去、々後不レ久、当二乎居頂一、而穴開通、日光照被及也、穴開通、広方二尺余、高五丈許、于レ時卅余人、取レ葛入レ山、自二穴辺一往、穴底人、見二人影一叫言、取二我手一云、山人側聞レ如二蚊虻[4]音一、即聞怪之、取レ葛繋レ石、下レ底而試[5]、底人取引[6]、明知二人也一、結レ葛為レ縄、編レ葛為レ籠、以二四葛縄一、繋[7]籠四角一、機立二穴門一、漸下二穴底一、々人乗レ籠、以レ機牽上、持送二親家一、親属見之、哀喜無レ比、国司問之、汝作二何善一、答曰レ如レ上、国司聞之、大悲、引二率知識一、相助造二法花経一、供養已畢、是乃法花経神力、観音顕驗、更莫二疑之一矣、

1 断日(前目録)—料肉

2 々(前)—ナシ

3 有(前)—故有

4 虻(前)—ナシ
5 試—誠
6 引(前)—別
7 繋(前)—ナシ

拍下于憶二持千手呪一者上以現得二悪死報一縁第十四

越前国加賀郡、有二浮浪人之長一、探二浮浪人一、駈二使雑徭一、徴二乞調庸一、于レ時有二京戸[1]小野朝臣庭麿一、為二優婆塞一、常誦二持千手之呪一為レ業、展二転彼加賀郡部内之山一、而修行、神護景雲三年歳次二己酉一春三月廿六[2]日午時、其長有二其郡部内御馬河里一、遇二行者一曰、汝何国人、答、我修行者、非二俗人一也、長瞋嘖言、汝浮浪人、何不レ輸レ調、縛打駈徭、猶拒逆之、懇引レ譬言、衣虱上二於頭一而成黒、頭虱下二於衣一而成レ白、如レ是有レ譬、頂載二陀羅尼一負レ経[3]之意、不レ遭二俗難一、何故持二大乗一之我令二打辱一、実有二験徳一、今示二威力一、以レ縄繋二千手経一、従レ地引[4]之而去、刑二行者一之処、与二長[5]家一之程、一里許、長至二己[6]家門一、従レ馬将レ下、堅不レ得レ下、忽与二乗[7]馬一、騰レ空而往、到下[8]捶二行者一之処上、懸レ空逕二一日一夜一、明日午時、自レ空落死、彼身摧損、如二竿入一レ嚢、諸人見之、無レ不二懼恐一、如二千手経説一、此大神呪[9][10]々、乾枯樹尚得レ生レ枝柯華菓一、若有下謗二此呪一者上、即為レ謗二彼九十九億恒河沙諸仏一云々、方広経云、誹二謗賢人一者、等下於破二壊八万四千国塔寺一之人罪上者、其斯謂之矣、

撃[1]二沙弥乞食一以現得二悪死報一縁第十五

犬養宿禰真老者、居二住諸楽京活目[2]陵北之佐岐村一也、天骨邪見、猒二悪乞者一、当二帝姫阿陪天皇之代一、有二一沙弥一、就二真老之門一、而乞レ食、真老不レ施二乞物一、返奪[3]裂裟、諸見逼悩言、汝曷僧也、乞者答曰、我是自度[4]、真老亦拍逐之、沙弥大恨而去、於二其日夕一、煮鯉寒凝、明日辰時、起二居朝床一、彼鯉含レ口、取レ酒将レ飲、自レ口黒[5]血、返吐傾臥、如レ幻絶レ気、如レ寐命終、諒知、邪見切レ身之利剣、瞋心是招レ禍之疾鬼、慳貪受レ餓鬼一之苦因、多欲障二慈施一之猛藪、唯見二来乞者一、可下生二憐愍一、和顔悦色、法施財施上、所以丈夫論云、慳心多者、雖二是泥土一、重二於金玉一、悲心多者、雖レ施二金玉一、軽二於草木一、見二乞人一時、不レ忍レ言レ無、悲泣堕レ涙云々、

女人濫嫁飢二子乳一故得二現報一縁第十六

横江臣成[1]女者、[2]越前国加賀郡人也、天骨婬泆、濫嫁為レ宗、未レ尽二丁齢一、死淹歴レ年、[3]紀伊国名草郡能応里之[4]人、寂林法師、離二[5]之国家一、経二[6]之他国一、修レ法求レ道、而至二加賀郡畝田村一、逕レ年止住、奈良宮御二宇大八嶋国一白壁天皇世、宝亀元年庚戌冬十二月廿三日之夜夢見、従二大和国鵤鵤[7]聖徳王宮前之路一、指レ東而行、其路如レ鏡、広一町許、直如二墨縄一、辺木草立、林佇[8]看二之於草中一、有二大快肥女一、裸衣而踞、両乳脹大、如二竈戸一垂、自レ乳流レ膿、長跪以レ手押レ膝、臨二[9]之病乳一、而言痛乳乎、呻吟苦レ病、林問汝何女、答、我有二越前国加賀郡大野郷畝田村一[10]之横江臣成人之母也、我齢丁時、濫嫁邪婬、幼稚子棄、与レ壮倶寐、逕二[11][12]之多日一、而子乳飢、唯子之中、成人甚飢、先由二幼子飢一レ乳之罪一故、今受二乳脹病之報一、問何脱二此罪一、答、成人知之、我罪免也、林自レ夢驚醒、独心怪思、逕二彼里一訊、[13]於是有人答言、当余是也、林述二於夢状一、成人聞之、言我稚時、離レ母不レ知、唯有二我姉一、能知二事状一、問レ姉之時、[14]

1 戸(前)—尸
2 六(前)—七
3 之(前)—也
4 之(前)—也
5 家(来前)—遂
6 己(来前)—也
7 乗(前)—垂
8 捶(来前)—揺
9 此(来前)—ナシ
10 々(来前)—ナシ

1 撃—繋
2 目(来国)—目自
3 奪(来前国)—集
4 度(来前国)—慶

5 黒(前国)—里

6 土(来)—安

1 習—負
2 者(来国)—ナシ
3 紀(来前国)—記
4 之(来前国)—也
5 之(国)—也
6 之(国)—也
7 鵤鵤(真釈「二合、意可留可」)—鵈鵤
8 看(来前国)—者
9 之(来前国)—也
10 之(来国)—也
11 倶(来国)—夫倶
12 之(来国)—也
13 訊(前)—孰
14 之(来前)—也

答実如レ語、我等母公、面姿姝[15]妙、為レ男愛欲、濫嫁惜レ乳、不レ賜二子乳一、爰諸子悲言、我不二思怨一、何慈母君、受二是苦罪一、造レ仏写レ経、贖二母之罪一、法事已訖、後悟夢曰、今我罪免之矣、誠知、母両甘乳、寔雖二恩深一、惜不二哺育一、返成二殃罪一、豈不レ令レ飲哉、

未二作畢一捻[1]攝像生二呻音一示二奇表一縁第十七

沙弥信行者、紀伊国那[2]賀郡弥気里人、俗姓大伴連祖是也、捨レ俗自度、剃二除鬢髪一、著二福田衣一、求レ福行レ因、其里有二一道場一、号曰二弥気山室堂一、其村人等、造二私之堂一、故以為レ字、法名曰二慈氏禅定堂[3]一者、未二作畢一有二捻[4]攝像二体一、弥勒菩薩之脇士也、臂手折落、居二於鐘台一、檀越量曰、斯像隠二蔵乎山浄処一、信行沙弥、常住二其堂一、打レ鐘為レ宗、見二像未レ畢、猶以為レ患、落臂之者、以レ糸縛副、撫二於像頂一、毎願之言、当有二聖人一、令レ得二因縁一、淹遅二数年一、白璧天皇代、宝亀二年辛亥秋七月中旬、従二夜半一有二呻声一言、痛哉々々、其音細小、如二女人音一、而長引呻、信行初思、越レ山之人、得[6]二頓病一宿、即起巡レ坊、覓無二病人一、怪之[7]嘿然、彼病呻音、累レ夜不レ息[8]、不レ得二乎忍一、起窺見之[9]、呻有二鍾堂一、実知二彼像一、信行見之、一怪一悲、時左京元興寺沙門豊慶、常住二其堂一、驚二彼沙門一、叩二室戸一白、咄大法師、起応二聞之一矣、具述二呻状一、於レ茲豊慶与二信行一、大怪大悲、率二引知識[10]一、奉二捻造一畢、設レ会供養、今[11]安二置弥気堂一、以居二乎弥勒脇士一之菩薩是也 左大妙声菩薩右法音輪菩薩、誠知、願無レ不レ得、無二願不一レ果者、其斯謂之也、斯亦奇表之事也、

奉レ写二法花経一々師為二邪婬一以現得二悪死報一縁第十八

丹治比経師者、河内国丹治比郡[1]人、姓丹治比、故以為レ字、其郡部内、有二一道場一、号曰二野中堂一、有二発レ願人一、以二宝亀二年辛亥夏六月一、請二其経師一、於二其堂一、奉レ写二法花経一、女衆参集、以二浄水一加二経之御墨水一、于[2]レ時未申之間、段レ雲雨降、避レ雨入レ堂、々裏狭少、故経師与二女衆一、居同処一、爰経師婬心熾発、踞二於嬢背一、挙レ裳而婚、随二閇入一レ閫、携レ手俱死、唯女口瘟、嚙[3]出而死、晰知、護法刑罰、愛[4]欲之火、雖レ燋二身心一、而由二婬心一、不レ為二穢行一、愚人所レ貪、如二蛾投一レ火、所以律云、弱背自婬[5]二面門一、復涅槃経云、知二五欲法一、無レ有二歓楽一、不レ得二暫停一、如二犬齧一枯骨一、無二飽厭期一者、其斯謂之[7]矣、

産生肉団之作二女子一修レ善化レ人縁第十九

肥[1]後国八代郡豊服郷人、豊服広公之[2]妻懐任、宝亀二年辛亥冬十一月十五日寅時、産二生一肉団一、其姿如レ卵、夫妻謂二為非一レ祥、入レ筒以蔵、置二[3]之山石中一、逕二[4]之七日一、而往見之、肉団[5]殻開、生二女子一焉、父母取之、更哺レ乳養、見聞人、合[7]レ国無レ不レ奇、経二八箇月一、不レ俄長大、頭頸成合、異レ人無レ[8]頗、身長三尺五寸、生知利レ口、自然聡明、七歳以前、転二読法華八十花厳一、熟然不レ逗、終楽二出家一、剃二除頭髪一、著二[10]之袈裟一、修レ善化レ人、無二人不一レ信、其音多出、聞人為哀、其体異レ人、無レ�interval無レ嫁、唯出レ尿有レ寶、愚俗皆之、号曰二猴聖一、時託磨郡之国分

15 姝(前国)—妹
16 恩(来)—思

1 攝—摂
2 那(来前国)—耶

3 定堂(国)—師
4 攝(前)—摂

5 初(来前国)—物
6 得(来前国)—時
7 嘿(前国)—哩
8 息(前国)—恩
9 之(来前国)—也
10 識(前国)—試
11 今(国)—令
12 弥(来前国)—禰

1 比(来国)—北

2 于(前国)—ナシ

3 嚙(来前)—嚙齧
4 愛(来前国)—爰
5 背—春
6 涅槃経(来国「炎経」)—湿槃経
7 之(来国)—也

1 肥(来前)—備
2 之(来前)—也
3 之(来)—也
4 之(来前)—ナシ
5 殻(真釈「可比古」)—穀
6 母(来前)—女
7 合(前)—令
8 頗(来前)—顙
9 熟—黙
10 之(来)—ナシ

寺僧、又豊前国宇佐郡之矢羽田大神寺僧二人、嫌二彼尼一言、汝是外道、咽咤嬲之、神人自レ空降、以レ梓将レ棠レ僧、々恐叫終死也、大安寺僧戒明大徳、任二彼竺紫国府大国師一之時、宝亀七八箇年比頃、肥前国佐賀郡大領正七位上佐賀君児公、設二安居会一、請二戒明法師一、令レ講二八十花厳一之時、彼尼不レ闕、坐二衆中一聴、講師見之、呵嘖之言、何尼濫交、尼答之言、仏平等大悲故、為二一切衆生一、流二布正教一、何故別制レ我、因挙レ偈問之、講師不レ得二偈通一、諸高レ名智者、怪之一向問試、尼終不レ屈、乃知二聖化一、而更立レ名、号二舎利菩薩一、道俗帰敬、而為二化主一、昔仏在レ世時、舎衛城須達長者之女蘇曼、所レ生卵十枚、開成二十男一、出家皆得二羅漢果一、迦毘羅衛城長者之妻、懐任生二一肉団一、到二七日頭一、肉団開敷、有二百童子一、一時出家、百人倶得二阿羅漢果一、我聖朝所二弾圧一之土、有二是善類一、斯亦奇異之事矣、

誹レ之奉レ写二法花経一女人過失上以現口喎斜縁第廿

粟国名方郡埴村、在二一女人一、忌部首字曰二多夜須子一、白壁天皇代、是女奉レ写二法花経於麻殖郡苑山寺一、于レ時麻殖郡人忌部連板屋、挙二顕彼女人之過失一、以誹謗故、即口喎斜、面戻二於後一、而終不レ直、法花経云、謗下受二持此経一者上、諸根闇鈍、矬陋攣躄、盲聾背傴、又云、見下受二持是経一者上、出二其過悪一、若実若不レ実、此人現世得二白癩病一者、斯謂之矣、当レ慎信心、応レ讃二彼徳一、不レ謗二其缺一、蒙二大災一故矣、

1之(前目録・国「之」)—ナシ
2方(来前)—号
3埴—麻坦墳
4経(前国)—ナシ
5郡(前国)—ナシ
6顕(来前国)—◇
7斜(来前国)—舒
8謗(来前国)—ナシ
9此(来前国)—ナシ
10攣—率
11躄(真釈「躄アシナヘ」・前国「躃」)—臂
12聾(来前国)—聾
13之(来国)—也
11之(来)—也
12棠(真釈・棠・前「棠」)—裳
13肥—備
14正(来前)—子
15試(来)—識
16之(来前)—之嗄倶者之
17百(来前)—而百

沙門因二眼盲一使レ読二金剛般若経一得レ明レ眼縁第廿一

沙門長義者、諾楽右京薬師寺之僧也、宝亀三年之間、長義眼目闇盲、逕二五月許一、日夜恥悲、屈二請衆僧一、三日三夜、読二誦金剛般若経一、便目開明、如レ本平也、般若験力、其大高哉、深信発レ願、無二願不一レ応故也、

重斤取二人物一又写二法花経一以現得二善悪報一縁第廿二

他田舎人蝦夷者、信農国小県郡跡目里人也、多富二財宝一、銭稲出挙、蝦夷奉レ写二法花経一之人、遍一、毎レ遍設レ会、講読既了、後復思議、猶不レ足レ心、更敬繕写、唯未二供養一、宝亀四年癸丑夏四月下旬、蝦夷忽率而死、妻子量言、丙年之人故不二焼失一、点レ地作レ窀、殯以置之、死経二七日一、而甦告言、使有二四人一、共副将往、初往二広野一、次有二卒坂一、登二於坂上一、観レ有二大観一、於レ是峙視二前路一、多二有数人一、以レ箒掃レ路言、奉レ写二法花経一之人、従二此路一往、故我掃浄、即至待礼、前有二深河一、広一町許、其河度レ椅、有二数人衆一、其椅修理言、奉レ写二法花経一之人、従二此椅一度、故我修理、到便待礼、到二椅彼方一、有二黄金宮一、其宮有レ王、椅本有二三衢一、一道広平、一道草小生、一道以レ藪而塞、立二蝦夷於其衢一、一人入レ宮曰召、王見之言、此奉レ写二法花経一之人、即示二於草小生道一言、従二此道一将、四人副至二熱鉄柱所一、令レ抱二彼柱一、編鉄熱焼、著レ背而押、歴三日夜一、令レ抱二銅柱一、編銅甚熱、著レ背而押、又逕三日一、極熱如レ燿、鉄銅雖レ熱、非レ熱非レ安、編鉄雖レ重、非レ重非レ軽、悪業所レ引、唯欲二抱荷一、合歴二六日一乃出、

1因(前)—一目
2養(来前)—茂
3目(来前)—ナシ
1蝦夷(真釈「蝦夷衣比須」・来前国「蝦夷」)—瑕夷
2県(来前国)—懸
3量(来前)—景
4共(来前国)—告
5初往(前国)—ナシ
6我(来前国)—我等
7経(来前国)—ナシ
8王(前国)—玉
9将(来前国)—将来
10甚(来前国)—其
11熱(前)—◇
12重非(前国)—ナシ
13出(来前国)—至

三僧問二蝦夷一言、汝知二此意一不也、答不レ知也、僧復問言、汝作二何善一、答、我奉レ写二法華経一三部一、唯一部未二供養之一也、札出二三枚一、二枚金札、一枚鉄札、亦斤出二二枚一、一枚重倍二稲一把一、一枚軽減二稲一把一、于レ時僧言、校レ札之者、実如二汝白一、敬二写三部法花大乗一也、雖レ写二大乗一、而作二重罪一、所以者何、汝用二斤二一、出挙之時、用二於軽斤一、徴レ債之日、用二於重斤一、故召レ汝耳、今者忽還、々来如レ前、多人以レ箒掃レ道作レ椅言、奉レ写二法花経一之人、従二閻羅王宮一還来之、度二彼椅一畢、纔見甦還、然而彼戴二所レ写之経一、増発二信心一、講読供養、誠知、作レ善来レ福、作レ悪来レ災、善悪之報、終不二朽失一、並受二二報一、唯専作レ善、不レ可レ作レ悪矣、

用二寺物一復将レ写二大般若一建レ願以現得二善悪報一縁第廿三

大伴連忍勝者、信農国小県郡嬢里人也、大伴連等同レ心、其里中作レ堂、為二氏之寺一、忍勝為レ欲レ写二大般若経一、発レ願集レ物、剃二除鬢髪一、著二之袈裟一、受レ戒修レ道、常住二彼堂一、宝亀五年甲寅春三月、倏被二人讒一、堂檀越所二打損一而死（檀越者、即忍勝之同属也）、眷属議曰、令レ断二于殺人之罪一、故輒不二焼失一、点レ地作レ冢、殯収而置、死歴二五日一乃甦、語二親属一言、召使五人、共副疾往、々道頭、有二甚峻坂一、登二於坂上一、而躊躇見、有二三大道一、一道平広、一道草生荒、一道以レ數而塞、衢中有レ王、使白言召、王示二平道一言、従二是道一将、王使衛往、道末有二大釜一、々湯気如レ焔、涌沸如レ波、吼鳴如レ雷、即取二忍勝一、并投二彼釜一、々冷破裂、而成二四破一、爰三僧出来、問二忍勝一言、汝作二何善一、答、我不レ作レ善、唯欲レ写二大般若経六百巻一、故先発レ願、而未二書写一、于レ時、出二三鉄札一、校之如レ白、僧告之言、汝実発レ願、出家修レ道、雖レ有二是善一、而多二用于住堂之物一、故摧二汝身一、今還畢レ願、後償二堂物一、纔放還来、過二三大衢一、従レ坂而下、即見甦返、斯乃発レ願之力、用レ物之災、是我招罪、非二地獄咎一矣、大般若経云、凡銭一文至二廿日一倍、一百七十四万三貫九百六十八文倍在、故竊一文銭、莫二盗用一也者、其斯謂之矣、

依レ妨二修行人一得二猴身一縁第廿四

近江国野州郡部内、御上嶺、有二神社一、名曰二陀我大神一、奉レ依二封六戸一、社辺有レ堂、白壁天皇御世之宝亀年中、其堂居住、大安寺僧恵勝、暫頃修行時、夢人語言、為レ我読レ経、驚覚念怪、明日小白猴現来言、住二此道場一、而為レ我読二法華経一云、僧問言、汝誰耶、猴答言、我東天竺国大王也、彼国有二修行僧一、従者数千、所以農業怠数千者千余数云二数千一也、因我制言、従者莫レ多、其時我者、禁二従衆多一、不レ妨レ修レ道、雖レ不レ禁レ修レ道、因レ妨二従者一、而成二罪報一、猶後生受二此猴身一、成二此社神一、故為レ脱二斯身一、居二住此堂一、為レ我読二法華経一、僧言、然者供養行也、時猴答曰、無二本応一レ供物一、僧言、此村粢多有、此乎充二我供養料一、令レ読レ経、猴答言、朝庭貶レ我、而有二典主一、念二之己物一、不レ免レ我、々恣不レ用（典主者即彼神社司也）、僧言、無二供養一者、何為奉レ読レ経、猴答言、然者、浅井郡有二諸比丘一、将レ読二六巻抄一、故

1 県(来国)—懸
2 之(国)—ナシ
3 忍(来前「忍」・国「忍」)—恩
4 也(来前「也」・国「也」)—ナシ
5 輒(来前国)—転
6 死(来前国)—然
7 甚(来前国)—其
8 末—未
9 取(来前国)—生取
10 并(真釈「ツハト」・来釈「ツハ」)—井
11 校(来前国)—授
12 償(来前)—殯
13 大(前国)—丈

1 之(来前)—也
2 所以(来前「故」)—所
3 僧(来前)—ナシ
4 充(来前)—死
5 庭(来)—庭臣

我入二其知識一浅井郡者、同国内有郡也、[6]六巻抄者、是律名也、此僧念怪、随二[7]獼猴語一、往告二[8]檀曰山階寺満預大法師一、陳二猴誂語一、其檀曰師、[9]不レ受而言、此猴語也、我者不レ信、不レ受不レ聴、即将レ読レ抄、為レ設之頃、堂童子優婆塞、忩々走来言、小白猴居二堂上一、纔見、九間大堂、仆如二微塵一、皆悉折摧、[10]仏像皆破、僧坊皆仆、見誠如レ告、既悉破損、檀曰僧更作二七間堂一、信二彼陀我大神顕レ名猴之語一、同入二知識一、而読二[11]所レ願六巻抄一、幷成二大神所レ願、然後、乎レ至二于願了一、都無二障難一、夫妨レ修二善道一、儻得下成二[12]獼猴一報上、故僧勧催、猶不レ可レ妨、得二悪報一故、往昔過去、羅睺羅作二国王一時、制二一独覚一、不レ令レ乞レ食、入レ境不レ聴、[13]七日頃飢、依二此罪報一、羅睺羅、不レ生二六年一、在二母胎中一者、其斯謂之矣、

漂二流大海一敬称二釈迦仏名一得レ全レ命縁第廿五

長男紀臣馬養者、紀伊国安諦郡吉備郷人也、小男中臣連祖父麿者、同国海部郡浜中郷人也、紀万侶朝臣、[2]居二住於同国日高郡之潮一、結二網捕レ魚、馬養祖父麿、[3]二人傭賃、[4]而受二年価一、従二万侶朝臣一、[5]昼夜不レ論、共所二[6]駈使一、[7]引レ網捕レ魚、[8]白壁天皇世、宝亀六年乙卯夏六月十六日、天下吹二強風一、降二暴雨一、潮漲二大水一、流二出雑木一、万侶朝臣、遣二于駈使一、取二於流木一、長男小男二人、取レ木編レ桴、乗二於同桴一、拒逆而往、水甚荒急、[10]絶レ縄解レ[11]桄、過レ潮入レ海、二人各得二一木一、以乗漂二流於海一、二人無レ知、唯称二誦南無々量災難令解脱釈迦牟尼仏一、哭叫不レ息、其小男者、逕二[14]之五日一、其日夕時、淡路国[13]図南郡田野浦、焼レ塩之人住処、僅依泊也、[15]長男馬養、後六日寅卯時、同処依泊也、当土人等、[16]見之問二来由一、[17]知レ状愍養、申二当国司一、国司聞見之、悲賑給レ糧、小男歎曰、従二[19]殺レ生人一、受レ苦無レ量、我亦還到、彼又駈使、猶聿不レ止、殺レ生之業、留二淡路国々分寺一、従二其寺僧一、長男逕二[20]之二月一、帰二来本土一、妻子見之、面目瀏青、驚怪之言、入レ海溺死、逕二七々日一、而為二斎食一、報レ恩既畢、不レ思之外、何活還来、若是夢矣、若是魂[21]矣、馬養向二妻子一、具陳二先事一、於レ是妻子聞之、相悲相喜、馬養発レ心猒レ世、入レ山修レ法、見聞之者、無レ不二奇異一[22]也、海中雖レ多レ難、而全レ命存レ身、寔釈迦如来之威徳、海中瀏人之深信矣、現報猶如レ是、況後生報也、

強非レ理以徴レ債取二多倍一而現得二悪死報一縁第廿六

田中真人広虫[1]女者、讃岐国美貴郡大領、外従六位上小屋県主宮手之妻也、産二生八子一、富貴宝多、有二馬牛奴婢稲銭田畠等一、天年無二道心一、慳貪無二給与一、酒加二[3]多水一、沽取二多直一、貸日与二小升一、償日受二大升一、出挙時用二小斤一、償収時以二大斤一、息利強徴、[5]太甚非レ理、或十倍徴、或百倍徴、債人渋レ耳、[7]不レ為レ甘レ心、多人方愁、棄レ家逃亡、[8]跉二跰他国一、無レ逾二此甚一、広虫女、以二宝亀七年六月一日一、臥二疾病床一、而歴二数日一、故至二七月廿日一、呼二集其夫並八男子一、語二夢見状一而言、閻羅王闕所レ召、而示二三種之夢一、一者三宝物多用不レ報之罪、二者沽レ酒加二多水一取二多直一之罪、三者斗升斤両種用之与レ他時用二七目一[11]乞徴時用二十二目一而収、依二此罪一召レ汝、応レ得二現報一、今示レ汝耳、伝二語夢状一、即日死亡、逕二于七日一、不レ焼而置、

1 虫(来前国)—忠
2 主(前国)—◇
3 多水(来前)—水多
4 収 時 以(来「時 状」・前「時以」)—収
5 徴(前)—徴 6 太(真釈「太意止」・来前「太」)—大
7 耳(来前)—取
8 亡(来前)—辺
9 虫(来前)—忠
10 疾(来)—ナシ
11 目—白
西
14 田野(来前国)—田町野
15 泊(来前)—伯
16 人(来前国)—也
17 之(来前国)—也
18 知状(来国)—状知
19 男(前)—子
20 之(来前国)—ナシ
21 魂(国)—固魂
22 異也(来前国)—矣
23 釈(来)—尺

6 有(来「有」)—者
7 六巻抄者是律名也(来前ナシ)—六巻抄者 是律名也
8 告(前)—苦 9 曰—越曰
10 誂(来)—誹 11 曰(来)—越
12 摧(来)—権
13 曰(来)—越曰
14 陀—随 15 顕—題
16 之(前)—也
17 睺羅(来前)—ナシ
18 聴(来前)—得
19 之(来前)—也

1 釈—尺 2 臣(来前国)—◇
3 麿(来国「麿・前「麻呂」)—丸 4 賃(来前国)—債
5 昼夜(前「昼夜」・来「国」書夜)—ナシ 6 共(前)—苦
7 所(来前国)—行
8 白：降暴(来「白壁天皇世宝亀六年乙卯夏月十六日◇下吹強風降暴」・前「白壁天皇世宝亀六年己卯夏六月十六日天下吹強風降暴」・国「白壁天皇世宝亀六年甲卯夏六月六日天平吹強風降暴」)—白暴
9 雑(前国)—離
10 急(来前国)—忽
11 桄(真釈「桄伊可多」・来前「桄」)—祇
12 釈(来)—尺
13 図南郡(来前国「南面」)—南

請二集禅師優婆塞卅二人一、九日之頃、発レ願修レ福、其七日夕、更甦還之、棺蓋自開、於レ是望レ棺而見、甚臭無レ比、自レ腰上方、既成レ牛、額生レ角長四寸許、二手作二牛足一、爪皴似二牛足甲一、自レ腰下方、成二人形一、嫌レ飯噉レ草、食已齁齁、裸衣不レ著、臥二於糞土一、東西之人、忿々走集、怪視隙視、莫レ息、大領及男女之、愧恥戚慟、五体投レ地、発レ願無レ量、為レ贖二罪報一、三木寺進二入家内雑種財物一、東大寺進二入牛七十頭馬卅疋治田廿町稲四千束一、負二他人一物、皆既免之、国司郡司、見将レ送二解官一之比頃、経二五日一而死、挙レ国揩郡、見聞之人、喟然懆然、不レ瞻二因果一、非レ理無レ義、是以定知、非レ理現報、無レ義悪報矣、現報猶然、況亦後報乎、如二経説一、債物不レ償、作二馬牛一償云々、負人如レ奴、物主如レ君、負人如レ鴪、物主如レ鷹、唯雖レ負レ物、而徴非レ分、返作二馬牛一、更役二償人一、故莫二過徴一也、

髑髏目穴笋擢脱以祈之示二霊表一縁第廿七

白壁天皇世、宝亀九年戊午冬十二月下旬、備後国葦田郡大山里人、品知牧人、為レ買二正月物一、向二同国深津郡於二深津市一而往、中路日晩、次二葦田郡於二葦田竹原一、所レ宿之処、有二呻音一言、痛目矣、牧人聞之、竟夜不レ寝而踞、明日見之、有二一髑髏一、笋生二目穴一、而所二串之一、擢竹解免、自所レ食餉以饗之言、吾令レ得レ福、到レ市買レ物、毎レ買如レ意、疑二彼髑髏因レ祈報レ恩矣、従レ市還来、次二同国竹原一、時彼髑髏、反現二生形一、而語之言、吾者葦田郡窟穴国郷穴君弟公也、賊伯父秋丸所レ殺是也、風吹毎レ動、我目甚痛、蒙二仁弘慈一、痛苦既除、今

12更(来前)—吏
13腰(来前)—要
14噉(来前)—散
15視—項
16戚(来「慼」)—威
17雑(来前)—離
18揩(前)—ナシ
19喟然(真釈)「喟然歎也」・前釈「那介支」)—唱然
20瞻(前)—瞻
21後(来前)—誘
22奴(来前)—好奴
23也(来前)—通也

1擢—独
2二(来前)—一
3牧(前)—坂
4牧(前)—故
5擢—掲
6自(来前)—目
7餉(真釈)—餉
8因—目
9反(来前)—及
10窟穴(前「穴屋穴」)—屋穴

飽得レ慶、不レ忘二其恩一、不レ勝二幸心一、欲レ酬二仁者恩一、我父母家、有二于窟一六国里一、今月晦夕、臻二於吾家一、非二彼霄一者、無レ由レ報レ恩、牧人聞之、増怪、不レ告二他人一、期之晦暮、至二於彼家一、霊操二牧人之手一、控入二屋内一、譲二所レ具饌一、以饗共食、所レ残皆裹、幷授二財物一、良久、彼霊倏忽不レ現、父母為レ拝二諸霊一、入二其屋裏一、見二牧人一而驚、問二於入来之縁一、牧人於レ是、如レ先具述、因捉二秋丸一、問二殺所由一、如二汝先言一、汝与二吾子一倶向二於市一、時汝負二他物一、未レ償二其債一、遇二於中路一、而徴乞之、弟公捨而来之、若来不也、我答レ汝言、未レ来不レ視、今所レ聞、何違二于先語一、賊盗秋丸、揩意惨然、不レ得レ隠レ事、乃答之言、去年十二月下旬、為レ買二元日物一、我与二弟公一、率二往于市一、所持之物、馬布綿塩、路中日晩、宿二于竹原一、竊殺弟公一、而擯二彼物一、到二于深津市一、馬売二讃岐国人一、自余物等、今出用之、父母聞之、嗟呼我愛子、為レ汝所レ殺、非二他賊一也、間二父母兄弟一、如二葦蘆之隙一、故匿二内其過失一、儐二出不レ見之外一、便礼二牧人一、更饗二飲食一、牧人還来、以レ状転語、夫日曝髑髏、尚故如レ是、施レ食報レ福、与レ恩報レ恩、何況現人豈忘レ恩乎、如二涅槃経説一、受レ恩報レ恩者、其斯謂之矣、

弥勒丈六仏像其頸蟻所レ噉示二奇異表一縁第廿八

紀伊国名草郡貴志里、有二一道場一、号曰二貴志寺一、其村人等、造二私之寺一、故以為レ字也、白壁天皇代、有二一優婆塞一、而住二其寺一、于レ時寺内、音而呻言、痛哉々々、其音如二老大人之呻一、優婆塞、初夜思二疑行レ路之人得レ病参宿一、起巡二堂内一、見索無レ人、其時有二塔木一、未レ造

11窟—屋
12捉—提
13買元(前「買正月元」)—置無
14也(来)—之
15兄—之
16儐(来前)—償

1而：優婆塞(来「而住◇于時寺◇痛◇如老大人之呻優婆塞」・前「而住其寺于時寺内音而呻言痛哉々々其音如老大人之呻優婆塞」)—ナシ
2索(来)—堂

淹仆[3]伏而朽、疑二斯塔霊一矣、彼病呻音、毎レ夜不レ息、行者不レ得二聞忍一、故起窺看、猶無二病人一、然寝[4]後夜、倍二於常音一、響二于大地一、而大痛呻、猶疑二塔霊一也、明日早起、見二于堂内一、其弥勒丈六仏像頸、断落在レ土、大蟻千許集、嚼二摧其頸一、行者見之、告二知檀越一、々々等悵、復奉二造副一、恭敬供養矣、夫聞、仏非二肉身一、何有二痛病一、誠知、聖心示現、雖二仏滅後一、而法身常存、常住不レ易、更莫二疑之一焉、

村童戯剋[1]レ木仏像愚夫斫破以現得二悪死報一縁第廿九

紀伊国海部郡仁嗜之浜中村、有二一愚癡夫一、姓名未レ詳[3]也、自性愚癡、不レ知二因果一、海部[4]与二安諦一、通而往還、山有二山道一、号曰二玉坂一也、従二浜中一指二正南一而踰、到二乎秦里一、当里小子、入レ山拾レ薪、其山道側、戯遊剋レ木、以為二仏像一、累レ石為レ塔、以二戯剋仏一、而居二石寺一、時々戯遊、白壁天皇之世、彼愚夫、咲二戯剋仏一、以レ斧殺破棄之、而去之不レ遠、挙レ身躃レ地、従二口鼻一流レ血、両目抜[7]、如レ夢忽死、諒知、護法非レ無、何不二恭敬一、如二法花経説一、若童子戯、草木及筆、或以二指爪甲一、而画二作仏像一、皆成二仏道一、復挙二一手一、小低レ頭、以レ此供二養仏像一、成二無レ上道一、是以慎信矣、

沙門積レ功作二仏像一臨二命終時一示二異表一縁第卅

老僧観規者、俗姓三間名干岐也、紀伊国名草郡人也、自性天年雕巧為レ宗、有智得業、並

1 童(真傍書「童」・来前「童」)―木糸 求也
2 剋(真傍書「剋」・来前「刻」)―悋哀也
3 詳(前)―祥
4 部(前)―鄯
5 剋木(来前)―木剋
6 以(真傍書「以」・来前「以」)―仏
7 抜(来前)―坡
8 草(来)―ナシ

3 仆(前)―作
4 寝後夜(来前「最後之」)―最誘夜
5 于(来前)―ナシ
6 土(来前)―云

統[1]衆才一、著レ俗営農、蓄二養妻子一、先祖造寺、有二名草郡能応村一、名曰二弥勒寺一、字曰二能応寺一也、観規、聖武天皇之代、発レ願雕二造釈[2]迦丈六並脇士一、以二白壁天皇世宝亀十年己未一、奉レ造既畢、居二能応寺之金堂一、以設レ会供養、又発レ願雕二造十一面観音菩薩木像一、高十尺許、半造未レ畢、少[3]縁歴レ年之、老耄力弱、不レ得二自彫一、爰老僧年[4]八十有余歳之時、長岡宮御二宇大八嶋国一山部天皇代、延暦元年癸亥春二月十一日、臥二于能応寺一、而命終焉、逕二之二日一、更甦還之、召二弟子明規一言、我忘二一語一、不レ得二[5]念忍一、故還来也、即令二立レ床敷レ席備レ食、諸親属一、長跪礼二於多利丸一言、観規少レ分尽レ命、不レ畢二観音像一、而忽率罷、今幸逢二嘉時一、盍申レ所レ思、伏願、蒙二尊芳慈一、欲レ畢二聖像一、寸心之願、僅当レ所レ望、故後生大福、被二於観規一、現報功徳、蒙二於尊主一、不レ勝二至誠一、更参還来、奉二無レ礼状一、悚慄[10]謹白、爰多利麿及以明規等、悲哭涕泪、而答曰、既[11]請二語状一、我必奉レ畢、沙門聞之、起拝歓喜、又逕二二日一、至二同月十五日一、召二明規一言、今日当二仏般涅槃日一、余亦命終、明規将レ告、見[12]父慈儀一、不レ勝二愛[13]之至一、詐言而白、未レ及二彼日一、師乞暦見之[14]言、今当二十五日一、何我子虚言未レ及也、乞レ湯洗レ身、易二著袈裟一、踧踖合レ掌、擎二持香炉一、焼レ香向レ西、便日申時、命終之矣、既而仏師多利麿、受二遺言一、造二彼十一面観音像一、因開眼[15]供養已訖、今居二能応寺之塔本一也、賛[16]曰、嗟呼慶哉、三間名干伎之氏大徳、内密二聖心一、外現二凡形一、著レ俗触レ色、不レ染二戒珠一、臨レ没向レ西、走レ神示レ異、誠知、是聖非二凡矣一、

1 統(真釈「統」・来前「統」)―縁
2 釈(来)―尺

3 少(来前)―小
4 八(来前)―以

5 得(来前)―ナシ

6 檀曰―智
7 々(来前)―ナシ
8 従(来前)―位従
9 今(前)―命

10 慄―慄
11 既(来前)―ナシ
12 見父(来前「父」)―見
13 之至(来「之至」・前「之逕」)―也至
14 之(来前)―也
15 開眼(来)―関目
16 賛(来前)―未替

女人産二生石一以レ之為レ神而斎縁第卅一

美乃国方県郡水野郷楠見村、有二一女人一、姓県氏也、年迄二于廿有余歳一、不レ嫁未レ通、而身懐任、逕二七之三年一、山部天皇世、延暦元年癸亥春二月下旬、産二生二石一、方丈五寸、一色青白斑、一色専青、毎レ年増長、有二比郡一、名曰二淳見一、是郡部内、有二大神一、名曰二伊奈婆一、託二卜者一言、其産二石、是我子、因其女家内、立二忌籬一而斎、往古今来、未二都見聞一、是亦我聖朝奇異事矣、

用レ網漁夫値二海中難一憑二願妙見菩薩一得レ全レ命縁第卅二

呉原忌寸名妹丸者、大和国高市郡波多里人也、自レ幼作レ網、捕レ魚為レ業、延暦二年甲子秋八月十九日之夜、到二紀伊国海部郡内一、於下伊波多岐嶋与二淡路国一之間海上、下レ網捕レ魚、々々レ々人三舟乗有二九人一、忽大風吹、破二彼三舟一、八人溺死、時名妹丸、漂二之於海一、至レ心帰二於妙見菩薩一、発レ願而言、済二助我命一、量二乎我身一、作二妙見像一、瀉レ海拒レ波、疲レ身惑レ心、如レ寐無レ覚、皎天覚睯、身在二彼部内蚊田浦浜之草上一焉、唯一所レ済、量二於己身一、作レ像而敬、嗚呼異哉、遇レ風破レ舟、撃レ波亡レ人、単唯一存、恕レ身作レ像、定知、妙見大助、瀉者信力也、

刑二罰賤沙弥乞食一以現得二頓悪死報一縁第卅三

紀直吉足者、紀伊国日高郡別里、椅家長公也、天骨悪性、不レ信二因果一、延暦四年乙丑夏五月、国司巡二行部内一、給二於正税一、至二于其郡一、下二乎正税一、而班二百姓一、有二一自度一、字曰二伊勢沙弥一也、誦二持薬師経十二薬叉神名一、歴レ里乞レ食、就下於給二正税一之人上乞レ稲、臻二於厥凶人之門一而乞、見二彼乞者一、不レ施二乞物一、散二其荷稲一、亦剝二袈裟一、而拍逼之、沙弥逃隠二于其別寺僧坊一、凶人逐捕、更将二己門一、挙二持大石一、当二沙弥頭一、而迫之曰、読二其十二薬叉神名一、呪二縛乎我一、沙弥猶辞之、凶人猶強之、不レ勝二強逼一、一遍読逃、然後不レ久、辟レ地而死、更不レ可レ疑、護法加レ罰、雖二自度師一、猶闌二忍心一、隠レ身聖人、交二凡中一故、炯然無レ過、愍探吹レ毛不レ可レ求レ疵、求レ失之者、三賢十聖、有レ失可レ誹、求レ徳之者、謗レ法断レ善、有レ徳可レ美、所以十輪経云、薝蔔花雖レ萎、猶勝二諸余花一、破レ戒諸比丘、猶勝二諸外道一、説二出家人過一、若破レ戒若持レ戒、若有レ戒若無レ戒、若有レ過若無レ過、説者過レ出二万億仏身血一、今此義解云、出レ血不レ能レ障二仏道一、説二僧過一時、壊二多人信一、生二彼煩悩一、障二聖道一故、是故菩薩、楽二求彼徳一、不二楽二求失一、像法決疑経云、未来世中、俗官莫二令一使比丘輸レ税、若税奪者、得レ罪無レ量、一切俗人、不レ得二乗二騎三宝牛馬一、不レ得二擒二打三宝奴婢及以六畜一、不レ得レ受二其三宝奴婢礼拝一、若有レ犯者、皆得二殃咎一云々、又如二経論説一、慳心多者、雖二是泥土一、重二於金玉一、慳貪之人、聞レ乞二糞土一、猶懐二悋惜一、々レ財不二布施一、蔵積恐二人知一、捨レ身空レ手、去二餓鬼中一、受二飢寒心一、夫銭財者、五家共有、何五家者、一県官非レ理来向、二者盗賊猶来劫奪、三者忽為レ水瀉流、四者忽然火起不レ免二焚焼一、五者悪子無レ理費用云々、故菩薩、歓二喜布施一也、

1 県(来前)—懸
2 卜者(真釈「卜者可三那支」・来前「卜者」)—下者
3 女(来前)—如
1 姝(来)—姓
2 之夜(来前)—応
3 々々人—々入
4 姝(来前)—妹
5 身惑(来)—◇或
6 睯(来前)—瞻
7 唯一(来「一」)—唯
8 存(来前)—在
9 恕(真釈「恕判加利弖」・来「恕」)—況
1 逼(来前)—通
2 逐—遂
3 薬(来前)—至
4 法(来前)—持
5 炯—炯
6 余(来)—ナシ
7 若有(来前)—不
8 今…求失(来「◇解云出血不能障仏道説僧◇悩障仏道故是菩薩楽求彼徳不楽求◇」・前「今此義解云出血不能障仏道説僧過時多人信破煩悩障仏道故是菩薩楽求彼徳不楽失」)—今此義解云出血不能障仏道説僧過時破懐多人信生彼煩悩障聖道是故菩薩示求彼失
9 税奪(来「奪」・前「奪税」)—税旧
10 殃咎(来「殃」)—犯咎
11 慳(来前)—悩
12 慳(来)—慳悋
13 手(前)—平
14 奪(来前)—旧

怨[1]病忽嬰レ身因[2]レ之受レ戒行レ善以現得レ愈レ病縁第卅四

巨勢部[3]呰女者、紀伊国名草郡埴生里[4]之女也、以二天平宝字五年辛丑一、怨病嬰レ身、頸生二癭肉一、疽如二大茄一、痛苦如レ切、歴レ年不レ愈、自謂宿業所レ招、非二但現報一、滅レ罪差レ病、不レ如レ行レ善、剃レ髪受レ戒、著[5]二袈裟一、住二其里於大谷堂一、誦二持心経一、行道為レ宗、逕二十五年一、行者忠仙、来共住レ堂、忠仙見[6]二之此病一惆、看レ病呪護、発[7]二誓願一言、為レ愈二是病一、奉レ読二薬師経金剛般若経各三千巻観世音経一万巻観音三昧経一百巻一也、歴二十四年一、奉レ読二薬師経二千五百巻金剛般若経一千巻観世音経二百巻一、唯千手陀羅尼無レ間誦之也、未レ満二巻数一、従二受レ病歳一以来一、逕二廿八年一、至二於延暦六年丁卯冬十一月廿七日之辰時一、癭臆癰疽、自然口開、流二出膿血一、平復如レ願[10]也、故定知、大乗神呪、奇異之力、病人行者、積レ功之徳、無縁大悲、至感之者、播二於異形一、無相妙智、深信之者、呈二於明色一者、其斯謂之矣、

仮二官勢一非レ理為レ政得二悪報一縁第卅五

白壁天皇之世、筑紫肥前国松浦郡人、火[1]君之氏、忽然死而至二琰魔国[2]一、時王校[3]之、不レ合二死期一、故更敢返、還時見二之大海之中一、有二如レ釜地獄一、其中有下如二黒栓[4]一之物上、而涌返沈、浮出告二火君一言、待耶物白耶、即亦涌返沈、一復浮而言、待物白、如レ是三遍、於二四之遍一言、我是遠江国榛原郡人、物部古丸也、我存レ世時、白米綱丁、而経二数年一、佰姓之物、非レ理打

1 怨(来)―南怨
2 因(来前)―同
3 部(来前)―ナシ
4 埴(来前)―塡
5 之(来前)―ナシ
6 相(来前)―相相
7 誓(来)―ナシ
8 一(来前)―ナシ
9 臆(来前)―聰
10 願也故定(来前「故定」)―願也
1 君(前)―店
2 琰魔国(来「琰魔闕」・前「閻魔闕」)―琰厶国
3 校(来前)―授
4 栓(真釈「クヒセ」)―牷
5 涌(前)―誦

徴、由二其罪報一、今受二此苦一、願為レ我奉レ写二法花経一者、脱二我之罪一、火[7]君見聞、自[8]二黄泉一甦還来、而具解送二於大宰府一、々々得二解状一、転解二朝庭一、々々不レ信、故大弁官、取二彼黄泉之事状一、而継累経二廿年一也、従四位上菅野朝臣真道、任二其官上一、見二彼状一以奏二山部天皇一、々々聞之、請二施皎僧頭一、而詔之言、世間衆生、至二地獄一受レ苦、経二廿余年一、免[10]耶不也、僧頭答曰、受レ苦之始[11]也、何以知レ爾、以二人間百年一、為二地[12]獄一日一夜一、故未レ免也、天皇聞之、弾指、勅遣レ使二於遠江国一、令レ訪二古丸之行事一、方得二問之一、如二解状一、不レ異有[13]レ実、天皇信悲、以二延暦十五年三月朔七日一、始召二経師四人一、為二古麿一、奉レ写二法花経一部一、充二経六万九千三百八十四文字一、勧[14]二率知識一、挙二皇太子大臣百官一、皆悉加二入其知識一也、天皇勧二請善珠大徳一為二講師一、請二施皎僧頭一為二読師一、於二平城宮野寺一、備二大法会一、為講二読件経一、贈レ福[15]救二彼霊之苦一也、嗚呼鄙哉、古丸用下于狐借二虎皮一之勢上、非レ理為レ政、受二悪報一者、不レ瞻二因果一之賤心、太甚也、非レ無二因果一也、

減[1]二塔階一仆[2]寺幢[3]一得二悪報一縁第卅六

正一位藤原朝臣永手者、諾楽宮御レ宇白壁天皇御時太政大臣也、延暦元年頃、大臣之子、従四位上家依、為レ父悪夢見、而白レ父言、不レ知兵士、卅余人、来召二父尊一、此悪表相、故応二謝除一、雖レ然白驚一、而父不レ応、然後父卒、時子家依、得二久病一故、請二召禅師優婆塞一、而令二呪護一、猶不二愈差一、看[5]レ病衆中、有二一禅師一、発二誓願一言、凡憑二仏法一修行大意、救レ他活

6 其(来前)―某
7 火―大
8 自(来前)―白
9 部(来前)―鄭
10 免耶(前「免哉」)―耶
11 始(来前)―姓
12 地―兆
13 有(来)―不
14 勧(来前)―動
15 福(前)―ナシ
1 減(来)―滅
2 仆(来)―作
3 幢(来前)―憧
4 師(来前)―ナシ
5 看(来前)―時看

レ命、今我寿施二病者一代レ身、仏法実有、病人命活、棄レ命不レ贍、手於置レ爝、焼レ香行道、読二陀羅尼一、而忽走転、時病者託[6]言、我永手也、我令レ仆二乎法花寺幢[7]一、後西大寺八角塔成二四角一、七層減[8]五層一也、由二此罪一、召二我於閻羅王闕一、令レ抱二火柱一、以二挫釘一打二立我手於一、而問打迫[10]、今閻羅王宮内、火煙満竟[11]、王問何煙、答曰、永手[12]之子家依、受レ病而痛、呪之禅師、手於焼レ香、彼煙也、即閻羅王、免レ我攅返貶、然我体滅、無レ所二寄宿一、故道中漂、於レ是不レ食病者、乞レ飯而食、差レ病起居、夫幢[14]是招二転輪王報一之善因也、塔是収[15]二三世仏舎利一之宝蔵也、故依二幢仆一得レ罪、由二塔高減[17]一被レ罪也、不レ応レ不レ恐、是近現報[18]也、

不レ顧二因果一作レ悪受二罪報一縁第卅七

従四位上佐伯宿禰伊太知[1]者、平城宮御レ宇天皇世人也、于レ時京中人、下二於筑前一、得レ病忽死、而至二閻羅王闕一、不レ見二於目一、聞之、響[2]大地一而所レ打有二人音一、呵言、痛哉々々、毎二打遍一問[3]政、王問二政史[4]一言、若此人、在レ世時、作二何功徳善一、諸史答言、唯奉レ写二法花経一部一、王言、以二彼罪一充二経巻一、雖レ充レ巻而罪数倍、勝無レ量無レ数、亦充二経[5]六万九千三百八十四文字一、猶罪数倍、無二救之因一、時王拍レ手言、如許見二之、世間衆生作レ罪受レ苦、未レ見下如二此人一太甚作上罪、竊問二傍人一、此所レ打之人誰也、答曰、佐伯宿禰[6]伊太知也、彼死人、能聞持、纔自二黄泉一、還来見之即甦、而後以二黄泉之状一、解二大宰府一、々不レ信二其事一、彼人依レ便[7]、乗レ船上レ京、還二来京中一、而伊太知卿之捉[8]二閻羅王闕一而陳二於受レ苦之状一、時妻子等、聞[9]之、懇

1 伯(来)―泊
2 大(来前)―太
3 問政王問政―問政
4 史(来)―火
5 六(来前)―立
6 伯宿禰伊(前)―泊宿◇
7 便(来前)―使
8 捉―役
9 聞之懇哀(来前)―◇
10 趣受劇(来)―◇
11 救彼霊苦也(来)「彼霊苦也」・前「救霊苦也」)―救彼霊◇
12 此亦(来前)―◇
6 託(真釈「託久流比天」・来「託クルヒテ」・前「託」)―詫
7 幢(来前)―憧
8 減(来前)―咸
9 手(来前)―乎
10 迫(前)―拍
11 火(来)―ナシ
12 寛(来前)―ナシ
13 手(前)―平
14 幢(前)―憧
15 収(来前)―後
16 幢仆(来)―憧作
17 減(来前)―滅
18 近(来前)―進

災与レ善表相先現而後其災善答被[1]縁第卅八

夫善与レ悪之表相、将レ現之時、彼善厲之表相、先兼作二物形一、周二行於天下国一、而歌咏示之、時天下国人、聞二彼歌音一、出レ咏伝通也云々、

諾楽宮廿五年治二天下一勝宝応真聖武太上天皇[2]、召二於大納言藤原朝臣仲麿一、而御前居詔[3]之、朕子阿陪内親王与二道祖親王一、二人以之、令レ治二天下一欲、云二何是語一、宜受不也、仲丸答白、甚勝能、御語受白之、時天皇祈御酒令レ飲、令レ誓而詔、若朕遺勅[4]失之者、天地相憑[5]、被二大厲一、汝今可レ誓、時仲丸誓白之、若我後世違二勅詔一之者、天神地祇憑嗔、而被二太災一、破レ身滅[6]レ命、如レ是令レ誓、酒令レ飲、祈禱[7]已訖、然而後、天皇崩之後、如二彼遺勅[8]語一、以二道祖親王一、為二儲君一、其天皇之大后同諾楽宮坐時、挙二天下国一、而歌咏言、年少失王、宝[9]失王也、破玉排綾波与[10]、志我幾何贖[11]命一、衰也、鮎鮨等波与、志我幾何贖命一、如レ是歌咏、然而彼帝姫阿倍天皇並大后御世之天平勝宝九年八月十八日、改為二天平宝字元年一、即年儲君道祖親王、従二大宮之□[12]殿一出、投二居獄一殺死、並黄文王塩[13]焼王、又氏々人等、倶殺死、又宝字八年十月、大炊天皇、為二皇后一所レ賊、掇二天皇位一、退二於淡路国一、逼□[14]、並仲丸等、又氏々之人、倶殺死也、彼先挙二天下一歌詠者、此親皇□[15]滅表相、

1 被(来前)―彼
2 楽―楽
3 上―ナシ
4 詔―諾
5 遺―遠
6 憑(真釈「憑爾久見」)―憑
7 滅―懐
8 祈禱(真釈「祈禱有介比」)―禱
9 遺―遠
10 宝―最
11 玉排―注非
12 綾波与―綾止ミ呂支彼与
13 贖―売
14 贖―売
15 〔底本破損〕
16 塩―塩
17 〔底本破損〕
18 皇□―白◇

又同大后坐時、挙二天下国一、而歌詠言、法師等乎、裙著□[19]侮曾、之中要帯薦槌懸、弥発時々猨[20]卿耶、又咏言、我之黒見曾比、麻多爾宿給へ人成マテ、如レ是歌咏、帝姫阿倍天皇御世之天平神護元年歳次二乙巳一年、始弓削氏僧道鏡法師、与二皇后一同レ枕交通、天下政相摂治二天下一、彼咏歌者、是道鏡法師之与二皇后一同レ枕交通、天下政摂表答也、

又同大后時、咏言、正相木本者、大徳食肥而立来也、如[21]レ是咏言、是当レ知、同時道鏡法師以為二法皇一、鴨氏僧韻興法師以為二法臣一、基真法師以為二法参議一、而天下政摂表答也、

又諾楽宮廿五年治二天下一勝宝応真太[23]上天皇代、挙二天下一、而歌咏言、朝日刺、豊浦寺西有耶、押天耶、桜井爾、押天耶、押天耶、桜井爾、白玉磯著耶、吉玉磯著耶、押天耶、々々々、然而者、国曾栄、我家曾栄耶、押天耶、如レ是咏之、後帝姫阿陪天皇代、神護景雲四年歳次二庚戌一年八月四日、白壁天皇即レ位、同年冬十月一日、筑紫国進レ亀、改為二宝亀元年一、治二天下一、是以当レ知、先歌咏者、是白壁天皇治二天下一表相答也、

又諾楽宮食レ国帝姫阿倍天皇代、挙レ国歌咏云、大宮ニ直向山部之坂[24]、痛奈不レ践曾、土ニハ有トモ[25]、如レ是咏而後、白壁天皇代、天応元年歳次二辛酉一四月十五日、山部天皇即レ位、治二天下一、是以当レ知、先咏歌者、是山部天皇治二天下一先表相答也、

山部天皇代、延暦三年歳次二甲子一冬十一月八日乙巳日、夜自二戌時一至二于寅時一、天皇悉動、繽紛而飛遷、同月十一日戊申、天皇幷早良皇太子、自二諾楽宮一移二坐于長岡宮一也、天皇飛遷者、是天皇移[26]レ宮之[27]表也、

19〔底本破損〕
20猨―隈
21如―女
22法臣基真法師以為法―法臣
23太―大
24坂―故
25トー ヒ
26移（来前）―体
27之（来前）―ナシ

次年乙丑年秋九月十五日[28]之夜、竟夜月面黒、光消失、空闇也、同月廿三日亥時、式部卿正三位藤原朝臣種継[29]、於二長岡宮嶋町一、而為二近衛舎人雄鹿宿禰木積波々岐将丸一所レ射死也、彼月光失者、是種継卿死亡之表相也、

同天皇御世、延暦六年丁卯秋九月朔四日甲寅日[30]酉時、僧景戒[31]、発二慙愧心一、憂愁嗟言、嗚呼恥哉矣[33]哉、生レ世命活、存レ身無レ便、等流果[34]所レ引、而結二愛網一、業煩悩[36]所レ纏、而継二生死一、馳二乎八方一、以炬二生身一、居二于俗家一、而蓄二妻子一、無二養物一、無二飡物[37]一、無レ菜[38]無レ塩、無レ衣無レ薪、毎万物之無、而思愁之、我心不レ安、昼復飢寒、夜復飢寒、我先世不レ修二布施行一、鄙哉我心[41]、微哉我行、然而寝之、子時夢見、乞レ食者来二於景戒[42]之家一、誦レ経教化云、修二上品善功徳一者、得二一丈七尺之長身一、修二下品善功徳一者、得二一丈之長身[43]一、爰景戒聞之、廻レ頭而瞻[44]二乞人一者、有二紀伊国名草郡部内楠見粟村一之沙弥鏡日也、徐就見二之其沙弥前一、有二長二丈許広一丈許板札一、於二彼札一者、一丈七尺与二一丈一印也、景戒見之、問斯是修下上品与二下品一善功徳上人之身印耶、答唯然也、爰景戒、発二慚愧心一、弾指而言、修二上品下品善一者、得二身長一如レ是有也、我先唯不レ修二下品善功徳一、故我受レ身唯有二五尺余一矣、鄙哉、弾指悔愁、有レ側之人、聞之皆言、嗚呼当哉、即景戒、将レ炊白米、擎二半升許一、施二彼乞者一、々々々呪願受之、立出二書巻一、授[48]二景戒一言、此書写取、度レ人勝書、景戒見之、如[49]レ言能書、諸教要集也、爰景戒、愁二何無レ紙、乞者沙弥、又出二本垢一、授二景戒一言、於レ斯写之、我往[50]二他処一、乞レ食還来、然置二板札幷書一而去、爰景戒言、斯沙弥常非二乞レ食之人一、何故乞レ食耶、有人答言、子

28十五（来前）―◇
29種（前）―経
30日（来前）―ナシ
31戒（来前）―式
32慙愧心（来前「慙心」）―漸愧心
33矣―乞
34果（来前）―早
35而結愛（来前）―故而活憂
36所（来「所悩」・前「所」）―之所
37飡物無（来「飡物無」・前「食物無」）―ナシ
38菜（来前）―菜食
39之（来前）―也
40復（来前）―後
41我（来前）―ナシ
42戒（前）―式
43長（来前）―ナシ
44瞻（来前）―瞻
45部（前）―ナシ
46与（来前）―寺
47升（来前）―外
48授（来前）―ナシ
49如（来前）―女
50我（来前）―哉我
51板札幷書（来「板犯幷書」・前「板札幷書」）―札幷尽

数多有、無レ養[52]之物一、乞レ食養也、夢答未レ詳、唯疑レ聖示一矣、沙弥者、観音変化、何以故、未レ受レ具戒一、名為レ沙弥一、観音亦爾、雖レ成レ正覚一、饒レ益有情一、故居レ因位一、乞レ食者、普門示現[53]卅三身也、上品一丈七尺者、浄土万徳之因果也、一丈者、為レ果数一、円満故、七尺者、為レ因数一、不レ満故、下品一丈者、人天有漏之苦果也、発レ慙愧心一弾指恥愁者、本有種子、加[55]行福智一矣、遠滅レ前罪一、長得レ後善一也、慙愧[56]者、剃レ除鬢髪一、披レ著袈裟一、弾指者、滅レ罪得レ福也、我受レ身唯有レ五尺余一者、五尺者、五趣因果也、余者、不定姓、廻レ心向レ大也、何以故、非レ尺非レ丈、数不レ定故、又為レ五道因一也、擎レ白米一献レ乞者一、為レ得レ大白牛車一、昔[57]発レ願造レ仏、写レ改大乗一、勤修レ善因一也、乞者呪願而受者、観音応レ所レ願也、授レ書者、新薫[58]種子、加レ行[59]人空智一也、授レ本垢一者、過去時本有善種子之煩悩所レ覆、久不レ現レ形、由レ修レ善法一、後応レ得故也、我往レ他処一乞レ食還来者、往レ他処一乞レ食者、観音無縁大悲、馳レ法界一、救レ有情一也、還来者、景戒所レ願畢者、令レ得レ福徳智恵一也、常非レ乞レ食之人一者、景戒不レ発レ願時、無レ所レ感[60]也、何故乞レ食者、今応レ所レ願、漸始福来也、子有レ多数一者、所レ化衆生也、無レ養之物一者、無種性衆生、令レ成レ仏無レ因也、乞レ食養者、得レ人天種子一也、

又僧景戒夢見事、延暦七年戊辰春三月十七日[61]乙丑之夜、夢見、景戒身死之時、積レ薪焼レ死身一、爰景戒之魂神、立レ於焼レ身之辺一、而見之、如レ意不レ焼也、即自取[62]楉、所レ焼己身、策掌[63]串挽、返焼之、教レ先焼之他人一言、如我能焼之、景戒見[64]所レ焼己身一之者、脚膝節骨臂頭、皆所レ焼断落也、爰景戒之神識、出レ声而叫、有レ側人耳、当レ口而叫、教語[65]遺言一、彼語[66]言音、

52 養(来前)—食
53 現(前)—ナシ
54 之(来前)—也
55 加行福智矣(来「加以智不矣」・前「福智不失」)—加行智行失
56 慙愧者(前)—暫愧世
57 昔(来前)—ナシ
58 薫(前)—重
59 人空(来「人空」・前「之空」)—人宗
60 感(前)—滅
61 十(来前)—ナシ
62 自(来前)—白
63 掌—棠
64 景戒見所焼己身之者(来前)—己身之
65 語(前)—◇
66 語(前)—◇

空不レ所レ聞者、彼人不レ答、爰景戒惟忖、死人之神者無レ音、故我叫語之音、[67]不レ聞也、夢答未レ来、唯惟之者、若得レ長命一矣、若得レ高官位[68]一矣、自[69]レ今已後、待レ夢見答一、而知之耳、然延暦十四年乙亥冬十二月卅日、景戒得レ伝燈住[70]位一也、

同天皇平城宮治レ天下一延暦十六年丁丑夏四五両月頃、景戒之室、毎レ夜々一狐鳴、幷景戒之私造堂壁[71]、狐堀入レ内、仏坐上屎矢穢、或昼向レ於屋戸一而鳴、然経レ之[73]二百廿余箇日一、以レ十二月十七日一、景戒之男[74]死也、

又十八年己卯十一十二箇月頃、景戒之家、狐鳴、又時々[75]枕蟇鳴也、次来十九年庚辰正月十二日、景戒之馬死也、又同月廿五日、馬死也、

是以当レ知、災相先兼表、後其実災来被[76]也、然景戒、未レ推レ軒轅黄帝[77]之陰陽術一、未レ得レ天台智者之甚深解一、故不レ知レ免レ災之由一、而受レ其災一、不レ推レ除レ災之術一、而蒙レ滅愁一、不レ応レ不レ勤、不レ可レ不レ恐也、

智行並具禅師重得レ人身一生レ国皇之子一縁第卅九

釈[1]善珠禅師者、俗姓跡連也、負レ母之姓一、而為レ跡氏一也、幼[2]時随レ母、居レ住大和国山辺郡磯城嶋村一、得度精勤修学、智行双有、皇臣見レ敬、道俗所レ貴、弘レ法導レ人、以為レ行業一、是以天皇、貴レ其行徳一、拝任レ僧正一也、[3]而彼禅師之頤右方、有レ大黶一也、平城宮治レ天下一山部天皇御世、延暦十七年之比頃、禅師善珠、臨レ命終時一、依レ世俗法一、問レ飯占一時、神霊託レ卜

67 之(前)—也
68 高官位矣(来前)—官位
69 自(来前)—白
70 住(来前)—ナシ
71 壁(来前)—ナシ
72 矢(真釈「糸土」)—失
73 二百(来前)—音
74 男(前)—ナシ
75 々枕蟇(来「之枕蟇」・前「枕蟇」)—也蟇
76 被(来前)—ナシ
77 帝(前)—亭

1 釈(来前)—尺
2 幼—約
3 也—之

者ニ言、我必宿ニ於日本国王之夫人丹治比嬢女之胎一、将レ生ニ王子一、吾面黧著生、以知ニ虚実一耳、
命終之後、延暦十八年之比頃、丹治比夫人、誕ニ生一王子一、其顔右方、黧著如レ先、善珠禅師
之面黧、不レ失而著生、故名号ニ大徳親王一、然経ニ三年許一、存レ世而薨、問ニ飯占一時、大徳親王
之霊、託ニ卜者一言、我是善珠法師也、暫間生ニ国王之子一耳、為レ吾焼レ香供養矣、是故当レ知、
善珠大徳、重得ニ人身一、生ニ人王之子一矣、内教言、人家々者、其斯謂之矣、是亦奇異事矣、
又伊与国神野郡部内有レ山、名号ニ石鎚山一、是即彼山有石槌神之名也、其山高峻、而凡夫不
レ得ニ登到一、但浄行人耳、登到而居住、昔諾楽宮廿五年治ニ天下一勝宝応真聖武太上天皇之御世、
又同宮九年治ニ天下一帝姫阿陪天皇御世、彼山有ニ浄行禅師一而修行、其名為ニ寂仙菩薩一、其時
世人道俗、貴ニ彼浄行一故、美称ニ菩薩一、帝姫天皇御世於ニ九年一、宝字二年歳次ニ戊戌一年、寂仙
禅師、臨ニ命終日一、而留ニ録文一、授ニ弟子一告之而言、自ニ我命終一以後、歴ニ廿八年之間一、生ニ於
国王之子一、名為ニ神野一、是以当レ知ニ我寂仙一云々、然歴ニ廿八年一、而平安宮治ニ天下一山部天皇
御世、延暦五年歳次ニ丙寅一年、則生ニ於山部天皇々子一、其名為ニ神野親王一、今平安宮統ニ治天
下一賀美能天皇是也、是以定知、此聖君也、又何以知ニ聖君一耶、世俗云、国皇法、人殺罪人
者、必随レ法殺、而是天皇者、出ニ弘仁年号一、伝レ世、応レ殺之人、成ニ流罪一活ニ彼命一、以人治
也、是以毗知ニ聖君一也、或人誹謗、非ニ聖君一、何以故、此天皇時、天下旱厲有、又天災地妖
飢饉難繁多有、又養ニ鷹犬一取ニ鳥猪鹿一、是非ニ慈悲心一、是儀非レ然、食国内物、皆国皇之物、
指レ針許末、私物都無也、国皇随自在之儀也、雖ニ百姓一、敢誹之耶、又聖君堯舜之世、猶在ニ

4 丹(前)―舟
5 吾面(来前)―五図
6 耳(来前)―可
7 丹(前)―舟
8 如―女
9 問(前)―向問
10 言―定
11 矣(前)―者矣
12 斯謂之―聊謂
13 奇―寄
14 部(前)―郷
15 宮(前)―官
16 帝―亭
17 帝―亭
18 歴―暦
19 統―疏十四介ド
20 難―雖
21 末―未

旱厲一、故不レ可ニ誹之一也、

我従レ所レ聞、選ニ口伝一、儻ニ善憶一、録ニ霊奇一、願以ニ此福一、施ニ群迷一、共生ニ西方安楽国一矣、

日本国現報善悪霊異記下巻[2] 諾楽右京薬師寺伝燈住位僧景戒録但三巻注之[3]

1 日(前)―大日
2 下巻―巻下
3 薬―楽

解説

解　説

出雲路　修

一　成立をめぐって

1

沙門は王者を敬すべきか否か、ということに関しての議論が『弘明集』巻十二に収録されている。王謐は、沙門は王者を敬すべきではなく、王者こそ沙門を敬すべきである、と説く。外国では君主はみな沙門に礼をとる、それは沙門を道の体現者と認めてのことである、とする。

王謐のそのような考えを非難して桓玄は、

外国の君主は喩えるのにふさわしくはありません。仏教が興ったところでも、その旨は知ることができるのです。六夷は驕強で普通の教では教化できないので、だから大いに霊妙不思議な方便をもって、六夷を畏伏させたのではないでしょうか。すでに畏伏させてからしかる後に、軌に順わせたやりかたは、これはすなわち大いに鬼神の福報（因果応報）のことを懼れた結果のことであって、どうしてこれが玄妙な道を尊んだことになりましょうか。

外国之君、非所宜喩、而仏教之興、亦其旨可知、豈不以六夷驕強、非常教所化、故大設霊奇、使其畏服、既畏服之、然後順軌、此蓋是大懼鬼神福報之事、豈是宗玄妙之道耶、

（『弘明集研究』訳注篇、遺文篇〔京都大学人文科学研究所〕）

とする。すなわち、外国の君主が沙門に礼をとるのは、「霊奇」でだまし「鬼神福報之事」でおどしたからなのだ、沙門が道の体現者であったからではないのだ、と説く。

それに対して王謐は、

私が考えますのに、大いに霊妙不思議な方便を設けて、示すに因果応報の教をもってするという、これこそ影や響（が形や音に応ずるように因果応報がある）という真実の道理であり、仏教の根本の要目なのです。

以為大設霊奇、示以報応、此最影響之実理、仏教之根要、

（『弘明集研究』訳注篇、遺文篇〔京都大学人文科学研究所〕）

とする。すなわち、桓玄が仏教徒のだまし・おどしだとした「霊奇」「報応」こそ、仏教の「根要」なのだ、とする。外国の君主たちは、仏教の「根要」にふれたがゆえに沙門に礼をとるようになったのだ、とするのである。「霊奇」「報応」を、明確に「仏教之根要」として位置づけている。

その王謐はまた一方で、仏教が信じがたいものであるということについても言及している。理解しやすい儒教でさえも教えにしたがわない者がいる、とし、

況仏教喩一生於弾指、期要終于永劫、語霊異之無位、設報応於未兆、取之能信、不亦難乎、

（『弘明集研究』訳注篇、遺文篇〔京都大学人文科学研究所〕）

まして仏教は、この人生は弾指の間の僅かな時間だとし、真の終局を求めることを永劫のかなたに期しております。また霊異もはっきりした姿を現わさないと語り、報応をまだ姿もない来世に設定しております。この仏教を受け入れて信ずるのは、なかなか難しいことではありませんか。

とする。仏教の信じがたさを、無位の霊異と未兆の報応とに由来する、としている。

「仏教之根要」たる「霊奇」「鬼神福報之事」が、きわめてあいまいなかたちでしか顕現しないことが、仏教を信じがたくしているのだ、と説くのである。

2

景戒によって編まれた説話集は、彼自身によって「日本国現報善悪霊異記」と名づけられた。上巻の序には、

故に聊か側に聞くことを注し、号けて日本国現報善悪霊異記と曰ふ。上中下の参巻と作て季の葉に流ふ。

とみえる。

跋には、

我れ聞く所に従ひて、口伝を選ひ、善と悪とを儻として、霊奇を録す。

とみえる。「儻善悪」は、その意味するところがいささか不明確なのだが、「悪」はおそらくは「惡」の増画字で、

「善惡」は「善悪」の意であろう。「儻」は「黨」に通じ、同類のものを集める意であろう。興福寺本の上巻第十七縁の訓釈には「多牟良止之天」とみえる。「儻善惡」は、善悪にかかわる説話を分類整理する意であろう。

書名の「現報善悪」と跋の「儻善惡」、書名の「霊異」と跋の「録霊奇」とは対応をみせている。

これより推せば、この書名は、「日本国の現報善悪と霊異との記」と解されるべきであろう。

さらに、右に述べた王謐の「霊奇」「霊異」と景戒の「霊異」「録霊奇」、王謐の「鬼神福報之事」「報応」と景戒の「現報善悪」「儻善惡」は、それぞれに対応をみせている。

「報応」と「霊異」と。この二つを中核にして、景戒の説話集『日本国現報善悪霊異記』は編纂された。このような仏教信仰こそが仏教の根要である、という立場に王謐は立ち、また、景戒も立っている、ということである。

「報応」と「霊異」とを重視することはひとり王謐に限られたことではなかった。塚本善隆の指摘によれば、中国で実際社会に行われた仏教は、次のようなものであった。

過去、現在、未来の三世にわたる因果応報・輪廻転生の信仰。

神聖なる世界並びに仏・菩薩等の存在の信仰。

（「唐中期の浄土教――特に法照禅師の研究――」『塚本善隆著作集　第四巻』大東出版社）

王謐や景戒の重視した「報応」と「霊異」、これこそが中国で実際社会に行われた仏教の中核をなしていたのである。

書名にみえる「現報善悪」とは、何か。

慧遠の『三報論』に、次のようにある。

仏教の経典に、「業（ごう）には三種の報がある。第一は現報であり、第二は生報であり、第三は後報である」と説いているが、（第一の）現報とは、善悪の業（ごう）が此の身に始まって、その報をすぐ此の身に受けるのをいい、（第二の）生報とは、来生に生まれてその報を受けるもの、（第三の）後報とは、（すぐ次の世に報を受けないで）、あるいは二生、三生、百生、千生を経てはじめてその報を受けるものをいうのである。

（『慧遠研究』遺文篇（創文社））

経説、業有三報、一曰現報、二曰生報、三曰後報、現報者、善悪始於此身、即此身受、生報者、来生便受、後報者、或経二生三生百生千生、然後乃受、

あるいは唐臨の『冥報記』序には、

だが応報の説にも三種がある。一は現報である。この身に善悪の業をなし、自身の身に報を受けるものはいずれも現報と名づける。二は生報である。この身に業をなしながら、すぐには報を受けず、業の善悪に随がって地獄、餓鬼などの諸道に生れ変るものはいずれも生報と名づける。三は後報である。過去の身に善悪の業をなし、その果報は身に受けるはずでありながら、現在に業を為しても直ちに報を受けるにいたらず、つぎの後生に、あるいは五生十生ののちにはじめて報を受けるものはいずれも後報と名づける。

然其説報、亦有三種、一者現報、於此身中、作善悪業、有於此身而受報者、皆名現報、二者生報、謂此身作業、

不即受之、随業善悪、生於諸道、皆名生報、三者後報、謂過去身、作善悪業、能得果報、応多身受、是以現在作業、未便受報、或次後後生受、或五生十生、方始受之、是皆名後報、

（『校本冥報記　付訳文』東北大学文学部支那学研究室）

とみえる。

「現報」とは、「報」のひとつ。「時」を基準としてなされた「現報」「生報」「後報」という「報」の三分類、の一項である。

「現報」は、その人の行為に対する「報」がその人の生涯のうちに現れる。現在世で完結する因果応報のありかた。

「生報」は、その人の行為に対する「報」がその人の生涯のうちに現れずに、次の生にさまざまなものに転生するというかたちでおこなわれる因果応報のありかた。

「後報」は、その人の行為に対する「報」がその人の生涯のうちに現れずに、転生を経た後の生涯に「報」が現れる。

「生報」「後報」は、因果応報が現在世で完結しない。

4

「霊異」とは、どのようなものか。

たとえば『芸文類聚』霊異部は巻七十八に「仙道」、巻七十九に「神」「夢」「魂魄」、と下位分類されている。『列仙伝』『神仙伝』からの引用を多く含み、「遊仙詩」「神女賦」の類を多く収録する。「霊異」の世界が神仙的な世界に直接していたことが読みとれる。

『太平広記』『太平御覧』には、書名に「霊異」の語を含む書（たとえば『霊異志』『霊異録』）からの引用が存するが、すべてが「魂」や「死」にかかわる説話である。

『隋書』許善心伝に、

帝嘗言及高祖受命之符、因問鬼神之事、勅善心与崔祖瑨、撰霊異記十巻、

とあり、許善心と崔祖瑨とが煬帝の命を受けて「霊異記十巻」を撰したという。「鬼神之事」とあることが注目される。

いずれも超自然的な現象にかかわる。

『晋書』干宝伝には、

宝以此、遂撰集古今神祇霊異、人物変化、名為捜神記、凡二十巻、

とある。「志怪」である『捜神記』（『干氏志怪』『酉陽雑俎』巻四）にかかわっての言なのだから「霊異」は「怪」なるものに相違ないのだが、「神祇霊異」とあるのが注意される。たんなる「怪」な現象ではなく、その背後に超越的なもの（ここでは「神祇」）をもった超自然的な現象、とみるべきであろう。

5

『日本国現報善悪霊異記』には、「現報善悪」に関して次のような類型的な標題をもつ説話が含まれている。

I　――得現報縁

Ⅱ――而現得善悪報縁（「而」には「以」のばあいをも含めて考える）

Ⅲ――而現○得悪○報縁（「而」には「以」のばあいをも含めて考える）

Ⅰは、たとえば

信二敬三宝一得二現報一縁（上巻第五縁）

Ⅱは、たとえば

依二漢神祟一殺レ牛而祭又修二放レ生善一以現得二善悪報一縁（中巻第五縁）

Ⅲは、たとえば

自二幼時一用レ網捕レ魚而現得二悪報一縁（上巻第十一縁）

常鳥卵煮食以現得二悪死報一縁（中巻第十縁）

皆下読二法花経一僧上而現口喎斜得二悪死報一縁（中巻第十八縁）

などである。

これらの標題は、三報の一項である「現報」を、その「報」の善悪によってさらに三分類したものである。すなわち、「よい報」「よい報とわるい報と」「わるい報」である。ここに「よい報」の説話の標題が「而現○得善○報縁」ではなく「得現報縁」とされていることが注目される。標題においては「現報」の語の意味は「よい報」に限定されているのである。ここに、書名が「日本国現報霊異記」ではなく「日本国現報善悪霊異記」とされる理由があろう。「現報善悪」とされることによってはじめて、その「現報」が「善」のみならず「悪」にもかかわることが明示されるのである。

『大唐西域記』にみえる「霊異」の語は、仏像や仏跡におこる超自然的な現象をさしている。いずれも人々が眼で見ることのできる具体的な現象である。

有二窣堵波一、極多二霊瑞一、（巻三）

有二大天祠一、甚多二霊異一、（巻四）

神光時燭、霊瑞間発、（巻八）

霊異間起、神光時燭、（巻六）

などの例では「霊異」の語は「霊瑞」の語と同義に用いられている。

霊　アヤシ　メヅラシ（『名義抄』）

瑞　印也（国会図書館本『日本霊異記』中巻第二十一縁訓釈）

瑞　シルス（『名義抄』）

などの訓を参照すれば、「霊異」は「霊瑞」すなわち「アヤシキシルシ」である。いうところの「アヤシキシルシ」とは、仏の力の具体的なあらわれとしての超自然的な現象である。

「霊異」に関しては『日本国現報善悪霊異記』には、次のような類型的な標題をもつ説話が含まれている。

Ⅳ――示異表縁

――示奇表縁

――示霊表縁

など「示あやしき表縁（しめし）」の表現をもつもの。

たとえば

聖徳皇太子示二異表一縁（上巻第四縁）

引二知識一為二四恩一作二絵仏像一有レ験示二奇表一縁（上巻第三十五縁）

など。これらには

憶二持法花経一得二現報一示二奇表一縁（上巻第十八縁）

のようにⅠと重複した表現のばあいもある。

「現瑞」「現瑞相」「示現種種瑞相」（『妙法蓮華経玄賛』巻二末）などといった「しるしをあらはす」表現の影響のもとに成立した標題であろうが、この標題こそ、「霊異」という景戒の理解語彙に対応する使用語彙ではなかっただろうか。

6

Ⅰ――得現報縁

Ⅱ――而現得善悪報縁（「而」には「以」のばあいをも含めて考える）

Ⅲ――而現○得悪○報縁（「而」には「以」のばあいをも含めて考える）

Ⅳ――示あやしき表縁

という四種の標題は、『日本国現報善悪霊異記』の書名に含まれた「現報善悪」「霊異」に対応している。

この四種の標題をもつ説話について考えてみよう。

この四種の標題をもつ説話は、次の各縁である。

上巻

4・5・6・7・10・11・12・14・15・16・17・18・19・20・21・22・24・29・32・33・35

中巻

5・8・10・13・14・16・17・18・19・20・21・22・23・26・28・30・34・39・40

下巻

3・9・14・15・17・18・22・23・26・27・28・29・30・33

（下巻第十六縁は「得現報縁」とあるが、「現報」の語が「よい報」を意味しないので除外する）

この四種の標題をもつ説話を、現存する『日本国現報善悪霊異記』からその配列順を変更することなく抽出するならば、その説話群はきわめて独立性の高い、ひとつの説話集としての性格をみせる。

たとえば、隣り合った説話に内的連関による連鎖がみとめられる。たがいに隣り合った説話のそれぞれの目だたない一部分を共通項として「しりとり」がおこなわれている。いま、見やすいものを示すならば次のようになっている。

〔上巻〕

【4】聖徳皇太子　→　【5】聖徳皇太子

聖徳皇太子は使の言に発言しない　→　敏達天皇は屋栖古の言に発言しない

【5】行基は文殊菩薩の化身　→　【6】老翁は観音菩薩の化身

仏像を造る願をたてる
↓
【6】誓願をおこす
↓
観音像を造り供養する
↓
舟に乗り渡河する
↓
【7】禅師を請ずる
↓
救出された亀が恩を報ずる
↓
【10】前世の罪を懺悔する
↓
夜に声がする
↓
【11】慈応大徳
↓
桑林の中で声をあげる
↓
【12】夜に戸を閉ざした家へ入る
↓
【14】経を誦す
↓
【15】呪縛された男が走りまわる
↓
【16】兎が捕らえられる
↓
【17】観音を念ずる
↓
【18】法花経を誦持する持経者
↓
【19】法花経品を読む乞者
↓
醜く歪んだ顔
↓
【20】牛を追い使う
↓
牛が涙を流す
↓

仏像を造る願をたてる
↓
【7】誓願をおこす
↓
仏を造り塔を荘厳し供養する
↓
舟に乗り渡海する
↓
【10】禅師を請じようとする
↓
前世での負債を牛に転生して償う
↓
【11】罪を懺悔する
↓
桑林の中で声をあげる
↓
【12】道登大徳
↓
夜に声がする
↓
【14】夜に戸を閉ざした家へ出入りする
↓
【15】経を誦す
↓
【16】皮を剝がれた兎が走りまわる
↓
【17】八人が捕らえられる
↓
【18】観音によりて悔過する
↓
【19】法花経品を読む乞者
↓
【20】涅槃経を読む法師
↓
尊貴なる容貌
↓
【21】馬を追い使う
↓
馬が涙を流す
↓

【21】河内国
↓
【22】後夜
↓
室内にて死ぬ
↓
【24】飯を乞う母に飯を与えない
↓
【29】三宝を信じない
↓
【32】九月
↓
南門
↓
【33】河内国
↓
阿弥陀仏の画像
↓
盗人
↓

〔中巻〕

【5】生物を贖って放つ
↓
斎戒を受ける
↓
【8】山に入りて菜を採る
↓
【10】和泉国和泉郡
↓
兵士の腰の札
↓
袴
↓
【13】吉祥天女像
↓
【14】貧しい女王
↓
すばらしい食物を食べる
↓

【22】河内国
↓
【24】夜半
↓
室内にて死ぬ
↓
【29】食を乞う僧に食を与えない
↓
【32】三宝の神力にたよる
↓
【33】秋
↓
火
↓
【35】河内国
↓
像を描く
↓
尊像が盗まれる
↓

【8】蟹を贖って放つ
↓
戒を受ける
↓
【10】山に入りて薪を拾う
↓
【13】和泉国泉郡
↓
吉祥天女像の裙の腰の汚れ
↓
裙
↓
【14】吉祥天女像
↓
【16】貧しい耆嫗
↓
すばらしい食物を食べる
↓

【16】海で牡蠣を釣る　→
　冥界にて金宮を見る　→
【17】礫と塊とをなげる　→
【18】法花経を誦持する僧　→
　たちまちに死ぬ　→
【19】般若心経を誦持する女　→
　誦経する音　→
【20】大和国添上郡山村里　→
　母が娘のもとに使を遣る　→
【21】東大寺羂索堂の北戸に執金剛神像　→
【22】盗人捕らえられて囹圄に　→
　仏の銅像が「痛きかな」と叫ぶ　→
【23】弥勒菩薩の銅像　→
　「痛きかな」という叫び声　→
【26】椅の下に声　→
【28】女人　→
　前世の業因で今世に貧窮　→
【30】女人　→
　子が泣いて母を責める　→
【34】仏殿に観音像を安置　→

【17】水中より観音像を得る
　金の指を見て仏を知る
【18】碁をうつ
【19】般若心経を誦持する女
　たちまちに死ぬ
【20】母が娘のために誦経させる
　読経する音
【21】諾楽京東山
　天皇が山寺に使を遣る
【22】寺の北路での仏像の奇瑞
【23】盗人捕らえられて囹圄に
　菩薩の銅像が「痛きかな」と叫ぶ
【26】弥勒菩薩等の像を雕造
　「痛く踰むことなかれ」という声
【28】椅の所に銭
【30】女人
　前世での負債を償う
【34】孤の嬢
　泣いて観音に願う
【39】鵜田堂に薬師仏像を安置

【39】僧が仏像を発見　→
　耳の欠けた仏像　→

〔下巻〕

【3】観音菩薩の手に縄を繋ける　→
【9】屈曲して死んだ死体に従者は恐怖　→
【14】浮浪人を打って追い使う　→
【15】自度の僧　→
【17】道場　→
【18】法花経を写す　→
【22】信農国小県郡　→
　冥界の坂　→
　冥界の三岐路　→
【23】蘇生　→
【26】讃岐国美貴郡の大領　→
　貸した物の利息を取り立てる　→
【27】夜に呻き声がする　→
【28】紀伊国　→
　弥勒菩薩像の頸が断れ落ちる　→
【29】紀伊国　→
　木を彫刻して仏像を造る　→

【40】僧の姿を弓の的とする
　黒眼を射られた僧の像

【9】地蔵菩薩の手で撫でられる
【14】破砕された死体に諸人恐怖
【15】沙弥を打って追う
【17】自度の沙弥
【18】道場
【22】法花経を写す
【23】信農国小県郡
　冥界の坂
　冥界の三岐路
【26】蘇生
【27】馬を讃岐国人に売る
　借りた物の返済をせまられる
【28】夜に呻き声がする
【29】紀伊国
　仏像を斧で破る
【30】紀伊国
　木を彫刻して十一面観音像を造る

【30】紀伊国　→　【33】紀伊国
袈裟を着替える　→　袈裟を剝ぐ
死ぬ　→　死ぬ

これらは必ずしも隣接した説話が抽出されたわけではないのだが、順次に説話の連鎖がみとめられる。この説話群はそれだけでひとつの世界をかたちづくっている。独立性は顕著である。このような説話の連鎖のありかたは、この説話群がまずひとまとまりの説話集として成立した、と考えるべきであることを示すものであろう。

7

下巻の序に

……仏の涅槃したまひしより以来、延暦六年歳の丁卯に次るとしに迄るまでに、一千七百二十二年を逕たり。

……日本に仏の法の伝り適めてより以還、延暦六年に迄るまでに、二百三十六歳を逕るなり。

などとみえるのは、延暦六年(七八七)を起点とした年時計算である。

説話集の編纂が延暦六年におこなわれたことを推測させる記述である。しかし、現存の『日本国現報善悪霊異記』には延暦六年以後の時を示す記述も多くふくまれている。『日本国現報善悪霊異記』は、延暦六年にいったん編纂がおこなわれ、後年さらに改編増補されたということであろう。

上述した説話群にみえるもっとも新しい時の記述が「延暦四年乙丑夏五月」であることを合わせ考えるならば、この説話群こそが延暦六年に編纂された説話集であることは、容易に推測することができよう。

延暦六年原撰本『日本国現報善悪霊異記』である。これこそが、「日本国の現報善悪と霊異との記」という書名にふさわしい内容の説話集といえよう。おそらくは、下巻第三十八縁にみえる「延暦六年丁卯秋九月朔四日甲寅日酉時」に見た夢に触発されての説話集編纂であろう。

延暦六年原撰本『日本国現報善悪霊異記』は、「現報善悪」と「霊異」という視点から書かれた、説話集という方法による日本仏教史である。因果の理の普遍性を確認しつつ(現報善悪)、仏の常住を確認しつつ(霊異)、日本仏教史が叙述されている。

聖徳太子を聖とし乞匄人を隠身の聖とする説話(現存本の上巻第四縁)を冒頭に置き、聖武天皇を聖とし行基を隠身の聖とする説話(現存本の上巻第五縁)を第二話としている。末尾には「身を隠したる聖人、凡の中に交るが故に」と述べる説話(現存本の下巻第三十三縁)を置き、その直前には「内に聖の心を密し、外に凡の形を現す」と述べる説話(現存本の下巻第三十縁)を置いている。また、卑賤な者・醜悪な者が仏教の助けによって意外な力を発揮するという説話を多数収録する。

聖と隠身の聖とによって日本の仏教は伝えられてきた、とする考えがその背後にはみとめられる。

教義史・教団史ではなく、民衆に仏教が受容された歴史が叙述されているのである。

8

現存の『日本国現報善悪霊異記』は、「現報善悪」と「霊異」という視点からの叙述は多くの増補説話に埋没して、

かえって不鮮明になっている。収録された説話は多様である。あるいは仏教にかかわり、あるいは仏教にかかわらない。さまざまな「あやし」の世界(『名義抄』には「異」「怪」「神」「奇」「霊」「偉」などに「アヤシ」の訓)が展開される。宗教を逸脱したところに文学を考える性癖の現代人の感覚からは、むしろ現存の『日本国現報善悪霊異記』こそが興趣あるものとされよう。

延暦六年原撰本の説話からさらに連鎖の枝をのばすようにして、原撰本の説話と現存本の説話とのあいだに説話の連鎖がみられ、その説話からさらに連鎖の枝がのびている。

この現存本の『日本国現報善悪霊異記』の成立年時は不明である。

下巻第三十九縁に嵯峨天皇(八〇九―八三在位)が登場し、「弘仁」(八一〇―八二四)の年号がみえる。「此の天皇の時に、天下に旱の厲有り。また天の災と地の妖と飢饉の難と繁く多有り。また鷹と犬とを養ひて鳥と猪と鹿とを取る。是れ慈悲ぶる心にあらず」とあるのは嵯峨天皇の治世が何年か続いてのちの言である。八二〇年前後での言であろうか。

下巻第三十九縁に「今平安宮疏十四介卜治天下賀美能天皇是也」(真福寺本)とある箇所を「今平安宮疏十四年治天下賀美能天皇是也(今、平安の宮にほゞ――若は、あらら――十四年天の下治す賀美能天皇是なり)」として、嵯峨天皇の治世の第十四年に説話集の編纂がなされた、とする板橋倫行「日本霊異記の選述年時について」(『国語と国文学』第七巻第二号)に代表される通説は、本文解釈の上で問題がある。

「十四介卜」を訓釈の竄入として本文より除外し、「疏」を「統」の誤写として、本文を「今平安宮統治天下賀美能天皇是也」と整訂すべきではないだろうか。

「介卜」は「統」に対する訓釈「スヘ」の誤写であろう。「十四」もなにかの誤写であろうが、成案をもたない。

この箇所に嵯峨天皇の治世の第十四年を意味する記述が含まれている、という通説には多くの問題があろう。弘仁年間の成立、とする以上の限定は無理であろう。

9

延暦六年(七八七)に、「現報善悪」と「霊異」という視点から書かれた、説話集という方法による日本仏教史『日本国現報善悪霊異記』が、編纂された。

その後、数度の過程を経たのであろうが、弘仁年間(八一〇―八二四)に、現在みるようなかたちの説話集、さまざまな「あやし」の世界を描いた『日本国現報善悪霊異記』、へと改編された、ということであろう。延暦六年原撰本と現存本との間に存する、時間的な、内容的な、大きな隔たりは、我々の想像をかきたてはするが、結局のところ「謎」というほかはない。

二　編纂者

本書を編纂した景戒に関しては、本書の記述以外には知られていない。真成『大僧正舎利瓶記』にみえる行基(「薬師寺沙門」とされる)の弟子景静、『類聚国史』仏道部・還俗僧の条にみえる薬師寺景国は、おそらく無関係ではないであろうが、詳細は不明である。

三　文　章

四字句を基調とした漢文で書かれている。四字句は、たんに視覚的効果をねらったものではないであろう。賛には押韻をこころみた形跡がある。おそらくは、音読されて受容されることを念頭に置いた文章表現であろう。訓読されて受容されることを念頭に置いて書かれた、たとえば『古事記』のようなものではない。

訓読は受容のありかたのひとつ。本書が訓読されて受容されたこともあったことは、たとえば諸写本の訓釈に遺存している訓読、たとえば『三宝絵』に反映している『日本霊異記』の訓読、によって知ることができる。諸写本の訓釈に遺存している訓読と『三宝絵』に反映している『日本霊異記』の訓読とが同じかたちのものであった、と仮定するならば、たとえば回想の助動詞「き」の用い方について次のような判断がくだせよう。

『日本霊異記』の訓読において、

①説話の冒頭部の文末と末尾部の文末とには「き」を用いてその中間には「き」を用いない、という説話文体は採用されなかった。

②連体形「し」は、会話文、地の文、いずれのばあいにも用いられた。

③終止形「き」は、仏典の引用文中に用いられた。

④終止形「き」は、会話文中に用いられ、地の文の中に用いられることはまれであった。

四　諸本について

本書の古写本はいずれも零本または省略本である。

興福寺本

延喜四年(九〇四)写本の模本。上巻のみを残す零本。序と説話三十五縁収録。

来迎院本

平安後期の書写。中・下巻それぞれの一部分のみを残す零本。他本には欠脱している中巻序・下巻序の大部分を残す。

真福寺本

鎌倉時代の書写。中・下巻のみを残す零本。中巻は、序の前半を破損、説話四十二縁収録。下巻は、序の前半を破損、説話三十九縁収録。

前田家本

嘉禎二年(一二三六)の書写。下巻のみを残す零本。下巻序の全文を残し、説話三十九縁および断片二条収録。

国会図書館本

三昧院本(建保二年〔一二一四〕の奥書。現在は所在不明)の模本。上巻は、序と説話三十一縁収録。中巻は、序を欠き(序の一部分は上巻末に竄入)、説話実数は二十八縁。下巻は、序を欠き、説話実数は二十縁。標題のみを残して説話

本文を省略したり、あるいは欠脱している場合が多い。真福寺本下巻第二十六縁にあたる説話のごく一部分を残して、以下の下巻の本文を欠いている。

「誤写」ということではなく後人の「偽作」が疑われた本文が、前田家本に存する下巻の序であった。来迎院本の発見により、下巻の序の「偽作」説は鳴りをひそめたが、錯綜した本文の理解の問題もあって、十分に解明されたわけではない。「偽作」された本文が写本に存するか否か、は本文校訂の上ではきわめて重大な問題である。

以下には、下巻の序の本文の錯綜した部分をとりあげ、原本から前田家本への変化がわずかな過程を経ることによっておこり得ることを示し、前田家本の下巻の序の本文が原本に近いことをみてみよう。

下巻の序の一部分は、本来は①のような字詰の本文と、その一部分である「嗜名利殺生疑善根悪種」に対する注釈「以比無目之人履贄尾叵失之兮託鬼之人抱毒蛇莫朽之兮」とによって成っていた。

①

…夫花咲無声鶏鳴無涙観代修善之者若
石峯花作悪之者似土山毛匪繕因果作罪
嗜名利殺生疑善根悪種悪報遄来如水鏡
向之即現幸力颪被如谷響喚之必応……

注釈が②のような形式で行間に記されたことに起因して、前田家本のような本文の祖形が成立した。

②

…夫花咲無声鶏鳴無涙観代修善之者若
石峯花作悪之者似土山毛匪繕因果作罪
〔以比無目之人履　贄尾
　叵失之兮〕
嗜名利殺生疑善根悪種悪報遄来如水鏡
〔託鬼之人抱毒蛇莫朽之兮〕
向之即現幸力颪被如谷響喚之必応……

前田家本の本文

……夫花咲無声鶏鳴無涙観代修善之者若石峯花作悪之者似土山毛匪繕因果作罪以比無目之人履叵失之兮虎見尾嗜
名利殺生疑善根悪報遄来如鏡託鬼之人抱毒蛇莫朽之向之即現夸力颪兮悪種叵被如谷響喚之必応……

以上の推測は、本文校訂の補説であるとともに、下巻の序に関しては来迎院本よりも前田家本の方が原形をとどめている、ということの指摘である。来迎院本の本文の原本からの遠さをうかがわせる。また、前田家本の下巻の序に「偽作」を含むという積極的な証拠は存しない。

＊本解説は、拙著『説話集の世界』（岩波書店、一九八八年）に多く拠っている。

主要参考文献

〔古写本の複製〕

興福寺本　『日本国現報善悪霊異記上巻』京都便利堂　一九三四年

来迎院本　日本古典文学影印叢刊1『日本霊異記　古事談抄』財団法人日本古典文学会内　貴重本刊行会　一九七八年

前田家本　尊経閣叢刊19『日本国霊異記巻下』育徳財団　一九三一年

国会図書館本　古典資料6『日本霊異記』すみや書房　一九六九年

〔校本〕

遠藤嘉基・春日和男校注『日本霊異記』(日本古典文学大系)岩波書店　一九六七年

〔索引〕

春日和男・原栄一共編『日本霊異記漢字索引』(『説話の語文』別冊)桜楓社　一九七五年

〔校訂本文〕

狩谷棭斎『校本日本霊異記』(日本古典全集『狩谷棭斎全集　第一』)日本古典全集刊行会　一九二五年

武田祐吉校注『日本霊異記』(日本古典全書)朝日新聞社　一九五〇年

中田祝夫校注・訳『日本霊異記』(日本古典文学全集)小学館　一九七五年

〔注釈〕

狩谷棭斎『日本霊異記攷証』(日本古典全集『狩谷棭斎全集　第二』)日本古典全集刊行会　一九二六年

松浦貞俊『日本国現報善悪霊異記註釈』大東文化大学東洋研究所　一九七三年

武田祐吉校注『日本霊異記』(日本古典全書)朝日新聞社　一九五〇年

板橋倫行校注『日本霊異記』角川文庫　一九五七年

遠藤嘉基・春日和男校注『日本霊異記』(日本古典文学大系)岩波書店　一九六七年

中田祝夫校注・訳『日本霊異記』(日本古典文学全集)小学館　一九七五年

小泉道校注『日本霊異記』(新潮日本古典集成)新潮社　一九八四年

経典名索引

1) この索引は『日本霊異記』に登場する経典名について，該当する巻・話番号を示したものである．
2) 採録の対象としたのは，原則として具体的な名称を記された経典に限ったが，経典以外にもそれに準ずるものとして採録した場合がある．
3) 項目の表示は，本文中の表示の中で最も一般的なものによった．本文中の表示が一般的でない場合には，必要に応じて参照項目を立てた．
4) 項目は，現代仮名遣いの五十音順に配列した．
5) 本文中の経典名の表示が項目の表示と異なる場合には，巻・話番号の後の（ ）内に本文中の表示を示した．

あ行

一乗経　下10
盂蘭盆経　中7

か行

観世音経　上30. 下34　→妙法蓮華経
観音三昧経　下34
観音品　上15　→妙法蓮華経
経　上22, 23, 30. 中20, 27, 41. 下14, 16, 38
憍慢経　中1
経論　下33
金剛般若経　中24. 下1, 21, 34

さ行

最勝王経　中5
十輪経　下33
出曜経　中30
長阿含経　下4
成実論　中28, 32
精進女問経　上13
丈夫論　下15　→大丈夫論
勝鬘経　上4
諸教要集　下38
心経　上14. 中19. 下34　→般若心経
心波若経　上14　→般若心経
心般若　中7　→般若心経
善悪因果経　上18. 中10
千手経　下14
千手陀羅尼　下14(陀羅尼), 34
千手呪　下14
像法決疑経　下33

た行

大集経　中9
大乗　上23. 中6, 15. 下1, 14, 34, 38　→大乗経
大乗経　上序, 23(大乗), 30. 中6(大乗), 15(大乗). 下1(大乗), 14(大乗), 34(大乗), 38(大乗)
大丈夫論　上29. 下15(丈夫論)
大神呪　下14
大般若　中7　→大般若経
大般若経　中7(大般若). 下23
大方等経　上20
陀羅尼[1]　下14　→千手陀羅尼
陀羅尼[2]　下36

な行

日摩尼の手　下12
涅槃経　上20, 27, 29. 中10, 13, 17, 19, 22, 42. 下18, 27

は行

八十花厳　下19
般若験記　上序
般若心経　上14(心経・心波若経). 中7(心般若), 19(心経). 下34(心経)
般若陀羅尼　中15
鼻奈耶経　中5
不思議光菩薩経　中7
方広経　上8, 10. 下4, 14
法花経　上4, 11, 18, 19, 28. 中3, 6, 15, 18. 下1, 6, 9, 10, 13, 18, 19, 20, 22, 24, 29, 35, 37
梵網経　中19

ま行

妙法蓮華経　上15(観音品), 30(観世音経). 下34(観世音経)

や行

薬師経　下33, 34
瑜伽論　下8

ら行

六巻抄　下24

尽恵寺　中 22
新羅　上 28

す

鋤田寺　中 7
須弥　中 38
駿河　上 28　→駿河国
駿河国　上 28(駿河). 中 39

せ

勢多寺　中 32
千手院　中 42
禅院寺　上 22

そ

添上郡　上 10, 23, 32. 中 20
菟山寺　下 20

た

大安寺　上 32. 中 24, 28. 下 3, 19, 24
大神寺　下 19
大唐　上, 6, 22, 28. 中 24　→大唐国
大唐国　上 序, 6(大唐), 17(唐), 22(大唐), 28(大唐). 中 24(大唐)
平安宮　下 39
高脚浜　上 5
高嶋郡　中 24
高宮寺　上 4
陀我大神　下 24
託磨郡　下 19
高市郡　上 26. 下 32
大宰府　下 35, 37
丹治比郡　下 18
但馬国　上 9
授力寮　上 32
蓼原堂　下 11
蓼原里　下 11
丹波後国　上 9
田野浦　下 25
玉坂　下 29
多磨郡　中 3, 9. 下 7

ち

小県郡　下 22, 23
近江　上 4　→近江国
近江国　上 4(近江). 下 24
血淳上山寺　中 13, 37(珍努上山寺)
珍努上山寺　中 37　→血淳上山寺
茅原村　上 28

つ

桃花里　中 26
舂米寺　上 27
筑紫　上 17. 中 3　→筑紫国
筑紫国　上 17(筑紫). 中 3(筑紫). 下 38
竺紫国府　下 19
筑紫肥前国　下 35　→肥前国
筑前　下 37
綴喜郡　中 35
図南郡　下 25
摂津国　上 27. 中 5, 8. 下 2
都魯鹿津　中 24

て

手嶋郡　下 2
天上の宝堂　下 序

と

唐　上 17　→大唐国
東大寺　中 21. 下 26
東天竺国　下 24
忉利天　中 24
遠江里　下 8
十市郡　中 33
遠江国　中 31, 39. 下 35
土左国　中 1
兜率天　下 8
度南国　上 30
富尼寺　中 8
とみのをがは　上 4
豊浦寺　上 1. 下 38
豊浦堂　上 5
豊葦原水穂国　中 7
豊国　上 5
豊前国　上 30. 下 19
豊服郷　下 19

な

中嶋郡　中 27
名方郡　下 20
長岡宮　下 30, 38
那賀郡　下 17
名草郡　上 5. 中 32. 下 16, 28, 30, 34, 38
撫凹村　中 5
那天堂　中 5
難波　上 5(難波), 14(難波), 35. 中 7, 8
難破　上 5, 14　→難波
難波の江　中 30
難破の津　上 7
難破長柄豊前宮　上 9, 13
難破の堀江　上 5
難破宮　上 23
奈良　中 11　→諾楽
諾楽　中 11(奈良), 14, 24, 34, 42. 下 2, 21
奈良宮　中 39. 下 16　→諾楽宮
諾楽宮　上 31. 中 1, 39(奈良宮). 下 1, 16(奈良宮), 36, 38, 39
平城宮　下 35, 37, 39
奈良京　中 8, 35, 36. 下 12　→諾楽京
奈羅京　中 28　→諾楽京
諾楽京　中 6, 8(奈良京), 19, 21, 23, 28(奈羅京), 35(奈良京), 36(奈良京), 38. 下 4, 11, 12(奈良京), 15
奈良山　上 12　→諾楽山
諾楽山　上 12(奈良山). 中 40
南塔院　中 24

に

仁嗜の浜中村　下 29
西方　中 2
西里　中 24, 28

ぬ

漆部里　上 13

の

後岡本宮　上 14
濃於寺　上 11
能応寺　下 30
野寺　下 35
野中堂　下 18
能応里　下 16
能応村　下 30

は

椒村　中 1
八多寺　上 33
秦里　下 29
波多里　下 32
泊瀬　下 3
泊瀬朝倉宮　上 1
服部堂　中 14
埴村　下 20
埴生里　下 34
浜中郷　下 25
畷代里　中 15
榛原郡　中 39, 下 35
幡磨国　上 5, 11

ひ

穉寺　上 5
日高郡　下 25, 33
日根郡　中 22
肥前国　下 19, 35(筑紫肥前国)
肥後国　下 19
広瀬　上 31
東生郡　中 5
東の市　中 19
東山　中 21

ふ

深長寺　中 12
深津市　下 27
深津郡　下 27
富岐嶺　上 28
藤原宮　上 28, 30
故京　上 1, 15, 24. 中 14, 29

へ

平群郡　中 17
平群山寺　上 35

ほ

法器山寺　上 26
法林寺　上 4
細見里　上 32
法花寺　下 36
穂積寺　中 42
菩薩池　中 17
梵天　中 42

ま

真木原　下 9
松浦郡　下 35
馬庭山寺　中 38

み

三上村　中 32
御上嶺　下 24
三木寺　下 26
美貴郡　下 26
弥気里　下 17
弥気山室堂　下 17
水野郷　下 31
三谷寺　上 7
三谷郡　上 7
御谷の里　中 15
三乃国　上 2. 中 4(三野国). 下 31(美乃国)
三野国　中 4　→三乃国
美乃国　下 31　→三乃国
御馬河里　下 14
美作国　下 13
宮子郡　上 30
弥勒寺　下 30

む

武蔵国　中 3, 9. 下 7
武射郡　中 26
牟婁郡　下 1, 2, 10

も

守部山　上 4

や

薬王寺　中 32
薬師寺　中 11. 下 12, 21
野州郡　下 24
八代郡　下 19
矢羽田　下 19
山階寺　下 24
山代　中 24　→山背
山背　上 12. 中 24(山代), 35
山背国　上 19. 中 6, 12, 18
山直里　中 10
山田郡　中 15, 25
大和国　上 4(大倭国), 10, 13(大倭国), 16, 18, 23, 28. 中 17(大倭国), 20, 33. 下 6, 9, 16, 32, 39
大倭国　上 4, 13. 中 17　→大和国
山辺郡　下 39
山村　上 32
山村里　中 20
山村中里　上 10

ゆ

遊宜村　上 35

よ

欲界　上 28
吉野　上 5. 中 26. 下 1
吉野郡　中 26
吉野山　上 31. 下 6
黄泉　上 30. 下 35, 37

ろ

六条五坊　中 24
六道　上 21, 35. 中 序

わ

若江郡　上 35. 中 30
別郡　上 18
別寺　下 33
別里　下 33

地名・寺社名索引

1) この索引は『日本霊異記』に登場する地名および寺社について，該当する巻・話番号を示したものである．
2) 各巻の冒頭および下巻の末尾に存する「諾楽」「右京」「薬師寺」は除外した．
3) 採録の対象としたのは，原則として本文中に具体的な名称を記されたものに限り，単なる「京」「里」「山寺」の類いは省略した．
4) 項目の表示は，地名については本文中の表示の中で最も一般的なものによった．本文中の表示が一般的でない場合には，必要に応じて参照項目を立てた．
5) 項目は，現代仮名遣いの五十音順に配列した．
6) 本文中の地名・寺社名の表示が項目の表示と異なる場合には，巻・話番号の後の（ ）内に本文中の表示を示した．

あ

英多郡　下13
秋河　中26
悪趣　下37
浅井郡　下24
葦田郡　下27
葦原国　中7
味木里　上27
飛鳥川原板葺宮　上9
安宿郡　中7. 下5
賊の地　下7
淳見　下31
安諦　下29　→安諦郡
安諦郡　上34. 下10, 25, 29(安諦)
跡目里　下22
窟穴国郷　下27
畔蒜郡　中26
阿鼻地獄　中7
阿倍山田　上1
海部郡　中1. 下25, 29, 32
海部峯　下6
阿育知郡　上3. 中4(愛智郡), 27(愛知郡)
愛知郡　中27　→阿育知郡
愛智郡　中4　→阿育知郡
荒田村　下10
淡路国　下25, 32, 38
粟国　下20
奄知村　中33
安養　中2
安楽国　下39

い

飯岡　上1
揖保郡　上5
雷岡　上1
いかるが　上4. 下16(鵤鶴)
鵤鶴　下16　→いかるが
鵤岡本宮　上4
斑鳩宮　上5
鵤村　中17
伊賀国　中15
活目陵　下15
生馬山寺　中8
生馬山　中7
率川社　中24
石川郡　上27, 33
石鎚山　下39
伊図の嶋　上28
和泉国　上5. 中2, 7, 10, 13, 22, 37(泉国)
泉国　中37　→和泉国
和泉郡　中10　→泉郡
泉郡　中2, 10(和泉郡), 13, 37
伊勢　上25　→伊勢国
伊勢国　上25(伊勢). 下1
伊刀郡　中11
井上寺　下5
伊予国　上17, 18. 下39
伊波多岐嶋　下32
磐田寺　中31
磐田郡　中31
磐余池辺双槻宮　上4
磐余訳語田宮　上3
磐余宮　上1

う

殖槻寺　中34
右京　中11, 34. 下21
宇佐郡　下19
宇治　上5
宇治椅　上12. 中24
鵜垂郡　中25
鵜田堂　中39
宇太郡　上13. 下9(菟田郡)
菟田郡　下9　→宇太郡
鵜田里　中39
畿内　下5
内市　下6
畝田村　下16
兎原郡　中8
馬甘里　中41

え

延興寺　上20
琰魔国　下35
閻羅王宮　下22, 36(閻羅王の宮)
閻羅王の闕　中19　→閻羅の闕
閻羅王の宮　下36　→閻羅王宮
閻羅の闕　中5, 7, 19(閻羅王の闕), 24. 下26, 36, 37

お

近江国　上4. 中24. 下8
麻殖郡　下20
大安殿　上1
大井河　中39
大谷堂　下34
皇殿　中21
大鳥郡　中7
大乃郡　上2
大野郷　下16
大宮　上3
大八州国　下1　→大八嶋国
大八嶋国　中1. 下1(大八州国), 16, 30
大山里　下27
岡堂　中26
岡本尼寺　中17
岡本村　上4
小川市　中4
小河郷　下7
奥国　下4
奥嶋　中1
少田郡　上29
越知郡　上17
嬢里　下23
小治田宮　上1, 6　→小墾田宮
小墾田宮　上1(小治田宮), 4, 5, 6(小治田宮), 8. 中17
尾張国　上3. 中4, 27

か

加賀郡　下14, 16
香川郡　中16
加佐郡　上9
葛木　上4
葛木尼寺　中23
葛木上郡　上18, 28
葛木峯　上28
片岡村　上4
片県郡　中4. 下31(方県郡)
方県郡　下31　→片県郡
片輪里　中4　→片蔭里
片蔭里　上3. 中4(片輪里), 27
蚊田浦　下32
河東　下10
金峯　上28. 中26. 下1
骨嶋　上7
迦毘羅衛城　下19
上総国　中26
神野郡　下39
上山寺　下3
鴨里　中3
草津川　中27
漢地　上序
軽嶋豊明宮　上序
軽諸越　上1
川派里　中30
元興寺　上3, 11, 12. 中1, 4, 27, 29. 下17

き

木市　上34
貴志寺　下28
貴志里　下28
紀伊国　上5, 34. 中1, 11, 32. 下1, 2, 6, 10, 16, 17, 25, 28, 29, 30, 32, 33, 34, 38
紀伊郡　中12
吉備郷　下25
備前　上7
備後国　上7. 下27
備中　上7　→備中国
備中国　上7(備中), 29

く

九条二坊　中42
楠見粟村　下38
楠見村　下31
百済　上14, 17　→百済国
百済寺　上14
百済国　上序, 4, 7, 14(百済), 17(百済)
頸城郡　中7
熊野河　下1
熊野村　下1, 2
桑原　中11

け

灰河地獄　中10
羂索堂　中21

こ

河内市の辺　下5
河内国　上21, 22, 27, 33, 35. 中7, 19, 30, 41. 下5, 18
興福寺　上6. 下2
江陵　上11
金の楼閣　中7
金の宮　上30
国府　中27
国分寺　下19, 25
極楽　上22. 下序
越田池　下11
越前　中24　→越前国
越前国　中24(越前). 下14, 16
越後国　中7
越部村　中26
五台山　上5
高麗　上6, 12
高麗寺　中18
金鷲　中21
崐山　上序

さ

西大寺　下36
坂田郡　下8
坂田里　中16
佐賀郡　下19
相楽郡　中6, 18
佐岐村　下15
左京　中1, 14, 24, 42. 下2, 17
桜村　中32
讃岐国　中16, 25. 下26, 27
狭屋寺　中11
更荒郡　中41
三界　中序

し

飾磨郡　上11
磯鹿辛前　中24
磯城嶋金刺宮　上序, 2
磯城嶋村　下39
地獄　上23, 27. 中7, 10, 18, 19, 22. 下23, 35
慈氏禅定堂　下17
七美郡　上9
信天原山寺　下5
信濃国　中13. 下7, 22, 23
信部寺　上34
嶋下郡　上27
嶋町　下38
下痛脚村　中10
下毛野寺　中35, 36
舎衛城　下19
浄土　上23
聖徳王の宮　下16

せ

施皎　下 35
宣化天皇　中 序
千手　下 14　→千手観音菩薩
千手観音菩薩　中 42. 下 12, 14（千手）
善珠禅師　下 35, 39

そ

巣父　中 序
宗我入鹿　上 5
蘇曼　下 19

た

題恵禅師　中 11
諦鏡　中 35
大徳親王　下 39
大妙声菩薩　下 17
高賀茂朝臣　上 28　→役優婆塞
高佐麻呂　中 24
陀我大神　下 24
高橋連東人　中 15
丹治比の氏　上 18
丹治比嬢女　下 39
丹治比経師　下 18
橘朝臣諾楽麻呂　中 40
橘豊日天皇　上 4　→用明天皇
竪部氏　上 6
田中真人広虫女　下 26
多夜須子　下 20
多羅　上 26
多利丸　下 30

ち

小子部栖軽　上 1
力王　上 3
智光　中 7
知調　上 22
血沼県主倭麻呂　中 2
忠仙　下 34
長義　下 21

つ

尽間遐邇麻呂　中 8
槌麻呂　中 24

て

帝姫阿倍天皇(孝謙天皇・称徳天皇)　下 1, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 11, 12, 13, 15, 38, 39
丁蘭　上 17. 中 39
天台智者　下 序, 38
天皇[1]　中 40
天皇[2]　下 37
天皇(推古天皇)　上 6, 8, 17
天皇(皇極天皇)　上 9
天皇(孝徳天皇)　上 9, 13, 23
天皇(斉明天皇)　上 14
天皇(天智天皇)　上 17
天皇(文武天皇)　上 28, 30
転輪王　下 36

と

道鏡法師　下 38
道照法師　上 22, 28
道場法師　上 3. 中 4, 27
道登　上 12
利苅優婆夷　中 19
利苅村主　中 19
徳玄　中 24
豊服広公　下 19

な

中知麻呂　中 24
中臣連祖父麿　下 25
長屋親王　中 1
楢磐嶋　中 24
南菩薩　下 1　→永興禅師

に

丹生直弟上　中 31
饒財菩薩　中 7
如来　上 23. 中 41
仁耀法師　中 24

ぬ

淳名倉太玉敷命　上 3　→敏達天皇
布敷臣衣女　中 25
漆部造麿　上 13

は

丈部直山継　下 7
蜂田薬師　中 7
波々岐将丸　下 38

ひ

仙の宮の賓　上 28
敏達天皇　上 3(淳名倉太玉敷命), 5
一語主大神　上 28
火君の氏　下 35
女王　中 14
毗瑠璃王　下 2

ふ

豊慶　下 17
富岻　上 28
藤原朝臣種継　下 38
藤原朝臣永手　下 36
藤原朝臣仲麿　下 38
藤原朝臣広足　下 9
仏菩薩　上 5, 30
道祖親王　下 38
船氏　上 22
船親王　下 3
文忌寸　中 11

へ

弁宗　下 3

ほ

法音輪菩薩　下 17
法邇　中 8
菩薩　上 8. 中 7, 14, 42. 下 33
仏　中 41. 下 序, 30　→釈迦牟尼仏
誉田天皇(応神天皇)　上 序
品知牧人　下 27

ま

客神　上 5
万侶　上 12
満預大法師　下 24

み

皇子　上 32
風流　上 13
御手代東人　上 31
三野狐　中 4
三間名干岐　下 30
瞻保　上 23
明規　下 30

妙見菩薩　上 34. 下 5, 32
妙徳菩薩　上 5
弥勒仏　中 26　→弥勒菩薩
弥勒菩薩　中 23, 26(弥勒仏). 下 8, 17, 28
神氏　上 25

む

牟婁沙弥　下 10

も

孟嘗　中 序
物部古丸　下 35
物部麿　中 32
物部弓削守屋大連公　上 5
文殊師利菩薩　上 5

や

薬師如来　中 39(薬師仏). 下 11
薬師仏　中 39　→薬師如来
疫神　中 25
山部天皇(桓武天皇)　下 30, 31, 35, 38, 39

ゆ

雄略天皇　上 1(大泊瀬稚武天皇)
弓削氏　下 38

よ

永興禅師　下 1(南菩薩), 2
用明天皇　上 4(橘豊日天皇), 5
横江臣成召女　下 16
横江臣成人　下 16
依網禅師　中 11
依網連　中 11
還活連公　上 5　→大部屋栖野古連公
万の子　中 33

ら

羅睺羅　下 24

り

劉氏　上 11
竜神　上 25

る

流水長者　中 5

ろ

魯恭　中 序

わ

稚桜部任　中 27

人名・神仏名索引

1) この索引は『日本霊異記』に登場する人物および神と仏菩薩について，該当する巻・話番号を示したものである．
2) 各巻の冒頭および下巻の末尾に存する「景戒」は除外した．
3) 採録の対象としたのは，原則として本文中に名を記されたものに限り，無名の場合は省略した．
4) 項目の表示は，人名については原則として本文中の表示に従い，神仏名については本文中の表示の中で最も一般的なものによった．本文中の表示が諡号・通称あるいは略称等である場合には，必要に応じて参照項目を立てた．
5) 項目は，現代仮名遣いの五十音順に配列した．
6) 本文中の人名・神仏名の表示が項目の表示と異なる場合には，巻・話番号の後の（ ）内に本文中の表示を示した．

あ

藹法師　上 4
県氏　下 31
秋丸　下 27
葦屋君氏　下 2
飛鳥部造　中 7
賊の臣仲麿　下 7
跡氏　下 39
跡連　下 39
穴君の弟公　下 27
阿難　中 41
阿陪内親王(後の孝謙天皇)　下 38
海使装女　中 42
阿弥陀　上 5, 33. 中 26(阿弥陀仏)
阿弥陀仏　中 26　→阿弥陀
天国押開広庭命　上 2　→欽明天皇
綾君　中 16
粟田朝臣の女　上 31
粟田卿　上 31

い

家依　下 36
雷　上 3　→雷神
雷神　上 1, 3(雷)
池辺直氷田　上 5
石川沙弥　上 27
石槌神　下 39
石別　上 21
伊勢沙弥　下 33
市往民　下 2
伊奈婆　下 31
犬養宿禰真老　下 15
韻興法師　下 38
忌部首　下 20
忌部連板屋　下 20

う

上田三郎　中 11
宇遅王　中 35
優塡　中 39
厩戸豊聡耳　上 4　→聖徳太子
厩戸皇子　上 5　→聖徳太子

え

栄常　中 18
慧義　上 14
恵勝[1]　上 20
恵勝[2]　下 24
役優婆塞　上 28(役行者・賀茂役公・高賀茂朝臣)
役行者　上 28　→役優婆塞
榎本氏　下 10
恵満　上 12
円勢　上 4
閻羅王　中 5, 7, 19, 24, 25. 下 9, 26, 35(王), 36, 37

お

王[1]　上 30. 下 22
王[2]　下 35　→閻羅王
王与女　下 10
大炊天皇(淳仁天皇)　中 39, 41, 42. 下 38
皇后(後の推古天皇)　上 5
大后(光明皇后)　下 38
大后天皇　上 25　→持統天皇
大皇后天皇　上 26　→持統天皇
大伴　中 3
大伴赤麻呂　中 9
大伴連　上 5. 下 23
大伴連忍勝　下 23
大伴連の祖　下 17
大部屋栖野古連公　上 5
大泊瀬稚武天皇　上 1　→雄略天皇
大神高市万侶卿　上 25
岡田村主石人　中 32
岡田村主姑女　中 32
置染臣鯛女　中 8
他田舎人蝦夷　下 22
雄鹿宿禰木積　下 38
越智直　上 17
鬼　中 25
鬼神　上 28. 中 5
小野朝臣庭麿　下 14
小屋県主宮手　下 26
尾張宿禰久玖利　中 27

か

戒明　下 19
鏡作造　中 33
覚法師　上 14　→義覚
膳臣広国　上 30
葛木王　中 40
上毛野公大椅の女　中 11
上宮皇太子　中 17　→聖徳太子
上宮皇　上 4　→聖徳太子
上村主　中 7
賀美能天皇(嵯峨天皇)　下 39(神野親王)
神野親王　下 39　→賀美能天皇
鴨氏　下 38
賀茂役公　上 28　→役優婆塞
漢神　中 5
迦留陀夷　中 5
河辺法師　上 6
願覚　上 4
観規　下 30
観音菩薩　上 6, 17, 18, 20, 31. 中 17, 26, 34, 36, 42. 下 7, 12, 13, 38
観勒　上 5

き

義覚　上 14(覚法師)
掬多　中 24
后　上 1
皇后(孝謙天皇)　下 38
吉志火麻呂　中 3
基真法師　下 38
義禅師　上 8. 中 12
吉祥天女　中 13, 14
岐都禰　上 2
狐直　上 2
衣縫伴造義通　上 8
紀直吉足　下 33
紀臣馬養　下 25
紀万侶朝臣　下 25
黄文王　下 38
堯　上 25
景戒　上序. 中序. 下序, 38
行基　上 5. 中 2, 7, 8, 12, 29, 30
行善　上 6
鏡日　下 38
許由　中 序
欽明天皇　上序, 2(天国押開広庭命). 中序

く

弘済禅師　上 7
日下部の氏　上 18
旱部猴　上 18
旱部真留　中 3.
孔雀王　上 28
椋家長公　上 10
鞍部徳積　上 5
呉原忌寸名妹丸　下 32

け

軒轅黄帝　下 38
玄奘三蔵　上 22
賢天菩薩　中 7

こ

広達禅師　中 26
孝徳天皇　上 5
越史　中 7
牛頭人身　中 5
巨勢部皆女　下 34
護法　中 35. 下 33　→護法の神
護法の神　中 35(護法). 下 10, 33(護法)
金剛那羅延　中 27
金鷲優婆塞　中 21

さ

佐伯宿禰伊太知　下 37
佐賀君の児公　下 19
猴聖　下 19
早良皇太子　下 38

し

四王　中 24
慈応　上 11
塩春　中 32
塩焼王　下 38
地蔵菩薩　下 9
持統天皇　上 25(大后天皇), 26(大皇后天皇)
嶋大臣(蘇我馬子)　上 5
下毛野朝臣　中 26
釈迦丈六仏　中 28, 30　→釈迦牟尼仏
釈迦如来　下 25　→釈迦牟尼仏
釈迦牟尼仏　中 1, 28(釈迦丈六仏), 30(同左), 41(仏). 下序(仏), 25(釈迦如来), 30(仏)
寂仙禅師　下 39
寂林法師　下 16
舎利菩薩　下 19
十一面観音菩薩　中 11. 下 3, 30
執金剛神　中 21
十二薬叉神　下 33
朱明　中 序
舜　上 25
正観自在菩薩　中 37
浄達　中 32
聖徳王　下 16　→聖徳太子
聖徳皇太子　上 4, 5　→聖徳太子
聖徳太子　上 4(厩戸豊聡耳・上宮皇・聖徳皇太子), 上 5(厩戸皇子・聖徳皇太子), 中 17(上宮皇太子). 下 16(聖徳王)
勝宝応真聖武太上天皇　上 5, 31. 中序, 1. 下 38, 39　→聖武天皇
聖武太上天皇　中 5, 36　→聖武天皇
聖武天皇　上 5(勝宝応真聖武太上天皇), 31(勝宝応真聖武太上天皇), 32. 中序(勝宝応真聖武太上天皇), 1(勝宝応真聖武太上天皇), 2, 3, 4, 5(聖武太上天皇), 6, 7, 11, 12, 13, 14, 16, 17, 19, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 31, 32, 33, 34, 35, 36(聖武太上天皇), 37, 38. 下 30, 38(勝宝応真聖武太上天皇), 39(勝宝応真聖武太上天皇)
白壁天皇(光仁天皇)　中 7. 下 16, 17, 20, 24, 25, 27, 28, 29, 30, 35, 36, 38
白髪部猪丸　上 29
白髪部の氏の女　下 7
信行　下 17
信厳禅師　中 2
神人　下 19

す

菅野朝臣真道　下 35
鋤田連　中 7
須達長者　下 19

索　引

人名・神仏名索引 …… 2
地名・寺社名索引 …… 6
経典名索引 …… 10

日本霊異記

新日本古典文学大系 30

一九九六年一二月二〇日　第一刷発行

校注者　出雲路修（いずもじおさむ）
発行者　安江良介
発行所　株式会社　岩波書店
〒101-02　東京都千代田区一ツ橋二-五-五
電　話　案内 〇三-三二〇-四〇〇〇

Printed in Japan
ISBN4-00-240030-1

© 出雲路修　一九九六

R〈日本複写権センター委託出版物〉本書の無断複写は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。本書からの複写は、日本複写権センター（〇三-三四〇一-二三八二）の許諾を得て下さい。

本文用紙　王子製紙株式会社
見返し・扉・函用紙　特種製紙株式会社
表紙用クロス　株式会社ダイニック

本文整版　株式会社シーティエス大日本
本文印刷　大日本印刷株式会社
扉・函印刷　株式会社精興社
製函　株式会社加藤製函所
製本　牧製本印刷株式会社